



# スリランカ

## 出身国情報レポート(COI)

COI局

2012年3月7日

## 目次

はしがき

最近のニュース

スリランカにおける2012年2月4日から3月2日までの出来事

詳細情報が入手できる有用なニュースソース

2012年2月4日から3月2日までの間に発行された、若しくはアクセスされたスリランカに関するレポート

基本情報

1. 地理	1.01
地図	1.08
国民の祝祭日	1.09
2. 経済	2.01
3. 歴史（1948年～2011年6月）	3.01
主要な政治的出来事	3.01
内戦（1984年から2009年5月）	3.21
LTTEのメンバー（容疑者）に対する政府の処遇（2010年12月までのもの）	3.32
内戦の遺産	3.48
スリランカでの説明義務に関する、国連事務総長専門パネルのレポート（2011年4月）	3.51
2006年7月から2009年5月までの出来事を扱っている国防省のレポート	3.57
過去の教訓・和解委員会（The Lessons Learnt and Reconciliation Commission/LLRC）	3.60
4. 最近の主な展開（2011年7月～2012年1月）	4.01
最近の主な展開	4.01
LTTEメンバー（容疑者）の状況	4.15
更生	4.15
5. 憲法	5.01
第18次改訂	5.03
6. 政治体制	6.01
人権	
7. はじめに	7.01
8. 治安部隊及び民兵グループ	8.01
警察	8.02
国軍	8.12
脱走	8.15
警察、武装部隊による人権侵害	8.18
恣意的逮捕及び抑留	8.18
失踪・拉致	8.23
拷問	8.31
裁判外殺害	8.53
親政府（非国家）民兵グループ	8.55
民兵グループによる人権侵害	8.57

告発の手段 .....	8.60
刑事免責.....	8.61
スリランカ人権委員会（HRCSL あるいは SLHRC） .....	8.64
証人保護.....	8.67
9. 司法制度.....	9.01
組織.....	9.02
司法の独立性.....	9.04
公正な裁判 .....	9.05
刑法.....	9.06
10. 逮捕と抑留—法的権利.....	10.01
有事規制及びテロ活動の防止 .....	10.04
保釈/報告条件.....	10.16
逮捕状 .....	10.17
裁判所への召喚 .....	10.18
11. 刑務所及び抑留センターの環境.....	11.01
拘留中の死亡.....	11.18
12. 死刑 .....	12.01
13. 政党 .....	13.01
政治的表現の自由.....	13.01
結社と集会の自由.....	13.03
野党グループと政治活動家.....	13.04
サラット・フォンセカ（Sarath Fonseka）とその支持者たち .....	13.05
タミル国民連合（TNA）支持者.....	13.10
14. 言論と報道の自由 .....	14.01
法的枠組み .....	14.01
ジャーナリスト .....	14.16
インターネット/携帯電話.....	14.16
15. 人権機関、組織及び活動家.....	15.01
16. 汚職行為 .....	16.01
17. 信教の自由.....	17.01
法的枠組み及び人口統計 .....	17.01
ヒンドゥー教徒 .....	17.05
イスラム教徒.....	17.06
キリスト教徒.....	17.07
18. 民族集団 .....	18.01
法的枠組みと人口統計.....	18.01
シンハラ人 .....	18.04
タミル人.....	18.06

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

インド起源のタミル人（『内陸のタミル人』）	18.14
イスラム教徒	18.16
19.    レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々	19.01
法的権利	19.01
国家当局による扱いと彼らの考え方	19.08
社会的扱いと態度	19.12
20.    女性	20.01
概要	20.01
法的権利	20.06
結婚/離婚に関する法律	20.09
政治的権利	20.16
社会的・経済的権利	20.18
雇用	20.19
家族計画と中絶	20.23
シングルマザー/未亡人	20.29
異なる宗教/民族間の結婚	20.37
女性に対する暴力	20.38
法的権利	20.38
女性器切除（FGM）	20.40
レイプ/家庭内暴力	20.41
再定住地域や駐屯地での暴力（2009年5月から2011年12月）	20.50
医療と福祉	20.56
女性が利用できる援助	20.57
21.    児童	21.01
概要	21.01
法的権利	21.04
子どもに対する暴力	21.10
北部における保護・養育者のいない孤児、子ども	21.22
児童養育及び保護	21.29
政府及びNGOによる児童養育	21.34
教育	21.37
健康と福祉	21.47
22.    人身売買	22.01
23.    医療問題	23.01
医療および薬品の入手可能性の概要	23.01
HIV/エイズ—抗レトロウイルス治療	23.11
癌治療	23.15
腎臓透析	23.18
メンタルヘルス	23.21
メンタルヘルス病院と診療所	23.25
精神科医と心理士	23.28

	心的外傷後ストレス症候群(PTSD).....	23.29
	抗鬱剤と治療薬剤の入手し易さと廉価性 .....	23.30
24.	人道上の問題と国内で強制退去された人たち(IDPs).....	24.01
	国内で強制退去された人たち(IDPs).....	24.01
	IDPs の文書による証明.....	24.19
	洪水 .....	24.20
25.	移動の自由 .....	25.01
	国内移動.....	25.02
	警察の登録 .....	25.03
	検問所 .....	25.08
	不発弾(UXOs) .....	25.12
	国外移動.....	25.17
	出国手続き .....	25.18
	入国手続き .....	25.22
	インドからの避難民の帰還.....	25.25
	亡命申請が通らなかった者の帰還.....	25.29
	身体検査/傷痕 .....	25.53
26.	市民権と国籍.....	26.01
	身分証明カード .....	26.06
	渡航書類.....	26.12
27.	偽造又は詐欺により入手された公式書類 .....	27.01
	付録 A 主な出来事の時系列	
	付録 B 政治団体	
	付録 C 主な人物	
	付録 D 略語リスト	
	付録 E 外務英連邦省連絡	

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## はしがき

- i この出身国情報（Country of Origin Information/COI）レポートは、亡命/人権判定プロセスに関わる職員が使用するために、英国国境局（UKBA）の COI サービスによって作成された。レポートには、英国で行われた亡命/人権要求において通常取り上げられる問題に関する一般的な背景情報が記載されている。本文に含まれる情報は、2012年2月3日までの情報である。「最新のニュース」のセクションには、2012年2月4日～2012年3月2日までに報告された事項及びレポートに関する簡潔な情報が記載されている。レポートは2012年3月7日に発行された。
- ii レポート全体は、様々な公認の外部情報源による資料から編集されており、そこに UKBA の意見やポリシーは一切盛り込まれていない。レポート内のすべての情報は、亡命/人権判定プロセスに携わる者が利用できる大本の情報源の資料に起因するものである。
- iii レポートの目的は、亡命及び人権を適用する際に発生する主な問題に注目し、出展元の明らかな原資料の簡潔な要約を提供することであり、詳細または総合的な調査を目的とするものではない。詳細に関しては、関連する原資料を直接調査する必要がある。
- iv COI レポートの構成とフォーマットは、UKBA の意思決定者が使用するものを踏襲しており、特定の問題に関する電子データへのアクセスや、コンテンツページを利用した必要なテーマへのダイレクトな移動を即座に必要とする報告担当職員のニーズに合わせたものとなっている。重要な問題については、常に特別なセクションを設けてやや掘り下げた説明を加えてあるが、それらの項目を他のセクション内で簡単に取り上げる場合もある。そのため、レポートの構成上、説明が重複する場合もある。
- v 本 COI レポートに含まれる情報は、原資料から識別できる情報に限定されている。特定のトピックに関して関連するあらゆる側面から記載するように努めているが、関係する情報が常に入手できるとは限らない。そのため、本レポートに掲載された情報を利用し、実際に記載されている内容以上の言及をすることは避けるべきである。例えば、ある法律が可決されたと記載されていても、実際に施行されたと記載されていないのであれば、そのように言及すべきではない。同様に、情報の欠落は必ずしも、例えば特定の出来事や行動が発生していない、ということの意味する訳ではない。
- vi 上記の通り、本レポートは信頼できる複数の情報源によって作成された資料をまとめたものである。本レポートの編集に際し、COI サービスは矛盾をまとめ、様々な資料を提供しようとして、可能な場合はバランスと取れた全体像が示されたことをはっきりとさせるかもしれないが、異なる原資料に記載されている情報間の矛盾を解消しようとする試みは一切行われていない。例えば、原資料が異なれば、個人、場所及び政党などの名前やスペルも異なることがしばしば見受けられる。COI レポートではスペルの統一を目指さず、原資料で使用されているスペルを忠実に反映させることにしている。同様に、図表も原資料によって異なる場合があるが、あくまでも原資料通りに引用されている。「sic」という言葉は、本レポート内のみで使用されているもので、引用したテキスト内のスペルミスまたは誤植を示し、資料の内容に関するコメントを意味するものではない。

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- vii 本レポートの大部分は、過去 2 年間に発行された原資料に基づいている。ただし、一部の古い原資料には、最近の資料には記載されていない関連情報が含まれている場合もある。すべての情報源には、本レポートが発行された時点で関連すると思われる情報が記載されている。
- viii 本レポートと、それに付随する原資料は公式資料である。全てのレポートは UKBA のウェブサイト上で公表されており、レポートに関する原資料の大部分は、既に一般公開され、入手可能である。確認がされた原資料が電子形態で入手可能な場合、関連するウェブリンクが含まれ、そこにはリンク先がアクセス日とともに書かれている。政府機関作成のものは、購読ベースのものなど入手が困難な原資料については、COI 局に請求すればコピーを入手できる。
- ix レポートは定期的に、亡命者受入れ国上位 20 か国について発行される。上位 20 か国以下のレポートは、特定の業務上の必要性がある場合に発行される場合がある。UKBA 職員はまた、具体的な調査・問合せのために情報請求に常時アクセスすることができる。
- x 本レポートの発行に当たり、COI 局は最新の入手可能な原資料を抽出して、正確かつバランスの取れた形で、公平に提供するよう努めた。本レポートに関するコメントあるいは追加原資料に対する提案があれば、下記の COI 局宛に提出されるべきである。

#### 出身国情報局

英国国境局

Lunar House

40 Wellesley Road

Croydon, CR9 2BY

United Kingdom

E メール：[cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト：<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi>

#### 国情報に関する独立諮問グループ

- xi 国情報に関する独立諮問グループ (IAGCI) が 2009 年 3 月に、英国国境局の出身国情報資料の内容を同庁の独立主任調査官に提言する組織として、同主任調査官により創設された。IAGCI は UKBA の COI レポート及びその他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCI の取り組みは同主任調査官の下記ウェブサイトにて閲覧できる。  
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>
- xii IAGCI は、その活動を通して、幾つかの UKBA の COI 文献の内容を調査し、それらの文献に係る提言を行うとともに、より一般的な提言を行う。IAGCI あるいは国情報に関する専門パネル (2003 年 9 月から 2008 年 10 月まで、UKBA の COI 資料の監視を行った独立機関) により調査された COI レポート及び他の資料のリストは、下記サイトにて入手可能である。  
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>
- xiii 次の点に御注意頂きたい。UKBA のいかなる資料、手続きを承認することも、IAGCI の機能ではない。集団により調査された資料にはノンサスペンシブアピール(NSA)に指定された、若当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

しくは指定過程にある国に関するものもある。このような場合、グループの取り組みは、特定の国を NSA に指定する決定あるいは申出の保証を示唆しているとも、NSA の過程そのものの保証を示唆しているとも考えてはならない。

#### 国情報に関する独立諮問グループの連絡先

(英国国境局) 独立主任調査官

5th Floor, Globe House,

89 Eccleston Square,

London, SW1V 1PN

E メール : [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト : <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

[目次に戻る](#)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## 最近のニュース

### スリランカにおける 2012 年 2 月 4 日から 3 月 2 日までの出来事

最近のニュースでは、2012 年 2 月 4 日から 3 月 2 日までの重要な出来事を限定的に選択して示している。更なる情報は、下部の有用情報源一覧から入手可能である。

内務省は外部のウェブサイトの内容については責任を負わない。

3 月 2 日 国の年次報告書を国連人権理事会の第 19 回会議にて説明し、国連の人権高等弁務官はスリランカ政府が 2011 年 12 月に得た過去の教訓・和解委員会の委任レポートの発行を歓迎。「レポートは専門家の事務総長パネルにより提案された包括的説明責任の過程には達していないが、重要な提案をしている。政府には特別な手続きを行って頂き、内務省に関わりレポートに対する回答をして頂きたい。評議会がこの重要なレポートを議論することを願う」と担当者は述べた。

国連人権理事会第 19 期会議

年次報告書の人権導入の高等弁務官 2012 年 3 月

<http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Human%20Rights%20Council%2019th%20Session.pdf>

アクセス日 2012 年 3 月 5 日

2 月 29 日 イギリスからの 52 の強制帰国集団（多くは失敗した亡命希望者）がチャーター便によりコロンボに到着。

**外務・連邦省 (Foreign and Commonwealth Office/FCO)**

在コロンボイギリス高等弁務官団からの文書 2012 年 3 月 1 日 付録 E

スリランカ政府公式サイト

失敗した難民希望者がスリランカに到着。2012 年 3 月 1 日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201203/20120301failed\\_asylum\\_seekers\\_arrived\\_country.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201203/20120301failed_asylum_seekers_arrived_country.htm)

2 月 28 日 国境なき報道者団は「2 月 27 日からの第 19 期国連人権理事会にて、スリランカ政府の情報公開違反を批判する決議案を通し、スリランカ国内のニュースメディアと人権保護者に対する脅威と暴力を終結させること」を要求。

**国境なき報道者団**

メディアが言論抑圧若しくは脅威にさらされ、情報公開について進展なし。2012 年 2 月 28 日

<http://en.rsf.org/sri-lanka-with-media-gagged-or-threatened-no-28-02-2012.41946.html>

アクセス日 2012 年 2 月 29 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2月27日 増加する誘拐、特にコロンボ市内外での誘拐が2011年10月から2012年2月の期間に報告された。誘拐された者の中には当局に対して免責と人権侵害の説明要求をした活動家、ビジネスマンや警察により犯罪者や「裏社会の人物」と分類された者がいた。

#### スリランカ概要

スリランカでの誘拐・死体の新たな波 2012年2月27日

<http://www.srilankabrief.org/2012/02/new-wave-of-abductions-and-dead-bodies.html#more>

アクセス日 2012年2月29日

2月25日 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）はプレスリリースで、イギリスから戻ってきたタミル人亡命希望者が曖昧な理由で逮捕され、解放時に拷問を受けたということが調査で判明したと伝えた。HRWはまた、スリランカに移動した人が深刻な虐待を受けた8件の例があったことを述べた。

#### ヒューマン・ライツ・ウォッチ

英国：タミル人のスリランカへの強制移動の中止 2012年2月25日

<http://www.hrw.org/news/2012/02/24/uk-halt-deportations-tamils-sri-lanka>

アクセス日 2012年2月29日

2月24日 統計局より最近発表された数値を引用すると、2009年の内戦最終段階には、約9,000人がスリランカ北部で死亡したとBBCシンハラは報告している。約7,400人が、内戦に直接関連する原因で死亡したとみられる一方で、2,600人以上が2009年の一年間で行方不明になった。この数値（このような被害に対する、政府からの初の一連の数値）が市民のみを含むのか、タミル・イーラム解放の虎の兵士を含むのかははっきりとしていない。

#### BBC シンハラ

7,000人以上の市民が死亡、スリランカ政府 2012年2月24日

[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2012/02/120224\\_charilinumbers.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2012/02/120224_charilinumbers.shtml)

アクセス日 2012年2月25日

2月17日 政府は、過去の教訓・和解委員会(Lessons and Reconciliation Commission/LLRC)による推薦の一部として、18度目の改憲案のもと、スリランカ警察委員会(NPC)が復権したと発表した。警察部隊の輸送、訓練、試験の責任を持つNPCは2002年、17度目の改憲時に立ち上げられたが、任期期間が終わり、議長が2009年に亡くなった後は新会員の任命ができず、機能停止に陥った。

#### スリランカ政府公式ウェブサイト

スリランカ警察委員会が復権 2012年2月17日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201202/20120217national\\_police\\_commission\\_reinstated.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201202/20120217national_police_commission_reinstated.htm)

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

アクセス日 2012年2月25日

2月15日

アムネスティ・インターナショナル(AI)が「スリランカ警察の拷問、非合法的な逮捕、抑留に対し告訴したタミル人ビジネスマン」と「(2月13日に裁判所に現れる予定だった)2月11日にスリランカ・コロンボの自宅で武装した男により誘拐された」男性に関連した緊急行動を取った。AIは以下のように付け加えている。「ラマサミ・プラバハラン (Ramasamy Prabaharan) は以前、2009年にタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の一員であった容疑で抑留された。28ヶ月間抑留され、2011年9月に証拠不十分のため解放されるまでに、多くの拷問を受けていた。ラマサミ・プラバハラン (Ramasamy Prabaharan) は現在、州の保護を受け一方で、自身が受けた拷問に対する法的な救済策を求めている。誘拐の際には、ラマサミ・プラバハラン (Ramasamy Prabaharan) は基本的権利の適用をスリランカ最高裁判所にて行った。」

アムネスティ・インターナショナル

スリランカ：裁判所が調査する前の男性の誘拐の日々：ラマサミ・プラバハラン (Ramasamy Prabaharan)

<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/002/2012/en>

アクセス日 2012年2月15日

2月9日

政府は、別の集団にいる、更生した元 LTTE 幹部 40 名を家族に渡したと発表した。更生局によると、10,490 人の元 LTTE 幹部はこれまでに「更生し、社会との関わりを再び持ち、これから更生する元幹部は 970 人以上だという。

スリランカ政府公式ウェブサイト

多くの元幹部が更生 2012年2月9日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201202/20120209more\\_ex\\_cadres\\_reintegrated.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201202/20120209more_ex_cadres_reintegrated.htm)

アクセス日 2012年2月9日

2月6日

国連開発計画の地雷活動プロジェクト (スリランカ) は、内戦の影響を受けている北部の地雷を一掃するには、資源の欠如及び取り組みそのものが難しいため、10年以上の歳月を要すると伝えた。国立地雷活動センターのデータによると、2011年末の時点でおおよそ 126 平方キロメートルの土地が、地雷撤去が必要な土地として残っている。一番多く残っている地域は、マンナール地区であり、ムライティブ、キリノッチ、バブニヤ、ジャフナと続く。

イリン(Irin)

スリランカ：地雷撤去は10年以上か 2012年2月6日

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94798>

アクセス日 2012年2月7日

## 詳細情報が入手できる有用なニュースソース

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ニュース源となるリストを Web リンクとともに以下に示す。このレポートに示されたことを補完するために最新の追加情報が必要な場合には有用である。

AlertNet (トムソン・ロイター) <http://www.trust.org/alertnet/news/asia-and-pacific/sri-lanka>  
アムネスティ・インターナショナル <http://www.amnesty.org/en/sri-lanka>  
英国放送協会(BBC)  
<http://news.bbc.co.uk/cgi-%20bin/search/results.pl?scope=newsukfs&tab=news&q=sri+lanka&go.x=32&go.y=8>  
BBC シンハラ <http://www.bbc.co.uk/sinhala/>  
デイリーミラー (スリランカ) <http://www.dailymirror.lk/>  
欧州出身国情報ネットワーク  
[http://www.ecoi.net/index.php?countrychooser\\_country=190162%3A%3ASri%20Lanka&step=1&command=showcountryhome](http://www.ecoi.net/index.php?countrychooser_country=190162%3A%3ASri%20Lanka&step=1&command=showcountryhome)  
外務・連邦省 (FCO)  
<http://www.fco.gov.uk/en/travelling-and-living-overseas/travel-advice-by-country/asia-oceania/sri-lanka>  
ヒューマン・ライツ・ウォッチ <http://www.hrw.org/en/asia/sri-lanka>  
IRIN ニューススリランカ <http://www.irinnews.org/Asia-Country.aspx?Country=LK>  
ザ・ガーディアン <http://www.theguardian.com/world/srilanka>  
スリランカ公式政府ニュースポータル <http://www.news.lk/>  
スリランカ社会民主主義共和国公式ウェブサイト <http://www.priu.gov.lk/>  
レリーフウェブ <http://reliefweb.int/country/lka>  
南アジアテロリズムポータル <http://satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>  
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/database/index.html>  
ランカアカデミック <http://www.theacademic.org/>  
UN OCHA 人道ポータル: スリランカ  
<http://www.humanitarianinfo.org/sriLanka%5Fhpsl/>  
[http://www.humanitarianinfo.org/srilanka\\_hpsl/Catalogues.aspx?catID=74](http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Catalogues.aspx?catID=74)  
UNHCR レフワールド <http://www.unhcr.org/refworld/country/LKA.html>  
UNICEF スリランカ <http://www.unicef.org/srilanka/>

[目次に戻る](#)

## 2012年2月4日から3月2日までの間に発行された、若しくはアクセスされたスリランカに関するレポート

内務省は、外部ウェブサイトのコンテンツには責任を負いません。

### インターナショナルクライシスグループ

スリランカ：政府の約束、地上の現実 2012年3月1日

<http://www.crisisgroup.org/en/publication-type/media-releases/2012/asia/sri-lanka-government-promises-ground-reality.aspx>

アクセス日 2012年3月2日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

### カナダ移民・難民局 (IRB)

国の証拠書類パッケージ 2012 年 2 月 29 日

[http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/Publications/PubNDP\\_CDN.aspx?id=5063](http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/Publications/PubNDP_CDN.aspx?id=5063)

([http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/Publications/PubNDP\\_CDN.aspx?id=5063](http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/Publications/PubNDP_CDN.aspx?id=5063) からもアクセス可能)

アクセス日 2012 年 3 月 2 日

### 外務・連邦省 (FCO)

国のプロフィール、スリランカ、2012 年 2 月 28 日

<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka>

アクセス日 2012 年 3 月 1 日

ザ・ステイト・オブ・ワールドチルドレン 2012 年 2 月 28 日

<http://www.unicef.org/sowc2012/fullreport.php>

アクセス日 2012 年 3 月 1 日

### ジャーナリスト保護委員会(CPJ)

2011 年プレスへの攻撃：ジャーナリストを保護するための委員会による世界規模調査

[http://cpj.org/attacks\\_on\\_the\\_press\\_2011.pdf](http://cpj.org/attacks_on_the_press_2011.pdf)

アクセス日 2012 年 2 月 29 日

### 人道問題の調整を行う国連事務所

スリランカ：人道的、初期の共同回復アップデート 2012 年 1 月・レポート#39、2012 年 2 月 24 日

<http://reliefweb.int/node/478794>

アクセス日 2012 年 2 月 25 日

[目次に戻る](#)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 基本情報

## 1. 地理

- 1.01 中央情報局（Central Intelligence Agency/CIA）の「World Factbook：スリランカ<sup>1</sup>」（2011年12月27日更新）の報告によれば、旧セイロンとして知られるスリランカ民主社会主義共和国はインド南方のインド洋に浮かぶ島嶼国である。国土面積は65,610平方キロメートルである。首都はコロンボで、スリジャヤワルダナプラコッテ(Sri Jayewardanapura Kotte)を立法府首都としている。スリランカの人口は21,284,913人と推定される（2011年7月推計）。スリランカは中部州、東部州、北中部州、北部州、北西部州、サバラガムワ州、南部州、ウバ州及び西部州の9州からなる。主要都市はコロンボ、デヒワラ・マウント・ラビニア、モラトワ、スリジャヤワルダナプラコッテ、ニゴンボ、キャンディ、及びゴールである（スリランカ政府統計局、2010年統計要覧、表2.4、主要都市の男女別、国勢調査ごと、年別の人口、ウェブサイトアクセス日2011年6月1日）。<sup>2</sup>
- 1.02 「CIA World Factbook」<sup>3</sup>(2011年12月27日更新)によれば、国民は多数派シンハラ人(73.8%)、スリランカ系ムーア人（イスラム教徒）7.2%、インド系タミル人4.6%、スリランカ系タミル人3.9%、その他の民族0.5%、及び民族性が特定できない者10%に分類することができる（2001年国勢調査暫定データ）。一方、スリランカ政府統計局の記録（2010年統計要覧、第2章、表2.10-2.11（日付不明、ウェブサイトアクセス日2011年6月1日）<sup>4</sup>では次のようになっている。2001年国勢調査に記録された総人口18,797,257人を元にする、人口構成は、シンハラ人(82%)、スリランカ系タミル人(4.3%)。インド系タミル人(5.1%)、ムーア人(7.9%)、バーガー人(欧州入植者の子孫)(0.2%)、マレー人(0.3%)、スリランカ系チェッティ人(0.1%)及びその他の民族(0.1%)となっている。ただし、ここには2001年国勢調査の集計が行われなかった地区（ジャフナ、マナール、バブニヤ、ムライティブ、キリノッチ、バッチェカロ及びトリニコマレー）のデータは含まれていない。
- 1.03 米国国務省の2011年9月13日発表の「2010年下半期世界の宗教の自由に関する報告：スリランカ（USSD 宗教の自由に関するレポート2011）」<sup>5</sup>によれば、「人口のおよそ70%が仏

<sup>1</sup> 中央情報局（CIA） - The World Factbook - スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html>2011年12月27日更新 アクセス日2012年1月27日

<sup>2</sup> スリランカ政府統計局、2010年統計要覧-第2章（人口）、表2.4、主要都市の男女別、国勢調査ごと、年齢別の人口 <http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-4.pdf> アクセス日2011年6月1日

<sup>3</sup> CIA- The World Factbook - スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html>2011年12月27日更新、アクセス日2012年1月27日

<sup>4</sup> スリランカ政府統計局、2010年統計要覧- 第2章（人口）、表2.10

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-10.pdf> 及び表2. 11

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-11.pdf> アクセス日2011年6月1日

<sup>5</sup>米国国務省、2010年下半期世界の宗教の自由に関する報告：スリランカ、2011年9月13日発表

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



教徒で、あとは15%がヒンドゥー教徒、8%がキリスト教徒、7%がイスラム教徒となっている。キリスト教徒は概ね西部に集中しているのに対し、イスラム教徒は東部に居住し、北部は圧倒的にヒンズー教徒が多くなっている。」

1.04 スリランカでは主に3つの言語が話されている。シンハラ語（公用語かつ国語）74%、タミル語（国語）18%、英語（政府機関で使われ、人口の10%が堪能）である（CIA World Factbook：スリランカ<sup>6</sup>、2011年5月17日）。

1.05 2011年9月27日付けの、在コロンボ英国高等弁務団（BHC）からの文章<sup>7</sup>には以下のように記されている。

「スリランカには2つの国語、公用語が存在する。国民の74%が使用するシンハラ語及び18%が使用するタミル語である。英語は政府機関及び仕事で一般的に使われ、人口の約40%が堪能である。タミル語は主に、北部州、西部州及び、インド系タミル人が紅茶プランテーションで働いている標高の高い丘陵地にて話される。これらの地域にいる民族的背景を持った全ての人々は、第一言語としてタミル語を使うであろう。」

1.06 スリランカ政府統計局の記録（2010年統計要覧、第2章、表2.10、2011年6月1日にアクセスしたウェブサイト）<sup>8</sup>によれば、シンハラ人の居住者数が最も集中しているのはガンパハ、コロンボ、クルニガラ、キャンディ及びゴールである。またコロンボ、アンパラ、ガンパハ、キャンディ、プッタラム及びヌワラエリヤの地区にはタミル人が集中している（2001年国勢調査の数字）。ただし、ここには2001年国勢調査の集計が行われなかった地区（ジャフナ、マナール、バブニヤ、ムライティブ、キリノッチ、バッティカロ及びトリンコマレ）のデータは含まれていない。

1.07 2011年11月9日付の英国高等弁務団（BHC）からの文書<sup>9</sup>ではこのように報告されている。

「スリランカ政府統計局は推定年央人口を発表しており、直近のものは2008年に行われた。この数値では、スリランカの推定人口は20,217,000人である。コロンボ地区の推定人口は2,488,000人となっている。

スリランカ中央銀行は年に一度、国のプロフィールを発表しており、直近のものは2010年に行われた。中央銀行の推定によると、国の人口は20,653,000人、コロンボ、ガンパハ、カルタラ地区を含む西部州の人口は5,865,000人である。

---

[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) 2012年1月27日、序文

<sup>6</sup> CIA- The World Factbook – スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日2012年1月27日

<sup>7</sup> 英国高等弁務団コロンボ、2011年9月27日付文書

<sup>8</sup> スリランカ政府統計局、2010年統計要覧- 第2章（人口）、表2.10

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-10.pdf> アクセス日2011年6月1日

<sup>9</sup> 英国高等弁務団コロンボ、2011年9月付文書

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

更なる情報はスリランカ中央銀行が [2011年6月に発行したスリランカ社会経済データ 2011](#) で見ることができる。

地図

1.08



10

<sup>10</sup> 国連、スリランカの地図（地図番号 4172、第 1 訂）2004 年 1 月

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



以下の機関でもスリランカの地図を入手できる。

国連現場支援部、地図製作課、地図番号 4172 改訂 3、2008 年 3 月  
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/srilanka.pdf>

国連人道問題調整事務所（OCHA）スリランカ：  
<http://ochaonline.un.org/srilanka/MapCentre/tabid/2591/language/ja-JP/Default.aspx>

国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）：<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/3dee2ccd0.pdf>

欧州出身国情報ネットワーク（ecoinet）  
<http://www.ecoi.net/sri-lanka/maps>

国家安全保障メディアセンター（MCNS）/国防ニュース（LTTE 支配地域、2005 年 11 月～2009 年 5 月）  
<http://www.nationalsecurity.lk/maps.php>

## 国民の祝祭日

1.09 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットの「2012 年 1 月スリランカレポート」<sup>11</sup>では、2012 年のスリランカの祝日は次の通りとなっている。

「1 月 8 日（ドゥルトウル月のポヤ・デー）；1 月 16 日（タミル・タイ・ポンガル・デー）；2 月 4 日（独立記念日）；2 月 7 日（ナワン月のポヤ・デー）；2 月 10 日（マホメット生誕祭、慣習）；2 月 20 日（マハー、シワラトゥリの日）；3 月 7 日（メディン月のポヤ・デー）；4 月 5 日（グッドフライデー、バク月のポヤ・デー）；4 月 12 日～13 日（シンハラ人とタミル人の新年）；5 月 1 日（メーデー）；5 月 5 日～7 日（ウェサック祭）；6 月 4 日（ポソソンのポヤ・デー）；7 月 3 日（エサラ月のポヤ・デー）；8 月 1 日（ニキニ月のポヤ・デー）；8 月 19 日（イドゥアルフィトゥル：ラマダン明け（予定））；8 月 31 日（アディ・ニキン月のポヤ・デー）；9 月 29 日（ビナラ月のポヤ・デー）；10 月 26 日（イドゥアルアッダ：ハッジ祭の日（予定））；10 月 29 日（ワプ月のポヤ・デー）；11 月 13 日（ディーパワリ祭）；11 月 27 日（イル月のポヤ・デー）；12 月 25 日（クリスマス）；12 月 27 日（ウンドゥワプ月のポヤ・デー）

[目次に戻る](#)

## 2. 経済

---

<sup>11</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、2012 年 1 月レポート  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=1008743885&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1008743885&mode=pdf)（購読限定）、アクセス日 2012 年 2 月 5 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2.01 CIA World Factbook<sup>12</sup>：スリランカ（2011年12月27日更新）では、次のように報じられている。

「スリランカは、タミル・イーラム解放の虎（LTTE）との26年に及ぶ内戦を終え、電力供給の増強や道路・鉄道網再建などの大規模再建・開発プロジェクトを実施している。それに加え、恵まれない地域の経済成長の促進、中小企業を振興、農業増産の促進を行うため、政府主導の政策実施と民間投資促進とを組み合わせることで貧困削減を目指している。政府は既に、債務・利子返済、公共サービスの肥大化、史上最大の財政赤字などの問題に直面しているため、政府の財政投与には限界がある。2008年から2009年にかけての世界的な財政危機と不況はスリランカの経済を脆弱化させ、国際収支の赤字についても、2009年7月のIMFのスタนด์バイ・クレジットで26億ドルの緩和があったものの、更なる危機を招こうとしている。しかしながら、内戦の終結とIMFローンのお陰で、投資家の信頼は大幅に回復し、スリランカ市場は世界でも最優良な市場の一つとして認識されることとなった。スリランカの経済成長率は、戦時中（原文のまま）を通して平均5%で推移してきたが、開発のための政府支出の増大とLTTEとの戦いの終結のため、2006年から2008年のCDG成長率は6~7%に跳ね上がった。2009年には成長率が3.5%となった後は、スリランカ経済は戦後の高成長に比べて、安定して高成長を達成するようになった。」

2.02 2011年のスリランカの人間開発指数（HDI）は0,691で、比較可能なデータを持っている187か国中97位であった。2009年の国民一人当たりGDPは約4,300米ドルであった。HDIは「寿命、教育技能、所得の指標を合成して作成された」（UNDP、人間開発報告2011、カントリープロフィール：スリランカ）<sup>13</sup>。CIA World Factbook<sup>14</sup>（2011年12月27日更新）によれば、2010年の国民一人当たりGDPは5,000米ドル、失業率は5.8%と推計された。また同情報源は、2008年に貧困ラインを下回った人口は全体の23%と推定されるとしている。

2.03 エコノミック・インテリジェンス・ユニット（EIU）の2012年1月のスリランカレポート<sup>15</sup>によれば、平均消費者物価上昇率は2011年には7%であったが、2012年は6%になると予測されている。またEIUは、2011年の平均実業失業率は5.4%になったと記している（2012年は5.1%と予測されている）。

2.04 スリランカ政府統計局は、その「2010年統計要覧：社会経済指標」<sup>16</sup>（日付不明、アクセス日

<sup>12</sup> CIA- The World Factbook – スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日2012年1月27日

<sup>13</sup> UNDP、人間開発報告2011、スリランカ、人間開発指数のカントリープロフィール、

<http://hdrstats.undp.org/en/countries/profiles/LKA.html> 2011年11月2日、アクセス日2012年1月18日

<sup>14</sup> CIA- The World Factbook – スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日2012年1月27日（購読限定）、アクセス日2012年2月5日

<sup>15</sup> エコノミック・インテリジェンス・ユニット、2012年1月レポート

[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=1008743885&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1008743885&mode=pdf)

<sup>16</sup> スリランカ政府統計局、2010年統計要覧、社会経済指標、日付不明

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2011年6月1日)」において、2009年の総労働力人口は7,572,363人、失業率は5.7%と記録している。

- 2.05 2012年1月18日のxe.com通貨換算ツール(Universal Currency Converter)<sup>17</sup>における概算為替レートは1ポンド=176スリランカ・ルピーであった。
- 2.06 スリランカ政府統計局は、2011年3月の「世帯収入支出調査—2009/10年最終結果」<sup>18</sup>において次のように記している。「平均世帯収入は2009/10年で23,746ルピー(2012年1月の為替レートによれば135ポンド相当)であり、2006/07年から約42%の上昇を見せた。」また、同資料には、平均世帯収入が最も高かったのはコロンボ地区であり、最も低かったのはジャフナ地区であった、と記されている。

[目次に戻る](#)

### 3. 歴史(1948年～2011年6月)

以下のセクションでは独立後のスリランカの最近の歴史の概要を、2005年以降の出来事に焦点を当て、示したものである。

#### 主要な政治的出来事

- 3.01 外務・連邦省(FCO)のカントリープロフィール:スリランカ(192011年12月9日最終更新)には、次のように述べられている。

「1948年2月に英国から独立して以来、政治の舞台は統一国民党(United National Party/UNP)とスリランカ自由党(Sri Lanka Freedom Party/SLFP)の二大政党に支配されてきた。後者は現在、人民連合(People's Alliance/PA)の一員となっている。共和国憲法が1972年に採択され、シリマホ・バンダラナイケ(Sirimavo Bandaranaike)率いる連立与党がその後2年にわたって政権を支配した。UNPは1978年に政権に復帰し、大統領支配制に基づく新憲法を採択した。この時、比例代表制に基づく選挙が初めて導入された。」

---

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/Pages/indicators.htm> アクセス日 2011年6月2日

<sup>17</sup> xe.com University Currency Converter

<http://www.xe.com/ucc/convert/?Amount=1&From=GBP&To=LKR&image.x=81&image.y=13>

アクセス日 2012年1月18日

<sup>18</sup> スリランカ政府統計局、世帯収入支出調査(2009/10)最終結果、2011年3月

<http://www.statistics.gov.lk/Newsletters/HIES200910FinalBuletin.pdf>

アクセス日 2011年6月2日、2ページ目、3ページ目

<sup>19</sup> 外務・連邦省(FCO)、カントリープロフィール:スリランカ、2011年12月9日最終更新

<http://www.fc.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日 2012年1月11日(政治史)

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

3.02 FCO カントリープロフィール：スリランカ<sup>20</sup>には次のようにも記されている。「1993年までに SLFP は、SWRD とシリマホ・バンダラナイケ (Sirimavo Bandaranaike) の娘チャンドリカ・クマラトウンガ (Chandrika Kumaratunga) を代表とする人民連合連立の一部となっていた。クマラトウンガは 1994 年、1999 年 11 月の選挙で圧倒的勝利を収め、2005 年 11 月まで大統領を務めた。

3.03 また、外務・連邦省 (FCO) カントリープロフィール：スリランカ<sup>21</sup>には次のようにも記されている。「2004 年 4 月の選挙では統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance/UPFA) (スリランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party/SLFP) と人民解放戦線 (Janatha Vimukthi Peramusa/JVP) の連合) が勝利し、新たな政治体制が誕生。従来の政党の支持が下がり、小政党 (人民解放戦線 : Janatha Vimukthi Peramusa /JVP、タミル国民連合 : Tamil National Alliance/TNA 及び国民伝統党 : Jathika Hela Urumaya/JHU) が相当数の議席を確保した。」

3.04 ヨーロッパ・ワールド・オンライン (Europa World Online)<sup>22</sup> (2011 年 6 月 1 日アクセス) は次のように述べている。

「SLFP 党幹部のマヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) が 4 月 6 日に大統領に就任し、数日後に新内閣が組閣された。9 月には、議会で 8 議席を獲得しているセイロン労働者会議 (Ceylon Workers' Congress/CWC) が連立与党に加わると発表し、UPFA 政府が議会多数派となった。その翌月、野党のスリランカ・ムスリム会議 (Sri Lanka Muslim Congress/SLMC) のメンバー 3 人が UPFA に鞍替えし、政府は一層強力になった。」

3.05 FCO のプロフィール<sup>23</sup>には次のように述べられている。

「2005 年 11 月、マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) (SLFP) が 50.3% の票を獲得し、大統領に選ばれた。LTTE は主要タミル人地域にて強制的に投票のボイコットを行った。この結果、国の北部及び東部では、投票率は極めて低かった。UNP の大統領候補者であり野党主導者であるラニル・ウィクラマシンハ (Ranil Wickremeshinge) は 48.4% の票を獲得した。2007 年 1 月には、UNP の多くのメンバーが政府チームに加わり、議会多数となった。

<sup>20</sup>外務・連邦省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、2011 年 12 月 9 日最終更新

<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日 2012 年 1 月 11 日 (政治史)

<sup>21</sup>外務・連邦省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、2011 年 12 月 9 日最終更新

<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日 2012 年 1 月 11 日 (政治史)

<sup>22</sup> エウロパ・ワールドオンライン、スリランカ、国内政治情勢、日付不明

<http://www.europaworld.com/entry/EE001876> (購読限定)、アクセス日 2011 年 6 月 1 日

<sup>23</sup> 連邦・外務省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新 2011 年 12 月 9 日、

<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日 2012 年 1 月 11 日 (政治史)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

その後内閣改造が行われた。2008年から09年を通して、UPFAが一連の地方議会選挙で勝利を収めた。」

同選挙の最終的な公式結果は[スリランカ選挙局のウェブサイト](#)で入手できる。

3.06 上記FCOのカントリープロフィール<sup>24</sup>では次のことを付け加えている。

「早期の大統領選挙が2010年1月に行われた。ラジャパクサ (Rajapaksa) 大統領の主たる対抗馬は、UNP、JVP、TNAを含む多くの野党から支持された、前スリランカ軍事将軍サラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) である。両候補者は選挙運動で、2009年5月にLTTEの軍事敗北における銘々の役割に焦点を当てた。2010年1月27日、スリランカ選挙委員はラジャパクサ (Rajapaksa) 大統領が58%の得票で大統領選挙に勝利したと発表した。独立の選挙監視団は、投票日の投票行為は広く満足がいくもの (投票率は70%) だったとしたが、投票前の暴力行為が多く起こったことを含め、選挙運動行為に対する多くの懸念を強調した。フォンセカは結果に関して、法廷で争う考えであると発表した。」

「大統領選挙後、フォンセカは制服での選挙運動と、軍調達契約をめぐる汚職の疑いで逮捕された。軍法会議は、フォンセカを2つの罪で有罪とし、不名誉除隊処分にして30ヶ月の懲役の判決を下した。懲役判決を受けたことで、フォンセカは2010年4月の選挙で議会に当選していたが、議員としての議席を失った。彼はまた、軍幹部将校がLTTEのリーダーを引き渡したという陳述により、恐怖とパニックを引き起こしたことで有事規制及び刑法に違反する罪にも問われ、3年間の懲役を言い渡された。

[野党グループと政治活動家](#)の欄も参照。

3.07 上記選挙がどのように行われたのかについての情報は [PAFFREL ; 2010年大統領選挙 CAFFE 最終報告及び暴力・不正関連の選挙妨害監視センター \(Center of Monitoring Election Violence/CMEV\)](#) 及び [選挙最終報告 ; 大統領選挙 2010](#) にて入手できる。

3.08 2010年1月大統領選挙の公式完全結果は[スリランカ選挙管理局](#)のウェブサイトにて入手できる。

3.09 FCOのカントリープロフィール<sup>25</sup>は更に、次のように述べている。

---

<sup>24</sup>連邦・外務省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新2011年12月9日、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日2012年1月11日 (最近の政治展開)

<sup>25</sup>連邦・外務省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新2011年12月9日、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日2012年1月11日 (最近の政治展開)

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



「国会議員選挙が2010年4月に行われた。投票率は、北部を含む数地域ではかなり低かったが、全国平均は61%であった。不正のため2地域では再投票が行われ、最終的にラジャパクサ (Rajapaksa) 大統領率いる UPFA が 225 議席中 144 議席を獲得し、憲法改正のため必要な 3 分の 2 の絶対多数には 6 議席足りないだけとなり、選挙に勝利したことが確認された。最終結果報告の直後、SLFP の DM ラジャヤトネ (Jayaratne) が首相に任命された。その後内閣改造が行われ、閣僚は 52 人から 37 人に減らされた。主要な役割は、新設の経済開発省大臣を務める大統領の弟、バジル・ラジャパクサ (Basil Rajapaksa) に与え、港湾、観光、海外投資などの主要経済分野を全て監督する。前通商大臣である GL ペイリス (Peiris) が、前選挙で議席を失ったロヒタ・ボゴラガマ (Rohita Bogollagama) に代わり外務大臣となった。2011年12月現在、政府は多数の鞍替えのため 161 議席を保有している。

- 3.10 2010年4月議会の[公式最終結果](#)は選挙管理局の公式ウェブサイトにて発行されている (アクセス日 2011年6月1日)。

統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance/UPFA)	144
統一国民党 (United National Party/UNP)	60
タミル国民連合 (Tamil National Alliance/TNA)	14
民主国民連合 (Democratic National Alliance/DNA)	7

- 3.11 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU)、カントリーレポート (2010年5月)<sup>26</sup>には次のように述べられている。

「敗北した大統領候補のサラット・フォンセカ将軍が主導している民主国民連合 (Democratic National Alliance/DNA) のもと戦っていた人民解放戦線 (The Marxist Janatha Vimukthi Perunmena/JVP) は 5 つの地方選挙区を獲得した。しかし、フォンセカ将軍は首都コロombo の選挙区から議会に選出された。イランカイ・タミルアラス・カドチ (Ilankai Tamil Arasu Kadchi) という名前で活動するタミル国民連合 (Tamil National Alliance/TNA) は 12 の選挙区で議席を獲得した。スリランカの比例代表制では、政党は地方選挙区議席に加え、全国議席も獲得する。これらを考慮すれば、統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance/UPFA) は合計 144 議席を獲得したが、目標にした 225 議席の議会の 3 分の 2 の絶対多数には僅かに届かなかったということになる。」

- 3.12 同エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) レポート<sup>27</sup>は次のようにも述べている。

「監視団は投票率の低さを懸念していた。およそ 50% 強の投票率だったが、北部州では極めて低かった。過去の選挙と比べて、これは標準以下であった。非政府選挙監視グループの「自由

<sup>26</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート：スリランカ (2010年5月) [http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=177121002&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=177121002&mode=pdf) (購読限定) アクセス日 2010年8月25日 (10ページ目)

<sup>27</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート：スリランカ (2010年5月) [http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=177121002&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=177121002&mode=pdf) (購読限定) アクセス日 2010年8月25日 (10ページ目)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

で公正な選挙のための人民のアクション」によると、幾つかの地区議会選挙及び大統領選挙が国会議員投票に先立って行われたため、投票率の低さは選挙疲れを表しているのかもしれない、ということである。祭りシーズン（4月にあるシンハラ人、タミル人の新年を祝う時期）が始まることと、選挙制度への信頼が欠けていたことも、一因となったと考えられる。しかし、最も決定的な要素は、選挙結果に疑いがないということが広く認知され、両陣営の支持者の投票意欲をそいでしまったのではないかということである。選挙監視者たちによると、国会議員選挙は概して、衝突なしに行われた。選挙時の衝突を監視する地方センターは、選挙に関する衝突の不满を、大きなもので84件、小さなもので202件受けたが、前回の投票の基準に比べて低いものであった。

- 3.13 選挙がどのように行われたかについての情報は以下のリンクから入手できる。[2010年大統領選挙 CaFFE 最終報告](#)及び[暴力・不正関連の CMEV 選挙最終報告；大統領選挙 2010](#)
- 3.14 [政府大臣](#)の現在の名簿については、こちらを参照のこと。（最終アクセス日 2012年2月3日）
- 3.15 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）スリランカレポート（2011年2月）<sup>28</sup>は次のように述べている。

2011年2月に、島内の政治的敵対勢力による集会が行われた。この集会ではサラット・フォンセカ（Sarath Fonseka）の解放を要求した。彼はスリランカ軍の前指導者であり、軍調達に関する違反をめぐり、2010年に投獄された。フォンセカは2010年1月の大統領選挙で、現大統領であるスリランカ自由党（Sri Lanka Freedom Party/SLFP）のマヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）に破れており、多くの敵対勢力が、フォンセカの告発は政治的に動機づけられたものとして考えている。1月には最高裁判所が、フォンセカ側の弁護団が評決を覆そうとする上告を否定し、前幹部が昨年有罪と証明された軍法会議の過程が合法であるという判決を下した。」

「最近の抗議の多くは、主要野党である統一国民党（United National Party/UNP）及び左翼政党である人民解放戦線（Janatha Vimukthi Perunmena/JVP）により組織されてきた。近年のある集会では、支持者と政府反対者が激しく衝突し、反対派議員が数名怪我をし、反対派支持者に属する多くの車に危害が加えられた。

[サラット・フォンセカ（Sarath Fonseka）とその支持者たち](#)及び[言論と報道の自由](#)も参照のこと。

- 3.16 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）スリランカレポート（2011年4月）<sup>29</sup>は

---

<sup>28</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）スリランカレポート  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=137817198&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=137817198&mode=pdf)（購読限定）アクセス日 2011年6月2日（10ページ目）

<sup>29</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）スリランカレポート（2011年4月）  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=1297945914&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1297945914&mode=pdf)（購読限定）アクセス日 2011年6月2日（10ページ目）

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

次のように記録している。

「与党である統一人民自由連合（United People's Freedom Alliance/UPFA）の連立は、2009年に終結した26年間に及ぶタミル・イーラム解放の虎（Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE）との内戦に勝利して以来、選挙でも圧倒的な勝利を重ねてきたことに加え、3月には地方選挙でも地滑りの勝利を確定させた。統一人民自由連合（United People's Freedom Alliance/UPFA）は約55%の得票率をもち、234のうち205の区域の支配下に収め、地方当局の選挙を圧倒した。主要野党である統一国民党（United National Party/UNP）は得票率33%となり、わずかに9議会の獲得であった。一方、北部東部での集中的な支持基盤のおかげで、タミル国民連合（Tamil National Alliance/TNA）は12区域で勝利を収めた。サバラガムワで一人が殺され、他にも多くの暴力沙汰が報告されたが、スリランカの一般的な混乱と比べると、選挙は平穏だった。投票数は比較的低かった。

「地方当局はそれほど強力な組織ではないが、選挙結果は与党連立をはっきりと加速させるものになっている。UPFAは、何十万もの人が住居をなくした2011年初めの大雨や、生活費の上昇に対する市民の怒りなど、2010年後半より挫折を経験してきた。この結果は、選挙装置が未だに強力なままであるということを示している。」

- 3.17 2011年3月の地方選挙の全結果は、[スリランカ選挙管理局の当該部分](#)のリンクを参照のこと。
- 3.18 この選挙がどのように行われたかの情報は、「[自由で公平な選挙への活動](#)」及び「[選挙衝突監視センター](#)」を参照のこと。
- 3.19 2011年3月19日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>30</sup>では次のことが告知された。
- 「マヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領はスリランカ民主社会主義共和国の憲法第41条Aに基づき、2011年5月16日から効力を有する4つの委任事項を告知した。」
- 「これらの委任事項は公共サービスの委任、スリランカの人権委任、収賄・汚職の疑惑調査の委任、並びに財政委任である。」
- 3.20 人権・民主主義に対する四半期の2つの更新：2010年外務・連邦省（CFO）レポート（2011年6月30日付）<sup>31</sup>には、次のように記されている。

「2011年5月の終わりに、コロンボ国際空港近く輸出促進地区で、工場労働者が新たな年金体系に対する抗議を行った。警察は催涙ガス及び実弾を配置し、労働者及び私有財産に物質的襲

<sup>30</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、大統領が4つの主要委任事項を告知、2011年5月19日 [http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201105/20110519president\\_appoints\\_key\\_commissions.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201105/20110519president_appoints_key_commissions.htm)（2011年6月1日）

<sup>31</sup> 人権・民主主義に対する四半期の2つの更新：2010年外務・連邦省（FCO）レポート、2011年6月30日 <http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/> アクセス日 2012年1月31日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



撃を行った。200人以上の労働者及び警察15人が負傷した。抗議者の一人が、銃撃で負傷した後死亡した。6月1日には、スリランカ警察の最高幹部である警察総監、マヒンダ・バラスリヤ (Mahinda Barasuriya) が大統領に対し辞表を提出した。」

「6月16日にジャフナで行われた、地方選挙に関するタミル国民連合 (Tamil National Alliance/TNA) 党会議を軍職員が妨害した。TNAは、参加者及びTNA議員の警察保護職員が脅かされ、襲撃されことを申し出た。政府は、TNAは拡声装置を使用する許可を得ておらず、出来事が誇張されていると伝えた。

[目次に戻る](#)

## 内戦(1984年から2009年5月)

3.21 外務・連邦省 (FCO) のカントリープロフィール：スリランカ (最終更新日 2011年12月9日) <sup>32</sup>は、次のように述べている。

「2009年5月19日、スリランカ政府は26年間に及ぶタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) との内戦に勝利したことを宣言した。この期間内で、少なくとも70,000人が殺害され、約100万人が退去させられたと推定されている。」

「内戦の根源は、1950年代からタミル人コミュニティとシンハラ人コミュニティの間にあった繋がりが悪化したことにある。1970年代後半までに、多くの武装集団が島内北部及び東部で活動していた。1983年には、コロンボで深刻な反タミル暴動が発生し、約2,000人のタミル人が殺害された。スリランカ政府の大臣の中には、この出来事に関わりがあった者もいると見られている。多くのタミル人は北部にある従来のタミル人地区に戻り、他の多くは海外亡命を目指した。」

「1987年半ば、スリランカ政府がジャフナに禁輸を行った際に深刻な困難に陥ってしまった。タミルナドゥ州の世論に押されたインド政府が、スリランカ政府にインド・スリランカ協定への調印を強いた。これにより、スリランカ北部及び東部にインド平和維持軍 (Indian peacekeeping Force/IPKF) が派遣された。しかし、IPKF及びLTTE間の関係が崩れ、激しい争いが起こり、人権侵害の報告が両地域でなされた。プレマダサ (Premadasa) 大統領がIPKFの撤退を交渉し、1990年3月に完了した。

「1988年に、インドの干渉による影響もあり、シンハラ人コミュニティ内の不安が人民解放戦線 (The Marxist Janatha Vimukthi Perunmena/JVP) によって暴動に発展した。政府はJVPに対し容赦ない弾圧活動を行い、1989年、主導者が殺害された際に暴動は収まった。政府及びJVP内の紛争により、1万人が殺害された。」

---

<sup>32</sup>連邦・外務省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新 2011年12月9日、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>  
アクセス日 2012年1月11日 (国内紛争)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「その後、北部及び東部の状況が1990年に悪化するまでの期間は、比較的平穏な状態が続いた。18ヶ月後、交渉が決裂し、LTTEは再び衝突を開始した。LTTEは支配をタミル人の中心地域であるジャフナ半島及び北部・東部の広い範囲まで拡大した。しかし、北部は支配下に含まれることなく残った。」

「何百人もの者が内戦に関係するテロ攻撃により殺害され、負傷した。」

### 3.22 FCOのカントリープロフィール：スリランカ<sup>33</sup>は次のことを加えている。

「1995年7月、スリランカ軍は軍事行動を開始し、1995年12月に政府軍がジャフナを陥落させ、軍事行動は終了した。1996年1月末、LTTEはコロンボ市内で爆破活動を開始した。」

「1996年には、スリランカ軍は一般市民がジャフナに戻れるよう、ジャフナ半島の安全を十分に確保した。LTTEは東部州の支配権を主張し、ジャフナ半島に潜入した。LTTEは、スリランカで最も神聖な仏寺であるキャンディのダラダー・ワーリガーワ寺院を含む、南部で続いているテロ活動に影響を与えた。」

「1999年3月、スリランカ軍はバンニ（Vanni）で2つの大きな攻撃態勢を築き、LTTEの領土である800平方キロメートルを奪った。北部での紛争は1999年後半に拡大し、バンニ（北部ジャングル地帯）は、内戦開始以来最悪の戦いの後、LTTEの手に移った。2000年4月にLTTEは（ジャフナ半島からスリランカの残りの地域に繋がっている）エレファント・パスから、スリランカ軍を撤退させる、大きな攻撃を行った。エレファント・パスを支配し、LTTEはジャフナ半島に続けて一層の攻撃を行った。戦いは2001年12月、新たに選ばれたUNF政府がLTTEによる新たな停戦発令を受け入れた時まで続いた。停戦同意は2002年2月に、政府とLTTEにより調印された。」

### 3.23 FCOのカントリープロフィール：スリランカ<sup>34</sup>は更に、次のことを記している。

「2004年4月、LTTE東部指導者であるカルナ（Karuna）及び別の集団がLTTEより分裂した。彼は、LTTEのリーダーシップはスリランカ東部の住民の関心を十分に寄せ付けなかった、と不満を伝えた。カルナ集団は政府と提携をし、東部のLTTEと戦った。」

「ラジャパクサ（Rajapaksa）大統領が2005年に就任した後、2005年12月から2006年1

---

<sup>33</sup>連邦・外務省（FCO）、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新2011年12月9日、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-oceania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>  
アクセス日2012年1月11日（国内紛争）

<sup>34</sup>連邦・外務省（FCO）、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新2011年12月9日、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-oceania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>  
アクセス日2012年1月11日（国内紛争）

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

月の間に、LTTE と政府の間で暴行が発生し、短い時間ではあるが実際の会談を行った最初の時期が存在した。広範囲での暴行は 2006 年に再び発生した。会談は最終的に自 2006 年 10 月に、ジュネーブで行われた。2008 年 1 月にはスリランカ政府が停戦合意を破棄した。」

3.24 同情報源<sup>35</sup>には、次のことも記されている。

「2009 年 1 月から 5 月の間で、スリランカ政府は最後まで残っていた LTTE の拠点である同国北部を奪い、2009 年 5 月には、以前は LTTE のものであった土地は全て奪ったと伝えた。プラバカラン (Prabakharan) を含む LTTE 幹部は皆、内戦の最終段階で殺害された。」

「内戦が終わりに向かう中で、激しい争いのために数多くの市民が殺害され負傷したと信じられていた。内戦地帯までの独立したアクセスは存在せず、国際的な関心も、内戦が最終段階の数か月間に両陣営が行った敵対行為について高まった。

3.25 2009 年の内戦に関する更なる情報は「[南アジアテロリズムポータル、スリランカタイムライン、2009 年](#)」を参照のこと。スリランカ政府の「[国家安全保障メディアセンター \(Media Center for National Security/MCNS\) /国防ニュース](#)」では、2005 年 11 月から反乱の敗北までの間、LTTE が支配した地域をまとめて示す一連の地図を所有している。

3.26 国際危機グループ (The International Crisis Group/ICG) の「[スリランカの内戦危機、アジアレポート 191](#)」(2010 年 5 月 17 日付)<sup>36</sup>では、次のように記されている。

「2009 年 1 月までに、スリランカ政府は事実上タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) を負かした。タミル人兵士は北部州にある、バンニとして知られる小さな地域に追いつめられ (バンニは政府により指定された 5 つの行政区 (キリノッチ、ムライティブ両地区全土及びバブニヤ、マンナール、ジャフナの一部) 全てからなる)、武器を多く持ち数も多いスリランカ政府軍により包囲された。また、この地域には、30,000 人以上の市民がいて、その大多数はかつて LTTE が統治していた地域から何度も移ってきた。この段階で LTTE には武器・食料とも不足していた。幹部の多くは望みのない状態だと考え、タミル人市民は強制的に軍に加えられ、バンニの外への移動が殆ど禁止した政策に対して、徐々に怒りを表した。」

3.27 国際危機グループ (The International Crisis Group/ICG) の 2010 年 5 月のレポート<sup>37</sup>では、

---

<sup>35</sup> 35 連邦・外務省 (FCO)、カントリープロフィール：スリランカ、最終更新 2011 年 12 月 9 日、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date>

アクセス日 2012 年 1 月 11 日 (国内紛争)

<sup>36</sup> 国際危機グループ (ICG) の「スリランカの内戦危機、アジアレポート 191

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx><http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx> アクセス日 6 月 9 日 (要旨、勧告)

<sup>37</sup> 国際危機グループ (ICG) の「スリランカの内戦危機、アジアレポート 191

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx>

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

次の通りに記されている。

「スリランカ治安部隊とタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) は 30 年に及ぶ市民戦争の最後の 5 ヶ月間で、繰り返し国際人道法に違反した。両陣営とも長年にわたる内戦を通して残虐行為に関与したが、違反の程度及び内容は 2009 年 1 月から 5 月の大統領の勝利宣言にかけて悪化した。国際危機グループ (The International Crisis Group/ICG) が集めた証拠によると、これらの月では数万人ものタミル人老若男女が殺され、数えられないほどの人数が負傷し、数十万が十分な食糧・医療を奪われ、結果として更に多くの人々が死亡した。この証拠はまた、スリランカ治安部隊が、潜在的に責任を有する政府トップと軍事主導者とともに、犯罪に関与していたことを信じるのに十分な根拠を示している。LTTE とその主導者も同様に内戦に関与していた証拠もあるが、その多くは殺害され、裁きを下されることはない。」

3.28 国際危機グループ (The International Crisis Group/ICG) の 2010 年 5 月のレポート<sup>38</sup>では、次のことが付け加えられている。

「危機グループは以下の申し立てに対する独立の国際的調査を保証する、十分に信頼できる証拠を有している。

- 市民への意図的砲撃。1 月下旬より、政府と治安部隊は何十万人もの市民に、政府指定の小さな非戦闘地帯に移動するよう促し、彼らに繰り返し、また時間が経つに連れ激しい砲撃、弾幕砲撃その他を浴びせた。
- 病院への意図的砲撃。治安部隊は、多くの傷病者で溢れている病院と一時的な治療センターの正確な位置を知っているにもかかわらず、これらの施設を繰り返し砲撃した。
- 人道支援活動への意図的砲撃。人道支援活動本部及び食糧配給地点の正確な場所を知っているにもかかわらず、治安部隊は繰り返し、人道活動家、車両、物資、市民がいるこれらの地域を砲撃した。

3.29 同レポート<sup>39</sup>では、更に次のことを述べている。

LTTE が関与したという強力な証拠が存在する。

- 市民への意図的発砲。LTTE は、内戦地帯で砲撃から逃れ政府の管轄地域に移動しようと

[0Sri%20Lanka.ashxhttp://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx](http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx) アクセス日 6 月 9 日 (要旨、勧告)

<sup>38</sup>国際危機グループ (ICG) の「スリランカの内戦危機、アジアレポート 191

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx> アクセス日 6 月 9 日 (要旨、勧告)

<sup>39</sup>国際危機グループ (ICG) の「スリランカの内戦危機、アジアレポート 191

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/191%20War%20Crimes%20in%20Sri%20Lanka.ashx> アクセス日 6 月 9 日 (要旨、勧告)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



- 市民に意図的に苦痛を与えること。LTTE は、砲撃による大きな危機及び人道支援の欠如が存在するにも関わらず、市民が負傷・死亡した際にも、彼らを内戦地帯から離すことを拒絶した。LTTE はまた、市民を戦闘のためあるいは労働者として仕えるため強制的に組織に加え、反対した者にはその家族を殴った。

[2001年から09年にかけて、スリランカ国内で治安部隊に殺害されたLTTEの主導者の名簿](#) (南アジアテロリズムポータル (SATP)) には、内戦の最終段階で殺害された LTTE 主導者の詳細な情報がある。スリランカ政府の[国家安全保障メディアセンター \(Media Center for National Security\(MCNS\)/国防ニュース\)](#)には、2005年11月から反乱の敗北までの間、LTTE が支配した地域をまとめて示す一連の地図を所有している。

- 3.30 国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」(2010年12月9日付)<sup>40</sup>では、次の点に関して強い懸念を示した。「2009年の武力紛争の最終段階の何か月かにおいて、市民は意図的に食糧、医療ケア及び人道支援を奪われたという主張がある。これは国際条約第11条及び飢餓の国際人道的禁止条項への違反であり、戦争犯罪にも値する。
- 3.31 マイノリティー・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI) の「ノーウォー、ノーピース：スリランカにおける少数派権利の正義の否定」レポート (2011年1月19日発行)<sup>41</sup>には、次のように述べられている。「スリランカ政府軍とタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) の内戦が2009年に終結し、スリランカの殆どの人には正常が戻ってきた。しかし、スリランカ北部及び東部に住んでいる、国内二大少数派であるタミル人とイスラム教徒にとっては、物質状況の厳しさ、経済的疎外、軍国主義が依然として支配的なものとして残っている。」

[人道上の問題と国内で強制退去された人たち\(IDPs\)](#)、及び[内戦の遺産](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

### LTTE のメンバー (容疑者) に対する政府の処遇 (2010年12月までのもの)

- 3.32 国際法律家委員会 (The International Commission of Jurists (ICJ)) のブリーフィングノート「法的制約を超えて：スリランカ LTTE 容疑者の大規模拘留」(2010年9月)<sup>42</sup>は、次の

<sup>40</sup>国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」(2010年12月9日付) (<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc>) アクセス日 2011年5月25日、8ページ目

<sup>41</sup> マイノリティー・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI) の「ノーウォー、ノーピース：スリランカにおける少数派権利の正義の否定」レポート (2011年1月19日発行) <http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-justice-in-sri-lanka.html> アクセス日 2011年5月20日、要旨

<sup>42</sup>国際法律家委員会 (The International Commission of Jurists (ICJ)) のブリーフィングノート「法的制約を超えて：スリランカのタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ように報告している。

「市民の命・安全を大きな代償にして起こった2009年の軍事内戦では、多くの現在の抑留者が政府管轄地域に逃げた際、受付地点にてスリランカ軍により家族から離れさられた。マニックファーム (Manik Farm) を含む軍国主義の抑留陣営に、国内避難のために到着した他の者は、スリランカ軍及び警察のテロ捜査局 (Terrorist Investigation Division/TID)、犯罪捜査局 (Criminal Investigation Division/CID) が行った調査の結果により、逮捕された。調査の後逮捕するという流れは、内戦終結後の数か月間も続き、時には抑留者内のタミル人密告者の支援もあった。このような逮捕はマニックファーム (Manik Farm) 収容所にて、少なくとも2009年12月まで続いた。逮捕された者の中には降伏者キャンプに運ばれた者もいた。」

「LTTE と関わりがあった、ということが逮捕の根拠となっているようである。逮捕された者の中には、LTTE が統治した地域で公的な機能を果たし給料を得ていた者に加え、LTTE により敗北前に採用された人も含まれているが、敵対心を持っていたため積極的な役割を果たしてはいなかった。実際のところ、LTTE の容疑者とされた親類から離れたくなかった市民もまた、オマンタイなどの受付地点で拘留された。逮捕の根拠には、国内避難民 (Internally Displaced Persons/IDPs) の仲間や抑留収容所での民兵グループによる申し立てが含まれており、信憑性の問題が上昇している。

「他の抑留者は、スリランカ軍が行った『どんな方法でも、LTTE と僅かな時間でも』過ごした者は自首するように、という公的要求に対応した。この包括的な要求によって、LTTE との関わりがわずかであった者は、親によって運ばれた子供も含めて、そのことを報告した。」

「12,000 人が、2009年5月の軍事内戦の最終段階の数か月とその直後の期間に逮捕・抑留された。その中には、LTTE と弱い繋がりしか持っていなかった多くの者、また内戦の後半で強制的に徴兵された者もいた。

3.33 LTTE との関わりの容疑のため「少なくとも11,000人が『更生センター』とよばれる施設」に抑留されたことに関し、ヒューマン・ライツ・ウォッチの資料「法的抑留：スリランカにて抑留された、LTTE 容疑者の不確実な運命」(2010年1月29日)<sup>43</sup>は、次の通り述べている。

「政府は繰り返し、抑留者の基本的人権を侵害した。それには逮捕に関する特定の理由を知らされる権利、独立した司法当局の前で抑留者が合法性の説明要求をする権利、法的相談及び家族へのアクセス権が含まれる。当局が一貫して、家族に抑留者の逮捕及び消息を伝えなかったことは、抑留者の中に拷問及び虐待の犠牲者となった者がいたかもしれないという深刻な懸念

---

容疑者の大規模拘留」(2010年9月)

<http://www.icy.org/dwn/database/BeyondLawfulConstraints-SLreport-Sept2010.pdf>

アクセス日 2011年5月31日

<sup>43</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチの資料「法的抑留：スリランカにて抑留された、タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) 容疑者の不確実な運命」(2010年1月29日)

<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/srilanka0210webwcover.pdf> アクセス日 2010年6月2日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

を生み出している。これは正当な法的過程が欠如している場で生じやすく、スリランカ国内では長い間深刻な問題として存在している。抑留者数名の情報がないことを考慮すると、『失踪』してしまった者がいるのではないかというリスクも存在する。」

- 3.34 国際危機グループ (International Crisis Group/ICG) レポート:スリランカ「辛い平和」<sup>44</sup> (2010年1月11日) では、軍が運営している「法的支配の及ばない抑留センター」について言及し、次のように述べている。

「これらの抑留者は、弁護士や家族、赤十字国際委員会、その他保護機関と関わりを持つことが一切できず、センター内で何が起きているのかが不透明である。さらに『元戦闘員が特定された背景及び抑留された法的根拠が、ひどく不透明かつ曖昧』である。現スリランカ政府及び前スリランカ政府の元、拷問の方法が確立され、LTTE の容疑者の強制的な失踪及び司法権外の殺害が行われたことを考慮すると、抑留者の運命について容易ならぬ心配が存在する。政府は、『元戦闘員であり、現在は抑留されていると主張されている者のうち、わずか 200 名のみが公判にのぞみ (原文のまま)、多くは更なる「更生」(原文のまま) の期間のため抑留され、その後解放される。他の 1,500 から 2,000 人の容疑者は、有事抑留令及び反テロ法のもと、起訴なしで数年間抑留される』と伝えた。」

- 3.35 2010年7月15日付のBBCニュースレポート<sup>45</sup>では、次のことが述べられている。

「スリランカで抑留された、タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) の以前の反逆者は、基本設備のない政府の収容所にて虐待を受けたと話している。BBCタミルへの文書及び電話の中で、元戦闘員がセンターで「拷問を受け、打たれた」と話している。彼らは収容所の守衛が腐敗し、解放前に賄賂を要求したことで非難した。政府は、内戦終結後に抑留の中で行われたこれらのことは全て、十分な保護が行われていると伝えた。2009年5月、内戦の終わりに向けての週に起こった人権侵害の申し立てについて独自の調査を行うことは、一貫して拒絶されている。」

「収容所の中には軍事基地や学校、大学内に位置するものもある。政府はジャーナリスト、援助機関、国連のこれらの収容所への訪問を多くの場合拒絶し、大抵の場合、親族は面会を許された。」

- 3.36 国際法律家委員会 (The International Commission of Jurists (ICJ)) のブリーフィングノート「法的制約を超えて:スリランカのLTTE容疑者の大規模抑留」(2010年9月)<sup>46</sup>は、次の

<sup>44</sup> インターナショナルクライシスグループ (ICG) レポート:スリランカ「辛い平和」、アジア要旨 99番、2010年1月11日

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/b99%20sri%20lanka%20a%20bit%20peace.ashx> アクセス日 2010年10月28日、8ページ目及び18ページ目

<sup>45</sup> BBCニュース、前回のスリランカ反逆者が「抑留を非難」:2010年7月15日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south+asia-10647108> アクセス日 2010年10月29日

<sup>46</sup>国際法律家委員会 (The International Commission of Jurists (ICJ)) のブリーフィングノート「法的制約を超えて:スリランカのタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ように述べている。

「スリランカ政府は現在、約 8,000 人を罪状も裁判もなく、行政的抑留のもと確保している。彼らは申し立てされている LTTE のかつての関係者であり、それゆえにスリランカの 2005 年有事規制のもと「更生」を受ける必要がある。何百もの他の人は検査され、別々に刑事訴追を受けた。」

「国際法律家委員会 (The International Commission of Jurists (ICJ)) は、政府の『自白者』及び『更生』体制は、自由権、必要な過程、公平な裁判を危険にさらしながら、国際法及び国際基準を厳守していない、ということを懸念している。拷問及び強制失踪の申し立ても存在する。赤十字国際委員会を含む、国際機関による正確で信頼できる監視のために必要な接触は拒絶された。政治的企て及び内密は合法性及び説明義務より優先される傾向がある。」

3.37 ICJ のブリーフィングノート (2010 年 7 月) <sup>47</sup>には更に、次のことが記されている。

「国際法及び国際基準に達しない有事規制や反テロ法への依存は、抑留者を確実に法的なブラックホールの中に置くことになる。独立して審理権を有する裁判所は彼らの権利を決定する資料を持っていない。独立監視に対するアクセスの妨害によりこれらの実践には陰りが生じ、強制失踪、拷問及び他の虐待、若しくは成人抑留者と子供の同居が続いていることなどの報告を立証することが不可能となっている。」

「起訴なしで『更生者』を、上限二年まで不確実に延長して行政抑留することは、個人及び集団を罪状も裁判もなく制裁することと同値である。申し立てがされた犯罪をこのように、方法を隠蔽して制裁することに加え、『更生者』は起訴が最終的に始まった場合、有罪判決に対する二度目の制裁を受ける可能性がある。ICJ はまた、抑留者が拷問及び他の残虐行為、非人道的又は名誉を傷つける扱いの禁止、強制失踪の禁止のほか、子供にも適用される多くの権利などの、他の権利の侵害を受けやすいということを懸念している。」

3.38 2010 年 10 月 25 日、BBC シンハラ <sup>48</sup>は次のように報じた。

「LTTE を支援したために起訴された 4 名のシンハラ人の弁護を務める弁護士は、容疑者は 3 年間、罪状なく抑留されていたことと伝えた。」

---

容疑者の大規模拘留」(2010 年 9 月)

<http://www.icj.org/dwn/database/BeyondLawfulConstraints-SLreport-Sept2010.pdf>

アクセス日 2011 年 5 月 31 日

<sup>47</sup> 国際法律家委員会 (The International Commission of Jurists (ICJ)) のブリーフィングノート「法的制約を超えて：スリランカのタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) 容疑者の大規模拘留」(2010 年 9 月)

<http://www.icj.org/dwn/database/BeyondLawfulConstraints-SLreport-Sept2010.pdf>

アクセス日 2011 年 5 月 31 日

<sup>48</sup> BBC シンハラ「容疑者に対して『数年間の起訴』はなし」、2010 年 10 月 25 日

[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2010/10/101025\\_sinhala\\_tigers.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2010/10/101025_sinhala_tigers.shtml)

アクセス日 2011 年 6 月 1 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



『シンハラタイガース』の弁護を行う弁護士、セナカ・ペレサ (Senaka Peresa) はコロombo治安裁判所に、依頼人はおよそ3年間、罪状なしに抑留されていたと伝えた。」

「25名の貿易同盟活動家及びジャーナリストは2007年2月に誘拐された。彼らはその後、スリランカテロ捜査局 (Terrorist Investigation Division/TID) の抑留地にて発見された。」

『シンハラタイガース』の21名は最終的に、裁判所からの起訴なしに解放された。」

- 3.39 2010年6月3日から19日までコロomboに派遣された、デンマーク移民局実態調査使節団の報告「スリランカ国内のタミル人が懸念している人権・安全問題」(2010年10月付)<sup>49</sup>では、次のように述べられている。

「どの程度の関与が犯罪に該当するのか、という問いに対して政務次官補のシャビンダ・フェルナンド (Shavinda Fernando) は、LTTEに関する情報収集が殺害に繋がり深刻なケースとなりうる、と述べた。LTTEが強制的に人を採用した件は審議が行われ、個々に関する証拠が存在しない場合、抑留者の更生が行われたと考えられるであろう。どれほどの関与が起訴に繋がるのか、という更なる問いに政務次官補は、時間の関係でこれ以上詳しい情報は述べられないと伝えた。」

「政務次官補のシャビンダ・フェルナンド (Shavinda Fernando) は更に、現在のところ抑留者に大赦が認められる政治的若しくは法的仕組みは存在しない、と述べた。ここで政務次官補は、決定的な点は、個人がLTTEの活動に関与していたかどうかだ、ということ 강조했다。法的手続きに関しては、逮捕された容疑者と抑留された容疑者に違いは存在しない。」

「幾つかの情報源 (外交使節団、ノルウェー大使館、匿名資料、先導的人権保護者、匿名の地方NGO理事を含む) では、『更生』収容所内の人の法的地位が欠如した情報について言及している。その情報源は更に、政府によれば起訴される予定である約1,300人の罪状及びプロフィールに関する情報が欠如していることも指摘している。」

- 3.40 在コロombo英国高等弁務団 (British High Commission/BHC) (2011年11月9日付)<sup>50</sup>は、次のことを述べている。

「スリランカの内戦は、公式では2009年5月19日に終結している。スリランカ国防省は武装解除、軍の解体及び再建 (DDR) の直接的責任を負った。計画の他の面が複数の政府省庁に分割されるという、議論の必要がある合法性に関する懸念が存在した。議論は司法省、国防長官及び他の関係者を集め、今後の方向について議論が行われた。LTTEを特定するために、民兵

<sup>49</sup> コロomboに派遣された、デンマーク移民局実態調査使節団の報告「スリランカ国内のタミル人が懸念している人権・安全問題」(2010年6月3日より19日まで派遣) (2010年10月付)  
[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) アクセス日 2011年5月27日、16、17ページ目

<sup>50</sup>英国高等弁務団コロombo、英国国境局 COI サービス (2011年11月9日付)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

忠誠者が利用されたことが主張されたが、このことを支持する、若しくは収容所内での彼らの役割を確認する情報は存在しなかった。抑留された幹部は3つのグループに分けられた。

- 有事規制のもと抑留令が出された及び起訴される活動的な LTTE メンバー。これらは現在約 1,400 人いると考えられているが、この数値は以前の有事権力のもと収容された者を含む可能性がある。
- 保護施設及び更生センター（PARC）に収容される予定の、LTTE の前幹部及び、これらの施設に 6 ヶ月から 1 年間いる予定の者。初めのうちは、多くは子供であると考えられていた。
- LTTE との関わりの程度が低い者。人数は 3,000 人から 4,000 人と考えられている。彼らは解放され、コミュニティの再構築をする。

「2010年10月に更生・刑務所再構築（Rehabilitation & Prison Reforms/RPR）大臣であった DEW グネセケラ（Gunasekera）、及び 2011年1月に更生長官（Commissioner General of Rehabilitation/CGR）であったブリガディエル・スサンサ・ラナシング（Brigadier Susantha Ranasinghe）によるこのプレスリリースでは、内戦終結時に抑留された LTTE の幹部の総数は 11,696 人であると、両者ともに述べた。

3.41 BHC の 2011 年 11 月 9 日付の文書<sup>51</sup>では、次のように付け加えられている。

「2010年には、上記範疇の3番目に分類される人（LTTE への関与が少なかった人）は一斉に解放された。例えば、2010年1月9日には、496人の幹部が解放され、この中にはいわゆる『少年兵』も含まれている。同年1月31日には、別の56名の幹部が直接両親に解放され、同年2月1日には更に13名が解放された。同年10月には別の306名が解放され、その中の206名は女性であった。更生・刑務所再構築（Rehabilitation & Prison Reforms/RPR）大臣は、これらは最後の女性抑留者であると述べた。」

「これらの人の解放計画は杜撰な印象があり、未だに再統一のための支援は行われていない。彼らは全員家族に解放された、という状況であったが、中には国内避難民（Internally Displaced Persons (IDPs)) 収容所にて家族に解放された者もいた。解放された人は適切な身分証明書（原文まま）を受け取らず、更生センターから解放されたことが書かれた文書のみを受け取った。しかし、個人登録局の移動部隊が国中の都市をまわり、国民証明書の取替え申請ができるようにしている。」

3.42 保護施設及び更生センターに関しては、2011年11月9日付の BHC 文書<sup>52</sup>では次のように報告されている。「何か月もの間、地方/国際機関はこれらの収容施設若しくは検査過程へのアクセスを有していなかった。2010年7月28日、国際移住機関（International Organization of Migration/IOM）がウェリカンダ（Welikanda）地域の保護施設及び更生センターにアクセスすることができた。彼らは次のように述べている。

<sup>51</sup>英国高等弁務団コロンボ、英国国境局 COI サービス（2011年11月9日付）

<sup>52</sup>英国高等弁務団コロンボ、英国国境局 COI サービス（2011年11月9日付）

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 元戦闘員は様々な職業訓練を受けており、その多くは、習得したスキルを将来の活動のために適用できるという自信を持っていた。
- 元戦闘員は、道具が不足したという問題はあったが、一日に二度、クリケットやサッカー、バレーボールなどの練習及び活動をする事ができた。
- 生活・睡眠環境は十分なもので、一日三度取った食事にも満足していた、と全員が言っている。
- 移動式健康・医療サービスが毎月受けられ、緊急時及び専門医が必要な場合は、ポロンナルワ（Polonnaruwa）病院に運ばれて治療を受けた。
- 元戦闘員が礼拝を一日二度行えるように、宗教施設が建てられた。
- 毎週末、元戦闘員の親族は午前7時半から午後4時半まで面会が許された。軍がウェリカダの街から PARC までのバスサービスを提供した。赤十字国際委員会（ICRC）がウェリカダまでの交通費を負担し、家族全員がこの支援を使うことができる。しかし、彼らの費用を全て賄うには常に不十分であり、当該支援に気づいていない家族もいた。
- 抑留者の多くは、必要なものを入手するために十分な収入を得ようとしている一家の稼ぎ手であった。高齢な親の面倒を見る必要がある者もいた。
- PARC で出会った元戦闘員の誰からも、虐待の証拠は提供されなかった。
- 全員が一刻も早く家に帰りたと思っている。第一の問題は解放日である。
- 数々の活動に従事したが、多くはまだトラウマを抱えており、心理的支援が必要である。
- 退屈であること、また家族/友人/パートナーから離れることは重大な要因であった。通話道具を幅広く使い、彼らを家から近い収容所に入れることで、これは軽減される。

3.43 同資料<sup>53</sup>は次のように付け加えている。「2010年8月8日、国際移住機関（IOM）がラトマラナ及びホマガナの衣類工場を訪問し、そこに『閉じ込められた』女性元戦闘員と会った。その家屋には18歳から44歳までの計261人の女性がいて、彼女らは次のように述べた。

- 基本的なアメニティーは工場より支給された。元戦闘員の居住区は、元戦闘員ではない労働者から離れていたが、彼らは一緒に働いた。
- 自身の生活状態を聞かれた時、彼女らは肯定的に反応したが、プライベートな状況では、より広範な意見が聞けたかもしれない。
- 女性は全員、週6日の勤務で一月80から100米ドルの基本給をもらっている。給与は個人の銀行口座に入金されるが、彼女らは解放されるまで、その資金を手にする事はできない。
- 女性は全員、自身の状況に関しては概ね肯定的であったが、解放日がいつなのかを心配していた。政府の代表は、彼女らは2010年9月末までに解放されると述べた。
- 故郷に戻ったら、今受けている仕事/訓練を生かして個人若しくは集団で、家を拠点にした仕立て業を営みたいと積極的に思っている。
- 生年月日の証明書を受け取れば、国民証明書が与えられるということを女性たちは知らされた。
- 日曜日は親族の面会日である。
- 元戦闘員は、彼らの更生の期間内に国際人道グループはもっと早く訪問しているはずだった、と回答した。

<sup>53</sup>英国高等弁務団コロombo、英国国境局 COI サービス（2011年11月9日付）

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

3.44 2010年12月17日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>54</sup>は次のように報告した。

「更生センター内の元 LTTE 戦闘員は十分に面倒が見られ不満はなかった、と国際移住機関 (IOM) スリランカ局長のリチャード・ダンジガー (Richard Danziger) は述べた。」

「国際移民日の前日に IOM コロンボ事務所にてメディア演説を行い、IOM は、元 LTTE 戦闘員に様々な仕事の就業機会及び職業訓練を提供することで、彼らが再度市民社会に溶け込む機会を提供した、とダンジガーは述べた。」

「我々は元戦闘員が社会に復帰し、何名かは一家の稼ぎ手である彼らが家族と再び繋がることを援助している。」

「問いに答えながら、虐待のケースは見られず、計画は満足のいく水準で行われた、と IOM は述べた。」

「IOM は、北部での内戦が終結する前から、これらの更生者を援助する計画を開始していた、と彼は述べた。」

3.45 米国国務省は「2010年人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)<sup>55</sup> (2011年4月8日発行)において、次のように述べた。

「人権集団は、およそ 2,400 人の LTTE 容疑者が通常の抑留センターにいると推定した。それに加えて、幾つかの組織の推定によれば、最高 1,200 人いる身元が確認されていない人数不明の抑留者が警察署、犯罪捜査局 (CID)、テロ捜査局 (TID)、軍隊、民兵収容所及び他の非公式収容施設にいると考えられている。2010年初めには、政府は元 LTTE の戦闘員約 11,700 名をバブニヤ近辺の抑留センターに入れていた。監視団員の中には、これらの元戦闘員が虐待や拷問を受けていたのではないかという懸念を持っているところもある。これは、独立監視団員はこれらの抑留者に限定的な接触しかできず、彼らの抑留に対しては公的な法的枠組みが存在しないからである。これらの抑留者への接触が限定的であるため、彼らの扱いの詳細及びこのような扱いが国際基準を満たすのかがはっきりとしない。一方で、解放された者と会った監視団員は、組織的な虐待・拷問があった証拠は発見できなかった。年末までに政府は、約 1,400 人の抑留者を起訴し、残り 10,000 人の約半分を、更生の後解放した。

<sup>54</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、元 LTTE 幹部が十分に面倒を見た—IOM 長、2010年12月17日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201012/20101217ex\\_ltte\\_cadres\\_well\\_looked\\_after.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201012/20101217ex_ltte_cadres_well_looked_after.htm) アクセス日 2011年6月1日

<sup>55</sup> 米国国務省「2010年人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)、2011年4月8日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、アクセス日 2011年5月11日、セクション 1b

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

3.46 USSD 2010<sup>56</sup>の報告書では、次のことが加えられている。「内戦の終結以来、抑留センター内の約 11,700 人の元 LTTE 戦闘員の大多数には、法的地位を付与するための所定の手続きが、長年にわたって行われていなかった。約 5,000 人は 2010 年の間に解放されたが、別の 1,400 人は通常の刑務所制度に輸送され、LTTE 活動に関する様々な罪で起訴された。

[LTTE メンバー（容疑者）の状況](#)も参照のこと。

3.47 2011 年 5 月 31 日の国連ニュース<sup>57</sup>では、次の通り報じている。

「独立している国連人権専門家はスリランカ当局に、議論を呼んでいる出来事の映像が本物である場合がある、と述べながら、政府兵士による明らかな数人の死刑執行を徹底的に調査するよう求めた。」

「司法権外及び略式、曖昧な死刑執行に関する国連特別報告者クリストフ・ヘインズ (Christof Heyns) は、映像 (スリランカ政府により本物かどうか議論された) で流れた殺害を、『司法権外の死刑執行の典型例だ』と表現した。」

「『これらが人間性に対する犯罪なのか、あるいは起こった戦争犯罪なのかを確証するための一層広範な過程は必要ない』と彼は伝えた。さらに、殺害が市民や戦争囚人に対する組織的攻撃の幅広いパターンの一部なのかどうかを決めることが重要だ、と付け加えた。」

下記の[内戦の遺産](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 内戦の遺産

3.48 ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) の世界レポート 2012<sup>58</sup>、スリランカ (2012 年 1 月 24 日) では、次のように述べられている。

「2009 年 5 月にタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) の敗北により終結した、スリランカの四半世紀に及ぶ長期内戦の影響は、2011 年の出来事にも重大な影響を引き続き及ぼした。2011 年 4 月、国連事務総長潘基文が、政府軍及び LTTE の両方が『市民の保護、権利、福祉、生活をひどく無視し、国際法の規律を遵守せずに』軍事行動を

---

<sup>56</sup>米国国務省「2010 年人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日」発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1b

<sup>57</sup> 国連ニュース、スリランカ：国連の専門家が政府に、映像に収められた死刑執行を厳密に調べるよう入り、2011 年 5 月 31 日、<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=38564&Cr=sri+lanka&Cr1> アクセス日 2011 年 6 月 1 日

<sup>58</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、世界レポート 2012、スリランカ、2012 年 1 月 24 日発行 <http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012 年 2 月 1 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

とった、という専門家パネルによる報告書を発行した。パネルは国際的に調査を行う仕組みの立ち上げを促した。スリランカの役員は、報告及びパネルメンバーを中傷する反応を見せた。」

「政府は治安部隊により申し立てされた戦争犯罪への信用できる調査の行いをせず、LTTEのプロパガンダとして、圧倒的な数の証拠を捨て去った。」

「調査の欠如は、とりわけ2011年6月に英国テレビ局の4チャンネルで特集された幾つかの出来事に関して、特にはっきりと現れた。これらの特集では、捕らえられ拘束された戦闘員の簡単な死刑執行がどのようなものかを示す陰惨な映像が流れた。恐ろしいことに、複数の独立した専門家の報告で本物だとされた映像を、政府は捨てては捏造するということを繰り返した。」

3.49 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU)、カントリーレポート：スリランカ (2011年6月)<sup>59</sup>は、次のように記している。

『スリランカの殺害地帯』と題した議論を呼んだドキュメンタリーは、英国の4チャンネルの放送局により、2011年6月に放送された。この番組は市民内戦の最終数か月を詳細に記録し、政府軍の兵士が捕虜の囚人、裸の女性をトラックの荷台に運び処刑した映像、及び市民病院が砲撃された映像もあった。スリランカ政府は、映像は歪曲された、あるいは捏造されたものとして、映像の申し立てに対して反駁した。しかし、政府の『過去の教訓・和解委員会』は、内戦の末期数年間に関する虐待について調査しており、描写された出来事を調査すると伝えた。」

「多くの海外政府及び機関がスリランカに、内戦最終段階に行われた人権侵害について、完璧に説明するよう問いつめている。米国は6月に、徐々に圧力を強め、スリランカが国際人道及び人権法の不履行に関する調査義務を果たさなかった場合、他の選択肢を取って国際コミュニティ間で圧力を強める場合がある、と述べた。告発が国際司法裁判所に通達される旨の、暗黙の提案がなされる場合もある。」

3.50 ICG レポート：スリランカ「スリランカ国内の和解は今まで以上に難しい」<sup>60</sup>は2011年7月18日に、次のように記している。

「タミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) の敗北後の二年間、スリランカは今まで以上に、和解にほど遠い状況にある。成功した『テロ戦争』の勝利主義者であるマヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領政府は、タミル人少数派が国に

<sup>59</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート、スリランカ、2011年6月

[http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=788269263&article\\_id=1108269295&rf=0](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=788269263&article_id=1108269295&rf=0) (購読限定)、アクセス日2012年1月6日

<sup>60</sup> 国際危機グループ (ICG)、スリランカ：スリランカ国内の和解は今まで以上に難しい、アジアレポート N209 2011年7月18日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



対して合法性の不满を持ったことに対し、説明はおろか承認も拒んだ。この体制は、懐柔策の拒否、及び反政府派の残忍性並びに異議表示の不寛容性を承認したことで LTTE を破壊した。今は、計画像とは反対に、政府は和解に向けての働きかけをするよりも、少数派・反対者への経済的・政治的将来性に関する選択を行うことで、ますます彼らを切り離している。ラジャパクサ家には権力及び富があると考えられるので、新たな軋轢の危険性が再び高まっている。

「2009 年 5 月の内戦終結時に、多くのことが改善された。南部で、市民に対する自爆テロの脅威が日常化していたことは、LTTE の解体とともに終結した。しかし、タミル人家族は、子供が LTTE により強制的に採用されたこと、また他の虐待行為について、もはや恐怖を覚えてはいなかった。経済的安全保障及び政治的安全保障は、一面的には社会にとっては良いものである。しかし、何十年にもわたる政治的暴力及び内戦は、スリランカの民族コミュニティを分極化させ、制度、特に法律及び秩序に関する制度を蝕んだ。多数派を占める民族集団（シンハラ人、タミル人、イスラム教徒）はそれぞれ、広範にわたって苦役を経験した。内戦によって何十万もの人が殺害され、負傷、失踪しただけではなく、各コミュニティへの恐怖・誤解を植え付けてしまった。」

「かつて LTTE に統治された北部地域は、現在軍に支配されている。日常生活全てに及ぶ民政及び管理は軍によって行われており、地域コミュニティに殆ど残っていないものを蝕んでいる。北部及び東部での民主的な政治活動は、暴力的で腐敗したタミル人の代理権及び他のラジャパクサの党員を通して、抑圧されている。これらの地域の開発は地元の相談なしに行われている。実際多くのタミル人居住者は、生活を改善して信頼を作り上げるのではなく、利権の抽出であると感じている。

### スリランカでの説明義務に関する、国連事務総長専門パネルのレポート（2011 年 4 月）

- 3.51 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）、カントリーレポート：スリランカ（2011 年 5 月）<sup>61</sup>は、次のように記している。

「驚くほど直裁な言葉で、国際専門家のパネルによる国連レポート（2011 年 4 月発行）は『2008 年後半から 2009 年にかけての、拡大する人権侵害に対して政府は責任を負っているという、信用に値する申し立てがある』と述べている。政府が『市民被害ゼロ』政策を目指したという主張を無視し、パネルは、政府の砲撃が内戦最終段階において数万人もの市民の大多数が死んだことに対して責任を負っている、と告げた。パネルは、軍による重度の砲撃は、内戦から逃げて集まるよう行政が奨励した非戦闘地帯を標的にした、と述べた。」

「一方でパネルは、タミル・イーラム解放の虎（Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE）内戦から逃れようとした人を撃ち、反乱により多くが殺されたことも述べた。LTTE が市民を『人間の盾』として捕虜にし、病院など逃亡者や市民がいる場所近くに大砲、弾薬を配備したが、その一方で市民を標的にしたテロ活動行為があったという事実も、政府の行動を説明する一助

<sup>61</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート：スリランカ、2011 年 5 月 [http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=1568093941&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1568093941&mode=pdf)（購読限定）アクセス日 2011 年 6 月 2 日、10 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

となった。LTTE の他の人権侵害については、専門家は強制労働及び少年兵を用いたことがある、と述べた。」

「市民砲撃の問責に加えて、政府は病院や食糧供給網等の人道的活動に放火し、人道支援を拒んだこと、及び逃亡者、LTTE 幹部容疑者、並びに政府メディア・他批評家の権利を侵害したことについて、レポートは信用に値する申し立てを述べている。レポートは、メディアは威嚇と誘拐によって脅迫させられていたことを示した。」

「政府はパネルの評決を頑に拒んだ。マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領からの要求に反応し、何千ものスリランカ人は、このレポート作成を依頼した国連事務総長潘基文に異議を申し立てるため、5月の初めより集会を始めた。2009年に市民を砲撃したという大量の証拠を行政が認めることを拒んだことで、ウェスター (Wester : 原文のまま) 政府との緊密な繋がりはこれからも続くだろう。」

3.52 2011年4月26日、Irin<sup>62</sup>は次のように報告している。

「スリランカ政府は、国の数十年にわたる内戦の間、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に両陣営が関わっていたことを主張するレポートを国連が発行したことを非難した。」

「196 ページのパネルレポートは4月25日に発行されたが、政府軍及びタミル・イーラム解放の虎 (Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE) の分離主義者の両方が、内戦の最終数か月間で、市民及び国際法の保護、権利、福祉及び生活をひどく無視し軍事行動を取った、と結論づけている。

3.53 同日国連ニュース<sup>63</sup>は、次のように報じた。

「国連人権局長は本日、これらの出来事に対して、政府軍及びタミル人暴動の両方が戦争犯罪に関与していた、という信用価値のある報告を国連パネルがした後、スリランカ国内の内戦の最終段階の行為を一層調査するよう促した。」

「パネルは、広範な砲撃及び人道支援の無視によって市民を殺害したことも含めて、政府が関与した深刻な侵害についての、信用価値ある申出を発見した。」

「パネルがスリランカ政府に、真の調査とともに始まる有効な説明義務の過程を始めることで、深刻な申し立てに反応するべきだと推奨した。」

国内紛争 (1984年～2009年5月) も参照のこと。

<sup>62</sup> Irin スリランカ : 国連レポートは両陣営で責任があるという評決を下す、2011年4月26日

<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportID=92586> アクセス日 2011年6月1日

<sup>63</sup> 国連ニュース、スリランカ : 国連権利局長が戦争犯罪のレポートに一層の調査を促す、

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=38194&Cr=sri+lanka&Cr1>

アクセス日 2011年6月1日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



- 3.54 更なる情報に関しては、[「スリランカの説明責任に関する事務総長専門パネルの国連レポート」](#)を参照のこと。
- 3.55 BBC ニュースが提供する[国連パネルレポートの主要申し立ての要旨](#)に関しては、ハイパーリンクをクリックのこと。
- 3.56 2011年9月13日の国連ニュース<sup>64</sup>は、次のように報じている。

「潘基文事務総長は、スリランカ国内の市民戦争の最終段階での説明責任問題に関する専門家パネルのレポートを国連人権局長及び人権理事会に送付した。『スリランカ政府は、レポートを理事会及び高等弁務官に共有するという事務総長の決定を知らされた』と、昨夜の声明で潘氏のスポークスマンは述べた。」

「『事務総長はスリランカ政府に、レポートに対して回答をする時間を与えたが、政府はそれを拒絶し、代わりにスリランカ北部の状況についての独自のレポートを作成し、そのレポートは専門家レポートのパネルに転送された』と声明は付け加えた。」

#### 2006年7月から2009年5月までの出来事を扱っている国防省のレポート

- 3.57 2011年8月3日のIrin<sup>65</sup>では、次のように報じている。

「スリランカの権利活動家は、内戦の最終期間で初めて市民の死を認めた2011年8月1日発表の国防省のレポートは前進したと伝えたが、政府の次の動きに多くのことがかかっている、と警戒している。」

『これは正しい方向への一歩だが、多くは政府の次の行動にかかっている。つまり、関与するか頑な姿勢をとるのかだ』とコロンボに起点を置くシンクタンクのアナリスト・ピース・カウンシルの理事であるジェハン・ペレラ (Jehan Perera) は IRIN に伝えた。

「161 ページある政府レポートによると、『市民への被害を避けるために、市民を脅かす無情な反対派に対して、この規模の戦いは不可能だった。』」

「人道的活動の実際分析 (Humanitarian Operation Factual Analysis” (2006年7月～2009年5月)) のレポートの発行に関して、政府は内戦最終段階の虐待の申し立てを最終的に打ち消すと考えている。」

---

<sup>64</sup> 国連ニュース、スリランカ：スリランカの戦争犯罪に関するレポートを、潘氏が国連人権組織に転送、2011年9月13日、<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=39520&Cr=Sri+Lanka&Cr1>  
アクセス日 2012年1月1日

<sup>65</sup> Irin スリランカ、戦争レポートは一歩前進、と活動家 2011年8月3日  
<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=39520&Cr=Sri+Lanka&Cr1>  
アクセス日 2012年1月18日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「このレポートについて、ペレラは政府が少なくとも戦争犯罪の申し立てを提出する意向が少しでもあったと考えている。『政府は立ち位置を公的に表明した。』」

「しかし、弁護組織『政策代替案センター（Centre for Policy Alternatives/CPA）の取締役であるパイキアソシー・サラバナムツツ（Paikiasothy Saravanamuttu）によれば、このレポートは政府が次にどのような行動を取るかを考えているかを述べていない。』

「8月1日、ヒューマン・ライツ・ウォッチはこのレポートを『ごまかし策』と表現する声明を発行した。」

「『多くの人は、（レポートに何が書かれているかよりも）内戦中及びその後、何が起こったのかについての、一層つぶさな承認を欲している。』コロンボの拠点を置く法・社会トラストのルキ・フェルナンド（Ruki Fernando）は伝え、政府は調査された出来事の分析及び選択を選んだ、ということも述べた。」

「このレポートには、そもそもなぜ内戦が起こったのか、歴史的視座が欠けている」と彼は付け加えた。

3.58 2011年8月1日付発行のニュース<sup>66</sup>で、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は次のように述べた。

「新たなスリランカ国防省レポートは初めて、政府軍がタミル・イーラム解放の虎との内戦の最終数か月間で、市民の死の原因となったことを認めたが、ヒューマン・ライツ・ウォッチは本日、戦時法規の違反については責任を負わないと伝えた。このレポート、『人道支援—実際の分析（2011年8月1日発行）』は、政府軍は相当の証拠があったにも関わらず、人口が集まった地域に対して大砲は使わなかったこと主張し、政府軍兵士が行った略式の死刑執行の説得力のある証拠を無視した。」

「レポートは、ヒューマン・ライツ・ウォッチ及び他の組織が報告した、タミル・イーラム解放の虎が行った数年に及ぶ数々の虐待を詳細に記しているが、このレポートでは、スリランカ政府の申し立てられた戦争犯罪に関して真剣な議論を行っていない、とヒューマン・ライツ・ウォッチは伝えた。レポートでは、タミル・イーラム解放の虎が、『人の盾』を用い、同組織が支配していた地域から逃げようとした市民を撃ち、他の虐待も行った、と描写しているが、市民が死んだ際のスリランカ軍の役割を無視している、とヒューマン・ライツ・ウォッチは伝えた。

「このレポートは、スリランカ軍が頻繁に行った、何千もの市民が被害に遭った市民区域への

---

<sup>66</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）、スリランカ：公式レポートは軍事虐待をごまかしている、2011年8月1日

<http://www.hrw.org/news/2011/08/01/sri-lanka-official-report-whitewashes-military-abuses>

アクセス日 2012年1月18日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

無差別砲撃については何も報告していない。また、政府軍が繰り返し行った病院への砲撃についても言及がない。」

「政府軍兵士が捕らえたタミル・イーラム解放の虎の戦闘員を、戦闘の最終段階で即座に処刑した申し立てについて何も言及していない。しかし、殺害は映像の中に含まれてあった。」

「レポートは、申し立てられた政府軍の戦争犯罪に関する、スリランカ政府の調査に関しては情報が不十分である。」

3.59 [「人道活動の実際的分析（2006年6月～2009年5月）」](#)の国防省レポートを参照のこと。

### 過去の教訓・和解委員会（The Lessons Learnt and Reconciliation Commission/LLRC）

3.60 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）、カントリーレポート：スリランカ（2011年12月）<sup>67</sup>は、次のように述べている。

2011年11月、政府が指名した過去の教訓・和解委員会（The Lessons Learnt and Reconciliation Commission/LLRC）はタミル・イーラム解放の虎（Liberation Tigers of Tamil Ealam/LTTE）との2002年の停戦終結後の発展を含む、島内市民内戦の出来事を調査するよう命令し、マヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領にそのレポートを提出した。この最終レポートは、57の公開会議及び、北部と東部40か所以上で行われた12のフィールド訪問での発見を含んでいる。1,000人以上の委員会の前に現れ、5,000以上の具申が考慮された。」

「LLRCが政治的理由のために、暴行の間に政府軍が行った虐待の幾つかを言い繕うかもしれない、ということと、この発見が抑圧されてしまうのではないか、ということに関心が残っている。」

3.61 2011年12月16日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>68</sup>は「過去の教訓・和解委員会（The Lessons Learnt and reconciliation Commission/LLRC）の最終レポートが、議会の主導者であるニマル・シリパラ・デ・シルバ（Nimal Siripala de Silva）によって議会に提案された」と伝えた。レポートを引用して、次のように付け加えている。

「委員会の結論の中には以下のものがある。『前にある全ての事実及び結末を考えて、委員会は治安部隊が非戦闘地帯の中にいる市民を故意に標的にはしていない。しかし市民の被害は実

<sup>67</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート・スリランカ、2011年12月 [http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=1718645356&article\\_id=2018645386](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=1718645356&article_id=2018645386)（購読限定）アクセス日2012年1月6日

<sup>68</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト「治安部隊は非戦闘地帯の市民を意図的に標的にはしなかった」LLRC、2011年12月16日 [http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201112/20111216llrc\\_report\\_tabled\\_parliament.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201112/20111216llrc_report_tabled_parliament.htm)

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

際、停戦が原因で起こった。さらに、内戦から逃れ安全な地域に行こうとした市民を標的に殺害した LTTE、地雷による脅威及びその結果市民が死亡及び負傷すること、ナンシー・カダル・ラグーンの交差点に本来存在する危険が全て組み合わせられ、市民の被害に繋がった。本当にこの危険が予想されていたと結論づけることは妥当であり、LTTE の銃撃地点を攻撃することが、軍を巻き込んだ攻撃の目標に直接、また比例して繋がっている。

「上記の結論に達したことで、治安部隊が市民を故意に標的にしなかった一方、治安部隊が非戦闘地域に放火をした行為は、比例原則の文脈で過度のものだったのかどうかという問いを、委員会は考える義務もある。上で記された状況そのものの複雑性を考慮すると、全ての側面に対して最も注意深く考慮をした後の委員会は、次のような見解を持っている。すなわち治安部隊は、他の選択肢がなく、『実践的で実行可能な警戒が、この状況で行われた』という前例のない状況に直面した。」と付け加えた。

3.62 [過去の教訓・和解委員会に対する調査委員会のレポート](#)も参照のこと。

3.63 2011年12月19日、Irin<sup>69</sup>は次のように報じている。

「スリランカの地方市民社会集団は、最近発行された、数十年にわたる国の市民戦争の最終期間に関する政府指名の委員会レポートを、長きにわたって待たれた和解のための新たな出発点だと考えている。一方で、国際人権集団は継続して、独立調査を要求している。」

「LLRC レポート内の 60 ページに及ぶ推薦には、特別委員に申し立てがされた失踪及び犯罪の進行を調査するように要求している。『転覆』行為のため人が失踪しているのであれば、近親が死亡証明書を適用できる Registration of Death Act に修正を実行すること；検挙者の抑留及び逮捕を調査し反テロ法の元で必要な過程を抜いて、不確定でない抑留を行ったことの懸念を示す独立顧問委員会；強制あるいは非自発的な失踪の犯罪化；治安部隊と警察を対象にした、国内で広がる人権教育計画；タミル人北部のイスラム教徒を含む、一か所に集まった抑留者の情報；改善されたガバナンス。」

3.64 2011年12月16日にアムネスティ・インターナショナル (AI)<sup>70</sup>が発行したプレスリリースは、次のように述べている。

「本日公的に発行された、スリランカ過去の教訓・和解委員会 (LLRC) の最終レポートはスリランカ国内の深刻な人権問題について認めているが、政府とタミル・イーラム解放の虎間の内戦の最終段階の行われた、戦争犯罪及び非人道的な戦争犯罪についての説明は全く不十分である」

<sup>69</sup> Irin、スリランカ：新たな政府レポートは和解に向けての望みが、2011年12月19日

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94501> アクセス日 2012年1月17日

<sup>70</sup>アムネスティ・インターナショナル (AI)、スリランカレポートは基準を満たしていない

<http://www.amnesty.org/en/for-media/press-releases/sri-lanka-report-falls-short-2011-12-16>

アクセス日 2012年1月18日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「レポートの主な欠点は、申し立てのされた戦時法規違反について述べる部分である。LLRC は政府からの反応を無批判に受け入れているように思える。LLRC は、スリランカ政府が長らく否定していること、すなわち、LTTE 及び政府の砲撃で病院内にいた人を含む市民が直接苦しんだということを認めているが、政府が市民を標的にしたこと、及び内戦の最終段階で捕らえられた多くの市民を、政府が意図的に軽視したことは、LLRC が示したのも含む証拠によって、正当化されていない。

3.65 LLRC の追加情報は AI レポート [「彼らが正義を手にする日は、スリランカ過去の教訓・和解委員会の失敗」](#) (2011 年 9 月 7 日発行) から入手できる。

3.66 同日、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) <sup>71</sup>は次のように述べた。

「スリランカ政府の過去の教訓・和解委員会 (LLRC) のレポートは、政府軍の最悪の虐待を無視し、積年の推薦を作り直し、スリランカの市民武装内戦の犠牲者に対する説明義務の提案を行っていない。」

「2011 年 12 月 16 日に政府ウェブサイトに掲載された、388 ページに及ぶレポートの深刻な欠点は、4 月に国連事務総長専門パネルにより推薦されたように、内戦に関して国際調査の仕組みが必要であることを強調している。」

「LLRC のレポートは長い間待たれたが、政府によって未だに実行されていない説明義務に関する新たな情報や提案は殆ど見られなかった。

3.67 HRW<sup>72</sup>は次のように付け加えている。

「LLRC の発見は、主に政府軍の戦時法規違反の容疑を晴らすもので、国連専門パネル、司法権外の死刑執行に関する国連特使、及び他の独立機関によるものとは全く逆である。」

「LLRC レポートは、2009 年 5 月に終結した LTTE との内戦の最終段階で、軍は市民の被害に関与していないというスリランカ政府の主張を追いやった。圧倒的な証拠を前に、LLRC は内戦最終段階には『かなりの市民被害』があり、病院は砲撃され『損害を受け、結果的に被害に繋がった』と結論づけた。しかし、レポートは、LTTE による直接的な被害、あるいは間接的な被害を非難しながら、多くは政府の疑いを晴らしている。

3.68 2011 年 12 月 22 日に発表された声明 <sup>73</sup>には、次のように記されている。

---

<sup>71</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) スリランカ：レポートは説明義務の提案に失敗、2011 年 12 月 16 日 <http://www.hrw.org/news/2011/12/16/sri-lanka-report-fails-advance-accountability>  
アクセス日 2012 年 1 月 18 日

<sup>72</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) スリランカ：レポートは説明義務の提案に失敗、2011 年 12 月 16 日 <http://www.hrw.org/news/2011/12/16/sri-lanka-report-fails-advance-accountability>  
アクセス日 2012 年 1 月 18 日

<sup>73</sup> 国際危機グループ、スリランカ過去の教訓・和解委員会のレポートに関する声明、2011 年 12 月 22

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



「国際危機グループは、2011年12月16日にスリランカ議会が表明した、スリランカ『過去の教訓・和解委員会 (LLRC)』レポートの一般公開を歓迎した。レポートは、何十年にもわたる政治暴力及び内戦に繋がった重要な出来事と種を認め、ガバナンス、土地問題及び政治的解決の必要性を実体的に勧めている。しかし、このレポートには重要な課題が欠けている。それは国連及びスリランカの他のパートナーが求めている、国際人道・人権法違反に関する申し立てを独立して、徹底的に調査することである。」

「スリランカ政府の二年半にわたるプロパガンダでは、LTTE に対する残忍な活動は市民に対して殆ど、あるいは全く被害を与えずになされたと伝えているが、市民砲撃の証拠及び大量の死を、委員会は無視できなかった。」

「LLRC 独自の報告は、市民の大規模な死亡、政府が繰り返し行った、市民がたくさんいる『非戦闘地域』への砲撃、医療センターの攻撃、捕らえられた戦闘員・市民の失踪及び死刑執行をしたであろうこと(これらはスリランカ政府により長い間否認されてきた)についてであるが、これらには公平で徹底的な調査が必要である。」

[目次に戻る](#)

#### 4. 最近の主な展開(2011年7月～2012年1月)

##### 最近の主な展開

4.01 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU) <sup>74</sup>、カントリーレポート・スリランカ (2011年8月) は、次のように報じている。

「2011年政府地方選挙の第二フェーズは、同年7月下旬に行われた。投票は国内65都市で行われ、以前は内戦の影響を受けた島の北部も含まれていた。対象範囲は地方だが、北部での投票は徹底的に監視された。この地域には、キリノッチなどが含まれた。ここは、20年以上経って初めて選挙が行われた。」

「この出来事で、今は敗北したタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) を以前支援していたタミル国民連合 (Tamil National Alliance/TNA) は、北部20議会のうち18議会で勝利した。対向するタミル人の政党、タミル統一解放戦線 (Tamil United Liberation Front/TULF) は2議会で勝利し、連立与党である統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance/UPFA)

---

目

<http://www.crisisgroup.org/en/publication-type/media-releases/2011/asia/statement-on-the-report-of-sri-lanka-s-lessons-learnt-and-reconciliation-commission.aspx>

アクセス日 2012年1月18日

<sup>74</sup> エコノミスト・インテリジェンス・アニマル、カントリーレポート・スリランカ (2011年8月)

[http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=908359875&article\\_id=1208359905](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=908359875&article_id=1208359905) アクセス日 2012年1月6日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

は北部で別の 3 議会を確保した。合計すると、UPFA は投票が行われた 45 議会を支配し、一方で 2 つの野党である統一国民党 (United national Party) 及び人民解放戦線は 1 議会での勝利も収めることができなかった。実際、UNP は以前支配していた 3 議席を失った。

「与党である UPFA が、TNA が支配していた北部及び東部を除く各地で楽々と勝利し、北部と南部がはっきりと分割されていることを選挙結果は示した。LTTE が以前支配していた開発地域の大掛かりな計画があるにも関わらず、政府はその居住者の信頼をまだ勝ち得ていない、ということの結果は示した。」

「不正選挙の申し立てが明るみに出た。非政府監視集団である『自由で公平な選挙への活動』は、キリノッチでは投票者に対して、政府に投票するように促した誘因が行われたと主張している。複数の市民社会組織はまた、何千もの投票用紙が押収され、投票者が暴力で脅された事件について表明した。」

4.02 2011 年 7 月の地方選挙の完全結果については、[スリランカ選挙局ウェブサイトの関連箇所のハイパーリンク](#)を参照のこと。

4.03 このような選挙がどのように行われたのかに関する情報は、以下を参照のこと。「[自由で公平な選挙への取り組み、及び選挙での暴行監視センター](#)」

4.04 Human Rights and Democracy に対する「2010 年外務・連邦省レポート」第三四半期更新 (2011 年 9 月 30 日付)<sup>75</sup>では、次のように述べられている。

2011 年 7 月から 8 月まで、スリランカの地方で女性が夜間に襲撃される「グリース・ヤッカス」について、メディアの報道を通して恐怖とパニックが拡大している。地域によっては、「グリース・ヤッカス」の容疑者に自警団員が攻撃を行い、地方の軍隊に繋がりが在るのではないかということを示した。国内数地域で捜査当局と市民の間で起こった自警団攻撃及び衝突の結果、三人が死亡、数十人が負傷、また数百人が逮捕された。

選挙は 7 月 23 日に 65 の地方団体で行われた。党内の暴行により一人が死亡し、野党は脅迫、国の財産の悪用及び北部での集会・演説の制限に申し立てをした。

4.05 EIU カントリーレポート：スリランカ (2011 年 11 月)<sup>76</sup>は次のように報じた。

「スリランカ地方当局選挙の三次及び最終段階は、2011 年 10 月 8 日に、23 の地方政府団体が

---

<sup>75</sup> Human Rights and Discovery への、四半期の 2 つの更新：2010 年外務・連邦省レポート、2011 年 6 月 30 日 <http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/> アクセス日 2012 年 1 月 31 日

<sup>76</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit)、カントリーレポート：スリランカ、2011 年 11 月 [http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=388562223&article\\_id=688562253](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=388562223&article_id=688562253) (購読限定)、アクセス日 2012 年 1 月 6 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

投票を行い実施された。国内 335 の地方団体のうち、選挙は 2011 年を通して 322 の団体で行われた(11 の地方当局の投票は 2008 年から 09 年にかけて行われたため、今年も行われない)。北部州ムライティブ地区の 2 つ以上の地方政府では、2009 年 5 月の内戦終結の後、国内に退去した人の再定住が遅れたため、まだ選挙は行われていない。」

「23 の地方当局団体では、与党である統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance/UPFA) が 21 の議会を支配して勝利し、スリランカでの権力掌握を強化した。2011 年に選挙が行われた 322 の議会のうち、UPFA は 271 議会を獲得した一方で、タミル人第一党であるタミル国民連合 (Tamil National Alliance/TNA) は 30 議会で勝利した。これらは全て、タミル人が多数派を占める地区であった。主要野党である統一国民党 (United National Party/UNP) はわずか 9 議会の勝利となったが、一方で 10 月の投票では、首都でコロombo自治会議 (CMC) との競争に勝ち、要となる勝利を収めた。UNP は議員 53 人の CMC で 24 議席を獲得したが、UPFA は 16 議席の獲得であった。CMC での勝利にも関わらず、従来の UNP の拠点であったキャンディ、ネゴンボ、モラトワ及びコロombo郊外は UPFA が勝利し、2011 年の投票で地方議会の 80%以上を支配することとなった。

4.06 同 EIU レポート<sup>77</sup>は、次のように付け加えている。

「別の手段である平穏な選挙活動は、投票日の暴行により壊された。大統領顧問であるバラサ・ラクシュマン・プレマチャンドラ (Bharatha Lakshman Premachandra) は銃撃で死亡し、UPFA に所属する議員メンバーであるドゥミンダ・シルバ (Duminda Silva) はコロomboにてそれぞれの支持者間での政党内衝突が起こった際、命に関わる負傷を受けた。軍は法律と命令を復活させるよう要求され、すぐさま夕暮れから夜明けまでの外出禁止令が発動された。

4.07 2011 年 10 月 10 日の BBC ニュース<sup>78</sup>は、次のように報じた。

「2011 年の地方選挙の 3 つの波は、ラジャパクサ (Rajapaksa) は首都及び少数派が支配する北部・東部にて比較的弱いままであるが、他の場所では強いままである。」

「ある選挙監視団は BBC シンハラサービスに、政府が国の資源を選挙運動に用いたため、これらの選挙は自由でも公平でもなかった、と伝えた。」

「大統領の政党の敵対する二名の政治家が争って、支援者の暴力団に支えられていたことが分かった土曜日に、スリランカの政治力学における暴行の主な役割が明らかとなった。」

4.08 2011 年 10 月の地方選挙の全結果については、[スリランカ選挙局ウェブサイトの該当部分](#)のハ

<sup>77</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit)、カントリーレポート：スリランカ、2011 年 11 月

[http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=388562223&article\\_id=688562253](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=388562223&article_id=688562253) (購読限定)、アクセス日 2012 年 1 月 6 日

<sup>78</sup> BBC ニュース、スリランカ与党連立が議会選挙で圧勝、2011 年 10 月 10 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-15236218> アクセス日 2012 年 1 月 18 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

イパーリンクを参照のこと。

4.09 これらの選挙がどのように行われたのかについての情報は、「[自由で公平な選挙のための活動](#)」を参照のこと。

4.10 2011年10月10日のBBCニュース<sup>79</sup>では、次のように報じている。

「スリランカ議会は政府に、リストに上った2社を含む企業37社の資産を占有する権限を与えた。」

「この動きは、国を自分のものにしようとしているラジャパクサ (Rajapaksa) 大統領を非難している反対派、及び実業家により批判されている。上級弁護士及び腐敗防止活動家であるJC ウェリアムナ (Weliamuna) がBBCに、水曜日に議会に更に権限が与えられたこの動きは違法だけでなく、関与する企業数社にとって有益となるため、人権侵害であると伝えた。」

「政府の批評家は、週末の批評的な報道を規制する動きに続き、直近の動きはラジャパクサ (Rajapaksa) 大統領が独裁政治を行う傾向である一層の印であると述べている。」

4.11 EIU、カントリーレポート：スリランカ (2011年12月)<sup>80</sup>は次のように述べている。

「2011年11月、スリランカ国防秘書のゴトバヤ・ラジャパクサ (Gotobhaya Rajapaksa、大統領の弟) は和解会議において、政府は内戦時に死亡あるいは失踪した人の国勢調査の準備を行っている伝えた。彼は、この国勢調査は市民戦争の後の説明義務問題に取り組む試みの一つだと宣言した。北部職員にはこの国勢調査を完了する責任があり、個々を名前により特定する予定だ。」

「防衛秘書が和解の擁護者になったことは、皆を納得させはしない。これは、11月に裁判所が軍隊の長であり、2010年大統領選挙の破れた対抗馬であったサラット・フォンセカ (Sarat Fonseka) に禁固3年及び5,000スリランカルピー (45米ドル) の罰金を言い渡したことで強調された。裁判所の判事3名中2名により有罪判決が支持されたのは、内戦終結段階で降伏したLTTE主導者を撃つように、国防長官がブリガディエル・シャベンドラ・シルバ (Brigadier Shavendra Silva) に命じた、とサラット・フォンセカが2009年12月にジャーナリストに伝えた際に、フォンセカがゴトバヤ・ラジャパクサ (Gotobhaya Rajapaksa) について嘘の声明を行ったと非難されたことが原因である。しかしフォンセカは、共有された憎悪及び反政府感情を刺激する企てによって、彼を非難する他の告発から無罪にされた。フォンセカは軍法会議が2010年、汚職容疑で有罪判決を言い渡した後、既に30ヶ月の囚人期間を服役している。

<sup>79</sup> BBCニュース、スリランカ政府は企業37社の資産を差し押さえ、2011年11月9日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-15658306> アクセス日 2012年1月18日

<sup>80</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート：スリランカ、2011年12月

[http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=1718645356&article\\_id=2018645386](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=1718645356&article_id=2018645386) (購読限定)、アクセス日 2012年1月6日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

4.12 ロイターレポート（2011年11月18日付）<sup>81</sup>は次のように付け加えている。

「フォセンカが訴追された記事は『白旗』についてであり、2009年の内戦最終数か月に両陣営が関与した戦争犯罪の『十分信用できる』証拠があると伝えている、国連が支持するレポートで証明されている。また、フォンセカが『彼がジャーナリストに投げかけた問いへの答えとして、主要反対派の大統領候補者を投獄したことは歪みであって、民主主義国家では受け入れられない。しかし、国が独裁の場合にのみ起こりうる場合がある。』と言っている。」

4.13 国際戦略研究所 (The International Institute for Strategic Studies/IISS)、タイムライン 2011 (82日付不明、アクセス日 2012年2月2日)は、2011年11月20日に「ラジャパクサ (Rajapaksa) 大統領が指名した過去の教訓・和解委員会は、30年間に及ぶ LTTE 内戦及びその方法を調査した最終レポートを提出した」と報じた。

過去の教訓・和解委員会 (LLRC) も参照のこと。

4.14 南アジアテロリズムポータル (South Asia Terrorism Portal/STAP)、タイムライン 2012 (アクセス日 2012年2月3日) <sup>83</sup>は、2012年1月10日に次のように述べている。

「スリランカは、制圧した LTTE が復活しないようにするため、国内安全の強化を計画している、と国防秘書のゴトバヤ・ラジャパクサ (Gotobhaya Rajapaksa) は述べた (公認)。彼は、LTTE は国内で破れたにも関わらず海外では活動しており、LTTE に共感している集団が、LTTE の復活運動を世界規模で企てている原因になっている、と述べた。親 LTTE 集団・個人の多くが海外で、バラバラになって機能しているが、彼らは、スリランカを分断し新たな別の国を建設するという共通の目標を持っている。」

[目次に戻る](#)

## LTTE メンバー(容疑者)の状況

### 更生

政府に捕らえられた元 LTTE 戦闘員の背景の詳細に関しては、[歴史](#)、[LTTE のメンバー \(容疑者\) に対する政府の処遇 \(2010年12月までのもの\)](#) を参照。

<sup>81</sup> ロイター、スリランカの投獄中の元軍主導部が新たな囚役期間に、2011年11月18日  
<http://www.trust.org/alertnet/news/sri-lankas-jailed-ex-army-chief-gets-new-prison-term/> アクセス日 2012年1月18日

<sup>82</sup> 国際戦略研究所 (IISS)、タイムライン 2011、日付不明  
[http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp\\_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1277](http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1277) (購読限定) アクセス日 2012年2月2日

<sup>83</sup> 南アジアテロリズムポータル (SATP)、タイムライン 2012、日付不明 (アクセス日 2012年2月3日)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



4.15 HRW ワールド・レポート 2012、スリランカ<sup>84</sup> (2012 年 1 月 24 日発行) は、次のように記している。

「政府は、内戦終結時に抑留され、更生センターと呼ばれる場所へ送られた LTTE メンバーの容疑者 11,000 人以上を、全員ではないが徐々に解放している。政府は、法会議など、抑留者の重要な適性手続きの保証並びに、何千人もが抑留で二年あるいはそれ以上を過ごしたことを否定した。更生センターから解放された者の中には、家に戻った後に治安部隊に苦しめられた者もいると伝えているレポートもある。」

4.16 [アムネスティ・インターナショナル、スリランカ：2011 年の拷問に対する国連委員会の要約](#) (2011 年 10 月)<sup>85</sup>は、次のように述べている。

「有事 (Miscellaneous Provisions and Powers) 規制の第 22 番は、2006 年、有事規制 1462/8 番により改正された通り、『降伏者』の更生のために、罪状及び裁判なしに、2 年までの行政的抑留を規定している。スリランカ政府が申し立てをした 11,600 人の公式統計によると、LTTE に繋がりを持っており、軍に降伏した者、あるいは 2009 年の軍備内戦の後避難民収容所から当局により逮捕された者は、スリランカ政府が更生センターと呼んだ施設内で大規模抑留を受けた。多くの抑留者は、彼らは LTTE に強制的に採用された主張している。有事状態が消えた 2011 年 8 月の時点で、約 2,700 人が施設に残っており、9 月 30 日の時点で約 1,000 人が抑留されたままだと考えられている。(スリランカは前タミル人反逆者 1,800 人を釈放する：AP 通信、2011 年 9 月 30 日)

「書かれているとおり、EMMPPR 2005 の規則 22 (4) によると、更生委員長 (Commissioner General of Rehabilitation) は『降伏者に適切な職業・技能他の訓練を与えることに努めるべきである』。伝えられたところによると、潜在的には有益ですらある更生収容所で行われた訓練は、司法審査のアクセスなしに抑留された者に対して任意に課されたため、ボランティアであると考えられなかった。伝えられたところによると、政治的教化も含んでいた。ICCPR の第 9 条 (1) は、任意的な抑留を禁じている。国連人権委員会の概評 8、段落 1 では、これは抑留が『教育目的』で行われるものも含めた、全ての自由剥奪に適用させると考えている。更生施設にいた抑留者も含めて、スリランカ当局が LTTE の中核であると考えている、約 1,900 人の容疑者は、2009 年の内戦終結後、テロ防止法のもとで行政的に抑留されている。多くは未だ、犯罪で起訴されていない。」

4.17 2011 年 11 月 9 日付の、在コロombo 英国高等弁務団 (BHC) の文書<sup>86</sup>は、次のように報じている。

---

<sup>84</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW)、ワールドレポート 2012、スリランカ、2012 年 1 月 24 日発行 <http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012 年 2 月 1 日

<sup>85</sup> アムネスティ・インターナショナル、スリランカ：2011 年の拷問に対する国連委員会の要約、2011 年 10 月 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/ngos/AI\\_SriLanka47.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/ngos/AI_SriLanka47.pdf) 導入 (脚注 1)、アクセス日 2012 年 1 月 13 日

<sup>86</sup> 在コロombo 英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011 年 11 月 9 日付

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「在コロombo英国高等弁務団は定期的に、スリランカ国内及び更生/社会復帰計画内の元 LTTE 幹部の扱いを監視している。」

「CGR（更生委員長）は 2011 年 1 月、合計 5,686 人が解放されたと述べた。保護施設・更生センター（PARC）として告示されている 9 つの更生センター内には、4,658 人が抑留されたままである。スリランカ軍はこれらの収容所を、数多くの省庁の関わりで運営している。抑留者は今後数か月で、引き続きまとめて解放されるだろう。」

4.18 同 BHC 文書<sup>87</sup>は次のとおり付け加えている。

『「有事規制下での抑留令で執行を受け、犯罪のため今後起訴される活動的な LTTE メンバー」に分類されて抑留された人が未だに多くいる。最後の数日で、この集団に関する CGR 及び他の軍のスポークスマンからの多くの引用がある。しかし、正確な数は少ない。我々は、約 1,000 人が通常の司法当局に移され、他の 703 人は引き続き、テロ捜査局（TID）による調査が行われ、後に司法当局での調査が行われる。」

「2010 年 12 月及び 2011 年 1 月には、コロombo下位裁判所裁判官の元に、この集団の一部が現れた。TID は裁判所に、これらの人は IDP の多くの収容所内で隠れていたのが見つかった後、国防秘書の指導下で逮捕されたと伝えた。TID は更に彼らは AG's Department からの指示を待っている、と付け加えた。ここに現れた人はこの後も再び拘留された。」

「2011 年 1 月 18 日、シャビンドラ・フェルナンド（Shavindra Fernando）副司法長官率いる 4 人委員会に、マヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領が、現在抑留中の LTTE 容疑者の事実を調査し、適当な行動を推奨するよう定めた。この指定は、大統領に提出された暫定レポート内の、過去の教訓・和解委員会（LLRC）の推奨に次ぐものであった。」

4.19 2011 年 11 月 9 日付の BHC 文書<sup>88</sup>はまた、次のように報じている。

「2011 年 3 月 29 日、バティッカロア 1（Second Secretary Migration）は、IOM（国際移住機関）により行われた社会復帰計画を受けていた、8 人の元 LTTE 戦闘員と会った海外の複数の使節団からの集団の一部であり、米国・オランダ政府より合同で出資された。18 歳から 40 歳の、男性 6 人、女性 2 人がいた。政府あるいは治安職員はいなかった。LTTE で最長 9 年を過ごした者もいれば、3 年だけの者もいた。LTTE に 10 代（最年少は 13 歳）の時に加入させられた者もいた、と言った人もいる。ある女性はその中で片足を失い、義足を装着した。集団は、複数の異なる収容所に入れられたと我々に伝え、彼らは全員、抑留されていたにも関わらず、家族にはその消息が ICRC（赤十字）より伝えられていた、と伝えた。」

「一人ずつ、彼らが何をしていたのかを伝えた。6 人は計画の後雇用された。大工、仕立屋、食料雑貨商、漁師、残り 2 人は再入学試験勉強をし、A レベルを取るために勉強した。解放以来、彼らは警察や軍隊、家族、あるいはコミュニティ内の他の人とは問題ない、と述べた。彼らに

<sup>87</sup>在コロombo英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011 年 11 月 9 日付

<sup>88</sup>在コロombo英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011 年 11 月 9 日付

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

は国民証明書（NIC）が発行され、調査地点で質問をされたかどうかを聞いた際には、調査地点はなかったと述べた。警察から『特別な扱い』は受けていないと述べたが、毎週地方の警察署でサインをする必要があると付け加えた。仕事で家を離れて移動する必要がある場合、前もって警察に伝えなければならなかった。我々は、LTTE に再び加わるのに圧力を感じるか彼らに尋ねた。彼らは、再び加わりたくはないと答え、圧力のもとにもいないと付け加えた。

#### 4.20 同 BHC 文書<sup>89</sup>は次のように付け加えている。

「バティッカロアでの上級警察官との次の会議において、この地区に元 LTTE 戦闘員が何人か住んでいるが、彼らの社会復帰を監視するのは軍の規律であると聞かされた。彼は、これらの人は警察に報告する必要はないと付け加えた。」

「2011 年 8 月 17 日、キリノッチではこの使節団の職員が、元 LTTE 幹部を抑留から解放した後彼らの社会復帰に責任を持っているチームと会った。彼らは我々に、この計画の背景を伝えた。それは、初めに東部州長のピラヤン（Pilayan）が国防省の承認をもらい、アメリカ合衆国国際開発庁の出資により、IOM にこの活動を前に進めるよう接近した、というものであった。これは最初、1,000 人の幹部と作業をするものであった。しかし、その後政府は、アメリカ合衆国国際開発庁（USAid）及びオランダ政府の出資による計画で、スリランカ北部の 22 収容所からいわゆる『降伏者』を解放する、と述べた。それ以来 7,400 人の降伏者が解放されたが、4,000 人が未だ 11 の収容所に残っている。」

「その組織は、収容所では各降伏者との作業が開始したが、そこでは社会経済プロファイリングが行われたと説明した。降伏者には数回に分けて面接が行われ、メモはハードコピー及び電子化され記録された。降伏者はその後、解放予定地に近い場所に移動され、IOM 職員による一巡の打合せが行われた。彼らの解放条件の一部には、最寄り IOM 事務所への報告が必要であった。IOM は降伏者から彼らに与えられた情報が正しいことを確かめる福祉計画を運営する。解放の際に IOM は彼らに別の面接を行い、そこでは収容所内で持っていたような、秘密漏洩に対する同様の後ろめたさがなく、彼らは多くのことを明かした。降伏者の解放に必要な別の条件は、彼らが毎週バスに乗って軍事収容所で署名をし、収容所での打合せに参加する、ということである。

#### 4.21 同資料<sup>90</sup>は更生の過程について、次のように詳述している。

「社会復帰計画には、四つの構成要素がある。教育、訓練、仕事を通じての職業訓練、就職斡旋である。降伏者は自分が何をしたいのか、どこに行きたいのかを伝え、社会復帰計画が作成される。本来社会復帰には 80～90,000 ルピー（450～505 ポンド）内での費用制限があった。しかし、現在これは 75,000 ルピーに制限されている。キリノッチとムライティブには、優れた社会復帰計画を受けた 30,000 人の降伏者がおり、中には 20～25 年間 LTTE に所属した者や、すばらしい能力、資格を持った者もいた。これまで、キリノッチでは 300 人の降伏者がこの計画を経験した。IOM はこれまで降伏者に、雇用主に受け入れてもらうことは常に難しいため、

<sup>89</sup>在コロンボ英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011 年 11 月 9 日付

<sup>90</sup>在コロンボ英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011 年 11 月 9 日付

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

大企業で働くことについては言及しないよう伝えてきた。彼らには自身の事業を立ち上げる方が簡単だと思われた。」

「解放の後、降伏者が直面した困難の中で一番大きかったものは何だったか、と我々は組織に尋ねた。」

- コミュニティ内での受入れ。内戦中、LTTE との戦いのために娘息子が運び去られてしまったかもしれないから。
- CID 又は軍による嫌がらせ。例えば監視、威嚇及び誘拐の可能性等。一人の降伏者は7ヶ月前に失踪した。
- コミュニティの過去の記憶
- 社会的な不名誉、罪悪感。多くは一家の長であり、家族も同じ汚名に苦しんだ。
- 解放費用を受け取ってしまうと、更なる支援を受けられないかもしれない。
- 多くは内戦中に結婚をしたが、すぐに離別させられた。現在多くは離婚したと考えられ、女性の多くは未亡人であると説明されている。しかし公式な婚姻届はなく、製作する書類も持っていない。
- 多くは未だ身分証明書類を所持していない。
- 皆が心的外傷後ストレス障害（PTSD）及びトラウマに苦しんでいる。

「これらの課題を軽減するために IOM が行うこと」

- 警察及び軍への認知活動
- 心理学的紹介制度及び政府が健康サービスを利用できるようにしたこと
- 主な目標は降伏者が、家族を支える立場につくというものであるが、一度それが可能になると、彼らは学校等のコミュニティに貢献しなければならない。

「組織は我々に、彼らもまた社会復帰計画を実施するのに圧力を感じていた、と伝えた。キリノッチでの計画を経験した 300 人のうち 250 人は仕事を探せたということだった。計画を経験する人は数千人いるとのことだが、降伏者のプロファイリングは 2011 年 12 月 31 日までに期限が切れる予定である。」

「2011 年 9 月 30 日、マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領は海外使節団長を、公式邸宅であるコロソ官邸で急遽設定した会議に呼び出した。この出来事は、残りの 1,800 人の元 LTTE 幹部を解放する儀式となった。以下の URL を参照のこと。

[http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-09-30/south-asia/30229609\\_1\\_ltte-fighters-ltte-guerrillas-vocational-training](http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2011-09-30/south-asia/30229609_1_ltte-fighters-ltte-guerrillas-vocational-training)

4.22 2011 年 10 月 2 日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>91</sup>は次のように報じた。「2 年間の更生計画を受けた元タミル・イーラム解放の虎の反逆者 1,800 人は社会復帰した…ラジャパクサ

<sup>91</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、別の 1,800 人の元 LTTE 幹部が社会復帰、2011 年 10 月 2 日 [http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201110/20111002another\\_batch\\_of\\_1800\\_ex\\_ltte\\_cadres\\_reintegrated.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201110/20111002another_batch_of_1800_ex_ltte_cadres_reintegrated.htm) アクセス日 2012 年 1 月 23 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

(Rajapaksa) 大統領は、解放された戦闘員は、有用な市民として社会で生活するために職業訓練を受けた、と述べた。元戦闘員には石工職、大工職、仕立て職と農業が提供された。2011年10月25日には同資料<sup>92</sup>が、2年間の更生計画を受けた別の元 LTTE 幹部 367 人が、同日社会復帰予定であると述べ、『彼らには石工職、大工職、仕立て職、農業、運動機序、パソコン技能及び手工芸が提供された』と付け加えた。2011年12月11日に同資料<sup>93</sup>は、社会復帰・刑務所改革省の秘書である A.ディッサナヤカ (Dissanayaka) を引用し、『最後に残った 700 人の元 LTTE 幹部は、12ヶ月間の義務訓練期間の後、2012年半ばまでに解放される』と報じた。2012年1月24日、公式ウェブサイト<sup>94</sup>は『更生省によると、11,984人の元 LTTE 幹部のうち、10,000人以上がこれまでに更生され、社会復帰をした』と報じた。さらに、残りを解放するための方策が既に取られ、1,000人未満の元 LTTE 幹部がじきに更生を受ける予定だ。」

4.23 先に述べた 2011年11月9日の BHC 文書<sup>95</sup>はまた、次のように述べている。

「政府は、過去の社会復帰解放には問題があったということを知っているようだ。解放に関して元戦闘員向けの将来性のある内容は、実際には提供されておらず、金銭や他の支援もなかった。以前は LTTE の地域だった北部の経済再生は、投資家がおらずとても遅い。政府は 1,000 人以上の就業機会がコロンボにはこれまでにあったが、そこに引っ越しをした人はとても少なかった、と主張している。国中で、スリランカ人には移動の自由が保証されているが、多くは自分の故郷にとどまるか、海外に移動しようとする。解放された多くの人は、大量に北部の武装地帯に戻り、『彼らの安全及びコミュニティ』を監視された。元抑留者の中で何人かの逮捕に関するメディア記事は幾つか存在しているが、これらは解放後に行われた犯罪攻撃に対するものである、と主張している。」

4.24 先の 9月17日付の BHC 文書<sup>96</sup>は、当時 IOM (国際移住機関) からの相談、紹介サービスを受けていた元 LTTE 幹部 (『降伏者』) に関して、2011年8月にジャフナを訪れた際に、IOM により提供された情報を報じた。

「抑留から解放した後、何も問題がないかどうかを我々は尋ねた。彼らは、月に一度軍の収容所に報告しなければならず、女性にとっては男性の軍の環境に足を踏み入れるのは一部とてもストレスである、ということを知った。彼らはまた、その場所を脱つかなる時も報告をしな

<sup>92</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、新たな自由の光、一層多くの元 LTTE 幹部が社会復帰、2011年10月25日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201110/20111025more\\_ex\\_ltte\\_cadres\\_reintegrated.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201110/20111025more_ex_ltte_cadres_reintegrated.htm)、アクセス日 2012年1月23日

<sup>93</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、残った元 LTTE 幹部は 2012年半ばまでに社会復帰予定、2011年12月11日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201112/20111211remaining\\_ex\\_ltte\\_cadres\\_to\\_be\\_reintegrated.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201112/20111211remaining_ex_ltte_cadres_to_be_reintegrated.htm) アクセス日 2012年1月23日

<sup>94</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、元幹部の社会復帰が加速、2012年1月24日、

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201201/20120124ex\\_cadres\\_reintegration\\_accelerated.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201201/20120124ex_cadres_reintegration_accelerated.htm) アクセス日 2012年2月5日

<sup>95</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011年11月9日付

<sup>96</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011年9月17日付

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ければならず、職を探す男性にとっては問題であった。彼らの復帰に関して、地域コミュニティ内では異なる反応があった。ジャフナでは、内戦の最終段階に巻き込まれていないため、中には実際に英雄とみなされた者もいた。一方でムライティブやキリノッチ地区では、彼らに対する悪意のために住むことがしばしばできなかった。これは主に、夫や兄弟、子供を戦いのために引き渡さなければいけなかった家族によるものであった。」

4.25 同 BHC 文書<sup>97</sup>はまた、キリノッチの『降伏者』の状況を次のように報じている。

「政府職員は『降伏者』の社会復帰のテーマに触れた。彼らの解放と社会復帰計画の開始の間には溝があり、結果彼らは、時宜よく支援されていない。一つの DS Division には 50 人の降伏者がおり、その中の 5、6 人だけが支援を受けた。地区内計 292 人のうち、わずか数名のみが助けられている。彼らは、地方政府の水準に関して懸念があるが、現在降伏者に関して進行中の問題はないと述べ、コミュニティに戻る事が受け入れられている、ということをつけ加えた。

4.26 2011年7月30日付の BBC ニュース<sup>98</sup>は、次のように報じている。

「スリランカ国内の前タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の反逆者は、政府の『更生』及び抑留収容所から解放された一年後、彼らは仕事を見つけられず、社会復帰できなかったと述べた。」

BBC による一連の包括的面談の中で、他の人はそのままだったのに、自分は治安部隊から嫌がらせを受けた、と述べた者もいた。

「職員は非公開で、前 LTTE メンバーが収容所をすぐに出ても更生は終了するとは考えられておらず、解放後最低 6 ヶ月は警察に登録をしなければならず、国内外への移住はできない、と伝えた。彼らは行動が監視されている、と我々には伝えられた。これに関する明確な規則はないようである。」

「同時に、政府は前 LTTE メンバーが自発的に参加している村落開発計画の披露を予定している。国際労働機関及び他の組織が元戦闘員に対して生活計画の資金提供をしている、とも述べている。」

4.27 解放書類の問題や繰り返しの登録、元抑留者の監視及び訪問、移動の自由、集会の自由、宗教の自由、CID の打合せ、元抑留者の生活問題及びその家族への脅威など、バンニ地区からの元抑留者の状況に関する情報は「[バンニの元抑留者及びその家族に関する脅威、嫌がらせ、制限の法・社会信頼レポート](#)」より入手できる。

4.28 2011年12月1日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>99</sup>は次のように報じた。

<sup>97</sup>在コロombo英国高等弁務団、UKBA COI 局への文書、2011年9月17日付

<sup>98</sup> BBC ニュース、スリランカ、前タミル・イーラム解放の虎は嫌がらせについて不満を述べる、2011年7月30日 <http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-14331595> アクセス日 2012年1月22日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「国際移住機関（IOM）が先頭に立っている、元 LTTE 幹部の社会復帰計画は殆ど終わりに近づいており、日本も計画を後方で支援している。」

「ジ・アイランドのダンジガー（Danziger）への簡単な面談で、日本は伝えられたところによると、元 LTTE 職員を市民社会に復帰させ、和解に努める進行中の計画に、最近 150 万米ドル（1 億 5 千ルピー以上）を提供した、と彼は答えた。」

「日本の支援に続き、ノルウェーも、5700 万ルピー（300 万ノルウェークローネ）の資金を同プロジェクトに提供する、ということで最終合意をした。」「イギリスは 65 万ポンド（約 100 万ルピー）を IOM の計画に提供した。」

4.29 同資料<sup>100</sup>は IOM の特命長官であるリチャード・ダンジガー（Richard Danziger）を引用して、次のように付け加えている。

「解放後、支援を欲する者は IOM 事務所に足を運ぶ。そこでは相談や同じ地区での他の機関・活動の紹介、訓練、教育、個々の生活支援などの様々な活動によって支援がなされる。2011 年 11 月半ばに 10,237 人のプロファイリングが行われ、2,167 人の利用者に生活支援がなされ、12,134 人の相談が行われた。」

「これまでの進行について満足感を表しながら、コロンボに拠点を置く IOM 長は、IOM の支援を待っている元戦闘員は 2,298 人いると推定している。ダンジガー（Danziger）は、この数か月にわたって彼らにも必要な支援が行われうる、と自信を表した。」

4.30 2011 年 6 月 27 日発行の、US Department of State's Trafficking in Persons の 2011 年レポート<sup>101</sup>は、次のように述べている。

「Commissioner General of Rehabilitation は NCPA の支援を受け、UNICEF と連携して、とりわけ武装内戦に巻き込まれた子供（中には不正取引の犠牲者となった者もいる）向けの更生センターの稼働を続けた。委員会はまた、寄附の支援を受け、職業訓練センターの運営も続けた。これらの施設は報道時、元少年兵の約 700 人を扱った。スリランカ政府は、前タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の少年兵は皆、更生を終え 2010 年 5 月に解放されたと報じた。し

---

<sup>99</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、殆ど完了に近い元 LTTE 幹部の社会復帰-IOM、2011 年 12 月 1 日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201112/20111201reintegration\\_ex\\_ltte\\_cadres.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201112/20111201reintegration_ex_ltte_cadres.htm) アクセス日 2012 年 1 月 23 日

<sup>100</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、殆ど完了に近い元 LTTE 幹部の社会復帰-IOM、2011 年 12 月 1 日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201112/20111201reintegration\\_ex\\_ltte\\_cadres.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201112/20111201reintegration_ex_ltte_cadres.htm) アクセス日 2012 年 1 月 23 日

<sup>101</sup> US Department of State's Trafficking in Persons、2011 年 6 月 27 日、スリランカ部門、<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2011/164233.htm> アクセス日 2012 年 1 月 19 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

かし、武装集団に以前支援されていた、少なくとも 250 人の子供が多く、安全保障問題に直面しており、中には警察に逮捕された者もいる。

4.31 2011年4月25日、BBC シンハラ<sup>102</sup>は次のように報じた。

「司法長官 (Attorney General/AG) と警察はこれまでに、一層長い期間拘留中のタミル人全員を、起訴なしに解放するよう命じた、とスリランカ裁判長(Chief Justice/CJ)は述べた。」

「『長期間拘留中の、あるいは違法に抑留されたタミル人抑留者の保釈を求めながら、我々は応募が提出された際にいつでも、解放を考え申し出てきた。』と彼は述べた。」

「さらに私は AG に、長期間抑留されていた者への支援を行うよう命じた。」

「シルバ (Silva) 曰く、裁判所に提出された AG のレポートによると、多くの容疑者は、殺人等深刻な犯罪で告訴され抑留中とのことである。」

「彼らが全員、内戦に関与している訳ではない」と彼は述べた。

「失踪者調査委員会 (Committee for the Investigation of Disappearances/CID) を含む人権集団は、タミル人抑留者の中にはおよそ 15 年間抑留された者もいる、と述べている。」

「CJ によると、事実が未だに調査されている抑留者も多少いる。」

「一度解放されても、新たな証拠が見つければ調査が続けられ、逮捕される可能性もある。」と彼は付け加えた。

「『AG と警察には、告訴なしに容疑者を拘留し続けるようには推奨していない。』」

4.32 2012年1月6日、BBC シンハラ<sup>103</sup>は次のように報じた。

「スリランカ裁判所はタミル・イーラム解放の虎の容疑者の更生期限を決める法的権限を持っていない」とコロomboの裁判所は述べた。

「コロomboの増設下位裁判所裁判官は、タミル・イーラム解放の虎の容疑者からの質問に対して声明を出した。」

「返答として、期間を決めるのは更生当局であり、裁判所は期限を決めることはできない、と下位裁判所裁判官は述べた。」

---

<sup>102</sup> BBC シンハラ、裁判所は更生を『決定することができない』、アクセス日 2012年1月6日  
[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/04/110425\\_cj\\_tamil.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/04/110425_cj_tamil.shtml)

<sup>103</sup> BBC シンハラ、タミル人抑留者は解放されるべき—CJ、2011年4月25日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

[LTTEのメンバー（容疑者）に対する政府の処遇](#)、並びに[逮捕と抑留—法的権利](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 5. 憲法

- 5.01 ヨーロッパ・ワールド・オンライン・スリランカ<sup>104</sup>（アクセス日 2011年6月1日）には、次のように記されている。「スリランカの憲法は、1978年8月17日に国民国家議会（後に国会と改称）で承認され、1978年9月7日に発布された

憲法は[ここ](#)をクリックすれば見ることができる。

- 5.02 第17次憲法改正案は、2000年10月5日のスリランカ民主社会主義共和国の官報第2部の添付資料として公表された（スリランカ政府の公式ウェブサイト：憲法<sup>105</sup>）。憲法全文及びその後の改訂の全文は、脚注のハイパーリンクを開けば見ることができる。

### 第18次改訂

- 5.03 2010年9月8日の「ガーディアン<sup>106</sup>」には、次のように報じられている。

「本日のスリランカ国会において、マヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領の任期を無期限とし、司法・警察・行政の全権を与えて大統領の権限を強化する案に対する投票が行われた。野党第1党の統一国民党は投票をボイコットし、首都でラジャパクサ（Rajapaksa）の肖像画を燃やした。しかしこの憲法改訂案は国会議員225人のうち161人の賛成を得て国会を通過した。」

「現行憲法では大統領の任期は6年2期とされ、11月に始まるラジャパクサ（Rajapaksa）の2期目の任期は最後の任期であった。」

「現行憲法では、大統領による司法・警察・行政及び選挙管理局の要職の任命には独立の委員会の承認を必要とする規定があったが、今回の憲法改訂でこの規則は廃止された。」

- 5.04 2010年9月17日のスリランカ政府公式ウェブサイト<sup>107</sup>には、次のように述べられている。

---

<sup>104</sup> ヨーロッパ・ワールド。オンライン・スリランカ、憲法と政府、日付不明

<http://www.europaworld.com/entry/lk.is.62>（購読限定）アクセス日 2011年6月1日

<sup>105</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、憲法、最終変更 2010年11月18日

<http://www.priu.gov.lk/Cons/1978Constitution/Introduction.htm> アクセス日 2011年6月1日

<sup>106</sup> ガーディアン、スリランカ議会が大統領の権限を強化、2010年9月8日

<http://www.theguardian.com/world/2010/sep/08/sri-lanka-parliament-mahinda-rajakaksa> アクセス日 2010年9月29日

<sup>107</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、第18次憲法改訂案の施行、委員会が1月に活動開始、9月17日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「最近の記録的な賛成多数とともに、国会により是認された第18次憲法改訂案のもと、警察委員会、選挙管理委員会、贈収賄委員会、公共サービス委員会、人権委員会、財務委員会及び領土画定委員会の設置がなされる。この憲法改訂により、旧憲法評議会に代わり5人の委員会から成る国会評議会が発足した。」

「この国会評議会の5人のメンバーとは、首相、国会議長、野党党首及び首相と、野党党首がそれぞれ任命する委員である。」

5.05 2011年4月8日発表の米国国務省の「2010年人権報告書：スリランカ」<sup>108</sup>には、次のように述べられている。「9月に第18次憲法改訂案が国会を通過し、憲法評議会とその下部委員会の委員任命の仕組みも変わった。大統領が現在、これら評議会・委員会のメンバー任命権を有している。任命に当たっては、議会に『アドバイスを求める』必要はあるが、国会承認は必要ない。」

5.06 国連の「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会の最終見解」<sup>109</sup>（2010年12月9日）は、次の点に懸念を示している。

「…2010年9月8日に国会を通過した第18次憲法改訂案によれば、司法及びその監視機関の独立性は縮小することとなった。中でも、贈収賄・汚職調査委員会の委員長・メンバー及び、司法サービス委員会のメンバー、行政のための議会委員会（オンブズマン）のメンバーの任命には大統領に直接任命権を与えることになっている。」

[目次に戻る](#)

## 6. 政治体制

6.01 CIAの「ワールドレポートファクトブック：スリランカ」<sup>110</sup>（2011年5月17日）は、スリランカ政府を共和国政府とみなすと伝えている。

「国家元首：マヒンダ・パーシー・ラジャパクサ（Mahinda Percy Rajapaksa）大統領（2005年11月19日より）。注：大統領が国家元首であり、政府リーダーである。ディッサナヤカ・

---

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201009/20100917commissions\\_to\\_be\\_active\\_in\\_january.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201009/20100917commissions_to_be_active_in_january.htm) アクセス日 2010年9月29日

<sup>108</sup> 米国国務省 2010年人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、序文

<sup>109</sup> 国連「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会の最終見解」、2010年12月9日

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> アクセス日 2011年5月25日、3ページ目

<sup>110</sup> CIA-ワールドファクトブック-スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日 2012年1月27日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ムディヤンセラゲ・ジャヤラトネ (Dissanayake Mudiyanseelage Jayaratne) の首相職 (2010年4月21日より) は多分に名誉職的なものである。」

「政府の長：マヒンダ・パーシー・ラジャパクサ (Mahinda Percy Rajapaksa) 大統領 (2005年11月19日より)

「内閣：閣僚は大統領が首相と相談して任命する。…選挙：大統領は国民投票により選ばれ、期間は6年、上限は2期である。直近の大統領選挙は2010年1月26日に行われた。(次回は2016年に予定されている。)」

「選挙結果：マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) が大統領に再選された。得票率はマヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) が 57.88%、サラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) が 40.15%、その他が 1.97%であった。」

6.02 同資料<sup>111</sup>は、立法府について次のように記している。

「一院制議会 (225 議席：非拘束名簿方式、選挙区ごとの比例代表制による国民投票で議員を選出：任期6年)」

「総選挙：前回選挙は2010年4月8日 (2選挙区の再投票は2010年4月20日)。次回選挙は2016年に予定。」

「選挙結果：政党同盟・政党別の得票率は、統一人民自由連合 60.93%、民主国民連合 5.49%、タミル国民連合 2.9%、その他 1.94%。また獲得議席数は、統一人民自由連合 144、統一国民党 60、タミル国民連合 14、民主国民連合 7であった。」

政党とその主導者のリスト、及び政治圧力団体とその主導者のリストについては、[ここ](#)をクリックして CIA ワールドレポートファクトブックを見られたし。

6.03 ヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカ<sup>112</sup> (アクセス日 2011年6月1日) には、次のように述べられている。

「大統領制政治体制は1977年10月に採用され、1978年9月の憲法で正式に認められた。憲法は、一院制議会を最高立法機関とし、変形比例代表制で議員を選出すると規定している。最高権力が国家元首である大統領に与えられている。大統領は任期6年で、国民の直接選挙で選ばれ、その就任については議会に説明する必要はない。大統領は首相及び内閣閣僚の任命・罷免の権限を持ち、大臣を兼務することもでき、国会を解散する権限も与えられている。憲法が

<sup>111</sup> CIA-ワールドファクトブック-スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日 2012年1月27日

<sup>112</sup> ヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカ、憲法と政府、日付不明、アクセス日 2011年6月1日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

1982年に改訂され、大統領はその一期目が終わる前に大統領選挙を行うことができるようになった。」

スリランカ国会に関する更なる情報については、[ここ](#)をクリックすれば見ることができる。

- 6.04 アムネスティ・インターナショナルの「2011年年度報告書：スリランカ」<sup>113</sup>（2011年5月13日発表）には、次のように述べられている。「2010年の国会議員選挙結果、その後の閣僚任命及び新しい法律制定により、ラジャパクサ（Rajapaksa）の親族が5人の主要閣僚と90以上の政府機関を支配することになり、権力が大統領一家に集中することになった。」

[政党](#)も参照。

[目次に戻る](#)

---

<sup>113</sup> アムネスティ・インターナショナル、2011年年度報告書：スリランカ、2011年5月13日発行、<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011>、アクセス日 2011年5月19日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 人権

### 7. はじめに

- 7.01 米国国務省が 2011 年 4 月 8 日に発表した「2010 年人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)<sup>114</sup>には、次のように述べられている。

「(2010 年に) 政府及びその機関は、依然として重大なる人権侵害を犯している。治安部隊による裁判外殺害の件数は減少しているものの、治安部隊は、恣意的で不法な殺害を犯している。失踪も依然として問題だが、その件数は減少している。独立の監視団体の多くが言っていることだが、少数派の人々の間では恐怖の風潮が続いており、その多くは過去の事件を引きずっている。治安部隊は抑留者に対する拷問や虐待を行っており、劣悪な刑務所環境が問題として残っている。また、治安部隊は恣意的に市民を逮捕し抑留している。タミル・イーラム解放の虎(LTTE)に対する 30 年近くにわたる内戦の余波で、2009 年 5 月に LTTE は敗北したにも関わらず、人権への影響が残っている。武装分離主義者たちの復活を阻止しようと努力を続けている政府は、LTTE 支持者や活動家の疑いのある者の搜索と抑留を続けている。公式の免責も問題である。民事裁判所や軍法会議が人権侵害で、軍人や警官を有罪にしたという公な報告等はひとつもない。政府は戦後、過去の教訓・和解委員会(LLRC)を設置した。公正な公開裁判の否定も問題である。司法は政治に影響を受けており、政府は市民の個人的権利を侵害している。政府が言論と報道の自由を制限したという例もあり、集会・結社の自由が制限されたという事例もある。当局は政府に批判的なジャーナリストに対して嫌がらせをした。」

「女性に対する暴力と差別も、児童虐待や人身売買と同様に問題である。障害のある者、エイズ患者、タミル少数民族等に対する差別もまだあり、人権侵害の犠牲者はタミル人に偏っている。性別による差別や暴力も問題である。人身売買、労働者権利の制限、児童労働等も問題である。2010 年末に児童労働に関する新法が議会を通過した。」

- 7.02 「2010 年外務・連邦省レポート『人権と民主主義』セクションVII：懸念される国々の人権(2011 年 3 月 31 日発表)<sup>115</sup>には、次のように述べられている。

「武力抗争が終結し治安状況が改善されたため、2010 年には顕著な人権侵害の報告が減少した。長年続いた有事規制は部分的に廃止され、人権状況は著しく改善した。しかしながら、総合的に見ると、スリランカにおける人権状況は依然として懸念が残る。内戦は終結したにも関わらず、2010 年には拉致裁判外殺害、恣意的逮捕、政治的表現の自由の制限などを含む人権侵害の事件が続いた。メディアのレポートによれば民兵グループは依然として活動しており、この年の終わりにはジャフナ半島における犯罪行為が増えたということも深刻な懸念材料である。」

<sup>114</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日

<sup>115</sup> 『人権と民主主義』：2010 年外務・連邦省レポート—セクションVII：懸念される国々の人権、2011 年 3 月 31 日更新  
<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>  
アクセス日 2011 年 5 月 24 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 7.03 直近の四半期に更新された『人権と民主主義』2010年外務・連邦省レポート<sup>116</sup>（2011年12月31日付）は、次のように述べている。

「スリランカの三次・四次合同レポートは、2011年11月、拷問等禁止委員会（CAT）により考えられた。同委員会はスリランカが子供の権利条約議定書の批准を歓迎し、家庭内暴力、子供の採用、及び子供の権利と人権に関する国のアクションプランの採択について述べた。また、広範な拷問に関する進行中の申し立て、抑留者の司法的及び手続き的保障の失敗、申し立てのされた秘密の抑留センターの存在、強制失踪及び抑留中の死などスリランカ国内の拷問に関する進行中の数多くの懸念も強調した。スリランカ政府は、拷問に対して全く容赦しない政策を持つ国であると述べた。

[拷問](#)の欄も参照のこと。

- 7.04 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットのデモクラシー・インデックス 2011 は「2012年1月のスリランカレポート<sup>117</sup>」にも述べられたように、スリランカの民主主義を欠陥民主主義とみなし、次のようにしている。

「スリランカは、デモクラシー・インデックスで167か国中57番目に位置している。スリランカでは民主主義がしっかりと確立されているが、国は分岐点に差し掛かっている。一方で、スリランカの市民戦争が2009年に終結したことで、今後保障がよりよくなるとされ、かつてタミル・イーラム解放の虎（LTTE）が圧政で支配していた地域に民主主義を広げることに繋がった。平和により、内戦中当局及び治安部隊に認められた、非民主主義的な非常権限が徐々に緩和された。しかし一方で、統一自由人民連合政府党員が批評家を巧みな弁舌で過酷に扱ったことは、民主主義体制の衰退になりうると懸念を増やした。

「デモクラシー・インデックス」

「制度タイプ」	総合スコア	総合順位」
「2011年欠陥民主主義」	10点満点 6.58	167か国中 57位」
「2010年欠陥民主主義」	10点満点中 6.64	167か国中 55位」
「2008年欠陥民主主義」	10点満点中 6.61	167か国中 57位」

<sup>116</sup> 四半期更新の『人権と民主主義』：2010年外務・連邦省レポート、最終更新2011年12月31日  
<http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/>アクセス  
 2012年1月31日

<sup>117</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、2012年1月レポート  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=1008743885&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1008743885&mode=pdf)（購読限定）アクセス日2012年2月

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領及びその親族からなる小さな集団に権力が集中していることに懸念が高まっている。この権力集中は、プロジェクト承認が迅速に行われるようになったことなど、政府機能の向上に役立っていることはほぼ間違いないが、一方ではこの国の制度を弱体化させ、長期的には権力低下を招く可能性も生んでいる。2010年に憲法改訂案が承認され、大統領の権力に対するチェック・アンド・バランスが損なわれるようになった。ラジャパクサ (Rajapaksa) 体制の絶対支配は、野党の弱体と相まって、現行政に反対している多くの者が政治過程に関与しなくなってしまった。2010年の大統領選挙の投票率は、南部の地区では80%から、専らタミル人だけの北部地区ジャフナ州ではたったの26%までと、島内で大きく異なった。このことは、デモクラシー・インデックスの政治参加の項で、スリランカのスコアが中庸な5点に留まっていることのある程度の説明になっている。しかし、暴力事件が一件報告されているが2011年を通して3段階で行われた地方当局の選挙は比較的スムーズで平和に行われた。そのため、選挙プロセスの項では7点という良い得点を記録した。」

「デモクラシー・インデックス 2011 : カテゴリー別スコア (0点~10点)

「選挙プロセス・多元性	7.00」
「政府の機能	6.07」
「政治参加	5.00」
「政治文化	6.88」
「国民の自由	7.94」

[目次に戻る](#)

## 8. 治安部隊及び民兵グループ

8.01 治安部隊は、86,000人のスリランカ警察 (Sri Lanka Police Service/SLPS)、総勢5,850人の民兵を擁する特殊部隊 (USSD 2010による)<sup>118</sup>、総勢160,900人の軍隊 (2009年11月時点で、再招集された予備兵も含め、陸軍117,900人、海軍15,000人、空軍28,000人及び予備部隊5,500人)、推定61,200人の民兵部隊 (15,000人の国家警備隊、13,000人の国防民兵部隊及び総勢3,000人の抗ゲリラ特殊部隊を含む) よりなる (2011年6月1日アクセスのヨーロッパ・ワールド・オンライン : スリランカ<sup>119</sup>による)。ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント : スリランカ<sup>120</sup>によれば、「さらに、全国的に展開する民間の政府支持

<sup>118</sup> 米国国務省 2010年人権レポート : スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日更新  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション1

<sup>119</sup> ヨーロッパ・ワールド・オンライン : スリランカ、日付不明  
<http://www.europaworld.com/entry/lk.dir.557> (購読限定)、アクセス日 2011年6月1日

<sup>120</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント : スリランカ

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



民兵グループとして…『タミル・イーラム人民解放機構（People's Liberation Organization of Tamil Ealam/PLOTE）、イーラム人民民主党（Ealam People's Democratic Party/EPDP）、タミル・イーラム解放機構（Tamil Ealam Liberation Organization/TELO）及び後のタミル人民解放戦線（TMVP）がある。』

下記の[親政府（非国家）民兵グループ](#)を参照。

## 警察

8.02 米国国務省の2011年4月8日発表の「2010年人権報告書：スリランカ」（USSD 2010）<sup>121</sup>には、次のように述べられている。

「総勢 86,000 人のスリランカ警察庁（SLPS）の責任者は、警察総監察官（IGP）である。SLPS は、刑法や交通法の執行、公共治安の強化、秩序の維持などの文民警察機能を行行使する。IGP は、国防省長官（軍隊やその他の軍事ユニットの命令系統とは別のライン）の管轄下にある。民兵 5,850 人の特殊部隊（STF）は、SLPS の組織系統に入っているが、最近の LTTE を負かした戦いでは軍隊と共同作戦を取ったため、STF を実際に指揮しているのは誰なのかという疑問が生まれた。2010 年に行われた官僚機構調整により、警察は国防省の統制下にあることが明確になった。

8.03 さらに上記レポート<sup>122</sup>は、次のように述べている。

「タミル人が多数を占める地域の警察官は殆どがタミル人以外の人種で、大半がタミル語も英語も話せない。政府は、この状況を改善すべく、タミル人を警官として採用し、訓練を始めた。タミル人警官とイスラム教徒警官を合わせると、数千人と推定される。2009 年後半以降、政府はジャフナ地域で約 500 人のタミル語話者を警官として採用し、ジャフナ半島北部に配置し、この年の終わりまで訓練を行った。これら新規採用の警官の多くがタミル民兵グループであったことが懸念されたが、その心配が根拠のあるものであったかどうかは確かではない。年末には、これらタミル人警官のうち 300 人以上が訓練を終え、北部タミル語地域に配属される予定となっている。その中には 20 人の女性警官が含まれている。」

8.04 ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ<sup>123</sup>（アクセス日 2012 年 2 月 3 日）は、次のように述べている。

---

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）アクセス日 2012 年 2 月 3 日、治安部隊及び海外の舞台、2012 年 1 月 4 日

<sup>121</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1

<sup>122</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1

<sup>123</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート、スリランカ

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「スリランカ警察は内務省の管轄下にあるが、現在は大統領直轄となっている。…警察官は薄給で、下級の者は汚職に関与しやすいが、上級の者は政治的圧力を受けることが多い。人権擁護団体はスリランカ警察に対し極めて批判的である。勢力を急激に拡大したことと不十分な訓練が原因で職業意識の欠落を招いていると非難している。スリランカ警察は、総監督官 (IG) の下、5つの地区司令部 (レンジと呼ばれる) を持っている。北部レンジ、東部レンジ、西部レンジ、南部レンジ及び別となるコロボレンジである。いずれも上級警視 (Senior Deputy Inspector of Police/SDIG) の指揮下にある。現在の IG は N.K.イランガクーン (Illangakoon) である。」

「警察業務は全国に配置された 401 の警察署で行われている。警察署は、6種類の区分に分けられ、その区分に応じて巡査部長、巡査あるいは巡査補の管理下に置かれる。」

「警察署は更に、132 の所轄署にグループ分けされ、各所轄署は警部/警部補の管理下に置かれる。この所轄署は 36 の警察管区にまとめられ、それぞれの管区は警視正/警視の管轄下に置かれる。」

「警察軍には調査や情報工学、交通整理、海防、麻薬、反テロリズム、民兵及び防衛機能を取り扱う専門ユニットもある。2008年に警察は、コロボでの治安強化のために監視カメラ装置を、また 36 の各地域で犯罪実験場を設置した。後者には、犯罪調査の効率化及び電子データベースの確立のため、専門訓練を受けた犯罪職員が配置されている。」

8.05 同資料<sup>124</sup>は、次のように付け加えている。

特殊専門部隊 (STF) は警察の対ゲリラ計画用エリートユニットである。STF は、タミル人の増加するテロ活動に対して取り組むために 1983年に組織され、当初様々な集団に分かれた 1,100人のメンバーがいた。STF は、その訓練の一部を、元特殊空挺部隊 (SAS) 及び元南アフリカ軍のメンバーがいる英国企業: コントロール・リスクの分派であるケーニー・メーニー・サービスより受けた。それ以来、STF は不安定な東部州に大規模に配置された。一方で、とりわけコロボでの要人警護のため、小規模な部隊が国中に配備されている。LTTE が支配していた東部の奪還以来、STF はバッチェカローア〜アンパラにかけた地域で数多くの駐留地を作り上げた。」

「組織犯罪の調査は、コロボに拠点を置く DIG が主導する犯罪捜査局 (CID) が責任を負う。CID にはスリランカ中のいかなる人をも逮捕できる権限を持っており、地理的レンジの担当を、SDIG から独立して行うことができる。」

---

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) (購読限定) アクセス日 2012年2月3日、治安部隊及び海外の舞台、2012年1月4日

<sup>124</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート、スリランカ

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) (購読限定) アクセス日 2012年2月3日、治安部隊及び海外の舞台、2012年1月4日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「国防に対して、LTTE という最も深刻かつしぶとい脅威が現れてから、政府はスリランカ国内での LTTE の活動全てを調査するテロ捜査局 (TID) を立ち上げた。TID は、刑事免責で政治家やジャーナリスト、労働組合支持者及び一般市民を逮捕あるいは抑留する PTA (テロ防止法) の使用を批判している。内戦終結以来、PTA は有効のままである。」

8.06 ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ<sup>125</sup> (アクセス日 2012 年 2 月 3 日) には、次のようにも述べられている。

「スリランカ警察の職員採用は、警部補見習、巡査補見習及び巡査の 3 階級の対する直接公募で行われる。巡査から上級職への昇進機会は殆どない。6 ヶ月間の研修プログラムは、警察固有の技能を身に付けさせ、社会及び刑事裁判制度における警察の役割につき指示を与えることを目的とするものである。この研修科目には警察業務の由来と性格、全般的な警察責任、組織と管理の構成要素、倫理、語学スキル、作戦システムと巡回システム (技術、戦術及び巡回)、公共秩序乱の処理等がある。2008 年には、新規採用者は、警察高等訓練所と内務訓練部が合併して設置された警察学校に入学させられる。」

8.07 スリランカ警察に関する追加情報は [こちら](#) からアクセスできるウェブサイトから入手可能である。

8.08 在コロombo英国弁務団からの、2010 年 8 月 26 日付の書類<sup>126</sup>は次のように報じている。

「スリランカ政府はタミル人に軍隊に入るよう奨励し続けていると、ジャフナの上級軍事委員は我々に伝えた。スリランカ軍は応募者がいなかったにも関わらず、警察は現在訓練中のタミル人 450 人を職員として採用した、と彼は付け加えた。言語訓練に関しては、スリランカ軍は幅広い計画を実施し、職員の 40%は現在タミル語を話すことができる。

8.09 しかし、後の問題に関して Irin ニュース<sup>127</sup>は 6 月 28 日、次のように報じている。

「…地域にいる 15,000 人の警察のうち、15%以下しか (タミル語を) 話せない…と言ったのは、北部州警察総監専門官 Nimal Lewke である。タミル・イーラム解放の虎がタミル人の独立した祖国を作るために戦った地域では、言語の問題はアイデンティティに複雑に絡む問題である。同地域は平和であるが、言語が分断の強力な障壁として残っている。『人の心と気持ちを掴むことが戦後の今日のスローガンであるが、我々はもっと現実的でなければならない。我々は、お互いの信頼を得るためにお互いを理解しあわなければならない。言葉が通じ合うことはそれゆえ、警察にとって決定的な重要性を持っている』と Lewke は言う。」

<sup>125</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート、スリランカ [http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) (購読限定) アクセス日 2012 年 2 月 3 日、治安部隊及び海外の舞台、2012 年 1 月 4 日

<sup>126</sup> 在コロombo英国弁務団、2010 年 8 月 26 日付の書類

<sup>127</sup> Irin、スリランカ：言語障壁で妨げられる戦後復興、2010 年 6 月 28 日

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=89651> アクセス日 2010 年 8 月 26 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「北部州（8,884 平方キロメートルに 130 万人が住む）ではタミル語を話す警官が不足しており、それが人道問題に対する大きな圧迫要素の一つになっている、と言う人もいる。」

「2009 年には、タミル語を話せる警官にはボーナスを支給し始め、タミル語の教科書が警察署に配られた。政府は一方、アジア開発銀行と協同して、警官にタミル語を教えるコースを運営している。」

8.10 2011 年 11 月 28 日、アイランド<sup>128</sup>は次のように報じた。下院院内幹事長により議会に提案された資料は、次のように述べられている。「国内の法及び秩序の維持に必要な 8,600 人の人員が、警察省には不足している…資料は 2011 年 7 月 1 日時点で、働いている警察官はわずか 83,423 人であり、必要な数は 92,023 人である。これら職員のうち、81,328 人がシンハラ人警察官、1,093 人がタミル人、952 人がイスラム教徒、9 人がバーガー人、25 人がマレー人となっている。国内には 430 しか警察署がない。」

8.11 2012 年 1 月 8 日、サンデー・オブザーバー<sup>129</sup>は次のように報じた。

「スリランカ警察省は十分に教育を受けた元 LTTE 幹部に対し、警察に加わることができる機会を提供する、と警察総監の N.K. イランガクーン (Illangakoon) は述べた。」

「条件を満たした後で元 LTTE 幹部が警察に加わりたければ、省が採用する、と彼は述べた。」

「警察省はこれまでに、600 人以上のタミル人警察官を使用し、彼らは現在北部及び東部に赴任している、と彼は述べた。」

「タミル人に精通していない警察官は、北部及び東部でタミル人と良い関係を持つのに最大の障害である。」

「『今月末までに、別のタミル人 350 人が警察省に加わり、需要に応じて採用活動を続ける』と彼は述べた。また、6 つのタミル語教育センターが作られ、6 ヶ月かけて 1,200 人に教える、ということをつけ加えた。」

[目次に戻る](#)

## 国軍

8.12 2009 年 11 月時点で、国軍の総勢は 160,900 人（再招集された予備兵を含む）で、陸軍 117,900 人、海軍 15,000 人、空軍 28,000 人となっている。他に、約 61,200 人の政府民兵部隊がいる。これには 15,000 人の国家警備部隊、13,000 人の国防民兵部隊及び総勢 3,000 人の対ゲリラ部

<sup>128</sup> アイランド、警察省は 8,600 人の人員不足、2011 年 11 月 28 日

[http://www.island.lk/index.php?page\\_cat=article-details&page=article-details&code\\_title=40052](http://www.island.lk/index.php?page_cat=article-details&page=article-details&code_title=40052) アクセス日 2012 年 1 月 29 日

<sup>129</sup> サンデー・オブザーバー、元 LTTE 幹部が警察に参加可能に、2012 年 1 月 8 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

隊などが含まれる（2011年6月1日アクセスのヨーロッパ・ワールド・オンライン・スリランカ<sup>130</sup>による）。「CIA ファクトブック：スリランカ<sup>131</sup>」（2011年12月27日最終更新）によれば、兵役は志願制であり、18歳以上から志願でき、兵役期間は5年となっている。

- 8.13 ジェーンの「センチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ」<sup>132</sup>（アクセス日2012年2月3日）には、次のように述べられている。

「スリランカにおける民族調和の最も大きな妨げになっていたのが、治安部隊の全ての支部における民族構成であった。スリランカ陸軍と警察ではシンハラ人が圧倒的なことから、スリランカは単一民族主義国家であり、タミル人を無視し虐待しているというLTTEのプロパガンダが説得力のあるものとなったようである。治安部隊の全ての支部が内戦中に一般市民の大虐殺を犯したとの批判を受けた。しかしタミル人は、内戦中は大量で治安部隊に加わる立場にはなかった。

- 8.14 国軍について、上記レポート<sup>133</sup>は次のように述べている。

「1949年の独立後に設立されたスリランカ国軍は、1980年代初めにタミル人分離主義者との戦争が勃発するまでに、小さな儀式的な部隊（正規軍約12,000人）であった。スリランカ国軍は積極的にシンハラ人の若者を多数採用し、4年間で総戦力（待機予備兵を含む）を3倍以上に増やした。兵士採用プロセスは、地方のシンハラ人地域の高い失業率と貧困率に助けられ、順調に進められた。戦時中は、徴兵制の問題が真剣に取り上げられたことは一切もなかった。

## 脱走

- 8.15 2011年2月3日のAFPは次のように報じている。<sup>134</sup>

「スリランカ軍は水曜日（2011年2月2日）、独立記念日を記念して、50,000人の脱走兵を処罰なしに除隊させると発表した。」

---

<sup>130</sup> ヨーロッパ・ワールド・オンライン・スリランカ、日付不明

<http://www.europaworld.com/entry/lk.dir.557>（購読限定）、アクセス日2011年6月1日

<sup>131</sup> CIA ファクトブック：スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日2012年1月27日

<sup>132</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）アクセス日2012年2月3日

<sup>133</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）アクセス日2012年2月3日

<sup>134</sup> AFP、スリランカが50,000人の脱走兵を大赦、2011年2月2日

<http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5huxkFbMehc9cK9upg5RvksnN5iMw?docId=CNG.d21e4138637545580b355321babcdc6e.f1> アクセス日2011年6月2日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



「無断で隊を離れていた将校や下士官も、自分の連隊に願い出れば兵役から解放される、と軍のスポークスマンのウバヤ・メダワラ (Ubay Medawala) は語った」

『「これは恩赦ではないが、独立を記念する特赦である』と将校は言い、脱走兵は2月4日から12日までの間に登録する必要があると、付け加えた。』

「何十年も続いた流血の戦いが終わった2009年にタミル・イーラム解放の虎の反乱分子が壊滅した前も後も、大量の脱走兵がスリランカ軍の悩みの種であった。」

8.16 2011年2月11日、スリランカの公式政府ニュースポータル<sup>135</sup>は、次のように報じている。

「軍の報道官のウバヤ・メダワラ (Ubay Medawala) 少将のメディアスポークスマンは、本日までのところ3人の将校と1,500人の兵士がこの恩赦を求めて出願してきた、と語った。」

「彼によれば、軍事法規に従い、4,420人の兵士と10人の将校を逮捕する措置が講じられた。また、脱走兵の数は4万近くとなる、とも語った。」

8.17 2011年11月8日のBBCニュース<sup>136</sup>では、次のように報じている。

「スリランカ国内の軍は、1万人の脱走兵を集める活動をあきらめ、代わりに除名・登録抹消を行う。」

「脱走兵はおよそ60,000人いると言われている。1年間で10,000人は明らかに増加した。」

「しかし、脱走兵の中には何年も前に軍から逃亡した者もいる。」

「軍のスポークスマンは、軍は現在、深刻な犯罪に関与している脱走兵数十人のみを探している、と述べた。」

「たった12日前、軍のあるスポークスマンは60,000人の脱走兵が集められ、逮捕されるだろうと述べた。」

「しかし今は、彼らの殆どは除名され、「脱走兵」ではなく「元兵士」と呼ばれるようになる、と彼はBBCに伝えた。」

[目次に戻る](#)

---

<sup>135</sup> スリランカの公式政府ニュースポータル、脱走兵への大赦は明日に終了、2011年2月11日  
<http://www.news.lk/home/17354-amnesty-for-army-deserters-ends-tomorrow> アクセス日 2011年6月2日

<sup>136</sup> BBC ニュース、スリランカは脱走兵の会合を禁止に、2011年11月8日  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-15638123> アクセス日 2012年1月22日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 警察、武装部隊による人権侵害

## 恣意的逮捕及び抑留

8.18 米国国務省の2011年4月8日発表の2010年「人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)<sup>137</sup>には、次のように述べられている。「法は恣意的逮捕・抑留を禁じているが、実際にはそれが行われている。有事規制が定める逮捕・抑留基準では、何を恣意的逮捕というのかははっきりしない。」

8.19 また、USSD 2010 レポート<sup>138</sup>には、次のようにも述べられている。

「アムネスティ・インターナショナルによれば、2010年3月26日、300人以上（ほとんどはタミル人）が、コロンボの北西24キロ（15マイル）の街ガンパハで、午後6時から午前6時の間に行われた捜査作戦により逮捕された。」

「恣意的逮捕もあったようである。9月には、公式行事に出席していた教育大臣に対して野次を飛ばしたことで、何人かの大学生が逮捕された。この逮捕は、9月と10月に広がった学生の抗議運動に繋がり、結果として更なる学生が逮捕・抑留された。抗議運動や関連の出来事に参加したことで授業への出席を禁じられた学生の数は、年末（2010年末）までに76人までに上った。政府は左翼反政府グループのこの抗議運動や紛争を非難している。

8.20 同じく USSD 2010 レポート<sup>139</sup>は次のように述べている。

「数多くの NGO 及び個人は、武装部隊と民兵部隊が LTTE 賛成派の容疑者を逮捕し、警察に引き渡すことを拒否し、逮捕と拉致の境目を曖昧なものにしていると抗議している。信頼できる報告によれば、治安部隊と民兵部隊は明らかに、逮捕された者に法を無視してしばし拷問を与えている。ただ、内戦終結後は、その件数は減ってきている。」

8.21 2011年8月26日、スリランカ・ブリーフのウェブサイト<sup>140</sup>は次のように報じた。

---

<sup>137</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1 d

<sup>138</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1 d

<sup>139</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1 d

<sup>140</sup> スリランカ・ブリーフ、ジャフナ：ナバンスライの市民の残忍な拷問、2011 年 8 月 26 日、<http://www.srilankabrief.org/2011/08/jaffna-brutal-assault-of-civilians-in.html#more> アクセス日 2012 年 1 月 21 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「ジャフナ地区の村であるナバンスライから来た約 100 人の若者が、2011 年 8 月 23 日午前 1 時 15 分頃にスリランカ軍が行った作戦により抑留された。村民は軍によってひどく攻撃され、村からおよそ 300 メートルに位置した Navanthurai 地区軍支隊近くの主要道路まで引きずられた。」

「男性はバスに乗せられ、ジャフナ警察に午前 4 時頃に送検され、その後ジャフナ裁判所に午前 10 時まで連行された。同日午後 1 時頃にはジャフナ地方裁判所に連行された。(8 月 23 日)」

「怪我をしたにも関わらず、男性は 8 時間以上にわたり、治療を受けないまま捕らえられていた。最も深刻な怪我を受けた 20 人は裁判所の判断により、午前 10 時以降にジャフナ総合病院に行く許可が下された。残りは午後 7 時 30 分頃まで治療を受けられなかった。午後 7 時半には、抑留者全員がジャフナ総合病院で治療を受けられるという情報を受け取った。」

「村民側の弁護団は、軍の野営地に侵入した村内の不法侵入者を、村民が追いかけたと述べた。この男の連行を拒んだ軍に皆が怒り、軍と村民の対立の原因となった。それに対して軍は 8 月 23 日早朝に村に入り、村民を無慈悲に攻撃した。」

- 8.22 HRW ワールドレポート 2012 : スリランカ<sup>141</sup> (2012 年 1 月 24 日発行) は、次のように述べている。「公式な緊急状態の終結にも関わらず、政府は有事規制下で抑留された数千人の人を引き続き捕らえ続けている。多くは国際法の違反で、裁判なしに捕らえられたままである。政府はこれまで、抑留者のリストを発行することすら拒んだ。」

[有事規制及びテロ活動の防止](#)も参照のこと。

#### 失踪・拉致

- 8.23 アムネスティ・インターナショナルの「2011 年度年次報告 : スリランカ」<sup>142</sup> (2011 年 5 月 13 日発行) には、次のように述べられている。「治安部隊のメンバーによる身の代金目当ての強制失踪と拉致の報告が全国各地、とりわけ北部、東部及びコロンボで行われている。2009 年に国軍に降伏した後行方不明となった何百人もの LTTE メンバーの行方は、未だに不明である。」
- 8.24 USSD 2010 レポート<sup>143</sup>には、次のように述べられている。

「失踪は依然として問題であるが、内戦中に比べると件数は減ってきている。前年までに起こ

---

<sup>141</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ワールドレポート 2012 : スリランカ、2012 年 1 月 24 日発行 <http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012 年 2 月 1 日

<sup>142</sup> アムネスティ・インターナショナル、年次報告書、スリランカ、2011 年 5 月 13 日発行、<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011 年 5 月 19 日

<sup>143</sup> 米国国務省 2010 年人権報告書 : スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1 b

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

った失踪は内戦に係るものであったが、今年中に起こったものは、恐喝や刑事犯罪（時には政府が関与しているものもある）に関係するものが多かった。失踪事件の数についての信頼できる統計を入手することは難しい。2010年には77人が行方不明になったというデータもある。失踪事件の大多数が北部及び東部、あるいはコロンボで起こっているというのは、殆どの監視者の認めるところである。失踪に関する政府の報告では、外国で仕事をするために国を離れた人が家族との連絡を絶ったというケースが殆どであると言っている。しかし、市民社会及び人権団体も、そのような解釈に強く異論を唱えている。」

「ランカ・イーニュースのジャーナリスト兼マンガ家であるプラギース・エクナリアゴダ（Prageeth Eknaliagoda）が大統領選挙直前の1月24日（2010年）に失踪した。警察の調査が行われ、事件の素早い進行を約束する政府声明が何度もあったが、この年の終わりまで、容疑者の発表もなく、目に見えた進展もなかった。」

「2010年には、政府は過去の失踪事件について何も発表しなかったし、失踪事件に関与した者の起訴や有罪判決に関する情報も発表しなかった。」

- 8.25 2011年4月7日付のヒューマン・ライツ・ウォッチのプレスリリース<sup>144</sup>には、次のように記されている。

「行方不明者の親族や目撃者へのインタビュー、発表された供述書、及びメディアの報道等を通じてヒューマン・ライツ・ウォッチが確認したところでは、2009年5月16日から18日にかけて恐らく強制失踪させられたとみられる20人以上の人が、軍に拘束されていた。そのうちの殆どが、LTTEと政府軍との最後の戦いが行われたスリランカ北東部の狭い帯状地帯のすぐ南に位置するバドゥバーカル地方に抑留されていると思われる。当時、この地方はスリランカ国軍の第59師団に支配されていた。」

- 8.26 ジュネーブの国連人権理事会（UNHRC）における人権と開発のためのアジアフォーラム（FORUM-ASIA）の2011年3月16日の口頭声明に触れて、タミルネットは2011年3月18日<sup>145</sup>、「…スリランカ政府は未解決の5,653人の失踪事件についてまだはっきりとした説明をしていない…」と報告している。

- 8.27 最近の「人権と民主主義：2010年外務・連邦省レポート」<sup>146</sup>の四半期更新（2011年12月31日）は、次のように述べている。

<sup>144</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、スリランカ：内戦時の失踪に関する報告、2011年4月7日  
<http://www.hrw.org/en/news/2011/04/07/sri-lanka-account-wartime-disappearances> アクセス日 2011年4月7日

<sup>145</sup> タミルネット、5,653人の「失踪」者がスリランカで未解決：UNHRC第16期会議、FORUM-ASIA、2011年5月18日、<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=33689> アクセス日 2011年6月1日

<sup>146</sup> 人権と民主主義：2010年外務・連邦省レポート、四半期更新、2011年12月31日最終更新、<http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/> アクセス日 2012年1月31日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「地元メディアによると、司法権外の殺害や失踪が 2011 年 11 月から 12 月の間に 13 件起こった。誘拐された多くの人は組織犯罪との繋がりがあるとされたが、反対派に属する JVP の政治的活動家 2 人も、スリランカ北部を旅行中に誘拐された。他の出来事には、北部の大学生への攻撃や、ジャフナ大学生の誘拐が 11 月後半に特定できない人物により行われたことなどがある。学生は 24 時間後に、誘拐現場から約 90 マイルの場所で解放された。過去の失踪事件の多くは、コラムニスト兼マンガ家であるプラギース・エクナリアゴダ (Prageeth Eknaliagoda) のものも含めて、未だ解決していない。彼は、海外亡命を求めたとスリランカ政府が最近主張した。在コロンボ高等弁務団は密接にこれらの出来事を追ひ、12 月に聞き取り調査に参加した。高等弁務団は、失踪に関して、関係のある当局への懸念を常に高めている。

- 8.28 HRW ワールドレポート 2012 年：スリランカ<sup>147</sup> (2012 年 1 月 24 日発行) は、次のように述べている。「2011 年には、北部と東部での『失踪』及び誘拐の新たな報告があったが、その幾つかは政党や他の犯罪暴力団に関係している」
- 8.29 2010 年 7 月 31 日のタミルネット<sup>148</sup>は、次のように報じている。「スリランカ警察のスポークスマンのプレシャンタ・ジャヤコディ (Preshantha Jayakody) がコロンボでメディアに語ったところでは、2010 年 1 月から 7 月末までにスリランカ各地で警察に届けられた拉致事件の数は 101 件あったが、そのうちの 93 件は身の代金目当てのものであったという。訴えの最も多かったのは、コロンボの中央地区と南部地区で、63 件の訴えに係る 60 人の拉致被害者について捜索が続けられている、とのことである。」
- 8.30 スリランカ政府統計局の統計要覧 2010<sup>149</sup>・第 VIII 章「社会状況、2005 年～2009 年のタイプ別重罪 (日付不明、ウェブサイトアクセス日 2011 年 6 月 1 日) には 2009 年に発生した拉致・誘拐事件は 947 件と記録されている。2006 年が 1,190 件、2007 年が 1,229 件、2008 年が 1,329 件であった。

## 拷問

- 8.31 [英国国境局出身国情報レポート \(COI\) ニュース：拷問及び虐待に関する最近の報告 \(2011 年 11 月 30 日発行\)](#)<sup>150</sup>は、スリランカでの拷問及び他の形で行われた虐待を証明する、2011

<sup>147</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ワールドレポート 2012、スリランカ、2012 年 1 月 24 日発行

<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012 年 2 月 1 日

<sup>148</sup> タミルネット、誘拐への不満が、スリランカ警察に 7 ヶ月で 101 件に、2010 年 7 月 31 日、

<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=32323> アクセス日 2010 年 9 月 29 日

<sup>149</sup> スリランカ統計局、統計要覧 2010—第 VIII 章、社会状況、2005 年～2009 年のタイプ別重罪

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap13/AB13-13.pdf> 日付不明、アクセス日 2011 年 6 月 1 日

<sup>150</sup> 英国国境局、出身国情報レポート (COI) ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011 年 11 月 30 日

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012 年 1 月 13 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



年9月から11月の間に発行された多くのレポートに対する意思決定者に注意を向けさせている。これは情報源から抽出して選んだものを、2011年の出来事に焦点を当てレポートの一般的な内容への手引きとして提供している。しかし、このニュースはその報道について総合的、あるいは詳細であるように意図されておらず、職員は報告を全て読むように言われている。ニュースには3つの主要部分がある。1、国連の拷問禁止委員会（UNCAT）への具申、2、他の最近のレポート、3、UNCATの調査及び最終見解。2011年のCOIニュース、及びその中で言及された報告は、報告書内の同部分で出てくる全ての情報と併せて読まれるべきである。

8.32 2011年11月のCOIニュース・第一部<sup>151</sup>は12の地方及び国際NGOから国連拷問禁止委員会（UNCAT）に提出されたレポートの情報を提供している。このレポートは、スリランカでの拷問及び虐待の流行に関する公開会議が行われた、2011年11月のUNCAT第47期会議（ジュネーブ）で考えられた。この会議では、これらNGO12団体により提出されたレポートに直接アクセスもできる。NGOにはアムネスティ・インターナショナル、Freedom from Torture、国際法律家委員会、弁護士人権ウォッチ・カナダ（Lawyers' Rights Watch Canada）、REDRESS、NGO Collective、タミル情報センター、トライアルが含まれる。

8.33 2011年11月のCOIニュース・第一部<sup>152</sup>（全体的に調べられなければならない）は、次のことをとりわけ報じている。

「アムネスティ・インターナショナル：2011年国連拷問禁止委員会への要旨報告・2011年10月（AI要旨報告）では、導入にて要旨を次のように述べている。

『…タミル・イーラム解放の虎（LTTE）との繋がりや疑いがもたれる中、有事規制やテロ防止法のもと抑留された個人を含む、抑留者の拷問や他の虐待が続いていること、また、市民警備の過程で逮捕された人（犯罪容疑者や、個人論争に関与した第三者の命令で誤って逮捕された人）に対する、アムネスティ・インターナショナルの懸念に関して詳細に述べている。』（段落1.04）

『AI要旨報告は、次のように述べている。』

『スリランカの法律は、しばしば恣意的及び連絡を絶つ抑留の結果生じる拷問及び虐待から守るべきであるが、それが行われていない。』（段落1.07）

『AI要旨報告は更に、次のように述べている。』

---

<sup>151</sup>英国国境局、出身国情報レポート（COI）ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011年11月30日

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012年1月13日

<sup>152</sup>英国国境局、出身国情報レポート（COI）ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011年11月30日

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012年1月13日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

『スリランカは拷問の犠牲者を更生する政策を行っていない。医学的・精神的支援（一部の法的支援を含む）は非政府組織を通じて、限定的な数の犠牲者のみが利用可能となっている。』

8.34 [アムネスティ・インターナショナル、スリランカ：2011年国連拷問禁止委員会の要旨報告](#)（2011年10月）は、2011年11月のCOIニュースと共同して、直接的に調査を行うべきである。

8.35 2011年11月のCOIニュース・第一部<sup>153</sup>は更に、*Freedom from Torture*の具申を引用して次のように報じている。

「スリランカ国内で行われた拷問のかなりの証拠が、公に知られている。また、特にスリランカ内戦の最終段階で起こった拷問の証拠が特に残っている。2009年5月に終結した内戦の後で証明された拷問は、公に知られた証拠が一層少ない。これらには、失踪、人道機関の収容所や『更生』施設へのアクセスの欠如、過去の教訓・和解委員会に証言をした目撃者の保護の欠如、及びジャーナリスト・市民社会組織・医者への脅迫を含む、数多くの理由が考えられる。」

「これは、我々が次のことに懸念を持っているからである。すなわち、スリランカでの拷問に関する情報の流れが様々な方法で妨害され、2009年5月の内戦の後で起こった拷問の証拠の法廷用証拠に関して、*Freedom from Torture*がこの具申に総合的に焦点を当てるように選んだのだ。我々が用意したMLR（法医学レポート）から使われたこの証拠は、拷問が未だスリランカで進行中であるということを示している。」

「とりわけ、我々の証拠は以下のことを示している。」

- 「軍及び警察の両方の間で、国の活動家により行われた拷問は、2009年5月の内戦終結の後も国内で続き、2011年まで続いている。」
- 「とりわけ拷問のリスクが高い人には、タミル・イーラム解放の虎（LTTE）と実際あるいは恐らく関連のあるタミル人が含まれているだろう。」
- 「種類の異なる様々な拷問が、内戦後のスリランカの数多くの場所で行われてきた」
- 「スリランカの拷問被害者の多くには、国内で拷問を行った人の刑事免責をほのめかず、鈍器損傷及びやけどが原因となる、目に見える重傷が残っている。」（段落 1.14）

8.36 [Freedom from Tortureが「拷問禁止委員会」に提出するスリランカ調査](#)（2011年11月）は、2011年11月のCOIニュースと共同して、直接的に調査を行うべきである。

---

<sup>153</sup>英国国境局、出身国情報レポート（COI）ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011年11月30日  
<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012年1月13日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 8.37 2011年11月のCOIニュース・第一部<sup>154</sup>はまた、REDRESS、Asian Legal Resource Center (ALRC)、ACAT-Franceの代替レポートを引用している。このレポートには次のように述べられている。「拷問、とりわけ警察による拷問はスリランカで地方病のように残っている。拷問及び他の方法の虐待の信用できる申し立てがなされているにもかかわらず、告発は殆どなく、拷問者の有罪判決は一層少ない。この嘆かわしい状況は、刑事免責の全般的な環境が結果として作られる、調査方法及び説明義務の仕組みが深刻に不足していることを映し出している。」(段落 1.14)
- 8.38 2011年11月のCOIニュース・第二部<sup>155</sup>には、[「Freedom from Torture、沈黙からの報告：スリランカで進行中の拷問に関する新たな証拠」](#)（2011年7月発行）から多くの引用を行っている。これは2011年11月のCOIニュースと共同して、直接的に調査を行うべきである。FFTレポートにはとりわけ、以下の詳細情報が含まれている。調査中の拷問生存者のプロフィール拷問の抑留・法廷証拠。
- 8.39 2011年11月のCOIニュース・第三部<sup>156</sup>は、UNCAT（国連拷問禁止委員会）の調査及び最終見解に奉納された。

「2011年10月25日、UNCATは第47期会議（2011年10月31～11月25日）向けに、協定第19条（UNCATの2011年最終見解）のもとで締約国から提出されたレポートの意見に関する最終報告の『事前未編集版』を発表した。これはスリランカの状況を考慮した。」

「6. タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の敗北及び、スリランカを30年以上にわたって消耗させた内戦の終結以降新たな状況となり、国の政策・実践として、拷問に対してはゼロ容認の政策を行っているという、締約国の委員会への関わりがあるにも関わらず、委員会は未だに、警察で抑留中の容疑者の拷問及び他の残酷・非人道的・人を貶める扱い、とりわけ自白や情報を刑事訴訟に用いるために抽出するということが巷で用いられるという、継続して一貫している申し立てに深刻に懸念を抱いている。委員会はまた、国の活動家（軍及び警察の両方）による拷問及び虐待が、2009年5月の内戦終結後も国内各地で続き、2011年でも起こっていることを伝えているレポートに、一層懸念を示している（条文 2,4,11,15）（段落 3.13）

「18. 委員会は締約国内に刑事免責の環境がはびこっていること及び、拷問行為が行われたと

<sup>154</sup>英国国境局、出身国情報レポート（COI）ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011年11月30日

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012年1月13日

<sup>155</sup>英国国境局、出身国情報レポート（COI）ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011年11月30日

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012年1月13日

<sup>156</sup>英国国境局、出身国情報レポート（COI）ニュース、拷問及び虐待に関する最近の報告、2011年11月30日

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日 2012年1月13日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

きに信じるだけの正当な理由がある際はいつでも、迅速かつ公平に調査を行うことが明らかになされていないことに関して懸念をしている。」

8.40 [UNCATの最終見解](#) (2011年11月25日) は、2011年11月のCOIニュースとあわせて、直接的に調査されるべきである。UNCAT 最終見解の最終版は2011年12月8日に発表され、[こちら](#)からアクセスできる。

8.41 アムネスティ・インターナショナル年次報告書 2011: スリランカ<sup>157</sup> (2011年5月13日発行) は、次のように述べている。「警察及び軍職員は引き続き、抑留者を拷問あるいは他の方法で虐待している。容疑者には、LTTE との繋がりや容疑がもたれている、抑留されたタミル人や『通常の』犯罪行為の容疑で逮捕された人が含まれていた。」

8.42 USSD 2010<sup>158</sup> レポートは次のように述べている。

「法によって拷問は、処罰に値する罪となっている。また法は、少なくとも7年の禁固判決を義務づけている。しかし、治安部隊は市民に拷問を行い、虐待している。人権団体は、治安部隊の中には特殊な状況下では拷問が許されていると考えているものもある、ということを示した。2007年の訪問に続いて、拷問に関する UN Special Rapporteur (UNSR) のマンフレッド・ノワク (Manfred Nowak) は、『拷問はスリランカ国内で広く行われている』という結論を下した。このような行為が収まる目処はなかった。報告された拷問の事例に関する公的に発表された正確な統計は、どれも入手できない。」

8.43 USSD 2010<sup>159</sup> は更に、次のように述べている。

「市民社会集団及び元囚人は、幾つかの拷問の事例を報告した。例えば、ゴールにあるブーサー刑務所にいた、テロ捜査局 (TID) の元抑留者は、そこで行われた拷問の方法を報告した。これらにはクリケットバットや鉄の棒、砂の詰まったゴムホースでの体罰や電気ショック、歪んだ体勢で手首や足を吊されたこと、粗いセメントでひざを擦ること、金属製品及びタバコでやけどをさせること、生殖器の虐待、耳への送風、ガソリンが混ざった唐辛子を含むビニル袋での窒息及び溺水があった。虐待の結果、骨折や他の深刻な怪我があったと抑留者は報告した。

「東部と北部では、時には武装した民兵と活動していた軍の情報部、及び他の治安職員は、LTTE との繋がりや疑いのある市民の、証拠のある、また、証拠のない抑留を行った。伝えられたところによると、拷問を頻繁に含む尋問の後に、その抑留が行われた。抑留に関する情報を漏らすと再逮捕あるいは死に至るという脅迫のもと、抑留者は逮捕に関する情報を公開しないという忠告を与えられて解放された、という事例があるようだ。また、LTTE 支持者の容疑

<sup>157</sup> アムネスティ・インターナショナル年次報告書 2011: スリランカ、2011年5月13日発行、<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011年5月19日

<sup>158</sup> 米国国務省 2010 人権報告書: スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>

<sup>159</sup> 米国国務省 2010 人権報告書: スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



者が連れ去られ、拷問を受けしばしば殺害された秘密の政府施設について書いている以前のレポートもあった。

8.44 USSD 2010<sup>160</sup>は更に、次のように述べている。

「人権組織によると、拷問の医療的証拠を国内で得るのは難しい。これは、法廷の専門家が 25 人以下と少なく、設備がなく、拷問アセスメントの分野の訓練を受けていない医療従業者が多く、拷問被害者を調査するためである。幾つかの事例では、警察が証拠収集の責任を負い、医療調査を受ける被害者の可能性のある人は通常、その人の抑留中の付添人に連れられる。付添人は一般的に、拷問に関わったという申し立てがされた人である。」

8.45 『人権と民主主義：2010 年外務・連邦省レポート第VII部：懸念中の国での人権』<sup>161</sup>（2011 年 3 月 31 日発表）は、次のように述べている。

「スリランカは、拷問を禁ずる主な国際人権条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、及び国連拷問禁止条約の一員である。拷問はまた、国の憲法下でも禁じられている。」

「報告されたスリランカでの拷問の出来事はしばしば、内戦と連想づけられる。しかし 2010 年 6 月の、拷問の犠牲者を支援する国際デーにて、拷問反対世界事務局は、『民族紛争あるいはテロリズムと関係のない事例も含めて、国中から信用できるだけの拷問の証言を受け取った』という声明を発表した。2011 年初頭に発行された記事でアジア人権委員会は、拷問はスリランカ警察局の中で制度化された、と論じた。」

「メディアは、2010 年の間に申し立てされた数々の拷問の事例を報じた。」

8.46 2011 年 1 月 12 日、アジア人権委員会（AHRC）<sup>162</sup>は次のように報じた。

「スリランカ国民は、憲法 11 条、12 条及び 13 条により、拷問及び恣意的逮捕から守られている。さらにスリランカは、1994 年に国連の拷問等禁止条約を批准している。」

「法的にはそのようになっているが、実施には至っていない。書類上では権利間のギャップがあり、警察での毎日される実践は莫大な量である。」

[憲法](#)の欄も参照のこと。

<sup>160</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>

<sup>161</sup> 人権と民主主義：2010 年外務・連邦省レポート第VII部：懸念中の国での人権、2011 年 3 月 31 日発表、<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010> アクセス日 2011 年 5 月 24 日

<sup>162</sup> アジア人権委員会、スリランカ：法規上の制度的降格としての警察の拷問、2011 年 1 月 12 日、<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-ART-004-2011> アクセス日 2011 年 5 月 27 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



8.47 同資料<sup>163</sup>は、次のようにも述べている。

「警察は何度も、抑留者に永続的な危害を与えようとは望んでいなかった。拷問の証拠として使用され、職員の告発の機会が増加する可能性があるためだ。道具や方法は身体の表面のみに危害を与えるが、それゆえに注意深く高められた。もし人が一層長い間再抑留されれば、警察が厳しい肉体的拷問を初期の段階で行うことは一般的である。しかし最終的には精神的拷問に移り、抑留者が下位裁判所裁判官や司法医務官（Judicial Medical Officer/JMO）に面会するまでに傷が癒える時間が与えられる。」

「これらのような、十分に発達した技術は『ものの弾み』で起こるもの、あるいは偶然に起こるものではない。これらは、その場所にある道具を用いて綿密に実行され、その方法は上級職員から新入りの職員に教育の一部として伝えられる。」

「警察はよく、刑罰及び拷問の拡大として抑留者に治療を行わない。」

「抑留者には JMO と会う権利があり、医者にもあらゆる疑わしい負傷を報告する義務がある。しかし病院は独立機関ではなく、医者も JMO も威嚇や収賄に反応する。さらに、JMO は不足しており、これは特に常勤の JMO を提供できない地方病院で不足している。これらの場所では、抑留者が入院許可を受けた時に、手の空いている JMO が一人もいない場合がある。」

「入院が警察の虐待によるものであったら、担当職員は恐らく、抑留者を JMO と会わせないようにし、最低でも相談を監視するだろう。たとえ JMO が法医学調査フォーム（Medico-Legal Examination Form/MLEF）を集めても、書類から病院より詳しいことを入手できる、という支えはない。警察はよく、医者と JMO に間違った MLEF を提出させたり、職員自身がフォームを命令したりする。抑留者が拷問のことを伝えようとして、医者から治療を受けられなかったという例すらある。」

8.48 スリランカ国内のタミル人に関する人権及び治安問題：コロンボに派遣されたデンマーク移民局の事実調査使節団のレポート（スリランカ滞在 2010 年 6 月 19 日～7 月 3 日）<sup>164</sup>は、次のように述べている。

「外交使節団は、『法を適用するシステムに当てはまる拷問は幅広く使われ、書類で提出されている。しかし、告発された事例は僅かである』と述べた。一般的に、拷問を行った人に対する刑事免責は重要な問題である。外交使節団はまた、『最も貧しい人は（厳しい）拷問を最も受けやすく、拷問に対する結果の良い法的行動を取ることは一層少ない』とも述べた。」

<sup>163</sup> アジア人権委員会、スリランカ：法規上の制度的降格としての警察の拷問、2011 年 1 月 12 日、<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-ART-004-2011> アクセス日 2011 年 5 月 27 日

<sup>164</sup> スリランカ国内のタミル人に関する人権及び治安問題：デンマーク移民局の事実調査使節団からコロンボに対するレポート（スリランカ滞在 2010 年 6 月 19 日～7 月 3 日）、2010 年 10 月 [http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) アクセス日 2011 年 5 月 27 日、50 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「拷問の程度について聞かれた時に、匿名のある地域 NGO の理事は、少数派に分類される犯罪に関する時も、拷問のもとで自白は数多く入手されたということは十分に書類で伝えられている、ということをして代理人に伝えた。拷問は警察あるいは TID に抑留された場所であるブーサ抑留センター及びゴール刑務所で行われた。

「キシヤリ・ピントージャヤワルデネ (Kishali Pinto-Jayawardene/人権弁護士。法&社会トラストにて上級コンサルタントとして勤務) は、緊急法規は、スリランカ国内で法を施行する職員の法に対する考え方を、司法的精査なしで頻繁に人を再抑留したままにし、自白のために拷問を行いがちにしてしまう、と述べている。キシヤリ・ピントージャヤワルデネ (Kishali Pinto-Jayawardene) は、拷問を用いることはスリランカ国内で十分に証明されていると述べ、これに関するアジア人権委員会のレポートに言及している。

8.49 2010年9月19日のタミルネット<sup>165</sup>は次のように報じている。

「抑留されている人に会った匿名のジャーナリストは言う。スリランカ政府のテロ捜査局 (TID) は、テロ防止法 (PTA) の下で逮捕・拘束された何百人ものタミル人の若者たちを、裁判を受けさせずに拷問している、と。

「TID 職員は抑留者達を無差別に、棒、クリケットバット、警棒などで殴るほか、拳銃を押し潰すなどした。TID 職員は、殺されたり拷問を受けたりしている抑留者達を映したビデオを、抑留中の若者達に見せて怖がらせたりした。

8.50 2012年1月13日、BBC シンハラ<sup>166</sup>は次のように報じた。

「タミル・イーラム解放の虎のスリランカ国内の容疑者は裁判所で、白いバンで誘拐をされた後警察で抑留され、拷問を受けたことに関する申し立てについて詳細を述べた。」

「プッタラム在住のシヤガラジャー・プラバーカラン (Thyagarajah Prabakaran、24 歳) は最高裁判所への陳述において、自身が白いバンに乗った集団によって、2009年2月4日にコロンボで誘拐されたと述べた。」

「その後、警察内の犯罪捜査局 (CID) 職員が彼を場所の分からない地で抑留した。彼はその場所をワッタラだと考えている。」

「抑留されていた間、容疑者は CID 職員が彼を足から吊し、棒で拷問を与えたと述べた。」

<sup>165</sup> タミルネット、TID がタミル人抑留者を PTA のもと拷問、2010年9月19日  
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=32648> アクセス日 2010年9月29日

<sup>166</sup> BBC シンハラ、2012年1月13日、白いバンの被誘拐者が「警察で拷問」  
[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2012/01/120113\\_white\\_van\\_torture.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2012/01/120113_white_van_torture.shtml) アクセス日 2012年1月29日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「陳述では、2年と10ヶ月の起訴なしで抑留されたため、チャーガラジャー・プラバカラン (Thyagarajah Prabakaran) 容疑者は裁判所に対して、当局が自身を解放するよう求めている。」

「最高裁判所は、陳述での申し立てはとても深刻なものである、ということ述べた。」

「彼の主張を考慮した後、最高裁判所は法務長官に、容疑者を3月8日に解放する可能性を示す報告書を提出するか、あるいは彼に対する告訴の手続きをするように命じた。」

8.51 2012年1月19日、同資料<sup>167</sup>は次のように報じた。

「(2005年8月にコロンボで殺害された) スリランカ元外務省ラクシュマン・カディルガマー (Lakshman Kadirgamar) の、主要殺人容疑者は法廷に、警察で抑留中に自白を引き出すために拷問を受けた、と伝えた。」

「ある警察官は容疑者の頭を棒で殴り、あとに続いた他の者による虐待で鼓膜が破れた、と容疑者は主張した。」

「その結果、彼の聴力は部分的に弱まった、と彼は裁判所に伝えた。」

「彼の苦悩の情報は、既にコロンボ下位裁判所裁判官及び司法医務官に伝えられた、と彼は裁判官に伝えた。」

8.52 [アジア人権委員会 \(AHRC\) のウェブサイト](#)は定期的に拷問の事例及び申し立てを報じている。AHRCはまた、「[警察の拷問事例：スリランカ、1998年～2011年](#)」という題のレポートを2011年6月24日に発行し、当時に関係のある323の拷問事例の詳細を伝えている。

### 裁判外殺害

8.53 USSD 2010<sup>168</sup>には次のように記されている。

「政府又は政府職員が、恣意的若しくは超法規的殺害を行っているという報告がある。しかし、政府機関や民兵部隊によるその種の殺害に関する統計は殆どない。過去の告発者は既に殺されており、その家族は報復を恐れて訴えを起こさないからである。この種の恣意的な不法殺害の犠牲者の中には、警察や他の治安部隊に拘束された容疑者で不審な状況のもとで死亡した者も多く含まれている。」

<sup>167</sup> BBC シンハラ、2012年1月19日、カディルガマー殺人容疑者が「拷問」  
[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2012/01/120119\\_kadirgamar\\_torture.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2012/01/120119_kadirgamar_torture.shtml) アクセス日  
2012年1月29日

<sup>168</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション  
1 a

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「公式発表によれば、治安部隊が容疑者を犯行現場に連れて行った時に容疑者が逃亡を試み射殺されるというケースもある。」

- 8.54 アムネスティ・インターナショナルの「2011年度年次報告：スリランカ」<sup>169</sup>（2011年5月13日発表）には、次のように述べられている。「警官による容疑者の殺害は、容疑者が明らかに『反撃』や『逃亡』を試みた時に起こっているという報告が多い。この種の事件に関する警官の説明はみな著しく類似している。」

[抑留中の死亡](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

### 親政府(非国家)民兵グループ

- 8.55 AIの「2011年度年次報告：スリランカ」<sup>170</sup>には、次のように述べられている。「政府に加担している武装タミル人グループは、スリランカで活動を続けており、批評家への攻撃、身の代金目当ての拉致、強制失踪、殺人等の虐待行為や暴力行為を犯している。」
- 8.56 ジェーンの「センチネル・カントリー・リスク・アセスメント：スリランカ」<sup>171</sup>（アクセス日2011年5月24日）には、次のように述べられている。「治安部隊はジャフナ、バブニヤ、バティッカロア、トゥリンコマレーなどタミル人の街における作戦の多くを、非LTTE民兵集団に委託することを好んでいた。それらのグループには、タミル・イーラム人民解放機構（People's Liberation Organization of Tamil Eelam/PLOTE）、イーラム人民民主党（Eelam People's Democratic Party/EPDP）、タミル・イーラム解放機構（Tamil Eelam Liberation Organization/TELO）及び後のタミル人民解放戦線（TMVP）がある。」

### 民兵グループによる人権侵害

- 8.57 デンマークのFFMレポート（2010年10月）<sup>172</sup>は、次のように述べている。

<sup>169</sup> アムネスティ・インターナショナル、2011年度年次報告：スリランカ、2011年5月13日発行 <http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日2011年5月19日

<sup>170</sup> アムネスティ・インターナショナル、2011年度年次報告：スリランカ、2011年5月13日発行 <http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日2011年5月19日

<sup>171</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：スリランカ、治安及び外国軍、2012年1月4日 [http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）アクセス日2012年2月3日

<sup>172</sup> スリランカでタミル人に関係のある人権及び治安問題、デンマーク移民局の実態調査使節団（コロンボ）のレポート、スリランカ、2010年6月19日から7月3日、2010年10月 [http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) アクセス日2011年5月27日、50ページ目

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「ある一流人権活動家によれば、民兵グループは、拉致やゆすりなどを行っている。そのような行為は特定のグループを狙ったものではなく、不特定の者を対象にしているものだと、同活動家は述べている。このような組織の存在自体が懸念材料であり、人々の不安を呼んでいる。また、同活動家は、この種の事件の件数は 2010 年には以前比べかなり減少した。その活動家は、最近東部を訪れたが、民兵グループによる拉致や殺害に関する報告は一つも受けなかったという。しかしながら、地元の人々には恐怖が一般化している。

8.58 USSD 2010 レポート<sup>173</sup>には、次のように記されている。

「この年、ゆすりや身の代金目当ての拉致の報告が特に北部と東部で増加した。ジャフナ半島で起こるその種の拉致事件は、政府支持の国会議員ダグラス・デバナンダ (Douglas Devananda) 率いる EPDP の武装部隊によるものであると、地元の人々は非難している。しかし、北部と東部の他の地域では、犯人を特定することを難しい。これまでは、拉致や殺害事件の背後には民兵グループがいることはまず間違いない、という地元の人々の報告がしばしばあったが、今年になると特定のどの事件にどのグループが関与しているのかが定かではないと言う人が多くなった。」

8.59 USSD 2010 レポート<sup>174</sup>には、次のように記されている。

「裁判外処刑の総件数は、昨年に比べると大幅に減少した。それでもこの年、親政府民兵グループとの関係が疑われる身元不明のグループが市民の殺害や襲撃を行った。これらのグループには、東部では、東部 LTTE 分派司令官ビナヤガムーリ・ムラリサラン (Vinayagamuthi Muralitharan) (別名『カルーナ』) 率いるタミル人民解放戦線 (TMVP) 及びシバネサトゥライ・チャンドラカント (Sivanesathurai Chandrakanthan) (別名『ピラヤン』) がおり、ジャフナには社会福祉・社会保障大臣のダグラス・デバナンダ (Douglas Devananda) 率いるイーラム人民民主党 (Eelam People's Democratic Party/EPDP) がいる。上記に加え幾つかの親政府民兵グループが、マナールやバブニヤで活動している。これら全てのグループは政治組織を持っており、他のものより成功を収めているグループもある。また、民兵部隊と治安部隊の間の繋がりは強くて根深いものがあるという報告が常にある。これらのグループは内戦中、しばしば治安部隊と共同作戦を取って軍事的活動に従事してきたのだが、今、民兵部隊は戦後の環境において、領地と収入源の確保を求めて犯罪的性格を増している。

[目次に戻る](#)

---

<sup>173</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1 b

<sup>174</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1 a

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## 告発の手段

8.60 USSD 2010 レポート<sup>175</sup>は、次のように述べている。

「国民は、人権侵害の是正を求めて、基本的人権に係る事例を提訴する権利を有する。司法はその種の事例を裁くに当たり、一定の独立性と公平性を示し、提訴する人は多くの事例で損害賠償を認められてきた。この仕組みには、官僚機構における非効率性がある、多くのケースで結審が遅れ、LTTE との繋がりが疑われる者による提訴のケースでは更に結審が遅くなることしばしばあるようである。損害賠償が認められる場合は、裁判所の命令を執行するのにそれほど問題は起こらない。

## 刑事免責

8.61 USSD 2010 レポート<sup>176</sup>には、次のように記されている。「告発があった場合、それを調査する独立の機関はない。警察の幹部職員が、警察に対する告発を取り扱う。」そして、「特に警官の拷問や汚職関与が疑われる場合では、刑事免責が与えられることが大きな問題である。」また「治安部隊のメンバーが人権侵害を犯した疑いがある場合では、政府は、犯人の特定を追求しないか、裁判を避けるのが普通である。判例法では、人権侵害に関する命令責任の原則が守られていない。」さらに、上記レポートは次のように言っている。「人権に係るケースを弁護する弁護士は、身体的あるいは言葉による脅威にさらされている。」<sup>177</sup>

8.62 AI「2011年度年次報告：スリランカ」<sup>178</sup>には、次のように記されている。「軍・警察や他の機関及び個人による人権侵害に関する調査には進展が見られない。裁判も進められていない。」

8.63 UNCAT の最終見解（2011年11月25日）<sup>179</sup>は、次のように記している。

「18. 委員会は未だ、締約国内にはびこる刑事免責の環境、並びに拷問が行われたと考えるだ

---

<sup>175</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1 e

<sup>176</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1 d

<sup>177</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1 e

<sup>178</sup> アムネスティ・インターナショナル、2011年度年次報告：スリランカ、2011年5月13日発行  
<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011年5月19日

<sup>179</sup> UNCAT、第47期、2011年10月31日～11月25日、協定第19条のもと、締約国により提出された、拷問等禁止委員会の最終見解、事前未編集版、2011年11月25日  
[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4\\_en.doc](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4_en.doc) アクセス日 2012年1月13日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

けの合理的な理由がある際に、迅速かつ公平な調査が明らかに行われていないことに関して懸念を抱いている。この考察では、拷問の告訴を調査する、効果的で独立した監視の仕組みがないことも述べている。委員会は、司法長官の事務所が、警察の特別独立機関（SUP）に対して事例を参照することを止め、保留中の事例の殆どが未だ解決していないという報告に、懸念を示している。委員会はまた、裁判制度の独立性の欠如に関する数多くの報告にも懸念を抱いている。

## スリランカ人権委員会（HRCSL あるいは SLHRC）

8.64 USSD 2010 レポート<sup>180</sup>には、次のように述べられている。

「法律により、スリランカ人権委員会（SLHRC）は権限と資金・人材を持ち、いかなる法廷にも証人として召喚されることはなく、その公務に関することで訴えられることはない。しかし実際には、SLHRC がその権限を行使することは稀であり、この年、同委員会による行動が事実上殆ど取られなかったために、裁判に大幅な遅れがあったと言われている。SLHRC は、人権関係の事例に関する事実と詳細を確認するために調査というアプローチを取るのではなく、代わりにより裁判的なアプローチを取り、事件を立案すべきかを決めるにあたり、もたらされた証拠にのみ重きを置く傾向にある。2007年、国家人権機関の国際調査委員会は、SLHRC の仕事に政府が干渉しているとして SLHRC を監視機関に格下げした。」

SLHRC の組織についての更に詳しい情報については、[SLHRC のホームページ](#)を見られたし。

8.65 2011年3月3日の HRCSL ウェブサイト<sup>181</sup>には、次のように書かれている。

「HRCSL の審問・調査部は、2010年に受け付けた告訴に関する要約レポートを発表した。情報によれば、HRCSL はこの年、9,901件の告訴を受け付けた。本部に4,205件、10か所の地方事務所に合計5,696件が寄せられた。前年に比べ、21%少なくなっている。」

「各地方事務所が受け付けた告訴の内訳は次の通りである。キャンディ 579件、マタラ 542件、アヌラダプラ 605件、アンパラ 169件、バドゥーラ 195件、ジャフナ 243件、トゥリンコマレー 188件、バブニヤ 2,642件、カルムナイ 204件、及びバツェイカロー 329件である。」

「告訴のうち14%以上は雇用関係の訴えであった。その他の告訴で主なものには、拷問、逮捕、抑留、嫌がらせ及び人気学校への入学に係る複雑な問題等がある。」

8.66 UNCAT の最終見解（2011年11月25日）<sup>182</sup>は、次のように記している。

<sup>180</sup>米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 2a

<sup>181</sup> スリランカ人権委員会（HRCSL）は2010年に9901件の告訴を受け取る、2011年3月3日  
<http://hrctl.lk/english/?p=1543> アクセス日 2011年5月11日

<sup>182</sup> UNCAT、第47期、2011年10月31日～11月25日、協定第19条のもと、締約国により提出され

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「16. 1996年の施行番号21番、人権委員会第11部にて、スリランカ人権委員会（HRCSL）には人権侵害調査のための広範な調査権限が与えられたことを述べる一方、HRCSLが活動していないと報じられたこと、警察・政府との協力関係の欠如、限られた資源、及び第18回スリランカ憲法改正の結果、独立性及び公平性を保つために困難があり、メンバーは大統領の手によってのみ指名されるということ、委員会は懸念している。

### 証人保護

- 8.67 USSD 2010 レポート<sup>183</sup>は「2010年末時点で、証人保護計画の実施はまだ行われていなかった」と記している。
- 8.68 [UNCATの最終見解](#)<sup>184</sup>（2011年11月25日）は、委員会の懸念を以下のように表現した。「証人及び人権侵害・虐待犠牲者の保護、及び支援を行う効果的な仕組みがないことは、証人の自発性及び能力に悪い影響を与え、犠牲者が調査に加わり、そのやりとりを証言することにも悪影響を及ぼす。」また、次のように付け加えている。「締約国は、人権侵害の証人及び犠牲者を効果的に保護し支援するべきである。特に、加害者が保護の仕組みに影響を与えず、彼らが説明義務を果たす、ということを確認し、保護と支援をするべきである。」

[目次に戻る](#)

## 9. 司法制度

- 9.01 ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ<sup>185</sup>（アクセス日2012年2月3日）には、以下のように述べられている。

「スリランカの司法制度は英国刑法とローマ・オランダ民法を組み合わせたものを基礎としている。国内の特定の地域と共同体にある相続、婚姻及び離婚に関する民法には、土着の伝統的な法律体系の影響が色濃く反映されている。特定の事例では、国会議員がシンハラ人、タミル人あるいはイスラム教徒（シャリーア）の判決例を参照する場合がある。司法長官率いる最高

た、拷問等禁止委員会の最終見解、事前未編集版、2011年11月25日

[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4\\_en.doc](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4_en.doc) アクセス日2012年1月13日

<sup>183</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日2011年5月11日、セクション5

<sup>184</sup> UNCAT、第47期、2011年10月31日～11月25日、協定第19条のもと、締約国により提出された、拷問等禁止委員会の最終見解、事前未編集版、2011年11月25日

[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4\\_en.doc](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4_en.doc) アクセス日2012年1月13日

<sup>185</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリーレポート：スリランカ、国内問題、2012年1月17日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

裁判所は、裁判所の階層の中で最も高い位置にある。最高裁判所は国内の最上位の控訴院であるだけでなく、基本的権利に関する訴訟で独占的な裁判権を有する。法律及び立法は主要三言語を用いて制定及び維持される。」

「憲法に関する議論を仲裁する権限も与えられている。国会の法案を調査し、委員会の段階に到達する時に法案のあらゆる修正を議長に意見として伝えるのは、司法長官の義務である。憲法では、司法権独立のための実質的な手段を保障している。この独立性が制限されるのは、大統領が最高裁判所及び控訴院の裁判官を任命している、という事実によるものである。独立機関である司法局委員会は、司法職員を扱う事務所の任命及び期間の両方を多少調整している。しかし、司法権の独立は一貫して疑問のままである。」

## 組織

9.02 米国国務省が 2011 年 4 月 8 日に発行した「2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010) <sup>186</sup> には、以下のように述べられている。

「刑事訴訟では、陪審が被告を公開で裁判にかけている。被告は、自身に対する告発の内容と証拠が知らされ、弁護人による弁護を受け、上訴する権利を持つ。逮捕された者が迅速に家族や弁護人に面会することを保証する正式な手続きは存在していない。実際には、彼らは自身の携帯電話を使ってそうした人物への接触が許されている。政府は、貧困者が高等裁判所や控訴院で裁判にかけられる際に弁護人を付けているが、下級裁判所での裁判には弁護人を付けていない。民間の法律扶助機関は被告人を支援している。PTA のもとで起こった訴訟に陪審は使われないが、このような訴訟の被告人は上訴権を有する。」

「被告人は無罪の推定を受ける。PTA（テロ防止法）を巡る訴訟を除き、刑事裁判所では、拷問を含む強制的な行為を通して得られた自白は証拠として認められない。」

「被告人は、裁判の間に検察側の証人に対して質問する権利を有し、検察側が示す証拠を見ることが許可されている。司法審査により、裁判にかけられた被告人は行政命令に従って、審理が開始されるまでの最長 18 ヶ月間、収監される場合がある。裁判が始まれば、判決は比較的迅速に言い渡されるのが通例である。」

「法律は、公判記録及び他の法律を英語、シンハラ語及びタミル語で作成するように定めている。実際には、国内のジャフナ及び北部を除く多くの裁判所では、英語あるいはシンハラ語で審理が行われている。裁判所が任命する通訳が不足しているため、タミル語を話す被告人が公正な審理を受けることができない事態が多く発生している。しかし、国内北部では、裁判と審理はタミル語及び英語で行われている。タミル語で書かれた法律の教科書は殆ど存在しない。」

---

<sup>186</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 5

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



9.03 2011年6月1日にアクセスした「ヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカ」<sup>187</sup>は、次のように報じている。

「司法制度は、最高裁判所、控訴院、高等裁判所、地方裁判所、下級裁判所及び一次裁判所で構成される。後の4つは第一審裁判所であり、それらの裁判所の判決に対して上訴が起こされれば、控訴院で審理が行われる。さらに法律上の問題や特別な許可に応じて、最高裁判所で審理が行われるようになる。全ての刑事訴訟は高等裁判所で行われる一方、地方裁判所は民事訴訟を扱う。労働争議の解決には、労働審判が行われる。」

「司法局委員会は、司法長官及び二名の最高裁判所裁判官で構成される。これらは大統領により指名される。第一審裁判所の全ての裁判官（高等裁判所の裁判官を除く）と、全ての裁判所職員は司法局委員会により任命され、管理される。最高裁判所は司法長官及び6人から10人の裁判官によって構成される。控訴院は大統領及び6人から11人の裁判官によって構成される。」

## 司法の独立性

9.04 USSD 2010<sup>188</sup>の中では、以下のように述べられている。

「第18回修正条項が成立したことで、司法制度に対する行政の影響力が増加した。大統領は最高裁判所、高等裁判所及び控訴院の裁判官を任命する。司法長官と2人の最高裁判所の裁判官によって構成される司法局委員会は、下級裁判所の裁判官の任命と配置転換を行う。注目を集める大きな裁判では、自身の立場に有利な裁判官を割り当てるよう大統領が介入を行ったとの事実を指摘する申し立てが行われたこともあるが、明らかに大統領の意向に反する司法判断が下された事例も数多くある。一年間で、政府は司法局委員会など憲法で定められた機関の独立性を確保することを目的とする憲法制定評議会のメンバーを任命することはなかった。この結果、行政権に対して行われる重要な審査が行われないままの状態となっている。裁判官が不正行為を行った場合や能力を適性に発揮しなかった場合、大統領及び国会の合同行動に続く調査の後、裁判官は解任される場合がある。」

## 公正な裁判

9.05 2011年3月31日発行の「人権と民主主義：2010年外務・連邦省レポート第VII部：懸念される国々における人権問題」<sup>189</sup>には、次のように述べられている。「スリランカには高度に発達

<sup>187</sup> ヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカ、政府・政治及び司法システム、日付不明

<http://www.europaworld.com/entry/lk.dir.175>（購読限定）アクセス日 2011年6月1日

<sup>188</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1e

<sup>189</sup> 人権と民主主義：2010年外務・連邦省レポート第VII部：懸念される国々における人権問題、2011年3月31日

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



した司法制度が存在するが、数多くの困難に直面している。年末にはスリランカ政府が、これまでに司法手続きが完了していない事例が約6万5000件に及んでいると報告した。このため、比較的長い期間抑留されている者が相当数に上ることになる。スリランカ政府は2010年末に、これら未解決の事例を解消するために追加の資金を割り当てた。」

## 刑法

- 9.06 [スリランカ刑法（2006年の法律番号16番/4月24日付までの連結版）](#)は、ハイパーリンクをクリックすることで閲覧可能である。

[目次に戻る](#)

## 10. 逮捕と抑留—法的権利

法的権利の適用及び法律違反に関する情報については、[治安部隊及び民兵グループ](#)を参照のこと

- 10.01 米国国務省の「2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）」<sup>190</sup>（2011年4月8日発行）は、次のように述べている。

「法律に基づき、当局者は逮捕者に逮捕の理由を伝え、24時間以内にその者を下位裁判所裁判官のもとに連れて行くことが求められている。しかし実際には、抑留された者が下位裁判所裁判官のもとに連れて行かれるまで数日間から数週間、あるいは数か月が経過していることが多い。下位裁判所裁判官は、保釈又は3ヶ月以上に及ぶ裁判前の抑留を認めることができる。警察は、殺人・窃盗・強盗及びレイプなど、特定の不法行為については逮捕状を取ることは求められていない。殺人の場合、下位裁判所裁判官は容疑者を抑留する必要がある、高等裁判所のみが保釈を認めることができる。全ての場合において、容疑者は弁護人の弁護を受ける権利を有する。高等裁判所及び控訴院では、刑事裁判を受ける貧しい被告人には弁護人が付けられるが、全ての場合に行われる訳ではない。秘密の、すなわち外部から隔絶された抑留所や刑務所以外では、抑留者は家族と連絡を取ることが認められている。」

「数多くの監視者が、司法過程が迅速に行われないと訴えている。刑務所に収監されている者の半数以上は裁判の開始を待っているか、裁判を受けている最中であるという推定もある。」

「有罪判決を受け上訴中の者は、最初に言い渡された刑の実際の服役期間が考慮されることなく、上訴裁判が続いている。上訴裁判が終了するまでに数年経過することが多い。」

---

アクセス日 2011年5月24日

<sup>190</sup> 米国国務省 2010年人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション1d

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「年内（2010年）に大統領は、時には国民の祝日やその他の時期に、数多くの囚人に恩赦を与えた。彼らがどのような基準でそうした計らいを受けられたのかは、明らかではない。ある報告によれば、9月に1,312人の囚人を対象に大統領恩赦が与えられたという。裏付けはないが、見返りとして政府職員に金銭の支払があったという。

10.02 「スリランカのタミル人の人権と安全に関する問題」と題する、2010年6月19日から7月3日までデンマーク移民局がスリランカのコロンボに派遣した実態調査使節団の報告書（2010年10月付）<sup>191</sup>は、次のように述べている。「ICRCは使節団に対し、通常の刑法に基づき、被告人は弁護人による弁護を受けることができると伝えた。一般的に、法的支援を受けることが可能であるが、抑留者は法的支援を受けられるということを知らず、弁護士に接触するための術も持たない」

10.03 欧州委員会が発行した「スリランカにおける人権条約の効果的な遂行に関する調査結果の報告書」<sup>192</sup>には、次のように述べられている。

「スリランカでは、逮捕と抑留に関する憲法の保護手段として、恣意的逮捕からの自由及び逮捕理由を知らされる権利など、数多くの基本的保護を見越した憲法13条などがある。拘留・抑留された者、あるいは個人の自由を奪われたいかなる者も裁判官のもとに連れて来られ、その後は裁判官の命令がない限り、更に拘留・抑留され、あるいは個人の自由を奪われることはない。刑事訴訟法には、抑留者の誠実さに関する保護が定められている。しかし、この法律が定める保護の多くは有事法のもとでの抑留には適用されない（下記参照）。有事法は、刑事訴訟法が定める抑留者に対する手続き上の保護に準拠することなく、治安部隊が広く定義される理由に基づき人々を逮捕し、国防長官が発する『予防的抑留』令のもと、最長で1年間容疑者を抑留することを認めている。」

[目次に戻る](#)

## 有事規制及びテロ活動の防止

10.04 アムネスティ・インターナショナルのレポート「スリランカ：忘れ去られた囚人たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を抑留しているスリランカ」<sup>193</sup>（2011年3月8日付）には、次のように述べられている。

<sup>191</sup> 「スリランカのタミル人の人権と安全に関する問題」デンマーク移民局がスリランカのコロンボに派遣した実態調査使節団の報告書、2010年6月19日から7月3日、2010年10月付、[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) アクセス日 2011年5月27日、47ページ～48ページ目

<sup>192</sup> 欧州委員会「スリランカにおける人権条約の効果的な遂行に関する調査結果の報告書」2009年10月、[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc\\_145152.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145152.pdf) アクセス日 2010年1月11日

<sup>193</sup> アムネスティ・インターナショナル「スリランカ：忘れ去られた囚人たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を抑留しているスリランカ」2011年3月8日  
<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/001/2011/en> アクセス日 2011年5月23日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「スリランカの抑圧的な反テロ法のもと、何千もの人が罪状や裁判なしに抑留され、苦しい生活を送っている。秘密の刑務所に収容されることもあり、その場合、抑留中の拷問や殺害も含めて、彼らはあらゆる虐待を受けやすい。」

「1971年以降、スリランカにはほぼ継続して非常事態が敷かれている。歴代の政府は国家の安全保障を理由に、広範でしばしば混乱を招く有事規制を制定している。これにより国民は思想・良心及び表現の自由、並びに恣意的逮捕及び抑留を受けずに生活する権利が著しく制限され、時には停止されている。」

「有事法は、国民を無差別に抑留するための権限を国家当局に与え、そのために秘密の場所での彼らの抑留や、強制失踪及び抑留中の拷問・死亡といった、人権侵害行為が行われている。これらは国際法に基づき、犯罪行為と見なされている。」

10.05 テロ防止法（PTA）に関して、AI レポート<sup>194</sup>は次のように述べている。

「テロ防止法は一時的な法律として1979年に導入されたが、1981年には恒久法として定められた。この法律は、テロ行為とその他の不法行為を防止するとの名目で、個人が無罪と推定される権利等、刑事訴訟における幾つかの権利の一時停止を認めている。」

「この法律に基づき、国民は罪状及び裁判なしに逮捕され、警察が不法行為への関与の可能性を捜査する間、最長18ヶ月間抑留されることがある。この法律ではまた、裁判を保留とした下位裁判所裁判官が命令を下すことで、不定の期間にわたる抑留が可能となっている。スリランカでは司法手続きの進行が遅く、裁判が開始される以前に数年にわたり国民が抑留される可能性がある。」

「この法律によって、治安部隊は組織的に人権を侵害することができる。有事規制と同様に、この法律に含まれる幾つかの規定によって、一定以上の階級の警官に対する自白を裁判で有効な証拠として使用することができる。この結果、審問を行う警官は、拷問を含むあらゆる手段を用いて自白を得ようという動機を持つことになる。ある者が拷問を受けて自白をした場合、この自白を裏付けるか否かは被害者の意思にかかっているのであるから、事態は深刻である。」

10.06 2011年3月のAIによるレポート<sup>195</sup>には、更に以下のように付け加えられている。

「(有事規制あるいはテロ防止法のもとで逮捕された者を対象とする) 抑留令は、当初期間を過ぎて抑留されたものを対象に出される。最も近い警察署を担当する職員が、逮捕から24時

---

<sup>194</sup> アムネスティ・インターナショナル「スリランカ：忘れ去られた囚人たち：反テロ法を利用して数千もの人々を抑留しているスリランカ」<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/001/2011/en>  
アクセス日 2011年5月23日

<sup>195</sup> アムネスティ・インターナショナル「スリランカ：忘れ去られた囚人たち：反テロ法を利用して数千もの人々を抑留しているスリランカ」<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/001/2011/en>  
アクセス日 2011年5月23日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

間以内に通達を受けた場合にのみ抑留令を発行することができる等、抑留者の快適な暮らしを保障する目的で幾つかの保護手段が導入されている。この規定に違反すると不法行為となる。しかし実際には、法律による保護手段は無視され、逮捕・抑留された者の多くは拘留中に拷問を受けているのである。」

「有事規制と同様に、テロ防止法は『不法行為に関係または関与している、あるいは不法行為に関係または関与していることが合理的に疑われる』個人を対象に、令状なしに敷地に立ち入って捜索を行い、財産を押収し、個人を逮捕するための幅広い権限を警察に与えている。当局はこれらの法律を利用して、複数の新聞社と発行機関を閉鎖した。テロ防止法は、捜査又は予防的手段として、容疑者の抑留を命じるための特別な権限を国防省に与えている。国防大臣は抑留場所と抑留条件を決定するだけでなく、抑留者が釈放された後も表現の自由、結社の自由及び移動の自由を含む、国民に与えられた基本的な自由に対して制限や禁止措置を継続的に適用することもできる。」

10.07 同 AI レポート<sup>196</sup>では、更に次のように述べられている。

『テロリズム』などの不法行為が曖昧かつ広範な意味を持ち定義されているため、表現や結社の自由を制約し、人権活動家、ジャーナリスト、労働組合主義者及び政府に反対している他の者に圧力を増やすために有事法が利用されている。」

「政府当局はこの法律のもと、引き続き容疑者を逮捕し、審問のために彼らを抑留し続けている。公式の発表によると、この法律のもと、既に逮捕及び抑留されている 1,900 人を超える人は、捜査が続けられる間、抑留され続けるとのことである。」

10.08 米国国務省の 2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)<sup>197</sup> (2011 年 4 月 8 日発行) には、次のように書かれている。

「有事規制のもと、軍は国民を逮捕する法的権限を持っている。しかし彼らは、24 時間以内に容疑者を警察に移送することが求められている。警察は、監察副長官又は国防長官が出す抑留令のもと、1 年を超えない期間容疑者を抑留することができる。しかしテロ防止法 (PTA) のもとで、国防長官が抑留期間を 1 年以上に引き延ばす例も見られている。」

「一年間で有事規制のもの行われた逮捕に関するデータは断片的なものであり、信頼性に欠ける。政府は、無数の人々を少なくとも一時的に抑留している。監視者たちは、公式な抑留令が出されない場合、多くの者は 2 日以内に釈放されているが、この期間を超えて抑留を受ける者もいると述べている。(2010 年) 5 月、政府は、治安部隊が司法機関の発行する令状なしに捜

<sup>196</sup> アムネスティ・インターナショナル「スリランカ：忘れ去られた囚人たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を抑留しているスリランカ」2011 年 3 月 8 日

<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/001/2011/en> アクセス日 2011 年 5 月 23 日

<sup>197</sup> 米国国務省 2010 人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1d

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



査を行う権限を大きく認めていた規定を含む有事規制の一部を緩和したが、告発や令状なしに抑留を認める規定は依然として残っている。」

10.09 2010年10月に発行されたデンマーク FFM のレポート<sup>198</sup>には、次のように述べられている。

「(人権弁護士として法・社会トラストで上級コンサルタントとして働く) キジャリ・ピントージャヤワルデネ (Kishali Pinto – Jayawardene) は、警察がテロの容疑者だけでなく一般的な窃盗犯に対しても、当局に幅広い権限を与えている有事規制を用いているため、スリランカでは正常な刑事訴訟が行われていないと述べている。彼女はまた、内戦終結以来、特にテロ容疑者(タミル人)の恣意的逮捕の逮捕水準は、一般的に減少しているとも述べている。」

「キジャリ・ピントージャヤワルデネ (Kishali Pinto – Jayawardene) は更に、増加する多くの事例で警察が容疑者の告訴を捏造している、と述べている。この傾向は司法環境の一部を形成し、警察の説明義務は殆ど行われていない。彼女は、2010年5月に特定の面で有事規制は緩和されたが、警察は以前と同じように活動をしている、と述べている。警察は合理的な捜査を実施するのではなく、権力の乱用に訴えることが常となっている。」

「(ICRCは使節団に対して次のように答えた。)…有事規制やPTAに基づく行政行為として抑留された者は弁護人に接触することができず、たとえ弁護士に接触することができても、効果的な法的救済措置は存在しない。(人身保護令状:受刑者を裁判官のもとに出頭させることを命じる令状。高等裁判所に上訴することが可能であるが、上訴を行っても処理に長い時間が費やされるため、この法律上の救済策は効果的とは言えない。)」

10.10 2011年4月14日付のタミルネット<sup>199</sup>は、次のように報じている。

「コロomboのボレラにある悪名高いマガジン刑務所からの情報によると、58人のタミル人囚人(そのうち44人は告発を受けることもなく、また裁判を受けることもなく、有罪を裏付ける承認もないまま罪を着せられた)が有事規制のもと、12ヶ月以上刑務所に収容されているという。」

「情報提供者はタミルネットに、44人の囚人は刑務所に収監されている事実を記録するためにコロombo高等裁判所に14日ごとに出頭させられているが、経済的理由で法的な代理人を付けることができない状態にある。『裁判官は政治的圧力によって囚人を解放するための措置を講じることに消極的である』と情報提供者は語っている。

17歳の時に逮捕されて以来、18年以上の間収監されているバティッカロア出身のある若者

<sup>198</sup> 「スリランカのタミル人の人権と安全に関する問題」デンマーク移民局がスリランカのコロンボに派遣した実態調査使節団の報告書、2010年6月19日から7月3日、2010年10月付、[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) アクセス日 2011年5月27日、47ページ～48ページ目

<sup>199</sup> タミルネット:58人のタミル人が12ヶ月以上、マガジン刑務所で貧しい生活を送る、2011年4月14日 <http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=33805> アクセス日 2011年6月1日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



がいるが、終身刑の判決を受けた受刑者が通常服役する期間は14年であるため、この期間を超えて収監されていることになる。

10.11 2010年12月14日のBBCニュース<sup>200</sup>は、次のように報じている。

「タミル・イーラム解放の虎を支援した容疑で数年間にわたり抑留されている数百人に及ぶタミル人は、スリランカのマヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領に対し、彼らに慈悲の心を示すか彼らを許すよう求めた。」

「抑留者は1979年に暫定的に導入され、2年後に恒久法となったテロ防止法のもとで逮捕された。」

「この法律のもと、容疑者は最大18ヶ月、罪状もなく裁判にかけられることもなく抑留されることが認められている。」

「しかし、裁判所が裁判を保留にしているという理由で、10年以上の間抑留されている者もいる。」

「複数の人権活動家によれば、スリランカの刑務所では、約50人の女性を含む650人以上のタミル人が、法的に曖昧な状態で放置されているとのことである。」

「BBCが電話でインタビューを行った数名の抑留者は、自分たちの窮状を大統領に見てもらいたいと語っている。」

10.12 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU)、カントリーレポート：スリランカ (2011年9月)<sup>201</sup>は次のように述べている。

「2011年8月25日、スリランカ大統領のマヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) は、2005年8月にラクシュマン・カディルガマー (Rakshman Kadirgamar) 外務大臣の暗殺以来軍の支配下にあった緊急事態を終結させる意向であると伝えた。8月30日に期限切れとなったが、有事規制のもと存在した、最も重要な治安に関する法案がテロ防止法に付け加えられた。これらには、タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の追放や、(元 LTTE 反乱者の更生を担当する) 更生委員長が引き続き機能すること、元 LTTE 戦闘員の抑留や高度警戒区域の有効性などが含まれている。有事規制のもと抑留され続けた6,000人余りの人は、他の法のもとでも引き続き抑留されている。」

---

<sup>200</sup> BBC ニュース、慈悲や裁判を請う法的に曖昧な状態のタミル人、2010年12月14日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-11808551> アクセス日 2011年6月1日

<sup>201</sup> エコノミスト・インテリジェンス・ユニット、カントリーレポート：スリランカ (2011年9月)

[http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue\\_id=968435481&article\\_id=1268435511](http://www.eiu.com/index.asp?layout=displayIssueArticle&issue_id=968435481&article_id=1268435511) (購読限定) アクセス日 2012年1月6日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 10.13 2011年7月7日のHRW<sup>202</sup>は、次のように述べている。「スリランカ国内で解除された有事規制は、裁判なしに政府が人を長期間抑留できる現行及び新たな法律に影響を与えていない。」更に「有事規制内の権限は、現行のテロ防止法にも見られる」と付け加えている。

「有事規制と同じように、PTAでは不特定の『不法行為』に対して正当な理由なしに逮捕が可能であり、容疑者を裁判所に連れて行くことなく、最大18ヶ月間抑留が可能である。この法律ではまた、法の下で拷問等の不法行為に関わる政府職員の起訴を免除できることとなっている。職員が『誠実に』対応した場合、若しくは『制定された法の遂行や法のもと与えられた指示』では、法的手続きは禁じられている。」

「スリランカ司法長官のモハン・ペイリス (Mohan Peiris) は、人期が8月31日に終了したが、有事規制の廃止は抑留の慣例が変化することを意味しない、と述べている。『有事規制が廃止になっても、容疑者は解放されず何も変化しない』と彼は記者に伝えた。」

- 10.14 [UNCATの最終見解](#)<sup>203</sup> (2011年11月25日) には、次のように述べられている。

「10. 2011年8月31日に委員会は、長きにわたった有事状態を解放した締約国の決定について述べながら、その終了の24時間前に、1979年のテロ防止法 (PTA) 第48号のもと、新たな規制が命ぜられたことに懸念を表した。委員会は、人権委員会及び拷問に関する Special Rapporteur が述べたように、これら PTA 規制の広範な性質によってテロリストや関連する犯罪とともに疑いをかけられた、あるいは起訴された人の保護が過度に制限されることを懸念している。」

「11. 1985年の証拠条例 (Evidence Ordinance Act 1985) のもと、拷問を通じて入手した証拠が受け入れ難いということに関する締約国の説明を言及しながら、委員会は、PTA が警視補 (ASP) あるいはそれ以上の階級の警察により入手された全ての自白を、拘留時に得られたものであるということを被告人に証明する義務を負わせて (第17部(2)) 承認する (第16部)、という事実に懸念を抱いている。委員会はまた、PTA のもと提出された多くの事例で、唯一信頼できる証拠は ASP あるいはそれより上の職員から得られた自白である、ということをレポートで懸念している。委員会は更に、申し立てによれば犠牲者は警察によって無作為に選ばれ、恐らく実体のない問責により逮捕あるいは抑留され、その後これらの問責のために拷問や虐待を受ける、とレポートには書かれている、ということに懸念とともに述べている。」

- 10.15 「[アムネスティ・インターナショナル、スリランカ：国連拷問禁止委員会の要約](#) 2011」には、有事法及び反テロ法に関する追加の情報が含まれている。

---

<sup>202</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW)、スリランカ、有事法の「おとり」、2011年9月7日 <http://www.hrw.org/news/2011/09/07/sri-lanka-bait-and-switch-emergency-law> アクセス日 2012年1月19日

<sup>203</sup> UNCAT、第47期、2011年10月31日～11月25日、協定第19条のもと、締約国により提出された、拷問等禁止委員会の最終見解、事前未編集版、2011年11月25日 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4\\_en.doc](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4_en.doc) アクセス日 2012年1月13日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

[拷問](#)の欄も参照のこと。

## 保釈/報告条件

10.16 在コロombo英国高等弁務団の2010年9月14日付の文書<sup>204</sup>には、次のように述べられている。

「スリランカでは、容疑をかけられないまま抑留された者が保釈金を払って保釈されることが一般的に行われている。しかし、保釈されない不当行為と見なされる行為が複数存在し、保釈法（1997年の法律第30号）には、死刑又は終身刑が適用される不法行為に関した、又は犯した容疑がかけられたもの、又は関与した者は、高等裁判所の裁判官が認めない限り保釈されないものと定められている。通常、保釈が与えられると報告条件が伝えられる。報告条件に従わない者には逮捕状が出される。」

[スリランカの保釈法（1997年の法律第30号）](#)を閲覧するには、リンクをクリックすること。<sup>205</sup>

## 逮捕状

10.17 2010年9月14日付の上記BHCの文書<sup>206</sup>には、次のように報告されている。

「形式上、被疑者が自身に対して発行された逮捕状の写しを入手することは困難である。逮捕状が発行されると、写しは法務ファイルに保管され、正本は警察に渡される。被疑者は当該裁判所に対して逮捕状の写しを求めることはできない。しかし実際には、スリランカでは偽造書類が簡単に入手できる。さらに、警察内で進行中かつ十分に裏付けのある腐敗に関する懸念を考慮すると、警察局への事前連絡は必要であるが、逮捕状の写しを入手することは恐らく難しいことではない。」

有事規制やテロ防止法のもとで逮捕された人の抑留令に関しては、[有事規制及びテロ活動の防止](#)も参照のこと。

## 裁判所への召喚

10.18 在コロombo英国高等弁務団の2011年8月12日付文書<sup>207</sup>には、次のように述べられている。

「2010年7月、コロomboに拠点を置くノタリー・パブリック及び誓約委員会の弁護士である〇〇氏（名前削除）は召喚に関する過程を説明した。通常の過程は容疑者が警察に逮捕されて

<sup>204</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2010年9月14日付文書

<sup>205</sup> スリランカの保釈法（1997年の法律第30号）

[http://www.commonlii.org/lk/legis/num\\_act/ba30o199787/](http://www.commonlii.org/lk/legis/num_act/ba30o199787/) アクセス日 2011年5月31日

<sup>206</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2010年9月14日付文書

<sup>207</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2011年8月12日付文書

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

開始する。質問を終えてから、警察は容疑者を下位裁判所裁判官のもとに差し出す。下位裁判所裁判官は、この事例が訴訟手続きを取るものなのかどうかを判断する。もしそうであれば、保釈中の容疑者を解放するか、拘留を続けるかを決定する。保釈が認められれば、下位裁判所は次いで召喚令を出し、被告に次回裁判所に出向く期日を伝える。召喚・通達は標準様式であり、スリランカ全土で用いられる。」

「〇〇氏（名前削除）は私（二番目の移住秘書）に、召喚令は財政職員により個々に与えられる、と伝えた。この人は裁判所の職員で、被告の判明している最後の住所あるいは職場を訪問する。もし被告の居場所を特定できなければ、家主に召喚令を渡すか、反応がなければ、被告の判明している最後の住所の正面入り口に召喚令を貼る。」

「〇〇氏（名前削除）は、一人のある事例に対して一通以上の召喚令が渡される場合がある、と説明している。例えば、裁判初日で訴訟が進まない場合や被告人が現れなかった場合、二度目の裁判日を知られる二度目の召喚令が出されることがある。被告人が裁判日に現れなかった場合、警察は下位裁判所裁判員に接近し、逮捕状を出すよう求めることができる。逮捕状が発行されると、警察に渡される。〇〇氏（名前削除）は、これは英国裁判所が発行する裁判召喚状に似ているということを確認した。

#### 10.19 同 BHC<sup>208</sup>文書は、次のように続けている。

「裁判召喚令の発行を取り巻く手続きを一層明確にするために、今週我々は別々の3つの情報源に接触しそれぞれ別々の質問をして、それらへの回答を以下の通り記録した。」

- 「裁判召喚令を発行する手続きというのはどんなものか。」

「バブニヤの裁判所職員は、この担当の警察官（OIC）が名簿から署名され、次いで警察から当該の件について発行された召喚令を提出する、と我々に伝えた。」

「スリランカ警察の情報サービス室は、取扱いの必要がある召喚令を裁判員が是認し、裁判員のみがそれを承認できる、と述べた。この召喚令はその後警察に渡され広められる。」

「コロomboの弁護士は、裁判員が取扱いに必要な召喚令を是認し、裁判員のみがそれを承認できると述べた。これはその後、検察官により取り扱われる。検察官が脅されたり嫌がらせを受けたりするのであれば、警察が関与している。これまで、犯罪の場合でない限り警察の関与はなかった。」

- 「裁判召喚令は不正に入手できるのか。」

「バブニヤの裁判所職員は、それは可能であると答えた。」

「スリランカ警察の情報サービス室もその通りだと答えた。」

---

<sup>208</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2011年8月12日付文書

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「コロomboの弁護士もその通りだと答えた。しかし、これは犯罪行為であり、このようなリスクをなぜ取るのかが分からないとも付け加えた。」

- 「逮捕状が発行されるまでに、どれだけの召喚令が発行されたのか・」

「バブニヤの裁判所職員は一つだけだと答えた。裁判所は二部の写しを発行したが、一つだけを取り扱われもう一部は警察署で保管されている。」

「スリランカ警察の情報サービス室は、召喚令が三度出されても当該者が現れなければ逮捕状が発行される、と答えた。」

「コロomboの裁判員は、三度目に当該者が現れなかった場合、逮捕状が発行されるということに同意した。」

[目次に戻る](#)

## 11. 刑務所及び抑留センターの環境

- 11.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)」<sup>209</sup>は、次のように述べている。

「刑務所は過密状態にあり、衛生設備も十分でないことから国際基準を満たしていない。刑務所の職員と市民社会の情報筋によれば、約1万人を収容することを想定して作られた刑務所に、約26,000人が収容されている。そのうち約1,400人は女性である。全員のうち12,000人は既に有罪判決を受けている一方、残りの14,000人は裁判の開始を待っているか、裁判が進行中の状態にある。未成年の受刑者が成年の受刑者と一緒に収容されているケースも見られる。また、裁判の開始を待つ抑留者が有罪判決を受けた受刑者とともに収容されているケースも見られる。多くの場合、受刑者はコンクリートの床の上で寝かされており、部屋には自然の光も入らず、換気状態も不十分であると報告されている。女性は男性とは別の場所に抑留されており、彼女達が収監されている場所の環境は一般的に良好である。しかし、幾つかの人権団体は体罰、過密状態、虐待、酷使等、人としての尊厳を傷つける行いが散発的に起きていると主張している。」

- 11.02 USSD 2010<sup>210</sup>には、更に以下のように付け加えられている。

---

<sup>209</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010) (2011年4月8日発行)  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション1c 刑務所及び抑留センターの環境

<sup>210</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010) (2011年4月8日発行)  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション1c 刑務所及び抑留センターの環境

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



「刑務所の職員を経由せずに、受刑者や抑留者が刑務所の劣悪な環境や虐待行為に関する苦情を司法機関に訴えるための正式な手続き方法は存在してないようである。」

「政府は、独立した人権監視団と赤十字国際委員会（ICRC）が刑務所と拘留所を訪問することを許可しているが、まだ正式に起訴されていない LTTE の元戦闘員を収容している施設への訪問は許可していない。また政府は、最初から存在していないものと主張している軍の諜報機関が運営する抑留施設への立入りも認めていない。ICRC は、民兵組織が運営、不法性が疑われる抑留施設への訪問も認められてない。（2010 年）12 月、政府は ICRC に対し国内北部にある事務所を閉鎖するように要求した。」

11.03 USSD 2010<sup>211</sup>の報告書には、次のようにも述べられている。「外部との接触が禁じられた秘密の抑留所や刑務所の外であれば、抑留者は家族との面会が許されている。刑務所に収監されている者の半数以上は裁判が始めるのを待っているか、裁判を行っている最中であるとの推定もあり、数多くの監視者が司法手続きの遅さについて苦言を呈している。」

11.04 UNCAT 最終見解（2011 年 11 月 25 日）<sup>212</sup>には、次のように述べられている。

「8. 領域内で不承認の抑留施設の存在に関する申し立てを、無条件に全て否定するというスリランカの申し立てが声明として出されたにもかかわらず、委員会は強制失踪や拷問、司法権外の殺害が行われていたと申し立てがされた、スリランカ軍の諜報機関や民兵グループが運営する秘密の抑留センターに関する非政府情報源から受け取った報告書について懸念を抱いている。」

「12. 締約国の中心レポートによると、2000 年から 2005 年の間に 8 万人以上が毎年収容され、そのうち 6 万人は有罪判決を受けていない、と委員会は述べている。さらに、国の政府の申し立てによって提供された追加情報によれば、2011 年 11 月 11 日の時点で行政的抑留令のもと 765 人が抑留されているが、PTA のもとで実施された抑留に関する中央登録（central registry）は存在しない、とのことである。憲法第 20 条（1999 年 4 月から 2002 年 5 月分、A/57/44、段落 123~195）のもと、委員会の秘密の質問に対する回答として、締約国は自動化された中央警察登録が確立されたが、現時点でまだ発生していないと伝えたことに懸念を示している。」

「14. 拷問に関する Special Rapporteur（A/HRC/7/3/Add.6 と A/HRC/13/39/Add.6）によると、委員会は、特に衛生状態の欠如、不十分な医療ケア、有罪判決者と拘留者を分けずに収容すること、成人抑留者と未成年抑留者を一緒に収容したことなど、警察署や刑務所内のひどい人口過密と貧しい状態に懸念を抱いている。この点において、拘留中や有罪判決を受けた者に

---

<sup>211</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）（2011 年 4 月 8 日発行）  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1d

<sup>212</sup> UNCAT、第 47 期、2011 年 10 月 31 日～11 月 25 日、協定第 19 条のもと、締約国により提出された、拷問等禁止委員会の最終見解、事前未編集版、2011 年 11 月 25 日  
[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4\\_en.doc](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4_en.doc) アクセス日 2012 年 2 月 7 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

対する抑留状態を改善するために締約国が行った方法に関する情報がないことを遺憾に思っている。」

- 11.05 スリランカ拷問禁止委員会に対するタミル情報センターの具申<sup>213</sup> (2011年10月)には、次のように述べられている。

「PTAのもと抑留された人がいる軍や警察の抑留場所の状況は、残酷かつ非人道的で人を貶める扱いを行っていてひどいものである。軍及び警察による抑留に関する証言を提供した人は、装飾がなく、家具も最小限あるいは備わっていない部屋で長い間抑留された。通常トイレもなく、抑留者は集団部屋でも個室でも、床に排泄・排尿をしなければならなかった。食事も不十分か、あるいは数日間提供されないこともあり、抑留者に与えられた水は汚く、審問に応じるまで控えられたと伝えられている。

- 11.06 「スリランカ：忘れ去られた受刑者たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を抑留しているスリランカ」と題する2011年3月8日付のアムネスティ・インターナショナル (AI) の報告書<sup>214</sup>には、以下のように述べられている。

「この法律のもと逮捕された多くの者は、数年間にわたり正式に拘留され続けている。抑留されている間、審問を受ける代わりに彼らは非公式または秘密の抑留地に移送されることがある。容疑者を非公式の抑留センターに移送することで、家族がその消息を調べることがとても難しくなっている、という抑留者の多くの家族に対しアムネスティ・インターナショナルは話した。」

「家族が抑留者の収容先を探すことができない、という仕組みの中で、収容者達はたやすく行方不明になってしまうことがある。これは、スリランカ人権委員会 (SLHRC) は48時間以内に逮捕及び抑留地を知らせなければならないと規定している、2006年7月の大統領指令に反している。この指令のもとでは、家族は抑留者と話をすることが可能でなければならない。」

- 11.07 AIの同報告書<sup>215</sup>には、次のようにも述べられている。

「2010年1月、数百人に及ぶタミル人の政治犯が自分たちの釈放を、それが不可能であれば、公正な裁判の場で告訴理由に対して陳述させるように政府に求め、ハンガーストライキを敢行

<sup>213</sup> スリランカ拷問禁止委員会に対するタミル情報センターの具申

[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/ngos/TIC\\_SriLanka47.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/ngos/TIC_SriLanka47.pdf) アクセス日 2012年1月13日、抑留の状況

<sup>214</sup> アムネスティ・インターナショナル、スリランカ：忘れ去られた受刑者たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を抑留しているスリランカ

<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/001/2011/en%208%20March%202011> アクセス日 2011年5月23日

<sup>215</sup> アムネスティ・インターナショナル、スリランカ：忘れ去られた受刑者たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を抑留しているスリランカ

<http://www.amnesty.org/en/library/info/ASA37/001/2011/en%208%20March%202011> アクセス日 2011年5月23日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

した。このストライキに参加したのはアヌラダプナ、バットィカロア、コロombo、ジャフナ及びトリンコマレーの刑務所に収容されている者たちである。マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領が2ヶ月以内に受刑者達の要求を検討すると約束したことで、彼らは8日目にハンガーストライキを中止した。しかし、彼らの要求の大部分が満たされていないのが現状である。」

- 11.08 2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務連邦省報告書—第VII部：懸念される国々における人権問題」<sup>216</sup>には、次のように指摘されている。

「スリランカの刑務所に見られる過密状態の原因の一端として、裁判所における未処理の事案の累積や、軽微な犯罪を行っても罰金を支払うことができないために収監されてしまう者が多い事実を挙げることができる。拘留される者や軽微な犯罪を行った者も、より重大な犯罪を行った者と同じ施設に収監されている。複数の元刑務所職員が、刑務所に収容されている者の大半が裁判の開始を待つ者たちであり、有罪判決を受けた受刑者の大半が、懲役3ヶ月未満の刑に服している者たちであると報告している。また、抑留令なしで拘留されているテロ容疑者もあり、彼らは法的な枠組みの外に置かれた状況にある。」

- 11.09 同報告書<sup>217</sup>は更に、「国際社会からの繰り返しの要求にも関わらず、赤十字国際委員会(ICRC)は、タミル・イーラム解放の虎の元戦闘員への接触が許されていない。しかし、赤十字国際委員会 (ICRC) はスリランカ国内の抑留施設に収容されている他の抑留者との接触を続けている。」

- 11.10 「国連の経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会に関する最終見解」<sup>218</sup> (2010年12月9日付)には、次のように述べられている。「委員会は、締約国の刑務所の多くで起こっている、極端な過密状態と非人道的な抑留条件について懸念を抱いている。また委員会は、規則に従って子供の受刑者が成人の受刑者と別の場所に収容されていない事実についても懸念を抱いている。」

- 11.11 2010年10月31日の「サンデー・オブザーバー」<sup>219</sup>は更生・刑務所改革省のD.E.W. グナセケラ (Gusenakera) からの情報を引用しながら、次のように報じている。

---

<sup>216</sup>人権と民主主義：2010年度外務連邦省報告書—第VII部：懸念される国々における人権問題 (2011年3月31日発行)

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>

アクセス日 2011年5月24日

<sup>217</sup>人権と民主主義：2010年度外務連邦省報告書—第VII部：懸念される国々における人権問題 (2011年3月31日発行)

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>

アクセス日 2011年5月24日

<sup>218</sup> 国連の経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会に関する最終見解

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> アクセス日 2011年5月25日、9ページ目

<sup>219</sup> サンデー・オブザーバー、刑務所改革に日の光、2010年10月31日

<http://www.sundayobserver.lk/2010/10/31/sec01.asp> アクセス日 2011年5月24日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「極端な過密状態は、刑務所で生じる数多くの問題や悪徳行為の根本原因である。2009年には14万8,740人が刑務所に収監された。その中の3万7,872人は様々な犯罪行為で有罪判決を受けた者であるが、大半を占める10万8,868人は拘留されている者である。2009年の時点でウェリカダ、マガジン及びコロomboの刑務所に収容されている受刑者の一日平均は約9,000人であったが、彼らの3分の1にも満たない分しか収容設備も施設も用意されていない」と彼は述べた。

「拘留者に関する状況は悲惨である。1日のみ収監される者もいれば、裁判所の命令により釈放されるまで数年にわたり収監されている者もいる。有罪判決を受けた者には仕事を与えられ、より良い施設も提供される」と大臣は語っている。

- 11.12 赤十字国際委員会 (ICRC) の 2010 年度年次報告書：スリランカ <sup>220</sup> (2011 年 5 月発行) にて、次のように述べている。

「…ICRC は、有事規制のもと拘留された者や LTTE に加入していた容疑で逮捕された者を中心に、スリランカ国内で 26,000 人以上の拘留者を対象に面談を行った。(正確には国内 123 か所の拘留施設で 26,318 人の拘留者を対象に面談を行い、そのうち 3,575 人を個別にモニタリングした。) この中には、かつての軍事内戦に関与していた逮捕者や拘留者も含まれていた。派遣団は、拘留者が受けている扱いと施設環境を調査し、その調査結果し推奨事項を拘留当局に伝えた。更生センター内の人に接触する努力もむなしく、実現には至らなかった…。ICRC が交通費を支給したことで、9,000 人を超える拘留者が家族と面会することができた。」

- 11.13 2011 年 6 月 23 日、デイリー・ミラー (スリランカ) <sup>221</sup> は次のように報じた。「2010 年の刑務所局の業績報告には、一年間で 251 人の拘留者が多くの刑務所から逃亡し、その中の 43 人はウェリカダ刑務所から、3 人はコロombo拘留所、7 人はマガジン刑務所及びネゴンボ、そして 2 人はブーサから逃げたと記録されている。2010 年には 1 万 5,839 人の囚人に恩赦が与えられた。」

- 11.14 2011 年 1 月 24 日の BBC ニュース <sup>222</sup> には、次のように述べられている。

「スリランカ北中部の刑務所収容者が、抵抗した囚人を撃って殺害したと刑務所当局に告発をした。」

「アヌラダプナ刑務所の、匿名希望の収容者は BBC シンハラ局に、少なくとも 4 体の死体を

---

<sup>220</sup> 赤十字国際委員会 (ICRC) の 2010 年度年次報告書：スリランカ (2011 年 5 月発行)

<http://www.icrc.org/eng/assets/files/annual-report/current/icrc-annual-report-2010-sri-lanka.pdf> アクセス日 2011 年 5 月 19 日

<sup>221</sup> デイリー・ミラー (スリランカ)、251 人の拘留者が国内多数の刑務所から逃亡、2011 年 6 月 23 日 <http://print.dailymirror.lk/news/news/47888.html> date accessed 2012 年 1 月 24 日

<sup>222</sup> BBC ニュース、スリランカの刑務所射撃で「収容者が殺害」、2011 年 1 月 24 日 <http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12268829> アクセス日 2011 年 5 月 19 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



見た、と伝えた。」

「病院当局は、1人が殺害され、負傷した24人が病院に入院している、と述べている。」

「アヌラダプナ病院院長である WMTD ウィジェクーン (Wijekoon) 博士は、BBC に負傷者の中の8名は刑務所職員であると伝えた。」

「約50人の抑留者グループは日曜日から刑務所の屋根で断食を行い、刑務所当局の収容者の虐待を非難している。」

11.15 一年後、2012年1月24日のBBCニュース<sup>223</sup>では次のように述べられている。

「病院当局によると、スリランカの首都の刑務所で起きた、守衛と暴動を起こした収容者の間の衝突で、少なくとも31人が負傷した。」

「負傷した多くは守衛に撃たれた収容者である。警察は、収容者3人が死亡したという主張を否定している。」

「命令がもとに戻る前に、コロンボの主要刑務所(ウェリカダ(マガジン)刑務所)の拘留機関が放火された。」

「囚人は、よりよい食事と環境が欲しいと述べている。警察は、収容者が麻薬密輸を抑制する動きに対して憤慨していた、と述べた。」

「スリランカ刑務所局長は、刑務所内での囚人の扱いはしかるべき基準を満たしていないと認めた。」

「地域住民は、ロイター通信ニュースエージェンシーの妨害は数年にわたって続いている、と伝えた。」

「後で刑務所局長は、囚人の扱いは理想的なものではなく、是正されるべきであるとBBCシンハラに伝えた。」

11.16 エセックス大学のパートナーである刑務所研究国際センターが発行した「スリランカの刑務所に関する調査報告」<sup>224</sup>(日付不明、アクセス日2012年2月3日)によると、刑務所施設が収容している一日平均の人数は26,984人(2010年時)であり、このうち51.5%(2010年の割合合計の平均)が裁判前の抑留者や拘留者である。これは刑務所の公式収容能力である10,692

---

<sup>223</sup> BBCニュース、スリランカのコロンボの刑務所暴動は「31人を負傷」、2012年1月24日、<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-12268829> アクセス日2012年1月24日

<sup>224</sup> 刑務所研究国際センター、スリランカの刑務所概要、日付不明  
[http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb\\_country.php?country=111](http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=111) アクセス日2012年2月3日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



人（2007年時）を超過している。刑務所人口の割合（国民10万人に対する割合）は129である（2010年半ばの推定人口2,086万人をもとにしている）。2007年には刑務所人口の合計は24,255人（刑務所人口率120）であり、2004年ではそれぞれ20,661人と105であった。

- 11.17 スリランカ統計局の2010年度統計要覧第Ⅷ章「社会的条件」<sup>225</sup>の表13.9「2002年から09年における民族集団及び性別有罪確定者」及び表13.10「2002年から08年における民族集団及び性別非有罪判決者」（ウェブサイトアクセス日2011年5月19日）では、2009年時点で有罪判決を受けていない囚人数は計10万8,868人おり、その内訳は男性10万1,294人、女性7,574人、シンハラ人75,322人、タミル人20,439人であった。また同年、有罪判決を受けた囚人の合計数は37,872人であり、その内訳は男性3万6,590人、女性1,282人、シンハラ人27,087人、シンハラ人5,323人であった。

### 拘留中の死亡

- 11.18 [出身国情報レポート（COI）ニュース：「拷問及び虐待に関する最近の報告」（2011年11月30日発行）](#)<sup>226</sup>（[拷問](#)の欄も参照のこと）では、最近の事例に関するこの問題と報告に関する情報を提供している。特定の段落（1.29、1.30、1.32、2.07、3.02、3.11）を参照のこと。
- 11.19 スリランカ NGO Collective、「同 NGO から拷問禁止委員会への合同代替レポート」<sup>227</sup>（2011年10月14日付）には、次のように述べられている。「メディアの報道によると、2011年には拘留中に9人が死亡し、96の拷問の事例があった。同様のことに対する法的、行政的な取り組みはとられていない。報告の中には、2009年から2011年の拘留中の死亡に関する表が含まれており、拘留中の6件の死亡（関連死）が報告されている（34ページ参照）。」
- 11.20 UNCATの最終見解（2011年11月25日）<sup>228</sup>には、次のように述べられている。

「委員会は非政府組織からの、拘留中の死亡に関するレポートに懸念を示している。これには警察が申し立て段階の『抵抗』及び『逃亡』の試みをした容疑者を殺害したことも含まれる。委員会は懸念して、国の政府は2006年から11年にかけての全体でわずか2例の拘留中の死亡

<sup>225</sup> スリランカ統計局・2010年度統計要覧第Ⅷ章、社会的条件、表13.9「2002年から09年における民族集団及び性別の有罪確定者」及び表13.10「2002年から08年における民族集団及び性別の有罪判決を受けていない者」<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap13/AB13-9.pdf> アクセス日2011年5月19日

<sup>226</sup> 出身国情報レポート（COI）ニュース：「拷問及び虐待に関する最近の報告」2011年11月30日 <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-11111.pdf?view=Binary> アクセス日2012年1月13日

<sup>227</sup> スリランカ NGO 集団、同集団から拷問禁止委員会への合同代替レポート（2011年10月14日）[http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/ngos/NGOCollective\\_SriLanka47.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/ngos/NGOCollective_SriLanka47.pdf) アクセス日2012年2月7日、97段落及び付録、2009年から11年までの拘留中の死亡例の表

<sup>228</sup> UNCAT、第47期、2011年10月31日～11月25日、協定第19条のもと、締約国により提出された、拷問等禁止委員会の最終見解、事前未編集版、2011年11月25日 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4\\_en.doc](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.LKA.CO.3-4_en.doc) アクセス日2012年2月7日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

しか報じておらず、それらの原因は自殺と決められている、と述べた。一方で、2000年から05年の間には、国の政府は中核的な書類で、様々な原因で年間約65人が死亡したと伝えている。

- 11.21 アムネスティ・インターナショナル「2011年度年次報告書：スリランカ」<sup>229</sup>（2011年5月13日発行）には「拘留中の者の中には、警察の拷問を受けたあと死亡したものもいる」と書かれている。
- 11.22 拘留中の死亡5件に関する詳細は、[アジア人権委員会の書類（2010年10月22日付）](#)にて確認可能である。

「[拷問：警察、武装部隊による人権侵害並びに刑事免責](#)」も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 12. 死刑

- 12.01 アムネスティ・インターナショナル「2011年度年次報告書：スリランカ」<sup>230</sup>（2011年5月13日発行）には、スリランカが「…実質的には死刑廃止論を支持する国である」と述べられている。2010年6月30日に改訂された「死刑に関する国の立場」<sup>231</sup>でハンズ・オフ・ケインも、スリランカを「…実質的に死刑廃止論を支持する国である」とみなし、最後に死刑が執行されたのは1976年であると伝えている。

[目次に戻る](#)

## 13. 政党

本節は「政治システム」の節と併せて読まれるべきである。また、言論の自由一般に関する広範な視座を得るには、「言論の自由とメディア」及び「人権問題に取り組む機関、組織及び活動家」の節と併せて読まれるべきである。

### 政治的表現の自由

- 13.01 米国国務省の「2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）」<sup>232</sup>（2011年4月8日発行）

---

<sup>229</sup> アムネスティ・インターナショナル「2011年度年次報告書：スリランカ」、2011年5月13日  
<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011年5月19日

<sup>230</sup> アムネスティ・インターナショナル「2011年度年次報告書：スリランカ」、2011年5月13日  
<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011年5月19日

<sup>231</sup> ハンズ・オフ・ケイン、死刑に関する国の立場、2011年6月30日更新  
<http://www.handsoffcain.info/bancadati/index.php?tipotema=arg&idtema=15000611> アクセス日  
2012年2月7日

<sup>232</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）」、2011年4月8日発行

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

には、次のように述べられている。

「政府は大統領の一族によって支配されている。大統領の兄弟が国防長官と経済開発庁という重要な政府のポストに就いている一方、もう一人の兄弟が国会の議長を務めている。複数の独立監視団は一般的に、大統領選挙及び国会選挙には問題があるように分類している。どちらの選挙でも、全ての主要な政党が選挙法に違反する行為を行っており、統治している連立政権が国の大量の資産を使い影響を与えている。(序論部分)」

「(2010年)1月に2期目(1期6年)の再選を果たした大統領が行政権を掌握している一方で、(2010年)4月に当選した225人の議員により構成される国会が立法権を行使している。選挙期間中には暴力事件が数多く発生し、選挙に関する暴力行為で5人が死亡している。しかし、選挙当日には、選挙に関連した暴力行為や選挙法に対する違反行為の発生は殆ど報告されなかった。一方で、複数の独立監視団は投票日を前にした数週間の期間において、大統領の連立与党側が数多くの法律違反を行ったこと、またそれより規模は小さいものの、主要野党による違反行為が起こったと報じている。大統領の連立与党は、大統領の選挙運動を支援するために多量の国の資源を用いたことで告発を受けた。これには催物を行うために、繰り返し公用車や事務所、職員を使ったこと、また大統領を好む投票者の教育努力を行ったことがある。」

「最終投票では、ラジャパクサ(Rajapaksa)大統領が約58%の得票率となった。主要野党の候補である退職したサラット・フォンセカ(Sarath Fonseka)は40%強の得票率だった。こうした結果と比較し得る信頼性の高い世論調査は、選挙運動の期間中に実施されていない。結果が選挙管理委員会に伝えられる中で、開票所において不正が行われていた可能性があるとの申し立てもあった。複数の開票所で、野党監視団が政府の支持者によって追い払われた。多くの監視団がラジャパクサ(Rajapaksa)大統領の得票率について疑問を投げかけたが、多くの者はこの結果は有権者の意思が反映されたものであると信じている。票を数えなおすように求める声があったが、選挙管理委員長はこれを拒否した。法律では、論争が生じた時に備えて投票用紙は投票後1年間保管するよう定められている。選挙管理委員長はそれらを公表する権限を持っているが、地方選挙監視機関のそうした要求があった後でも、独立した調査を一切認めなかった。投獄された野党側の候補者フォンセカ(Fonseka)は、選挙法違反及び開票時の不正の申し立てに基づいて選挙結果を覆す嘆願書を提出したが、10月29日最高裁判所は、ラジャパクサ(Rajapaksa)大統領から候補者の資格剥奪を正当化する点で不正及び違反の申し立てが起きたのかどうかを裁判所で証明するのは難しいと述べながら、本案に対して判断を下すことなく、法規上の見地からこれを却下した。」

- 13.02 USSD 2010<sup>233</sup>には、次のようにも述べられている。「法律は国民に、平和的に政権を交代させる権利を与えており、国民は普通選挙に基づいて定期的な実施される選挙を通して、実際にこの権利を行使している。」同資料はまた、次のように加えている。「総じて政党は自由に運営されており、政党は自由に候補者を指名している。」

---

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日

<sup>233</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ(USSD 2010)」、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション3

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

13.03 2010年の出来事を網羅している「フリーダム・ハウス・レポート：2011年世界の自由：スリランカ」<sup>234</sup>（2011年8月10日発行）には、次のように述べられている。

「スリランカは選挙民主主義ではない。1978年憲法は大統領に強力な行政権を与えた。大統領は6年の任期を直接選挙で選ばれ、議会を解散することができる。首相は議会の与党を主導するが、他の点では限定的な権力しか持っていない。一党制 225人のメンバーは混合比例代表制により6年の任期を選出される。」

「選挙は歴史的にみると、幾つかの不正や暴力、威嚇があり、また LTTE が支配下地域での自由投票を拒んだということがあったが、おしなべて自由かつ公平であった。しかし、2010年の大統領選挙では、監視団が国の資源（特に輸送、インフラ、警察サービス及びメディア）を不適切に使用し、現職に利益を与え、選挙当局が発行した指示に違反したと申し立てをした。少なくとも4人の死亡を含む1,000件以上の暴力が選挙前期間に報告された。」

選挙当局の指示は2010年4月の議会選挙以前にも同様に無視され、この際も国の資源を大規模に誤って用いていた。

13.04 同フリーダム・ハウス・レポート<sup>235</sup>はまた、次のようにも述べている。

「監視団の中にはマヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領の中央集権的、独裁的な規律方式により透明かつ包括的政治構築がなされていないということを告発した。政策代替センター（CPA）及び他の団体は、ラジャパクサー族に権力が掌握され集中していると述べた。ゴトバヤ（Gotabaya）が国防秘書を担い、バシル（Basil）は議会の一員であり、現在は経済開発庁長となり、チャマル（Chamal）が議会の議長を務めるなど、大統領の兄弟が重要な役職に就き、大統領の息子であるナマル（Namal）を含む親族の多くが重要な政治的、あるいは外交的役職に就いている。大統領及びその一族は結果的に、国家予算の約70%を支配している。信頼の置ける他の政党の党派心の強い人は、実行者及び顧問を務めている。2010年9月の第18回憲法改訂の可決は、第17回改訂下での主要機関の非政治化の努力を効果的に一変させた。今回の改訂で、役職が支配している、政治支配的な議会会議に警察、司法、人権及び公務員を監督する独立委員が設けられた。」

## 結社と集会の自由

---

<sup>234</sup> 2010年の出来事を網羅しているフリーダム・ハウス・レポート：2011年世界の自由：スリランカ、2011年8月10日、Refworld 経由でアクセス

<http://www.unhcr.org/refworld/country,...LKA,,4e4268bd1a.0.html> アクセス日 1月10日、政治的権利及び市民の自由

<sup>235</sup> 2010年の出来事を網羅しているフリーダム・ハウス・レポート：2011年世界の自由：スリランカ、2011年8月10日、Refworld 経由でアクセス

<http://www.unhcr.org/refworld/country,...LKA,,4e4268bd1a.0.html> アクセス日 1月10日、政治的権利及び市民の自由

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



13.05 USSD 2010 レポート<sup>236</sup>では次のように述べられている。

「法律は集会の自由を定めている一方、政府もこの権利を実際一般的に尊重している。しかし、幾つかの規制も存在している。例えば、2005年の有事規制は大統領に会議、集会及びデモ行進の実施を規制する権限を与えている。この法律は、国民投票が予定されている時に政治的な集会やデモを行うことを禁じているが、政府は一般的に野党や少数派グループにより行われるものも含めて、デモを行うことに許可を与えている。(2010年)10月には、国内に私立大学を作る計画に抗議するデモが複数の大学構内で行われた後、多くの大学生が拘束された。政府は、これらのデモは許可が出ておらず、授業妨害及び警察との衝突させるために左翼政党が計画的に実施したものである、と申し立てた。」

「法律は結社の自由について規定し、政府は一般的にこの権利を尊重している。しかし、有事規制のもとでの制限など、幾つかの制限が存在している。政府はしばしば情報提供者を利用し、逮捕する人や結社に基づいた審問を目標にしている。

### 野党グループと政治活動家

13.06 USSD 2010 レポート<sup>237</sup>は、次のように述べている。「一年間、政府は政治的な理由で少数の者を抑留及び収監した。しかし政府は、国際人権団体がそうした人々に定期的に接触することを制限している。」また同レポートによると、「彼らは単に、政府や指導者の意向に単純に反対したであろうという理由で抑留されている。政府を批判するポスターを貼ったり、単に所有していたりしたことを理由に警察に逮捕されるという多数の事例があった」<sup>238</sup>とのことである。

#### サラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) とその支持者たち

13.07 USSD 2010 レポート<sup>239</sup>では次のように述べられている。

「こうした政治犯の中で最も有名な人物に、野党の主要大統領候補者である、元軍司令部のサラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) がいる。彼は (2010年) 2月8日に軍により抑留され、一年の残りの期間は抑留され続けた後、複数の軍法会議及び市民裁判に連れられ、多数の

<sup>236</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)」、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 2b

<sup>237</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)」、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1e

<sup>238</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)」、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1e

<sup>239</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)」、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション 1e

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



起訴を受けた。最終的に彼は 30 ヶ月間重労働を行って収容されるという判決を受け、(2010 年) 末にはウェリカダ刑務所で服役している。フォンセカ (Fonseka) はまた、地位や年金の受給資格並びに勲章に記されたあらゆる名誉も剥奪されている。彼がクーデターを画策していたとする複数の政府職員の話もあり、当初拘束された後に彼に対して行われた告発の内容は曖昧なものであった。一ヶ月以上経った後、彼は軍事物資調達をめぐる汚職行為、及び現役の軍当局者の立場で政治活動に関わり、軍の規定に違反したとの理由で 2 つの軍法会議にかけられた。それまで、クーデターの画策に関する告訴は受けていなかった。その後、ゴトバヤ・ラジャパクサ (Gotobhaya Rajapaksa) 国防長官が PTA のもと、降伏した LTTE 幹部が撃たれたこと (『白旗』事件) に対し申し立てを行ったという発表を、2009 年 12 月に報道機関に行ったことで市民不安を増長させた、という申し立てにより市民裁判に起訴された。フォンセカ (Fonseka) はその後、これらの主張を拒んだ。8 月、フォンセカ (Fonseka) は軍に所属していたが、2 つの軍法会議で汚職の容疑と政治活動に関わった容疑で有罪判決を受けた。同年末の時点で、フォンセカ (Fonseka) には国家機密漏洩罪を含む、『白旗』事件に関する複数の起訴で裁判が残っている。」

[言論と報道の自由](#)も参照のこと。

13.08 USSD 2010 レポート<sup>240</sup>は、次のように続いている。

「投獄されていたにもかかわらず、フォンセカ (Fonseka) は (2010 年) 4 月に行われた選挙で、野党である民主国民連合としての議席を獲得し、9 月に判決が言い渡されるまでの間議会に出席することが認められた。数多くの人権団体が、内戦中に戦闘区域において司法権外殺人、失踪及び一般市民に対する無差別砲撃を含む数々の人権侵害に関与したとの理由で、フォンセカ (Fonseka) を非難している。それにも関わらず、多くの独立監視団はフォンセカ (Fonseka) が政治的理由で抑留、起訴され判決を下されたと結論を出している。なぜなら、当初よりフォンセカ (Fonseka) に対する申し立ては明確なものではなく、彼が抑留されてから 1 ヶ月以上経った後も正式な告訴が行われず、法律が後から適用されるという差別的な方法が採られ (親政府な軍職員は選挙運動の期間中に大統領を支持する発言を公に行ったことで、同様の告訴や刑罰を免れた)、軍法会議が適用した刑は均衡性に欠け、フォンセカに屈辱感を与え、彼の議席を剥奪することを目的としたように思われているためである。」

「フォンセカ (Fonseka) の選挙活動に関与した他の 22 人も逮捕された。一番多くはクーデター画策の申出と繋がりがある。しかし 11 月までに、フォンセカ (Fonseka) を残して 22 人全てが告訴を受けることなく釈放された。」

[主要な政治的出来事 \(1948 年から 2011 年 6 月まで\)](#) の項目も参照すること。

13.09 2011 年 3 月 31 日に発行された「人権と民主主義：2010 年度外務・連邦省報告第 VII 部：懸念

---

<sup>240</sup> 米国国務省「2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)」、2011 年 4 月 8 日発行  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 1e

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

される国々における人権問題」<sup>241</sup>には次のように述べられている。「大統領候補として選挙に敗北したサラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) が逮捕された後、(2010年)2月のコロンボでの抗議、8月のゴールでの抗議を含む、フォンセカ (Fonseka) の抑留及び有罪判決に対する多くの平和的な抗議活動を終わらすために、警棒や催涙ガスを使用した。その後、2人の野党議員 (MP) が警察の行動に対し不満を伝えようとした際に逮捕された。彼らはその後、起訴されることなく釈放された。」

13.10 2011年3月29日、ランカ・イーニュース<sup>242</sup>は次のように報じた。「大統領候補者であったサラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) の個人秘書を大統領選挙期間中に務めたセナカ・ハリプリヤ・シルバ (Senaka Haripriya Silva) 将軍は昨日 (2011年3月28日)、13ヶ月以上にわたり抑留された後、釈放された。」

13.11 ロイター通信 (<sup>243</sup>2011年11月18日付) は次のように述べている。

「スリランカのある裁判所は金曜日、25年間に及ぶ内戦の最終段階で、降伏した分離主義者タミル人戦闘員を殺すよう国防長官に命じられたという嘘の陳述を行ったとして、前軍幹部に禁固3年を言い渡した。」

「サラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) 長官は、2010年マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapaksa) 大統領選挙時に前指令長を失ったが、(2011年)9月の横領で軍法会議が有罪判決を下した後、既に30ヶ月間服役している。」

「高等裁判所の裁判官三名は判決決定で2つに分かれた。しかし嘘の噂を流し、政府に対する不平で市民を高揚させたということで合意に至り起訴を取り消した。」

「彼は2010年初頭の大統領選挙の2週間後に、多くの告訴がありようやく逮捕された。サラット・フォンセカは政治的に動機付けがされたと述べている。彼は2010年4月の選挙で議席を獲得したが、軍法会議の判決により議員資格を剥奪された。」

[付録 B](#) (政治的組織) 及び [付録 C](#) (著名人) も参照のこと。

#### タミル国民連合 (TNA) 支持者

---

<sup>241</sup> 人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告第VII部：懸念される国々における人権問題 (2011年3月31日発行)

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>  
アクセス日 2011年5月24日

<sup>242</sup> ランカ・イーニュース、フォンセカ将軍の個人秘書が13ヶ月後に釈放、2011年3月29日  
<http://www.lankaenews.com/English/news.php?id=10908> アクセス日 2011年6月2日

<sup>243</sup> ロイター通信、スリランカの投獄中元兵士の長が新たな服役期間になる、2011年11月18日  
<http://www.trust.org/alertnet/news/sri-lankas-jailed-ex-army-chief-gets-new-prison-term/>, アクセス日 2012年1月18日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

13.12 HRW ワールドレポート 2012 : スリランカ <sup>244</sup> (2012 年 1 月 24 日発行) は、次のように述べている。

「(2011 年)6 月、ジャフナでの地方選挙に先立ち選挙活動を行っていたタミル国民連合 (TNA) のメンバー及び支持者が、棒や警棒、棍棒を降り回す軍職員に攻撃された。負傷した者の中には TNA メンバーや、議会の治安維持のために割り当てられた警察官などがいた。国防長官の命令による、この出来事の調査結果は不明である。」

「TNA 及び政府は、他の議題に混せて、内戦を増強した主要な問題である、権力の地方移転をどう扱うかについて交渉をしている。この議論は、TNA が政府の詐欺的で滑稽な行為を非難し、かつ政府が TNA を、国内北部の選挙勝利の結果 LTTE 式の最後通牒を発行したことを非難しており、緊張状態が続いている。TNA は 8 月に、政府との議論を抜けたがその後戻ってきた。」

13.13 「人権と民主主義 : 2010 年度外務・連邦省報告」<sup>245</sup> (2011 年 6 月 30 日付) の四半期の 2 つの更新では、次のように述べられている。

「(2011 年) 6 月 16 日、軍職員が地方選挙に関係したタミル国民連合 (TNA) 政党のジャフナでの会議を妨害した。参加者及び TNA の野党議員の警察保護官が脅迫、襲撃されたと TNA は申し立てをした。我々の高等弁務団はこの出来事を、スリランカ外務省長官及び司法長官と別々に議論した。我々の高等弁務団副官はまた、ジャフナ治安部隊司令官にも懸念を抱いている。政府は、TNA は拡声機の使用許可を持っておらず、出来事が誇張されていると述べた。」

[最近の主な展開](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 14. 言論と報道の自由

言論の自由一般について広範な視座を得るために、本節は政党と人権問題に取り組む機関、組織及び活動家の節と併せて読まれるべきである。

### 法的枠組み

14.01 米国国務省が 2011 年 4 月 8 日に発行した「2010 年度人権報告書 : スリランカ編 (USSD 2010)」<sup>246</sup>には、以下のように指摘されている。

<sup>244</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ワールドレポート、スリランカ、2012 年 1 月 24 日発行 <http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012 年 2 月 1 日

<sup>245</sup> 「人権と民主主義 : 2010 年度外務・連邦省報告」四半期更新、最終更新 : 2011 年 12 月 31 日 <http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/> アクセス日 2012 年 1 月 31 日

<sup>246</sup> 米国国務省「2010 年度人権報告書 : スリランカ (USSD 2010)」、2011 年 4 月 8 日発行 <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「法律は言論と報道の自由を保障しているが、実際にはこれらの権利は常に尊重されているわけではない。政府高官は報道機関を批判し、彼らに圧力を加え、嫌がらせを行っているため、多くの記者は自己検閲を行っている。」

「政府は国内最大の新聞網、大手テレビ局2局、及びラジオ局1局を保有している。しかし、独立した民間の新聞社、雑誌社及びラジオ局、テレビ局も数多く存在している。政府は、新しい報道機関の設立について政治的な制約を課していない。」

「2009年7月、政府は1973年の新聞評議会法を公式に復活させた。罰金と長期間にわたる懲役刑を含む、懲罰的な措置を適用する権限を規定するこの法律は、政府内でのやりとり、内閣の決定、国の安全保障に関わる軍事的な事項、及び人為的な財源不足や投機的な価格上昇を引き起こす可能性がある経済政策の詳細に関して記述する記事の発行を禁じている。」

14.02 国際ジャーナリスト連盟 (IFJ) の「危機にさらされる言論の自由：2010年から11年までの南アジアにおける報道の自由」<sup>247</sup>と題する2011年5月付の資料には、以下のように述べられている。

「…政治的圧力により、一層多くの報道機関が政府の管理下に置かれている。報道機関のオーナーは政府野党議員 (MP) や大臣となり、編集者は権力を持つ大臣と緊密な関係にある存在になっている。アイランド/ドヴァイナ (ウパリグループ)、ラクビマ (スマティ出版) など、主流の新聞社のオーナーは政府野党議員 (MP) であるか、政府内部に近い親類を持つ者が務めている。ネーション社はラジャパクサ (Rajapaksa) 一族と極めて近い関係にある者によって所有及び運営されている。ウィジャヤグループは政府との直接的な関係性を持たないが、ランカデーパ (このグループが発行するシンハラ語版新聞) の編集者は、大統領によりスリランカ新聞評議会に任命された者が務めている。

「顕著な例として、シンハラ語、タミル語及び英語による5つのラジオチャンネルを運営するアジア放送会社 (ABC ネットワーク) がある。この放送局は、スリランカ南部で分離活動をしていたとされるタミル・イーラム解放の虎に関する報道をめぐり2007年10月に政府により閉鎖されている。2008年4月、この放送網のオーナーであるライノル・シルバ (Raynor Silva) の兄弟で統一国民党 (INP/UNP) の党員であったドゥミンダ・シルバ (Duminda Silva) が政府側に寝返ったことで、この放送網には再び放送免許が発行された。」

「1995年以降には、テレビとラジオの放送免許が政治同盟に与えられた。(これ以前には、放送局が5つ存在し、そのうち独立系の放送局はTNLのみであった。) 今日ではテレビ局とラジオ局が数多く存在しているが、その多くが代理人を通して政府によって統括されている。そうしたもののから独立しようとする新聞社やテレビ局は、放送免許の剥奪等、激しい弾圧、脅迫あ

---

## 2a

<sup>247</sup> 国際ジャーナリスト連盟、「危機にさらされる言論の自由：2010年から11年までの南アジアにおける報道の自由」2011年5月 <http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/043/219/7bb382b-82afadb.pdf> アクセス日 2011年6月1日、41 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



るいは脅しを受けている。」

14.03 2011年5月付のIFJ報告書<sup>248</sup>には、更に以下のように述べられている。

「もう一つの深刻な懸念は、数多くの法的仕組みを利用して、報道機関を更に統制しようとする政府の動きである。こうした動きに対して、多くの国際監視団は、内戦後のスリランカでは報道機関に対する抑圧を合法化しようとする動きが進行中であると考えている。」

「2009年6月、タミル・イーラム解放の虎に対する勝利を収めた直後、政府は厳格な新聞評議会法（PCL）を復活させる意思を表明し、2010年に報道機関からの抗議があったにもかかわらず、議長と4人の評議員を任命した。新聞評議会法によれば、評議会は7人の評議員で構成されるが、内訳は、政府に任命された5人、業界及び報道機関により任命された1人の現役ジャーナリストと1人の現役職員である。7人の評議員が揃って初めて、評議会が法的に有効な団体としてみなされる。政府からの再三の要請があったにもかかわらず報道業界とジャーナリストの団体は全会一致で代表者を任命することを拒否したが、評議会は機能しているのである…。」

「2003年に、PCLはスリランカ報道苦情委員会（PCSSL）に置き換えられ、法律に含まれる懲罰的な条項は1994年以降適用されていないが、法律そのものは廃止されていない。PCLは政府に、政府の内部情報や閣僚の決定事項を含む、国民の関心事となる話題について報道するジャーナリストと発行者に、罰金や長期にわたる懲役刑を科する権限を与えている。」

14.04 フリーダム・ハウス「報道の自由：スリランカ」<sup>249</sup>（2011年10月17日発行）は、次のように述べている。

「憲法は表現の自由を保障しているが、憲法及び他の法律、規則はこの権利の施行に重大な法的制限を与えている。1979年のテロ防止法（PTA）には、政府罵倒の禁止など、表現の自由が極度に広い範囲で制限されている。10年の月日が経った公職守秘法は、秘密情報の報道を禁じており、守秘情報を収集して有罪判決を受けた者は最長14ヶ月の懲役刑を言い渡されうる。この法のもと逮捕されたジャーナリストは未だいないが、この法律は彼らを脅すために使われている。」

「憲法や別の法律の中で、情報に対する強制的権利は存在しない。実際、公務員を統治する公式行政コードであるエスタブリッシュメント・コードは有効で、公益な情報にすら接触できなくなっている。放送資格の決定は時には恣意的かつ政治的な影響を受けているようである。」

---

<sup>248</sup> 国際ジャーナリスト連盟、「危機にさらされる言論の自由：2010年から11年までの南アジアにおける報道の自由」2011年5月 <http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/043/219/7bb382b-82afadb.pdf> アクセス日 2011年6月1日、41ページ目

<sup>249</sup> フリーダム・ハウス「報道の自由：スリランカ」（2011年10月17日発行）、RefWord 経由でアクセス <http://www.unhcr.org/refworld/country,,,LKA,,4e9bec282,0.html> アクセス日 2012年1月23日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



14.05 同資料<sup>250</sup>は、次のようにも述べている。

「民間が所有している新聞社及び放送局うち、政府の政策を精査し、多面的な視点を提供している機関の数は減ってきている。しかし、その殆どは明白な批判や調査報告を行っていない。メディアの地方放送局も過度に麻痺してきており、バランスの取れた報道の余地は狭まってきている。」

「多くの民間地方放送局は今や、政府職員やその近親者によって所有され、近年では所有権が一層強化されている。コロンボ拠点のフリー・メディア・ムーブメントは、編集者への圧力や高レベルスタッフの不当解雇、バイアスのかかった報道等を例示しながら、国内最大の新聞網、大手テレビ局2局、及びラジオ局1局を含む国営メディアは政府の影響を重度に受けていると述べた。商務的、政治的関心が、選択的広告と収賄を通して内容の統制を行っている。」

## ジャーナリスト

14.06 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）ワールド・レポート2012、スリランカ<sup>251</sup>（2012年1月24日）は、次のように述べている。

「2011年には表現の自由は攻撃下にあった。ジャフナ拠点の新聞社の編集者であるグナナスンダラム・クハナサーン（Gnanasundaram Kuhanathan）は昨年（2011年）7月に、不特定の若者集団によって鉄の棒で殴られた。彼は深刻な負傷をし、入院が必要であった。7月にはラジオ・ネーデルランドのジャーナリストチームが警察の嫌がらせを受け、その後白いバンに乗った暴力団から強奪され、銃口で攻撃をされた。これはスリランカ国内の恐怖の象徴である。サンデー・リーダー議長であり、（2009年に発砲された）ラサンサ・ウィッカーマトウンゲ（Lasantha Wickermatunge）の兄であるラル・ウィッカーマトウンゲ（Lal Wickermatunge）はラジャパクサ（Rajapaksa）大統領から電話を受け取った。この電話では『お前は法外な嘘を書いている。お前は私を政治的に攻撃することができるが、もし個人的に攻撃すれば、私もお前を個人的に攻撃することができるのだ』と大統領がウィッカーマトウンゲ（Wickermatunge）に伝えた。この電話は高官の汚職に関する新聞記事に対する反応であった。」

ラサンサ・ウィッカーマトウンゲ（Lasantha Wickermatunge）の殺害や、2010年1月24日から行方不明となっている、ランカ・イーニュースへの寄稿家であるプラギース・エクネリゴダ（Prageeth Ekneligoda）の失踪に関する更なる進展は一切ない。」

14.07 「報道の自由2011：スリランカ」<sup>252</sup>（2011年10月17日発行）には、次のように書かれてあ

<sup>250</sup> フリーダム・ハウス「報道の自由：スリランカ」（2011年10月17日発行）、RefWord 経由でアクセス <http://www.unhcr.org/refworld/country....LKA..4e9bec282.0.html> アクセス日 2012年1月23日

<sup>251</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ワールドレポート2012、スリランカ（2012年1月24日発行）  
<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012年2月1日

<sup>252</sup> フリーダム・ハウス「報道の自由2011：スリランカ」（2011年10月17日発行）、RefWorld 経由でアクセス <http://www.unhcr.org/refworld/country....LKA..4e9bec282.0.html> アクセス日 2012年1月23日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

る。

「スリランカ国内のジャーナリスト、特に人権問題や軍事問題を扱っているジャーナリストはあらゆる水準で、政府職員からの脅迫や圧力を定期的に受けている。職員の弁舌は、批判的、『非国民的』ジャーナリストに対して顕著に敵意があり、国防長官ゴトバヤ・ラジャパクサ (Gotobaya Rajapaksa) を含む有名な主導者のいるメディアの地方放送局はしばしば、反逆罪のためあらゆる批評を均質化する声明を出している。国が統制するメディア及び国防庁のウェブサイトはそれぞれのジャーナリストや他の活動家を中傷し脅迫するために使われている。その結果、自己検閲の水準が大きく上昇し、多くのジャーナリストは内戦終結や潜在的戦争犯罪違反に関する問題と同様に、政府やラジャパクサ (Rajapaksa) 一族に関する批判的な報道に不本意ながら関わっている。」

「地方ジャーナリストやメディア地方放送局に対する脅迫や嫌がらせの程度は、2010年は高いままだった。公式情報源からの言語的、物質的攻撃に加え、タミル人の利権を支持していると考えられたジャーナリストや報道支持グループは、シンハラ人のナショナリスト自警集団の怒りを買った。多くの機会で微妙なニュースを報道しようとする報道者は任務中に、警察から虐待を受けた。」

「数多くのジャーナリストが2010年に死の脅迫を受けた。しかし他の者には、誘拐や襲撃に遭いそうになったり、実際にそうになったりした者もいた。(2010年)1月の大統領選挙前後では、ニュースサイトへのアクセスはできなくなり、ランカ新聞は閉鎖、また複数のジャーナリストが抑留及び審問を受けた。また国のメディア職員が嫌がらせを受けた。」

14.08 2011年5月のIFJレポート<sup>253</sup>は次のように述べている。

「内戦の最終段階の時期や、2010年に行われた大統領選挙の余波が見られた時期と比較すれば、2011年は明らかに平穏な年であり、国内情勢は相対的に良い方向に向かっている。昨年は、ジャーナリストの殺害事件は報告されていない。また、ジャーナリストに対する攻撃件数も減少傾向にあるものの、そうした事件が複数報じられた。」

「報道を取り巻く環境は、自己主張の強いジャーナリズムを許容していない。自由報道運動 (Free Media Movement/FMM) の発起人であるスニル・ジャヤセカラ (Sunil Jayasekara) は、状況が改善しているようだと言っているが、ジャーナリストへの攻撃数が減り殺害が発生していないからといって、ジャーナリストが報復を恐れることなく本来の仕事を行えるような好ましい環境ができつつあることが示されている訳ではないことに注意すべきである、と語っている。数多くの国際報道機関と人権団体が、ジャヤセカラ (Jayasekara) の意見に賛同した。」

「依然として高い水準の不安感が存在し、ジャーナリスト達は用心しながら自分たちが述べる意見や報道の内容を省略している。」

---

<sup>253</sup> 国際ジャーナリスト連盟 (IFJ)、「危機にさらされる言論の自由：2010年から11年までの南アジアにおける報道の自由」2011年5月 <http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/043/219/7bb382b-82afadb.pdf> アクセス日2011年6月1日、39～41ページ目

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「こうした不安感を引き起こしている大きな原因の一つとして、報道関係者や報道機関に対する攻撃について政府が適切な調査を行わず、結果として刑事免責及び無関心の環境を増長させてしまっている。」

- 14.09 2011年5月付のIFJ報告書<sup>254</sup>は更に、次のように述べている。「報道環境が著しく不安定であるため、ジャーナリストたちは政府、及び与党に近い者たちが公表する情報しか伝えることができない、とジャーナリストと報道関係者達は述べている。またランカ・イーニュースが報復行為を被ったように、規則に従わない報道機関に対して厳しい報復が加えられると指摘している。(2011年1月にランカ・イーニュースは事務所が放火される被害に遭っている。)」
- 14.10 脚注に示すリンクからアクセスできるIFJ報告書<sup>255</sup>は、ランカ・イーニュースが直面している状況及び報道機関やジャーナリストに加えられている攻撃に関する具体的な情報が示されている。この問題に関する更に詳しい情報に、2011年2月15日にジャーナリスト保護委員会(CPJ)が発行した「2010年に起きた報道機関に対する攻撃：スリランカ」<sup>256</sup>に示されており、これは脚注からアクセスすることができる。CPJ報告書は、次のように述べている。「スリランカは『CPJの2010年版刑事免責に関する指標』<sup>257</sup>で4位に入っている。これはジャーナリストが定期的に殺害され、政府が犯罪解決をしていない国の格付である。」同格付は「CPJの2011年度版刑事免責に関する指標」<sup>258</sup>(2011年6月1日発行)に収録されている。
- 14.11 2011年5月13日にアムネスティ・インターナショナルが発行した「2011年度年次報告：スリランカ」には、次のように述べられている。「ジャーナリストたちは、政府関係者及び政府との関係が深い武装集団による物理的攻撃、拉致脅迫、嫌がらせの被害に遭っている。こうした攻撃について調査し、犯人を裁判にかけるための努力はほとんど払われていない。」
- 14.12 USSD 2010 レポート<sup>259</sup>は、次のように述べている。

---

<sup>254</sup> 国際ジャーナリスト連盟(IFJ)、「危機にさらされる言論の自由：2010年から11年までの南アジアにおける報道の自由」2011年5月 <http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/043/219/7bb382b-82afadb.pdf> アクセス日 2011年6月1日、41ページ目

<sup>255</sup> 国際ジャーナリスト連盟(IFJ)、「危機にさらされる言論の自由：2010年から11年までの南アジアにおける報道の自由」2011年5月 <http://asiapacific.ifj.org/assets/docs/043/219/7bb382b-82afadb.pdf> アクセス日 2011年6月1日

<sup>256</sup> ジャーナリスト保護委員会(CPJ)、「2010年に起きた報道機関に対する攻撃：スリランカ、2011年2月15日」<http://cpj.org/2011/02/attacks-on-the-press-2010-sri-lanka.php> アクセス日 2011年6月1日

<sup>257</sup> ジャーナリスト保護委員会、「2011年度版刑事免責に関する指標、2011年6月1日発行」<http://www.cpj.org/reports/CPJ.2011.Impunity.Index.pdf> アクセス日 2011年6月6日

<sup>258</sup> アムネスティ・インターナショナル、「2011年年度年次報告書：スリランカ(2011年5月13日発行)」<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011年5月19日

<sup>259</sup> 米国国務省「2010年度人権報告書：スリランカ(USSD 2010)、2011年4月8日発行」<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション2a

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「国内全土において、報道の自由は政府からの強い圧力を受けており、多くのジャーナリストは、特に政府高官をめぐる重大な問題に関しては自己検閲を行っている。国内外の報道の自由に関する組織及びジャーナリスト連盟は、報道の自由に対する懸念を表し、ジャーナリストに嫌がらせをし、脅迫するという政府の姿勢を激しく批判している。国防省の管轄下にある警察には、ラジャパクサ (Rajapaksa) 一族に対する報道での全ての言及を監視し、統率するための特殊組織が存在している、と伝えられている。」

「政府高官は、政府に批判的な見解を持つジャーナリストたちを繰り返し反逆罪で起訴した。また、政府に良いイメージを与える表現で記事を書くように、編集者や発行者に圧力を加えている。こうした圧力は、脅迫や威嚇という直接的な方法や、政府に対して批判的な見解を持つ新聞への広告掲載を止めるよう、政府や民間企業に伝えることで加えられるという。脅迫の結果、自主的に亡命するジャーナリストもいる…。政府や軍当局者が行う発言が、政府を批判する記事を発行したジャーナリストが脅威を感じる環境の形成に寄与している。」

14.13 2010年12月30日、国境なき記者団<sup>260</sup>は次のように報じた。

「国境なき記者団は、スリランカの実情を様々な方法で自由に伝えることを阻むために政府が採用している、検閲と妨害の新たな様式を非難する。物理的攻撃、脅迫及び投獄される事例の減少は歓迎すべきであるが、本当に内容を自由にするという返答を、当局が拒んでいることを心配している。」

「同時に、報道の自由を擁護する多くの活動家を含む、少なくとも55人のスリランカ人ジャーナリストが過去3年間で国外に渡ってしまったことで、国内報道機関が役に立たなくなってしまう。」

14.14 国境なき記者団が2012年1月27日に発行した「2011年～2012年 世界の報道の自由度に関する指標」<sup>261</sup>で、スリランカは179か国中163位であった。(1位が報道の自由度が最も高い国であり、179位が報道の自由度が最も低い国である。) また、フリーダム・ハウスが2011年5月2日に発行した「2011年度報道の自由：国際報道の自由に関する格付」<sup>262</sup>(2011年5月2日発行)では、スリランカは196か国中156位であった。

14.15 ジャーナリストの状況に関する追加情報は、[「ジャーナリスト保護委員会 \(CPJ\)」](#)及び[「国境なき記者団」](#)のウェブサイトにて入手できる。

---

<sup>260</sup> 国境なき記者団「2010年に反メディア暴力は減少、しかし妨害や自己検閲が増加」2010年12月30日 <http://en.rsf.org/sri-lanka-less-anti-media-violence-in-2010-30-12-2010,39197.html> アクセス日 2011年6月2日

<sup>261</sup> 国境なき記者団「2011年～2012年 世界の報道の自由度に関する指標」2012年1月27日 <http://en.rsf.org/press-freedom-index-2011-2012,1043.html> アクセス日 2012年1月30日

<sup>262</sup> フリーダム・ハウス「2011年度報道の自由：国際報道の自由に関する格付」(2011年5月2日発行) <http://freedomhouse.org/images/File/fop/2011/FOTP2011GlobalRegionalTables.pdf> アクセス日 2011年6月2日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## インターネット／携帯電話

14.16 「報道の自由 2011：スリランカ」<sup>263</sup>（2011年10月17日発行）には、次のように述べられている。

「2010年には、人口のおよそ12%がインターネットにアクセスした。多くの居住者はそのコストの高さにより思いとどまっているが、携帯電話の使用は引き続き急激に増加している。肯定的に考えると、ウェブを基盤とするメディアやブログは、全般的なメディア環境で役割が増加しており、グラントビューズ（Groundviews）やビカルパ（Vikalpa）といった地方放送局が、主要メディアが殆どカバーしないような微妙な話や出来事も含めた、ニュース及び様々な論評を報じている。政府はニュースサイトへのアクセスをブロックして、インターネットを検閲する幾つかの取り組みを行った。ブロックされた情報の大多数は、2010年1月の大統領選挙などの主要な出来事などで一時的なものであったが、ランカ・イーニュースやタミルネットのウェブサイトの禁止などは恒久的なものである。2010年には、主要電話オペレーターであるダイアログが SNS を通じて大統領に批判的な報告中継の実施を拒んで以来、SNS 経由で内容を提供している複数のニュースサイトは自己検閲を迫られている。さらに、ランカ・イーニュースのスタッフが脅迫や嫌がらせに遭い、サンダルワン・セナディーラ（Sandaruwan Senadheera）編集者がその年の間に亡命した。多くのジャーナリストは、彼らの電話及びネット上でのやりとりが監視されていると考えている。

14.17 2011年11月8日、国境なき記者団<sup>264</sup>は次のように述べた。

「国境なき記者団は、主要ニュースサイト4つ（スリランカミラー、スリランカガーディアン、パパラッチゴシップ9、ランカウェイニュース）がメディア上でブロックされ、情報庁が『スリランカに関する内容』が含まれるあらゆるニュースサイトは早急に登録されなければならない」という告知を行った翌日（2011年）11月6日からの情報庁の命令に大変驚いた。」

「ニュースサイトがメディア及び情報庁に登録をし、認可を得なければならないという告知は11月5日に行われた。これは同庁秘書のW.B.ガネガラ（Ganegala）が、絶え間なく政府高官を中傷した日の早いうちに特定のウェブサイト为非難した直後であった。」

「ニュースサイトがどのように登録され、遵守を怠った際の制裁がどのようなものなのかは未だ分かっていない。ウェブサイトジャーナリストの中には、同庁を訪れ登録フォームを要求した者もいたが、現在のところ手続きは導入されていないことが分かった、というふうに伝えられている。」

<sup>263</sup> フリーダム・ハウス、報道の自由 2011：スリランカ、2011年10月17日発行、RefWorld 経由でアクセス、<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,LKA,,4e9bec282,0.html> アクセス日 2012年1月23日

<sup>264</sup> 国境なき記者団、政府が批判的なニュースサイトをブロックし、登録しなければならないと述べる、2011年11月8日、RefWorld 経由でアクセス、<http://www.refworld.org/cgi-bin/texis/vtx/rwmain?docid=4ebcf92f2> アクセス日 2012年1月23日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



「ブロックされたサイトの数は最近の数週間で着々と増加している。この中には (2011 年) 10 月に国営のスリランカ・テレコム (SLT) 及び民間のインターネットサービス・プロバイダーであるダイアログアジアタ (DIALOG AXIATA PLC) によりブロックされたランカ・イーニュースも含まれる。ランカ・イーニュースには何の説明もなされなかった…。サイトをブロックする決定は今日、裁判所により是認された。

14.18 HRW ワールド・レポート 2012、スリランカ<sup>265</sup> (2012 年 1 月 24 日発行) は、次のように述べている。「11 月、政府は大統領及び他の政府高官の人格を中傷したとして、少なくとも 6 つのニュースサイトをブロックした。」

14.19 USSD 2010 レポート<sup>266</sup>は次のように述べている。

「政府は、ポルノなどの内容を含むウェブサイトへのアクセスをできない状態にするなどの措置を適用しており、インターネットへのアクセスに政府がある程度の制約を適用していると見受けられる。親 LTTE 的なタミルネットなど、タミル語による複数のニュースサイトサイトへのアクセスがブロックされているのは、政府の意思によるものであるとの憶測がある。」

「ジャフナなどの主要な都市や街では高速インターネットサービスを利用することができ、若い世代や都市部の人々の間では、インターネットは幅広く利用されている。メールの送受信を含む携帯電話の使用は政府による制約を受けずに社会のあらゆる階層に広まっている。国防省は SIM カードの購入時に登録を求める規定を適用しようとしたが、こうした規定の実施と適用は、相当な差が存在しているようである。」

「2009 年度の国際電気通信連合による統計によると、国民のおよそ 8.8% がインターネットを使っているという。」

14.20 国境なき記者団の「2011 年におけるインターネットの的：監視下に置かれる国—スリランカ」(2011 年 3 月 11 日)<sup>267</sup>は、次のように報じている。

「インターネット上で活躍するジャーナリストやオンラインメディアは、依然として暴力行為の標的となっている。刑事免責は依然として行われ、現政府は自己検閲を強いるだけでは不十分である場合、躊躇なく検閲を行っている。」

「ランカ・イーニュース、ランカ・ニュース・ウェブ、インフォランカ及びスリランカ・ガーディアンといった独立ニュースサイトは 2010 年 1 月、大統領選挙の結果が公表される数時間

---

<sup>265</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ワールドレポート 2012、スリランカ、2012 年 1 月 24 日発行、<http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/wr2012.pdf> アクセス日 2012 年 2 月 1 日

<sup>266</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行 <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 2a

<sup>267</sup> 国境なき記者団「2011 年におけるインターネットの的：監視下に置かれる国—スリランカ」、2011 年 3 月 11 日、<http://en.rs.org/surveillance-sri-lanka,39720.html> アクセス日 2011 年 6 月 2 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

前にブロックされた。その後、国内主要インターネット・プロバイダーであるスリランカ・テレコムが2009年7月11日からアクセス不可能にしているランカ・ニュース・ウェブを除き、全てブロックは解除された。政府がタミル・イーラム解放の虎の反乱に勝利した後も、タミルネットはブロックされ続けている。」

「2011年1月30日から31日にかけての夜に、コロンボ郊外のマラベにてオンラインニュースサイトのランカ・イーニュースの事務所が放火され、事務所が破壊された。オンライン新聞の貯蔵庫とコンピュータが破壊され、ウェブサイトは運営できなくなった。このサイトは、政府当局に対して批判的ということで知られている。放火の方法から、事前に入念に計画されたものであることが判明した。この事件は、前スリランカ軍司令官であるサラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) に対する裁判中に、国防長官を務める大統領の兄弟のゴトバヤ・ラジャパクサ (Gotabaya Rajapaksa) が行った証言に異議を唱える記事が掲載された数日後に起きた。」

「(2011年)1月31日の夕方に容疑者が捉えられた。警察は、この容疑者が契約に基づいて働いている暴力団の一員であると報告した。二人目の容疑者は逮捕されたが逃亡した。数十人のスリランカ人ジャーナリストがランカ・イーニュースを擁護し、国内で頻発する報道の自由への最近の攻撃に対して抗議するため、コロンボの通りでデモ行進を行った。」

「2010年1月24日、スリランカの政治アナリスト兼漫画家であり、ランカ・イーニュースのニュースサイトで働いていたプラギース・エクナリゴダ (Prageeth Eknaligoda) がコロンボ市内で行方不明になった。一年経った今でも、この事件については全く進展が見られていない。」

- 14.21 スリランカ国内でのインターネットでの表現の自由に関する包括的な情報は、[政策代替センター \(CPA\) のレポート「スリランカ国内でのインターネット上の表現の自由」](#) (2011年11月22日付) で入手可能である。

[目次に戻る](#)

## 15. 人権機関、組織及び活動家

- 15.01 国際人権連盟レポート「抗議内のステッドファスト：年次報告書スリランカ」<sup>268</sup> (2011年10月25日発行) には、次のように述べられている。

「(2010年から2011年4月にかけて) 人権侵害への説明責任、特に2009年に終結した、汚職や環境権の保護に対して戦った内戦中に政府及びLTTEによって行われた、国際人権違反及び人道法への違反への違反申し立てを求めている人権擁護者は威嚇、中傷活動、司法的嫌がらせ、さらには強制失踪や殺害なども含む様々な脅迫に遭った。人権擁護者はまた、国連人権システ

<sup>268</sup> 国際人権連盟レポート「抗議内のステッドファスト：年次報告書スリランカ」2011年10月25日 (RefWorld経由でアクセス) <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4ea7b3fc27.pdf> アクセス日2012年1月6日、370ページ目

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ムを促進して使用している際に報復に遭った。一方で、人権擁護者の暗殺や失踪等の目立った事件の調査が行われていないことが、恐怖や沈黙が支配する状況を一層強くする一因となった。」

15.02 同レポート<sup>269</sup>は次のようにも述べている。

「2009年5月に内戦は公式に終結したにも関わらず、政府は引き続き、スリランカ国内の人権状況に関する情報、特に2008年12月から翌年5月までの内戦最終段階での、犠牲者に関する情報を国際社会に公開することは厳格に閉鎖し続けている。その結果、ジャーナリストも含めた地方、あるいは国際人権擁護者が、継続して行われた人権侵害（特に北部での強制失踪及び殺害）と同様に、政府軍によるタミル人への同時期のひどい人権侵害を暴露・報告しようという試みは、威嚇や脅迫の対象となったのである。これらの脅迫の結果、多くの者が身を隠すか国外に発たなければいけなくなった。特に北部での人権侵害を書類で伝え報じた人権擁護者は実際、組織的に標的にされ政府の諜報機関や民兵グループによって脅迫を受けた。これは、彼らが国連人権苦情メカニズム（UN Human Rights Complaints Mechanisms）のもとで情報を提出した際、あるいは国連特別手続を用いた時に一層ひどかった。

15.03 2011年7月29日、国連ニュースセンター<sup>270</sup>は次のように報じた。

「国連人権事務所は今日、17ヶ月間の失踪の後死体が発見されたと思われる、有名な人権擁護者の殺害者の迅速な調査及び起訴を要求した。」

「スリランカで昨日発見された死体は、コミュニティ・トラスト・ファンド（CTF）の運用受託者であり地域的非政府組織（NGO）ネットワークの主導メンバーであるパッタニ・ラジーク（Pattani Razeek）であると考えられる。この情報は、国連人権高等弁務官裁判所（OHCHR）のスポークスマンであるラビナ・シャムダサニ（Ravina Shamdasani）によるものである。」

「この犯罪の調査及び起訴が進展するように願っている。また、スリランカでの何千もの失踪事例の解決のために同様の進展があるように願っている。」と彼女は述べている。」

15.04 2011年12月14日、スリランカブリーフはグランドビュー<sup>271</sup>を引用しながら、次のように述

---

<sup>269</sup> 国際人権連盟レポート「抗議内のステッドファスト：年次報告書スリランカ」2011年10月25日（RefWorld経由でアクセス）<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4ea7b3fc27.pdf> アクセス日2012年1月6日、374ページ目

<sup>270</sup> 国連ニュースセンター、スリランカ人の人権を擁護する者の身体が見つかった後、国連が行動を求める、2011年7月29日

<sup>271</sup> スリランカブリーフ、42人の政治的活動家及び人権擁護者が、人権の日にジャフナで行われた平和

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

べた。

「2011年12月10日、スリランカ南部出身の人権擁護者及び政治活動家42人が北部の街ジャフナで警察に抑留され、国際人権の日を記念するジャフナでの抗議に参加することを禁じられた。」

「2011年12月10日に行われた抗議は、市民社会集団や活動家が集合して組織された。この集団には、特にスリランカ北部での主要人権問題及び進行中の違反を強調している、ライト・トゥ・ライフや差別人種主義に対する国際運動 (International Movement against Discrimination and Racism/IMADR)、失踪調査委員会 (CID)、失踪者の家族、タミル国民連合、新社会主義平等党 (Nava Sama Samaja Party/NSSP)、社会主義等、スリランカ共産党 (毛沢東主義者) などの政党がある。」

「人権擁護者はHQIにより午後12時45分に解放され、二人一組で抗議に参加することが許された。」

15.05 2012年1月6日のBBCニュース<sup>272</sup>は、次のように報じている。

「スリランカ国内の運動者は、先月誘拐されたと考えられている2人の活動家の事件に国連が介入するように求めた。」

「治安部隊が男を誘拐したことを非難している者もいるが、警察は最善を尽くしている、と述べた。」

「ラリス・クマル・ウィーラライ (Lalith Kumar Weeraraj) とクガン・ムルガナサン (Kugan Muruganathan) は失踪者の家族とともにデモを組織した。」

「彼らはジャフナで同様の集会を行っている時に失踪した。ジャフナは2009年に終結した内戦の中心地だった。」

「支持者は、治安部隊が彼らを秘密裏に誘拐したと信じ続けている。それはとりわけ、ジャフ

---

抗議への参加を禁じられた、2011年12月14日

<http://www.srilankabrief.org/2011/12/42-political-activists-and-hrds.html#more> アクセス日 2012年1月26日

<sup>272</sup> BBCニュース、2012年1月6日、失踪しているスリランカの活動家に対する国連への嘆願、<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-16443096> アクセス日 2012年1月6日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ナが軍によって厳格に支配されていたという理由と、被害者の妻が警察署内でそのバイクを発見したという理由からである。」

「軍及び警察は男を捕らえていることを否定した。警察のスポークスマンは BBC に、特別調査が行われていると伝えた。」

「2 人の人権活動家が失踪して以来、失踪者の家族への説明は新しく行われていない。」

「活動家は、失踪者の捜索活動の中で、ラリス・クマル・ウィーラライ (Lalith Kumar Weeraraj) は数か所の抑留場を訪れ失踪した 2 人を発見した、と伝えている」

15.06 アムネスティ・インターナショナル「2011 年度年次報告書：スリランカ」<sup>273</sup>（2011 年 5 月 13 日発行）では、次のように述べられている。「当局は、国を訪れて調査を行うための、人権機関及び他の独立監視団への接触を拒み続けてきた。」更に「人権擁護者には引き続き、恣意的な逮捕、誘拐、攻撃及び脅迫が行われている」と付け加えた。

15.07 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010) <sup>274</sup>（2011 年 4 月 8 日発行）では、次のように述べられている。

「国内外の多くの人権グループは、活動に対する政府の制限及び物理的攻撃が増えているにも関わらず、人権に関する事件の発見について調査をし、発行を続けている。政府はしばしば、地方 NGO の政府批判を批判しており、支援要請には応えず、そのような支援を求める者に圧力を加えている。」

「ICRC は 2009 年 6 月以来全般的な命令を行っておらず、政府は 12 月、ICRC にジャフナ及びバブニヤの事務所を閉鎖するよう伝えたが、刑務所訪問や他の監視も含む多くの機能を用いることは可能であった。」

15.08 「人権と民主主義：2010 年度外務・連邦省報告書：第 VII 部：懸念される国の人権」<sup>275</sup>（2011

---

<sup>273</sup> アムネスティ・インターナショナル、2011 年度年次報告書、スリランカ、2011 年 5 月 13 日発行、<http://amnesty.org/en/region/sri-lanka/report-2011> アクセス日 2011 年 5 月 19 日

<sup>274</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 5

<sup>275</sup> 人権と民主主義：2010 年度外務・連邦省報告第 VII 部：懸念される国々における人権問題（2011 年 3 月 31 日発行）  
<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



年3月31日発行)には、次のように述べられている。

「スリランカ国内の人権擁護者の活動環境は、2010年は困難なままだった。有名な人権擁護者は政府メンバーからの公的な批判に遭い、『裏切り者』と呼ばれ続けた。活動家は業務遂行時に脅迫を受け、中には匿名で殺害の脅迫を受けた者もいた。」

「スリランカでの活動を望んでいる人権機関には、直接的な障壁も存在する。2010年には、スリランカを訪れるためのビザが下りなかった国際人権機関もあった。政府はまた、スリランカ国内で活動をする機関のビザも取り消した。」

- 15.09 国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」<sup>276</sup> (2010年12月9日付)は、「広範な脅迫、攻撃、中傷活動及び、締約国内の人権擁護者に対する、活動の非合法的制限や汚名」に対して深刻な懸念を表している。

[目次に戻る](#)

## 16. 汚職行為

- 16.01 米国国務省の「2010年度人権報告書：スリランカ」(<sup>277</sup>2011年4月8日)には、次のように指摘されている。

「法律は、公的な汚職行為に対して罰則を規定している。しかし、政府はこの法律を効果的に適用しておらず、政府の3つの部門に配属された職員たちは、しばしば汚職行為に関与し刑事免責となっている。」

「収賄・汚職行為申し立て調査委員会の権限は(2010)年内に失効し、(2010)年末まで更新されなかった。」

「国会議員は選出された際に、資産公開を行うように求められているが、この規定遵守に関する調査は行われておらず、最終的に資産公開は殆どあるいは全く行われていない状況である。」

---

アクセス日 2011年5月24日

<sup>276</sup> 国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」(2010年12月9日付)

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> アクセス日 2011年5月25日、3ページ目

<sup>277</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション4

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「政府が保有する情報を国民が入手することについて規定した法律は存在しない。」

16.02 2011年5月19日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>278</sup>は次のように報じた。

「収賄・汚職行為申し立て調査委員会（CAIBOC）は、収賄と汚職行為の申し立てに関する苦情調査を再開した。」

「現在では、申し立ての内容を文書によって、あるいは直接伝えることができる、と委員会は述べている。」

「委員会の任期終了後、新たな指名が行われなかったため、2010年3月29日より委員会は機能停止していた。」

「しかし、憲法評議会の推奨を受けて新たに委員が任命されたことで、この委員会は5月16日に活動を再開させた。」

16.03 国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」<sup>279</sup>（2010年12月9日付）は、「経済的、社会的及び文化的権利全ての実現を蝕む高水準の汚職行為が存在するという事、及び締約国が関連する汚職行為、刑事免責と闘うための厳格かつ効果的な方法を取り入れていない」ことに懸念を示している。

16.04 2010年の出来事を網羅しているフリーダム・ハウス・レポート「2011年における世界の自由度：スリランカ」<sup>280</sup>（2011年8月10日発行）には、次のように述べられている。

「職員の汚職行為は依然、懸念事項である。現在の法律と行政の枠組みは、清廉を促進し汚職行為を制裁するには不十分であり、既存の保護措置の強制力が弱いことも問題である。例えば、

---

<sup>278</sup> スリランカ公式ウェブサイト、収賄委員会が再起動、2011年5月19日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201105/20110519bribery\\_commission\\_operational\\_again.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201105/20110519bribery_commission_operational_again.htm) アクセス日 2011年6月1日

<sup>279</sup> 国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」（2010年12月9日付）

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> アクセス日 2011年5月25日、3ページ目

<sup>280</sup> 2010年の出来事を網羅しているフリーダム・ハウス・レポート「2011年における世界の自由度：スリランカ」、2011年8月10日、RefWorld 経由でアクセス

<http://www.unhcr.org/refworld/country,...LKA,,4e4268bd1a,0.html> アクセス日 1月10日、政治的権利及び市民的自由

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

1994年に規定された収賄改正法の資産報告義務を、立法者は一般的に無視している。収賄・汚職行為申し立て調査委員会（CAIBOC）は何百もの事例を扱ったが、わずか5件の告発（無罪放免3件、有罪判決2件）しか行われず、2010年3月に委員会の任期が切れてからは置き換えの指令がなく、残りの期間は機関が有効に機能しなかった。汚職監視団は、政府の介入及びCIABOCの独立に関する資金的妥協を差し控える財源能力を発見した。汚職事件は公的機関のメンバーによってのみ提出される。しかし告発者保護がないため、彼らはそうすることには乗り気ではない。トランスペアレンシー・インターナショナルの「2010年度腐敗認知指数」でスリランカは、178か国中91位であった。

16.05 トランスペアレンシー・インターナショナルの「2011年度腐敗認知指数（CPI）」<sup>281</sup>（2011年12月1日発行）でスリランカは、スコア3.3で（182か国中）86位であった。CPIの数値は、国内の公部門の腐敗の認知度を、0（腐敗度高）から10（腐敗度低）で示している。追加情報は「[トランスペアレンシー・インターナショナル：スリランカ（TISL）](#)」のウェブサイトへの[リンク](#)から入手可能である。

[目次に戻る](#)

---

<sup>281</sup> トランスペアレンシー・インターナショナル、2011年度腐敗認知指数（CPI）  
<http://cpi.transparency.org/cpi2011> アクセス日 2012年2月8日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 17. 信教の自由

### 法的枠組み及び人口統計

- 17.01 米国国務省の「2010 年下半期国際信教の自由報告書:スリランカ<sup>282</sup>(USSD 信教報告書 2011)」(2011 年 9 月 13 日発行<sup>283</sup>)には、次のように述べられている。「国民の約 70%が仏教徒、15%がヒンドゥー教徒、8%がキリスト教徒、7%がイスラム教徒である。キリスト教徒は国内西部に集中傾向にあり、イスラム教徒は東に集中し、北部はほぼ全てがヒンズー教徒である。」
- 17.02 在コロombo英国高等弁務団 (BHC) の 2011 年 9 月 27 日付文書<sup>284</sup>には、次のように述べられている。「1981 年の国勢調査では、スリランカ国内には 4 つの主要宗教があると記録されている。仏教徒が圧倒的に多く人口の 69%を占め、ヒンドゥー教徒 15%、イスラム教徒 8%、キリスト教徒 6%と続く。キリスト教徒の多くはシンハラ系、あるいはタミル系の民族性を持った人であり、これらの人の多くはスリランカ国内の西海岸に住んでいる。」
- 17.03 USSD 信教の自由報告書 2011 は、次のように述べている。
- 「憲法及び他の法律、政策では信教の自由を保障している。しかし実際には、政府が幾つかの制限を設けている。憲法は仏教を『第一宗教』に定め、政府に庇護するように義務づけているが、国教としては定めていない。」
- 「報告期間内には信教の自由を尊重するという状況に対して、政府からの変更は何もなかった。政府は公的に信教の自由を保障しているが、実際には問題のある地域もある。」
- 17.04 同報告書<sup>285</sup>はまた、次のように付け加えている。「離婚、親権及び相続に関する家族法に関する事項は、該当する民族集団や宗教集団に関する慣習法に従って判断が下されている。」

### ヒンドゥー教徒

---

<sup>282</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、序文

<sup>283</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション 1

<sup>284</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2011 年 9 月 27 日付文書

<sup>285</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション 2

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

17.05 USSD 信教の自由報告書 2011<sup>286</sup>には、次のように述べられている。「多くのタミル人は巨大な民族コミュニティを形成しているが、彼らはヒンドゥー教徒である。」同報告書<sup>287</sup>にはまた、次のように付け加えられている。「最近の報告期間内に、政府の軍隊が北部タミル人地域に仏教神社を建てたが、タミル人グループの中には、これは喫緊の、政府が後援をしている元 LTTE 支配地域にいるシンハラ人の植民地化である、と主張している。しかし北部の軍司令部は、報告があるとすぐに、その問題となった神社を撤去したと報じた。」

### イスラム教徒

17.06 USSD 信教の自由報告書 2011<sup>288</sup>には、次のように述べられている。「イスラム教徒の殆どはスンニ派であり、ポーラ・コミュニティのメンバーも含め、少数派のシーア派もいる。」また、次のようにも述べられている。「これまでの数年とは対照的に、イスラム教徒への攻撃は報告されていない。」

### キリスト教徒

17.07 USSD 信教の自由報告書 2011<sup>289</sup>には、次のように述べられている。「キリスト教徒の 80%はローマ・カトリック教会であり、英国国教会や他の主流プロテスタント教会も街には存在する。セブンスデー・アドベンチスト教会やエホバの証人、メソジスト派、バプテスト派、オランダ改革派、ペンテコステ派及びアッセンブリーズ・オブ・ゴッドに属する人々も存在する。人数は少ないが、近年福音派のキリスト教徒が増えている。」また、同資料は次のように付け加えている。「仏教徒過激派によるキリスト教会への散発的な攻撃や、強制的改宗への申し立てが進行中であることによる社会的緊張状態が続いているが、攻撃の数及び規模は、最近の数年よりも少ないようである。」<sup>290</sup>

[目次に戻る](#)

<sup>286</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション 1

<sup>287</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション 2

<sup>288</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション 1 及び序文

<sup>289</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション 1

<sup>290</sup> 米国国務省、2010 年下半期国際信教の自由報告書：スリランカ、2011 年 9 月 13 日  
[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012 年 1 月 27 日、セクション序文

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## 18. 民族集団

### 法的枠組みと人口統計

18.01 「CIA ワールド・ファクトブック・スリランカ」<sup>291</sup> (2011年12月27日更新)によると、スリランカの人口を構成しているのはシンハラ人 (73.8%)、スリランカ・ムーア人 (イスラム教徒) (7.2%)、インド・タミル人 (4.6%)、スリランカ・タミル人 (3.9%)、その他民族集団 (0.5%)、及び不特定の民族 (10%) となっている (2001年国勢調査暫定データ)。スリランカ統計局 (2010年統計要覧、第II部、表 2.10、2.11、2011年6月1日アクセス<sup>292</sup>) では、スリランカの全人口を 18,797,257 人として、人口構成をシンハラ人 (82%)、スリランカ・タミル人 (4.3%)、インド・タミル人 (5.1%)、ムーア人 (イスラム教徒) (7.9%)、バーガー人 (0.2%)、マレー人 (0.3%)、スリランカ・チェッティー人 (0.1%) 及びその他 (0.1%) となっている (2001年国勢調査の数値)。しかし、2001年国勢調査の集計が完了していないジャフナ、マンナー、バブニヤ、ムライティブ、キリノッチ、バティッカロア及びトリンコマレー地区 (タミル人が集中しているスリランカ北部及び東部地域) は、含まれていない。米国国務省 (USSD) の「背景報告：スリランカ」<sup>293</sup> (2011年4月6日最終更新) では、タミル人は全人口の 18% を占めると報じられている。

18.02 ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリランカ<sup>294</sup> (2012年2月3日アクセス) には、次のように報じられている。

「…シンハラ人とスリランカ・タミル人間の緊張関係は、独立 (1948年) 以来、最も顕著な政治的傾向を形作ってきた…。スリランカ・タミル人が対立路線を取ってきたのに対し、イスラム教徒とインド・タミル人は主流となるシンハラ人中心の政党のいずれかと『条件付協同』の政治路線を取っている。」

<sup>291</sup> CIA ワールド・ファクトブック・スリランカ、  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日 2012年1月27日

<sup>292</sup> スリランカ統計局：2010年統計要覧、第II部 (人口)、表 2.10  
<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-10.pdf> 及び表 2.11  
<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-11.pdf> アクセス日 2011年6月1日

<sup>293</sup> 米国国務省 (USSD)、「背景報告」2011年4月16日最終更新  
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/5249.htm> アクセス日 2011年6月7日

<sup>294</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリランカ、国内問題、2012年1月17日  
[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) (購読限定)、アクセス日 2012年2月3日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「スリランカでは、言語と宗教が民族アイデンティティの主な要素となっている。シンハラ人の母語はシンハラ語である。約93%のシンハラ人が仏教であり、その殆どがテーラワダ（小乗）派である。しかしこれは、18世紀から19世紀に確立された3つの教義的な宗派に分かれている。圧倒的多数のタミル人はタミル語を話し、シバ教（シバ神信仰）のヒンドゥー教徒である。カーストの区別はタミル政治の重要な要因であり、植民地時代からの地主であるテーラワダ・カーストが、1970年代の分離主義論争へとたやすく流れたメンバーであるカライヤ・カーストの兵士を犠牲にした、というところから由来する。さらに、異なるカーストの慣習などの重要な文化的区別が、北部タミル人と東部タミル人の間に存在する。多くのイスラム教徒はタミル語を話す。内戦時にはタミル人ナショナリストに任命されることに抗った。圧倒的多数派は法理学のシャーフイー派であるスンニ派であるが、少数のシーア派イスラム教徒も存在する。人口のおよそ7%を占めるキリスト教徒は、シンハラ人とタミル人が殆ど同じ割合で構成されている。<sup>295</sup>

18.03 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）<sup>296</sup>（2011年4月8日発行）には、「(225 議席の) 議会にはタミル人 28 人とイスラム教徒 17 人がいる」と報じられている。

## シンハラ人

18.04 シンハラ人は国の主要民族集団であり、全人口のおよそ74%（CIA ワールド・ファクトブック、スリランカ<sup>297</sup>、2011年12月27日更新）から82%（スリランカ統計局、2010年度統計要覧、第II章、表2.10、2.11、アクセス日2011年6月1日）<sup>298</sup>であると推定されている。彼らはシンハラ語を話し、圧倒的に仏教徒である（ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート、スリランカ<sup>299</sup>：アクセス日2012年2月3日）

<sup>295</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリランカ [http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）、アクセス日2012年2月3日、人口統計、2011年10月19日

<sup>296</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行 <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日2011年5月11日、セクション3

<sup>297</sup> CIA ワールド・ファクトブック、スリランカ <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、アクセス日2012年1月27日

<sup>298</sup> スリランカ統計局、2010年度統計要覧、第II章（人口）、表2.10 <http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-10.pdf> 及び表2.11 <http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-11.pdf> アクセス日2011年6月1日

<sup>299</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート、スリランカ [http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

18.05 ICG レポート：スリランカ「スリランカ国内の和解は一層困難に」<sup>300</sup>（2011年7月18日）では、次のように述べている。

「シンハラ人はタミル人と LTTE をとても恐れている。これはある程度、ラジャパクサ（Rajapaksa）大統領が民族問題に関与する市民から離れていた結果でもある。」

「現政府の、組織的暴力を行うリーダーシップ及び能力が崩壊したということは明らかだが、海外で組織している LTTE の亡霊や、国際主体への影響が断続的に増加しているために、この体系には根拠のない恐怖が存在し続けている。この恐怖の文化はシンハラ人コミュニティ内に、内戦に繋がり、バンニでの政府による攻撃的混乱で絶頂に達した、何年にも及ぶ民族暴力及び差別に関する恣意的記憶喪失を助長した。」

「タミル人コミュニティを苦しめたということを理解し認めるよう、シンハラ人に有罪判決を下す努力がなされた。またその苦しみに対する複雑な責任は、スリランカ国内の和解に向けての最大の困難の一つである。」

## タミル人

18.06 人口の約 18%が民族的タミル人（インド系タミル人とスリランカ系タミル人の合計）である（ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリランカ<sup>301</sup>、アクセス日 2012年2月3日）。ジェーンは次のように付け加えている。

「北部主要タミル人地域の中には、2001年に行われた人口国勢調査で推計されていない地域もあるが、1981年から2001年にかけて全体的に、スリランカ系タミル人の人口比率は減少しているという証拠がある。これは主に、約 800,000 人のタミル人が、1980年代半ばからの民族紛争の激化に伴い、難民としてスリランカからインドあるいは西洋に移住したことによる。スリランカ系タミル人の離散者が一番多くを占め、政治的な要人の多くは国外に集団で離れた。多くは国外移住を余儀なくされ、スリランカに対して強い反感を抱いたままである。この反感

---

[OLanka&](#)（購読限定）アクセス日 2011年5月24日、人口統計、2011年4月27日

<sup>300</sup> 国際危機グループ（ICG）スリランカ、スリランカ国内の和解は一層困難に、アジアレポート N209（2011年7月18日）

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/209%20Reconciliation%20in%20Sri%20Lanka%20-%20Harder%20than%20Ever.pdf> 32 ページ目、アクセス日 2011年1月6日

<sup>301</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリランカ [http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）、アクセス日 2012年2月3日、国内問題、2012年1月17日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

はタミル・イーラム解放の虎（LTTE）との関連武装組織への財政寄附を通して、独立状態の目的を支持しようとする好意と一体になっている。タミル人が最も集中しているのは、インドのタミルナドゥ州（約20万人）、カナダ（15万人から20万人）であり、その後にイギリス（18万人）、ドイツ（7万人）、オーストラリア（4万5千人）、フランス（4万人）、アメリカ（2万5千人）、マレーシア（2万5千人）と続く。小さなコミュニティは南アフリカ共和国やイタリア、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン及びニュージーランドにも存在する。」

18.07 コロンボ地区には、全人口2,251,274人（2001年国勢調査の数値）の中に、247,739人のスリランカ系タミル人及び24,821人のインド系タミル人がいる。アンパラ、ガンパハ、キャンディ、プッタラム及びヌワラエリヤ地区にもタミル人が集中している。しかし、2001年の国勢調査の集計が完了していないジャフナ、マンナー、バブニヤ、ムライティブ、キリノッチ、パティッカロア及びトリンコマレー地区のデータは含まれていない（スリランカ統計局、2010年度統計要覧、第Ⅱ章、表2.10、2.11、アクセス日2011年6月1日）<sup>302</sup>。

18.08 在コロンボ英国高等弁務団（BHC）の2011年11月9日付文書<sup>303</sup>には、次のように述べられている。

「スリランカでの会談では、頻繁に以下のようなコメントが付けられた。『コロンボにはシンハラ人よりタミル人が多い。』発行された統計はこの主張を支持していない。コロンボの小さな地域数か所では実際に、シンハラ人よりタミル人の割合の方がはるかに高い。しかし同様に、殆どがイスラム教徒であると考えられている地区もある。民族性の崩壊が起きる中で、編集者はしばしば人種と宗教を混同してしまう。シンハラ人全員が仏教徒ではないし、タミル人全員がヒन्दゥー教徒でもない。話す言葉がタミル語だというだけで、タミル人だと考えられているイスラム教徒やローマ・カトリック教徒もたくさんいる。」

「前主席裁判官はかつて私（移住副秘書）に、コロンボには40万人のタミル人が生活していると伝えたことがある。同様に、マノ・ガネサン野党議員（MP）は私に、コロンボ地区には永住者として約30万人のタミル人がいて、一時的居住者として別に5万人の居住者がいる、と伝えた。多くのタミル人はコロンボ市の区域内に住んでいるが、相当数もデヒワラ・マウント・ラビニア郊外の市南部に住んでいる。彼は、別のタミル人10万人がワッタラ州に住んでおり、更に5万人がカルタラ地方から遠い南部に住んでいる、と付け加えた。これだと、約50万人がコロンボ及びその直近の周辺地域に居住している、ということになる。これらの数値は

<sup>302</sup> スリランカ統計局、2010年度統計要覧、第Ⅱ章（人口）、表2.10

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-10.pdf> 及び表2.11

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap2/AB2-11.pdf> アクセス日2011年6月1日

<sup>303</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2011年11月9日付文書

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

明らかにコロンボ地区に関するものであり、上記 2008 年の推定値に基づく、コロンボ地区の人口のうち 16%から 20%はタミル人である、ということを示している。

- 18.09 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI) レポート「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定」<sup>304</sup> (2011 年 1 月 19 日発行) は、次のように述べている。

「タミル語はタミル人及びイスラム教徒（マレー人を除く）の『母語』であり、スリランカ人の 4 人に 1 人が話している。北部及び東部はタミル語が幅広く話されている国内唯一の隣接地域であり、中央高地のスワラエリヤ地区は、タミル語話者が地方人口の多数を占める、国内で他に唯一の地区である。コロンボのような都市部では、タミル語話者が集中しており（コロンボでは区域内の全人口の 56%を占める）、キャンディやバドゥラ、プッタラム、カルタラ、ケガレ、マタレ及びラトナプラなど、広範な地域で人口の 20%がタミル語話者となっている。」

「憲法がタミル語を公用語として認めてから 20 年以上経過した現在も、タミル語話者は公的なサービスや制度を利用する際に差別的な待遇を受けている。特に北部及び東部以外の地域では、タミル語話者の対応をしている政府職員の多くはシンハラ語のみしか話せない者である場合が多い。」

- 18.10 「人権と民主主義：2010 年度外務・連邦省報告書：第Ⅶ部、懸念される国々における人権問題」<sup>305</sup> (2011 年 3 月 31 日発行) には、次のように述べられている。

「内戦の間、既に敗北しているタミル・イーラム解放の虎によって、少数派の人々は過度に苦しめられた。内戦の主要因となった少数派の政治的権利は、2010 年においても依然として規制の対象となっている。タミル人の代表者は政府及び治安部隊からの差別に関して報告を続けている。コロンボのタミル人は 7 月、地元の警察署に自身の居住事実を登録するように求められ、2010 年の一年間は有事規制とテロ防止法に基づく逮捕がタミル人に影響を与えている。」

- 18.11 ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリラ

---

<sup>304</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI) 戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定、2011 年 1 月 19 日発行

<http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-justice-in-sri-lanka.html> アクセス日 2011 年 5 月 26 日、26 ページ目

<sup>305</sup> 人権と民主主義：2010 年度外務・連邦省報告書：第Ⅶ部、懸念される国々における人権問題、2011 年 3 月 31 日

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010> アクセス日 2011 年 5 月 24 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ンカ<sup>306</sup>（アクセス日 2012年2月3日）には、次のように述べられている。

「1980年代初頭まで、この過程（シンハラ人とタミル人との緊張関係）は主に政治的なもので、シンハラ人優先の経年の政府に対して、スリランカ系タミル人の利害を表す政党及び集団によって継続した煽動を特徴としており、民族が混じって暮らしている地域で定期的に発生する、シンハラ人の暴徒によってタミル人が被った暴力事件がたびたび発生した。この段階でタミル人が抱えている不満は、主に経済的な窮乏と政治的疎外感に関するものであり、この他にも正当な政治的権力の配分や、資源及び経済機会への接触、並びに発展による利益を享受する資格を求めるための行動に関するものであった。国による疎外と排除の政策を受けて、やがてタミル人のコミュニティの中では、自分たちが他とは異なる『国民集団』を形成しており、自分たちのコミュニティは『英領セイロン』が樹立された時に『シンハラ人の国家』に恣意的に統合されたのだとする思想が生まれた。この概念は、スリランカの北部と東部でタミル人の独立国家（『イーラム』）を樹立することを目的に掲げた、分離独立運動のイデオロギー的及び政治的な基盤を形成した。」

「幾つかの要因によって、LTTEが他のタミル人組織に対して優位に立つことができた。中でも最も基本的な要因は、不満を抱いているタミル人の若者とその能力を動員し、階層の中から彼らに絶対的服従を命じることができたことである。LTTEが反逆者、対抗者あるいは行く手を阻む者に対して残忍な方法で対処したことも、彼らが勢力を急速に拡大したもう一つの要因である。」

18.12 USSD 2010 の報告書<sup>307</sup>には、次のように書かれている。

「スリランカ系及びインド系タミル人は、大学教育、政府での雇用及び政府が管轄する他の問題で長期的かつ組織的な差別を受けてきた、と主張している。SLHRC（スリランカ人権委員会）によると、タミル人は住居を確保する時点においても差別を受けている。地主は借主となったタミル人を届け出、警察にもそのことを報告することが求められているが、実際には多くの地主はそうした規則に従っていない。」

「国内のタミル人、特に内戦の影響を受けた北部と東部のタミル人は、若年層及び中年層のタミル人男性が治安部隊及び民兵グループによって嫌がらせを受けた、と報告している。」

<sup>306</sup> ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント、カントリー・レポート：スリランカ [http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&)（購読限定）アクセス日 2012年2月3日、国内問題、2012年1月17日、独立後の民族緊張

<sup>307</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行 <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション3

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

18.13 国際危機グループ (ICG) のレポート (2011 年 7 月) <sup>308</sup>には、次のように述べられている。

「北部及び東部のタミル人は未だに LTTE に悩まされている。多くは、タミル・イーラム解放の虎が約束した、独立国家に関する全てのことと、差別のない生活を諦めたと思っている。彼らは強制採用、誘拐及びバンニからの外出を許可していないことに対して憤っている。しかし彼らの多くがまた、LTTE の支配下にあった時期には少なくとも何らかの尊厳を持ち、政府や治安部隊の露骨な人権侵害から守られていた、とも振り返っている。今は軍のいいなりになり、彼らは何も感じていない。」

「政府の政策及びタミル人への疑惑は、タミル人コミュニティのメンバー、特に元 LTTE 幹部容疑者の脆弱性を高めてもいる。政府の『更生』収容所に捉えられた人たちの多くは、中核的な戦闘員ではなかった。中には内戦最終段階で強制的に採用された者もいる。他には数十年間、LTTE の統治下で営みを行っており、生き残るために命令に答えなければならなかった。しかし、抑留者が解放されコミュニティに戻った時、彼らは疑いをもって扱われた。」

「結果的な追放は危険である。しかし政府は、LTTE と (僅かにあるいは誤って) 関与していた人とそうでない人の信頼を築こうとするのではなく、この関係を蝕んでいる。これは、元抑留者を通告者として軍が幅広く利用していたことに当てはまるが、政府の成長政策にも当てはまる。」

「最終的に、北部及び東部での数十年間の戦争及び LTTE が社会を統制していたことは、タミル人コミュニティ内での恣意的記憶喪失も同様に助長してしまった。タミル人の中では、LTTE がタミル人の名目でイスラム教徒やシンハラ人に犯罪を行った、ということに殆ど認識されていない。」

#### インド起源のタミル人 (『内陸のタミル人』)

18.14 2011 年 1 月の MRGI レポート <sup>309</sup> (脚注より閲覧可) は、この集団に詳細情報を提供している

<sup>308</sup> 国際危機グループ (ICG)、スリランカ、スリランカの和解は今まで以上に困難に、アジアレポート N209、2011 年 7 月 18 日

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/209%20Reconciliation%20in%20Sri%20Lanka%20-%20Harder%20than%20Ever.pdf> 32 ページ目～33 ページ目、アクセス日 2011 年 1 月 6 日

<sup>309</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI)、戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定、2011 年 1 月 19 日発行

<http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-jus>

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

内陸のタミル人に関する章を設けている。特に同レポートは「インド起源のタミル人はプランテーションタミル人や内陸タミル人としても知られているが、スリランカの人口の5.4%を占めている。」さらに、次のようにも述べている。「プランテーションタミル人はスリランカのコミュニティで、最も無視され恵まれない民族的少数派（原文まま）である。」

18.15 2009年1月9日、スリランカ政府公式ニュースポータル<sup>310</sup>は、次のように報じた。

「国会は昨日（2009年1月8日）、国籍を持たない28,500人のインド起源のタミル人にスリランカ国籍を与える法案を通過させた。インド起源の人と国籍を持たない人に国籍を与える2つの法案は、全ての党がそうした人々に国籍を与えることに賛成したため、議会において無投票で法律の修正が決まった。1983年の反タミル人暴動が起きた後にタミルナドゥ州に逃げたインド起源のタミル人の数は約28,500人にのぼり、この新しい体制に従い国籍が与えられる。1964年の「無国籍者への国籍付与法」によると、インド起源のタミル人は国籍を得るまでに30年間この国に留まらなければならなかった。」

2009年の法律第5である、無国籍者への国籍付与（特別暫定修正）法は、[このリンク](#)からアクセス可能である。

## イスラム教徒

18.16 2011年9月27日のBHC文書<sup>311</sup>は、次のように述べている。「3番目に大きな（民族）集団は、人口の約7%を占めるイスラム教徒である。スリランカは、イスラム教徒を宗教集団同様、民族集団とも考える点で独特であるが、生年月日証明書など政府発行の文書ではよく、セイロン・ムーア人やスリランカ系ムーア人と呼ばれている。」

18.17 米国国務省の2010年下半年「国際信教の自由報告書：スリランカ」<sup>312</sup>（USSD 信教自由報告書2011）（2011年9月13日発行）では、次のように述べられている。「前年とは対照的に、（2010年は）イスラム教徒への攻撃は報告されなかった。」

---

[tice-in-sri-lanka.html](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012年2月3日、ケーススタディーインド起源のタミル人

<sup>310</sup> スリランカ政府公式ニュースポータル、国民付与法が通過、2009年1月9日、

[http://www.news.lk/index.php?option=com\\_content&task=view&id=7985&Itemid=44](http://www.news.lk/index.php?option=com_content&task=view&id=7985&Itemid=44) アクセス日 2010年8月17日

<sup>311</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2011年9月27日付文書

<sup>312</sup> 米国国務省、2010年下半年「国際信教の自由報告書：スリランカ」（2011年9月13日発行）

[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス 2012年1月27日、序文

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

18.18 2011年7月のICGレポート<sup>313</sup>は、次のように述べている。

「北部及び東部のイスラム教徒にとって、内戦が終結したことで長年無視され続けてきた排除や損失に対して取り組みが行われるという希望がもたらされた。同コミュニティの多くが、今や隣接するタミル人よりも脆弱であるにも関わらず、殆ど援助を受けていない。その代わりに、イスラム教徒コミュニティが一般的に政府方針に触れる圧力を受けているにも関わらず、自ら主導者と称する者はよく、自分の利益のために働いているようである。イスラム教徒の政治的政党間の分断は、コミュニティの発言権を一層弱めている。これら全てが、大規模なタミル人官僚政治が彼らの要求及び権利を拒否し続け、更にひどい場合はかつて住んでいた地域へ戻ることに對し、盛んに反対するだろう、という北部及び東部のイスラム教徒の恐怖の一因となっている。」

18.19 在コロombo英国高等弁務団の2010年8月13日付文書<sup>314</sup>では、次のように報じられている。

「高等弁務団の派遣団は、ジャフナのモハミーディーン・ジュンマ・モスク (Mohameedeen Jumma Mosque) の信徒と面会した。彼らのスポークスマンは我々に、ジャフナにあったイスラム教徒コミュニティ全体が1990年に、LTTEによって2時間で半島から立ち退くように銃で脅された、と語った。彼らは財産と所有物の全てを失った。20年間にわたり、彼らは何とか生き延び、125家族がジャフナに戻ったが、戻りたいと思っている他の人は、援助が終わるのを待っていた。プッタラムには、ジャフナに戻りたいイスラム教徒の収容所があったと我々は聞かされた。彼らの窮状に人は共感したが、それに対しては何も行われていない。ジャフナにはかつて16軒のモスクがあったが、今は6軒になっている。イスラム教徒はかつて、ジャフナに5,000世帯いたが、今は僅か10家族が世帯を持っているだけである。彼らのかつての家の多くはひどく被害を受けたか、他人に占領された。イスラム教徒コミュニティは、実業家として高貴に尊敬されていたが、今や政府はその資格全てをシンハラ人に与えている。そして、タミル人コミュニティはスリランカ政府及びインド政府の両方から支援を受けている。彼らは、イスラム教徒コミュニティには発言権がないと不満を伝えている。彼らには政治的主導者がおらず、イスラム教徒は僅か5%の少数であるため、野党議員 (MP) もいない。更に彼らは、自身が国際的に認知されておらず、外国政府から難民として認定されていない、と伝えている。」

<sup>313</sup> 国際危機グループ (ICG)、スリランカ、スリランカの和解は今まで以上に困難に、アジアレポート N209、2011年7月18日

<http://www.crisisgroup.org/~/media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/209%20Reconciliation%20in%20Sri%20Lanka%20-%20Harder%20than%20Ever.pdf> 32 ページ目～33 ページ目、アクセス日 2011年1月6日

<sup>314</sup> 在コロombo英国高等弁務団 2010年8月13日付文書

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

信教の自由も参照のこと

[目次に戻る](#)

## 19. レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々

### 法的権利

- 19.01 国際レズビアン・ゲイ教会（ILGA）が2011年5月に発行したレポート「国が支援している同性愛嫌悪」<sup>315</sup>（ILGA レポート 2011）は、男女ともに同性愛間の性的関係は違法行為だと述べている。
- 19.02 米国国務省の「2010年度人権報告書：スリランカ」（USSD 2010）<sup>316</sup>（2011年4月8日発行）は、次のように述べている。「法律は『同性愛行為』を違法として定めているが、この法律は『正式に施行』されていない。」しかし、次のように付け加えている。「性的指向やジェンダー・アイデンティティに基づく差別を防止するための法的防衛手段は存在しない。」更に同レポートは、次のようにも付け加えている。「性別適合手術を受けた人は、そうした結果を公的な書面に反映させる際に困難に直面している。」
- 19.03 Utopia-Asia.com の「国リスト：スリランカ」<sup>317</sup>（日付不明、アクセス日 2012年2月1日）は、次のように述べている。「スリランカでは同意のもとで行われる男性同士の性行為は法律上、違法である（1883年の植民地時代に制定された反ソドミー法の名残）が、ゲイは文化や政治、あるいは道端の喫茶店で見られるように、今まで以上に目立ってきている。」
- 19.04 2011年度 ILGA レポート<sup>318</sup>には、同性の性行為に関するスリランカ刑法の一部が引用されている。

---

<sup>315</sup> 国際レズビアン・ゲイ教会（ILGA）「国が支援している同性愛嫌悪」2011年5月、[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2011.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2011.pdf) アクセス日 2011年6月7日

<sup>316</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行 <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

<sup>317</sup> Utopia-Asia.com 「国リスト：スリランカ」、日付不明 <http://www.utopia-asia.com/tipsstri.htm> アクセス日 2011年6月1日

<sup>318</sup> 国際レズビアン・ゲイ教会（ILGA）「国が支援している同性愛嫌悪」2011年5月、[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2011.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2011.pdf) アクセス日 2011年6月7日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



「第 365 条一『自然の摂理に反して男性、女性又は動物と自発的に（原文まま）に性行為を行う者は 10 年以下の懲役刑に処す（原文まま）』」

「第 365 条 A（1995 年の刑法（修正法）第 22 号に従って導入）—公然とまたは私的に、他の人物と卑猥な行為を行う者、この行為に加担するもの、この行為を斡旋する者、またはこの行為の斡旋を試みる者は不法行為を行ったものと見なし、2 年以下の懲役または罰金を適用し、更に 18 歳以上の者が 16 歳未満の相手のこの行為を行う場合、10 年以上 20 年以下の懲役と罰金を適用し、そうした行為の被害を受けた者に対して支払う、裁判所が決定した賠償金の支払を科すものとする。

19.05 「スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況」と題する、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛てられた 2011 年 1 月付の NGO シャドー・レポート<sup>319</sup>では、次のように指摘されている。

「(1883 年に制定された) 刑法の第 365 条 A は、同性の成人が同意のもと行う性行為を違法行為として定めている。1995 年、政府はもともと使われていた「男性」という語を「者」に置き換え、女性間でも行われる性行為も違法行為として規定した。」

「この規定はレズビアン、バイセクシュアル及び男性女性のトランスジェンダーの人々の生存権、平等権及び選択権を否定し、彼らを差別している。」

「現在まで、刑法のこの規定に基づいて有罪判決が下された事例はないが、この規定に関する苦情が警察署に寄せられている。この非合法化により、警察や反同性愛者の団体は、全てのレズビアン、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に『変質者』あるいは犯罪者としてのレッテルを貼ることが可能になってしまう。逮捕されると非標準的な性行為者であることがわかるという恐怖から、LBT コミュニティを構成する者、その家族と友達及び社会は全体的にそうした存在を隠し、その結果彼らには強盗、脅迫、不法な逮捕、抑留、嫌がらせ及び拷問という幅広い虐待行為の被害者となってしまう。」

[女性](#)も参照のこと。

---

<sup>319</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛の NGO シャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011 年 1 月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf) アクセス日 2011 年 5 月 25 日、2 ページ目、3 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

19.06 NGO 女性支援グループ<sup>320</sup>は日付不明のウェブサイト項目（2011年6月1日アクセス）で、次のように述べている。「スリランカ刑法の法律体系は、(LGBTである)我々のコミュニティが公然と暮らすことを極度に困難にしている。19世紀の英国法に基づく刑法には、同性間の性行為は犯罪であると書かれている。1995年まで、この法律の適用対象となったのは男性のみであった。しかし、1995年に刑法に修正が加えられ、刑法は『性差別なく』適用され、現在は男性間と女性間の性行為は違法として規定されている。」

19.07 同レポート<sup>321</sup>ではまた、次のようにも述べられている。

「スリランカ国内のトランスジェンダーの男性及び女性は、生年月日証明書や国民証明書に彼らの『性』の範疇を変更ができる仕組みがないことから、国により権利を認められていない。しかし、その仕組みには抜け穴があり、トランスジェンダー男性1人とトランスジェンダー女性1人が、証明書に載っている性を男性から女性(またはその逆)に変更することに成功した。」

### 国家当局による扱いと彼らの考え方

19.08 USSD 2010 レポート<sup>322</sup>には、次のように書かれている。「近年複数の人権団体は、警察はLGBTの行為に関与した者の逮捕や起訴を積極的に行っている訳ではないが、コロンボや他の地域では、警察がそうした者に嫌がらせをし、金銭の搾取をしたり、あるいは性的な行為を強要したりする事件が起きている。これにより、LGBTコミュニティの構成者に対する多くの事件が届けられないままとなっている。」

19.09 「スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況」<sup>323</sup>には、次のように述べられている。

---

<sup>320</sup> NGO 女性支援グループ、序文、日付不明 <http://www.wsglanka.com/index.html>

アクセス日 2011年6月1日

<sup>321</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛の NGO シャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011年1月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf)  
アクセス日 2011年5月25日、5ページ目

<sup>322</sup> 国務省 2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション619

<sup>323</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛の NGO シャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011年1月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf)  
アクセス日 2011年5月25日、2ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「2010年6月25日、スリランカのデイリー・ミラー紙には『…ゲイの人々が権利を主張するのは間違った行為ではないが、その前に我々は、彼らの要求を正確に知る必要がある。彼らは我々と話し合わなければならない』とする、D.M.ジャヤラトネ（Jayaratne）首相の発言を引用した記事が掲載された。2010年7月1日付の文書の中で、WSG（女性支援グループ）がスリランカでLGBTの権利のために活動する他の2つの団体と共に、首相との話の場を求める文書を送ることで、このニュース記事に答えた。しかし現在まで、我々の文書への回答は受け取っていない。」

「レズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々は、市民パートナーシップへの登録や婚姻の届出を行うことができないため、異性間の婚姻を行った者たちが享受している権利にアクセスすることができない。」<sup>324</sup>

19.10 「人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告書」の四半期最新更新<sup>325</sup>（2011年12月31日付）には、次のように述べられている。「LGBTの権利に関する活動家は、法強制当局による不当な精査同様に、増加するメディアの否定的な報道及び嫌がらせに懸念を募らせている。あるゲイ権利団体は（2011年）10月に、犯罪調査局により事務所を二度訪問され、事務所内調査、職員への質問が行われ、顧客の機密情報を取られたのである。」

19.11 スリランカのLGBT関連の追加情報は、国際レズビアン、ゲイ、トランス/インターセックス機関（ILGA）ウェブサイトのスリランカの欄にて入手可能であり、[こちら](#)からアクセスできる。

## 社会的扱いと態度

19.12 USSD2010 レポート<sup>326</sup>には、次のように書かれている。「LGBT組織があったが、（2010年の）一年間で幾つかの出来事が起こった。警察による圧力、嫌がらせ及び襲撃に加え、LGBTコミュニティの構成員及び組織に対する、重大な社会的圧力も存在した。」

---

<sup>324</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛のNGOシャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011年1月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf) アクセス日 2011年5月25日、8ページ目

<sup>325</sup> 人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告書、四半期更新、最終更新 2011年12月31日 <http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/sri-lanka/> アクセス日 2012年1月31日

<sup>326</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行 <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 19.13 ゲイ・タイムズ、ゲイ・ガイド、スリランカ<sup>327</sup>（日付不明、ウェブサイトアクセス日 2012年2月1日）は。次のように述べている。

「スリランカには相当数のゲイ人口がいるが、多くのゲイやレズビアンは、家族からの圧力やスリランカの文化が課す行動上の規範によって自身の傾向を受け入れることができない…。スリランカには欧米的な意味でのゲイ・シーンというものは存在しないが、改革のための請願活動を行って、ゲイとレズビアンの支援及び相談を提供している複数のゲイの支援団体が存在する。こうした団体の多くは、パーティーや同性愛であることを暴く機会等、ゲイの人々を対象にしたイベントを時々開催している…。(同性愛活動を違法とする)法律は50年間適用されておらず、この法律に基づき起訴されている者はいないが、仏教徒が大多数を占める国では、同性愛は罪であると考えられている。地方のゲイ集団は、この法律が単に存在するだけで、警察や反ゲイ団体の人々はゲイやレズビアンを『変質者』及び犯罪者としてレッテルを貼ることが可能になっている、と述べている。この法律は差別的であり、ゲイやレズビアンに汚名を着せ、コミュニティ内のゲイに対する虐待を助長している、と彼らは述べている。1996年、スリランカのゲイ団体である『コンパニオンズ・オン・ア・ジャーニー』が設立された。

- 19.14 スリランカのゲイ組織である女性支援団体<sup>328</sup>のウェブサイトの報道（日付不明、ウェブサイトアクセス日 2011年6月1日）によると、次の通りである。

「女性支援団体は1999年からレズビアン、バイセクシュアル女性及びトランスジェンダー(LBT)の権利のために活動している。我々の活動は多岐にわたっており、時にはとても困難である。ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル及びトランスジェンダー(LGBT)のコミュニティが直面する汚名や差別は、スリランカ刑法第365条でその正当性が認められている…。この法律と社会に広がる同性愛嫌悪の風潮は、LGBTの人々に閉塞感を与える社会環境を形成している。これらの人たちは様々な場面で差別に遭っている。本人が他者から恐喝される他、その家族、キャリア、あるいは生命までもが脅威にさらされているのである。家族から追い出された者や、職場を解雇された者もいる。現在の法体系と、同性愛者、バイセクシュアルあるいはトランスジェンダーであることを理由に着せられる汚名により、そうした人々はLGBTのコミュニティの中で公然と自分の生活を営むことが困難になっている。自分のアイデンティティが明らかになることによって受ける仕打ちを恐れ、自分の性的・ジェンダー傾向を隠している人たちが社会には多数存在しているのである。」

<sup>327</sup> ゲイ・タイムズ、ゲイ・ガイド、スリランカ、日付不明

<http://www.gaytimes.co.uk/Hotspots/GayGuide-action-Country-countryid-884.html> アクセス日 2012年2月1日

<sup>328</sup> 女性支援団体、序文、日付不明 <http://www.wsglanka.com/index.html> アクセス日 2011年6月1日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

19.15 スリランカのレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス及びクエスチョニング (LGBTIQ) コミュニティのための人権及び政治的権利を要求している非営利組織である、スリランカ組織のイコール・グラウンドのウェブサイトでは、その活動に関する最新情報を提供している。

19.16 「スリランカのレズビアン、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が置かれている状況」<sup>329</sup>では、次のように述べられている。「トランスジェンダーの人々は、雇用主が彼らを雇用することに積極的ではないと話している。WSG に伝えられたケースでは、(女性から男性への) トランスジェンダー男性が、その事実を雇用主に『知られ』、職場から解雇された。」

19.17 同レポート<sup>330</sup>は、次のように付け加えている。

「LBT コミュニティの存在を無視している健康管理システムでは、これらの人に対する健康管理へのアクセスの平等が否定されている。」

「様々なジェンダー・アイデンティティを持つ人々のニーズに対応できる医療保険制度が存在せず、そうした性的指向を持つ人々が犯罪者とみなされているため、医療及び個人履歴について公開して有益であり、また機密性が高く適切な健康管理を提供する公的医療サービスを LBT の人がアクセスするのが困難となっている。」

「レズビアン、バイセクシュアル及びトランスジェンダー男女が犯罪者とみなされることで、彼らは人として健康的な生活を営む権利に対する様々な侵害を被っている。」

[医療問題](#)も参照のこと。

19.18 暴力問題について同資料<sup>331</sup>は、次のように述べている。「スリランカの法律と政策では LBT

---

<sup>329</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛の NGO シャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011年1月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf) アクセス日 2011年5月25日、6ページ目

<sup>330</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛の NGO シャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011年1月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf) アクセス日 2011年5月25日、6ページ目

<sup>331</sup> スリランカのレズビアン、バイセクシュアルの女性及びトランスジェンダーの人々の状況、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会に宛の NGO シャドー・レポート、女性支援グループにより準備、2011年1月付 [http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG\\_SriLanka48.pdf](http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/ngos/WSG_SriLanka48.pdf)

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



のコミュニティの存在が無視され、非標準的な性行動及び性行為が犯罪としてみなされているため、LBT 女性に対する暴力に関するデータは存在しない。これによって、レズビアン、バイセクシュアル女性及びトランスジェンダーの人々に関する暴力の性質及び形態が一層分からなくなっている。」

レズビアン及びバイセクシュアル女性の立場に関して考察する際は、スリランカ社会の女性の地位に関する更なる情報のある、[女性](#)の欄を参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 20. 女性

### 概要

20.01 2011年2月4日付けの国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>332</sup>には、次のように述べられている。「委員会は、1981年に締約国が条約（女子差別撤廃条約/CEDAW）を批准したにも関わらず、この条約は憲法又は議会法に基づき国内法としての地位は与えられていない、ということに懸念を抱いている。」

20.02 同資料<sup>333</sup>は以下のことを歓迎している。

「(a)ドメスティック・バイオレンス防止法の成立（2005年）」

「(b)スリランカの女性が自身の市民権及び自身の子どもに与えることを可能にする、2003年の法律第16号市民憲法（修正法）の成立」

「(c)国際的な組織犯罪に対する国連条約とその議定書、ならびに子どもの虐待を報告する義務を課す規定に従って、人身売買の犯罪を新たな定義を含む2006年の法律第16号刑法（修正法）」

---

アクセス日 2011年5月25日、6ページ目

<sup>332</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、2ページ目

<sup>333</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、2ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「(d)外国雇用促進・福祉省の設立、及び女性の出稼ぎ労働者への懸念に焦点を当てた労働移住に関するスリランカの国策の採択」

「委員会はまた、女性に関する主題的な行動計画を含む人権保護と推進のための、国の行動計画の綿密な策定に関与したことを賞賛している。」

「女性に関する主題的な行動計画を綿密に策定する、国の政府の関与を歓迎する一方で、委員会は以前の国の行動計画が採択されなかったことを懸念している。委員会はまた、女性に関する国の委員会を設立する法案の採択にも遅れが生じていることについても懸念を抱いている。」

20.03 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>334</sup>は、次のようにも付け加えている。

「委員会は、一般市民と報道の中での男女の役割、責任及びアイデンティティに関する固定観念が依然として存在していることを懸念している。委員会は、性別が持つ役割について固定観念が存在することで、女性や少女に対する差別が永続的に存在することになり、結果的に雇用、意思決定、土地の所有権、性と生殖に関する教育を含む教育、性的嫌がらせ、家庭内暴力を含む女性に対するその他の暴力の形態など、様々な面で彼女たちが不利及び不当な地位に追いやられていることになる、ということにも懸念を抱いている。」

20.04 2010年の出来事を網羅している「2011年度世界のフリーダム・ハウス・レポート：スリランカ」<sup>335</sup>（2011年8月10日発行）には、次のように述べられている。

「政治及び行政分野で、女性の目覚ましい進出は見られていない。民間部門での女性労働者は、給与や昇進機会において差別を受けているだけではなく、性的嫌がらせも経験している。レイプや家庭内暴力は依然として深刻な問題として残っており、年間数百件に及ぶ苦情が寄せられ、既存の法律は十分に適用されていない。レイプを含む女性に対する暴力は、内戦での一般的な争いとともに増加し、女性の収容者やIDPにも影響を与えた。北部及び東部での軍の侵害は、同地域の女性市民（その多くは未亡人）の嫌がらせや性的虐待のリスクを高めた。民法と刑法

---

<sup>334</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、4ページ目

<sup>335</sup> 2010年の出来事を網羅している「2011年度世界のフリーダム・ハウス・レポート：スリランカ」、2011年8月10日、RefWorld 経由でアクセス

<http://www.unhcr.org/refworld/country,,,LKA,,4e4268bd1a,0.html> アクセス日 1月10日、政治的権利及び市民の自由

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

のもとで女性は平等な権利を与えられているが、結婚、離婚親権及び相続を含む家族に関する問題は各民族・宗教集団に慣習法によって裁かれており、これらの法の適用は時によっては女性に対する差別となってしまう。」

- 20.05 国際危機グループ (ICG) レポート「[スリランカ：北部及び東部では不安定な女性](#)」<sup>336</sup> (2011年12月20日付) は、北部及び東部での女性の状況に関して包括的な情報を提供している。

[目次に戻る](#)

## 法的権利

- 20.06 米国国務省の「2010年度人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)<sup>337</sup> (2011年4月8日) は、次のように述べている。「民法及び刑法のもとで、女性は平等な権利を与えられている。しかし、離婚、子どもの親権及び相続等、家族法に関する当該の各民族・宗教集団の慣習法に基づいて制裁を行うことは、事実上の差別を行うことになる。」

- 20.07 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>338</sup>には、次のように述べられている。

「イスラム教徒身分法の改正が進んでいることに触れながら、委員会は刑法、女性の相続人より男性の相続人を優遇する土地開発に関する法令、一般身分法、イスラム教徒身分法、キャンディ法及びテサワラマイ法など、法律に差別的な規定が依然として残っている事実に懸念を抱いている。委員会はまた、一般法、慣習法及び宗教法で構成されている法体系が複数存在し、異なる法体系の間で女性には選択肢がないことにも懸念を抱いている。委員会は更に、憲法制定以前に発行された法律を司法的に確認する機会がないということにも懸念を抱いている。

- 20.08 経済協力開発機構 (OECD) の Social Institutions Gender Index (SIGI) 「スリランカの男女

---

<sup>336</sup> 国際危機グループ (ICG) 「スリランカ：北部及び東部では不安定な女性」アジアレポート N217、2011年12月20日付

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/217%20Sri%20Lanka%20-%20Womens%20Insecurity%20in%20the%20North%20and%20East%20KO.pdf> アクセス日 2011年1月9日

<sup>337</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

<sup>338</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、3ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

平等及び社会的諸制度」<sup>339</sup>（日付不明、ウェブサイトアクセス日 2012 年 2 月）は、次のように述べられている。

「スリランカでは、女性は中程度の経済的自立を獲得している。彼女たちは一般的に土地所有が可能だが、地方では差別に遭っている。」

「スリランカ女性は土地以外の財産にアクセスしている。」

「女性は銀行ローンや住宅ローン、及び国・民間の金融機関、共済や地元の信用貸付プログラムをはじめとする様々な形態の信用販売に平等にアクセスしている。」

「スリランカでは、親権が平等に共有されていない。父親は子どもの本来の保護者であると見なされる一方で、母親は子どもの管理者であるとみなされ、子育てに関連する日々の活動について責任を持つのが通例となっている。最近の司法制度の発展に伴い、離婚の場合の女性に対する差別は軽減された。これまでは、男性は優先的親権を享受した。新たな法律では、子どもの福祉を優先させた上で親権者が決められるようになっている。」

「スリランカ憲法は男性と女性に平等の相続権を与えているが、この場合にも他の法体系に取って代わられる場合もある。イスラム法は財産に関しては女性を差別し、女性は男性の相続人よりも手にする分が少ないのが通例である。」

## 結婚/離婚に関する法律

20.09 性と生殖に関する権利センターの報告書「世界の女性：南アジア<sup>340</sup>、スリランカ章」（日付不明、ウェブサイトアクセス 2011 年 6 月 1 日）では、次のように述べられている。

「婚姻に関する法体系は、一般法、慣習法及び身分法によって構成されている。タミル人は、婚姻に関する殆どの事項で一般法の支配を受けている。一方、キャンディ・シンハラ人は一般法あるいは彼らの慣習法のうちいずれかによる支配を選ぶことができる。イスラム教徒はイスラム教徒身分法の支配を受けている…。結婚登録法令及び民事訴訟法は、離婚に関する一般法を構成している。この法令の規定は離婚を過失（原文のまま）として厳格に定めており、判例法

<sup>339</sup> 経済協力開発機構、Social Institutions Gender Index、スリランカの男女平等及び社会的諸制度、日付不明 <http://genderindex.org/country/sri-lanka> アクセス日 2012 年 2 月 3 日

<sup>340</sup> 性と生殖に関する権利センター、世界の女性：南アジア、スリランカ章、日付不明 [http://reproductiverights.org/sites/crr.civicaactions.net/files/documents/pdf\\_wowsa\\_srilanka.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicaactions.net/files/documents/pdf_wowsa_srilanka.pdf) アクセス日 2011 年 6 月 1 日、220 ページから 225 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

によってこの概念は裏付けられている。この法令に基づく離婚の理由として、以下がある。」

- 姦通
- 悪意のある放棄
- 婚約時における不治の性的不能

「残虐な行為は、悪意ある放棄であるとの判断を下す際の要因となる可能性はあるものの、それ自体が離婚の理由となることはない。一般的な法の下では、身体的虐待（原文まま）そのものが離婚の理由とはならないが、法律上の別居を引き起こす原因にはなる…。民事訴訟法は司法的別居に関する一般法を構成する。この法律によって『スリランカで適用される法律に準じて別居が許される理由があれば』いずれかの当事者が別居を申し立てることができる…。1999年の扶養法は、婚姻関係における扶養について定めた一般法である…。この法律は、一方の配偶者が自身の生活を成り立たせる能力がない場合、十分な資力を持つ他方の配偶者が当人の生活を成り立たせることを義務づけている…。したがって、親権は今でも残るローマ・オランダ民法によって支配される。慣習法には、父親に親権を優先的に与えるという特徴があるが、子どもの『生命、健康及び道徳』に危険が及ぶ場合は、父親には親権が与えられない。このため、親権を求める母親は、父親の権利を自分の権利に置き換える必要がある。とりわけイスラム教徒、タミル人及びキャンディ・シンハラ人の中には、こうした事情の多くを支配するより具体的な法律が存在している。」

20.10 同資料<sup>341</sup>は、次のように述べている。

「スリランカでは、ローマ・オランダ法は財産に関する一般法の基盤を形成している。1923年の既婚女性の財産に関する法令は、婚姻財産権に関する一般法を形成している。この法令のもとで、既婚女性は未婚女性と同じように夫の同意なしで、または夫の介入を受けることなく動産あるいは不動産の所有、入手及び処分を行うことができる。この法令は結婚時に女性に属する全ての財産、及び結婚後に女性が所有するあるいは女性に譲渡される全ての財産に適用される。また、女性が所有する個別の財産の保護と安全のために、刑事訴訟手続きによる救済及び是正が可能になっている。1876年の婚姻時の権利と相続に関する法令は、相続権に関する一般法を構成している。この法令は男女配偶者に相続権の平等を保障している。どちらかの配偶者が死亡してからは、もう一方の配偶者は死亡した配偶者の財産を半分相続する。一般法の適用範囲は、国内で適用されている法律、司法判断及び慣習法の体系により制限されてきた。キ

---

<sup>341</sup> 性と生殖に関する権利センター、世界の女性：南アジア、スリランカ章、日付不明  
[http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf\\_wowsa\\_srilanka.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf_wowsa_srilanka.pdf) アクセス日 2011年6月1日、225 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ヤンディ・シンハラ人とタミル人の婚姻時の財産と相続に関する権利は、彼ら自身の法体系によって支配されている。イスラム教徒は、イスラム教徒身分法によって支配されている。」

[イスラム教徒](#)も参照のこと。

- 20.11 SIGI による「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」<sup>342</sup>（日付不明、ウェブサイトアクセス 2012 年 2 月）には、次のように報じられている。

「スリランカでは、結婚可能な法定年齢は男女ともに 18 歳である。早婚の件数は他の南アジア諸国と比較すると少ないが、特定の宗教や文化的な慣習に従う幾つかのコミュニティではとりわけ発生している。例えばイスラム法は結婚の最低年齢の概念について議論を投げかけている。」

「スリランカでは一夫多妻制は違法である。しかしイスラム法は、イスラム教徒の男性に対して妻を 4 人まで持つことを許している。実際には複数の妻を持つイスラム教徒の数は極めて少なく、2 度目の結婚を望む男性は、第一の妻に予めそのことを予告しなければならない。」

- 20.12 2010 年 8 月 24 日付のデイリー・ニュース<sup>343</sup>は、スリランカにおける『早期の結婚』は減少傾向にある、と伝えている。

「この肯定的な成長は、子どもの識字率の高まりと思考様式の発達により成し遂げられた、とペラデニヤ大学の社会分析者・研究員である M D H セネビラトナ (Senevirathna) 博士は述べた。」

「スリランカ都市部に住む女性は、農村部に住む女性に比べて結婚するのが遅い。都市部にいる 18 歳から 24 歳の女性のうち約 60%は結婚している。早婚は多くの地方で未だに一般的に行われている、と彼は述べた。」

- 20.13 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>344</sup>は、次のように

---

<sup>342</sup> Social Institutions Gender Index、スリランカの男女平等及び社会的諸制度、日付不明  
<http://genderindex.org/country/sri-lanka> アクセス日 2012 年 2 月 3 日

<sup>343</sup> デイリー・ニュース、早期結婚の減少、2010 年 8 月 24 日  
<http://www.dailynews.lk/2010/08/24/news42.asp> アクセス日 2010 年 8 月 24 日

<sup>344</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」  
<http://www2.ohchr.org/tbruc/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011 年 5 月 25 日、3 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

述べている。

「委員会は、女性に対する差別的な要素を含む一般法、慣習法及び宗教的な婚姻法が組み合わさって残っていることに懸念を抱いている。委員会は、一夫多妻制が禁じられておらず、イスラム教徒身分法では結婚の最少年齢が認められていないこと、タミル人女性は裁判所への出廷や取引を行う際に夫の同意を必要とすることにも懸念を抱いている。委員会は更に、過失のない離婚と、離婚時における女性の経済的な権利の認識について進展がないことを懸念している。」

20.14 国連の「経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会の最終見解」<sup>345</sup>（2010年12月9日付）は、次のように述べている。『12歳の少女の結婚を認めるイスラム教徒身分法』は依然として撤廃されていない。」さらに、次のようにも付け加えている。「委員会は、締約国が身分法の修正をコミュニティに任せており、女性のための法案が、あらゆるコミュニティの女性及び少女を早婚や強制結婚から保護するものではないことを懸念している。」

20.15 UNICEFの「2011年世界子供白書：青少年—機会の年齢」<sup>346</sup>（2011年2月付）は、2000年から09年までにスリランカで子どもの結婚率（「18歳以前に結婚したか婚姻関係を結んだ20歳から24歳の女性の割合」として定義）は、12%だった。同資料はまた、2000年から09年の間に「結婚あるいは婚姻関係を結んだ15歳から19歳の女性」の割合は9%だと述べている。

[目次に戻る](#)

## 政治的権利

20.16 USSD 2010 レポート<sup>347</sup>は、次のように述べている。「国会 225 議席のうち、10 議席は女性である。女性の大臣は 2 人存在し、最高裁判所の 11 人の裁判官のうち 2 人が女性である…。政党の地位に女性や少数派を一定数、あるいは一定の割合準備する、あるいは割り当てるといったことはない。国会及び州議会における政治への女性参加率は約 5%である。」

---

<sup>345</sup> 国連「経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会の最終見解：スリランカ」2011年5月25日（2010年12月9日付）<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> アクセス日 2011年5月25日

<sup>346</sup> UNICEF「2011年世界子供白書：青少年—機会の年齢」

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf) アクセス日 2011年5月、表9、11

<sup>347</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション3

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

20.17 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>348</sup>は、次のように述べている。

「委員会は、国会、州議会あるいは地方機関での意思決定や外交団も含めて、政財界に参画する女性が極端に少ないことを懸念している。委員会は更に、政治への女性の参画を促す方策が取られておらず、締約国がそうした状況にあることを女性たち自身が選択した結果であるとし、複数の役割を持つことに対する彼女たちの偏見、選挙運動にかかる莫大な費用、女性候補が票を獲得する能力に対する政府の信頼がないことを原因としていることにも、懸念を抱いている。」

[政治体制](#)も参照のこと

[目次に戻る](#)

## 社会的・経済的権利

20.18 2011年3月31日発行の「人権と民主主義：2010年度外務・連邦省による報告書、第七章：懸念される国々における人権問題」<sup>349</sup>は、次のように述べている。「スリランカは社会の多くの部分で男女平等の伝統が確立されている。女性は医療や教育のサービスを平等に受けることができ、大学生の大多数は女子学生が占めている。スリランカは2010年の世界経済男女格差指数で134か国中16位となった。」

### 雇用

20.19 USSD 2010 レポート<sup>350</sup>は、次のように述べている。「法律は、公的部門における均等な雇用機会を提供している。実際には、民間部門においては、差別から女性を守る法的手段は存在せず、彼女たちはしばしば、男性と同様の業務を行っても男性と同等の賃金は支払われず、管理職に昇進するために困難を経験することになる。」

---

<sup>348</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbru/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、4ページ目

<sup>349</sup> 人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告書：第七部、懸念される国々における人権問題、2011年3月31日

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010> アクセス日 2011年5月24日

<sup>350</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

20.20 2010年度外務・連邦省報告書<sup>351</sup>は、「…労働市場に男女の障壁が存在することで、多くの女性は単純作業を主とする日雇労働者として雇用され、男性が主導的となる伝統により、女性がこの状況に立ち向かうのは難しい。」と述べている。

20.21 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>352</sup>は、次のように述べている。

「委員会は、締約国が教育分野で成果を上げているものの、労働市場において女性に対する差別が根強く残っており、特に低賃金の単純労働の仕事に女性が集中し、女性の失業率がとても高いことについて懸念を抱いている。委員会は、非公式の部門で働く女性の保護が行われず、性的嫌がらせに関する法律も存在しないことに懸念を示している。委員会は更に、締約国がILO条約第100号を批准しているにも関わらず、同等の価値の仕事に従事する男女に平等の報酬を保障する原則が国内の法律に反映されていないことにも懸念を抱いている。」

20.22 国連の「経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会の最終見解」<sup>353</sup>は「…近年失業率は低下しているが、過去数十年間で女性の失業率は男性の失業率の二倍のままであり、15歳から29歳の年齢層で、特に教育を受けた若者のおよそ半数は失業したままである」と懸念を示している。

[シングルマザー/未亡人](#)も参照のこと。

### 家族計画と中絶

20.23 USSD 2010 レポート<sup>354</sup>には「夫婦及び個人は通常、自分たちの子どもの数、出産間隔及び時期を自由に決めることができる」と述べている。

<sup>351</sup> 人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告書：第VII部、懸念される国々における人権問題、2011年3月31日

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>  
アクセス日 2011年5月24日 292 ページ目

<sup>352</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbru/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、7 ページ目

<sup>353</sup> 国連「経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会の最終見解：スリランカ」2011年5月25日（2010年12月9日付）<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc>  
アクセス日 2011年5月25日

<sup>354</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

20.24 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>355</sup>は、次のように述べている。

「委員会は締約国が母親の保健医療の分野で成果を上げていることを認める一方で、性と生殖に関する健康については知識が限定的であること、避妊具（薬）の使用率が低いこと、特に開発が行われていない、あるいは内戦の影響を受けた地域では10代の妊娠率が高いこと、家族計画の利用が低いこと、及び女性間でのHIV/AIDSの感染が拡大していることについて懸念を抱いている。委員会はまた、母体保護が目的ではない限り、法のもとでは中絶が罰則の対象となることも懸念し、妊婦死亡の約10%は秘密裏に行われた中絶の直接的な結果である、ということにも遺憾の意を表している。」

20.25 「2011年世界子供白書」<sup>356</sup>には、スリランカでは2000年から09年までの間の「18歳以前に出産をした20歳から24歳の女性」の割合が4%であったと述べ、更に「青年の出産率：15歳から19歳の少女1000人に対する出産件数」は28件であったと述べられている。

20.26 性と生殖に関する権利センター「世界の女性：南アジア、スリランカ」<sup>357</sup>（ウェブサイト、日付不明、アクセス日2011年6月1日）は、次のように述べている。

「家族計画の手法を受け入れることを個人に求める法律も政策も存在していない…。国家保健医療政策局は政府に対し、男女が安全かつ効果的で、手頃な価格で受け入れ易い家族計画の手法を知り、アクセスできる権利を保障するよう要求した。女性憲章は、家族計画に対する女性の権利に関して、国に複数の指示を与えている。女性憲章はスリランカに対し、以下を保障するよう求めている。

- 家族計画のための安全な器具の提供及び女性の安全に関する規定の導入・施行など、女性が生殖をコントロールする権利、及び男女が家族計画に関する情報、教育、カウンセリング、サービスに平等にアクセスする権利

---

<sup>355</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日2011年5月25日、7ページ目

<sup>356</sup> UNICEF「2011年世界子供白書：青少年—機会の年齢」

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf) アクセス日2011年5月、表11

<sup>357</sup> 性と生殖に関する権利センター「世界の女性：南アジア、スリランカ章」、日付不明

[http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf\\_wowsa\\_srilanka.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf_wowsa_srilanka.pdf) アクセス日2011年6月1日、ページ212-213、216-217

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



- 家族計画政策が男女平等に対象となること。

「避妊手術を受ける女性は現在、年間で約 14,000 人から 15,000 人いる…。政府は法により、避妊手術を規制していない…。スリランカでは違法である中絶は、国内で唯一かつ最も重要な生殖医療問題である…。女性の命を救う際を除き、中絶は犯罪行為であると刑法で定められている。合法的な中絶は通常、公的部門で行われる…。中絶は非公式あるいは民間部門で、民間の医師あるいは秘密の中絶業者によって実施される。

[医療と福祉](#)も参照のこと。

- 20.27 UNDP のグローバル・レビュー「カントリー・プロファイル：スリランカ」<sup>358</sup>（日付不明、アクセス日 2011 年 6 月 1 日）は中絶問題に関する詳細を追加で提供した。

「インド刑法を基盤とする 1883 年の刑法に基づき、スリランカでは中絶は一般的に違法である。この刑法の第 303 号には、流産が母体の命を守るという十分な目的で行われる時以外は、妊娠女性の流産に意図的に関与した者は懲役 3 年以下及び/あるいは罰金の支払が科せられる。女性が『出産間近』であった場合、懲役 7 年以下及び罰金が科せられる。『出産間近』という表現は刑法には出てこないが、『子どもを宿した状態』という表現が単に『妊娠している』状態を表すのに対し、この表現は致命的な動きを感じ取ることができる妊娠の段階を意味している。女性が自分で流産を行う場合も、同様の罰則が適用される。女性が出産間近の状態であるか否かに関わらず、流産が女性の同意なしに行われた場合、当事者は懲役 20 年以下及び罰金が科せられる（第 304 条）。同様の罰則は、流産を引き起こす意図があり行われたあらゆる行為の結果、女性が死に至った場合も、当事者がその行為により死に至るかを知っていたかどうかに関わらず適用される（第 305 条）。

- 20.28 同資料<sup>359</sup>は更に、次のように述べている。

「厳格な法規定があるにも関わらず、妊娠中絶を希望する、所得の高い家庭に住んでいるスリランカ人女性は殆ど、あるいは全く困難なくそれを行うことができる。しばしば彼女らは、自殺願望を伴う重度のうつ状態に陥り、精神科医のもとを訪れる。精神科医は彼女たちの命を救うために中絶を行うことを助言することがある。妊娠中絶は民間又は公営の病院にて資格を持

<sup>358</sup> 国連経済社会局人口部、中絶政策、カントリー・プロファイル、スリランカ、日付不明  
<http://www.un.org/esa/population/publications/abortion/doc/srilanka.doc> アクセス日 2011 年 6 月 1 日

<sup>359</sup> 国連経済社会局人口部、中絶政策、カントリー・プロファイル、スリランカ、日付不明  
<http://www.un.org/esa/population/publications/abortion/doc/srilanka.doc> アクセス日 2011 年 6 月 1 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

つ医師により行われる。しかし中間所得層及び低所得層の女性はしばしば、原始的かつ不衛生な状況のもとで『秘密の中絶医』のもとを訪れなければならない、結果として高い確率で妊婦が死亡したり、慢性的な疾患にかかったりする場合がある。スリランカでは、母体の命を守るという意図なく行われたあらゆる中絶は違法であるが、実際にはこの行為に対して起訴が行われることは稀であり、有罪判決が下されることは一層珍しい。中絶が行われるケースは、一般的に認知されているよりもかなり多いと考えられている。地方での調査によると、人口 1,000 人に対して 54 件の中絶が毎年行われているという」(UNPD ESA、中絶政策)

中絶問題に関する追加情報は、後のハイパーリンクを参照のこと。

[アジア安全中絶パートナーシップ \(ASAP\) : スリランカにおける、女性の権利としての安全な中絶に対する法律の専門家の知識、姿勢及び理解、及び FPA : 経済的視点から考えるスリランカにおける危険な中絶](#)

## シングルマザー/未亡人

20.29 英国高等弁務団 (BHC) の 2012 年 1 月 30 日付文書<sup>360</sup>は、次のように述べている。

「一般的に、異なる宗教/民族間の結婚をしたもの、シングルマザー及び非嫡出子に対する扱いは、国内の地域及び個々の各家庭と宗教的背景によって大きく異なる。」

「地方のタミル人コミュニティはとても保守的なままであり、結婚生活外で出産が知らされることは、これらのコミュニティ内では一般的なことではない。結婚していない母親はしばしば、彼女の人種や宗教、居住地域が何であれ汚名を着せられるが、これは家庭事情と地域コミュニティに大きく左右される。救世軍のスポークスマンは、自分の意見では未婚の母の宗教や民族背景は、彼女らが周囲にどのように認識されるのかには全く違いを生まない、と述べている。彼女はまた、自分の組織からの援助を求める女性の多くはタミル人である、と加えている。」

「コロomboにある『安息の地と太陽の光の家』は救世軍の施設であり、特にシングルマザーのために運営されている。救世軍のスポークスマンは、スリランカで同様の支援を行っている他団体は、コロombo郊外のモラトワとワッタラに拠点を置く、カトリック教会と繋がりのあるマザー・テレサの家のみだ、と述べている。『安息の地』には 13 台のベッドがあり、これらは意図して身籠った 18 歳以上の女性に対するものである。『太陽の光の家』は、裁判所によって救世軍の指示を受けたあらゆる女性向けの施設である。指示を受ける未婚女性の数が増えており、

---

<sup>360</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2012 年 1 月 30 日付文書

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

彼女らが施設を訪れる主な理由は、家に戻って家族と顔を合わせたくはないから、ということであると述べた。加入する女性は皆、費用として月 1,500 ルピー（8.50 ポンド）を支払わなければならないが、支払えない人は好意的かつ親しげに対応してもらえる。」

「救世軍のスポークスマンは、女性は通常二通りに分かれる、と付け加えた。一つ目は中東で働き雇用主に虐待を受けた者、2つ目はコロンボ工業地帯で働き既婚男性と浮気をした者である。スリランカ政府はこれらの女性に対し、国からの援助あるいは給付金支払を行っていない。しかし、中東から戻る際は、コロンボ空港にてスリランカ外国雇用局（SLBFE）に報告をしなければならない。SLBFE はスリランカ外国雇用省の一部であり、女性が妊娠中で援助を欲している旨を報告した場合、彼らは救世軍に連絡を取る。収容設備に空きがある場合、SLBFE が救世軍に、出産時まで毎月 1,500 ルピー（8.50 ポンド）を支払う。収容設備が利用できない場合、SLBFE はマザー・テレサの家に連絡を取る。

20.30 BHC の 2012 年 1 月 30 日付文書<sup>361</sup>は、更に次のように続けている。

「施設内には複数の 10 代の母親もおり、婚約者以外の男性によって妊娠した女性の場合もある。後者の場合、救世軍が女性と婚約者間の、将来的に子どもを持つという問題を解決するために最善を尽くす。指名された父親がいなければ、出産登録に問題が生じる。しかし彼女は、最終的に家族の元に戻るシングルマザーの数は、特に非嫡出子を持つ母親では極めて少なく、これはスリランカの文化が数年間でそれほど変化していないからだ、と述べている。中東から戻ってきた女性に関しては、救世軍は母親の両親/家族と問題を話し合い、『中東の特徴を持っており子どもが美しいから』という理由で、母親と子どもは家族の元に戻っていく。『安息の地』は女性の精神問題に取り組むために、女性に多くのカウンセリングを実施している、と教えられた。彼らは女性を励ますために雇用主を探し、子どものために父親に、女性と結婚するように説得をしている。」

「救世軍のスポークスマンに、政府軍あるいは LTTE によって妊娠した女性がいる北部及び東部の事例に出くわしたことがあるかを尋ねた。彼女は、現在までは救世軍内ではそのような事例は問い合わせがない、と答えた。」

20.31 同資料<sup>362</sup>は、次のようにもつけ加えている。

「スポークスマンは我々に、出産後母親は、一ヶ月間で子どもをどうしたいのかを決める。一

<sup>361</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

<sup>362</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ヶ月後に何も決定がされない場合は、彼らは母親をカウンセリングし、通常は施設を出て他者の利用のためにベッドを空けないといけないため、すぐさま決断をするように伝える。子どもを育てると決めた場合、まず救世軍が行うことは母親の家族に連絡を取ることだ。」

「子どもを養子にすることを決めたら、救世軍は育児保護観察局（Childcare Probation Department）に養子を準備し、裁判所への付添いも含めて全ての法律上の義務を行う。経験上、子どもを養子にするのは10人に2人だけであり、地方の夫婦に対してまず養子の受入れを確認する。それが駄目な場合、局はスリランカの子どもを養子として預かることに興味を示している、可能性のある海外の夫婦に伝える。」

「他の代替策は、子どもを養護施設に入れることである。これはしばしば、18歳未満や無職の母親に勧められる選択肢であり、これによって子どもが戻ってくるようにしなければならない、育児をする母親と連絡が取れるようになっている。」

「スリランカで中絶を行おうとしている人に対して行われた学術研究で、婚外妊娠は未だ、比較的少ないという研究が幾つかある。

<http://iussp2005.princeton.edu/download.aspx?submissionId=51193> を参照のこと。」

20.32 2010年9月9日のIrin<sup>363</sup>では、次のように報じられている。

「スリランカ政府軍とタミル・イーラム開放の虎の内戦が終結して15ヶ月が経ち、国内北部の女性は一家の稼ぎ頭として、新たな困難な役割を担っている。一層多くの母親が日雇労働者として働き、家族を養っている。」

「ジャフナを拠点とする非営利団体の女性・開発センターが行った調査では、ジャフナ地区の20,000世帯を含む、国内北部の約40,000世帯が、女性が世帯主となっていることが分かった。」

『『男性を世帯主とする世帯の減少を引き起こした要因は3つある。内戦、失踪及び軍事的拘留である』とセンター長のサロジャ・シバチャンドラン（Saroja Sivachandran）は語っている。』

「多くの方が避難したままになっているため、最新の統計を入手するのは困難であるが、シバチャンドラン（Sivachandran）及び政府職員は、北部及び東部を合わせると、約89,000人が

---

<sup>363</sup> Irin、スリランカ、北部では女性が稼ぎ頭に、2010年9月9日、  
<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportID=90429> アクセス日 2010年10月6日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

戦争によって未亡人となった、と述べている。」

『『これによって、彼女らの生活は劇的に変わってしまった。彼女ら（世帯主の女性）の半数以上は、家計と拡大家族を支える30歳未満のひとり親である』と、

『内戦の影響を受けた女性協会（the Association for War-affected Women/AWAW）』の長であるビスカ・ダルマダサ（Visaka Dharmadasa）は述べている。』

- 20.33 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）レポート「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定」<sup>364</sup>（2011年1月19日発行）には、次のように述べられている。

「多くの男性が戦闘で死亡したか、軍によって抑留されているため、多くの世帯（全体の3分の2近くと見積もる者もいる）は女性が世帯主となっている。これは北部及び東部での問題であるが、特にバンニでは深刻である。最近の調査によれば、北部及び東部全体で89,000人以上の、戦争で未亡人となった者がいて、ジャフナだけで約20,000世帯が、女性が世帯主となっている。これらの世帯を取り巻く状況は、極めて厳しい。これらの女性も多くには、雇用を得る機会も、生活や収入の支援を受ける機会も殆ど存在しないか、全く存在しないのである。」

- 20.34 MRGIの同報告書<sup>365</sup>には、更に以下のようにも付け加えられている。

「婚姻証明書や死亡証明書などの文書が存在しないことが、特に女性に影響を及ぼしている。」

「スリランカ北部と、東部の一部では死亡証明書が存在しないことが大きな問題となっている。女性が世帯主となっている多くの世帯では、補償や手当を請求するために、あるいは子どもを学校に入れる際や再婚する際に、夫が死亡したことを証明する死亡証明書の存在が不可欠となっている。政府は死亡証明書を発行する手続きを行っているが、このために面談に応じた複数の活動家は、内戦の最終段階で死亡した人数について当局が異議を唱えているため、発行される死亡証明書の数が限られてしまうのではないかと、いうことを恐れている。」

---

<sup>364</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定」、2011年1月19日発行、<http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-justice-in-sri-lanka.html> アクセス日 2011年5月20日、9ページ目

<sup>365</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定」、2011年1月19日発行、<http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-justice-in-sri-lanka.html> アクセス日 2011年5月20日、11ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



20.35 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>366</sup>（2011年2月4日付）にて、次のように述べている。

「委員会は、締約国による国土開発計画への策定の詳細に感謝を示している。しかし委員会は、都市部と農村部に住む女性の格差に関するデータが存在しないことに懸念を示し、内戦及び2004年の津波により、未亡人の数が増加したことについても懸念を繰り返して示している。未亡人の多くは高齢で文字の読み書きができず、経済的に貧しい。委員会は、『世帯主』のみが土地の所有を裏付ける証明書などの公的な文書に署名し、政府から土地の割当てを受けることができるなど、差別的な慣習によって女性は土地を手にする事ができない、と指摘している。

20.36 ICG レポート、スリランカ「北部及び東部での女性の不安」<sup>367</sup>（2011年12月20日付）は、「政府及びタミル・イーラム解放の虎（LTTE）間の30年に及ぶ内戦の結果、北部と東部では1万人の、女性が世帯主となる世帯ができた」と述べている。また、次のようにも付け加えている。

「様々な推定があるが、政府は最大90,000人の『戦争未亡人』がいて、そのうち半分以上は東部にいる、と示している。実際の数値が幾つであるかは別として、タミル人のひとり親の女性は地域全体を通じ、村内及び人口センターで過度に多くの数値が発表されている。」

「政府及び国連、NGOが作成した『北部州への支援の協同計画2011』は、北部のコミュニティに再度定住した世帯のうち最大30%は、女性が世帯主であると推定している。」

「特に脆弱な集団は、若年未亡人の集団である。最初東部で行われ、次いでそれ以上に北部で行われた戦い、またLTTEの強制採用の絶頂の中で、多くの女性及び少女（少女の中には13歳や14歳の者もいた）は、採用を逃れるために強制的に結婚させられた。これらの結婚を家族は知っているが、特に法的結婚年齢の18歳未満の場合は、当局には登録がされていない。内戦終結以来、彼女らの『夫』の多くは死亡したか失踪した。単純に少女を捨てた者もいた。これらの若い『未亡人』の多くは、今や自身の子どもを持っているが、自身と扶養家族を養うのに苦勞し、しばしば汚名のため再婚ができなくなっている。

---

<sup>366</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」  
<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、8ページ目

<sup>367</sup> ICG レポート、スリランカ「北部及び東部での女性の不安」アジアレポート、N217、2011年12月20日  
<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/217%20Sri%20Lanka%20-%20Womens%20Insecurity%20in%20the%20North%20and%20East%20KO.pdf> アクセス日 2011年1月9日、要旨及び19、20ページ目

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

### 異なる宗教/民族間の結婚

20.37 英国高等弁務団（BHC）の2012年1月30日付の文書<sup>368</sup>では、次のように述べられている。

「シンハラ人とタミル人間の結婚は、一般的でないわけではないが、この問題に関して厳格な考えを持っている家族もあり、このような家族が狼狽するのを恐れ、交際を秘密にしている異宗教/民族間の夫婦もいる。コロンボの Register General's Department は出生、死亡及び結婚の中央登録所である。我々は統計局に連絡を取り、1997年から2008年までの結婚に関する統計記録は入手できるが、異宗教/民族間の結婚を示した統計はない、ということを知った。しかし彼らは、結婚登録100件のうち5件程度だろうという推量を教えてくれた。スリランカの結婚記録の方法に関しては、次を参照のこと。

[http://www.rgd.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=64&Itemid=41&lang=en](http://www.rgd.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=64&Itemid=41&lang=en)

[目次に戻る](#)

## 女性に対する暴力

### 法的権利

20.38 スリランカ法務・法改革省のウェブサイト<sup>369</sup>（アクセス日2011年6月1日）には、次のように記録されている。

「女性に対する暴力、特に家庭環境における暴力は深刻な社会問題になっている。（家庭内暴力防止）法は、裁判所による保護命令について規定している。この法律は、新たな犯罪行為を定義することではなく、家庭環境において加害者が被害者に危害を加えることを防ぐための、下位裁判所裁判官による保護命令の発行について規定することを目的としている。この法律は、刑法第XVI章の中で既に認識されている、犯罪行為を形成する身体的暴力、及び強奪・脅迫問題、深刻な外傷的・感情的苦痛を引き起こす効果を持つ、感情的な虐待問題に対する保護命令の発行について規定している。保護命令は、ある程度関係のある人に対して発行することができる。保護命令によって、加害者が家庭内暴力を行うこと、及び被害者の家に入ることを防ぐことができ、他の禁止事項を課すこともできる。禁止事項を課す際に、裁判所は被害者と子ども

<sup>368</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

<sup>369</sup> スリランカ法務・法改革省、2005年国会が通過させた法案、家庭内暴力防止法、2005年第34号

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

もの住居の必要性、ならびに加害者によって引き起こされる困難を考慮しなければならない。法律は、民事上の救済措置について規定している。保護命令の発行は、通常の刑法の権限に影響を及ぼさない。したがって犯罪行為が行われれば、捜査、起訴及び処罰という通常の刑事司法上の手続きが行われる。」

- 20.39 性と生殖に関する権利センターによる「世界の女性：南アジア、スリランカ」<sup>370</sup>（アクセス日 2011年6月1日）では、次のように述べられている。

「刑法における殺人、流産、傷害、不法抑留、暴行、性的嫌がらせ、レイプ又は重度の性的虐待、及び脅迫行為に関する規定は、家庭内暴力行為に対する訴えを可能にする場合がある。刑法では、他人に対する『性的不快・嫌がらせ』の原因となる犯罪の力、言葉の使用、行為の実行として定義される性的嫌がらせを違法としている。このような犯罪は懲役刑及び罰金刑の適用対象となり、被告人は更に、被害者への補償の支払いが求められる場合がある。立証責任を負う検察側は合理的な疑いを容れない程度に立証しなければならない。

#### 女性器切除（FGM）

- 20.40 SIGI による「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」<sup>371</sup>（日付不明、ウェブサイトアクセス日 2012年2月3日）は、次のように述べている。「女性器切除（FGM）は、イスラム教徒の間の一部では行われていることが知られているが、スリランカでは一般的な習慣ではない。現在のところ、FGMを規制する法律は存在していない。」性と生殖に関する権利センターの「世界の女性：南アジア、スリランカ」<sup>372</sup>では、次のように述べられている。「新生女児の割礼は、スリランカのイスラム教徒コミュニティ内では幅広く行われている。この慣習は法律によって禁止も規制もされていない。」「2011年世界子供白書」<sup>373</sup>は、スリランカでの FGM/陰核切除の事例に関するデータを公表していない。

<sup>370</sup> 性と生殖に関する権利センター「世界の女性：南アジア、スリランカ」、日付不明

[http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf\\_wowsa\\_srilanka.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf_wowsa_srilanka.pdf) アクセス日 2011年6月1日、230 ページ目、231 ページ目

<sup>371</sup> Social Institutions Gender Index、スリランカの男女平等及び社会的諸制度、日付不明

<http://genderindex.org/country/sri-lanka> アクセス日 2012年2月3日

<sup>372</sup> 性と生殖に関する権利センター「世界の女性：南アジア、スリランカ」、日付不明

[http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf\\_wowsa\\_srilanka.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf_wowsa_srilanka.pdf) アクセス日 2011年6月1日、230 ページ目、231 ページ目

<sup>373</sup> UNICEF「2011年世界子供白書：青少年—機会の年齢」

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf) アクセス日 2011年5月、表9

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

[子どもに対する暴力](#)も参照のこと。

## レイプ/家庭内暴力

20.41 USSD 2010 レポート<sup>374</sup>は、次のように述べている

「法律はレイプや家庭内暴力を禁止しているが、効果的には施行されてない。性的虐待、レイプ、配偶者への暴力は、社会に広まっている問題である。法律は性的虐待及び搾取について具体的に言及し、レイプの事例に関して、証明及び厳格な処罰を公平に科すよう規定している。夫婦間のレイプは、夫婦が法的に別居している場合にのみ法律違反とみなされる。理論的には、法律は性的暴行の問題の幾つかに対応することができるが、多くの女性団体は、こうした犯罪を撲滅するために、警察及び司法機関がより高い意識を持つことが不可欠であると考えている。」

「性的嫌がらせは、5年以下の懲役が下される犯罪行為である。複数の監視団体は、性的嫌がらせが広がっていると認識しているが、法律施行は効果的ではない。家庭内暴力もまた、広がっていると認識されているが、性的嫌がらせと同様に、これらの問題に対する議論は一般的ではない。」

20.42 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>375</sup>は、次のように述べられている。

「家庭内暴力防止法が採択されたにも関わらず、この法律に基づいた訴訟手続きに著しい遅延が生じていることを、委員会は懸念している。建設的な対話という視点から、多くの事例は警察の仲介を通じて処理されているようであり、女性の保護及び女性に対する暴力の抑圧よりも、家族関係が優先されるようである。委員会は更に、夫婦の別居が以前に認められている場合にのみ夫婦間のレイプが認識されることに懸念を抱いている。委員会はまた、家庭内暴力に関する明確なデータ及び情報がないことにも遺憾の意を示している。同性の性的関係が犯罪行為となるために、女性が法的保護から完全に除外されてしまっていることに対しても委員会は懸念を抱いている。また、法律の執行官が彼女たちを独断で抑留することが可能であることにも懸念を抱いている。」

<sup>374</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 6

<sup>375</sup> 国連「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011 年 5 月 25 日、5 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

20.43 国連の「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解」（2010年12月9日付）は、次のように述べている。

「締約国では女性・子どもに対する家庭内暴力が高い割合で発生しているにも関わらず、2005年の法律第3号である家庭内暴力防止法は、特に警察内で十分に把握されておらず、また保護法令が発行されることは稀で、犯罪者が告発されることも稀である。また委員会は、家庭内暴力を受ける女性・子どもの被害者用の一時的な収容施設がないことと、こうした事件について裁判所の判断を得るまでに大幅な遅延が起きていることに懸念を示している。」

20.44 IGC レポート、スリランカ「北部及び東部の女性の不安」<sup>376</sup>（2011年12月20日付）には、次のように書かれている。

「男性がアルコールの使用を増やしたことでもたらされたものもある、タミル人コミュニティ内の家庭内暴力も含めて、男女間の恐ろしい暴力事件はずっと存在している。多くの女性が売春を強要されたり、強制的な性的関係を持たされたりしてきた。10代女性の妊娠も増加している。虐待の恐怖により女性運動は制限され、教育・就労機会に影響を与えてきた。」

「北部及び東部の現状は、内戦終結時及びその後の、軍によるタミル人女性への性的暴力の深刻な告発の結果である。これらには、幾つかの告発を支える信用ある証拠がある。しかし、文化的な汚名、数十年に及ぶ刑事免責、及び内戦終結時とその後の独立調査を政府が許可しなかったことで、違法行為の全容を決めることはできない。2010年6月に北部で起きた、有名なレイプ事件では、地元女性グループから大きな圧力を受けた4人の兵士に対する刑事訴追は、18ヶ月間も止まったままだった。しかし、これは著しい例外である。」

20.45 同 ICG レポート<sup>377</sup>は、次のようにも述べている。

「家庭内暴力及び性的虐待の明確な申し立ては、（多くのタミル人メディア地方放送局がより

---

<sup>376</sup> 国際危機グループ（ICG）、スリランカ「北部及び東部での女性の不安」アジアレポート、N217、2011年12月20日

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/217%20Sri%20Lanka%20-%20Womens%20Insecurity%20in%20the%20North%20and%20East%20KO.pdf> アクセス日 2011年1月9日、要旨

<sup>377</sup> 国際危機グループ（ICG）、スリランカ「北部及び東部での女性の不安」アジアレポート、N217、2011年12月20日

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/217%20Sri%20Lanka%20-%20Womens%20Insecurity%20in%20the%20North%20and%20East%20KO.pdf> アクセス日 2011年1月9日、25ページ目、26ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



準備をして取り上げる、治安部隊が関与している場合を除いて)それほど頻繁に大きなニュースにはなっていない。しかし、生存者に接触した者は確実に事件が連続していると聞いている。スリランカ中にあてはまることだが、性的虐待を受けた被害者や、夫と別居を求めている女性と関連した重大な汚名は未だに存在し、女性に対する暴力の刑事免責は一般的である。その結果、多くの事例が全く報告されない一方で、誇張されるものもある。これによってタミル人コミュニティ、政府及び国内の残りの場所で、北部及び東部の女性が経験したことは全体像が分からないままとなっている。」

「この論文のための危機グループの調査は、内戦最終段階及びバンニの選抜、隔離収容所の初期段階において、市民及び幹部容疑者のレイプも含めて、軍による性的暴力が多数あったと伝えている。しかし、これらの混雑した収容所の中で人が生き延びるにつれ、タミル人コミュニティ内での性的暴力は増加した。現在、北部及び東部で村に再定住をした女性に対して、コミュニティ内での(性的暴力を含む)家庭内暴力が、一層広く行われている売春、強制的な性的関係とともに深刻な問題となっている。治安部隊による広範な性的暴力の恐怖及びその可能性も残っている。」

20.46 SIGI の「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」<sup>378</sup> (日付不明、ウェブサイトアクセス日 2012年3月) は「スリランカ女性の身体清廉性を保護する法律はとても強力である」と述べているが、「配偶者のレイプを含む家庭内暴力は、懸念すべき分野である。事例は滅多に報告されず、法的保護も十分ではない」と付け加えられている。

20.47 2011年11月24日、デイリー・ニュース<sup>379</sup>は次のように報じた。

「スリランカで家庭内暴力は増加しているが、社会的・文化的理由から、多くの被害者は話を報告することを嫌がり、僅かな事例しか報告されていない、と Women in Need の事務局長であるスミトラ・フェルナンド (Sumithra Fernando) は国連会議場で 23 日、述べた。」

「家庭内暴力の被害者のほとんどは、家で保護を受けないため助けがない。殆どの人が家庭内暴力を、家庭の問題だと考えている。」

「ジェンダーに基づく暴力に対するフォーラムによると、暴力の被害者は多くが女性とのことである。」

<sup>378</sup> Social Institutions and Gender Sex スリランカにおける男女平等と社会的諸制度、日付不明  
<http://genderindex.org/country/sri-lanka> アクセス日 2012年2月3日

<sup>379</sup> デイリー・ニュース「家庭内暴力が増加中」2011年11月24日  
<http://www.dailynews.lk/2011/11/24/news51.asp> アクセス日 2012年2月9日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「スリランカでは、女性に対する暴力で最も多い種類は、家庭内暴力、レイプ、性的暴力、強制売春、近親相姦及び不正取引である。多くの場合で、これらの暴力は隠される。これは特に家庭内暴力及び近親相姦で行われる。」

「女性と子どもの虐待防止を行う警察局、Women in Need のデータ及び病院のデスクによると、家庭内暴力が最も報告されている種類の暴力とのことである。」

20.48 スリランカ統計局 (2010 年度統計要覧第Ⅷ章、社会状況、犯罪別重罪、2005 年から 2009 年)<sup>380</sup> (日付不明、ウェブサイトアクセス日 2011 年 6 月 1 日) によると、2009 年には合計で 1,624 件のレイプ/近親相姦が記録されている。2006 年、2007 年及び 2008 年の同数値は、それぞれ 1,463、1,397、1,582 であった。

20.49 2011 年 12 月 29 日のデイリー・ミラー (スリランカ)<sup>381</sup>は、「今年は合計 1,637 件のレイプ事件が警察に報告された、と警察は述べた」と報じている。

女性が利用できる援助：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々及び子どもに対する暴力も参照のこと。

#### 再定住地域や駐屯地での暴力 (2009 年 5 月から 2011 年 12 月)

20.50 2011 年 1 月の MRGI レポート<sup>382</sup>には、次のように述べられている。

「再定住地域で、性的虐待と嫌がらせに関する報告のために面談を行った女性活動家は、レイプの報告があることについて、深刻な懸念を示している。

「この報告のために面談が行われた活動家及び女性は、女性が性的行為を強要される場合や、状況によっては軍職員の行為への見返りに、あるいは確実に身を守ってもらうために、自発的にそのような行為を行っている場合がある、と言及している。とりわけ、バンニには大規模な

<sup>380</sup> スリランカ統計局、2010 年度統計要覧第Ⅷ章、社会状況、犯罪別重罪、2005 年から 2009 年

<sup>381</sup> デイリー・ミラー (スリランカ)、2011 年は合計 1,637 件のレイプが報告される：警察、2011 年 12 月 19 日 <http://www.dailymirror.lk/news/15756-1637-rape-cases-reported-this-year-police.html> アクセス日 2012 年 1 月 21 日

<sup>382</sup> マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル (MRGI) 「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定」、2011 年 1 月 19 日発行、<http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-justice-in-sri-lanka.html> アクセス日 2011 年 5 月 20 日、10 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

軍が駐留しているため、隣接した世帯を軍の見張り場所としているところがある。世帯の中には、女性が一人で住んでいるところもある。兵士は自由にこれらの家に行くことができる。職員が夜遅くに女性に電話をかけ駐屯地に來られるかを尋ねたり、電話越しに罵倒をしたりするような嫌がらせが発生している。」

「検問所でも嫌がらせを受けることがあるという苦情も、女性から寄せられている。彼女らは男性の支援なく、一人で旅をすることを恐れている。」

20.51 「人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告書、第VII章、懸念される国々の人権」（2011年3月31日発行）<sup>383</sup>は、次のように述べている。「女性が世帯主となっている多くの世帯がある、最近再定住が行われたスリランカ北部の地域では、性的暴力及びレイプの報告が行われている。2010年後半に、北部の市民女性をレイプした罪で起訴された複数のスリランカ陸軍兵士に対する刑事裁判が始まった。」

20.52 USSD 2010 レポート<sup>384</sup>はまた、次のように述べている。

「治安部隊が多く配備されている地域では、同メンバーによるジェンダーに基づく暴力の個々の事例が報告されているが、軍職員はそうした事件の報告に対して敏感に反応し、犯人を起訴する意思を見せたとも伝えられている。政府は、このような犯罪の起訴及び刑罰の詳細を発表しておらず、治安部隊が一層多い北部及び東部地域でのこのような事件は、被害者が進んで伝えようとはしていない、という報告を幾つかの監視団が行っている。このような事件を伝える被害者が殆どいないため、同様の事件数の統計も入手不可能である。」

「北部の人権団体は、内戦で死亡した男性の妻は、経済的な理由でしばしば売春に従事してしまうと主張している。」

20.53 国連の「女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ」<sup>385</sup>（2011年2月4

---

<sup>383</sup> 人権と民主主義：2010年度外務・連邦省報告書：第VII部、懸念される国々における人権問題、2011年3月31日

<http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/accessible-hrd-report-2010>  
アクセス日 2011年5月24日 292 ページ目

<sup>384</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書、スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行、  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

<sup>385</sup> 国連、女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ、2011年2月4日  
<http://www2.ohchr.org/tbruce/cedaw/CEDAW-C-LKA-CO-7.pdf> アクセス日 2011年5月25日、8 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

日付) は、次のように述べている。

「委員会は、内戦の最終段階及び内戦後には女性が暴力や差別の対象になっていない、という締約国の説明に触れた一方で、タミル人少数派、国内避難民女性及び女性の元戦闘員をはじめとする両陣営の女性の人権が著しく侵害されているとの報告に深く懸念を抱いている。委員会は特に、申し立てによると性的暴力が軍や警察、軍、過激派によっても行われていることに深く懸念を抱いている。また不十分なインフラや、避難所保健医療施設、水、公衆衛生など基本的なサービスが限定的にしか利用できないことに関しても、深く懸念している。

- 20.54 関連問題に関する追加情報は、アイルランド難民文書センターの資料「森林等で女性のみが抑留、拷問される収容所が存在するという [報告書—\(被抑留者が EPDP やスリランカ陸軍によって『拷問収容所』内で日常的に拷問、レイプ等をされていた\) タミル人・スリランカ人間の内戦](#)」(2012年1月13日付) に載っており、ハイパーリンクよりアクセス可能である。
- 20.55 ICG レポート、スリランカ「北部及び東部での女性の不安」<sup>386</sup> (2011年12月20日付) には、次のように述べられている。

「タミル語話者が優勢な北部及び東部のスリランカ人女性は、長期にわたる内戦後安全が絶望的にないことに直面している。現在でも多くが、様々なところからの暴力に怯えて生活をしている。そのような犠牲者になってしまった人は、やり直す方法を殆ど持っていない。女性の経済的安定性は不安定であり、物理的な移動も限られている。北部及び東部の、重度に軍事化・中央集権化された支配(圧倒的にシンハラ人男性が多い)は、当地の女性に対して治安、安全性及び援助に関する問題を生んでいる。彼女らは自分の生活をほとんどコントロールできず、問い合わせをする信頼できる組織もない。政府は、特に北部と東部での女性の安全問題、及び悪化する恐怖の殆どを退けてきた。国際社会は、元戦闘地域の女性と少女が直面した困難を認識し、効果的に反応することを行ってこなかった。」

上の [レイプ/家庭内暴力](#) の章も参照のこと。

[治安部隊及び民兵グループ](#)、ならびに [人道上の問題と国内で強制退去された人たち\(IDPs\)](#) も参照のこと。

---

<sup>386</sup> 国際危機グループ (ICG) スリランカ、北部及び東部での女性の不安、アジアレポート N217 2011年12月20日  
<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/217%20Sri%20Lanka%20-%20Womens%20Insecurity%20in%20the%20North%20and%20East%20KO.pdf> アクセス日 2011年1月9日、要旨

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 医療と福祉

20.56 「2011年世界子供白書」<sup>387</sup>は、「出産時の専門家の立会い」の割合は99%であり、「妊婦死亡率（同時期の、10万人の出産に対する妊娠に関連した女性の死亡数）は39であるが、スリランカの「2005年から09年における妊婦保護範囲（%）」は、それぞれ99%（「少なくとも一回」）と93%（「少なくとも現在」）であったと報じている。

[医療問題](#)も参照のこと。

## 女性が利用できる援助

20.57 USSD 2010 レポート<sup>388</sup>は、次のように述べている。「危機センターや法的支援、カウンセリングなどレイプや家庭内暴力の被害者を援助する仕組みは、資金不足により一般的に不十分である。」更に「女性はHIVを含む性感染症の診断と治療を平等に受けているようである。」

20.58 2010年10月20日、アジア人権委員会は家庭内暴力防止法の施行<sup>389</sup>に関する記事の中でとりわけ「警察は家庭内暴力を深刻な問題として考えておらず、特に人手不足の警察署では、家庭内暴力の事件を無視するか、優先的に対処していない。警察は被害を受けた者に対してPO（保護命令）を発行する権限を有しているが、この権限が行使されることは稀である。」

20.59 同資料<sup>390</sup>は次のように付け加えている。

「この法律の効果を妨げているもう一つの大きな障壁として、被害者保護が行われていない、ということがある。多くの女性にとって、唯一の経済的支えはパートナーである。彼女らは、自身やその子どもの住居を提供する、あるいは生計を立てる手段を持っておらず、夫からの暴

<sup>387</sup> UNICEF 「2011年世界子供白書：青少年—機会の年齢」

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf) アクセス日 2011年5月31日、表8

<sup>388</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書、スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月11日、セクション6

<sup>389</sup> アジア人権委員会、スリランカ、対策なしの権利—家庭内暴力防止法の概観及び内省、2010年10月20日、<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-ART-110-2010> アクセス日 2011年6月8日

<sup>390</sup> アジア人権委員会、スリランカ、対策なしの権利—家庭内暴力防止法の概観及び内省、2010年10月20日、<http://www.humanrights.asia/news/ahrc-news/AHRC-ART-110-2010> アクセス日 2011年6月8日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



力から逃れるのであれば、ホームレスになることを意味する。」

「法律施行者や法体系そのものが提供する避難所や住居は一切ない。被害者が要求すれば、裁判所は当人を避難所に入れるか、暫定的な住居を提供するかを命ずることができるよう、法律は明記している。しかし、ウェルカム・ハウスやキャンディの女性開発センター、Women in Need、救世軍などの民間組織のみが、虐待を受けた女性子どもに対して避難所を提供している。」

「下位裁判所裁判官は、虐待を受けた女性と子どもを民間運営の避難所に入れることには積極的ではない。これは、そこにいる人たちが通常快適ではないからだ。司法機関は、そうした女性を国営の避難所に照会するという方法を選択する傾向にある。また、適切な住居を得ることに関する女性の権利を行使する際は、避難所の選択肢のみに焦点を当てるだけでなく、暴力的なパートナーから遠ざかる可能性についても考慮されるべきである。」

「しかし、嫌がらせの恐怖や地位の喪失、社会的汚名や子どもの将来に対する心配などのために、避難所で生活する余裕がある場合でも、女性が自身の生活をそこで送ることを選ぶことはとても難しいことである。」

- 20.60 [南アジア女性ネットワーク \(SAWNET\)](#) のオンラインフォーラムのウェブサイト（アクセス日 2012 年 2 月 3 日）には、スリランカで女性が直面する問題を対処する複数の機関をリスト化している。

[レイプ/家庭内暴力](#)も参照のこと。

- 20.61 2012 年 1 月 30 日付の BHC 文書<sup>391</sup>には、次のように述べられている。

「レイプ被害者への政府援助は、幾つかの改善が見られているが十分ではない。国はこの問題を認識しており、苦情に対処するために数年前に、スリランカ警察局子ども・女性事務局が設けられた。局に対する警部補 (IP) は我々に、現在は同事務局が、国内 42 箇所で稼動しており、内戦後北部及び東部で、新しく部局が開設された、と伝えた。子ども・女性事務局本部はパゴダとコロomboにある。女性の副警部補も 42 箇所に配属されており、苦情をどのように同情して記録し、連携病院にどのようにスムーズに照会するかの訓練を受けた。主に、家庭内虐待の被害者に対して行われているパストラルケアを行う複数の NGO はあるものの、レイプ被害者に行われる長期的援助はないようである。IP は、レイプ及び性的虐待事件の殆どは 16 歳以下の女性から報告されている、と述べている。これらの年齢には、インターネットや SMS、

---

<sup>391</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2012 年 1 月 30 日付文書

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

カメラ付き電話など発達した技術があるために、交際問題が多く暴行に繋がっている、と述べている。統計が更新されていないため、17歳以上の事件で報告されたものについては述べるできない、と伝えている。しかし、多くの女性がレイプや性的虐待の苦情を自ら伝えようとしないうえ、17歳以上の女性からの報告は比較的少ない。IPは、被害者は専門のカウンセリングサービスを月曜から金曜までの毎日、8時半から16時半まで、受けることができると付け加えた。」

20.62 同 BHC 文書<sup>392</sup>は次のように続けている。

「NGO 家族計画連盟ガバナンス (FPA) スリランカの理事長は、内戦が終わりに近づくにつれ、国内北部及び東部では一層支援活動が増えていると述べている。彼女は、内戦中北部・東部のタミル人女性は戦闘のために採用されることを避けるために進んで妊娠した、と述べている。妊娠することで、LTTE の一員になることから逃れることができ、世帯にとどまることができた。しかし、その後彼女らは両親及び夫から離れ IDP 収容所に留まり、中には3年間を過ごした者もいた。しかし殆どは家族や近所と再会し、社会に再び加わった。マンクラム及びジャフナの主要コミュニティプロジェクトは UNFPA と家族計画連盟が共同で運営している。」

[女性に対する暴力](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 21. 児童

本節の読者は、前述の女性に関する記事、特に国及び社会による少女の地位/扱いに関する記事も合わせて読むことを勧める。

### 概要

21.01 スリランカは 1991 年 7 月 12 日、国連子どもの権利条約 (UNCRC) を批准した。その後も、武力紛争への子どもの関与に関する UNCRC 選択議定書 (2000 年 9 月 8 日)、児童売買・児童買春及び児童ポルノに関する UNCRC 選択議定書 (2006 年 9 月 22 日) を批准した。(UNHCR 条約本体データベース、批准及び保留、国による状況、日付不明、ウェブサイトアクセス日 2010 年 9 月 20 日)<sup>393</sup>

<sup>392</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

<sup>393</sup> 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、スリランカ、批准状況、日付不明

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 21.02 UNICEF の「2011 年度世界子供白書：青少年—機会の年齢」<sup>394</sup>（2011 年 2 月付）は、18 歳未満の総人口は 2009 年で 585 万人、5 歳未満は 178.4 万人と報告している。
- 21.03 スリランカの子どもに関する主要な人口統計データは、[UNICEF のウェブサイト、スリランカ](#) から入手できる（日付不明、ウェブサイトアクセス日 2012 年 2 月 3 日）。2009 年の 18 歳未満の総人口は約 580 万人である<sup>395</sup>。加えて、栄養、健康、HIV/AIDS、教育、人口指標、経済指標、女性、児童保護、5 歳未満の死亡率及び子どもの死亡減少における進展度を網羅した基本的な統計情報は、2011 年 2 月発行の UNICEF 報告書「[2011 年世界子供白書](#)」に付録で閲覧できる。

## 法的権利

- 21.04 刑事責任を問われるのは 8 歳からであるが、「…裁判所は、子どもの成熟度を主観的に評価することによって、自由裁量で（これを）12 歳まで引き上げる」（スリランカの「普遍的・定期的レビュー」に対する国連のコメント：日付不明、アクセス日 2010 年 9 月 20 日）<sup>396</sup>。選挙権取得年齢は 18 歳である（2011 年 5 月 17 日更新の CIA ワールド・ファクトブック、スリランカ<sup>397</sup>）。軍に自発的に入隊できる最低年齢は 18 歳である。
- 21.05 法的に性交ができる年齢は 16 歳である（アバート、性交の世界年齢<sup>398</sup>、日付不明、ウェブサイトへのアクセス日 2011 年 6 月 1 日）。最低結婚年齢は 18 歳である。ただし、「親が未成年者の結婚の承諾を許可する」規定が、婚姻法にはある。「親が不当に同意を控える場合、裁判所は結婚を認める場合がある。しかし裁判所の考えでは、親による承諾の拒否は、その拒否に理由がなく未成年者の利益に反すると裁判所が判断した場合にのみ却下される。」とも書かれて

---

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/ratification/index.htm> アクセス日 2010 年 9 月 20 日

<sup>394</sup> UNICEF 「2011 年世界子供白書：青少年—機会の年齢」

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf) アクセス日 2011 年 5 月 31 日、表 6

<sup>395</sup> UNICEF スリランカ、統計、2010 年 3 月 2 日最終更新

[http://www.unicef.org/infobycountry/sri\\_lanka\\_statistics.html#78](http://www.unicef.org/infobycountry/sri_lanka_statistics.html#78) アクセス日 2012 年 2 月 3 日

<sup>396</sup> UNICEF、スリランカの「普遍的・定期的レビュー」に対する国連のコメント、日付不明

[http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF\\_LKA\\_UPR\\_2008\\_UnitedNationsChildrensFund\\_uprsubmission.pdf](http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF_LKA_UPR_2008_UnitedNationsChildrensFund_uprsubmission.pdf) アクセス日 2010 年 9 月 20 日

<sup>397</sup> CIA ワールド・ファクトブック、スリランカ

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011 年 12 月 27 日更新、アクセス日 2012 年 1 月 27 日

<sup>398</sup> アバート、性交の世界年齢、日付不明 <http://www.avert.org/aofconsent.htm> アクセス日 2010 年 1 月 27 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

いる（HelplineLaw.com、日付不明、ウェブサイトアクセス日 2010年9月20日）<sup>399</sup>。しかしイスラム教徒間では、「女子の場合は思春期の始まりとともに結婚年齢に達してから、男性の場合は金銭的に家族を養うことができるようになった時から、通例の宗教慣習に従い続ける」（米国国務省 2010年度下半期国際信教の自由レポート<sup>400</sup>、スリランカ、2011年9月13日発行）。

- 21.06 米国労働省の 2010 年度「最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告」<sup>401</sup>では、次のように述べられている。

報告期間の間、スリランカ政府は児童労働の最悪の形態を取り除くために包括的な児童労働政策を採択して大きく前進した。さらに、政府は児童労働の危険な職業リストも採用した。これら重大な結果を得られたにも関わらず調査では、政府が武装紛争や人身売買を含む児童労働の最悪形態から子どもを守る法律を違反したということで、責任者を処罰したという証拠が限定的であるということが分かった。」

「2006年の刑法（修正法）第16番では、18歳未満の子どもを借金による束縛や強制労働、奴隷、武装紛争や人身売買に巻き込んだ人を違法にし、刑罰を科している。1995年の刑法（修正法）第22番及び1998年の第29番では、18歳未満の子どもをポルノや売春に巻き込んだ者を違法にし、刑罰を科している。

- 21.07 児童の武装内戦関与に対する子どもの権利条約選択議定書第8条のもと、締約国によって提出された報告の国連考察「最終見解：スリランカ」<sup>402</sup>（2010年10月1日付）は、次のように述べている。

「安全に関する攻撃に遭ったと疑われる子どもは、2005年の有事（様々な規定及び権力）規

<sup>399</sup> HelplineLaw.com 家族法、スリランカ、日付不明

<http://www.helplineLaw.com/article/sri%20lanka/167> アクセス日 2010年9月20日

<sup>400</sup> 米国国務省 2010年度下半期国際信教の自由レポート、スリランカ、2011年9月13日

[http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010\\_5/168252.htm](http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168252.htm) アクセス日 2012年1月27日

<sup>401</sup> 米国労働省の、2010年度最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告、2011年9月（ecoinet 経由でアクセス）

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1317902661\\_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1317902661_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf) アクセス日 2012年2月3日、699ページ目、700ページ目

<sup>402</sup> 児童の武装内戦関与に対する子どもの権利条約選択議定書第8条のもと締約国によって提出された国連報告考察「最終見解：スリランカ」2010年10月1日

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-OPAC-LKA-CO-1.doc> アクセス日 2011年5月26日、7ページ目

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

制第1番及びテロ活動防止法のもと抑留され、これからも抑留されるのではないかという深い懸念を抱いている。委員会は、これらの子どもが最長1年間、周知されていない場所で抑留され、抑留の合法性を調査するため弁護士、家族、裁判官及び他の所轄官庁への接触ができないことを深刻に懸念している。」

「委員会は、更生と社会復帰手続きに司法介入を導入している、子どもに優しい更生及び児童容疑者・逮捕者の社会復帰手続きに関する2008年の有事規制第1580/5番の採択について述べている。一方で委員会は、この過程が国際青少年司法基準を遵守していないことに懸念を抱いている。その懸念は特に、法的勧告により支えられている子どもの権利、保護住居センター内に彼らを配置することの合法性に異議を申し立てる子どもの権利であり、またそれゆえ国連機関から支援を受けていない。」

「委員会は、以前武力紛争に関与していた子どもは、治安・テロに関する疑いで抑留された者も含めて、起訴は絶対にされないという肯定的な保障が締約国から委員会になされたことを述べた。委員会は、以前武装集団に関与していた子どもの刑事責任を明確にする書類がなければ、成人未成人に等しく適用される2006年9月の有事規制1462/8及び他の治安・反テロ法の適用が子どもの起訴で適用される可能性があることに対して懸念を示している。」

[有事規制及びテロ活動の防止](#)も参照のこと。

21.08 英国高等弁務団（BHC）の文書（2012年1月30日付）<sup>403</sup>には、次のように述べられている。

「子どもに関しては、我々は救世軍のスポークスマンに、子どもたちは単にその非合法性だけで差別されたのかどうかを認識しているのかを確認した。彼女は、認識していないと答えた。我々は更に、中東の雇用主から虐待を受けた女性や、スリランカ・アラブの外見の女性から生まれた子どもも含めて、異なる民族/宗教間の結婚で生まれた子どもの非合法性に関する問題を認識しているのか、確認した。彼女は再び、彼らに対する差別については何も知らないと答えた。また、スリランカ・アラブの外見の子どもを持つ親は、一般的に子どもの容姿が魅力的であるため通常有望である、ということをつけ加えた。

21.09 スリランカの子ども国内法に関する情報は、子どもの権利国際ネットワーク（CRIN）、スリランカのウェブサイト当該箇所より入手でき、[こちら](#)からアクセス可能である。

---

<sup>403</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## 子どもに対する暴力

保護制度の問題に関する情報については、[児童養育及び保護](#)も参照のこと。

- 21.10 米国国務省の「2010年度人権報告書：スリランカ」(USSD 2010)<sup>404</sup> (2011年4月8日発行) は、次のように述べている。

「法の下では、児童虐待の定義には子どもへの性的暴力、人身売買、子どもへの残虐行為など全ての行為が含まれる。法律では、搾取的な労働や非合法的な活動への子どもの利用、また義務教育規制に反する方法での子どもの利用も禁じている。法律はまた、児童虐待の定義に、児童の戦争への参加を含めている。」

「複数の NGO は、子どもの搾取の問題は不十分な法律制定よりはむしろ、執行がされていないことに原因があるとしている。BPCW (児童・女性保護局) は子どもと女性に対する犯罪についての調査を実施する一方、国立児童保護局 (NCPA) には教育、医療、警察及び法律専門家がいて、大統領に直接報告を行った。2009年の一年では、BPCW は子どもに対する 1,974 件の深刻な暴力犯罪に関する苦情、また 986 件の軽犯罪に対する苦情を受けた。」

「子どもに対して性的搾取の罪を行った者を裁判にかけるために、政府は更に国際的な協力を主張した。政府は特定の種類の侵害に関する記録を残していないが、法律は特に、児童ポルノ、児童買春並びに児童売買に関して、18歳未満の者と定義される子どもに対する性的侵害を禁じている。ポルノ、売春に関する侵害の刑罰は2年から5年の懲役である。子どもの性的侵害に対する刑罰は5年から20年の懲役及び明記されていない罰金である。2009年末までに、政府は1,575件の訴えを受理し、そのうち497件は誘拐、子どもへの残虐行為、レイプ、法定強姦を含む子どもへの性的暴力及び搾取の罪で起訴され、299件は不起訴、303件は更なる調査のため警察に付託された。残りは2009年末時点で係争中であり、年末時点でそれ以上詳しい情報は明らかになっていない。」

- 21.11 USSD 2010 レポート<sup>405</sup>は更に次のように続けている。

---

<sup>404</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書、スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 6

<sup>405</sup> 米国国務省 2010 年度人権報告書、スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011 年 5 月 11 日、セクション 6

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「子どもに対する商業目的の性的搾取は、沿岸のリゾート地では依然として問題である。複数の民間団体の推計によると、約 6,000 人の子どもが国内の性的産業で搾取され、現地住民がその多くの搾取に関与している。一方、外国人旅行者の方が性産業で何千人という子ども、特に少年を搾取している場合が多いと考えている団体もあり、それらの子どもの多くは人身売買業者によって売春を強いられると報告されている。こうした報告を明確に証明する確かなデータは殆どなく、この問題は 10 年前と比べてそれほど行われていないと述べている監視団もいる。保護観察・児童養育サービス局は、虐待は性的搾取の児童被害者を保護し、避難所を提供している NGO とともに活動している。」

- 21.12 国連の「経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会の最終見解」<sup>406</sup>（2010 年 12 月 9 日発行）は、次のように述べている。

「委員会が以前に推奨したように、当該締約国が児童労働法を執行して有効な対策を講じていないこと…及びおよそ 100 万人の子どもが相変わらず経済的に農業や家事労働で搾取されており、家事労働の場合は、子どもは様々な暴力の対象となることが多いことを、委員会は深く懸念している。」

「委員会は、数千人の子どもが、児童買春旅行も含め、性的に虐待、搾取されたままであることを深く懸念している。委員会はまた、人身売買業者を含む児童の性的搾取、及び虐待の加害者が起訴されることは余りない一方、子どもの被害者は相変わらず法的保護から除外され、売春を行ったとしても再拘留されるおそれがあると指摘する。」

- 21.13 米国労働省の「2010 年度児童労働の最悪の形態に関する調査報告」<sup>407</sup>（2011 年 9 月付）には、次のように述べられている。

「スリランカの子どもは、農業を含む最悪の労働形態に従事している。」

「子どもは家事労働にも従事しておりこの分野は余り規制されておらず正式書類もない。子どもは時には肉体的、性的及び感情的虐待の対象となる。子どもは露天商人としても働いている。」

---

<sup>406</sup> 国連「経済的、社会的及び文化的な権利に関する委員会の最終見解：スリランカ」（2010 年 12 月 9 日付）<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> アクセス日 2011 年 5 月 25 日 8 ページ目

<sup>407</sup> 米国労働省「2010 年度児童労働の最悪の形態に関する調査報告」、2011 年 12 月発行 [http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1317902661\\_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1317902661_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf) アクセス日 2012 年 2 月 1 日、699 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「報告によれば、鉱業、漁業、建設業及び製造業で働いている…」

「子どもは、その多くは男児だが、売春旅行の一部として沿岸部で売春に搾取される。農業で働いている子どもの中には借金による束縛を受けている者もいる、という証拠は限定的で、12歳未満の子どもには、誘拐され花火、漁業業界で働かされる者もいる。」

- 21.14 協定第 44 条のもと締約国が提出した報告の国連考察、「最終見解：スリランカ」<sup>408</sup>（2010 年 10 月 1 日付）は、次のように述べている。

「委員会は、申し立てのされた市民、病院、学校、人道機関の砲撃、空中砲撃及び食料、医療、人道支援の計画的略奪が顕著に行われた結果、内戦の最終 5 ヶ月間で数百人もの子どもが死んだことに対する調査を、締約国が十分に行わなかったことに対して深い懸念を抱いている。委員会はまた、高度な栄養不足と貧困が締約国内、特に内戦の影響を受けた不利な地域で、多くの子どもが生き残り成長する権利を蝕んでいる、ということにも深い懸念を抱いている。」

- 21.15 同資料<sup>409</sup>はまた、「委員会は、2005 年の家庭内暴力防止法第 34 番の採択を歓迎した一方で、締約国内で蔓延し数が増えている児童虐待・ネグレクト（家庭内及びコミュニティ内での子どもの性的虐待を含む）に対して、深刻に懸念を抱いている。」と付け加えている。

- 21.16 米国国務省の「2011 年度人身売買に関する報告書」<sup>410</sup>（2011 年 6 月 27 日付）は、次のように述べている。

「国立児童保護局（NCPA）の推計によると、2009 年にはスリランカで約 1,000 人の子どもが商業目的の性的搾取を受けているが、複数の NGO は、実際の数 は 10,000 人から 15,000 人になると考えている。内戦後のとても貧しい西部地域沿岸で旅行業が近年増加していることは、児童買春旅行の需要を増加させるのではないかと NGO は懸念を抱いている。乾燥地帯の農業地域でプランテーションや、花火、漁業業界で奴隷労働、強制労働に従事している子どもがいるとの報告がなされている。コロンボにいる子どもの家事労働者は、一般的に国内タミル人の茶栽培地区からの者が多いが、物質的・性的・精神的虐待、賃金未払、移動の制限などを受

<sup>408</sup> 協定第 44 条のもと締約国が提出した報告の国連考察、「最終見解：スリランカ」  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-LKA-CO-3-4.doc> アクセス日 2011 年 5 月 26 日、7 ページ目

<sup>409</sup> 協定第 44 条のもと締約国が提出した報告の国連考察、「最終見解：スリランカ」  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-LKA-CO-3-4.doc> アクセス日 2011 年 5 月 26 日、7 ページ目

<sup>410</sup> 米国国務省「2011 年度人身売買に関する報告書」、2011 年 6 月 27 日付、スリランカ章、  
<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2011/164233.htm> アクセス日 2012 年 1 月 29 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

けている。女性や子どもの中には、代理店により衣類業界での仕事が約束されていたが、売春を強要された者もいる。」

「スリランカは人身売買を撲滅するための最低基準に準拠していない。しかし、そのための大いなる努力を行っている。」

「政府は引き続き、6つの資源センターを通じて、虐待を受けた子どもに対してカウンセリング及びデイケアを行っているが、報告期間内に、実際に行われたとしてもどれだけ多くの人身売買がされた子どもが援助されたのかは分からない。」

21.17 追加情報については、[国立児童保護局 \(NCPA\) のウェブサイト](#)を参照のこと。

21.18 2011年11月7日、デイリー・ミラー (スリランカ) <sup>411</sup>は次のように報じた。

「子どもが虐待されたという7,000件以上の苦情が、今年スリランカで記録された、と当局は日曜日に述べた。」

「国立児童保護局は、苦情の殆どには、両親や保護者、あるいは子どもを知っている人によって彼らが性的虐待を受けたり、苦しめられたりしている、と述べた。」

「スリランカは児童虐待を報告するための国の電話ホットラインを用意している。多くの苦情はホットラインを通じて受理され認証されている、と述べるのは、国立児童保護局の局長であるアノマ・ディッサナヤカ (Anoma Dissanayake) である。」

「ディッサナヤカ (Dissanayake) は、国内で政治的繋がりがある人もまた児童虐待に関与していると考えられているが、容疑者の政治的な繋がりのため、事件は報告されないままである、と伝えた。」

21.19 2011年11月13日、同資料 <sup>412</sup>は次のように報じている。「警察は、今年1月から9月の間で、258件の子どもが関与した性的虐待を特定した。」更に「(国会が提案した資料によると) 2010

---

<sup>411</sup> デイリー・ミラー (スリランカ)、スリランカは7,000件以上の児童虐待の苦情を受理、2011年11月7日、<http://www.dailymirror.lk/news/14582-sl-records-over-7000-child-abuse-complaints.html> アクセス日 2012年1月21日

<sup>412</sup> デイリー・ミラー (スリランカ)、性的虐待事件が増加、2011年11月13日 <http://www.dailymirror.lk/news/14731-sex-abuse-cases-on-the-rise.html> アクセス日 2012年1月21日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

年には、子どもが虐待、性的虐待を受けた事件は334件あり、その前年に報告された346件より僅かに減少した。2007年には、366件が報告され、2006年は262件だった。しかし、2005年には451件が報告され、2004年には471件が報告された。」2011年12月29日の同新聞<sup>413</sup>は、次のように報じている。「警察のスポークスマンであるSPのアジス・ロハナ(Ajith Rohana)は、前年と比べて今年は法定強姦の件数が増加したことが分かった、と述べている。」また、「今年は合計で1,637件の法定強姦が報告された、と警察は述べている」とも伝えた。

21.20 2012年1月30日付のBHC文書<sup>414</sup>は、次のように述べている。「IP(警察調査員)は、レイプ及び性的虐待事件の多くは、16歳未満の女性から報告されている、と述べている。インターネット、SMS、カメラ付き電話等の発達した技術が利用できるため、交際問題が多くの虐待に繋がった、と述べている。被害者は、月曜から金曜の毎日、朝8時半から16時半まで専門のカウンセリングサービスが利用できると付け加えた。」

21.21 スリランカ統計局(2010年度統計要覧<sup>415</sup>第VIII章、社会状況、犯罪別重大犯罪、2005—2009)(日付不明、ウェブサイトアクセス日2011年6月1日)には、2009年には、子どもに対する残虐行為及び子どもの性的搾取は346件だったと記録してされている。2006年、07年及び08年の数字はそれぞれ362、366、340であった。

[女性器切除\(FGM\)](#)も参照のこと。

#### 北部における保護・養育者のいない孤児、子ども

21.22 国連事務総長の報告書「児童及び武力紛争」<sup>416</sup>(2010年4月13日付)は、次のように記録している。

「(2009年)9月末時点で、親から引き離された児童、保護・養育者のいない児童及び孤児は、スリランカ北部に1,221人いることが確認されている。そのうち571人は、再び家族または親戚と暮らすようになり、704人は養護施設に入所している。さらに、162人の親は、自分の子

<sup>413</sup> デイリー・ラー(スリランカ)、2011年には1,637件のレイプが報告される：警察、2011年12月29日 <http://www.dailymirror.lk/news/15756-1637-rape-cases-reported-this-year-police.html> アクセス日2012年1月21日

<sup>414</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

<sup>415</sup> スリランカ統計局、2010年度統計要覧<sup>415</sup>第VIII章、社会状況、犯罪別重大犯罪、2005—2009、<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap13/AB13-13.pdf> 日付不明、ウェブサイトアクセス日2011年6月1日

<sup>416</sup> 国連事務総長の報告書「児童及び武力紛争、スリランカ」、2010年4月13日

<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4bfce6a2.pdf> アクセス日2010年8月27日、段落156

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



子どもが行方不明であり、2009年にバブニヤに建てられた家族追跡・再結成課に、子どもを追跡する要求を出し続けた、と保護観察官に報告した。」

- 21.23 協定第44条のもと締約国が提出した報告の国連考察、「最終見解：スリランカ」<sup>417</sup>（2010年10月1日付）は、次のように述べている。

「委員会は、子どもの貧しい居住環境、特にバブニヤ地区、ジャフナ地区及びメニク・ファームにあるIDP収容所に収容されている連れのない子ども、障がいを持つ子どもと、現在通行地域及び帰着地域に住んでいる子どもに深刻な懸念を抱いている。委員会はまた、何度も強制排除や家族との別離に遭い、必要不可欠の基本的サービスを受けなかったことでトラウマを持った国内で別離した子どもが、締約国の援助が不十分なことと、2010年6月より国際・国内人道機関の活動に制限が設けられていることにより援助を受けていないことに懸念を抱いている。」

- 21.24 武装紛争に関わった子どもに関する子どもの権利条約協定の選択議定書第8条のもと、締約国が提出した報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」<sup>418</sup>（2010年10月1日付）には、次のように述べられている。

「家族追跡がある程度の進展を見せたにも関わらず、行方不明の何百人の子どもの消息がはっきりと分かっていないこと、また、連携した追跡を行う機構が存在しないことや人道組織（一時キャンプや帰着・再定住地域に接近して家族追跡・家族統合を専門とする組織を含む）が直面する障壁を主な原因として、多くの子どもの身元確認がされていないことに深く懸念を抱いている。委員会はまた、内戦による子どもの死亡について正確なデータが存在しないこと、家族が死亡証明書を入手しづらいことについても一層の懸念を抱いている。」

- 21.25 2011年8月1日、Irin<sup>419</sup>は次のように述べている。

---

<sup>417</sup> 協定第44条のもと締約国が提出した報告の国連考察、「最終見解：スリランカ」

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-LKA-CO-3-4.doc> アクセス日2011年5月26日、17ページ目

<sup>418</sup> 武装紛争に関わった子どもに関する子どもの権利条約協定の選択議定書第8条のもと、締約国が提出した報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」2010年10月1日付、

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-OPAC-LKA-CO-1.doc> アクセス日2011年5月26日

<sup>419</sup> Irin、スリランカ、600人以上が現在も行方不明、2011年8月1日、

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=93381> アクセス日2012年1月21日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「政府のデータベースによると、スリランカの長期にわたる内戦が公式に終了してから2年以上が経っても、630人の子どもの消息が分かっていない。」

「多くは、内戦の最終段階が終結した2009年5月18日に行方不明になった。この時は、1983年よりタミル人の本拠地を独立させるためにずっと戦っていた、今は敗れたタミル・イーラム解放の虎に、政府軍が勝利宣言をした時である。」

「国連児童基金（UNICEF）が引用した報告によると、これら行方不明になった64%はLTTEに採用されたが、30%は政府消息が絶たれてからは分からない。」

「2009年10月、チャールズ（ピエンシア・チャールズ（Piencia Charles）、バブニヤ地区の最高政府職員）はバブニヤ地区事務局内に家族追跡部を作った。」

「今まで、600人以上の子どもがこの部を通じて両親と再会してきた。13件は保留中及び確認待ちである。」

「両親から報告された別の34の氏名が、データベース上のものと一致した。職員が現在子どもの身元を確認しようとしている。」

「最近、子どもを捜すために助けを求めてチャールズ（Charles）の元を訪れる人の数が減っている。しかし、リストにある人を追跡するには時間がかかる。」

21.26 2011年8月29日、BBC シンハラ<sup>420</sup>は次のように報じた。

「1,800人のうちおよそ600人は、UNICEFが他の複数の組織と調整をして家族と再会した、とバブニヤ政府職員（GA）のPSMチャールズ（Charles）がBBCタミルサービスに伝えた。」

「チャールズ（Charles）氏はまた、UNICEFの支援のおかげで、地域の1,000人以上の親から懇願を受けた行方不明の子どもの消息をつかむための行動が進行中であることも伝えた。」

21.27 追加情報は、国連事務総長の報告書「スリランカの児童及び武力紛争」より入手できる。

---

<sup>420</sup> BBC シンハラ、1000人の子どもが戦争以来「未だ行方不明」、2011年8月29日  
[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/08/110829\\_children\\_missing.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/08/110829_children_missing.shtml) アクセス日 2012年1月21日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 21.28 子ども連れの家族がスリランカに戻ってきたことについての情報、帰着後の親のいない、離別した子どもの再会支援及び子どもの監視の仕組みに関しては、欧州委員会、少数派の帰着分野の実践に関する相対的調査（2011年12月）にて確認可能である（スリランカのセクション5、6を確認のこと）。

## 児童養育及び保護

以下の[健康と福祉](#)の項も参照のこと。

- 21.29 2008年に行われている国連・スリランカの「普遍的・定期的レビュー」に対するUNICEFのコメント（文書自体の日付不明、アクセス日2010年9月20日）<sup>421</sup>では、次のように報じられている。

「児童保護は懸念事項である。法に触れた子どもはしばしば再び、不当に差別される。これには虐待、ネグレクトの子ども被害者や、児童犯罪者の両方が含まれる。これには虐待という形態が取られ、時には児童犯罪者への拷問、遅延、家族からの隔離、拘禁、教育の剥奪、治療の必要性への配慮が欠けていることにまで及ぶ。これまで行われた訓練では、個々のサービス提供者への態度及び能力に取り組んだが、法に触れた全ての子どもに対して均一な保護環境を提供できるような基準と手続きの構築に失敗している。法改正は一般的に上意下達で行われており、子どもやサービス提供者の視点や経験は考慮されてこなかった。法・政策の継続的見直し、制度化された研修及び必要なインフラ支援の提供によって実践の強化を行っていく必要がある。主要な問題は、裁判所が子どもの成熟度を主観的に評価することによって、刑事責任年齢を12歳まで引き上げる決定権を有しているが、実際には8歳であるということである。」

- 21.30 2010年8月16日、デイリー・ミラー（スリランカ）<sup>422</sup>は、「保護観察・児童養育サービス局（DPCCS）が、国内にある420程度の国営・民営児童施設で500件以上の児童虐待が報告された、と述べている…」と報じた。

---

<sup>421</sup> UNICEF、国連・スリランカの「普遍的・定期的レビュー」に対するコメント、日付不明  
[http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF\\_LKA\\_UPR\\_2008\\_UnitedNationsChildrensFund\\_uprsubmission.pdf](http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF_LKA_UPR_2008_UnitedNationsChildrensFund_uprsubmission.pdf) アクセス日2010年9月20日

<sup>422</sup> デイリー・ミラー（スリランカ）、児童施設での児童虐待、2010年8月16日  
<http://www.dailymirror.lk/print/index.php/news/front-page-news/18600.html> アクセス日2010年10月8日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

21.31 米国労働省が発行した「2010年度：児童労働の最悪の形態に関する調査報告」<sup>423</sup>には、次のように述べられている。

「国立児童保護局（NCPA）は、児童発育・女性問題省（MCDWA）下の独立機関である。NCPAは児童保護の活動調整のため、全国運営委員会（National Steering Committee）と責任を共有している。この機関の義務には、児童虐待・搾取の政策の考案やこれらを撲滅する集団の調整、及び調査資源の流動化の実施などがある。NCPAには、物理的・性的虐待や性的搾取、武力紛争の被害者となった子どもの支援義務がある。NCPA及びスリランカ警察女性・児童局（WCBSLP）は、児童売買、児童の強制労働、商業目的の児童の性的搾取及び児童を違法活動への利用を撲滅するよう調整する責任を持つ主要機関である。」

「児童労働、児童売買、児童の強制労働、商業目的の児童の性的搾取及び児童を違法活動での仕事に用いることの違反に関する苦情は、NCPAとWCBSLPが運営している2つのホットラインを経由して伝えることができる。」

21.32 [国立児童保護局（NCPA）](#)のウェブサイトも参照のこと。

21.33 追加情報は[「セーブ・ザ・チルドレン：スリランカ」](#)及び[「UNICEFスリランカ」](#)にて入手可能である。

#### 政府及びNGOによる児童養育

21.34 UNICEFは、国連・スリランカ「普遍的・定期的レビュー」<sup>424</sup>（日付不明、アクセス日2010年9月20日）の中で次のようにコメントをしている。

「機関による保護は現時点で、スリランカで親の保護を奪われた子どもに対して最も一般的な解決策である。2006年末で、家族と離れた19,000人以上の子どもがこれらの機関で生活をしていた。女兒が男児を8%上回っている（つまり、女兒は54%）。」

「里親は適格者命令の発行により可能となるが、こうした命令は、親戚に預けることができる

<sup>423</sup> 米国労働省「2010年度：児童労働の最悪の形態に関する調査報告」、2011年9月（ecoinet経由でアクセス）[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1317902661\\_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1317902661_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf) アクセス日2012年2月2日。700ページ目、701ページ目

<sup>424</sup> UNICEF、国連・スリランカ「普遍的・定期的レビュー」でのコメント、日付不明 [http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF\\_LKA\\_UPR\\_2008\\_UnitedNationsChildrensFund\\_uprsubmission.pdf](http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session2/LK/UNICEF_LKA_UPR_2008_UnitedNationsChildrensFund_uprsubmission.pdf) アクセス日2010年9月20日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

子どもの場合にしか活用されない。さらに、機関での養育という手段は、親による養育に関係せずに家族問題を解決する上でも頻繁に実践されている。子どもは、保護観察・児童養育サービス局（DPCCS、児童に社会福祉を提供する機関）の職員の介入によってか、親自身によって施設に送られる。」

21.35 スリランカで活動中の、児童向け NGO の包括リストは [CRIN（児童権利情報ネットワーク）のウェブサイト](#)より入手可能である。

21.36 協定第 44 条のもと締約国が提出した報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」<sup>425</sup>（2010 年 10 月 1 日付）は、次のように述べている。

「多くの機関が未登録のままであり（あるいは）十分に規制・監視されていないにも関わらず、締約国が児童の施設の出所に関する明確な国策を考案しておらず、児童を施設に入れ続けることを強調しているということに、委員会は深刻な懸念を抱いている。これによって、次のような影響がある。」

- (a) 子どもを施設から出所させ（又は）子どもを家族に再統合させる仕組みは、これらの施設の殆どで行われておらず、多くの子どもは家族との関係を維持していない。
- (b) 法に触れた子ども、虐待やネグレクトの児童被害者、障がいをもつ子ども、また増加している貧しい生活をしている子どもの多くが、これまで長く施設に収容されており、これからもそうなる。
- (c) 子ども向け衛生用品や寝床、医療、衣類など基本的設備を提供できないという受け入れ難い状況が、多くの施設で蔓延している。
- (d) 子どもの感情的幸福は施設によって大きな影響を受け、ケア提供者の殆どが訓練を受けておらず、十分な報酬を受けておらず離職率が高いという事実が、状況を悪化させている。
- (e) 施設にいる子どもはしばしば、職業訓練やカウンセリング、他の代替教育機会を奪われており、
- (f) 施設内の子どもの状況は定期的に調査されていない。

## 教育

---

<sup>425</sup> 協定第 44 条のもと締約国が提出した報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-OPAC-LKA-CO-1.doc> アクセス日 2011 年 5 月 26 日、11 ページ目

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



- 21.37 USSD 2010 レポート<sup>426</sup>は、次のように述べている。「法律は、5歳から14歳の子どもに学校に通うように求めている。政府は公的教育と医療の包括的な仕組みを提供している。教育は大学のレベルまで無料である。』『再定住地域』に関しては、同レポートは次のように述べている。「学校施設は地雷が除去され再建されていたが、その多くが貧しい状態にあり、基本的な生活用品がない。これらの地域での医療は限られているが、一年間で改善は続いている。」
- 21.38 米国労働省の「2010年度：児童労働の最悪の形態に関する調査報告」<sup>427</sup>（2011年9月付）は、次のように述べている。「スリランカの子どもは学校に行くことができる。報告書は、殆どの子どもが9年間の必要な基礎教育を修了していると示している。しかし、20年間に及ぶ内戦及び2004年の津波が国内の特定の地域を荒廃させ、被害を受けた地域で大きな教育格差を生んだ。」また「スリランカの子どもは14歳まで、無料の義務教育を受ける」とも述べている。
- 21.39 同報告書<sup>428</sup>は、次のように付け加えている。「政府は、近年の内戦にひどく巻き込まれた、非国営の武装集団の元少年兵全員に更生・社会復帰計画を提供すると報じた。特に政府は、元戦闘員だった子どもに居住、教育、職業訓練施設3つを提供した。これらの施設は、遅れを取り戻すための教育クラスを提供し、コミュニティに子どもが復帰できるように家族が施設を訪問できるようにしている。」
- 21.40 2011年1月17日、スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>429</sup>は次のように報じた。

「国連に対してスリランカの女子教育の向上に対する演説を行った、スリランカの常駐国連代表代理であるシャベンドラ・シルバ（Shavendra Silva）は、政府は元児童戦闘員だった全員を更生・社会復帰させるために協調的な行動を取った、と述べた。」

『それらのうち、351人は女子であった。そうした子どもたちが教科書の代わりに武器を手取るように強いられていたことを知っていたので、スリランカ政府は彼らの更生のために強力

<sup>426</sup> 米国国務省 2010年度人権報告書：スリランカ（USSD 2010）、2011年4月8日発行、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> アクセス日 2011年5月26日、セクション6

<sup>427</sup> 米国労働省「2010年度：児童労働の最悪の形態に関する調査報告」2011年9月（ecoinet 経由でアクセス）[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1317902661\\_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1317902661_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf) アクセス日 2012年2月2日、700ページ目

<sup>428</sup> 米国労働省「2010年度：児童労働の最悪の形態に関する調査報告」2011年9月（ecoinet 経由でアクセス）[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1317902661\\_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1317902661_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf) アクセス日 2012年2月2日、700ページ目

<sup>429</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、元LTTE 児童幹部を社会復帰させるための強力なアプローチ、常駐国連代表代理、2011年1月17日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

なアプローチを採用した。』

「彼は、そのようなアプローチは女性の権利、生計を立てるための訓練、精神・社会的支援、とりわけ修復的司法の原則に基づいていると述べた。」

「小児期及び正規教育を経験する機会を失った者が、その年齢に関係なく一般教育資格試験を終えることができるように、『遅れを取り戻す学校』を通じて調整が行われている。」

「女性を含む元 LTTE 戦闘員を支援するため、『技能習得促進プログラム』のもとで職業、技術、言語の習得機会が提供されている。『ナナサラ (Nanasala)』すなわち英知の中心も、内戦の影響のある地域で、女性が多数派である若者に対する教育に基づくコミュニティ (原文のまま) を提供するために始まった別の計画である。」

21.41 2011 年度世界子供白書<sup>430</sup>では、「2004 年～08 年の若者 (15 歳～24 歳) の識字率 (15 歳から 24 歳の人で文字の読み書きができる人で、同世代の総人口の割合で表される、と定義される) はそれぞれ、男性が 97%、女性が 99%であると報告されている。」

21.42 スリランカ統計局は、その「2010 年度統計要覧・教育～学校の種類別学校数、生徒数、教師数及び生徒に対する教師の割合、2002 年～09 年」<sup>431</sup> (日付不明、ウェブサイトアクセス日 2011 年 6 月 1 日) の中で、2009 年には 10,205 校の公立学校、98 校の私立学校及び 697 校の修道大学 (仏教僧院) に 4,033,248 人の生徒がいる、と報じている。公立学校において生徒と教師の割合は 18 である。

21.43 2011 年 8 月 16 日、Irin<sup>432</sup>は次のように報じている。

「数年間の空白の後、何千人もの生徒が連続した教育を受け始め、元北部内戦地域のスリランカ教育当局は教師不足に直面している。」

「バブニヤ南教育部の補助教育長官であるジョン・エドワード・ソレム (John Edward Solemn)

---

<sup>430</sup> UNICEF、2011 年度世界子供白書「青年期—機会の年齢」

[http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report\\_EN\\_02092011.pdf](http://www.unicef.org/sowc2011/pdfs/SOWC-2011-Main-Report_EN_02092011.pdf) アクセス日 2011 年 5 月 31 日、表 5

<sup>431</sup> スリランカ統計局、2010 年度統計要覧、教育～学校の種類別学校数、生徒数、教師数及び生徒に対する教師の割合、2002 年～09 年、日付不明

<http://www.statistics.gov.lk/abstract2010/chapters/Chap14/AB14-3.pdf> アクセス日 2011 年 6 月 1 日

<sup>432</sup> Irin、スリランカ、元内戦地域での教師の高い需要、2011 年 8 月 16 日

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=93508> アクセス日 2012 年 1 月 21 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

は、特に地方の学校で英語と数学の教師が不足していることが、地方の大きな懸念事項であると述べた。」

「政府及び国連報告によると、北部州の計 1,016 の学校のうち、850 校が運営されている。」

「スリランカ政府、国連及び他の連携機関が 2 月に発行した、2011 年北部州援助合同計画によると、これらの学校うち 720 校 420 万米ドルで修理された。」

- 21.44 在コロombo英国高等弁務団(BHC)<sup>433</sup>の 2011 年 9 月 17 日付の文書は、国連開発計画(UNDP)を引用しながら次のように報じている。

「キリノッチ地区には 101 校の学校があり、そのうち 81 校が開校し機能している。備品不足、建物の改修そして水回り・衛生設備以外での困難は、教師の不足と、教師が使う交通機関の不足であった。地区外から教師が通勤しているため、一日のうち数時間しか開いていない学校もある。」

「ムライティブ地区には 109 校の学校があり、そのうち 79 校が開校し機能している。備品不足、建物の改修そして水回り・衛生設備以外での困難は、教師の不足である。教師が使う交通機関は依然として問題であるが、教師の多くは現在、平日はムライティブにとどまり、週末に地区外の家に戻る。」

- 21.45 2011 年 11 月 3 日、Irin<sup>434</sup>は次のように報じた。

「スリランカでは何十年にもわたる内戦が終結したが、国の教育制度への打撃は残っており、特に災害の多い東部に残っている、と家族や専門家は話している。」

「自然災害同様に内戦も家族を退去させ、学校に打撃を与えた、と国連児童基金 (UNICEF) の教育長であるブレンダ・ハイプリク (Blenad Haiplik) は商業の中心地、コロomboで答えた。」

「UNICEF によると、今年だけで、洪水によって教育インフラに 1200 万米ドルの被害がもたらされた。」

<sup>433</sup> 在コロombo英国高等弁務団、2011 年 9 月 17 日付文書

<sup>434</sup> Irin、スリランカ、教育は東部で改善できる、2011 年 11 月 3 日

<http://www.irinnews.org/report.aspx?reportid=94132> アクセス日 2012 年 1 月 21 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「更に教師も不足している、とスリランカの国際移住機関（IOM）のコミュニティ生活支援計画長のドゥミンダ・ペレラ（Duminda Perera）は述べた。」

21.46 英国高等弁務団（BHC）の2012年1月30日付文書<sup>435</sup>は、次のように述べている。

「(救世軍のスポークスマンは我々に次のように伝えた。) 児童は法により、利用可能な教育・健康管理設備を負担することはない。スリランカでは健康管理は無料であり、子どもに出生証明書が発行されれば教育も無料で受けることができる。しかし学校教育となると、異なる民族・宗教の両親を持つ子どもは宗教的、人種的困難に直面する。多くの場合、子どもはシンハラ人環境で教育を受ける。しかし、英語環境で子どもに教育を受けさせることができる裕福な家庭は、それが子どもにより適した学校教育であることに気づく。

## 健康と福祉

21.47 協定第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」<sup>436</sup>（2010年10月1日付）は、次のように述べている。

「委員会は、締約国が幼児、児童及び妊婦の死亡率の減少に目覚ましい成果を上げていること、及び妊婦・児童健康管理サービスを誰もが利用できるように継続的に努力を行っていることを指摘した一方で、健康に用いられたGDP（国内総生産）は2007年より減少し続けていることに懸念を示した。」

「委員会は更に、子どもの健康状態は彼らの居住地域によって大きな差があり、プランテーション地域や内戦の影響を受けた地域の子どものは特に不利である、ということに懸念を抱いている。」

「委員会は、青少年の健康に関する国家政策の策定、及び2005年の若者に優しい保健医療サービスの構築について指摘する一方、締約国内において青少年間での性と生殖に関する権利に関する知識が限定的であること、若者の自殺・アルコール問題がはびこっていること及び青少年のタバコ・麻薬利用について、懸念と共に述べている。委員会はまた、妊婦の死亡率の高さを示している締約国での中絶率の高さと同様に、10代の妊娠率の高さ（特に未開発地域、内戦の影響を受けた地域）に対して深刻な懸念を示している。」

<sup>435</sup> 在コロンボ英国高等弁務団、2012年1月30日付文書

<sup>436</sup> 協定第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-LKA-CO-3-4.doc> アクセス日2011年5月26日、13ページ目、14ページ目

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

21.48 同国連文書<sup>437</sup>は、次のように付け加えている。

「貧しい家庭を支援する多くの社会保護制度が存在し、全体的な貧困の割合は近年低下していることを指摘する一方で、委員会はそれにも関わらず、締約国内の家族及び子どもの大部分は、引き続き極度に貧しい生活を送っており、特に開発を蝕んでいる地方と茶のプランテーションではそうなっている。委員会はまた、不利な状況にある家族は、管理調整上の欠陥により、貧困救済計画から除外されていること、またこれらの仕組みが、既存の支援計画やサービスの存在をしばしば知らない家族など、これらを最も必要としている子どもや家族の需要をほとんど満たすことがないということについて、懸念を抱いている。

[目次に戻る](#)

## 22 人身売買

22.01 米国国務省の「人身売買に関する報告書」<sup>438</sup>（2011年6月27日発行）は、次のように述べている。

「スリランカは人身売買の主要国の1つであり、それほどひどくはないが、男女の子供が強制労働や強制人身売買の対象となる目的地である。スリランカ人男女及び一定数の子ども（16歳、17歳）は合意のもと、クウェート、ヨルダン、サウジアラビア、カタール、レバノン、アラブ首長国連邦、オマーン、バーレーン、シンガポールに移住し、建設労働者や家事従事者、衣類工場労働者として働いている。しかしこれらの労働者の中には、移動の制限やパスポートの没収、脅迫、物質的・性的虐待、抑留の脅迫、移住違反による国外追放などの実施を通して、後で自身が強制労働をしているということに気づく者もいる。」

「国内では、女兒は特に、北部を主導しているスリランカ陸軍メンバーの主要移動地点であるアヌラダプラ地区にて、売春宿で性的売買の対象となる。女兒より男児の方が、強制的に売春を行われる場合が多い。これは一般的に沿岸部で、国内児童売春旅行目的で行われる。2009年には、スリランカにおいて約1,000人の子どもが商用の性的搾取の対象になったと、国立児童保護局（NCPA）は推定している。しかしNGOの中には、実数は10,000人から15,000人

---

<sup>437</sup> 協定第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連考察「最終見解：スリランカ」、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC-C-LKA-CO-3-4.doc> アクセス日 2011年5月26日、15ページ目

<sup>438</sup> 米国国務省「人身売買に関する報告書」2011年6月27日発行、スリランカ、<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2011/164233.htm> アクセス日 2012年1月29日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



だと考えているものもある。複数の NGO は、東側沿岸にある内戦後の極貧地域における近年の旅行業の増加は、児童売春旅行の需要を上げるのではないかと懸念を示している。乾燥した牧畜地域及び花火産業、漁業産業において子どもが奴隷労働、強制労働の対象となっているという報告が複数存在する。コロンボの家事従事者の子どもは、一般的には国内の茶栽培地域からの者だが、物質的、精神的虐待や賃金未払、移動の制限等の対象となっている者もいる。女性子どもの中には、衣類業界での仕事を代理店から約束されたが、代わりに強制売春をされた者もいる。タイ、中国及び他の東南アジア、ヨーロッパ、旧ソ連の国々から来た女性のごく一部は、スリランカにおいて強制売春の対象となった。」

「スリランカは、人身売買撲滅の最低基準を完全に遵守していない。しかし、そうするよう大きな努力を行っている。政府は三名の人身売買人に有罪判決を下し（一件目は反人身売買法のもとで行った）、国内機関の特別捜査班を一新した。しかし、身元が特定された人身売買被害者（これら 3 件の有罪判決を支持する証拠を提供した者を含む）の抑留や人身売買に巻き込まれた機関の不正採用に対する刑事有罪判決を下さなかったこと、また人身売買の公的共謀等、深刻な問題は解決されないままである。」

22.02 同 USSD 報告書<sup>439</sup>は、次のように付け加えている。

「スリランカ政府は、報告期間に人身売買事件の取り組みにおいて法を執行すべく努力した。スリランカは 2006 年の刑法修正によって、あらゆる形態の人身売買を禁止し、20 年以下の懲役刑を規定している。これらの刑罰は十分に厳しく、レイプなど他の深刻な犯罪に対しても同様に規定している。」

「一年間で、人身売買を政府職員が共犯で行ったという証拠が幾つか存在する。警察及び他の職員が、売春宿の稼動を許可するために賄賂を受け取ったという申し立てが複数ある。これらの売春宿のうちの幾つかは、売買の被害者を搾取した。多くの採用機関は、政治家が運営しているか政治的な繋がりを持っている。複数の補助機関がスリランカ政府と共同で、文書を偽造・修正したり、実際の文書に嘘のデータを載せたりして海外旅行を容易にした。人身売買を共謀した職員に対して法的施行が行われたという報告は全くない。スリランカ警察は引き続き、反人身売買モジュールの教育を、採用者全員に基礎訓練で行う。さらに、以前 IOM のトレーナー訓練コースを受けた警察官は、報告期間内に地方警察署内で 16 回の反人身売買訓練ワークショップを行った。」

---

<sup>439</sup> 米国国務省「人身売買に関する報告書」2011年6月27日発行、スリランカ、<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2011/164233.htm> アクセス日 2012年1月29日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

「政府は今年、人身売買の被害者保護に対して限定的にしか前進していない。」

「政府職員は、先を見越して被害者を特定する公式手続きを行っていない。スリランカ移住局のカウンター人身売買情報センターは2010年、IOM（国際移住機関）と連携し、売買被害者を特定するために移住職員を10名訓練した。2009年には50名が訓練を受けた。政府は虐待を受けた女性子どもを保護施設に移すために救世軍との連携を求めているが、報告期間内に、たとえあったとしてもどれだけの人身売買被害者がいるのかはわからない。」

「スリランカ政府は昨年の中で、売買を防ぐ努力においてある程度前進した。政府は2010年10月に反人身売買特別捜査班を省内で組織した。法務省からの調整役が主導し、人身売買撲滅のために政府機関がどのように共同して活動するかの権限を拡張した。」

22.03 米国労働省「2010年度最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告」<sup>440</sup>（2011年9月付）において、次のように述べている。「子どもは国内で、商用性的搾取や強制労働、家事従事などのために売買されている。また海外でも、家事従事者として働くために、主に中東の国々で売買される。これらの国では、彼らは労働や性的搾取の被害を受けやすい。」

22.04 国連の「女性に対する差別撤廃委員会の最終見解：スリランカ」（2011年2月4日）は、次のように述べている。

「委員会は、人身売買の犯罪についての新たな規定の刑法への導入、意識向上活動の組織、及び反人道売買特別捜査班の設立を含む、締約国が着手した取り組みについて評価している。委員会は更に、証人保護に関する法案を入念に策定中であることについても評価している。しかし委員会は、人身売買での有罪判決の数の少なさ及び有罪判決を受けた者の刑罰の少なさ、更に、人身売買被害者のための保護対策と安全な施設の不足に懸念を抱いている。また、締約国が国連の国際組織犯罪防止条約を補完する、『人身売買、特に女性及び児童の売買を防止・抑止し処罰するための議定書』を批准していないことを、委員会は懸念している。」

22.05 この主題に関する追加・詳細情報は UNODC（国連麻薬・犯罪事務所）の報告書「[法的・政策再考—バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカでの人身売買に対する反応](#)」（2011年4月28日付）より入手可能であり、ハイパーリンクより閲覧可能である。

---

<sup>440</sup> 米国労働省「2010年度最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告」2011年9月（ecoinet 経由でアクセス）[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1317902661\\_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1317902661_2011-10-03-usdol-child-labor-2010.pdf)  
アクセス日 2012年2月2日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

[女性](#)、[児童](#)及び[国内で強制退去された人たち\(IDPs\)](#)も参照のこと。

[目次に戻る](#)

## 23. 医療問題

### 医療および薬品の入手可能性の概要

23.01 英国高等弁務団(BHC)コロンボ 2010<sup>441</sup>年 10 月 25 日付報告書簡から：

スリランカ保健省の綱領は「スリランカ国民に対する入手可能で利用可能な促進的、予防的、治療的、社会復帰上の高品質なサービスを通して達成できる最高の健康状態を得ることにより、スリランカの社会的、経済的発展に貢献すること」である([www.health.gov.lk](http://www.health.gov.lk))。スリランカ政府は国民保健サービスを通してすべての国民に無料の医療を提供する実績を促進している。本質的な予算が薬品購入に充てられ、国民が薬品を適切な価格で購入できるようにしている。

当方はスリランカ国営医薬会社(SPC)のゼネラルマネージャと話した。ゼネラルマネージャは、SPC は保健省の管轄下にあるが、784 人の従業員を持つ独立した団体であると語った。その会社の管理センターはコロンボの中心地に拠点を構え、全国的な薬品小売販売店を通して 24 時間体制で調整している。ゼネラルマネージャは、SPC が委託販売で仕事を請け負う民間企業の 52 の販売業者と 74 の種々のフランチャイズを持つと説明した。SPC はまた各店舗の調剤カウンターに独自の従業員を配置した、SPC の流通ネットワークの一部の Cargill's スーパーマーケットチェーンと提携している。そのほかに委託販売で操業する独立した小売店が存在する。SPC の主要な貯蔵倉庫はラトマラナ(Ratmalana)にあり、ほとんどの大衆向け薬品の 3 から 6 か月分の供給量を保管している。

23.02 同 BHC 書簡 <sup>442</sup>追加：

SPC はあらゆる西洋の薬品を調達可能である。しばしばインド国内ではある種の麻酔薬を入手することが困難な場合があり、インドの薬品もまた時折標準品以下であるが、SPC はまたヨーロッパの供給業者とも取引があり、しばしば特定の薬品をイギリス、フランス、ドイツおよびスイスから入手している。非常に特別な個々のケースにおいては、求められる商品の所在地の確認をするためにインターネットによる検索が実施され、それらの購入要求が保健省によって査定される。費用が政府と折り合いがつかない場合、ある個人はそれらの費用を負担する選択肢がある。

スリランカにおける処方料および調剤料は英連合王国よりも安い。2008 年 1 月 1 日現在、医療および栄養省は薬品自身の商標名で処方することを禁止し、その代わりにそれらの一般名称

---

<sup>441</sup> 英国高等弁務団コロンボ、UKBA COI サービスへの書簡、2010 年 10 月 25 日付

<sup>442</sup> 英国高等弁務団コロンボ、UKBA COI サービスへの書簡、2010 年 10 月 25 日付

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

を使用することを主張している。これは民間セクタ同様に行政サービスにおける医師に適用する。国営医薬会社(SPC)は一般名称で薬品を市場に流通させ、ほとんどの場合ブランド名入りのバージョンよりも安い。

- 23.03 WHO(世界保健機関)国別保健システムプロファイルスリランカ<sup>443</sup>(日付なし、2011年6月1日にウェブサイトアクセス)はスリランカ国内における保健資源に対する有益な一般情報を提供している。

保健要員の地域配分の大きな不均衡は明白である。コロombo地域には公的な保健職員を除いてほとんどのカテゴリーの保健要員が高度に集中している。2001年は専門家の35パーセントがコロomboに集中していた。行政の保健セクタは国民の大多数の医療ニーズを取り扱っている。保健領域における民間セクタはサービス提供と財政の面では規模が小さい。最近になって主として都市部において民間セクタが成長している。民間セクタの寄与は主として都市部においてである。過去においては国家医療システムの発展手段として、施設や装置を含む物理的インフラストラクチャを構築することに適切な重点が置かれた。これが国家全土における、保健センター、病院およびその他の医療機関の包括的ネットワークへ導いている。

- 23.04 WHO ミニプロファイル 2007<sup>444</sup>(2011年6月1日にアクセス)、スリランカに記録：

民間セクタは約60%の国民に医療を提供し、95%の入院患者の世話を提供している。民間セクタは主として治療を提供し、外来患者の約50%を受け持っている見積られる。これは主に都市部と副都市部に集中している。民間セクタは逆症療法とインドの民間治療法のもと世話を提供している。しかし、ウンナニ(Unani)、シダー(Siddha)および同毒療法(homeopathy)の個人開業システムも同様に存在する。地方住民の約60%は第一次的医療として伝統的な自然薬に依存している。

- 23.05 行政上の病院およびそれぞれの病床数の詳細は以下のリンクをクリックすることにより [スリランカ医療および栄養省\(2011年6月1日にアクセス\)のウェブサイト](#)で入手可能：

地域ごとの病院の種類別病床数

2010年スリランカの地域別病院および病床数

2010年度省系列下の病院

- 23.06 同ウェブサイト<sup>445</sup>は2010年12月現在、スリランカ全体で病床数総計69,501を持つ1,042の

<sup>443</sup> 世界保健機構(WHO)、国別保健システムプロファイル スリランカ、日付なし  
[http://www.searo.who.int/EN/Section313/Section1524\\_10878.htm](http://www.searo.who.int/EN/Section313/Section1524_10878.htm) 2011年6月1日にアクセス

<sup>444</sup> 世界保健機構(WHO)、2007年ミニプロファイル、スリランカ、日付なし、  
[http://www.searo.who.int/LinkFiles/Country\\_Health\\_System\\_Profile\\_9-Sri-Lanka.pdf](http://www.searo.who.int/LinkFiles/Country_Health_System_Profile_9-Sri-Lanka.pdf) 2011年6月1日にアクセス

<sup>445</sup> 医療および栄養省、スリランカの医療機関および病院の種類別病床数－2010年、

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

病院が存在すると記述した。

- 23.07 WHO 中核的健康指標、世界健康統計 2008<sup>446</sup>、日付なし(2011年6月1日にウェブサイトアクセス)2004年(最新の入手可能なデータ)版によると、スリランカ国内には10,479人の医師(総合医および専門医)が存在し、他方看護師および助産師は33,233人、薬剤師は990人である。
- 23.08 追加情報は保健省の保健人材(Health Manpower)、2008年12月31日更新(2012年2月3日にウェブサイトアクセス)にて入手可能。
- 23.09 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの書簡、2011年9月17日付<sup>447</sup>、国際連合開発プログラム(UNDP)からの引用：

キリノッチ(Kilinochchi)における医療セクタは人員不足に直面しており、特に医師が不足している。現在、医療インフラ施設が足りずとてもわずかな数の病院のみが機能している。その地域に必要とされるものは31の診療所と13の医療センターおよび13の病院である。現在1つの診療所と11の医療センターおよび1つの病院が完成し、機能している。さらに7つの診療所と1つの医療センターおよび6つの病院が現在建設中または改装中である。

ムライティブ(Mullaitivu)にある医療セクタもまた人員不足に直面しており、特に医師が不足している。現在医療インフラ施設が不足しており、わずかな数の施設のみが機能している。その地域に必要とされるものは59の診療所と59の医療センターおよび16の病院である。現在診療所は一か所もなく、2つの医療センターと5つの病院が完成し、機能している。さらに4つの診療所と7つの医療センターおよび3つの病院が現在建設中または改装中である。

- 23.10 ジャフナ(Jaffna)に関する同 BHC 書簡<sup>448</sup>、ジャフナにおける政府職員からの引用：

その地域における医療に関して、政府職員は我々に対して事態は改善しつつあるが多くの施設は依然職員不足であると語った。その政府職員はその地域に専門医はわずかしかおらず、心臓病専門医は一人もいないと語った。医療施設の開発に建築物が割り当てられているが、引き受け手や寄附者は名乗り出ていない。ジャフナ教育研究病院では100人以上の医師が本年度資格を得て、その多くがその地域で職に就くことに満足しているとして期待が持てる。その政府職員はその地域の医療におけるその他の懸念として多くの軍人とその家族が提供される施設を利用することであると付け加えた。

## HIV/エイズ—抗レトロウイルス治療

---

<http://203.94.76.60/nihs/BEDS/bedsum2010.pdf> 2011年6月1日にアクセス

<sup>446</sup> 世界保健機構(WHO)、コア保健指標、世界保健統計 2008年、日付なし

[http://apps.who.int/whosis/database/core/core\\_select\\_process.cfm?country=lka&indicators=healthpersonnel#](http://apps.who.int/whosis/database/core/core_select_process.cfm?country=lka&indicators=healthpersonnel#) 2011年6月1日にアクセス

<sup>447</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2011年9月17日付書簡

<sup>448</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2011年9月17日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



23.11 2010年8月5日イリン(Irin)<sup>449</sup>報告：

スリランカは比較的世界的なエイズの流行にはいまだ害されていないが、ごく少数の HIV 感染者の生活は極めて厳しい。「仮にあなたがエイズに感染しているならば、あなたは一晩で不道徳な人間とされる。」と首都コロンボのコロンボ大学の社会コメンテータであるチャマラ・スマナパラ(Chamara Sumanapala)氏は語った。「人々は HIV に感染した人々とともに生活することに単に馴染んでいない。」

HIV に感染している人は日常的に差別を受けている。

コロンボの独立した医療従事者チャミル・ジナダサ(Chamil Jinadasa)博士は社会的烙印が HIV/エイズと闘う国家の努力に対する主たる障壁となっていると語った。「人々は自らの家族や友人の中で社会的烙印を押されることに実際に悩まされている。」と博士はイリン/プラスニュース(IRIN/PlusNews)に語った。「これは主たる懸念であり、それによりさらに感染のリスクが増えている。」

23.12 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ(USSD2010)<sup>450</sup>2011 年 4 月 8 日発行において「HIV 予防サービスの提供を受ける者や HIV/エイズを伝染させるリスクの高いグループに対する公的な差別は存在しないが、これらのグループに対する社会の差別の報告がある」と記述。23.13 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの 2010 年 9 月 14 日付<sup>451</sup>書簡において HIV/エイズ治療薬の入手可能性について討議するために国家 STD/エイズコントロールプログラムのコンサルタントに接触していると言及した。：

「世界保健機関(WHO)により推奨されるすべての薬品は入手可能であるとコンサルタントは語った。政府は WHO の基準を満たす HIV 患者に対する第一級の治療を提供している。日和見感染に対抗する薬品は広く薬局で入手可能であり、薬局での価格は一般に英連合王国よりも安い。いずれかの行政医療機関で治療を求める者は無料で治療を受けている。世界銀行は国家 STD/エイズコントロールプログラムに資金提供を続けている。」

23.14 2010<sup>453</sup>年 12 月 28 日イリン<sup>452</sup>報告：

スリランカにおける HIV 有病率は比較的低い。：最新の政府データ(2009 年 12 月)によると 1,196 患者がおり、15 から 49 歳の人口の 0.1 パーセント以下であり、高リスクグループの 1

<sup>449</sup> イリン(Irin)、スリランカ：タブーが HIV への無知を広める、2010 年 8 月 5 日

<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportID=90077> 2010 年 10 月 6 日にアクセス

<sup>450</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ(USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、2011 年 5 月 11 日にアクセス、セクション 6

<sup>451</sup> 英国高等弁務団コロンボ、2010 年 9 月 14 日付書簡、要求に応じて入手可能

<sup>452</sup> イリン、スリランカ：烙印が HIV の報告を抑える、2010 年 12 月 28 日

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportID=91467> 2011 年 6 月 2 日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

パーセント以下である。

しかしながら、社会的烙印と知識の欠如により HIV 予防および情報のキャンペーンは困難なので、HIV の有病率の正確な評価は困難である。UNAIDS は感染総数が少なくとも公式データに示されるよりも 3 倍多いと見積もっている。

HIV にまつわる社会的烙印は HIV 陽性の人々が自身の症状を公表し、検査を受けることさえ躊躇させていると UNAIDS とスリランカの家族計画協会の HIV の烙印とともに生きる人々スリランカと題した共同報告書で警告した。

## 癌治療

- 23.15 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの 2012 年<sup>453</sup>1 月 29 日付書簡において西部州のマハラガマ(Maharagama)癌研究所への訪問およびシニアコンサルタント臨床腫瘍学者ヤサンサ・アリヤラトネ(Yasantha Ariyaratne)博士との会合について報告した。

博士は癌研究所がスリランカにおいて癌治療の主たる公立病院であり、この目的に特化した唯一の機関であると説明した。博士はその病院は 789 の病床を持ち、878 人のデイケア患者の世話をしていると説明した。我々は医療チームには 24 人の放射線治療腫瘍医、4 人の小児腫瘍医、3 人の外科腫瘍医、3 人の婦人科腫瘍医、1 人の血液学腫瘍医(それに加えスリランカ大学からの血液学学生)、1 人の一般医、2 人の麻酔医(4 人の見習麻酔医が常勤)および 150 人以上の医務官を含むと伝えられた。研究所は癌患者に対して化学療法、放射線療法および外科治療を提供し、1 基の線形加速器と小線源治療装置を保有している。我々はシニアコンサルタントのすべてがある段階において英連合王国、アメリカあるいはオーストリアにおいて訓練または就業した経験があり、その多くがイギリスの NHS システムに造詣が深いという情報を受けた。

アリヤラトネ(Ariyaratne)博士はカンディ(Kandy)、ガレ(Galle)(双方とも教育研究病院)、ジャフナ、アヌラドハプラ(Anuradhapura)、ブドゥラ(Badulla)およびクルネガラ(Kurunegala)にある公立セクタの病院内に癌ユニットがあると述べた。コバルト療法と併用した外科および化学療法のみが受けられるクルネガラを除き、外科、化学療法および放射線治療はこれらすべての病院で受けることができる。カンディ、アヌラドハプアおよびバチカロア(Batticaloa)に拠点を構える外科腫瘍医がいる。我々はスリランカの公的セクタにおいては利用できる骨髄移植施設が一つもないと知らされた。

- 23.16 2012 年 1 月 29 日付<sup>454</sup>BHC 書簡による更なる報告：

民間セクタ内では、化学療法、放射線療法および外科治療がコロンボおよびカンディにある病院で受けることができるとアリヤラトネ博士は述べた。民間セクタはある種の幹細胞移植の提供もできるが、これはごく限られている。癌治療を提供する病院は双方ともコロンボにあるセ

<sup>453</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012 年 1 月 29 日付書簡

<sup>454</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012 年 1 月 29 日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

イリンコ(Ceylinco)病院とオアシス(Oasis)病院である。博士は、セイリンコ病院は線形加速器を所有していると付け加えた。セイリンコのウェブサイト [www.ceylincohealth.com](http://www.ceylincohealth.com) では医療センターには高リスクの家系を特定する遺伝子試験と同様に口腔癌、乳癌、大腸癌、胃癌および子宮頸管癌のスクリーニングのための設備が整っている。マンモグラフィ、大腸内視鏡検査、内視鏡検査、喉頭鏡検査、超音波スクリーニングおよびX線が快適で気持ちの良い環境のセンターにて実施される。そのユニットはまた小線源治療、放射性ヨード治療および化学療法点滴も提供している。センターの放射線治療ユニットはまた最先端の線形加速器による強度変調放射線療法(IMRT)も提供している。アリヤトネ博士はこの治療の費用は約 500,000 ルピー (£2,835)であり、2週間の待機リストがあると語った。これは3週間から1か月の待機リストを持つ癌研究所により提供される治療に匹敵するが、無料である。

我々はアリヤトネ博士にあらゆる背景事情をもつスリランカの癌患者がすべての利用可能な治療を受けることができるか彼の意見を聞いた。博士はお金持ちの患者は当然スリランカ国内および外国の双方でも治療を受けることができると言った。しかしながら公的セクターは貧困な背景事情を持つ患者に対して柔軟な対応を提供している。博士は研究所がしばしばシンガポールやオーストラリアの治療を受ける患者を参考にしていると説明した。多くの場合、親族や友人がこの治療の資金集めのために集結するが、研究所は患者の代わりに大統領資金の許可を申請できる。各申請はそれ自身の利点が考慮され、有効な場合には患者は必要となる治療の資金を援助する金額が与えられる。アリヤトネ博士は化学療法治療の費用が高くつくのは保健省あてに書かれる書簡において患者の治療費用を負担する能力を含めた評価により治療の必要性を認めているからであると付け加えた。

#### 23.17 同 BHC 書簡 <sup>455</sup>追記：

癌治療の薬品の入手可能性に関して、我々は何年もの間スリランカ政府がそれらの薬品をスイスから購入していると知らされた。しかしながら、近年政府はインド、パキスタン、バングラデシュおよびインドネシアの製造業者からそれらを購入している。それらはスイスで製造されるものほど純粋ではないが、品質は良くなりつつあり、今や同等の標準にまで達している。不都合なことにこれらの薬品は長期の保管ができないので、特に特定の癌に対する特定の薬品への需要が大きくない場合政府は大量購入や貯蔵ができない。結果として、長期間の継続治療を受けている患者に対するこれらの薬品の供給は不規則である。また品質管理チェックが実施されていないので、政府が偽薬を購入している場合もしばしばある。アリヤトネ博士は多くの薬品会社は癌治療を容易に受けることができるように薬品を製造する薬剤師の数を増やし一般薬品の製造施設の信用を付与していると付け加えた。

## 腎臓透析

#### 23.18 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの 2012年1月30日付書簡 <sup>456</sup>による報告：

<sup>455</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012年1月29日付書簡

<sup>456</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012年1月30日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2012年1月26日に我々は、腎臓病患者福祉協会(KWPS)の会長であるジャネット・グンセセカラ(Janet Gunesekara)女史と話した。女史はスリランカの腎臓病患者の治療における最新情報を我々にもたらしした。グンセセカラ女史は近年スリランカにおいて腎臓病患者のための要望が増えていると述べた。女史は全国には約250の透析器とわずか17人の腎臓専門医しか存在しない。腎臓病を患う人の数の信頼できる統計は存在しないが、現在、毎年10,000人以上の人々が診断されていると見積もられている。この増加は慢性的な糖尿病と診断される患者数の多さと直接リンクしている。女史は多くの患者は双方の腎臓が機能を失う慢性的段階においてやっと腎臓病問題を特定されるという主たる懸念もあると述べ、急性の段階で診断される患者は極めてまれであると付け加えた。グンセセカラ女史は気づかずに病気を患っているさらに多くの人々がいるという意見を述べた。

透析治療を受ける機会の得やすさは、主として限られた機器への極めて大きな需要により極めて限定されているが、治療の費用と実質的に島全土にわたり水圧が弱いという事実によりそのような治療を提供できる病院がコロンボとカンディに限定されている。ほとんどすべての治療を提供する病院がこれらの地域にあり、多くの割合の患者が地方に住んでいるので、付加的な費用は病院への行き帰りの旅費である。ある資金を持たない貧困な患者は、しばしばバンにより輸送される。人々はしばしばそのような患者に資金を提供することを信用していないと付け加えられている。

#### 23.19 同 BHC 書簡<sup>457</sup>続き：

ブラウン&カンパニー(Braun&Company)と商業シンジケートは唯一の透析器の供給者である。各透析器は一日当たり最大で4つの治療セッションを実施できる。各セッションは4時間続く。しかしながら、新規購入される機器がなく貧弱なメンテナンスによりそれらはしばしば3回に限定される。これにはメンテナンスに充てられる時間が含まれてはいないが、それに加え多くの患者は一週間に数回の透析を必要とする。スリランカが需要に応えるためには500から1,000の間の透析器を必要とすると見積もられている。スリランカの医師および看護師は透析器と技術者やメンテナンス能力などのその他のサービスの欠如により腎臓病学に従事することに躊躇しており、これにより増加する腎臓病患者を治療する腎臓病医の不足を作り出している。

透析治療を提供する公的セクタの病院に関して、主要な病院はコロンボの国立病院、コロンボ南部教育研究病院、スリ・ジャイワーデネプラ(Sri Jayewardenepura)総合病院とカンディ総合病院であると我々は知らされた。古い透析器が警察病院とブドゥラ病院に寄贈されている。公立セクタの問題点は単にスリランカ政府が設備の数を増やす余裕がないことである。政府はしばしば、KPWSなどの組織が資金を提供し、ユニットを構成しあるいは機械を提供する場合のみに職員と運転資金のための資金を割り当てている。

#### 23.20 BHC2012年1月30日付書簡<sup>458</sup>追記：

民間セクタにおいて次のコロンボにある病院が、グンセセカラ女史によりとりわけ言及され

<sup>457</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012年1月30日付書簡

<sup>458</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012年1月30日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

た。：ノバロカ(Navaloka)病院、ダーダンス(Durdans)病院、アシリ(Asiri)病院、アポロ(Apollo)病院およびアシャ(Asha)中央病院。透析治療の費用はセッション当たり 6,000 から 10,000 ルピー(£ 34 から £ 57)で変移し、一週間に 3 セッション必要とする人の費用は一週間当たり 30,000 ルピー(£ 170)と高い。初期透析治療は公的セクタにおいては無料で受けることができるが、それ以降患者は自身の透析用の消耗材を各 1,300 ルピー(£ 7)の価格で購入する必要がある。女史は民間セクタにおいて治療を受ける余裕のある人々は高い需要と列につかなければならないことから、しばしばそれにアクセスできないと付け加えた。

グンセセカラ女史は、上述の公的および民間セクタ双方の多くの病院は腎臓移植手術を実施できると説明した。しかしながら女史は最大の問題はドナーを見つけることであると付け加えた。臓器提供を薦める国家的キャンペーンこれまでなく、スリランカでは臓器提供の国家的登録制度はない。適切な臓器の所在を探すことは移植を必要とする個人が臓器提供者を求めて新聞に広告を載せることに依っている。余裕のある人は移植のためにシンガポール、アメリカ、イギリスおよび最も可能性のあるインドなどの海外へ赴くことを選択している。海外へ赴く余裕のない人々は資金援助を求めて大統領資金を申請できる。

## メンタルヘルス

23.21 世界保健機関(WHO)報告、スリランカにおける新しいメンタルヘルス政策、日付なし、2012年<sup>459</sup>2月3日アクセスに記載。：約 400,000 人のスリランカ人が重篤な精神病に罹患していると思われている。さらに、約 10%はその他のよりありふれたメンタルヘルス問題を患っていると考えられる。一般大衆の鬱病有病率は 9%から 25%で変移する。

23.22 2010年6月23日付デイリー・ニュース(Daily News)<sup>460</sup>報告：

メンタルヘルスセクタにおけるスリランカの躍進は賞賛に値し、スリランカは人材開発と資源および施設の拡張において有意義な改善を達成している。スリランカはメンタルヘルスケアの改善に関しては良い軌道に乗っていると WHO の代表フィルドシ・ルツトム・メヘタ(Firdosi Rustom Mehta)博士は語った。

スリランカは世界で 10 番目に高い自殺率である。早期にスリランカは世界でも高い自殺率となり、メヘタ博士は日本が世界で 8 番目に高い自殺率であり、スリランカは日本、バルト諸国、東ヨーロッパ諸国よりも下位にあると語った。

スリランカは世界での地位に比べればメンタルヘルス分野においてはかなり健闘している。

23.23 この件に関する追加情報は NGO スリランカ・スミサラヨ(Sri Lanka Sumithrayo)<sup>461</sup>(2012年

<sup>459</sup> 世界保健機構(WHO)、スリランカの新しい精神医療政策、日付なし、[http://www.whosrilanka.org/LinkFiles/Press\\_Releases\\_New\\_Mental\\_Health\\_Policy.pdf](http://www.whosrilanka.org/LinkFiles/Press_Releases_New_Mental_Health_Policy.pdf) 2010年1月25日にアクセス

<sup>460</sup> デイリー・ニュース(Daily News)、スリランカの進展は賞賛に値する—WHO、2010年6月23日 <http://www.dailynews.lk/2010/06/23/news13.asp> 2010年10月8日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



2月3日にアクセス)のウェブサイトです。入手可能であり、次のように記載されている。:現在のスリランカの自殺率は、100,000人当たり約20人である(2009年警察省統計)。端的に表現すれば我々は年間平均4,000人を自殺により失っている。この率は1995年のデータと比べた場合かなり低い、依然かなり高い。さらに自殺未遂の数は10から15倍以上である。2009年1月から6月の期間の自殺者総数2,074人のうち1,609人が男性であり、465人が女性である。

- 23.24 国際連合経済、社会および文化権委員会最終観察<sup>462</sup>2010年12月9日付に表明される懸念: 広く蔓延する紛争後の精神障害に対処するメンタルヘルスサービスは不十分なままである。委員会は2007年メンタルヘルス法案が未採択なことも懸念している。

### メンタルヘルス病院と診療所

- 23.25 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの書簡<sup>463</sup>2012年1月31日付書簡:

主要な公的施設は国家メンタルヘルス研究所(NIMH)であり、コロンボのアンゴダ(Angoda)とムレリヤワ(Mulleriyawa)にある互いに近接した2つの場所で1,500人の入院患者を収容できる政府運営の機関である。その機関は精神科の集中ケアユニット、総合医療棟、老人性精神科ユニット、妊婦精神科ユニットおよび学習ユニットを持つ。その機関は18人の精神科ソーシャルワーカーと同様に8人のコンサルタント精神科医を含む1,000人のフルタイムに職員を抱えている。ムレリヤワは約525人の女性に長期ケアを提供する600の病床を持つ社会復帰施設とみなされている。<http://www.nimh.lk/>を参照。

NIMHからのコンサルタント精神科医はモナラガラ(Monaragala)を除くスリランカのあらゆる地区は精神科の治療を提供する病院を持つ。これらすべての病院は8から12の間の病床を持つ。NIMHを除いてコロンボにはこの施設を提供する2つの病院がある。彼は政府の政策では各地区は精神病患者の病床を少なくとも30床持つように明言しているが、これは実施されておらず、さらに地区の多くはスリランカ精神医学大学からの寄贈により何とか余分なベッドを入手するのが唯一の方法であると補足した。

パーク(Park)病院、パークロード、コロンボ5。(Park Road, Colombo 5) (<http://www.parkhospitals.com/>) は非暴力的な患者が利用できる10から15の病床を持ち精神科の治療を提供する唯一の民間病院である。しかしながら、我々は公的セクターで働くすべての精神科医は毎日午後4時以降にチャネル相談として知られる個人相談を実施していると知らされた。

- 23.26 同 BHC 書簡<sup>464</sup>追記:

---

<sup>461</sup> スリランカ・スミサラヨ(Sri Lanka Sumithrayo)、統計&データ、日付なし  
<http://www.srilankasumithrayo.org/statistics-a-data> 2012年2月3日にアクセス

<sup>462</sup> 国際連合経済、社会および文化権委員会最終観察、2010年12月9日付  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> 2011年5月25日にアクセス、p10

<sup>463</sup> 英国高等弁務団(BHC)コロンボ、2012年1月31日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

以下の3つの機関は次に示すサービスを提供する。

- ・ サハナヤ (Sahanaya) – 国家メンタルヘルス会議 – ボレラ (Borella) とゴラカナ (Gorakana) の2つのセンターは予約なしに入れる診療所とデイケアセンターを提供している – [www.sahanaya.org/index](http://www.sahanaya.org/index)
- ・ スリランカ・スマサラヨ (Sumithrayo) – コロンボに拠点を置くが国家全土に13の支所を持ちカウンセラーと訓練されたボランティアを提供している – [www.srilankasumithrayo.org](http://www.srilankasumithrayo.org)
- ・ ベーシック・ニーズ (Basic Needs) – メンタルヘルスにまつわる恥辱の印から救うコミュニティ、パートナー組織および主たるヘルスケアワーカーの能力育成 – <http://www.basicneeds.org/srilanka/index.asp>

23.27 Medecins Sans Frontieres MSF(国境なき医師団)日付なし、スリランカ特集<sup>465</sup>において記載：2010年11月以来、MSFはキリノッチ(Kilinochchi)地区のメンタルヘルスユニットとパートナーを組んでスリランカの極北地域で精神的トラウマを患う人々にカウンセリングを提供している。ほとんどの患者は紛争による家族との死別や行方不明により患っている。職員は個人および家族カウンセリングセッションを催す。

#### 精神科医と心理士

23.28 2012年1月31日付BHC書簡<sup>466</sup>による所見：コロンボ大学で1つの教育があるが公的セクターで働く心理士はいない。民間セクターで働く心理士の入手可能な数字は存在しない。現在保健省に配属させて国全域で働いている55人の精神科医がいる。

#### 心的外傷後ストレス症候群(PTSD)

23.29 2012年1月31日付BHC書簡<sup>467</sup>による所見：

心的外傷後ストレス症候群(PTSD)は2004年の津波により影響を受けたスリランカ国内の患者に最初に認められた。スリランカの多くの精神科医と支援スタッフはオーストラリアや英連合王国で障害の治療について訓練を受けている。NIMHからのコンサルタント精神科医は多くの患者はしばしば公的病院に赴くかなり以前に病気に対してアーユルヴェーダや伝統的治療を求めていると述べ、これによりしばしば患者は精神異常を患うと付け加えた。

<sup>464</sup> 英国高等弁務団(BHC)コロンボ、2012年1月31日付書簡

<sup>465</sup> 国境なき医師団(Médecins Sans Frontières MSF (Doctors Without Borders))、スリランカ特集、日付なし [http://www.msf.org.uk/sri\\_lanka.focus](http://www.msf.org.uk/sri_lanka.focus) 2012年1月27日にアクセス

<sup>466</sup> 英国高等弁務団(BHC)コロンボ、2012年1月31日付書簡

<sup>467</sup> 英国高等弁務団(BHC)コロンボ、2012年1月31日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 抗鬱剤と治療薬剤の入手し易さと廉価性

23.30 2012年1月31日付BHC書簡<sup>468</sup>による報告：

国営製薬会社(SPC)を通じて政府はメンタルヘルス問題を抱える患者に無料で薬品を提供している。カルバマゼピン(Carbamazepine)、エトスクシミド(Ethosuximide)、フェノバルビタール(Phenobarbital)、フェニトインナトリウム(Phenytoinsodium)、バルプロ酸ナトリウム(SodiumValproate)、アミトリプチリン(Amitriptyline)、クロルプロマジン(Chlorpromaine)、ジアゼパム(Diazepam)、カルビドパ(Carbidopa)およびレボドパ(Levodopa)のような薬品と同様にすべての同種類のジェネリック薬品が利用可能である。SPCはあらゆる西洋の薬品を調達可能である。しばしばインド国内ではある種の麻酔薬を入手することが困難な場合があり、インドの薬品もまた時折標準品以下であるが、SPCはまたヨーロッパの供給業者とも取引があり、しばしば特定の薬品をイギリス、フランス、ドイツおよびスイスから入手している。非常に特別な個々のケースにおいては、求められる商品の所在地の確認するためにインターネットによる検索が実施され、それらの購入要求が保健省によって査定される。費用が政府と折り合いがつかない場合、ある個人はそれらの費用を負担する選択肢がある。

[目次に戻る](#)

## 24. 人道上の問題と国内避難民(IDPs)

### 国内避難民(IDPs)

24.01 英国外務連邦省(FCO)スリランカ国家プロフィール<sup>469</sup>(最終再調査2011年12月9日)による所見：300,000人と見積もられる文民が戦闘の結果として強制退去させられスリランカ北部のキャンプに収容された。国際的注目は彼らとその他の長期間退去させられた文民の状態の改善に集中し、政府が国内避難民(IDPs)を元の地域に返すことを支援している。2011年11月までに政府のキャンプに留まる人の数は約7,000人に減ったが、なお多くの人々が以前の住居地への帰還ができないでいる。

24.02 米国国務省2010年人権報告：スリランカ(USSD 2010)<sup>470</sup>、2011年4月8日発行の記述：

国にはかなりの数のIDPs人口がある。ほとんどすべてのIDPsは民族的にタミル人であるが、総数約80,000人の国内避難民は1990年にLTTEによりジャフナから強制退去させられたタミ

<sup>468</sup> 英国高等弁務団(BHC)コロンボ、2012年1月31日付書簡

<sup>469</sup> 英国外務連邦省(FCO)、スリランカ国家プロフィール、2011年12月9日に最新レビュー、<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/asia-occeania/sri-lanka;jsessionid=4AC8FCEAFE70794624EC38E125BD0AE9.tomcat2date> 2012年1月11日にアクセス(国内紛争)

<sup>470</sup> 米国国務省2010年人権報告：スリランカ(USSD 2010)、2011年4月8日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、2011年5月11日にアクセス、セクション2d

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ル語を話すイスラム教徒である。約 108,000 人以上の最近の IDPs が 2010 年初頭時点で政府運営のキャンプに留まっていたが、これらの多くは年末までにそれぞれの本来の居住地区へ帰還しており、約 20,200 人がその時点で依然キャンプに留まっていた。

本来の居住地区へ帰還できた多くの IDPs は、それにもかかわらず地雷除去が進まないこと、それらの居住地域が HSZs[高安全地帯]として指定される制限および戦争に関連した破壊により、それら自身の住居へ戻ることができていない。これらの人たちの生活状態はしばしば困難である。

#### 24.03 USSD 2010 報告<sup>471</sup>続き：

新規の IDPs のグループに加え、200,000 人と見積もられる強制退去させられたタミル人が存在し、それらの多くは 2008 年に軍により最後の主攻撃に先だって強制退去させられたものであり、親族や友人とともに生活していた。年末時点でそれらがどのように、いつ元の場所に帰還できるか、長年強制退去させられてきた後の現在の場所に永久的に居住を望んでいるものがあるのかははっきりしない。2008 年以前の IDPs の幾らかの帰還は年を通して発生した。

IDP キャンプのために、政府は支援を受け入れ NGO や国際的活動機関へのアクセスを提供した。キャンプの運営と支援の管理は文民機関ではなく軍の管轄のもと行われたが、文民政府機関が軍と協調して働きながらキャンプの IDPs にサービスを提供した。

政府は年[2010年]を通して IDPs を解放し、それらの本来の地域への帰還をさせていたが、ある場合には政府は地域民や急な連絡で支援を求められる国際援助機関と効率的に調整ができなかった。政府は時折 IDPs の居住場所について軍職員との密接な調整が行えなかった。

政府は一般的に UNHCR やその他の幾つかの人道支援組織と IDPs を支援することに協力したが、NGO や幾つかの国際組織により北部へのアクセスを制限され、大統領の任務部隊からのプロジェクトやアクセスに対する許可を得ることが求められた。国際連合やその組織はかなり効果的なアクセスを認められた一方で、その他の国際的 NGO はそれらが必要とみなしたプロジェクトを展開することに困難があり、幾つかの人道支援組織の行動は拒否されあるいは撤回された。

#### 24.04 少数民族の権利グループインターナショナル(MRGI)報告、戦闘なくして平和なし：スリランカにおける少数民族の権利と正義の否定<sup>472</sup>、2011年1月19日発行による所見；帰還し再居住した家族は極めて限られた収入と生活支援しか得られない。そこには少しの雇用機会しかない。

<sup>471</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ(USSD 2010)、2011年4月8日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、2011年5月11日にアクセス、セクション 2d

<sup>472</sup> 少数民族の権利グループインターナショナル(MRGI)、戦闘なくして平和なし：スリランカにおける少数民族の権利と正義の否定、2011年1月19日にリリース <http://www.minorityrights.org/10458/reports/no-war-no-peace-the-denial-of-minority-rights-and-justice-in-sri-lanka.html> 2011年5月20日にアクセス、p9

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



これらの地域の多くの人々は農民と漁民であるが、それらは安全上の理由と地雷のためほとんどの地域で栽培や海岸へのアクセスを回復できないでいる。

24.05 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの 2010 年 8 月 13 日付書簡<sup>473</sup>による報告：  
ジャフナの政府高官は質問に答え、地域住民は IDPs のコミュニティへの帰還を受け入れることができていると我々に語った。多くの場合、それらは親族の帰還を歓迎している。政府高官はイスラム教徒も少数帰還していると付け加えた。高官は彼の意見ではどのように事態が推移するか、コロンボよりも良くなるかを見守っている南部に住むジャフナ出身の多くのタミル人が存在すると語った。政府高官は数十年前にそれぞれの家を放棄し、帰還してそれが他人に占拠されていることに気づいた人たちの間に必然的な土地紛争が起こっていることを確認した。

ジャフナに拠点を置く人権広報担当官は地域住民が IDPs の帰還に疑いを持っていると述べた。それらは軍情報部のために働いていないかに関してしばしば尋ねられることがあり、軍情報部と関連のある人々は軍に嫌疑をかけられる。地権は今や大きな問題である。紛争の初期において人々は家を出てコロンボへ向かい、他の人々が入り込みそれらの土地を預かることが可能となった。所有者の多くは帰還し、それにより今やホームレスとなった占拠者のさらなる強制退去を生じている。

24.06 キリノッチ地区における事情に関する限りの<sup>474</sup>同 BHC 書簡記述：

キリノッチのスリランカ軍高官は我々に、キリノッチ地区出身のほとんどすべての IDPs は帰還しているが、多くはホストファミリーとともに暮らしていると語った。

政府は 5,000 ルピーの現金補助金を提供する一方で、それらは一時的でありさらに一旦帰還すると UNHCR を通して 20,000 ルピーが提供される。世界銀行もまた自身の住居を修理および建て直しする人に 20,000 ルピーを与えている。キリノッチの政府高官は政府が人々に仕事を再度始めるように奨励したいと望んでいると語った。多くの人々は農業の道具を求め、農業基盤の収入に依存している。大統領の任務部隊とともに働く NGO は政府が提供する種もみにより農民が 1,000 エーカーの水田を耕作するのを援助している。幾らかの米は既に今年の収穫として刈り取られている。農民は野菜の栽培も奨励されている。我々は 10%の家族は戸主が女性であると知らされた。彼女は女性が建設仕事のセメントをこねるのを見ており、そのような光景は以前には決して見られなかったことであると語った。ある場合には子供が家族の世話をしなければならない。

[女性](#)も参照

24.07 2011 年 9 月 17 日付 BHC 書簡<sup>475</sup>による報告：

---

<sup>473</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2010 年 8 月 13 日付書簡

<sup>474</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2010 年 8 月 13 日付書簡

<sup>475</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2011 年 9 月 17 日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ジャフナの政府要員(GA)はその地区は最近中央政府から開発プロジェクトのために290,000,000ルピー(£163,000)を割り当てられていると我々に語った。彼らは地域住民からトイレ施設と飲料水(特に離島において)、農場や家庭の庭園で使用する雨水を貯めることができるような村有タンクの創設または再構築のための多くの要望を受けている。我々は総数60,000戸の新規の住宅が地区内に必要であると知らされた。7,400戸の住宅が建築するためにインドの住宅計画が採用された。我々はパラリー(Palaly)および海岸地域周辺地区の高度警戒区域(HSZ)が依然存在するかと尋ねた。彼女は我々にそれらは依然政府により解放されていないと語り、土地を前所有者/占有者に返還する計画は実質的に停滞していると付け加えた。

国際移民機構(IOM)は我々に国内避難民(IDPs)のためのすべてのジャフナキャンプは閉鎖されていると語った。多くの居住者はムライティブ地区や高度警戒区域(HSZ)出身であり、それゆえにホストファミリーとともに住まわされている。彼らはパラリーと海岸地域に依然HSZが存在すると付け加えた。

24.08 北部における戦後の土地問題の詳細情報はCPA(政策代替案センター)の報告、[北部州における土地問題: 戦後政治、政策および実践](#)、2011年12月9日付にて入手可能である。

24.09 高安全地帯に関して、2011年12月28日付、BBC シンハラ(Sinhala)<sup>476</sup>の報告:

スリランカの主要なタミル人の政党によると、26,000人以上の国内避難民はジャフナの高度警戒区域に占拠されている先祖伝来の土地に再居住することがいまだ認められていない。

タミル国民連合(TNA)は最高裁判所(SC)へ、スリランカ政府により本来の住人が依然利用できないようにされているジャフナの元HSZの詳細についての報告を提出している。

政府は早期にジャフナの元HSZ出身の約36,000家族のうち111,199人が既に再居住していると裁判所に知らせた。

24.10 キリノッチに関する限りの2011年9月17日付BHC書簡<sup>477</sup>に記載:

キリノッチの政府要員(GA)は、再居住はほとんど完了しているが、依然地雷除去が実施されている4つのDS[地区事務分割(Divisional Secretary)]区域があると語った。メニク(Menik)農場からのあるIDPsはそれ故に依然地区内で家族とともに生活している。政府は6か月から9か月間の可能な範囲の生活支援を提供しているが、このプロセスにはギャップがある。食品パッケージが依然老人や障害者のいる家族、特に戸主が障害者である家族や未亡人や孤児に配給されている。我々はその地域には40,000戸の新規の住宅が必要とされ、20,000戸が建築される予定であると知らされた。

<sup>476</sup> BBC シンハラ、26,000人はHSZにより再居住していない、2011年12月28日  
[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/12/111228\\_jaffna\\_hsz.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/12/111228_jaffna_hsz.shtml) 1月27日にアクセス  
 January

<sup>477</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2011年9月17日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

生活が政府要員にとっての最大の課題であり、彼らは女性戸主のための酪農生産や水稲生産に目標を定めている。彼らは農業インフラストラクチャが開発されるべきであると認識し、政府は農業分野に参入する個人を支援するため 35,000 ルピー(£ 200)の生活パッケージを提供している。不都合なことにこれらは船や装具の費用は極めて高いので漁業に従事する家庭に対しては支給されない。

24.11 ムライティブに関して同じ情報源<sup>478</sup>からの報告：

我々はムライティブの地区事務分割区(DS)と開発委員会と会合を持った。彼らはムライティブの現状について情報を提供した。現在人口は 88,887 人であるが、38,208 人が再居住のため待機している。地雷除去は依然進行中であり、2011 年 12 月までに待機者のほとんどが再居住できると期待されている。しかしながら、いまだ政府により地雷除去が割り当てられていない 6 つの DS 区域が存在する。インドの住宅計画が開始されており、我々はジャングルを開拓した土地に建設されている 50 戸の住宅の複合施設を訪問した。我々は住宅を割り当てられた、主として女性戸主の家庭や未亡人や孤児家庭と会合を持った。それらは住宅に入居するのを心待ちにしているが、どのように土地から生活費を稼ぐかを懸念している。主たる試練は土地に通ずる道がないこと、電気主幹線や水の供給がないことである。我々は住宅建てている建設労働者に話を聞き、彼らの中にはその地区内から雇用されたものが一人もいないことに気づいた。

DS は我々に彼らがその地区を開発することを計画しているが、その仕事を完成するための資金が必要であると語った。彼らは我々に彼らの主たる懸念は若者の失業であると語り、若者の多くはすべての産業セクタのインフラストラクチャが破壊されていた時期に学校を卒業し、依然雇用機会はずかしかかないかあるいは全くないと言った。その地区の優先度リストには主として農業および漁業の開発、ラグーンの沈澱、浄化、海岸地域/マングローブの再植林、防波堤や灯台の建設、貯蔵施設の建設、灌漑を支援するポンプの入替えおよび更なる地雷除去を必要とするジャングルの開拓が含まれる。

24.12 スリランカのタミル人の人権および安全問題、デンマークの入国管理サービスによるスリランカのコロンボにおける 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッション<sup>479</sup>からの報告、2010 年 10 月付脚注のハイパーリンクからアクセス可能—キャンプへの出入りの自由さおよびキャンプの事情と一般的生活条件についての提供された包括的情報。

24.13 2011 年 5 月 19 日付スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>480</sup>報告：

<sup>478</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2011 年 9 月 17 日付書簡

<sup>479</sup> スリランカのタミル民族に関わる人権および安全保障問題、デンマーク入出国管理サービススリランカコロンボへの 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッションからの報告、[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) 2011 年 5 月 27 日にアクセス、p19-23

<sup>480</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、373,000 人以上/IDPs が北部に再居住、2011 年 5 月 19 日 [http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201105/20110519over\\_373,000\\_idps\\_resettled\\_in\\_north.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201105/20110519over_373,000_idps_resettled_in_north.htm) 2011 年 6 月 2 日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

本来の居住地に帰還した総体的人口には IDPs と長期間の国内避難民(2008年以前)の双方を含む。キリノッチ出身の IDPs のメニク農場への再居住は完了し、残りの 16,404 人(4,981 家族)の大多数はムライティブ地区の出身であると最新の OCHA[国連人道問題調整事務所]最新報告では述べている。

この地区の地雷除去作戦が進行中の地域を除き、IDP の帰還に道を開く地雷除去介介入行動のために開放される予定のグラマ・ニラダリ区域(Grama Niladhari Division)(GNDs)がまだ存在する。

24.14 2011年7月5日付イリン<sup>481</sup>所見：

スリランカの数十年間に及ぶ内戦が公式に終結してから 2 年以上が経過し、遠く離れた村への帰還者たちは政府および国際的な再建努力にもかかわらず厳しい時期を迎え不安定な未来に直面している。

2009年5月に政府が LTTE に対して勝利した後 7 か月が経過し、経済開発省は紛争で影響を受けたバンニ(Vanni)における開発を加速するために 2009年12月に北部回復プロジェクトを開始した。バンニの 120,000 の再居住家庭のうち省の評価では約 29,000 の家庭が直接プロジェクトの恩恵を受けており、他方 56,000 の家庭は間接的に恩恵を受けている。

最新の国際連合人道と早期回復合同最新報告、6月24日発行によれば、帰還者の 63 パーセントは貧困ライン以下で生活している。ムライティブ地区では一日当たり \$0.50 以下で凌いでおり、一方隣接するキリノッチ地区ではその数字は 26 パーセント高い。

24.15 2011年12月国際連合 OCHA 人道と早期回復合同最新報告<sup>482</sup>2012年1月24日発行による報告：

2011年12月末までに、421,056 人(126,524 世帯)は北部州へ帰還している。この数字には 2008年4月以降強制退去させられた 223,745 人(70,625 世帯)と 2008年以前に強制退去させられた 197,311 人(55,899 世帯)を含む。[2011年]11月末に、2008年4月以降に強制退去させられた 6,732 人(2,044 世帯)の IDPs はそれぞれの本来の地域へ帰還を待ちながらキャンプに留まっている。さらに 2008年4月以前に強制退去させられ、取扱い処理が長引いたあるいは長期間その状態に置かれている 7,518 人の IDP(2,040 世帯)がジャフナとバブーニャ(Vavuniya)地区のキャンプに留まっている。

<sup>481</sup> イリンニュース、スリランカ：帰還者は戦後の地帯で苦勞している、2011年7月5日、<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportID=93148> 2012年1月26日にアクセス

<sup>482</sup> 2011年11月-12月国際連合 OCHA 人道と早期回復合同最新報告、2012年1月24日リリース - 報告 #38  
[http://www.humanitarianinfo.org/srilanka\\_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN057\\_JHERU\\_Nov-Dec\\_2011.pdf](http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN057_JHERU_Nov-Dec_2011.pdf) 、2012年2月5日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

24.16 2012年1月10日付スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>483</sup>での報告：

メニク農場救援村内の国内避難民(IDPs)の総数は今日(1月10日)現在6,553人に減少している。

政府は早期再居住計画の元これまでのところ275,065人のIDPsを解放し再居住させている。

したがって、バブーニヤ、マナー(Mannar)、トリンコマリ(Trincomalee)とその他の地区からの236,429人のIDPsはそれぞれの本来の場所に再居住している。

政府は27,720人のIDPsを人道的理由により解放した。それらの中には老人、大学生、幼児とその家族、妊婦および外国のパスポートを所持する者が含まれた。

ジャフナ地区の10,916人のIDPsもまたジャフナ、マナー、バブーニヤおよびトリンコマリを含むそれぞれの本来の場所へ再居住した。

24.17 2012年2月3日付スリランカ政府公式ウェブサイト<sup>484</sup>発表：

北部の約300,000人の国内避難民(IDP)の約98パーセントはこれまでのところ再居住している。

[再定住担当]大臣によると、724,135人または216,412世帯が北部州の浄化された地域の本来の住居に再居住している。

自身の住宅地域の地雷除去の遅れまたは他に行き場がないことにより、1,965世帯のうち6,556人のみが依然2つのIDPキャンプに留まっている。

24.18 国内強制退去モニタセンター(IDMC)スリランカ国家ページ、国家統計<sup>485</sup>、(2012年2月3日にアクセス)に記録：

入手可能な情報に基づく2011年12月31日現在のIDMC評価

- ・ 95,000人以上(54,000人以上の古くからのIDPsと41,000人以上の新規IDPs)が2009年5月に終結した武力紛争の結果としてスリランカ国内で強制退去させられた状態にあ

---

<sup>483</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、IDPsは6,553人に減少、2012年1月10日  
[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201201/20120110idp\\_drop.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201201/20120110idp_drop.htm) 2012年1月26日にアクセス

<sup>484</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、IDPsは6,553人に減少、2012年2月3日  
[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201202/20120203over\\_210000\\_idp\\_families\\_resettled.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201202/20120203over_210000_idp_families_resettled.htm) 2012年2月5日にアクセス

<sup>485</sup> 国内強制退去監視センター(IDMC) 国別ページ、スリランカ、国家統計、最新更新：2012年1月25日  
[http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/\(httpEnvelopes\)/D19BC2605A15FBF2C1257816004B8C9D?OpenDocument#45.2.1](http://www.internal-displacement.org/idmc/website/countries.nsf/(httpEnvelopes)/D19BC2605A15FBF2C1257816004B8C9D?OpenDocument#45.2.1) 2012年2月3日にアクセス

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

る。

- ・ 421,000人以上(201,000人以上の古くからの IDPs と 222,000人以上の新規 IDPs)が帰還している。

しかしながら、人々がそれぞれの住居へ帰還しているという事実は必ずしもそれらが恒久的な解決に至ったことを示すとは限らない。スリランカの北部の多くの帰還者は 2011 年 10 月現在恒久的な解決に至っていないが、しかし支援と保護を必要とする状態のままである。

IDPs の状況と人道上の状況に関する更なる情報および最新情報は [OCHA Humanitarian Portal Sri Lanka](#) のウェブサイトと [IDMC のウェブサイトのスリランカ国家ページ](#) で入手可能。

[内戦 \(1984 年から 2009 年 5 月\)](#) も参照。

[目次に戻る](#)

### IDPs の文書による証明

- 24.19 この情報に関しては[身分証明カード](#)を御参照ください。また、[偽造又は詐欺により入手された公式書類](#)も参照。

### 洪水

- 24.20 エコノミスト情報ユニット(EIU)2011年3月付スリランカ報告<sup>486</sup>に記載：

2010年最終四半期の島における厳しい気象は洪水を引き起こし、数千世帯をそれぞれの住居から退去させたが、2011年初頭の豪雨が100万人以上に影響を与えたため事態は悪化している。[2011年]1月の洪水のピーク時には360,000人以上が退去させられた。2月にはその数は減少したが、継続する豪雨は貯水池があふれたことによりその月の間、実質的に住宅により深刻なダメージを与える結果をもたらした。東部州はその災害により最もひどい被害を受けた地方であり、インドはその地域に配給のために食糧を積んだ飛行機を向かわせたが、北部および北中部州もまた深刻な打撃を受けた。

- 24.21 2011年11月－12月間の国際連合 OCHA 人道および早期回復合同最新情報、2012年1月24日発行による記述<sup>487</sup>：[2011年]12月25日に、国家災害管理センター(DMC)は主としてムラ

---

<sup>486</sup> エコノミスト情報ユニット 2011年スリランカ報告、[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=707883855&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=707883855&mode=pdf) [購読のみ、2011年6月2日にアクセス]

<sup>487</sup> 2011年11月－12月国際連合 OCHA 人道と早期回復合同最新報告、2012年1月24日リリース – 報告 #38  
[http://www.humanitarianinfo.org/srilanka\\_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN057\\_JHERU\\_Nov-Dec\\_2011.pdf](http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN057_JHERU_Nov-Dec_2011.pdf) 、2012年2月5日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



イティブ、ジャフナおよびキリノッチ地区の約 35,800 人(9,700 世帯)が豪雨と洪水に影響を受けたと報告した。約 3,000 人(800)世帯が臨時非難所に避難していた。

[目次に戻る](#)

## 25. 移動の自由

25.01 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ(USSD 2010 年)<sup>488</sup>、2011 年 4 月 8 日発行に記述：法律はすべての人々に移動と住居選択の自由および帰国の自由を認めている。しかしながら実際には政府は多数の場合においてこの権利を制限した。

移動の自由の侵害は前年よりも低下しており、市民は島内のほとんどあらゆる場所へ移動でき、実際に警察や軍の検問所は依然コロンボやあらゆるところに頻繁に見受けられ、高度警戒区域(HSZs)やその他の地域は市民が近づけないままの状態である。

政府は今ではバブーニャからジャフナまでの北へ通じる A-9 高速道路を利用したスリランカ市民の旅行を制限していない。<sup>489</sup>

### 国内移動

25.02 USSD 2010 年報告<sup>490</sup>追記：

種々の関係者による私有地の没収は国全土にわたる問題を残したままである。元の住人が何年も前に退去した地域に帰還し始めたことにより、北部および東部の戦禍を被った地域での土地の所有権紛争は非常に増加している。軍は戦争中に政府が HSZs[高度警戒区域]と呼んでいる安全緩衝地帯を軍の基地やその他の高価値の標的の周辺に設けるために非常に多くの土地を没収した。HSZs の宣告により特にジャフナ半島の多くの人々が強制退去させられ、約 24 平方マイルの農地が使用できないようにされた。進展の程度は年間の HSZs の規模の減少により表され、それに伴い例えばジャフナ半島のパラリー空軍基地周辺地域の幾らかの土地がそれらの所有者に返還された。しかしながら HSZs により影響を受けた人々の多くはこれらの返還のペースは非常に遅く政府が経済的に価値のあると見なした土地の返還を引き止めていると苦情を言い続けている。政府はこれらの土地の返還に先だって慎重な地雷除去を実施する必要があることを挙げているが、地雷除去が済んだ土地が必ず直ちに元の所有者に返還されるかという疑問が付

---

<sup>488</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> 2011 年 5 月 11 日にアクセス、セクション 1f

<sup>489</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> 2011 年 5 月 11 日にアクセス、セクション 序章

<sup>490</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ (USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> 2011 年 5 月 11 日にアクセス、セクション 1f

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

きまっている。

### 警察の登録

#### 25.03 コロンボの英国高等弁務団(BHC)からの2012年2月2日付書簡<sup>491</sup>による報告：

内戦を通して、スリランカ当局は有事規制法のセクション 23 の下行動し、仮住まいしているタミル人に重点を置いて、世帯にすべての住人を登録することを求めた。これらのリストは非常線と捜索活動で、ある場所において警察が居住または旅行をしている理由に関して詳細な説明を求めるべき人物を特定するために使用される。登録されていないと特定された人たちは通常、更なる尋問のために警察に拘束される。

警察の登録の実施においてはしばしば一貫性がない。2005年11月に新しい政権が誕生した後、警察は住居を訪問し戸主に記入させる用紙を発行し、戸主に提供される情報とリストに載る人たちの全責任を負うように頼んだ。その用紙は土地の購入日と購入価格、誰からその土地を購入したか、その購入資金をどのように調達したか、および誰がその資金調達を支援したかなどの情報を求めた。この用紙はコロンボとその郊外のタミル人集中地域のほとんどすべての世帯に発行された。一般に警察はタミル人世帯のみを標的にしているとは言わないが、タミル人集中地域に関してのみは記入された用紙/小冊子の回収は厳密に強制されている。これらの小冊子の主たる目的は警察を支援することであり、非常線や捜索活動を開始した場合にその地域の来訪者や不審者を特定するためである。2008年後半に警察の登録の計画があり、特に国土の北部や東部からコロンボや西部州に一時的に移住している人たちを標的にしている。

#### 25.04 2012年2月2日付 BHC 書簡<sup>492</sup>続き：

2010年5月に新しく選任されたスリランカ政府は有事規制を拡大することが毎月求められる一方で、ある規制は廃止されると発表した。これらには公衆の行進や集会の制限、戒厳令、捜索令状なしの警察の個人の土地への侵入、テロリスト扇動の制限および世帯メンバーの警察登録の強制が含まれる。

2010年7月に幾つかのタミル系メディアネットワークはコロンボのウェラワッテ(Wellawatte)警察署の警官がタミル人の登録を実践するように推奨しているという話を伝えた。民主人民前線の指導者マノガネサン(Mano Ganesan)は「これはタミル人が多く住む市区においてのみ実施されている」と発言し、大統領に和解の精神に真っ向反する差別的行為を止めるように仲介することを求めた。

2010年7月22日にこれらの申し立てに応じて、警察の報道官プリシャンサ・ジャヤコディ(Prishantha Jayakody)はコロンボの警察本部から記者発表を行った。彼は警察が警察法令の関連する条項に従って行動しており、その下に警察署の担当警官は民族に対する考慮に関わら

<sup>491</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012年2月2日付

<sup>492</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012年2月2日付

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ず、可能な限り最大の社会安全、責任およびすべての市民の安全を確保するのに必要であると見なされる場合はそのような登録を実施する権限があると明言した。それに続く地方メディアに向けた 2010 年 7 月 25 日の声明で、彼は「あるメディアの報道に反して、現時点で登録計画はウェラワッテにおいてのみではなく、キリラポナ(Kirillapona)およびコタヘナ(Kotahena)においても実施されている」と報告を受けていると発言し、「登録は通常の出来事である」と付け加えた。ウェラワッテ、キリラポナおよびコタヘナはすべて大きなタミル人口を持つ地域である。

25.05 2012 年 2 月 2 日付 BHC 書簡<sup>493</sup>による更なる追記：

2011 年 7 月にサンデー・リーダー(The Sunday Leader)新聞は防衛相が国家安全計画に参加するに値する文民を登録する計画を開始しているという話を伝えた。登録計画は義務ではないが自発的プロセスであると記述されている

(<http://www.sundayleader.lk/2011/06/26/give-us-thy-name/>参照)。この政府ウェブサイトと登録にアクセスするには <http://www.citizen.lk> 参照。今日[2012 年 2 月 2 日]、我々は[移住担当第二秘書官およびその他の BHC 職員]は警察登録の理解に関して、国内の幾つかに事務所を持つ非政府組織と会談を持った。彼らは一般に警察登録の命令は存在しないという意見を述べた。彼らは警察はある状況下では警察登録を発動でき、政府による自発的登録計画が運営されていることに同意した。彼らにコロンボ地域に仮住まいしているクライアントがいる場合には、彼らはクライアントに自身の身を守るために地域警察に出向き登録するように助言していると付け加えた。別のコロンボに拠点を置く非政府組織は我々に警察登録は現在発生しておらず、彼らは最近 2、3 か月間にスリランカのどの地域においてもそれが発生したという報告を受けていないと語った。我々はまた警察高官と会談し、その高官は 2010 年 7 月 10 日に報道官により発表された声明を繰り返した。上記参照。

25.06 スリランカにおけるタミル人の人権および安全問題、デンマーク入国審査サービスのスリランカ、コロンボにおける 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッション<sup>494</sup>、2010 年 10 月付記述：

UNHCR は住民の地域警察への登録はスリランカの法律により認められており、国際人権法の下では恐らく異議を唱えることはできないが、登録要件は現在排他的にタミル族出身者へ差別的様式で適用されていると代表団に情報を提供した。

国家平和会議の事務局長 [デンマークの報告は「この情報は NPC との 2010 年 8 月 25 日付通信である。」と明らかにした。] によると、コロンボのタミル人の安全状況はかなり改善されている。しかしながら、[2010 年]7 月に警察は人口におけるタミル人の密度が高いコロンボの幾つかの地域のタミル人を登録し始めた。警察は民族に関わらずすべての住人は登録されている

<sup>493</sup> 英国高等弁務団(BHC)、コロンボ、2012 年 2 月 2 日付、要求に応じて入手可能

<sup>494</sup> スリランカのタミル民族に関わる人権および安全保障問題、デンマーク入出国管理サービススリランカコロンボへの 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッションからの報告、[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) 2011 年 5 月 27 日にアクセス、p28

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

と言い彼らの行動を正当化しようと試みた。しかし、実際には自ら登録するように強制されているのはタミル人だけである。これには搜索活動も実施されているとの報告が伴っていた。

- 25.07 2011年8月22日付タミルネット(TamilNet)<sup>495</sup>による報告：スリランカ軍(SLA)兵士はコロomboに親族や友人とともに滞在する両性のタミル人の若者とコロombo市とその近郊の家屋の登録に従事している。これは南部に住むタミル人に不安をもたらしている。しかし、SLAはこの民族的、選択的登録は決まりきった事柄であり特別に実施されている任務ではなく、批判を逃れることを目的とした類の新たな説明を述べた。2011年10月29日付同情報源<sup>496</sup>による記述：スリランカ警察による人々の登録の再導入に続いてバチカロア(Batticaloa)地区の住民の中に不安と緊張が蔓延している。圧倒的にシンハラ族が多いスリランカ警察官はバチカロアに恒久的におよび一時的に住む住人の詳細情報を収集している。2011年10月31日付のタミルネット<sup>497</sup>の報告によるとトリンコマリーの警察はトリンコマリー市とその近郊の住人の登録を開始している。スリランカ警察官がトリンコマリー市の世帯を日曜日に訪問し、住人の長に印刷された用紙を手渡し、家に住んでいる男女の名前を書くように頼んでいるところを見られている。その用紙は警察法セクション76の下の宣誓と題したタイトルとともに3つの言語で印刷されている。

[目次に戻る](#)

## 検問所

- 25.08 USSD 2010年報告<sup>498</sup>による所見：北部および東部からとコロomboに出入りする旅行者に対する追加の警察および軍の検問所は効力を保ったままである。公式な固定した検問所の数は特にコロomboにおいて前年よりも減少した。
- 25.09 2010年8月13日付BHC書簡<sup>499</sup>による報告：

ジャフナの軍高官はジャフナ地区内のすべての検問所は撤去され、海軍は島に至るすべての検問所を撤去していると語った。

ジャフナに拠点を構える人権報道官は我々に検問所は依然存在するが、それらは固定した場所にはないと語った。陸軍は車両を止め運転免許書をチェックするのみになりがちである。LTTE

<sup>495</sup> タミルネット、スリランカ軍がコロomboのタミル人の登録を始める、2011年8月22日

<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=34331> 2012年2月5日にアクセス

<sup>496</sup> タミルネット、スリランカ警察のバチカロアの人々の登録が住民を怯えさせている、2011年10月29日 <http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=34572>、2012年2月5日にアクセス

<sup>497</sup> タミルネット、スリランカ警察がトリンコマリー市の住民の詳細を登録している、2011年10月29日

<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=34578>、2012年2月5日にアクセス

<sup>498</sup> 米国国務省 2010年人権報告：スリランカ(USSD 2010)、2011年4月8日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> 2011年5月11日にアクセス、セクション

2d

<sup>499</sup> 英国高等弁務団、コロombo、2010年8月13日付書簡、要求により入手可能

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

を恐れた 30 年の後、彼らは今では何も恐れる者がいない。多くの警察官は地域住民を悩まし、女性に対して性的な暗示を送り通行人に投石する以外に何もすることがない。

大使館からのチームは訪問期間中にジャフナの町には一つも検問所がなかったと記述した。ジャフナからバブーニャへ至る A9 沿いのドライブでは 3 つの検問所のみが明らかになり、第一はエレファント・パス(Elephant Pass)、第二はキリノッチの真南、第三はオマンサイ(Omanthai)にあった。初めの 2 か所ではバリアは上げられており車両は停止することなく通過が可能であった。オマンサイ検問所は車両が停止させられ、駐在員が書類審査する唯一の検問所であった。NGO および人道上の機関は我々にこれは主としてこれらの機関の外国人従業員がバニーに進入あるいは滞在するために必要となる防衛省の許可書を持っているかをチェックするものであると語った。地域住民は自由に通過することができる。

#### 25.10 デンマークの FFM2010 年 10 月付報告<sup>500</sup>による所見：

UNHCR はコロンボには依然検問所があるが、以前よりも少ないと代表団に情報を提供した。検問所での精密検査は少ないが、全くないわけではない。緩和した感があるが、事態は全体的に緩和されていない。数十年におよぶ監視の後、革新的な改善が見られた。

UNHCR はさらに逮捕者と拘束者の数はかなり減少していると言及した。UNHCR によると、タミル人はコロンボで依然逮捕されているが、逮捕は恣意的ではなく、当人の過去の活動や実際あるいは感じ取られる経歴に基づいているのであろう。

EU 代表団はコロンボの総体的警備体制は緩和されており、非常線とその搜索活動は止んでいるとコメントした。残されているわずかな検問所では無差別な検問が実施されているが、検問は特定の民族グループが標的にされてはいない。

コロンボにある ICRC[赤十字国際委員会]検問所での逮捕はまれであり、コロンボでの非常線と搜索活動は止んでいると語った。

多くの情報源(ノルウェー大使館、外交使節団、英国高等弁務団、地域人権組織、法律および社会信頼調整者、匿名の地域 NGO の指導者および主導的人権擁護者)はコロンボのタミル人の安全状態は改善され、検問所の数は減少し非常線や搜索活動は止んでいることに同意した。

[匿名の地域 NGO の指導者は以下のように言及した]道路封鎖が設けられ、無差別な検問が着手されている。しかしながら検問に関する事態は変化し、人々が検問の際に更なる調査を受けることはまれである。

---

<sup>500</sup> スリランカのタミル人の人権および安全問題、デンマークの入国管理サービスによるスリランカの  
コロンボにおける 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッション からの報告、2010 年 10  
月  
[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_fin\\_ding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_fin_ding_report_sri_lanka_2010.pdf) 2011 年 5 月 27 日にアクセス、p29

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。  
直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行され  
ている。



- 25.11 2011年8月22日付タミルネット<sup>501</sup>報告：コルペティ(Colpetty)からのガルキサ(Galkissa)沿いの検問所は現在稼働している。スリランカ軍隊員はこれらの箇所には配置されすべての車両を停止させ、旅行する人たちの身元をチェックしている。

#### 不発弾(UXOs)

- 25.12 南アジアテロリストポータル(SATP)(2010年タイムライン<sup>502</sup>、日付なし、2011年6月1日にアクセス)によるとジャフナの北部および東部地区、キリノッチ、ムライティブ、マナー、バブーニヤ、バチカロアおよびトリンコマリーにおいてスリランカ軍フィールドエンジニア部隊とNGOにより地雷除去作業が実施されており、「現在部隊はベディサラティブ(マナー)、マンクラム(キリノッチ)およびサヌカイアマシプラム(ムライティブ)地域で地雷除去作業を続けている。初期の調査で約600平方キロメートルの面積が依然地雷や不発弾の撤去を必要とされることが確認された。」と(2010年1月4日に)記録された。後の段階(2010年11月28日)での状況に関して、同じ情報源は「軍報道官ウブハヤ メダワラ少将(Ubhaya Medawala)は地域メディアに陸軍フィールドエンジニアは今までのところ北部および東部の1,863平方キロメートルの土地面積の306,000個以上の地雷を除去していると語った。」と付け加えた。

- 25.13 英国高等弁務団(BHC)コロンボ、2010年8月13日付<sup>503</sup>報告：

ジャフナに拠点を構えるスリランカ軍の高官は我々にその地区で地雷除去は継続しており、彼の意見ではすべての地雷が除去されるまでには2年かかるであろうと語った。スリランカ軍は多くの地雷除去組織とともに作業しており、定期的に会合を持っている。彼は陸軍が地域住民に地雷教育プログラムを実施していると付け加えた。不幸なことに最近地雷/車両の爆発に続きIDPが負傷する2つの事件があった。

軍高官はキリノッチ地区で軍やNGOにより多くの地雷除去が実施されており、それは大統領任務部隊により監視されていると言った。彼は地雷が多く埋設されていると思われる3または4の堤防線があるので非常に時間のかかる作業であると強調した。

キリノッチの政府高官はその地区で依然地雷除去が実施されていると明言した。すべてのプロセスに時間を要する特に困難な幾つかの堤防線がある。彼女は幸いなことに最近地雷の爆発による被害者は出ていないと語り、すべての帰還するIDPは地雷原と種々のタイプの不発弾の特定方法を中継地点で教育されていると付け加えた。

ムライティブの政府高官はBHCチームに「プスクディイルプ(PKT)の部隊が地雷除去のいまだ開始されていない場所にいる。彼女は再居住プログラムの下スリランカ軍、地雷除去NGOおよびUNHCRとともに働いている。」と語った。

<sup>501</sup> タミルネット、スリランカ軍がコロンボのタミル人の登録を始める、2011年8月22日  
<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=34331>、2012年2月5日にアクセス

<sup>502</sup> 南アジアテロリストポータル(SATP)、2010年タイムライン、  
<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/2010.htm> 2011年6月1日にアクセス

<sup>503</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2010年8月13日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

24.14 2011年5月3日付スリランカ・デイリー・ミラー(Sri Lanka Daily Mirror)<sup>504</sup>報告：

北部州および東部州の土地面積 3,939 平方キロメートルにおいて地雷除去活動に従事する陸軍のフィールドエンジニアと他の組織により総数 353,784 個の地雷が除去されていると軍報道官ウブハヤ メダワラ少将(Ubhaya Medawala)は語った。

これらの地雷除去作戦はジャフナ、マナー、ムライティブ、トリンコマリー、バチカロア、ポロンナルワ(Polonnaruwa)およびバブーニャ地区で実施されていると彼は語った。

現在、地雷除去プロセスはマナー、ココビル(Kokavil)、ムハマライ(Muhamalai)、からパラサン(Paranthan)までとキリノッチ地域でも進行中である。

25.15 2012年1月18日のスリランカ政府公式ウェブサイト<sup>505</sup>における発表：

地雷やブービートラップが点在する北部の 2,061 平方キロメートルの土地のうち 1,934 平方キロメートルを超える面積は 2011 年末までに地雷が除去されている。

経済開発大臣バシル(Bail)ラジャパクサ(Rajapaksa)によると、地雷除去を訓練された 3,600 人の臨時の作業員が未処理の土地の地雷除去に従事しており、彼らは主としてスリランカ軍と諸外国および地域住民からなる人道的地雷除去部隊により構成される。

今までのところ 759,138 個以上の地雷、ブービートラップおよび不発弾が回収されている。

25.16 最新の地雷除去活動の更新情報は Reliefweb ウェブサイトの特定セクションへ至る[このウェブリンク](#)から入手可能である。追加情報は MAG(地雷に関する顧問グループ)のウェブサイトへ至る[このウェブリンク](#)から入手可能である。[最近のニュース](#)も参照

## 国外移動

25.17 USSD 報告<sup>506</sup>によると政府は市民が法律を破ったと告発されていない限り、亡命として国外へ退去することを認めている。12 人以上のジャーナリストは身体に対する脅迫を受け、身の安全への恐れから亡命した。

---

<sup>504</sup> デイリー・ミラー(Daily Mirror)、353,784 個の地雷が北部および東部で除去された、2011 年 5 月 3 日、<http://print.dailymirror.lk/news/news/42772.html> 2011 年 6 月 8 日にアクセス

<sup>505</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、北部で 1,930 平方キロメートル以上が地雷除去された、2011 年 1 月 18 日

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca201201/20120118landmines\\_free\\_north.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca201201/20120118landmines_free_north.htm) 2012 年 2 月 5 日にアクセス

<sup>506</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ(USSD 2010)、2011 年 4 月 8 日にリリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> 2011 年 5 月 11 日にアクセス、セクション 2d

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 出国手続き

- 25.18 英国高等弁務団(BHC)コロンボ 2012年1月5日付書簡<sup>507</sup>からのコロンボ・バンダラナイケ (Colombo bandaranaike) 空港での出国手続きに関する報告：

出発客、職員および空港への訪問客に対して、ターミナルビルへ続く空港道路に位置するスリランカ空軍による有人の常設検問所がある。レーンは職員/自動車およびバン/バンおよびバス/旅行者用バス/タクシーに分けられている。検問所に駐在する空軍兵士が各車両に近寄り乗員が旅客、職員あるいは訪問客であるかを確認する。歩行者も検問を受ける。出発客はしばしばチケットとパスポートの提示確認を求められる。職員は空港 ID カードを提示しなければならない。運転手を含めスリランカ人の空港への訪問客はしばしば国民 ID カードの提示を求められる。すべての車両の登録ナンバーは手書きで登記される。例えば会議や海外からの要人の来訪の際などの警備強化体制の間は、特にコロンボから主要な A3 沿いの、空港へ続く道路沿いの検問所の数は増加する。警察または軍がそれらに駐在する。

- 25.19 同 BHC 書簡<sup>508</sup>続き：

空港は2つのターミナルビル、出発用と到着用に分かれている。出発用区域は出発客、職員と隣接するチケット売場で発行される一日券を所持する訪問客のみ利用することができる。一日券を得る人は ID カード、パスポートまたは運転免許証のコピーを提出し、元本書類を提示しなければならない。それらの詳細な記録は手書きで登記される。出発用ターミナルに入る前に警備員は航空券のチケット(および時にはパスポート)、職員 ID カードあるいは一日券の証拠提示を求める。これらの書類を所持していない人たちは出発用ターミナルへ進入できない。警備員の真後ろにはすべてのバッグや所持品をスキャナーに通す警備チェックがある。すべての人たちはその後スキャナーを通る。検出アラームが起動する、しないに関わらず、その後人々は警備員に身体検査を受ける。各検問所には男性、女性双方の警備スタッフが常駐している。これらの警備チェックを通過して、人々は長い廊下を歩き主出発用区域へ至る。

出発用区域からは3つのチェックイン区域への警備上の入り口がある。ゲート右はスリランカ航空への出発乗客用、ゲート左はその他のすべての航空会社の乗客用であり、中間のゲートは職員専用である。警備員は乗客にチケットを所持する証拠を求めこれを提示した人のみが通過できる。一日券を所持する人たちはチェックイン区域には進入できない。これらの警備チェックの真後ろには「税関」と表示された看板がある。税関職員がしばしば周辺で見かけられるが、常時姿を見せているわけではない。同様に、手荷物のスキャナーもあるが、これらが実際に稼働しているところはめったに見受けられない。

- 25.20 同情報源<sup>509</sup>追記：

チェックインデスクで乗客は航空会社の職員にパスポートを提示し、チェックイン手続きを通

<sup>507</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

<sup>508</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

<sup>509</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

過しなければならない。航空会社のチェックイン職員は日常的にパスポートの詳細と異なる人の特定、パスポートの有効性および乗客が目的地や立ち寄り地の国での適切なビザを持っているかをチェックしている。チェックインした乗客はその後、警備ゲートへ進みそこで入出国管理局(DIE)区域へ進入するためにパスポートと搭乗券を提示する。すべての乗客は出国カードに記入し、その後入出国管理官のデスクで列につかなければならない。乗客は自身のパスポート、出国カードおよび搭乗券を入出国管理官に提示しなければならない。入出国管理官はDIE国境管理システムデータベースでパスポートの詳細ページをスキャンする。スキャンされた詳細ページの画像はその書類が偽造されていないかあるいは何か手を加えられていないかを特定するために、コンピュータ画面に、自然光、紫外線および赤外線により表示される。スリランカ人以外は存在するデータベースの記録と対比してチェックされ、管理官はパスポートの到着の裏書をチェックする。スリランカ人および外国人のすべての乗客の所有するパスポートは入出国管理官の搭乗スタンプにより裏書される。入出国管理を一旦通過すると、乗客は主出発用ラウンジへ進む。

#### 25.21 2012年1月5日付BHC書簡<sup>510</sup>による続報；

入出国管理局(DIE)は裁判所が容疑者のパスポートを没収する決定がなされた時あるいは逮捕状が発行された時にのみ通知される。そのような人の詳細は彼らのデータベースの警報や指名手配リストに表示される。入出国管理官がそのような事実気づくことを確実にする他のメカニズムはない。これらの裁判所の権限を除き、入出国管理官には当人を搭乗させない法的な権限はない。まれで特別な他の方法では国家情報局(SIS)が入出国管理官にテロリスト活動をしている人や指名手配リストに載っている人を知らせることができる。やはり、容疑者の詳細はDIEのデータベースに表示される。裁判所の制裁なくして入出国管理官は当人がスリランカへ入国する権利を満たしている限り拘束する権限を有しない。国家情報局(SIS)は入出国管理の搭乗管理エリアの隣に事務所を持っており、DIE職員は必要であれば乗客を彼らに照会することができる。

乗客が搭乗ゲートへ到着すると更なる警備チェックが実施される。手提げかばんと携帯電話や靴を含む所持品はスキャナーに通される。乗客はスキャナーを通り、警報が起動した場合には身体検査される。その後待機ラウンジへ入る前に空港職員により更に搭乗券チェックがなされる。目的国がヨーロッパの便とヨーロッパ、北アメリカおよびオーストラリアへ接続のある便では、幾つかの海外の在外公館の空港連絡官および訓練された書類検査員が乗客のパスポートをチェックして彼らの乗り継ぎおよび目的国での許容性を検査する。

#### 入国手続き

#### 25.22 英国高等弁務団(BHC)コロンボからの2012年1月5日付書簡<sup>511</sup>によるコロンボ・バンダラナイケ(Colombo Bandaranaike)空港での入国手続きに関する報告：

<sup>510</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

<sup>511</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

到着した乗客は入出国管理局による入国カードを搭乗してきた航空会社から提供される。飛行機の到着スタンドにより、到着した乗客はゲートから主機橋を歩くか、または入り口の遠く離れたスタンドからバスに載せられ入出国管理局到着ホールへ至る。引き続き飛行機に乗り継ぐ乗客は乗り継ぎデスクへ進む。現在の数字によるとコロンボ空港を利用するすべての乗客のうち40から50%が乗り継ぎ客である。彼らは一般に乗り継ぎの飛行機が出発するまでの間乗り継ぎ/出発区域に留まるが、一晩限りの滞在が必要となるこれらの人たちもスリランカ政府の入出国管理局で登録を求めなければならない。

2012年1月からシンガポール国籍の人とモルディブ人を除くすべての入国した外国人はスリランカでの短期滞在のために電子的旅行許可(ETA)を求められる。これに関する詳細は[www.eta.gov.lk](http://www.eta.gov.lk)で見ることができる。

#### 25.23 同 BHC 書簡<sup>512</sup>による追記：

スリランカに入国を求める乗客は入出国管理官の元へ自ら赴き、パスポートと入国カードを手渡すことが求められている。入出国管理官はパスポートの詳細ページをスキャンする。3つのスキャンされた詳細ページの画像は書類と所持者の基本詳細情報とともにその後自然光、紫外線および赤外線でコンピュータ画面に示される。これにより入出国管理官はその書類が偽造されていないか、または何か手が加えられていないかを特定することが可能となる。各入出国管理官デスクはDIE国境管理システムと接続された端末装置が備わっている。このシステムは国境管理、ビザ/ETA詳細、市民権およびパスポートの記録を含み、コロンボのDIE事務所とネットワークで繋がっている。それには警察や軍のデータベースとは繋がっていないが、裁判所命令、逮捕状、保釈中の逃亡、拘留からの逃亡に関連する情報のみならず国際刑事警察機構や国家情報局(SIS)のコンピュータシステムからの情報に含まれる注意リストが存在する。入出国管理官はあらゆるデータの符号をチェックし、書類が真正の物かあるいは変更が加えられていないかをチェックし、パスポートのビザと裏書を一通り調べる。個人の乗客の状況に応じて、入出国管理官は訪問の目的を確認するために質問をする場合がある。一旦乗客が入国の資格を満たすと、入出国管理官は入国スタンプでパスポートに裏書きし乗客に返還する。彼らは彼らが所持する入国カードも裏書きする。

国家情報局は入出国管理局到着ホールに事務所を構え、SISからの役人が通常各便到着の間到着区域をパトロールする。常にDIEにより引き止められる人に気づいた場合はその人たちに近づき、その人物が彼らの関心の対象であるかを確認するために詳細な話を聞く。彼らの事務所には3つのコンピュータ端末があり、2つはSIS記録に接続され1つはフライト情報を含んだ空港に属するものである。

#### 25.24 2012年1月5日付 BHC 書簡<sup>513</sup>追記：

空港以降の主たる旅行の手段は道路である。多くのタクシーサービスがあり、到着する乗客を乗せるための親族や友人のための乗車区域がある。公共のバスは空港への乗り入れが認められていない。コロンボへ直通の鉄道があり、最近ターミナル周辺約200メートルに空港駅が建設

<sup>512</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

<sup>513</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



されているが、サービスは頻繁ではないように見受けられる。主要 A3 に通じる空港接続道路沿いには空港を出る人に対する常設検問所はない。コロンボへ移動する人たちが最初に遭遇する常設検問所は市街地入り口のペリヤゴダ(Peliyagoda)/グランパス(Grandpass)の橋にある。停止させられる車両の数はこの数か月非常に減少している。検問所は今では非常にまれであるが、これは早朝の時間帯やいつでも警備体制次第で変わる。

[検問所](#)も参照

## インドからの避難民の帰還

### 25.25 UNHCR 発行プレスリリース 2012 年 1 月 6 日付 <sup>514</sup>声明 :

自宅へ帰還するスリランカの避難民の数は 2011 年において前年と比較した場合減少を記録したと最新の UNHCR の統計は示している。

総数 1,728 人のスリランカの避難民が UNHCR の仲介した自発的帰還プログラムの下帰還しているが、2010 年にはより多くの数を記録し、その機関はスリランカ人 2,054 人を自宅へ帰還するのを支援している。2009 年には UNHCR は 818 人の個人を自発的帰還するのを仲介した。

「我々は自発的帰還プロセスを容易にする新しい方策を導入したが昨年の帰還のペースは当初予想したよりも少なかった。これは開始時期の遅れとそれに続くコロンボーツチコリン(Tuticorin)間のフェリーサービスの中断による。」とスリランカの UNHCR 代表マイケルズワック(Michael Zwack)は言った。

2011 年 10 月、UNHCR はインドからコロンボへのフェリーによるスリランカ人避難民の帰還を開始し、自発的帰還プログラムに新しい局面をもたらした。それ以前はすべての帰還は飛行機に依っていた。しかしながらフェリーサービスは一月後中断された。

### 25.26 UNHCR プレスリリース <sup>515</sup>追記 :

UNHCR の自発的帰還プログラムの下帰還するスリランカ人避難民は彼らの生活の再スタートを支援するための第一段階として標準再建助成金(standard reintegration grant)を受け取る。各個人はまたそれぞれの村へ帰還するための移動手段の調整を支援する控えめな旅費補助金の提供を受ける。一旦スリランカのそれぞれの目的地に着くと、これらの避難民は北部および東部の UNHCR の 5 つの事務所のうちの一つに赴き、基本生活用品のキットを入手できる。

---

<sup>514</sup> UNHCR、フェリーサービスが中断される中で、スリランカ難民帰還者数が 2011 年に減少、2012 年 1 月 6 日 <http://www.unhcr.lk/uplode-pdf/Overallstatsrefugeereturns06012012.pdf> 2012 年 1 月 27 にアクセス

<sup>515</sup> UNHCR、フェリーサービスが中断される中で、スリランカ難民帰還者数が 2011 年に減少、2012 年 1 月 6 日 <http://www.unhcr.lk/uplode-pdf/Overallstatsrefugeereturns06012012.pdf> 2012 年 1 月 27 にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

帰還の大多数はスリランカの北部地区のトリンコモリーで実施されている。相当数のスリランカの避難民はまた国土北部のマナーとバブーニャ地区に帰還している一方で少数のグループはジャフナ、キリノッチ、バチカロア、コロンボ、アンパラ(Ampara)、プッタラム(Puttalam)およびカンディに帰還している。

UNHCR はこれらの地域において定期的に監視活動を実施しており、避難民が地雷のリスク教育を受け、食品配給リストに名前を載せ、多くの政府や国際連合およびスリランカの国土の北部および東部における生活再建のために実施されているその他のプロジェクトの受益者となることを保証するように求めている。さらに、UNHCR は特別な機関に対して特別なニーズを持つ人々(障害を持つ人、老人など)、特化した支援を提供できる関連する政府機関やその他の機関に法的な相談を必要とする人々を紹介している。

政府から収集した UNHCR の最新の統計は 2010 年末現在で 65 か国に 141,063 人のスリランカ人避難民がおり、大多数の約 69,000 人が 112 か所の難民キャンプに、さらに 32,000 人がインドのタミルナドゥ(Nadu)のキャンプ外に住んでいることを示している。スリランカ人避難民がいるその他の国はフランス、カナダ、ドイツ、イギリス、スイス、オーストラリア、アメリカおよびイタリアである。

- 25.27 スリランカ人避難民の自宅帰還の支援における UNHCR により提供される援助の追加情報は UNHCR スリランカのウェブサイトの専用セクションから入手可能であり、[こちら](#)からアクセスできる。
- 25.28 子供を持つ家庭のスリランカへの帰還、同伴者のいない子供および生き別れになった子供の帰還後の再統合支援および子供の監視メカニズムに関する特定の情報は[欧州委員会、未成年者の帰還分野での実践の比較研究](#)、2011 年 12 月(スリランカに関するセクション 5.6 参照)で入手可能である。

[目次に戻る](#)

#### 亡命申請が通らなかった者の帰還

- 25.29 コロンボ空港でのタミル人の取扱いに関する広範な情報は [FCO のスリランカコロンボへの 2009 年 8 月 23 日から 29 日の情報収集訪問報告](#)、2009 年 10 月 22 日付(FCO2009 年 10 月報告)<sup>516</sup>より入手可能。報告の記述：

面談した情報提供者は入出国管理局(DIE)管理官が従っている手続きについてコメントし、彼らは空港[バンダラナイケ国際空港(BIA)、ガンパハ(Gampaha)地区のカツナヤク(Katunayake)に位置する]で国境警備を実施し、国家情報局(SIS)、犯罪捜査局(CID)およびテロ捜査局(TID)が介入している状況であると語った。

<sup>516</sup> 英国外務連邦省(FCO)、FCO のスリランカコロンボへの 2009 年 8 月 23 日から 29 日の情報収集訪問報告、2009 年 10 月 22 日 <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs09/igcolombo-0809.doc> 2010 年 1 月 6 日にアクセス、段落 1.1

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

25.30 FCO2009年10月<sup>517</sup>の所見：

犯罪により手配されている者はみな逮捕される。犯罪記録や LTTE と関連のある者は更なる尋問を受け拘束される場合がある。一般に非政府側や国際的な情報提供者は国土の北部または東部出身のタミル人は他の物よりも入念な精密検査を受け、以下の要素の存在により、個人は拘束の可能性を含めて当局との問題に遭遇するリスクが深まる。

- ・未解決の逮捕状
- ・犯罪記録
- ・LTTE との関連
- ・スリランカからの不法出国
- ・メディアまたは NGO との関連
- ・ID カードまたは書類の欠如

25.31 特に空港で亡命申請に失敗した人、当局により手配されている人を特定する場合に適用される手続きについての質問に答えた同情報提供者<sup>518</sup>からの報告：

DIE の報道官は DIE がすべての帰還者の詳細な記録を(ログブックに)登録していると語った。帰還者はその後困難なく犯罪捜査局(CID)または時に国家情報局(SIS)に照会されている。パスポートがあれば DIE は当人の詳細情報をデータベースによりチェックできるが、緊急渡航書類(ETD)に対してはこれを実施できない。ID カード番号があれば本来のパスポートへの照会がなされる。当人が違法に出国したかどうかはパスポートに搭乗スタンプが欠如していることを見ればわかるが、ETD に関してはこれが実施できない。ETD はスリランカ当局により発行される完全に公式な書類であると見なされている。それらは身元の証明であり、あらゆる検問所を通過するのに有効である。ETD はスタンプが押され帰還者に返還される。DIE の役目は帰還者を CID へ通した時点で終わる。

DIE は注意リストへアクセスしている。このリストには裁判所命令、逮捕状、保釈中の逃亡、拘留からの逃亡に関連する情報と同様に国際刑事警察機構や SIS コンピュータシステムの情報も含む。DIE コンピュータシステムは注意リストに関連する独自の警報システムを持っているが、これには警報の正確な理由は表示されない。警報に従い、DIE はこれらの人々を CID または SIS に対応を決めるために照会する。

SIS の記録は 60 年前までにさかのぼり、コンピュータに入力されている。SIS のコンピュータ記録は空港で SIS および(求めに応じて)CID 職員によって利用できる。他方、警察記録は 5 年

<sup>517</sup> 英国外務連邦省(FCO)、FCO のスリランカコロンボへの 2009 年 8 月 23 日から 29 日の情報収集訪問報告、2009 年 10 月 22 日 <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs09/igcolombo-0809.doc> 2010 年 1 月 6 日にアクセス、要約、コロンボ空港でのタミル人の取扱い

<sup>518</sup> 英国外務連邦省(FCO)、FCO のスリランカコロンボへの 2009 年 8 月 23 日から 29 日の情報収集訪問報告、2009 年 10 月 22 日 <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs09/igcolombo-0809.doc> 2010 年 1 月 6 日にアクセス、要約、段落 1.4; 1.5; 1.6; 1.10; 1.13

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

間分しか保管されておらず、場合によりコンピュータに記録されているが通常は書類のみである。

25.32 FCO の 2009 年 10 月報告<sup>519</sup>では特定の要素が空港での個人の取り扱い方に影響を与えるかについても報告した。特に報告書は以下の記録を残している。:

バンダラナイケ国際空港警察の犯罪捜査局(CID)の監督者は、ある人が LTTE と関連があると疑われる場合には、SIS はその人たちをテロ捜査局(TID)へ引き渡すと語った。時には彼らはコロombo捜査局本部(Colombo Detection Bureau Headquarters)または CID へ照会される。そのような場合には 90 日間の拘留命令が発行される。

国家情報局の高官はある人に未解決の逮捕状が発行されている場合には、その人は逮捕されると語った。当人に以前の犯罪記録がある場合には、それは面談で当人が話す内容次第である。SIS は地域警察とともにその人物がどこから来たかをチェックし、手配されている場合にはその人物は拘束され、そうではない場合には解放される。

バンダラナイケ国際空港警察の犯罪捜査局(CID)の監督者は、チェックはその人物手配されているかに関して実施されると語った。もし手配されている場合には当人は逮捕され、ネゴンボ(Negombo)の治安判事(Magistrate Court)の前に引き出される。政策代替案センター(CPA)の代表はそのような人物は確実に足止めさせられると語った。

IOM 代表は ID カードを所持しない人は内陸部へ移動するのに障害に遭遇すると語った。国民身分証明カード(NIC)が唯一の身分証明書類であるが、彼らは警備チェックを受ける。緊急渡航書類は利用できるが最大 3 か月しか有効ではなく、その場合 NIC へ申請を出さなければならぬ。もし彼らがジャフナ、キリノッチ、マナー、ムライティブ、バブーニャ出身の場合は彼らはグラマセベカ(Grama Seveka)(地域役人)の許可を受ける必要があり、コロomboの NIC へ申請することができないので問題を生ずる。

25.33 2012 年 1 月 5 日付 BHC コロンボからの書簡<sup>520</sup>によるコロombo・バンダラナイケ空港でのイギリスからの帰還民の入国手続きに関する報告:

イギリスからの帰還民は一般にロンドンヒュースロー空港ターミナル 4 からイギリスとスリランカ間を直接結ぶスリランカ航空の定期便でコロomboに到着する。帰還民はまたカタール航空でドーハ経由により、ガルフエアでバーレーン経由によりそしてジェットエアウェイでデリーまたはムンバイ経由により到着できる。英国国境局はイギリスに不法滞在していたスリランカ人を特別に帰還させるために 2011 年 9 月と 12 月に航空便をチャーターした。これらは個別に報告されている。(以下の段落 25.35-25.40 参照)

<sup>519</sup> 英国外務連邦省(FCO)、FCO のスリランカコロomboへの 2009 年 8 月 23 日から 29 日の情報収集訪問報告、2009 年 10 月 22 日 <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs09/igcolombo-0809.doc> 2010 年 1 月 6 日にアクセス、要約、段落 1.48; 1.54-1.59

<sup>520</sup> 英国高等弁務団、コロombo、2012 年 1 月 5 日付書簡、要求に応じて入手可能

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

護送された帰還者は入出国ホールの当直入出国管理主任官に護送官から引き渡される。付添人のいない帰還者は航空会社職員から当直入出国管理主任官へ引き渡されなければならないが、すべてのケースにおいてこれは発生していない。すべての帰還者は有効なパスポートかロンドンのスリランカ大使館によって発行される緊急パスポートを所持していなければならない。彼らはまた飛行機内で渡された到着カードを記入し、自身のパスポートとともに入出国管理局へ提示しなければならない。

イギリスからの護送帰還民あるいは航空会社により引き渡される帰還民は直ちに入出国管理局で帰還民として特定される。ロンドンのスリランカ大使館で発行される緊急パスポートで移動している付添いのいない帰還民は入出国管理局により彼らが帰還民であるかについて確認するために質問を受ける。しかしながら本来のパスポートで移動している付添いのいない帰還民は例えば書類に偽造や許可のない裏書が含まれているなど入出国管理官の何らかの注意を引かない限り入出国管理官によって、恐らく質問すらされない。

入出国管理局の手続きはすべての国外追放を受け帰還したスリランカ国民に対して同じであり、彼らはスリランカ人の国籍を確認するためだけに面談する。彼らはすべての帰還者の詳細情報を当直入出国管理主任官の事務所に保管される帳簿(ログブック)に登録される。一旦帰還者がスリランカ国籍であることを満たすと多くの場合彼らは国家情報局(SIS)および犯罪捜査局(CID)へ当人を照会する。入出国管理局が帰還者をスリランカ人ではないとした場合、例えば入出国管理局が当人は別の南アジアの国民であると疑いを持った場合には、イギリススリランカ二国間再入国協定により当人はイギリスへ送還される。

#### 25.34 2012年1月5日付BHC書簡<sup>521</sup>続き：

国家情報局(SIS)はしばしばロンドンのスリランカ大使館からイギリスからの強制帰還計画について連絡を受ける。SISはすべての国外追放者と面談し、彼らの国外追放/移動の根拠、どのようにスリランカを出国したかとその背景事情について確認する。SISは書類を保存し記録をコンピュータ化する。SISの記録は60年前にさかのぼり、現在コンピュータのデータベース化がなされている。SISのコンピュータ記録はSISと(求めに応じて)CIDの職員によって利用される。

一旦SISが面談を完了した後は帰還者はCIDへ通される。主たるCID事務所は一階のDIEの搭乗管理エリアに隣接しており、オーストラリア政府により資金提供を受けて2010年に完全改装がなされた。事務所の続き間は3つの専用面談室と帰還者がくつろいで食事がとれる施設がある。すべてのCIDに通された帰還者/国外追放者は面談を受け、写真と指紋を採られる。これらの面談の主たる目的は帰還者に犯罪記録がないか、彼らが手配されていないかまたは何らかの法令違反を犯していないかを確認することである。写真は空港のCID事務所にあるスタンドアロンコンピュータに保存され、指紋は同じ事務所の書類の中に保管される。チェックは地域警察により開始されるが、帰還者はCIDが身元引受人とみなした友人や親族に引き受けられる。身元引受人は自身の個人情報の詳細を提出し帰還者の責任を引き受けなければならない。彼らはCIDにお金を支払わずに泊まることができる。ある帰還者はそれに続いて英国高等弁務

<sup>521</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



団に彼らが自宅住所へ帰還した約一週間後に彼らの居住確認をするための地域警察官の追跡調査訪問を受けたことを知らせている。手続きの完了に際し CID は帰還者を DIE へ徒歩で戻らせる。当直入出国管理官はその後帰還者のパスポート/緊急パスポートに入出国管理局の到着スタンプで裏書をして、それを帰還者に返還する。帰還者はその後免税区域、手荷物受取および税関へ進むことが許される。緊急パスポートはスリランカ政府から発行された完全な公式書類とみなされる。それらは身元の証拠であり、あらゆる検問を通過するのに有効である。

一般に人種や信条に関わらずすべての帰還者に関する事情は、今では緩和しているように見受けられる。個人の扱われ方に依然一貫性がなく、英国高等弁務団はある帰還者は当局により身元照会すらされず、SIS/CID の面談プロセスすら受けずに進むことが認められていることを認識している。国境当局はプロセスの迅速化のために UKBA のチャーター便の帰還者に対する手続きを改めており、これは別に報告されている。

#### 25.35 同情報源<sup>522</sup>追記：

英国高等弁務団はバンダラナイケ国際空港へイギリスから到着した 6 人の帰還者を逮捕したことを認識している。2 名は CID により 2010 年の偽造による法令違反で逮捕され、3 名は 2011 年の偽造による法令違反により逮捕されている。1 人は 2011 年 9 月 29 日のチャーター便で到着し、地域の制服警官に未解決の逮捕状の対象として逮捕され、それに続いてカルムナイ (Kalmunai) へ移送され殺人罪で告発された。これら 6 人すべての帰還者はスリランカの司法制度により裁判所を通して処理された。

2011 年 2 月 10 日に完全な亡命を認められ、スリランカ国民としてイギリスの控訴プロセスを通過したある男性が帰還した。彼はまたロンドンのスリランカ大使館により緊急パスポートを発行されていた。コロンボへの到着に際し、彼は入出国管理官に彼は実際にはインド国籍であることを伝え、彼は全く異なる身分を明かした。スリランカ当局は二国間再入国協定が適用されるこの事案に、コロンボの英国高等弁務団に彼のイギリスへの送還の調整のためにアプローチをしなかったが、その代わりに彼を空港に留め置き、コロンボのインド大使館へ接触を持った。彼はそれに続いてインド当局による面談を受け、渡航書類を発行されインドのチェンナイへ移された。これらのケースを除いて到着に際して 7 時間以上留め置かれた帰還者は一人もおらず、誰も逮捕および拘束されず、到着に際して当局からの扱いに抗議するものはいない。

現在 EU とスリランカ間の再入国協定 (EURA) の実施に関して交渉が行われている。欧州連合により資金提供を受けたプロジェクトがこれを前進させるために国際移住機関 (IOM) と契約している。スリランカ政府は、彼らが到着手続および EURA の実施のための再文書化を進展させており、さらにこれらは世界中のすべての国からのスリランカ人帰還者の搭乗に際して適用されると表明している。DIE は 2012 年 1 月からこれらの新しい手続きを開始したいと表明しているが、これが実施されていることを我々は認識していない。

#### 25.36 スリランカのタミル人に関する人権と安全、デンマーク入出国サービスのスリランカ、コロン

<sup>522</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012 年 1 月 5 日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ポにおける 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッション<sup>523</sup>、2010 年 10 月付報告：

当局によるコロombo空港での亡命申請が通らなかった帰還者を含む帰還者の入国手続きに関して、入出国管理局(DIE)統括管理官代理 W.A.チュラナンダ・ペレラ(Chulananda Perera)氏は帰還者が国民のパスポート、およびスリランカ大使館で発行される緊急移動パスポートのいずれでもスリランカ国境を通過できると説明した。帰還者が国民のパスポートで入国する場合には DIE はデータベースでデータをチェックできる。緊急移動パスポートでの入国にはこれが可能ではない。しかしながら緊急移動パスポートは出発国で確認された身分証明とみなされる。DIE は渡航書類、飛行機の便番号、帰還元の国名を含めたすべての帰還者の詳細情報を登録し、それらはすべての警察機関によりアクセスされる。

外交使節団は現在のところ帰還するタミル人の大多数は空港で精密検査を受けるリスクは最小であると語った。その情報提供者によると今日見受けられる人々に対する審査の在り方は改善された情報とアジア諸国間の情報交換の成果である。明確な LTTE の経歴を持つ人や資金送金の容疑者は更なる尋問のために拘束される。情報提供者によると一般にタミル人とシンハラ人の空港での取り扱い方に違いはなく、尋問のために拘束されたシンハラ人人権擁護活動家の例もある。

25.36 デンマークの FFM 報告<sup>524</sup>追記：UNHCR は、コロomboは人種が混ざった人口を抱え、生活条件、雇用と教育へのアクセスに関してコロomboにおける一般的な人権状況はタミル人に対して体制的な問題で困らせてはいないと明言している。(コロomboの)ノルウェー大使館によると海外からの帰還者はコミュニティの中では見分けがつかず、住宅や仕事を見つけるうえで問題はない。

25.37 英国高等弁務団(BHC)コロomboからの 2011 年 10 月 3 日付書簡<sup>525</sup>により「英王国連合へ入国および滞在する資格もないために立ち去れないスリランカ人の特別帰還のための英国国境局によるチャーター便」(2011 年 9 月 28 日にロンドンを経由してコロomboに向けて出発し 2011 年 9 月 29 日にバンダラナイケ国際空港へ到着)に関する報告をした。

強制帰還者 50 人のうち多くは亡命申請が通らなかった人たちである。帰還者の民族種別はタ

---

<sup>523</sup> スリランカのタミル人の人権および安全問題、デンマークの入国管理サービスによるスリランカのコロomboにおける 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッションからの報告、2010 年 10 月

[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) 2011 年 5 月 27 日にアクセス、p52-53

<sup>524</sup> スリランカのタミル人の人権および安全問題、デンマークの入国管理サービスによるスリランカのコロomboにおける 2010 年 6 月 19 日から 7 月 3 日までの事実究明ミッションからの報告、2010 年 10 月

[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_finding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_finding_report_sri_lanka_2010.pdf) 2011 年 5 月 27 日にアクセス、p31

<sup>525</sup> 英国高等弁務団コロombo、2011 年 10 月 3 日付 UKBA COI サービスへの書簡、要求に応じて入手可能

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ミル人 27 人、イスラム教徒 12 人、シンハラ人 11 人であり 42 人が男性で 8 人が女性である。すべての帰還者は有効な国民のパスポートまたはロンドンのスリランカ大使館により発行された緊急移動パスポートを所持していた。

すべての帰還者は入出国管理局の到着ホールへ降ろされこの便のために特別に設けられた移送デスクに隣接する座席エリアへ誘導された。入出国管理局(DIE)の職員が座席エリアの前に設置されるデスクを配置し、職員により帰還者の面談を実施するのに使用した。

座席エリアの前のデスクで帰還者を DIE の職員が約 11 時 15 分に面談を開始した。これらの面談の目的は帰還者の身分と国籍を確認することであった。

- 25.38 同 BHC 書簡<sup>526</sup>には SIS(国家情報局)と CID(犯罪捜査局)が帰還者に彼らの状態やイギリスへのルート、彼らのイギリスでの活動に関しての合同で面談を実施し、以前にスリランカにおいて犯罪行為がないか確認していると追記され、さらに所見を得る。;

SIS/CID の面談を終了した際、帰還者は座席エリアへ戻される。2011 年 6 月の事前のチャーター便の処理の際に、当直の入出国管理官が彼らに次へ進むことを許可するのを待っている間、この段階で不必要な遅れが発生していた。このチャーターに対して DIE はこの決まり事を省き、一旦プロセスが終了すると職員は各帰還者のパスポートや緊急移動パスポートに単にスタンプを押した。

最初の帰還者は 13 時 20 分に次へ進むことを許された。国際移住機関(IOM)からの代表団は個別に各帰還者に話しかけ、スリランカ国内のそれ以降のいずれかの住所までの旅行手段を得ることを可能とし、必要な場合には一晩の宿代に充てるための £ 50 相当のスリランカルピーの旅費補助金を手渡した。各帰還者は連絡先の詳細を IOM に提出した。

- 25.39 2011 年 10 月付 BHC 書簡の追記 :

私は DIE により彼らによって最初に処理された帰還者が未解決の逮捕状の対象者と特定されていたことを知らされた。私は帰還者が初期の予審に姿を見せなかった後にカルムナイ(Kalmunai)高等裁判所によって発行された逮捕状のコピーを正式に提供された。DIE は私に彼がグループの他のすべての帰還者と同じ到着手続を通過したが、その後制服警察官が彼を逮捕したと語った。私はその後逮捕が実施されたと知らされ、逮捕したのはネゴンボ(Negombo)警察署の巡査部長であると知らされた。私はその帰還者はネゴンボ警察署におり、一夜を過ごしその後カルムナイからの職員が彼を連行しカルムナイ高等裁判所へ引き出すであろうと知らされた。

- 25.40 [拷問の廃絶、沈黙からの報告：スリランカにおける継続中の拷問に関する新しい証言](#)<sup>527</sup>(FFT)

<sup>526</sup> 英国高等弁務団コロンボ、2011 年 10 月 3 日付 UKBA COI サービスへの書簡

<sup>527</sup> 拷問の廃絶、沈黙からの報告；スリランカで継続中の拷問に関する新証言、2011 年 11 月 7 日、<http://www.freedomfromtorture.org/sites/default/files/documents/Sri%20Lanka%20Ongoing%20Torture%20Freedom%20from%20Torture%20Final%20Nov%2007%200211.pdf> 2012 年 1 月 13 日にアクセス、序章

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

報告)、2011年11月7日公表は、2009年5月から2011年初頭にかけて実施された拷問の証言の詳細な検討を通して、35の完了した法医学的事例報告(イギリスへのスリランカ人亡命希望者の)として文書化されて情報提供され、[英国国境局の出身国情報\(COI\)広報：拷問および虐待に関する最新報告](#)、2011年11月30日発行<sup>528</sup>および拷問のセクションと合わせて考慮されるべきである。FFT報告はその導入部においてイギリスから帰還して、虐待の対象とされたと報告されたスリランカ人男性についての記述が報告されている。:

私はスリランカへ到着した後空港を去ろうと試み、2人の男に阻まれ、私のパスポートを求められ、同行を求められた。彼らは自身のIDを示した—2人はCID(犯罪捜査局)の者であった。彼らは私を別の入り口へ連れ出しバンの中へ引き入れた。彼らは私がなぜスリランカへ帰ってきたのかについて質問を開始した。—私は初めて逃亡したと言ったがこの時ではない。彼らは私の手と足を縛りととてもひどく蹴った。

私はビルへ連れていかれた。彼らはなぜ再び帰ってきたのか、イギリスで何をしていたのか、兄弟(LTTEメンバー)はどこにいるなどと質問した。私は彼とは連絡を取っていないと言った。彼らはその部屋の中で私の衣服を脱がせ焼き鑊で私を拷問した。私は体中が焼けるような衝撃を感じた。彼らは2日間私を拘束し私は体中が腫れ上がっているのに気付いた。3日目に彼らは私をバンに乗せた。私は彼らが私を銃で撃つと思った。その後私の家族が彼らに幾らかの金を渡し、それにより私は解放された。

ローハン(Rohan)は2011年初頭にイギリスからスリランカへ帰還した際に拷問を受けた。彼は拷問の廃絶(以前は拷問被害者のケアのための医療財団)により逃亡した数か月後に支援を受け—彼らの家族による賄賂の支払の際に—イギリスへ飛行機で戻った。

#### 25.41 FFT報告<sup>529</sup>の更なる記述:

35ケースのうち14件は拘束や拷問に先立つ海外での居住や旅行期間中の報告である。: 5件は教育目的の旅行で、3件は家族の事情で4件はスリランカ国外への避難目的であった。残りの2件は旅行の目的は明記されていなかった。4人の海外への避難目的の者のうち3人は強制的にスリランカへ帰還した。1つのケースにおいてその個人は何年も前にイギリスでの亡命申請が却下されていたが別のヨーロッパの国からスリランカへ帰還した。別の一人は2年間ヨーロッパの国に居住した後帰国し、その国での亡命申請が却下されていた。亡命目的以外の海外渡航した個人を含む10件のケースのうち、9人はスリランカへ自発的に(すべてイギリスから)帰国した。幾つかの報告は種々の家庭の事情による一時的な訪問のための帰国であり、2件はそれらの父親の失踪によるものである。ある個人は家庭の事情により非ヨーロッパ圏の国への途上であったが、偽の書類の使用のために途中で帰国させられた。

海外である期間過ごした後スリランカへ帰還した14個人のすべてのケースは彼らが合法的なルートを通じてスリランカを出国していても、そうでなくともその後拘束され拷問を受けた。こ

<sup>528</sup> 英国国境局、出身国情報(COI) 広報：拷問および虐待に関する最近の報告、2011年11月30日 <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/srilanka12/bulletin-1111.pdf?view=Binary> 2012年1月13日にアクセス

<sup>529</sup> 拷問の廃絶、沈黙からの報告；スリランカで継続中の拷問に関する新証言、2011年11月7日、<http://www.freedomfromtorture.org/sites/default/files/documents/Sri%20Lanka%20Ongoing%20Torture%20Freedom%20from%20Torture%20Final%20Nov%2007%202011.pdf> 2012年1月13日にアクセス、p7

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

これらのケースのうち 5 件において拘束拷問の内容が年間および帰還後最大 7 年間に発生した MLR の中に文書化されている。しかしながら 9 件のケースにおいて個人は帰還後数日、数週間、一月の間に拘束されている。これら 9 件のうち 6 件はコロンボで拘束され、それぞれの自宅からや検問所あるいは宿泊先からであった。その他は国土のあらゆる検問所や到着した際に空港から直接拘束されている。

25.42 2011年12月19日付 BHC コロンボ書簡<sup>530</sup>は「英国国境局による英連合王国に入国も滞在する資格も持たないために立ち去れないスリランカ人の特別な帰還のためのチャーター便」、2011年12月15日にコロンボに向けてロンドンを出発についての報告。「帰還者の再文書化、飛行機のために必要な許可、スムーズな到着とスリランカに到着した際の帰還者の処理について調整するために 2004 年二国間協定に基づきイギリス、スリランカ政府間でロンドンおよびコロンボで事前交渉が実施された。

25.43 2011年12月19日 BHC 書簡続き：

帰還者は入出国管理局の到着ホールの入り口で降ろされエスカレータの頂上に最初に現れた帰還者は空港職員の女性から紫色の花輪が贈られた。後にこれは、贈呈の模様と帰還者の到着を写真とビデオで撮影した国家情報局 (SIS) によって用意されたものであると主張された。すべての帰還者はこの便のために特別に設けられた移送デスクに隣接する座席エリアへ誘導された。入出国管理局(DIE)の職員は座席エリアの前に設置する 6 つのテーブルと 3 人掛けのベンチを配置した。これらはその後帰還者に入出国管理局職員が面談を実施するのに使用された。

英国高等弁務団の同僚と私[第二秘書官(移住)]は犯罪捜査局(CID)、SIS および空港警備の職員とともに入出国管理局の到着ホールで待っていた。DIE はタミル語を話す職員のチームを用意し、CID と SIS もまたチャーター便の帰還者を処理する空港の同僚を特別に支援するための臨時の職員配置を計画していた。

UKBA 入出国管理局主任官(CIO)は 55 人の帰還者の名前の載った最終申告リストの数枚のコピーをすべての渡航書類とその他の身分証明書類の入ったバッグとともに DIE 職員に手渡した。3 人の帰還者の薬の入った 2 つのバッグも DIE 職員に手渡された。CIO は私に帰還者は飛行機上で暖かい十分な食事の提供を受け、それに加え飛行中に幾らかのスナック/飲物の提供も受けたと知らせた。

帰還者のグループが着席しくつろいだ後に私は英語で彼らに向かって話をした。私は私の身分と彼らが受ける手続きを説明し、彼らにプロセスと所要時間について安心させるように話をした。私は我々が彼らを待っている親族や友人に連絡を取ることを手助けすると説明したが、DIE 職員は我々がこれを実施することを帰還者がプロセスを終えるまで待つように指示した。私は彼らに彼らのバッグや所持品を返還することを付け加え、所要時間の長さについて指摘された際に私は彼らの最後の一人がプロセスを終了するまで私は空港に留まると繰り返し言った。帰還者の誰一人何ら病気や、悩んでいるようには見えなかった。幾人かは自宅住所までの移動を可能とする資金を所持していないことを危惧していると述べ、その多くは北部の者であった。私は彼らに到着手続きが終了すると、国際移住機関(IOM)が彼らのその後の移動を可能とする旅費補助金を支給すると説明した。

25.44 同 BHC 書簡所見続き：

約 12 時 05 分に DIE の職員は座席エリアの前のテーブルで帰還者に対する面談を開始し、一人

<sup>530</sup> 英国高等弁務団コロンボ、2011年12月19日付 UKBA COI サービスへの書簡、

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



の入出国管理官は一度に 3 人の帰還者に対応した。DIE の高官は私に彼らのプロセスは 2 時間以内で終了するように目標を設定していると知らせた。これらの面談の目的は帰還者の身分と国籍を確認することであった。残りの帰還者は座席エリアで待機しており空港警備職員の監督の下トイレ施設の使用が許された。座席エリアの飲料水は利用可能であった。DIE はその後 14 時 35 分までにすべての帰還者 55 人の面談を終了した。

先のチャーター便と同様に、SIS の高官は私にプロセスを迅速に行うために SIS と CID の職員は別々の面談ではなく合同で面談を実施すると知らせた。DIE との面談を終了した帰還者は、彼らが座っていたエリアの真横の SIS 事務所へ誘導されるか、または CID の一階にある面談施設へ導かれた。各帰還者は彼らの状況、イギリスへの旅行ルート、イギリスでの活動に関して詳細な面談を受け、スリランカ国内で以前に犯罪活動がないかを確認するチェックを受けた。

SIS/CID の面談を終了すると、帰還者はメインの座席エリアへ戻された。パスポート/渡航書類が返還されると直ちに帰還者は次に進むことが許された。最初の帰還者は 14 時 35 分に次に進むことが許された。国際移住機関(IOM)からの代表団は個別に各帰還者に話しかけ、スリランカ国内のそれ以降のいずれかの住所までの旅行手段を得ることを可能とし、必要な場合には一晩の宿代に充てるための £ 50 相当のスリランカルピーの旅費補助金を手渡した。各帰還者は連絡先の詳細を IOM に提出した。

すべての帰還者には私の名刺と英国高等弁務団の同僚の名刺が渡され、彼らは何らかの質問や不安がある場合には我々に連絡するように助言した。

25.45 2011 年 12 月 16 日付 BBC シンハラ人<sup>531</sup>の報告：

木曜日(2011 年 12 月 15 日)にイギリスから国外退去を受けた亡命申請が通らなかったスリランカ人グループがコロンボ空港で質問を受け解放されたと警察が発表した。

拷問の廃絶(FFT)を含む人権擁護グループはスリランカの受刑者は依然虐待を受けていることを実証する証言を収集していると語った。

警察は国外退去者に対する何らかの行動があるとなれば、警察の犯罪捜査局(CID)に記録された供述書を分析した後で決定されると語った。

25.46 帰還者の取扱い問題に関する追加情報は、カナダ移住および難民委員会(IRB)のパスポート番号 LKA103815.E 日付 2011 年 8 月 22 日のような国を出国する際に適切な政府許可を得ていないために難民申請の拒絶を受けた避難民、帰還に際しての反響を含むスリランカへの帰還したタミル人の取扱いに関する文書情報で入手可能であり、このウェブリンクからアクセスできる。

25.47 2011 年 8 月 22 日付情報要求に対する IRB の回答<sup>532</sup>の記述：

---

<sup>531</sup> BBC シンハラ、国外強制退去者が質問され解放される、  
[http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/12/111216\\_police\\_deportees.shtml](http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/12/111216_police_deportees.shtml) 2012 年 1 月 27 日にアクセス

<sup>532</sup> カナダ移民難民委員会、スリランカ、亡命申請を拒絶された者；パスポートのような政府の適切な承認を得ないで出国した者の帰国に際する反響を含むスリランカへ帰国するタミル人の取扱いに関する情報、2011 年 8 月 22 日、LKA103815.E、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e784eab2.html> 2012 年 1 月 27 日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

スリランカ政府職員から情報提供を求めたのち、任務にあたる職員およびそのほかの国内関係者、スリランカのカナダ大使館職員は調査部(Research Directorate)との次に続く通信連絡において明言した。

スリランカへのすべての帰還者に対する審査プロセスは自発的帰還者でも付添い付帰還者であっても同じである。プロセスは民族性により影響を受けない。

スリランカへの帰還者に対するプロセスはスリランカの入出国管理局による当人の市民権の証明から開始される。当人の入国する権利が確認されると、当人は空港で犯罪捜査局(CID)の面談を受け、それに続き国家情報局(SIS)による面談を受ける。国家情報局の質問はしばしば当人がどのように国を退去したかに関して行われる。彼らは国からの人身売買や密輸に関しての情報を求めている。

CID は帰還者が住居予定のすべての地区の警察署に連絡することにより帰還者の犯罪背景のチェックを実施する。国家データバンクによる犯罪記録にアクセスできない場合には、最終犯罪チェックはコロンボに到着する人の曜日によっては終了するまでに 24 から 48 時間かかる。一般に警察の記録チェックは数時間で終了するが、土曜日や日曜日に到着する人は所管の事務所に連絡するのに少し長い時間を要する。この入国プロセスに続いて、国外退去していたスリランカ国民は国土に自由に入国できる(カナダ 2011 年 8 月 16 日)。

#### 25.48 同 IRB 回答 <sup>533</sup>続き :

対照的にカナダ大使館職員の声明は調査部に対して特別に用意された次に示す関係者による合同提案である。

- ・ 法および社会信頼(Law and Society Trust)、人権問題の文書化、調査および啓蒙活動(Law and Society Trust 日付なし)を実施するコロンボに拠点を置く非政府組織。
- ・ INFORM 人権問題文書化センター(Human Rights Documentation Centre)、1989 年以来活動しているスリランカの人権擁護組織であり、監視、文書化およびネットワーク作りに焦点を当てている(WEDO 日付なし)。
- ・ スリランカにおける権利のためのネットワーク(Networking for Rights in Sri Lanka)、スリランカ人の人権擁護者(NFR スリランカ日付なし)の国内および国際的なネットワークを作るグループ。
- ・ 英連合王国(UK)における人権擁護弁護士(Law and Society Trust 等 2011 年 7 月 18 日、7)

コロンボ空港での亡命申請を拒絶されたタミル人難民に対する警備手続きに関する彼らの共同提案の記述:

入出国管理当局は国外追放された者や亡命申請プロセスを拒絶された結果帰還した者の差し迫った到着に関して警戒している。彼らは臨時の渡航書類で移動しているという事実により特定可能である。これらの個人は入出国管理局の列から連れ出され、警察やテロ捜査局(TID)のメンバーによる特別な尋問の対象となる。彼らはほとんど常に拘束され、時には数時間、時には数か月間、安全上の嫌疑が晴れるまで拘置される。国外追放された者または帰還者のほとんどの

<sup>533</sup> カナダ移民難民委員会、スリランカ、亡命申請を拒絶された者 ; パスポートのような政府の適切な承認を得ないで出国した者の帰国に際する反響を含むスリランカへ帰国するタミル人の取扱いに関する情報、2011 年 8 月 22 日、LKA103815.E、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e784eab2.html> 2012 年 1 月 27 日にアクセス  
LKA103815.E、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e784eab2.html> date accessed 27 January 2012

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

家族は戦争により強制退去させられており、電話による連絡が付かず、彼らの正当な住所を証明する警察の記録もしばしば過去数年間の北部および東部におけるコミュニティ全体が受けた日常的な転居サイクルにより紛失されており、必要とされる安全上の嫌疑の払しょくには数か月かかる。支援する家族の存在がなければこれは無期限の拘置につながる(Law and Society Trust ら、2011年7月18日、5)。

彼らの合同提案ではさらに、タミル人帰還者は特に個人で帰国した場合および誰も彼らの到着を知らされていない場合には無力であると記述している(本誌、6)。

2010年5月19日に避難民や亡命希望者のために活動するオーストラリアの調査、啓蒙およびネットワーク構築機関エドモンドライスセンター(Edmund Rice Centre、日付なし)の管理者は、スリランカはタミルの虎に関連がある者や非合法に出国した者を含めて国外追放された亡命希望者にとっては安全ではないと発言した(本誌、2010年5月19日)。彼はスリランカ当局が非合法に出国したすべてのタミル人はLTTE(タミル・イーラム解放の虎)の同調者とみなし、シンハラ人の場合には裏切り者であると見なすと説明した(本誌、2010年5月19日)。その管理者はまた2010年5月までの出来事について言及した。

スリランカに帰還したすべての亡命希望者はCID、スリランカ警察へ引き渡され、拘留される。ある者は拘置され、ある者は急襲される(本誌)。

#### 25.49 2010年8月22日付IRB回答<sup>534</sup>追記：

2011年6月30日の調査部との電話会談で現在スリランカの研究を実施しているテンプル大学(Temple University)の政治科学の助教授は、政府が元タミルの虎で、政府側について、スリランカ警備隊とともに活動し、バンダラナイケ国際空港で到着する個人を審査している者を駐在させているというスリランカの情報提供者からの情報を示した。助教授はもしあなたがタミル人であり、タミル人の主義に何らかの関連があれば、あなたは空港で審査され警察で拘置されるだろうと言及した。タミルの虎とつながりのある者のスリランカへの帰還は非常に難しい(助教授2011年6月30日)。

彼はまたタミルの虎に何も関連がないタミル人でも政府の政策に反対した経歴がある者はタミルの虎の関連者とみなされ、空港で審査されると語った(本誌)。助教授はさらに過去にタミルの虎と何らかの関連があるか、政府に反対した経歴のある者は拘束され、尋問を受けると明言した(本誌)。彼は空港で拘束された者に対する虐待や拷問の報告があると付け加えた(本誌)。

エドモンドライスセンターの管理者はまた公に政府の姿勢について反対を表明した者は危険な目に遭っていると言及した(2011年5月19日)。彼は拘置が無期限であり、裁判のプロセスは刑務所内で行われると説明した。法的な議論は受け入れられず、ほとんどの場合治安判事は事案を先の日に引き伸ばし続けるだけである(本誌)。

2011年1月の日刊スリランカガーディアン紙の記事によると、コロンボのカツナヤク(Katunayake)国際空港は海外から帰国するタミル人を体制的に標的にする国家情報局職員が存在が大きく、彼らを数時間にわたり延長尋問している(2011年1月5日)。ニュースサイトの情報によれば、到着便や出発便の乗客のタミル人はTIDの標的である(スリランカガーディアン2011年1月5日)。これらの情報源はTIDの職員が個人を拘置し、数時間にわたり尋問するか

---

<sup>534</sup> カナダ移民難民委員会、スリランカ、亡命申請を拒絶された者；パスポートのような政府の適切な承認を得ないで出国した者の帰国に際する反響を含むスリランカへ帰国するタミル人の取扱いに関する情報、2011年8月22日、LKA103815.E、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e784eab2.html> 2012年1月27日にアクセス

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



または目印のない白いバンに乗せ知らない場所へ連行すると報告している(本誌)。

同様に、法律および社会信頼(Law and Society Trust)の合同提案は、タミル人帰還者は拘束され、スリランカ国内の LTTE との関連、国を出国するに先立った彼らの出発の状況や国外にいた間のつながりについて尋問を受けると言及した。これは、長期間のプロセスであり、PTA(テロ防止法)の下延長された期間の拘束が可能とされる(Law and Society Trustら、2011年7月18日、6)。

#### 25.50 同 IRB 回答 <sup>535</sup>続き :

合同提案によると、拘留状態は非常に残虐である(本誌)。アメリカ人権の実践についての国別報告 2010 年によるとスリランカの刑務所の状況は混み合っており、衛生施設も不足している(アメリカ 2011 年 4 月 8 日)。また受刑者はコンクリートの床で眠り、換気が不十分であることを含めその他の問題点を報告しており、女性専用の刑務所部分では性的虐待の報告もある(本誌)。

対照的に、カナダ大使館職員はカナダ大使館が認識している範囲では到着の際に人が拘束されたケースはわずか 4 件であると言及している。これらの各ケースは国内の未解決の犯罪容疑を含むものであり、海外での亡命申請や彼らの民族性には関連がない。民族的背景を持つ人たちは日々付添い付や自発的にスリランカへ帰還しており、すべてのこれらの人たちに対する審査や入国プロセスは同じである(カナダ 2011 年 8 月 16 日)。

しかしながら、スリランカへ強制送還された場合には LTTE に関連がある者や支持者とみなされる者は迫害を受けるリスクが非常に高いので、ヒューマン・ライツ・ウォッチは公然とイギリスの亡命申請を拒絶された者のスリランカへの帰還に関して懸念を表明している(2011 年 6 月 16 日)。その機関はその調査ではスリランカ当局が頻繁に LTTE に関連がある者や支持者の基本的な人権を侵害していることを示すと言及している(人権監視機関 2011 年 6 月 16 日)。

現在イギリスで避難民として滞在し亡命申請しているか、あるいは避難民認定されているがジャーナリズム分野では活動していない世界中の職業ジャーナリストにより提供される情報やニュースを亡命申請者および避難民に媒介する機関であり、英連合王国に拠点を構えるハットニュース(Hatnews)は、SLHC(イギリスのスリランカ大使館)による書類作成プロセスで帰還者の亡命申請と LTTE とのつながりに関して詳細な質問を受けたという帰還者によるクレームが増加していると明言している(本誌 2011 年 6 月 10 日)。

#### 英連邦王国からの帰還者

2011年6月17日にアムネスティインターナショナル(AI)は英連邦王国がスリランカからの亡命申請者を退去させ、彼らのほとんどはタミル人であり、帰還者がコロomboへ帰還した際に彼らは尋問を受けたと報告した(AI2011年6月17日)。AIのスリランカ調査員はスリランカ政府が亡命申請を拒絶された者の帰還の際に逮捕および拘束している経歴があり、我々は人々が拷問を受けたケースがあること認識していると引用して発言した(本誌)。2011年6月16日に発行された懸案中の強制送還問題についてのニュース記事によると強制送還の前日、同調査員は2009年5月の武力紛争の終結は亡命申請を拒絶されたスリランカ人が直面するリスクを軽減しておらず、スリランカへの到着の際に逮捕や拘束の対象とされ続けている。(本誌2011年6月16日)。

---

<sup>535</sup>カナダ移住難民委員会、スリランカ、難民申請を拒絶された者を含むスリランカへ帰還するタミル人の取扱い；2011年8月22日付パスポート LKA103815.E のような適切な政府の出国許可を得ない者の帰還に際しての反響、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e784eab2.html> アクセス日 2012年8月27日

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ニューデリーに拠点を構える新聞、ヒンドゥスタンタイムス(Hindustan Times)は2011年6月17日にスリランカの大統領事務局政策研究および情報ユニットがその日(2011年6月17日)にイギリスから強制送還されたタミル人の亡命申請者のグループのコロンボへの到着に言及するニュースリリースを発表したと報告した。ヒンドゥスタンタイムスが示したように警察高官はそのユニットに、CIDの特別チームが亡命申請を拒絶されたタミル人の供述を記録し、その後警察はすぐに彼らを解放したと情報を寄せた(2011年6月17日)。コロンボに拠点を置く新聞、デイリー・ニュースもまた警察の報道官が、CIDのチームと国家情報局がコロンボに到着した26人の強制送還者から長文の供述を記録したとする発言に言及している(2011年6月18日)。コロンボ新聞もまた強制送還者は15人のタミル人、4人のシンハラ人および7人のイスラム教徒からなると言及した(デイリー・ニュース 2011年6月18日)。

ロンドンに拠点を構える独立系の新聞は同様に26人の亡命申請を拒絶された者が当局による尋問を受けたと報告し、警察の報道官は彼らがCIDにより尋問を受けたことを明らかにした(2011年6月18日)。対照的に、警察の報道官はコロンボに拠点を構えるサンデー・オブザーバーに、誰一人CIDにより尋問を受けておらずCIDは人々に犯罪記録がない場合には不必要な拘束を行わないと明記されていると引用した(サンデー・オブザーバー2011年6月19日)。サンデー・オブザーバーの記事にはまた亡命申請を拒絶された者に対して逮捕や犯罪容疑はかけられておらず、彼らはみなそれぞれの自宅へ帰ったと示されている(本誌)。

ラトマラナ(Ratmalana)に拠点を構える新聞、サンデー・リーダーは英国国境局の南アジア地域局長に亡命申請を拒絶された者を含む最近のイギリスからの強制送還に関するいわゆる論争と懸念に際してインタビューした(2011年6月27日)。南アジア地域局長は、彼らは常に国情を監視しており、帰還に際して安全上の問題は起きていないと語った。以前にスリランカへ帰還した者が虐待を受けているという証言はない。先週スリランカへ帰還したすべての者は国境管理の手続きを通り、問題なく進むことが許された(サンデー・リーダー2011年6月27日)。

コロンボの英国高等弁務団からの2011年6月24日付書簡参照。添付書類Eにより2011年6月16/17日のUKBAチャーター便に続く出来事の記述が入手可能。

#### 25.51 2011年8月22日付IRB回答<sup>536</sup>追記：

##### 文書

カナダ大使館職員は調査局に2年以上にわたり合法的書類を持たずに出国した人たちに関する拘束やその他の問題事案の記録はないという情報をもたらした。発行されたパスポートを持たずに初めて出国して帰還した人たちに対する不利益は認知されていない。

有効な渡航書類を持たずにスリランカへ帰還したそれらのクライアントはスリランカの在外公館に詳細情報を提供しなければならない。これらの在外公館は市民権を証明し、帰還のための渡航書類を発行する。このプロセスにより身分証明されたクライアントには何の問題もない(カナダ 2011年8月16日)。

テンプル大学の助教授は不法に出国し帰還に際して書類を持たない人々は審査のために選別されると言及しているが、既に述べたように彼らが反政府活動につながりがなければ彼らは安全である(助教授 2011年6月30日)。法律と社会信用(Law and Society Trust)とその他の国家に

---

<sup>536</sup> カナダ移住および難民委員会、スリランカ、難民申請を拒絶された者を含むスリランカへ帰還するタミル人の取扱い；2011年8月22日付パスポート LKA103815.Eのような適切な政府の出国許可を得ない者の帰還に際しての反響、<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4e784eab2.html> アクセス日 2012年8月27日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



よる合同提案は、空港当局がある者の書類が偽造されていると気付いた場合には、当人は長時間にわたる尋問を受け拘束される恐れがあると明記している(法律と社会信用ら、2011年7月18日、5)。

法律と社会信用が主導した合同提案はまた国外追放された者および帰還者の嫌疑が晴れて空港を去ることが許された場合でも、彼らは多くの理由から検問所において拘束される危険があり、また脅迫やゆすりの対象ともされると言及している。彼らはまた情報を求めるために、あるいはゆすり目的で誘拐や拷問を行う民兵グループからの脅迫を受ける(本誌、6)。

#### 再入国後

法律と社会信用が主導する合同提案によると、再入国の際の空港での出来事を除く帰還者が直面する試練には宿泊先、仕事、家族および文書を探すことが困難であることが含まれる(法律と社会信用等、2011年7月18日、6)。その報告では帰還者が国民身分証明カード(NIC)を得ていない場合には、彼らは再逮捕、拘束および拷問される(本誌)。帰還者を社会に再統合することを支援するプログラムや政策は実施されておらず、彼らは武装グループによる誘拐やゆすりに対して無防備なまま放置されている(本誌)。帰還者はまた疑いの目で見られ、一般に裏切り者、国家に対して悪評をもたらす者および海外において国の事情について嘘をついた者とみなされる(本誌、6-7)。彼らはまたタミル人のディアスポラ(diaspora)コミュニティを LTTE の代弁者や支援者として特徴づける体制的なメディア攻撃に曝される(本誌、7)。国際連合統合地域情報ネットワーク(IRIN)は、政府や国際的なスリランカの戦後地帯の再建努力にもかかわらず遠隔地の村への帰還者は、厳しい時期と不安定な未来に直面していると報告している(2011年7月5日)。例えば経済開発省はバンニ(Vanni)における開発の加速を支援するための北部回復プロジェクトを開始しているが、再建は時間のかかるプロセスである(UN2011年7月5日)。世界銀行の主任地方開発スペシャリストによると、帰還者のすべての要望の詳細な調査ははまだ終了していない。そのような状況下で、選択された地域で実施されている限られた開発プロジェクトは人々の完全な要求や期待を満たさないであろう(引用 UN2011年7月5日)。

- 25.52 子供のいる家族のスリランカへの帰還、付添いのいない子供および生き別れた子供の帰還後の再会支援および子供の監視メカニズムに関する特別な情報は[欧州委員会、未成年者の帰還分野の実践における比較研究](#)、2011年12月(スリランカに関するセクション 5.6 参照)から入手可能である。

#### 身体検査/傷痕

- 25.53 2012年1月5日付 BHC コロンボからの書簡<sup>537</sup>による所見：

過去において容疑者を特定するのに傷跡による判断が使用されていたという強力な逸話的証言がある。警察やメディアとの先の会談では、当局は容疑者が軍スタイルの訓練を受けた経験があるかを特定するために身体検査に公然と言及していた。政府の管轄省の連絡によると、この実践は現在採用されていないか、非常にまれにしか行われていないと指摘している。少なくとも警備隊は個人に容疑を抱く別の理由がある場合にのみこれを実施し、容疑者が戦闘や軍隊の訓練を受けたことを示すような傷跡のみを特に探している。入出国管理局での帰還者に対してこれらの検査が日常的に実施されていることを示す証言はない。

- 25.54 拷問の廃絶、沈黙からの報告：スリランカにおける継続中の拷問に関する新たな証言、2011

<sup>537</sup> 英国高等弁務団、コロンボ、2012年1月5日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

年 11 月 7 日リリース<sup>538</sup>記述：

高水準の傷跡探し[クライアントに関連がある拷問の廃絶の医師による 35 件の法医学的データ報告(MLRs)に基づくと、それらの多くはイギリスへの亡命希望者または避難民である]は被害者を長期間心理的、身体的なダメージを負わせるだけではなく、将来においても LTTE とつながりのある者として容易に特定されることが確実となる恒久的な焼印政策を反映している。このデータの各ケースにおいて拘束からの解放が賄賂の支払の後やあるいは恣意的であることから、これらの傷跡を持つ者はスリランカへ帰還した際には暗黙的に拘束されるリスクやさらに拷問を受ける可能性がある。個人に対する影響に留まらず、これらの永続する拷問の兆候はタミル人の広範なコミュニティに LTTE 分子と関わりを持つことの重大性について警告を送ることを意図されているに違いない。

25.55 この問題について FCO FFM2009 年 9 月付報告<sup>539</sup>の記述：

国家情報局高官は[個人が目立った傷跡を持つ場合]SIS は明確に彼らに尋問し、説明を求め各ケースの実態を調査すると語った。SIS は彼らの居住地の警察を通して背景質問を実施する。軍隊訓練にかなり直結する傷跡は特別な質問を誘発し、当人の出身地に依った特定の尋問が実施される必要がある。

犯罪捜査局(CID)の監督者は、彼ははっきりとは理解していないと言った。LTTE とつながりのある場合、傷跡は尋問を誘発するだろうが、衣服を脱がせての検査は全く行われていない。

[拷問](#)も参照

[目次に戻る](#)

## 26. 市民権と国籍

26.01 米国国務省 2010 年人権報告:スリランカ(USSD2010 年)<sup>540</sup>(2011 年 4 月 8 日リリース)の記述: 市民権は国土の内部で出生することおよび市民権を持つ親が海外で生んだ場合子供の親から得られる。

26.02 性と生殖に関する権利、世界の女性：南アジア、スリランカの章<sup>541</sup>(日付なし、2011 年 6 月 1

---

<sup>538</sup> 拷問の廃絶、沈黙からの報告；スリランカで継続中の拷問に関する新証言、2011 年 11 月 7 日、<http://www.freedomfromtorture.org/sites/default/files/documents/Sri%20Lanka%20Ongoing%20Torture%20Freedom%20from%20Torture%20Final%20Nov%2007%20211.pdf> 2012 年 1 月 13 日にアクセス

<sup>539</sup> 英国外務連邦省(FCO)、2009 年 8 月 23 日-29 日 FCO スリランカ、コロンボへの情報収集訪問における報告、2009 年 10 月 22 日、<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs09/igcolombo-0809.doc> 2010 年 1 月 6 日にアクセス、実施要項、段落 1.66-1.67

<sup>540</sup> 米国国務省 2010 年人権報告：スリランカ(USSD2010 年)、2011 年 4 月 8 日リリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm> 2011 年 5 月 11 日にアクセス、セクション 6

<sup>541</sup> 性と生殖に関する権利センター、世界の女性：南アジア、スリランカの章、日付なし、[http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf\\_wowsa\\_srilanka.pdf](http://reproductiverights.org/sites/crr.civicactions.net/files/documents/pdf_wowsa_srilanka.pdf) 2011 年 6 月 1 日にアクセス、p220

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

日にウェブサイト(にアクセス)からの記録:

1948年の市民権法は市民権に関する重要な中心的法律である。その法律は2003年に改正され、両親が彼らの子供たちに対して市民権を付与することが可能となった。改正以前は、父親のみが子供たちに対してスリランカの市民権を付与することができた。その法律の下での規制の変更もまた最近内閣により承認されており、これらの変更によりスリランカ人女性の外国人夫もスリランカ人男性の外国人妻と同じ基準で市民権が得ることが許されるようになった。

26.03 入出国管理局のウェブサイト<sup>542</sup>には二重市民権に関連する特別な条項を含むこの問題における市民権情報を提供している市民権(脚注のハイパーリンクからアクセス可能)のセクションが用意されている。

26.04 USSD2010年報告<sup>543</sup>の追記:

2003年インド出身者への市民権承認法では特に高地のタミル人である、以前国籍を持っていなかった人に対して国籍を認定した。政府が国籍を持たない人に帰化および市民権書類を提供することは限定的に進行している。2009年当初には30,000人、2008年には70,000人であったのに比較して、2010年12月時点では約20,000人の高地のタミル人は身分証明カードや市民権の書類を持っていない。それらの身分証明カードを持たない者は恣意的な逮捕や拘束のリスクが高いが、その年の間にはそのような事案の報告はなかった。

2009年に政府はインドのタミルナドゥの難民キャンプでその他のスリランカのタミル民族とともに暮らす高地のタミル人に市民権を認める法律を通過させているが、これらの人々を発見、登録し彼らに市民権を与えることは余り進んでいない。

26.05 経済、社会および文化権に関する国際連合委員会最終観察<sup>544</sup>、2010年12月9日付はインド出身のタミル人の市民権をなく奪した1948年の市民権法No.18は依然廃棄されておらず、国籍を持たない者は経済、社会および文化権を享受できないのでインド出身の数千人のタミル人は依然2003年インド出身者への市民権承認法に基づき市民権が付与されるのを待っていると懸念を表明した。

[インド起源のタミル人\(『内陸のタミル人』\)](#)も参照

## 身分証明カード

26.06 国民身分証明カード(NIC)を取得するための最新条件、「取得基準」、「初めてIDを取得するた

<sup>542</sup> スリランカ入出国管理局、市民権、日付なし、

[http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=146&Itemid=185&lang=en](http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=146&Itemid=185&lang=en) 2012年2月2日にアクセス

<sup>543</sup> 米国国務省 2010年人権報告:スリランカ(USSD2010年)、2011年4月8日リリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、2011年5月11日にアクセス、セクション2d

<sup>544</sup> 経済、社会および文化権に関する国際連合委員会最終観察、2010年12月9日付、<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/docs/co/E.C.12.LKA.CO.2-4.doc> 2011年5月25日にアクセス、p4

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

めに提出すべき必要書類」、「複製コピーの取得(紛失した身分証明カード)」、「身分証明カードの更新」はこの [ウェブリンク](#) から入手可能であり、スリランカ個人登録局の関連セクション <sup>545</sup>(2012年2月2日にアクセス)には「スリランカの市民はスリランカの市民としての身分証明を裏付ける国民身分証明カードを入手する必要がある」と記載している。

26.07 個人登録局のウェブサイト <sup>546</sup>(2012年2月2日にアクセス)はまた [一日サービス](#) や [モバイルサービス](#) で情報を提供している。

26.08 スリランカのタミル人に関する人権および安全問題、デンマーク入出国管理サービスのスリランカ、コロンボにおける2010年6月19日から7月3日までの事実究明ミッション <sup>547</sup>、2010年10月付報告：

ノルウェー大使館は代表団に自身のNICを紛失した帰還者が新しいNICを取得することに何ら問題はないと知らせた。新しいNICの申請は当人の出生証明書とETD渡航書類に基づく。帰還者が当人の出生証明書を紛失している場合には、新しいコピーはすべての書類の中心的登録所であるコロンボの総登録局で入手できる。

IOM[国際移住機関]は代表団に代わりのNICを申請する帰還者は、彼らの出身地のグラマセバカ(Grama Sevaka)/ニラダリ(Niladhari)(地域登録官)によって証明を受けなければならないという情報をもたらした。帰還者が過去12か月間その地域に滞在していない場合あるいはグラマセバカが新任者である場合には、家族や親族や帰還者の友人がグラマセバカに証言を提供し支援することができる。NICを取得するためには通常6か月かかる。その一方で帰還者は緊急渡航書類や出生証明書に基づき自身で身分を証明することができる。帰還者が運転免許書を所持している場合には当人は既にシステムに登録されており、新しいNICを取得するプロセスは容易である。

英国高等弁務団の報道官は海外からの帰還者は新規または代わりのNICを取得できると言及した。帰還者は出身地域のグラマセバカから、あるいはコロンボの中央登録所から出生証明書のコピーを取得することができ、グラマセバカから住居の確認を取得することもできる。英国高等弁務団の報道官は代表団に対して一般的に地方の記録は戦争中にも維持されていたという情報をもたらした。

26.09 USSD2010年報告 <sup>548</sup>の所見によるとタミル民族の国民身分証明カードは、シンハラ語及びタ

---

<sup>545</sup> スリランカ個人登録局、NICの取得、最終更新2011年9月27日、

[http://www.rpd.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=18%3Aobtaining-nic&catid=11%3Aobtaining-nic&Itemid=35&lang=en](http://www.rpd.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=18%3Aobtaining-nic&catid=11%3Aobtaining-nic&Itemid=35&lang=en) 2012年2月2日にアクセス

<sup>546</sup> スリランカ個人登録局、NICの取得、最終更新2011年9月27日、

[http://www.rpd.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=18%3Aobtaining-nic&catid=11%3Aobtaining-nic&Itemid=35&lang=en](http://www.rpd.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=18%3Aobtaining-nic&catid=11%3Aobtaining-nic&Itemid=35&lang=en) 2012年2月2日にアクセス

<sup>547</sup> スリランカのタミル人に関する人権および安全問題、デンマーク入出国管理サービスのスリランカ、コロンボにおける2010年6月19日から7月3日までの事実究明ミッション、2010年10月付報告、[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact\\_fin\\_ding\\_report\\_sri\\_lanka\\_2010.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/899724D8-BEEB-4D9E-B3B2-F2B28A505CCD/0/fact_fin_ding_report_sri_lanka_2010.pdf) 2011年5月27日にアクセス、p55

<sup>548</sup> 米国国務省2010年人権報告：スリランカ(USSD2010年)、2011年4月8日リリース、<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、2011年5月11日にアクセス、セクション2d

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ミル語で併記されたもののみである。

26.10 米国国務省の人身売買報告 2011年<sup>549</sup>、2011年6月27日リリースによる記述：ほとんどのスリランカ人は出生証明書と(16歳以上は)国民身分証明カードを取得しているが、250,000から350,000人の国内避難民の多くは一人身売買に対して非常に無防備なグループ—これらの書類を所持していない。スリランカ政府は UNDP[国際連合開発計画]とともに紛争影響地域の人々のための移動文書化相談所を運営する人員と時間を提供し続けている。

26.11 UN OCHA(国連人道問題調整事務所)、人道問題および早期回復合同最新情報 2011年11月—12月<sup>550</sup>、2012年1月24日リリースによると UNDP の司法への平等なアクセス(A2J)プロジェクトの下提供され、国家言語および社会統一省との連携により実施される北部州における法的および市民文書化サービスのための移動相談所の存在に言及し、以下のように付け加えた。：

マンタイ(Manthai)東(ムライティブ地区)、カラッチ(キリノッチ)およびバブーニャ北(バブーニャ地区)地域事務局区分(DSD)の人々は3,100件の出生証明書、470件の婚姻証明書、220件の死亡証明書、380件の老人身分証明書および1,020件の国民身分証明書を申請あるいは既に受理済みであり、67件の警察苦情を届け出た。さらに A2J はインドの地で出生した100人のスリランカ人の子供がスリランカ市民権証明書を取得することを支援した。

## 渡航書類

26.12 入出国管理局<sup>551</sup>のウェブサイトには、「パスポートの発行」、「海外からの申請」、「更新延長またはパスポートの変更」、「パスポート支援サービス」および「パスポートに関するよくある質問と回答」を含むこの問題に関する特定の情報を提供するパスポート専用セクション(脚注のハイパーリンクからアクセス可能)がある。

[目次に戻る](#)

## 27. 偽造又は不正取得された公式書類

27.01 英国高等弁務団(BHC)コロomboからの2010年9月14日付書簡<sup>552</sup>による報告：

<sup>549</sup> アメリカ国務省の人身売買報告 2011年、2011年6月27日リリース、スリランカセクション、<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2010/164233.htm> 2012年1月29日にアクセス

<sup>550</sup> UN OCHA(国連人道問題調整事務所)、人道問題および早期回復合同最新情報 2011年11月—12月、2012年1月24日リリース—報告#38、[http://www.humanitarianinfo.org/srilanka\\_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN057\\_JHERU\\_Nov\\_Dec\\_2011.pdf](http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Files/Situation%20Reports/Joint%20Humanitarian%20Update/LKRN057_JHERU_Nov_Dec_2011.pdf) 2012年2月5日にアクセス、p4

<sup>551</sup> スリランカ入出国管理局、パスポート、日付なし、[http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=137&Itemid=190&lang=en](http://www.immigration.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=137&Itemid=190&lang=en) 2012年2月2日にアクセス

<sup>552</sup> 英国高等弁務団コロombo、2010年9月14日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



スリランカにおけるほとんどのサービスの基本書類は出生証明書であり、特に国家による教育を受ける場合にこの書類の作成が求められる。その書類は国民身分証明書やパスポートの申請にも役に立つ。英国高等弁務団は偽造された出生証明書は報告されるところによると約 2,500 スリランカルピー(約 ¥ 12.50)の費用でエージェントを介してたやすく入手できることを知っている。これらの偽造された書類はしばしば関連当局の精密検査を通過し、ID カードやパスポートを不正取得することに成功している。雇用や留学を宣伝し、パスポートやビザ申請を支援するために偽造書類の完全なパッケージを提供するエージェントは国土全域に多く存在する。偽造書類には、出生証明書のほか、偽造パスポート、身分証明書、教育証明書、職歴、銀行口座取引明細書、保証人証明書などを含む。

#### 27.02 BHC2010 年 9 月 14 日付書簡 <sup>553</sup>追記 :

スリランカにおける高水準の汚職やあらゆるレベルの政府職員による悪辣な行為は、多くの公式書類の発行プロセスを幾分害している。正しい接触により誰でも望む者は ID およびパスポートを取得できることは常識である。この任務にあたるビザセクションは日常的に偽造教育証明書、銀行口座取引明細書、職歴などを見ているが、彼らが偽造されたスリランカパスポートや ID カードを見ることはまれである。この理由は本物の書類が詐欺により容易に取得でき、それらを偽造する必要がないからである。スリランカの実際の総人口を上回る ID カードが出回っていると考えられている。

#### 27.03 詐欺により入手された国民身分証明書(NIC)の蔓延の更なる情報はカナダ移住および難民委員会(IRB)で入手可能であり、この[ウェブリンク](#)からアクセス可能である。

[目次に戻る](#)

---

<sup>553</sup> 英国高等弁務団コロンボ、2010 年 9 月 14 日付書簡

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 付録 A

## 主な出来事の時系列

他に明記がない限り以下の情報は BBC スリランカのタイムライン 2012年1月25日更新、2012年2月2日にアクセス<sup>554</sup>に基づく。

- 1948 セイロンが英連合王国から独立
- 1956 スリランカ自由党(SLFP)が総選挙で勝利、ソロモン・バンダラナイケ (Solomon Bandaranaike) が首相に就任
- 1959 バンダラナイケが暗殺される。彼の未亡人シリマヴォ・バンダラナイケ (Sirimavo Bandaranaike) が SLFP 党首と首相を引継ぐ
- 1972 国名がスリランカとして認知される
- 1976 タミル・イーラム解放の虎(LTTE)が結成される
- 1978 スリランカ民主社会主義共和国の新憲法が施行される(エウロペ・ワールド・オンライン<sup>555</sup>、2011年6月1日にデータへアクセス)  
ジャヤワルデン (Jayawardene) が国の最初の大統領に就任。タミル語が憲法に認知される。
- 1983 LTTE の待ち伏せにより 13 人の兵士が殺害される。それに続くタミル騒動により数百人のタミル人が死亡したとも思われる。第一次イーラム戦争の開始。
- 1985 政府と LTTE 間の最初の平和交渉が失敗する。
- 1987 インドスリランカ平和協定が調印される。インド平和維持軍(IPKF)がスリランカに展開する。
- 1990 IPKF がスリランカを撤退する。政府と LTTE 間の敵対関係がエスカレートする。
- 1991 LTTE がインド首相ラジーヴ・ガンディー (Rajiv Gandhi) の暗殺に関与する。
- 1993 LTTE の爆弾攻撃によりプレマダサ大統領が暗殺される。
- 1994 チャンドリカ・バンダラナイケ・クラマトウンガ (Chandrika Bandaranaike Kumaratunga) が権力を掌握する。

<sup>554</sup> BBC ニュース タイムライン：スリランカ、2012年1月25日更新、  
[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south\\_asia/country\\_profiles/1166237.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/country_profiles/1166237.stm) 2011年6月1日にアクセス

<sup>555</sup> エウロペ・ワールド・オンライン、スリランカ、憲法と政府、日付なし、  
<http://www.europaworld.com/entry/lk.is.62> [購読のみ]2011年6月1日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

1995-2001 北部と東部が戦争で荒れ狂う。タミルの虎がスリランカで最も神聖な仏教寺院を爆弾攻撃する。クマラトゥンガ大統領が爆弾攻撃により負傷する。国際空港で自爆テロがありスリランカ航空の半数の飛行機が破壊される。

2002 スリランカ政府と LTTE はノルウェーの仲介により停戦協定を結ぶ。武装解除が開始され、12年ぶりにジャフナ半島とスリランカ他地域を繋ぐ A9 道路が再開され、ジャフナへの旅客便が再開される。政府はタミルの虎への制裁を解除する。反乱軍は分離国家の要求を放棄する。

2003 LTTE が平和交渉への参加を中止したが、停戦は継続する。

2004

3月 カルーナ大佐として知られる変節したタミルの虎の司令官が抗戦運動の分断を主導し、彼の支持者とともに地下に潜った。LTTE は短期間の攻撃により東部の支配を奪還した。

7月 コロンボで自爆テロによる爆発があり、2001 年以来初めての出来事であった。

12月 30,000 人以上の人が津波により死亡する。

2005

7月 タミルの虎反乱軍との取引に関する論争で津波の支援金約 30 億ドルをシンハラ人、タミル人およびイスラム教徒との間で分配することに合意した。

8月 外務大臣ラクシュマン・カディルガマー (Lakshman Kadirgamar) が暗殺された後、非常事態宣言が出される。

11月 当時の首相マヒンダ・ラジャパクサが大統領選挙に勝利する。

2006

2月 政府とタミルの虎反乱軍は 2002 年の停戦を尊重すると宣言する。

4月 トリンコマリにて爆発と騒乱が発生する。コロンボの主要な軍施設が自爆テロによる攻撃を受ける。軍はタミルの虎を標的に空爆を開始する。

6月 アヌラドハプラ地区で地雷攻撃により 64 人が死亡する。数日後マナー地区にて政府軍とタミルの虎反乱軍との間の戦いで 30 人以上が死亡する。

8月 東北部におけるタミルの虎反乱軍と政府軍の衝突は 2002 年に停戦以来最悪の戦いと考えられた。数百人が死亡し、国際連合によると数万人が避難した。

9月 政府によると政府はタミルの虎反乱軍を戦略的トリンコマリ湾の入り口から押しやっている。これは 2002 年の停戦以来初の両サイドにとっての敵地の奪還とみられる。

10月 自爆テロにより軍の護送艦が攻撃され 90 人以上の船員が死亡した。

12月 政府は有事規制の改正を発表した。

2007

1月 数週間にわたる激戦の末軍は東部のタミルの虎の拠点を制圧したと発表した。数万人の市民がその地域から退避した。

3月 政府軍は東部の海岸線地域でタミルの虎反乱軍に対して優勢な状況が続いていると発表した。数千人の市民が戦争から逃れて非難した。タミルの虎は初めて空爆を実施し、カツナヤク・コロンボ国際空港に隣接する軍の基地を攻撃した。

6月 警察は安全上の懸念を主張し、数千人のタミル人をコロンボの宿泊施設から立ち退かせたが、

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

最高裁判所は排斥を止めるように命令を出した。

- 7月 政府は LTTE の東部最後のジャングルの中の拠点であるソピガラを制圧したと宣言した。
- 10月 アヌラドハプラ空軍基地へのタミルの虎の攻撃により 8機の飛行機が破壊され、30人が死亡した。
- 11月2日 スリランカ空軍の爆撃によりタミルの虎の政治勢力のリーダーである S.P タミルセルバン (S.P Thamilselvan) が死亡した。

2008 政府は 2002 年停戦協定を破棄した。

- 1月 政府の DM ダサナヤク (DM Dassanayake) 大臣がコロンボで彼の護衛隊が道路に仕掛けられた爆弾による攻撃に遭い、死亡した。
- 3月 非難された人権侵害の調査を監視するために政府から招聘されていた国際委員団が国外へ脱出することを発表する。
- 4月 高速道路大臣 J フェルナンドプル (J. Fernandopulle) がコロンボの近郊での爆発により死亡し、タミルの虎反乱軍が非難された。  
極北部でタミルの虎との衝突により数十人の兵士が死亡したと報告された。
- 7月 スリランカ軍は島の北部にあるタミルの虎の拠点ビダタルティブ海軍基地を制圧したと発表した。  
ジャフナ、マナー、トリンコマリーおよびバブーニヤにおいて政府軍と LTTE の衝突が報告された。<sup>556</sup>
- 8月 トリンコマリーに加えて、戦闘はキリノッチおよびムライティブ地区へ広がり多くの住民が強制退去させられた。<sup>557</sup>
- 11月 キリノッチ地区での戦闘が激化した。<sup>558</sup>

2009

- 1月 政府軍は 1998 年以来タミルの虎により占拠され司令本部となっていたキリノッチ地区の北部の町を制圧した。  
LTTE への制裁が再施行された。<sup>559</sup>  
政府軍は A-9 高速道路の支配を奪還し、ジャフナ半島全域を制圧し、その後の段階で東海岸の LTTE 拠点ムライティブの町を制圧した。<sup>560</sup>

---

<sup>556</sup> 国際戦略研究所(IISS)、タイムライン 2008 年、日付なし、  
[http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp\\_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008](http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008) [購読のみ]2011年6月1日にアクセス

<sup>557</sup> 国際戦略研究所(IISS)、タイムライン 2008 年、日付なし、  
[http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp\\_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008](http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008) [購読のみ]2011年6月1日にアクセス

<sup>558</sup> 国際戦略研究所(IISS)、タイムライン 2008 年、日付なし、  
[http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp\\_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008](http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=1113&DisplayYear=2008) [購読のみ]2011年6月1日にアクセス

<sup>559</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、政府が LTTE を制裁、2009 年 1 月 8 日、  
[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca200901/20090108govt\\_bans\\_ltte.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca200901/20090108govt_bans_ltte.htm) 2009 年 1 月 8 日にアクセス

<sup>560</sup> 南アジアテロリストポータル(SATP)、スリランカタイムライン・2009 年、  
<http://satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html> 2010 年 1 月 21 日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

- 2月 戦闘地域に取り残された民間人の人道状況に対する国際的な懸念により一時的停戦が呼びかけられたが、政府により拒絶された。  
タミルの虎の飛行機がコロomboに自爆空襲を実施した。
- 3月 元反乱軍リーダーのカルーナが国家統一および和解担当大臣に就任した。
- 5月 政府はタミルの虎に対して勝利を宣言した。軍は反乱軍リーダーであるベルピライ・プラブハカラン (Velupillai Prabhakaran) が戦闘で死亡したと発表した。タミルの虎は一団が武器を放棄すると声明を発表した。
- 8月 新しいタミルの虎のリーダーであるセルバラサ・パスマナサン (Selvarasa Pathmanathan) がスリランカ当局により拘束された。  
北部で戦後初の地方選挙が実施された。
- 10月 政府は早期に大統領および議会選挙を実施すると発表した。
- 11月 野党は選挙を戦うために同盟を組んだ。新たな同盟にはイスラム教徒とタミル人の政党が含まれる。
- 2010
- 1月 マヒンダ・ラジャパクサ大統領が再選された。
- 2月 フォンセカ将軍が逮捕された。ラジャパクサ大統領は議会を解散し4月の選挙に道を開いた。
- 4月 ラジャパクサ大統領の連立与党が議会選挙で地滑り的大勝利を挙げた。
- 5月 有事規制(ER)が緩和された。<sup>561</sup>
- 8月 軍事法廷は前軍司令官サラット・フォンセカを軍人として政治に介入した罪により有罪とし不名誉除隊とした。
- 9月 議会はラジャパクサ大統領が無期限の任期を得ることができる憲法改正を承認した。
- 2011
- 3月 与党統一人民自由連合(UPFA)連立は地方選挙で地滑りの勝利を確保する。<sup>562</sup>
- 4月 国際連合はスリランカ内戦において両陣営はともに民間人に対して残虐行為を行ったと発表し、想定される戦争犯罪の国際的な調査を求めた。スリランカはその報告は偏向していると表明した。
- 7月 スリランカ最大のタミル民族の政党、タミル国民連合は北部および東部の元戦闘地域の地方議会で2/3の議席を獲得した。
- 8月 スリランカ防衛省の報告では政府軍がタミルの虎との紛争での最終月に民間人犠牲者を発生させたことを初めて認めた。<sup>563</sup>  
ラジャパクサ大統領は彼の政府が過去ほぼ40年間にわたり施行されていた国家非常事態法の終了を認めると発表した。

<sup>561</sup> 米国国務省 2010年人権報告：スリランカ(USSD2010年)、2011年4月8日リリース、  
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2010/sca/154486.htm>、2011年5月11日にアクセス、セクション1d

<sup>562</sup> エコノミスト情報ユニット、2011年4月スリランカ報告、  
[http://www.eiu.com/report\\_dl.asp?issue\\_id=1297945914&mode=pdf](http://www.eiu.com/report_dl.asp?issue_id=1297945914&mode=pdf) [購読のみ]2011年6月2日にアクセス、p10

<sup>563</sup> ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)、スリランカ：軍の虐待の隠ぺい公式報告、2011年8月1日、  
<http://www.hrw.org/news/2011/08/01/sri-lanka-official-report-whitewashes-military-abuses>  
2012年1月18日にアクセス

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



政府は告発がなくともテロ攻撃の容疑者の拘束を認める新たな法律を導入した。

- 9月 議会は政府が37の企業を接収することを認める法律を承認した。  
批評家らはそれらが支援者に報いるために敵から奪われていると発言した。
- 11月 ラジャパクサ大統領により任命された過去の教訓・和解委員会が30年間に及ぶLTTEとの紛争の究明とその実施方法に関する最終報告を手渡した。<sup>564</sup>

[目次に戻る](#)

---

<sup>564</sup> 国際戦略研究所(IISS)、タイムライン 2011年、日付なし、  
[http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp\\_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=127](http://acd.iiss.org/armedconflict/MainPages/dsp_ConflictTimeline.asp?ConflictID=174&YearID=127)  
7 [購読のみ]2012年2月2日にアクセス

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。  
直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 付録 B

### 政治団体

認知された政党の名称、承認されたシンボル、書記の名前の全リストは[スリランカ選挙局、政党のウェブサイトへのこのウェブリンク](#)から入手可能である。2010年4月総選挙以降の議席構成については[同ウェブサイトの別のセクションへのこのウェブリンク](#)より参照。

CIA ワールド・ファクト・ブック、スリランカ<sup>565</sup>、2011年12月27日更新には以下の政党と指導者を記述している。:

連立および指導者: ジャナタ・ビムクティ・ペラムナ (Janatha Vimukthi Peramuna) または JVP [サマワンサ・アマラシンハ (Somawansa AMARASINGHE)] 率いる民主国民連合 (Democratic National Alliance); イランダイ・タミル・アラス・カッチ (Illandai Tamil Arasu Kachchi) [R.サンパンサン (R.SAMPANTHAN)] 率いるタミル国民連合 (Tamil National Alliance); 統一国民党 (United National Party) [ラニル・ウィクラマシンハ (Ranil WICKREMESINGHE)] 率いる統一国民戦線 (United National Front); スリランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party) [マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda RAJAPAKSA)] 率いる統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance)

#### 民主国民連合 (DNA=Democratic National Alliance) / 民主人民連合 (Democratic People's Alliance)

2010年総選挙で7議席を獲得した。(選挙局公式ウェブサイト、議会総選挙—2010年、議席構成<sup>566</sup>、2010年6月2日にアクセス)

2010年6月30日付デイリー・ミラー(スリランカ)<sup>567</sup>は、「サラット・フォンセカ (Sarath Fonseka) 将軍がティラン・アレス (Tiran Alles) を書記長として『民主人民連合 (Democratic People's Alliance)』を党名とする自らの政党を結成しようとして選挙委員会委員長ダヤナンダ・ディサナヤカ (Dayananda Dissanayaka) に申請書を提出した」と報じた。新政党は、JVP も含む、フォンセカが主導する民主国民連合 (DNA=Democratic National Alliance) に参加することになる。フォンセカは民主国民連合を主導するとはいえ、自らの政党を保持していない。

民主国民連合は彼が2010年の総選挙を戦うために幾つかの野党から結成したものであるが、うまくゆかずにそれ以来フォンセカは法的に議席を失っている。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、安全保障と外国の軍事力、2012年1月3日)<sup>568</sup>

---

<sup>565</sup> CIA ワールド・ファクト・ブックスリランカ、<http://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ce.html> 2011年12月27日更新、2012年1月27日にアクセス

<sup>566</sup> スリランカ選挙局、2010年4月議会総選挙結果、[http://www.slelections.gov.lk/parliamentary\\_elections/AICOM.html](http://www.slelections.gov.lk/parliamentary_elections/AICOM.html) 2010年6月2日にアクセス

<sup>567</sup> デイリー・ミラー(スリランカ)、フォンセカが新党結成、2010年6月30日、<http://www.dailymirror.lk/index.php/news/4741-fonseka-forms-new-party.html> 2010年8月23日にアクセス

<sup>568</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

最近の主要な展開 (2011年7月-12月および2012年1月)およびサラスフォンセカとその支持者も参照。

### イーラム人民民主党 (EPDP=Eelam People's Democratic Party)

<http://www.epdpnews.com/index.php?lng=eng>

ダグラス・デバナンダ (Douglas Devananda) 率いるイーラム人民民主党(EPDP)はおよそ1988年にイーラム人民革命解放戦線(EPRLF)から分離した。1990年以来スリランカ軍とともにタミル・イーラム解放の虎(LTTE)と戦ってきた。1994年以降、投票率はあまりにも低い状況が続いているが、EPDPはジャフナにおける選挙政治において最も強力な政治勢力である。EPDPは一般にPA/UPFA政府の戦争や平和プロセスに関する政策を支援してきた。EPDPの武装組織はわずか数百人にすぎないかもしれないが、人権侵害の噂が絶えない。デバナンダは閣僚の一角を占め、現在は社会サービスおよび社会福祉担当大臣である。デバナンダはLTTEの暗殺の標的リストで極めて上位にくることから、以前に公開された略歴は限定的であった。2011年時点では、EPDPは与党連合UPFAに参加している。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日)<sup>569</sup>

### イランカイ・タミル・アラス・カラッチ (ITAK=Illankai Tamil Arasu Kachchi)はTNAを参照

### ジャシカ・ヘラ・ウルマヤ (JHU=Jathika Hela Urumaya)

[国民遺産党(National Heritage Party)]

JHUは、2004年の議会選挙を戦う目的に特化して、2004年2月に結成された、仏教僧侶により率いられたシンハラ人仏教徒の政党である。当初は宗教に関係ないシンハラ人民族主義政党シハラ・ウルマヤ(Sihala Urumaya)により創設されたが、JHUの国会議員はすべて仏教僧侶である。

JHUの創設とサフラン色の法衣を纏った僧侶が初めて議会に進出したことによって、僧侶が同党内外で政治に身を投じるべきかどうかについて論争が巻き起こった。しかし、2004年選挙で同党が躍進したことが、スリランカの仏教徒とシンハラ人問題のために同党がキャンペーンを続ける後押しとなった。

JHUは性急に結成されたため、結成当時、派閥的な動きが見られ、まとまりを欠いた。2004年10月、創設者の1人で国会議員でもあるコロナ・ウェスマンガラ (Kolonnawe Sumangala) が離党した。同月、JHUの書記長ウドゥウェ・ダマコラ (Uduwe Dhammakola) が中央委員会の会議に出席できなかったため、その地位はJHUの別の僧侶に取って代わられた。ダマコラは最終的に、2005年11月の大統領選挙でJHUがラジャパクサを支援するのに真っ向から反対して、UNPのウィクラマシンハを支援するため2005年1月に同党を去ったが、無所属で議員を続けた。このような離党があった後、JHUは党の方針を1つにまとめることができるようになった。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日)<sup>570</sup>

---

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、安全保障と外国の軍事力、2012年1月3日

<sup>569</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日

<sup>570</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

人民解放戦線 (People's Liberation Front)

ジャナタ・ビムクティ・ペラムナ(JVP=Janatha Vimukthi Peramuna)<http://www.jvpsrilanka.com/en/>

JVP は UPFA 内で二番目に大きな政党であり、マルクス主義とシンハラ民族主義が結び付いた政治信条に従う。同党は 2001 年議会選挙で 16 議席を確保した。この政治的復活は 2004 年 4 月の選挙において UPFA を通じて JVP が立てた (39 名のうち) 36 人の候補者が当選したことによって明確に示された。1 つを除くすべての県で、JVP の候補者が獲得した「有効得票」数において UPFA の他のすべての立候補者の上位にきた。そのため、JVP は与党連合の中で強い立場に立った。…2005 年 11 月の大統領選挙前の選挙運動中に、和平交渉の今後の進め方に関してラジャパクサと合意したため、JVP はラジャパクサの勝利後も野党に留まりつつも、政府を条件付きで支持するという立場を確保した。

2005 年 11 月の選挙以降、ラジャパクサは JVP と不安定な関係を保ちながら、徐々に議会において JVP への政治的な依存度を減らすよう取り組んだ。2007 年の前半には、ラジャパクサは野党の UNP を分裂させるとともに、相当数の UNP の議員を説得して政府側に鞍替えさせることにより、この計画は概ね成功した。JVP はそれ以降、ラジャパクサとの足並みは乱れたが、LTTE との民族紛争に対する同氏の軍事政策を強く支援している。2008 年、JVP の 10 名の国会議員が党指導部に対して UNP と共謀を企んだと非難されて離党し、親政府系政党の全国自由戦線(ジャシカ・ニダハス・ペラムナ/Jathika Nidahas Peramuna)を結成した。2010 年の大統領選挙期間に、元国軍司令官サラット・フォンセカが統一国民戦線 (UNF) の旗印を掲げると、JVP は同氏を支持した。JVP はまた、フォンセカの逮捕後に結成された同氏が率いる選挙連合である民主国民連合 (DNA) の一部を形成する。しかし、2011 年 3 月の地方選挙の際に、JVP は単独で 233 の地域自治体で議席を争い 74 議席を獲得した。その党はまた 2011 年 7 月と 10 月の選挙段階でも味方がなく、民主国民連合 (DNA) との長期にわたる未来の關係に疑問を呈したまま議席を争った。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日)<sup>571</sup>

タミル・イーラム解放の虎(LTTE=Liberation Tigers of Tamil Eelam/Tamil Tigers)

LTTE は 2009 年 1 月に禁止命令が施行されて以来非合法組織である。<sup>572</sup>LTTE は 2009 年 5 月、戦闘可能な軍事力を放棄した。[内戦 \(1984 年から 2009 年 5 月\)](#) 参照。LTTE に関する更なる情報は[スリランカ COI 報告 2010 年 11 月](#)に見ることができる。

[LTTE のメンバー \(容疑者\) に対する政府の処遇](#)と [LTTE メンバー \(容疑者\) の状況](#)についても参照。

タミル・イーラム人民解放機構(PLOTE=People's Liberation Organisation of Tamil Eelam)

PLOTE は LTTE から分派した集団であるが、武力的には劣っているため、目立った軍事活動は見られ

---

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日

<sup>571</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日

<sup>572</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、政府が LTTE を制裁、2009 年 1 月 8 日、

[http://www.priu.gov.lk/news\\_update/Current\\_Affairs/ca200901/20090108govt\\_bans\\_ltte.htm](http://www.priu.gov.lk/news_update/Current_Affairs/ca200901/20090108govt_bans_ltte.htm) 2012 年 1 月 17 日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ない。やがて、内部抗争、および資金援助するインド人との関係悪化をきっかけにして、PLOTE はゆっくりと崩壊に向かい、1986年にはLTTEによってほぼ一掃された。[1987年の] インド・スリランカ合意後、PLOTEはスリランカ政府に対する武装闘争を放棄したが、今日まで武装組織を維持している。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日)<sup>573</sup>

### スリランカ自由党(SLFP=Sri Lanka Freedom Party)

指導者：マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapakse)

副総裁：ビナヤガムーリ・ムラリサラン (Vinayagamoorthis Muralitharan) [別名カルーナ・アマン]

SLFPは与党連合UPFA内で最大の政党である。

2004年4月、SLFPとマルクス主義ジャナタ・ビムクティ・ペラムナ(JVP)との間で結ばれた新選挙連合が支持を集めたUPFA選挙連合の基盤となり、これが28か月間のUNFの権力掌握を終了させた。SLFPの首相マヒンダ・ラジャパクサは、JVPおよび強硬派のシンハラ人仏教徒政党ジャシカ・ヘラ・ウルマヤ(JHU)の強い支持を得て2005年11月の大統領選挙でUPFAの大統領候補となった。ラジャパクサは経験豊かなSLFPの指導者であり、南部スリランカのハンバントタ県の非常に有名な政治家の家系出身であり、同氏の父親は1951年のSLFPの創設者の1人である。しかし、ラジャパクサが権力の座に就いたことは、SLFPにおいて、ほぼ途切れることなく続いたバンダラナイケ・クラマトウンガー族の政治主導からの歴史的な決別を意味する。ラジャパクサは党内で人気がある強い個性の持ち主であり、兄弟の2人を権力の中核に据えた。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日)<sup>574</sup>

### スリランカ・ムスリム会議(SLMC=Sri Lanka Muslim Congress)<http://www.slmc.org.uk/>

指導者：ラウフ・ハキーム (Rauff Hakeem)

スリランカ・ムスリム会議は2010年11月22日の国会開催中に政府与党側に付いた。

2010年4月の最後の総選挙の際にSLMCは、主要な野党統一国民党(UNP)率いる野党同盟である統一国民戦線 (UNF) の下で議席を争い、8議席を得た。<sup>575</sup>

SLMCは、以前はUPFAを構成する党の一つであったが、2011年の地方選挙の際、単独で42の地方自治体で選挙戦を戦った。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日)<sup>576</sup>

<sup>573</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日

<sup>574</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日

<sup>575</sup> コロンボページ、スリランカのイスラム会議が今日から政府側に座る、

[http://www.colombopage.com/archive\\_10C/Nov22\\_1290416406CH.php](http://www.colombopage.com/archive_10C/Nov22_1290416406CH.php) 2011年6月9日にアクセス

<sup>576</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、国内情勢、2012年1月17日

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## タミル人民解放戦線

### タミルイーラ・マカル・ビドゥサライ・プリカル(TMVP=Tamileela Makkal Viduthalai Pulikal)／ カルーナ派(Karuna faction)

タミルイーラ・マカル・ビドゥサライ・プリカル(TMVP : Tamil Eelam Peoples Liberation Tigers)はかつて「カルーナ派」として知られた民兵組織の政治部門である。これは、LTTE から離脱した指導者 V.ムラリサラン(V. Muralitharan)(通称『カルーナ大佐(Colonel Karuna)』)が 2004 年に LTTE を分裂させて結成した組織であり、スリランカの東部州の LTTE 組織の大半を掌中に収めた。その離脱した党派は主流派の LTTE による軍事的逆襲に遭ってほぼ一掃され、2004 年には解散させられた。しかし、同党派はスリランカ軍の支援を受けて、2004 年から 2005 年にかけてカルーナとその側近によって再結成された。2006 年後半から 2007 年前半には、カルーナ派はスリランカ国軍と協力して東部州の LTTE に対して攻撃を加えた。

2007 年半ばには、カルーナ派内でカルーナ自身と重要な補佐官の 1 人との間で対立があることを示唆した報道もあった。2007 年 10 月、カルーナは TMVP から追放され、他国への亡命を求めざるを得なかったという報道が駆け巡った。カルーナはその後、2007 年 11 月に英国で姿を現したが、入国法違反で逮捕された。

カルーナが英王国において入国法違反で拘留されたのに対し、民兵組織の TMVP は政党として登録され、政府は 2008 年 5 月、東部州の選挙後にタミル民兵組織の指導者ピラヤン(Pillaiya)を同州知事に任命した。

カルーナはその後、2008 年半ばにスリランカへ帰国して、名目上団結した TMVP の下でピラヤンとの不安定な共存が続いたが、実際には、両指導者は別々の民兵組織を指揮した(TMVP は東部の異なる地域を支配する 2 つの分派からなる)。タミル民兵組織のその 2 人の指導者を分離するというラジャパクサによってなされたであろう策により、カルーナ大佐を 2009 年 3 月に与党スリランカ自由党(SLFP)に入党させ、閣外大臣として国民統合担当大臣に任命した。その年の 4 月、カルーナは SLFP の副総裁となった。2009 年 3 月に地域警察の監督のもとバチカロアにおいて武装解除を実施しており理論的には TMVP はもはや民兵グループとしては活動していない。しかしながら、TMVP の兵器庫全体が引き渡されたのかという疑問が残る。さらに 2011 年にはカルーナとピラヤンとに忠誠を誓う派閥間での衝突が続いていた。2011 年 5 月に TMVP の地域議員がカルーナの秘書官の殺害に関連したとして逮捕された。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日)<sup>577</sup>

### タミル国民連合(TNA=Tamil National Alliance)

タミル国民連合(TNA)、別名スリランカ・タミル政府党(Ilankai Tamil Arasu Kachchi)は、選挙直前の 2001 年に結成された複数のタミル系政党の政治連合である。同連合は全セイロン・タミル会議(All Ceylon Tamil Congress)、イーラム人民革命解放戦線(Eelam People's Revolutionary Liberation Front)(スレシュ(Suresh))、タミル・イーラム解放機構(Tamil Eelam Liberation Organisation)及びタ

<sup>577</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ミル統一解放戦線(Tamil United Liberation Front)(旧名は連邦党(Federal Party))によって結成された。その結成以降、TNA は反乱勢力の LTTE と密接に協力して活動して、議会では頻繁に LTTE の支持組織及び政治部門として行動した。

当時の大統領クラマトウンガが率いる SLFP と JVP 同盟が権力の座に就いた 2004 年 4 月の選挙の際には、R.サンパンサン (R Sampanthan) 率いる TNA は 6.9 パーセントの民衆の支持を得てスリランカ議会 225 議席のうち 22 議席を獲得した。LTTE が包括的に敗北しスリランカにおいて復活の可能性がほぼなくなった後、TNA はその明記した目標を分離国家樹立からタミル人が多数を占める地域での自治へと変更した。この件に関して TNA はほとんどが全面的な分離独立を支持し続けるタミル人の離散者と衝突し、TNA は 2010 年大統領選挙においてサラット・フォンセカを支援した。しかしながら、2010 年 4 月の選挙では議会における議席は 22 議席から 14 議席に減少した。

2010 年の議会選挙前にタミル独立国家樹立の公約を正式に破棄したタミル国民連合は、[2011 年 3 月の地方選挙で]17 の地方自治体で議席を争い 76 議席を獲得した。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日)<sup>578</sup>

**統一国民党(UNP=United National Party)** <http://www.unp.lk/portal/>

UNP は統一国民戦線連合の中で最大政党であり、スリランカ議会では最大の単独政党である。

1977 年から 1994 年までの 17 年間、政権の座にいた後、UNP は、深刻な景気低迷の続く中で SLFP 政府に対して不信任決議案が可決された後の 2001 年に政権の座に再び咲いた。UNP は経済の自由化の政治綱領、および和平交渉の再開を掲げて権力の座に再び咲き、2002 年 2 月に LTTE との停戦協定に調印した。しかし、ウィクラマシンハ首相は SLFP のクラマトウンガ大統領と不安定な関係を続け、首相は大統領に「裏切り者」と烙印を押された。

こうした問題は UNP が選挙で勝つ可能性を損ない、同党は 27 議席を失った。UNP は議会で最大の議席数を引き続き維持したが、SLFP が率いる政党連合の統一人民自由連合により UNP は再び野党に追いやられた。ウィクラマシンハはその後、LTTE のボイコットが原因で 2005 年 11 月の大統領選挙に敗北した。UNP は、LTTE に極めて有利に進められたと広く見なされた、不成功に終わったノルウェーの仲裁による停戦協定(CFA)との関連で政治的ダメージを受けた。ウィクラマシンハは 2010 年の大統領選挙では UNP の候補者として前面に出ることはなく、むしろ UNP の候補としてフォンセカを支持した。2010 年 4 月の選挙の得票数は最悪の結果と見なされる 30%に満たなかった [同党は 60 議席獲得、第 2 党を占めた。(政府選挙局の公式ウェブサイト、議会総選挙 2010 年、議会構成 <sup>579</sup>2010 年 6 月 2 日アクセス)]。同党が重要視されない状況は、同党が単独で 233 の地方自治体の選挙で立候補者を立て、全国で 892 議席しか獲得できなかった 2011 年まで続いている。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日)<sup>580</sup>

<sup>578</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、  
[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日

<sup>579</sup> スリランカ選挙局、2010 年 4 月議会総選挙結果、  
[http://www.slelections.gov.lk/parliamentary\\_elections/AICOM.html](http://www.slelections.gov.lk/parliamentary_elections/AICOM.html) 2010 年 6 月 2 日にアクセス

<sup>580</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

4 か月後の議会選挙で UNP を含む野党連合である統一国民戦線は UPFA に敗北し 60 議席のみ確保した。UNP は 2011 年の地方選挙で良い結果を挙げられず、UPFA が 205 選挙区で勝利したのに比べわずか 9 つの自治体での支配を獲得したのみであった。2011 年 7 月と 10 月の選挙ラウンドでは UNP は一つの地方自治体をも獲得できなかったが主要なコロombo市議会で勝利し、得票の 43 パーセントを獲得した。1994 年の中道左派の PA(Peoples' Alliance)の選挙以来、UNP にとって重要な仏教徒の得票割合が 20 パーセントに減少した。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012 年 2 月 3 日にアクセス、政治的リーダーシップ、2011 年 12 月 20 日)<sup>581</sup>

### 統一人民自由同盟(UPFA=United People's Freedom Alliance)/人民同盟(People's Alliance)

<http://www.sandanaya.lk/>

2004 年設立。党首マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapakse) (エウロペ・ワールド・オンライン、スリランカ <sup>582</sup>)

UPFA はスリランカ議会において単独で最大の議席数を誇る政党連合である。…しかしながら、議会の与党議員の構成は選挙以降 3 年までに大きな変化を見せている。2 つの最も重要な動きは、第 2 位の議席数を誇った人民解放戦線 (JVP=Janatha Vimukthi Peramuna)が 2007 年前半までに UPFA から離脱したことと、野党の統一国民党 (UNP=United National Party) の議員の一部が離党して新たに UPFA に加わったことである。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、スリランカ、2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日)<sup>583</sup>

UPFA は 2010 年 4 月の総選挙で 144 議席を獲得し勝利した。(選挙局の公式ウェブサイト、議会総選挙 - 2010 年、議会構成 <sup>584</sup>、2010 年 6 月 2 日にアクセス)

[目次に戻る](#)

---

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日

<sup>581</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、政治的リーダーシップ、2011 年 12 月 20 日

<sup>582</sup> エウロペ・ワールド・オンライン、スリランカ、政治団体、日付なし、

<http://www.europaworld.com/entry/lk.dir.104> [購読のみ]2011 年 6 月 1 日にアクセス

<sup>583</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%20Lanka&](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%20Lanka&) [購読のみ]2012 年 2 月 3 日にアクセス、国内情勢、2012 年 1 月 17 日

<sup>584</sup> スリランカ選挙局、2010 年 4 月議会総選挙結果、

[http://www.slelections.gov.lk/parliamentary\\_elections/AICOM.html](http://www.slelections.gov.lk/parliamentary_elections/AICOM.html) 2010 年 6 月 2 日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 付録 C

## 主な人物

大統領	マヒンダ・ラジャパクサ(Mahinda Rajapakse)
首相	ディサナヤク・ムディヤンセラゲ・ジャラトネ (Dissanayake Mudiyansele Jayaratne)
経済開発大臣	バシル・ラジャパクサ(Basil Rajapaksa)
外務大臣	G.L.ペイリス(G.L.Peiris)
保健大臣	マイスリーパラ・シリセナ(Maithreepala Sirisena)
法務大臣	ラウフ・ハキーム(Rauff Hakeem)
マスメディアおよび情報大臣	ケヘリヤ・ランブクウェラ(Keheliya Rambukwella)
再居住大臣	グナラトネ・ウェーラクーン(Gunaratne Weerakoo)
伝統産業および中小企業開発大臣	ダグラス・デバナンダ(Douglas Devananda)
防衛および都市開発長官	ゴタバヤ・ラジャパクサ(Gotabhaya Rajapaksa)

現在の**政府大臣**の全リストはハイパーリンクをクリック(サイトは2012年1月25日に修正、2012年2月3日にアクセス)。ラジャパクサ大統領は次の大臣も兼務している：防衛、財政・計画、港湾・航空、幹線道路。ディサナヤク首相は次の大臣も兼務している：仏教・宗教問題。<sup>585</sup>

## 政府外部の主な人物

## サラット・フォンセカ (FONSEKA Sarath)

サラット・フォンセカは2005年から2009年まで国軍の司令官を務め、現職のマヒンダ・ラジャパクサの対立候補として2010年1月の大統領選挙に出馬した。

フォンセカは、武器取引の汚職で利益を得た容疑で2010年2月8日に逮捕され、政府はフォンセカは「軍法違反」を犯し、国軍の政治利用を謀ったとして軍法会議にかけられると発表した。フォンセカはJVPを含む5つの政党の連合として2010年2月に結成された民主国民連合 (Democratic National Alliance) の所属で、4月の議会選挙で当選した6名の国会議員の1人である。フォンセカは議席について逮捕されたことにより議席を失った後、自身への判決、罷免および議席の剥奪に対して控訴裁判所に控訴状を提出している。同氏は2010年10月には軍法会議により30か月の服役の判決を受けた。2011年11月18日にコロombo高等裁判所は、フォンセカが野党に関連する週刊誌と話をした際に、噂を広め公共の秩序を乱し、有事規制に違反したとして有罪とし3年間の服役の判決を下した。このインタビューでフォンセカは、防衛長官ゴタバヤ・ラジャパクサが内戦の最終段階で降伏しているタミル人を殺害するように命令を下したとして非難した。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日にアクセス、政治的リーダーシップ、2011年12月20日)<sup>586</sup>

<sup>585</sup> スリランカ政府公式ウェブサイト、政府閣僚、最終更新2012年1月25日、  
[http://www.priu.gov.lk/Govt\\_Ministers/Indexministers.html](http://www.priu.gov.lk/Govt_Ministers/Indexministers.html) 2012年2月3日にアクセス

<sup>586</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、  
[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%2](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%2)

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



更なる情報は [BBC ニュース サラス・フォンセカ](#) の経歴で入手可能。

[最近の主な展開](#) および [サラット・フォンセカ \(Sarath Fonseka\) とその支持者たち](#) も参照。

### ラニル・ウィクラマシンハ (WICKREMASINGHE Ranil)

主要な野党である統一国民党(UNP)の党首であり、元首相。

2001年12月の議会選挙での勝利した後、首相として二度目の政権の座に返り咲いた。しかしながら、ウィクラマシンハは政府が解散させられ、2004年4月に命じられた出直し選挙で敗北したため5年の任期のうちわずか2年間しか存続できなかった。この選挙での敗北にもかかわらず、ウィクラマシンハはクラマトゥンガ大統領時代の終了後のスリランカ大統領選挙で UNP の最有力候補と見られていた。同氏は2005年の大統領選挙で僅差で敗北したが、党内の協力的な政敵のほぼすべてが2006年後半と2007年前半に政府側へ寝返ったため、UNPの党首に留まった。2010年1月の大統領選挙には立候補しなかったが、立候補しても勝利していたとは考えにくい。UNPが主要な地域での支持基盤の多くを失った際には、同氏は党首として権威主義的なスタイルの指導力に対して批判を受けた。中道左派の PA(Peoples' Alliance)の1994年の選挙以来、UNPにとって重要な仏教徒の得票割合が20パーセントに減少した。(ジェーンズ・センチネル、国家リスク調査、国別報告、スリランカ、2012年2月3日、政治的リーダーシップ、2011年12月20日)<sup>587</sup>2011年12月に同氏はカルジャヤスリ (Karu Jayasuriy) を破り UNP の指導者として再選された。(デイリー・ミラー スリランカ、2011年12月19日)<sup>588</sup>

[目次に戻る](#)

---

[OLanka&](#) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、政治的リーダーシップ、2011年12月20日  
<sup>587</sup> ジェーンズ・センチネル国家リスク調査、国別報告、スリランカ、

[http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS\\_country.jsp?Prod\\_Name=SASS&Sent\\_Country=Sri%2](http://sentinel.janes.com/docs/sentinel/SASS_country.jsp?Prod_Name=SASS&Sent_Country=Sri%2)

[OLanka&](#) [購読のみ]2012年2月3日にアクセス、政治的リーダーシップ、2011年12月20日  
<sup>588</sup> デイリー・ミラー(スリランカ)、ラニルが UNP リーダー選挙で勝利、2011年12月19日、

<http://www.dailymirror.lk/top-story/15552-ranil-wins-election-for-unp-leadership-.html> 2012年2月3日にアクセス

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



## 付録 D

## 略語リスト

AI	アムネスティ・インターナショナル
BHC	英国高等弁務団
CEDAW	女子差別撤廃条約
CID	犯罪捜査局
CPA	政策代替案センター
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
ERs	有事規制
EU	欧州連合
FCO	英国外務連邦省
FGM	女性器切除
FH	フリーダムハウス
GDP	国内総生産
GOSL	スリランカ政府
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HSZs	高度警戒区域
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICG	インターナショナル・クライシス・グループ
ICRC	国際赤十字委員会
IDP	国内非難民
IMF	国際通貨基金
IOM	国際移住機関
LLRC	過去の教訓・和解委員会
LTTE	タミル・イーラム解放の虎
MSF	国境なき医師団
NCPA	国家児童保護局
NFZ	射撃禁止地帯
NGO	非政府組織
OCHA	国連人道問題調整事務所
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
PTA	テロ防止法
RSF/RSW	国境なき記者団
SLA	スリランカ軍
STD	性感染症
TB	結核
TDI	テロ捜査局
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連合同エイズ計画
UNHCHR	国連人権高等弁務官事務所

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

UNHCR	国連難民高等弁務官事務所
UNICEF	国連児童基金
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
WFP	国連世界食糧計画
WHO	世界保健機関

[目次に戻る](#)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 付録 E

## 英国外務連邦省連絡

以下はコロンボの英国高等弁務団から英国国境局へ送られた前述のテキストの内容に言及した書簡の全記述の時系列(最新順)リストである。

出身国情報サービス  
英国国境局

2012年3月1日

親愛なる同僚へ

**返信：帰還者を乗せた UKBA(英国国境局)チャーター便－2012年2月28日/29日**

英連邦王国へ入国も滞在する資格もないために立ち去れないスリランカ国民を帰還させるために英国国境局により特別に手配されたチャーター便は2012年2月28日にコロンボへ向けてロンドンを出発した。出発時刻は運用機の到着の遅れにより遅れ、BV8842便はバンダラナイケ国際空港へ2012年2月29日10時45分に多くが亡命申請を拒絶された者である強制退去者を乗せて到着した。帰還者の民族分類はタミル人29人、シンハラ人13人、イスラム教徒10人であり、45人の男性と7人の女性がいた。帰還者は自身の有効なパスポートあるいはロンドンのスリランカ大使館で発行された緊急渡航書類を所持していた。

帰還者の再文書化、飛行機のために必要な許可、スムーズな到着とスリランカに到着した際の帰還者の処理について調整するために2004年二国間協定に基づきイギリス、スリランカ政府間でロンドンおよびコロンボで事前交渉が実施された。2011年6月、9月および12月の以前のUKBAチャーター便の際に得られた経験からすべての関係者が便の到着に先立って手順を再検討することができた。スリランカ政府よりUKBAが最大60人の帰還者をその便で帰還させることに同意を得た。

到着に際してその飛行機は主ターミナルビルから幾らか離れたスタンドに駐機された。それは担当職員、スリランカ政府および空港警備官にとって都合が良かった。UKBAの主任入出国管理官(CIO)はすべての者が担当職員により他へ連れて行かれる前にターミナルビルへ連れていかれ、52人の帰還者の名簿リストの最終申告書のコピーを彼らの渡航書類とその他の身分証明書類とともにDIE職員へ手渡した。医療記録の入ったバッグと何人かの薬の入ったバッグの計2つのバッグもDIE職員に手渡された。

数分後、帰還者は26人のグループに分けられ少数の空港警備官とともに2台のバスに乗せられ、主空港ターミナルへ連れて行かれた。最初の帰還者は10時58分に入出国管理局の到着ホールへの入り口で降ろされた。すべての帰還者はこの便のために特別に設置され、一時的な障害物を使用した非常線が張当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

られた移送デスクに隣接した座席エリアへ誘導された。入出国管理局(DIE)の職員は5つのテーブルと3人掛けベンチおよび一人掛け椅子を座席エリアの前に設置した。これらはその後彼らの職員が帰還者と面談を実施するのに使用された。

英国高等弁務団の大使代理、帰還連絡アシスタントおよび私は犯罪捜査局(CID)、SIS および空港警備の他の職員とともに入出国管理局到着ホールで待っていた。

帰還者が着席した際に、私は彼らに英語で話しかけた。私は私の身分と彼らが受ける手続きを説明し、彼らにプロセスと所要時間について安心させるように話をした。私は我々が彼らを待っている親族や友人に連絡を取ることを手助けすると説明したが、DIE 職員は我々がこれを実施することを帰還者がプロセスを終えるまで待つように指示した。私は彼らに彼らのバッグや所持品を返還することを付け加え、私は彼らの最後の一人がプロセスを終了するまで私は空港に留まると繰り返し言った。帰還者の誰一人何ら病気や、悩んでいるようには見えなかった。私が受けた唯一の質問は「報道陣が外にいるのか」というものであった。私は報道陣が外にいるという情報はもたらされていないが、以前のチャーター便の際にはいたと説明した。私は探してみると言い、税関エリアを立ち去る際にカメラやレポーターがいる可能性があるのを気を付けるように付け加えた。

その便の帰還者に同行していた付添いの職員がさらに2台のバスで空港ターミナルへ連れてこられ、乗り継ぎエリアを通過して出発ラウンジへ進入した。

11時20分にDIEの職員が座席エリアの前のテーブルで一度に一人の職員が一人の帰還者を相手にして帰還者と面談を開始した。これらの面談の目的は帰還者の身分と国籍を確認することであり、初めてDIEは各帰還者のデジタル写真を撮った。残りの帰還者は座席エリアで待っており、トイレ施設の利用を空港警備職員の監督の下使用が許されていた。座席エリアの飲料水供給器は使用可能であった。DIEはその後14時40分にすべての帰還者との面談を完了した。

面談プロセスが始まった後荷物返還エリアにいた大使代理から電話を受けて、私は荷物返還エリアへ行って担当職員、スリランカ航空と打合せをした。帰還者の荷物は返還ベルト5番に現れた。私は心配して空港副マネージャーに電話して、帰還者の荷物の安全を確保するために空港警備員を配置するように要求した。警備職員と荷物担当職員がその後回転式コンベアーから荷物を下ろし、それらを警備員の配置された荷物返還ベルト3番の後ろの安全なエリアに設置された2つのコンテナの中へ置いた。

以前のチャーター便と同様にSISの高官が、彼らの職員とCIDの職員がプロセスを迅速にするために個別に面談するのではなく合同で面談を実施すると私に伝えた。帰還者がDIEとの面談を終えると彼らは彼らが座っていたエリアの真横のSIS事務所へ誘導されるか一階のCIDの面談施設へ連れて行かれた。各帰還者は彼らの状態や英連邦王国への渡航ルートおよび英連邦王国での活動についてさらに面談を受け、スリランカ国内で過去に犯罪活動がないことを確認するチェックを受けた。

SIS/CIDの面談を終えると帰還者はメインの座席エリアへ戻った。パスポートや渡航書類が帰還者に返還されるとすぐに彼らは次へ進むことが許された。最初の帰還者は14時45分に次に進むことが許された。国際移住機関(IOM)の代表団が各帰還者に一人一人話しかけ、帰還者がそれ以降のスリランカ国内の住所までの交通手段を確保し、必要な場合には一晩の宿泊費に充てることを可能にするためにスリランカルピーで£50相当の旅費補助金を手渡した。各帰還者はIOMに詳細な連絡先を提供した。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

最初の帰還者が先に進んだ後、その後の帰還者は当該プロセスを淀みなく進んだ。私の同僚と私はすべての帰還者に同行して荷物返還エリアへ行き、そこで彼らが荷物の返還を受けるのを監督した。警備隊員は各帰還者が荷物の返還を受けたことを保証した。幾人かの帰還者は UKBA から返還された書類を入手する際に我々の支援を求めた。荷物がなくなると不満を述べる帰還者は一人もいなかったが、一人が英連邦王国の拘留センターを出発する際に彼の所持品の携帯電話が返還されていないと不満を述べた。すべての帰還者には私の名刺か英国高等弁務団の同僚の名刺が配られ、彼らは何らかの疑問や不安がある場合に連絡するようにアドバイスを受けた。

帰還者は税関と出口の方向を指し示された。幾人かの帰還者は税関を通ることに気が進まないと表明し、我々が彼らに同行することを求めた。以前のチャーター便の際には、管理する税関職員がほとんどいなかったのもこれは問題にはならなかったが、何人かの税関職員がおり、一見ほとんどのスリランカ人旅客に話しかけていた。私の同僚と私は各帰還者が制止され、いかなる迷惑も被らないように税関管理を帰還者が通過するのを監視した。

報道陣に関する初めの質問に続いて一日中私は税関の外の到着エリアへあえて出向きカメラやレポーターの影がないかチェックした。明らかにそれとわかるものは一人もおらず、警備職員の一は彼は報道陣を一人も見っていないと私に語った。帰還者が次に進むことを許された際に私はこの情報を帰還者に伝えた。多くの帰還者は入国側へ進む前に免税エリアへ買物をするために戻った。

全体のプロセスは最後の4人の帰還者までは極めてスムーズに進行した。18時10分に私は CID の警部に話しかけ、どれくらい時間がかかるか尋ねた。彼は、彼らはテロ捜査局 (TID) と犯罪記録局 (CRD) のチェックの結果を待っていると私に助言し、彼らは15分以内に次に進むことが許されるだろうと付け加えた。20分後私は彼らすべてが次に進むことを許されたかを聞くために CID に戻ったが、彼らは入出国到着ホールを経由して戻るのではなく直接荷物返還エリアから税関を通過するように提示されていた。我々は彼らが残した CID の文書記録を確認し、同記録から彼らの詳細な連絡先を得て、彼らが荷物の返還を受けたことを確認し、荷物エリアおよび免税エリア全体をチェックして、彼らが実際に次に進んだことに満足した。我々はその後彼らの一人を入国側へ送り、IOM が彼に旅費補助金を提供した。彼は彼とともに他の3人が進んだことを確認した。最後の帰還者はそれゆえに約18時30分に税関を通過し到着エリアへ至った。

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



Xxxxxxxx

xxxxxxxxxxx

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2012年2月2日

親愛なる同僚へ

### スリランカ：警察登録最新情報

英国高等弁務団は日常的に政府によるスリランカの一般大衆への取扱い、法令の変更および手続きを監視している。これは同題目で当大使館により発行された以前の書簡に取って代わる最新情報である。

内戦を通して、スリランカ当局は有事規制のセクション 23 の下行動し、仮住まいしているタミル人に重点を置いて、世帯にすべての住人を登録することを求めた。これらのリストは非常線と搜索活動で、ある場所において警察が居住または旅行をしている理由に関して詳細な説明を求めるべき人物を特定するために使用される。登録されていないと特定された人たちは通常、更なる尋問のために警察に拘束される。

警察の登録の実施においてはしばしば一貫性がない。2005年11月に新しい政権が誕生した後、警察は住居を訪問し戸主に記入させる用紙を発行し、戸主に提供される情報とリストに載る人たちの全責任を負うことを求めた。その用紙は土地の購入日と購入価格、誰からその土地を購入したか、その購入資金をどのように調達したか、および誰がその資金調達を支援したかなどの情報を求めた。この用紙はコロomboとその郊外のタミル人集中地域のほとんどすべての世帯に発行された。一般に警察はタミル人世帯のみを標的にしているとは言わないが、タミル人集中地域に関してのみは記入された用紙/小冊子の回収は厳密に強制されている。これらの小冊子の主たる目的は警察を支援することであり、非常線や搜索活動を開始した場合にその地域の来訪者や不審者を特定するためである。2008年後半に警察の登録の計画があり、特に国土の北部や東部からコロomboや西部州に一時的に移住している人たちを標的にしている。

2010年5月に新しく選任されたスリランカ政府は有事規制を拡大することが毎月求められる一方で、ある規制は廃止されると発表した。これらには公衆の行進や集会の制限、戒厳令、搜索令状なしの警察の個人の土地への侵入、テロリスト扇動の制限および世帯メンバーの警察登録の強制が含まれる。

2010年7月に幾つかのタミル系メディアネットワークはコロomboのウェラワッテ (Wellawatte) 警察署の警官がタミル人の登録を実践するように推奨しているという話を伝えた。民主人民前線の指導者マノガネサン(Mano Ganesan)は「これはタミル人が多く住む市区においてのみ実施されている」と発言し、大統領に和解の精神に真っ向反する差別的行為を止めるように仲介することを求めた。

2010年7月22日にこれらの申し立てに応じて、警察の報道官プリシャンサ・ジャヤコディ(Prishantha Jayakody)はコロomboの警察本部から記者発表を行った。彼は警察が警察法令の関連する条項に従って

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

行動しており、その下に警察署の担当警官は民族に対する考慮に関わらず、可能な限り最大の社会安全、責任およびすべての市民の安全を確保するのに必要であると見なされる場合はそのような登録を実施する権限があると明言した。それに続く地方メディアに向けた 2010 年 7 月 25 日の声明で、彼は「あるメディアの報道に反して、現時点で登録計画はウェラワッテにおいてのみではなく、キリラポナ (Kirillapona) およびコタヘナ (Kotahena) においても実施されている」と報告を受けていると発言し、「登録は通常の出来事である」と付け加えた。ウェラワッテ、キリラポナおよびコタヘナはすべて大きなタミル人口を持つ地域である。

2011 年 7 月にサンデー・リーダー (The Sunday Leader) 新聞は防衛相が国家安全計画に参加するに値する文民を登録する計画を開始しているという話を伝えた。登録計画は義務ではないが自発的プロセスであると記述されている (<http://www.sundayleader.lk/2011/06/26/give-us-thy-name> 参照)。この政府ウェブサイトと登録にアクセスするには <http://www.citizen.lk> 参照。

2011 年 11 月 29 日にタミルネットは警察登録がバチカロアで再導入されたと報道した (<http://www.tamilnet.com/art.html?catid=13&artid=34572> 参照)。

今日、我々は警察登録の理解に関して、国内の幾つかに事務所を持つ非政府組織と会談を持った。彼らは一般に警察登録の命令は存在しないという意見を述べた。彼らは、警察はある状況下では警察登録を発動でき、政府による自発的登録計画が運営されていることに同意した。彼らにコロンボ地域に仮住まいしているクライアントがいる場合には、彼らはクライアントに自身の身を守るために地域警察に出向き登録するように助言していると付け加えた。別のコロンボに拠点を置く非政府組織は我々に警察登録は現在発生しておらず、彼らは最近 2、3 か月間にスリランカのどの地域においてもそれが発生したという報告を受けていないと語った。我々はまた警察高官と会談し、その高官は 2010 年 7 月 10 日に報道官により発表された声明を繰り返した。上記参照。

Xxxxxxx

xxxxxxxxxx

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2012年1月31日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカにおけるメンタルヘルス治療

コロomboの英国高等弁務団は日常的にスリランカの医療を監視している。これはこの話題に関して発行された以前のすべての書簡に取って代わる最新情報である。

スリランカ医療および栄養省は彼らの将来における見通しを定めた2005年-2015年スリランカメンタルヘルス政策 [http://searo.who.int/LINKFiles/On-going\\_projects\\_mhp-sri.pdf](http://searo.who.int/LINKFiles/On-going_projects_mhp-sri.pdf) を作成した。

主要な公的施設は国家メンタルヘルス研究所(NIMH)であり、コロomboのアンゴダ(Angoda)とムレリヤワ(Mulleriyawa)にある互いに近接した2つの場所で1,500人の入院患者を収容できる政府運営の機関である。その機関は精神科の集中ケアユニット、総合医療棟、老人性精神科ユニット、妊婦精神科ユニットおよび学習ユニットを持つ。その機関は18人の精神科ソーシャルワーカーと同様に8人のコンサルタント精神科医を含む1,000人のフルタイムの職員を抱えている。ムレリヤワは約525人の女性に長期ケアを提供する600の病床を持つ社会復帰施設とみなされている。 <http://www.nimh.lk/>を参照。

NIMHからのコンサルタント精神科医はモナラガラ(Monaragala)を除くスリランカのあらゆる地区は精神病の治療を提供する病院を持つと語った。これらすべての病院は8から12の間の病床を持つ。NIMHを除いてコロomboにはこの施設を提供する2つの病院がある。彼は政府の政策では各地区は精神病患者の病床を少なくとも30床持つように明言しているが、これは実施されておらず、さらに地区の多くはスリランカ精神医学大学からの寄贈により何とか余分なベッドを入手するのが唯一の方法であると補足した。

パーク(Park)病院、パークロード、コロombo 5(Park Road, Colombo 5.) (<http://www.parkhospitals.com/>) は非暴力的な患者が利用できる10から15の病床を持ち精神科の治療を提供する唯一の民間病院である。しかしながら、我々は公的セクターで働くすべての精神科医は毎日午後4時以降にチャネル相談として知られる個人相談を実施していると知らされた。

コロombo大学で1つの教育があるが公的セクターで働く心理士はいない。民間セクターで働く心理士の入手可能な数字は存在しない。現在保健省に配属させて国全域で働いている55人の精神科医がいる。

国営製薬会社(SPC)を通じて政府はメンタルヘルス問題を抱える患者に無料で薬品を提供している。カルバマゼピン(Carbamazepine)、エトスクシミド(Ethosuximide)、フェノバルビタール(Phenobarbital)、フェニトインナトリウム(Phenytoinsodium)、バルプロ酸ナトリウム(Sodium Valproate)、アミトリプチ

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

リン(Amitriptyline)、クロルプロマジン(Chlorpromaine)、ジアゼパム(Diazepam)、カルビドパ(Carbidopa)およびレボドパ(Levodopa)のような薬品と同様にすべての同種類のジェネリック薬品が利用可能である。SPCはあらゆる西洋の薬品を調達可能である。しばしばインド国内ではある種の麻酔薬を入手することが困難な場合があり、インドの薬品もまた時折標準品以下であるが、SPCはまたヨーロッパの供給業者とも取引があり、しばしば特定の薬品をイギリス、フランス、ドイツおよびスイスから入手している。非常に特別な個々のケースにおいては、求められる商品の所在地の確認するためにインターネットによる検索が実施され、それらの購入要求が保健省によって査定される。費用が政府と折り合いがつかない場合、ある個人はそれらの費用を負担する選択肢がある。

心的外傷後ストレス症候群(PTSD)は2004年の津波により影響を受けたスリランカ国内の患者に最初に認められた。スリランカの多くの精神科医と支援スタッフはオーストラリアや英連合王国で障害の治療について訓練を受けている。NIMHからのコンサルタント精神科医は多くの患者はしばしば公的病院に赴くかなり以前に病気に対してアーユルヴェーダや伝統的治療を求めていると述べ、これによりしばしば患者は精神異常を患うと付け加えた。

以下の3つの機関は次に示すサービスを提供する。

- ・ サハナヤ(Sahanaya)ー国家メンタルヘルス会議ーボレラ(Borella)とゴラカナ(Gorakana)の2つのセンターは予約なしに入れる診療所とデイケアセンタを提供しているー[www.sahanaya.org/index](http://www.sahanaya.org/index)
- ・ スリランカ・スミサラヨ(Sumithrayo)ーコロomboに拠点を置くが国家全土に13の支所を持ちカウンセラーと訓練されたボランティアを提供しているー[www.srilankasumithrayo.org](http://www.srilankasumithrayo.org)
- ・ ベーシック・ニーズ(Basic Needs)ーメンタルヘルスにまつわる恥辱の印から救うコミュニティ、パートナー組織および主たるヘルスケアワーカーの能力育成ー<http://www.basicneeds.org/srilanka/index.asp>

XXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロomboの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者はUKBAの要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問はUKBAに尋ねるべきである。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



出身国情報サービス  
英国国境局

2012年1月30日

親愛なる同僚へ

### 返信：混血婚、シングルマザーおよび非嫡出

コロンボの英国高等弁務団は日常的にスリランカの国情を監視している。これは上記の話題に関して発行された以前のすべての書簡に取って代わる最新情報である。

一般に混血婚、シングルマザーおよび非嫡出子の人々への対応は完全に国の地域に依存し、また各個々のケースの家庭および宗教的背景による。

シンハラ人とタミル人間の結婚はまれであり、しかしながら依然この件に関して強固な意見を持つ家庭も存在し、我々はある家族の一員を動揺させることを恐れて彼らの関係を秘密にしている混血カップルがいることを承知している。コロンボの登記総監局は出生、死亡および婚姻の中央登記所である。我々は統計局に接触し、1997年から2008年間の婚姻に関する利用可能な統計記録があるが、混血婚を特定する特別な統計はないと教えられた。しかしながら彼らは恐らく登記された100組に付約5組が混血婚であろうという当て推量を提供した。スリランカにおける結婚の登記の方法については以下を参照。  
([http://www.rgd.gov.lk/web/index.php?option=com\\_content&view=article&id=64&Itemid=41&lang=en](http://www.rgd.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=64&Itemid=41&lang=en))

ヘブン&サンシャインホームズは特にシングルマザーのために運営される救世軍組織である。救世軍の代弁者はスリランカにおいて同様の支援を提供する唯一の他の団体は、カソリック教会と関連を持つコロンボ郊外のモラツワとワタラを拠点とするマザー・テレサの家であると説明した。ヘブンは13のベッドを持ち、自発的に子供を伴って訪れる18歳以上の女性のための施設であると説明された。サンシャインホームズは裁判所により救世軍に支援を求めるように紹介されたすべての年齢の女性のための施設である。彼女は紹介される未婚の母親の数が増えており、女性たちがそこへ来る主たる理由は家へ帰って家族と顔を合わせたくないからであると考えていると我々に語った。各女性は費用を賄うために1月あたり1,500ルピー(£8.50)を支払わなければならないが、支払うことのできない者は同情的に内密に対応される。

救世軍の代弁者は女性たちが多くの場合2つの明確なカテゴリーに当てはまり、一つは中東で働いていてその雇主に虐待を受けたもので、もう一つはコロンボ周辺の工場で働いていて、既婚者と関係を持ったものであると付け加えた。スリランカ政府はこれらの女性たちに国家支援や給付金を提供していない。しかしながら、中東から帰国した女性たちはコロンボ空港へ帰国した際にスリランカ海外雇用局(SLBFE)に報告をしなければならぬと教えられた。SLBFEはスリランカ海外雇用、促進および福祉当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

省の一部であり、女性が彼らに妊娠しており支援が必要であると申告した場合、彼らは救世軍に連絡を取る。受入れが可能な場合には、SLBFEは出産まで一月当たり1,500ルピー(£8.50)を救世軍に支払う。受入れが可能ではない場合には、SLBFEはマザー・テレサの家へ連絡を取る。

ホームズには幾人かの10代の母親がおり、また婚約した男性以外の子供を妊娠した婚約中の女性のケースもある。これらの後者の場合には救世軍は子供に未来がもたらされるように女性と婚約者の男性間の家族問題を解決するために最善を尽くしている。父親の名前のない場合子供の出生を登録する際に問題がある。しかしながら、スリランカの文化は何年もの長期にわたり変化していないので、特に非嫡出子を持つ極少数のシングルマザーだけが実際に最終的に家族の下へ帰っている。中東から帰国した女性に関しては、救世軍は母親の両親や家族と事態について話し合いを持ち、「子供が中東の特徴を持って美しい」ので多くの場合女性と赤ん坊は家族の元へ受け入れられる。我々はヘブンが女性たちの精神的な問題に対応するために女性との相談を数多く実施していると教えられた。彼らは彼女たちが雇用先を探すように励まし、子供のためにその女性と結婚するように子供の父親の説得を試みている。

我々は救世軍の代弁者に、政府軍やLTTEの軍人により妊娠させられた国土の北部や東部出身の女性のケースに遭遇したことがないかを尋ねた。彼女は今日までそのようなケースで救世軍に支援を求めてきたことはないと言明した。

その代弁者は我々に出産の後母親には子供をどのようにしたいかを決めるために一月の猶予が与えられると語った。彼らは通常彼女たちがセンターを去り、他の女性の入所のためにベッドを空ける必要があるため、一月後に決定がなされない場合には彼らは母親と相談して素早い決断をさせる。母親が子供を手元に置いておくと決断した場合には、救世軍の最初の仕事は母親の家族に連絡を取ることである。

母親が子供を養子に出すと決断した場合には、救世軍は養子縁組を調整し、裁判所への付添いを含む実質的にあらゆる法的手続きを取り扱うために児童保護局へ連絡を取る。彼らの経験に依れば、10人中わずか2人の母親が赤ん坊を養子に出すことを決断し、初めに地域のカップルへの養子を推薦している。それが失敗した場合、児童保護局はスリランカからの子供を養子にすることに興味を表明している潜在的な海外のカップルへ情報を提供する。

他の選択肢として子供を児童施設へ入所させることがある。これは母親が18歳未満か無職の場合に多く取られる選択であり、母親には接触を持続することが許され、母親がある地位を得た場合には子供を引き取ることができる。

結婚外妊娠が依然相対的にまれであると指摘されているスリランカで墮胎を求める人々に対して実施された学問的な研究が幾つかある。以下を参照。

(<http://iussp2005.princeton.edu/download.aspx?submissionId=51193>)

子供たちに関して、我々は救世軍の代弁者に子供たちが非嫡出であるが故に差別を受けるような場合を認識しているか尋ねた。彼女はそのようなことはないと言った。我々はさらに中東の雇用主に虐待を受けた女性が出産したスリランカ人との混血のアラブ人の容姿の子供を含めて混血の関係から出生した非嫡出の子供に関して特別な問題があることを彼女が認識しているかを尋ねた。やはり彼女は彼らに対する差別の存在を認識していなかった。彼女はアラブ人の容姿をしたスリランカの子供は魅力的な子供に見えるのでそれらを養子に迎えると見込まれる両親は多くいると付け加えた。子供の嫡出は利用できる

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

教育、医療施設に関連はない。スリランカでは子供が出生証明書を作ることができるかぎり、医療は無償であり、彼らは政府の学校で無償の教育を受ける。しかしながら、混血婚の両親からの子供は就学に関しては多くの場合信仰上や人種上の試練に直面する。多くの場合子供たちはシンハラ語媒体により教育を受けるが、子供を英語媒体で学ばせることができる裕福な家庭は子供の就学にはより適している。地方のタミルコミュニティは依然根深く保守的であり、これらのコミュニティでは婚外出産は異常であると認識されている。未婚の母は人種や信仰や国土の居住地域に関わりなく多くの場合恥辱の烙印に直面するが、これはすべて家庭環境や地域コミュニティに依存する。救世軍の代弁者は彼女の意見として、未婚の母の信仰や民族の背景は彼女たちの受け取られ方においては重要ではないと語った。彼女は彼女の組織に支援を求めてくる女性の多くはタミル人であると付け加えた。

レイプ被害者への政府による支援は乏しいが、幾らかの改善の兆しは見られる。国家は問題が存在することを認識しており、数年前に苦情を取り扱うためにスリランカ警察子供および女性サービス部局が創設された。その部局の警部(IP)は我々に現在全島にわたり 42 の子供および女性部局の窓口が稼働しており、内戦の終結に続いて北部と東部に新たな窓口が開設されていると語った。子供および女性部局の本部はコロomboのパゴダに位置する。42 の各窓口には女性の警部補が配置され、彼女たちは苦情を同情的に記録する方法、および被害者を適切な装備が整った病院へ紹介する方法の訓練を受けている。これらは長期的なレイプ被害者への支援とは思われないが、精神的なケアを提供する幾つかの NGO も存在するが主として家庭内虐待の被害者に対処するものである。警部はほとんどのレイプ、強姦のケースは 16 歳以下の女性によって報告されている明言した。彼はその年代の者たちにいまや利用可能となった進んだ技術、すなわちインターネット、テキスト、カメラ付電話などにより人間関係の問題が多く強姦につながっているとコメントした。彼は 16 歳以上の被害者により報告されたケースについてコメントはできなかった。なぜなら彼らはその統計を更新していなかったからである。しかしながら、多くの女性はレイプや強姦の苦情を申し立てするのを嫌がったままなので 16 歳以上の被害者からの報告は比較的少ない。警部は月曜日から金曜日までの毎日 08:30-16:30 の間にプロによるカウンセリングサービスが利用できると付け加えた。

NGO のスリランカ家族計画管理協会(FPA)の管理者は戦争が勃発してから終了するまで国土の北部と東部地域に多くの普及活動があったと明言した。彼女は紛争の最中に北部と東部の多くのタミル人女性が戦闘員に徴用されないように意図的に妊娠したと説明した。妊娠していると LTTE に参加せずに済み、家族の単位の中に留まることが許された。しかしながら、多くの者はその後両親や夫と離れ約 3 年間 IDP キャンプに留まったが、多くの者は家族や近隣の人々や社会と再会した。マンクラムとジャフナで一つの主要なプロジェクトが UNFPA と家族計画協会とにより共同で運営された。

スリランカにはごく少数のアフリカ人しか居住しておらず、アフリカには大きなスリランカ人のディアスポラが存在しない。それゆえスリランカ人-アフリカ人の混血関係と子供たちに関する特定の情報は存在しない。

敬具

Xxxxxxxxxx

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

XXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2012年1月30日

親愛なるエウジェニオへ

### 返信：スリランカにおける腎臓病患者への対応

コロomboの英国高等弁務団は日常的にスリランカの医療処置を監視している。これは上記の話題に関して発行された以前のすべての書簡に取って代わる最新情報である。2012年1月26日に我々は腎臓病患者福祉協会(KWPS)の会長であるジャネット・グンセセカラ女史と対話した。彼女はスリランカにおける腎臓病患者の治療の最新情報を我々にもたらした。

グンセセカラ女史は近年スリランカにおいて腎臓病患者のための要望が増えていると述べた。女史は全国には約250の透析器とわずか17人の腎臓専門医しか存在しない。腎臓病を患う人の数の信頼できる統計は存在しないが、現在、毎年10,000人以上の人々が診断されていると見積もられている。この増加は慢性的な糖尿病と診断される患者数の多さと直接リンクしている。女史は多くの患者は双方の腎臓が機能を失う慢性的段階においてやっと腎臓病問題を特定されるという主たる懸念もあると述べ、急性の段階で診断される患者は極めてまれであると付け加えた。グンセセカラ女史は気づかずに病気を患っているさらに多くの人々がいるという意見を述べた。

透析治療を受ける機会の得やすさは主として限られた機器への極めて大きな需要により極めて限定されているが、治療の費用と実質的に島全土にわたり水圧が弱いという事実によりそのような治療を提供できる病院がコロomboとカンディに限定されている。ほとんどすべての治療を提供する病院がこれらの地域にあり、多くの割合の患者が地方に住んでいるので、付加的な費用は病院への行き帰りの旅費である。ある資金を持たない貧困な患者はしばしばバンにより輸送される。人々はしばしばそのような患者に資金を提供することを信用していないと付け加えられている。

ブラウン&カンパニー(Braun&Company)と商業シンジケートは唯一の透析器の供給者である。各透析器は一日当たり最大で4つの治療セッションを実施できる。各セッションは4時間続く。しかしながら、新規購入される機器がなく貧弱なメンテナンスによりそれらはしばしば3回に限定される。これにはメンテナンスに充てられる時間が含まれてはいないが、それに加え多くの患者は一週間に数回の透析を必要とする。スリランカが需要に応えるためには500から1,000の間の透析器を必要とすると見積もられている。スリランカの医師および看護師は透析器と技術者やメンテナンス能力などのその他のサービスの欠如により腎臓病学に従事することに躊躇しており、これにより増加する腎臓病患者を治療する腎臓病医の不足を作り出している。

透析治療を提供する公的セクタの病院に関して、主要な病院はコロomboの国立病院、コロombo南部教育研究病院、スリ・ジャエワデネプラ(Sri Jayewardenepura)総合病院とカンディ総合病院であると我々

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



は知らされた。古い透析器が警察病院とブドゥラ(Badulla)病院に寄贈されている。公立セクタの問題点は単にスリランカ政府が設備の数を増やす余裕がないことである。政府はしばしば、KPWSなどの組織が資金を提供し、ユニットを構成しあるいは機械を提供する場合のみに職員と運転資金のための資金を割り当てている。

民間セクタにおいて次に示すコロンボにある病院が特にグンセセカラ女史により言及された。:ナバロカ(Navaloka)病院、ドゥルダンス(Durdans)病院、アシリ(Asiri)病院、アポロ(Apollo)病院およびアシャ(Asha)中央病院。透析治療の費用はセッション当たり 6,000 から 10,000 ルピー(£ 34 から £ 57)で変移し、一週間に3セッション必要とする人の費用は一週間当たり 30,000 ルピー(£ 170)と高い。初期透析治療は公的セクタにおいては無料で受けることができるが、それ以降患者は自身の透析用の消耗材を各 1,300 ルピー(£ 7)の価格で購入する必要がある。女史は民間セクタにおいて治療を受ける余裕のある人々は高い需要と列につかなければならないことから、しばしばそれにアクセスできないと付け加えた。

グンセセカラ女史は上述の公的および民間セクタ双方の多くの病院は腎臓移植手術を実施できると説明した。しかしながら女史は最大の問題はドナーを見つけることであると付け加えた。臓器提供を薦める国家的キャンペーンはこれまでなく、スリランカでは臓器提供の国家的登録制度はない。適切な臓器の所在を探すことは移植を必要とする個人が臓器提供者を求めて新聞に広告を載せることに依っている。余裕のある人は移植のためにシンガポール、アメリカ、イギリスおよび最も可能性のあるインドなどの海外へ赴くことを選択している。海外へ赴く余裕のない人々は資金援助を求めて大統領資金を申請できる。

敬具

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者はUKBAの要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問はUKBAに尋ねるべきである。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2012年1月29日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカにおける癌治療

コロomboの英国高等弁務団は日常的にスリランカの医療処置を監視している。これはこの話題に関して発行された以前のすべての書簡に取って代わる最新情報である。2012年1月27日に我々は西部州のマハラガマ癌研究センターを訪問し、シニアコンサルタント臨床腫瘍学者のヤサンサ・アリヤラトネ (Yasantha Ariyaratne) 博士と対話した。

博士は癌研究所がスリランカにおいて癌治療の主たる公立病院であり、この目的に特化した唯一の機関であると説明した。博士はその病院は789の病床を持ち、878人のデイケア患者の世話をしていると説明した。我々は医療チームには24人の放射線治療腫瘍医、4人の小児腫瘍医、3人の外科腫瘍医、3人の婦人科腫瘍医、1人の血液学腫瘍医(それに加えスリランカ大学からの血液学学生)、1人の一般医、2人の麻酔医(4人の見習麻酔医が常勤)および150人以上の医務官を含むと伝えられた。研究所は癌患者に対して化学療法、放射線療法および外科治療を提供し、1基の線形加速器と小線源治療装置を保有している。我々はシニアコンサルタントのすべてが、ある段階において英連合王国、アメリカあるいはオーストリアにおいて訓練または就業した経験があり、その多くがイギリスのNHSシステムに造詣が深いという情報を受けた。

アリヤラトネ博士はカンディ、ガレ(Galle)(双方とも教育研究病院)、ジャフナ、アヌラドハプラ (Anuradhapura)、バドゥラおよびクルネガラ(Kurunegala)にある公立セクタの病院内に癌ユニットがあると述べた。コバルト療法と併用した外科および化学療法のみが受けられるクルネガラを除き、外科、化学療法および放射線治療はこれらすべての病院で受けることができる。カンディ、アヌラドハプラおよびバチカロアに拠点を構える外科腫瘍医がいる。我々はスリランカの公的セクタにおいては利用できる骨髄移植施設が一つもないと知らされた。

民間セクタ内では、化学療法、放射線療法および外科治療がコロomboおよびカンディにある病院で受けることができるとアリヤラトネ博士は述べた。民間セクタはある種の幹細胞移植の提供もできるが、これはごく限られている。癌治療を提供する病院は双方ともコロomboにあるセイリンコ(Ceylinco)病院とオアシス(Oasis)病院である。博士はセイリンコ病院が線形加速器を所有していると付け加えた。セイリンコのウェブサイト [www.ceylincohealth.com](http://www.ceylincohealth.com) では医療センターには高リスクの家系を特定する遺伝子試験と同様に口腔癌、乳癌、大腸癌、胃癌および子宮頸管癌のスクリーニングのための設備が整っている。マンモグラフィ、大腸内視鏡検査、内視鏡検査、喉頭鏡検査、超音波スクリーニングおよびX線が快適で気持ちの良い環境のセンターにて実施される。そのユニットはまた小線源治療、放射性ヨード治療および化学療法点滴も提供している。センターの放射線治療ユニットはまた最先端の線形加速器によ

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

る強度変調放射線療法(IMRT)も提供している。アリヤラトネ博士はこの治療の費用は約 500,000 ルピー (£ 2,835)であり、2 週間の待機リストがあると語った。これは3 週間から1 か月の待機リストを持つ癌研究所により提供される治療に匹敵するが、無料である。

我々はアリヤラトネ博士にあらゆる背景事情をもつスリランカの癌患者がすべての利用可能な治療を受けることができるか彼の意見を聞いた。博士はお金持ちの患者は当然スリランカ国内および外国の双方でも治療を受けることができると言った。しかしながら公的セクタは貧困な背景事情を持つ患者に対して柔軟な対応を提供している。博士は研究所がしばしばシンガポールやオーストラリアの治療を受ける患者を参考にしていると説明した。多くの場合、親族や友人がこの治療の資金集めのために集結するが、研究所は患者の代わりに大統領資金の許可を申請できる。各申請はそれ自身の利点が考慮され、有効な場合には患者は必要となる治療の資金を援助する金額が与えられる。アリヤラトネ博士は化学療法治療の費用が高くつくのは保健省あてに書かれる書簡において患者の治療費用を負担する能力を含めた評価により治療の必要性を認めているからであると付け加えた

癌治療の薬品の入手可能性に関して、我々は何年もの間スリランカ政府がそれらの薬品をスイスから購入していると知らされた。しかしながら、近年政府はインド、パキスタン、バングラデシュおよびインドネシアの製造業者からそれらを購入している。それらはスイスで製造されるものほど純粋ではないが、品質は良くなりつつあり、今や同等の標準にまで達している。不都合なことにこれらの薬品は長期の保管ができないので、特に特定の癌に対する特定の薬品への需要が大きくない場合政府は大量購入や貯蔵ができない。結果として、長期間の継続治療を受けている患者に対するこれらの薬品の供給は不規則である。また品質管理チェックが実施されていないので、政府が偽薬を購入している場合もしばしばある。アリヤラトネ博士は多くの薬品会社は癌治療を容易に受けることができるように薬品を製造する薬剤師の数を増やし一般薬品の製造施設の信用を付与していると付け加えた。

敬具

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロomboの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者はUKBAの要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問はUKBAに尋ねるべきである。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2012年1月5日

親愛なる同僚へ

### 返信：コロンボ、バンダラナイケ国際空港での出国および入国手続き

コロンボの英国高等弁務団は日常的にコロンボのバンダラナイケ国際空港の出発および到着手続を強制的あるいは自発的帰還者のみならず、すべての公衆の旅行に関して監視している。この書簡は2009年8月のFCOのコロンボへの情報収集訪問の報告に敬意を払い、この課題に関してコロンボの英国高等弁務団から発行されたすべての以前の書簡に取って代わる。

#### 出国手続き

出発客、職員および空港への訪問客に対して、ターミナルビルへ続く空港道路に位置するスリランカ空軍による有人の常設検問所がある。レーンは職員/自動車およびバン/バンおよびバス/旅行者用バス/タクシーに分けられている。検問所に駐在する空軍兵士が各車両に近寄り乗員が旅客、職員あるいは訪問客であるかを確認する。歩行者も検問を受ける。出発客はしばしばチケットとパスポートの提示確認を求められる。職員は空港IDカードを提示しなければならない。運転手を含めスリランカ人の空港への訪問客はしばしば国民IDカードの提示を求められる。すべての車両の登録ナンバーは手書きで登記される。例えば会議や海外からの要人の来訪の際などの警備強化体制の間は、特にコロンボから主要なA3沿いの、空港へ続く道路沿いの検問所の数は増加する。警察または軍がそれらに駐在する。

空港は2つのターミナルビル、出発用と到着用に分かれている。出発用区域は出発客、職員と隣接するチケット売場で発行される一日券を所持する訪問客のみ利用することができる。一日券を得る人はIDカード、パスポートまたは運転免許証のコピーを提出し、元本書類を提示しなければならない。それらの詳細な記録は手書きで登記される。出発用ターミナルに入る前に警備員は航空券のチケット(および時にはパスポート)、職員IDカードあるいは一日券の証拠提示を求める。これらの書類を所持していない人たちは出発用ターミナルへ進入できない。警備員の真後ろにはすべてのバッグや所持品をスキャナーに通す警備チェックがある。すべての人たちはその後スキャナーを通る。検出アラームが起動する、しないに関わらず、その後人々は警備員に身体検査を受ける。各検問所には男性、女性双方の警備スタッフが常駐している。これらの警備チェックを通過して、人々は長い廊下を歩き主出発用区域へ至る。出発用区域からは3つのチェックイン区域への警備上の入り口がある。ゲート右はスリランカ航空への出発乗客用、ゲート左はその他のすべての航空会社の乗客用であり、中間のゲートは職員専用である。警備員は乗客にチケットを所持する証拠を求めこれを提示した人のみが通過できる。一日券を所持する人たちはチェックイン区域には進入できない。これらの警備チェックの真後ろには「税関」と表示された看板がある。税関職員がしばしば周辺で見かけられるが、常時姿を見せているわけではない。同様に、手荷物のスキャナーもあるが、これらが実際に稼働しているところはめったに見受けられない。チェックインデスクで乗客は航空会社の職員にパスポートを提示し、チェックイン手続を通過しな

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ればならない。航空会社のチェックイン職員は日常的にパスポートの詳細と異なる人の特定、パスポートの有効性および乗客が目的地や立ち寄り地の国での適切なビザを持っているかをチェックしている。チェックインした乗客はその後、警備ゲートへ進みそこで入出国管理局(DIE)区域へ進入するためにパスポートと搭乗券を提示する。すべての乗客は出国カードに記入し、その後入出国管理官のデスクで列につかなければならない。乗客は自身のパスポート、出国カードおよび搭乗券を入出国管理官に提示しなければならない。入出国管理官は DIE 国境管理システムデータベースでパスポートの詳細ページをスキャンする。スキャンされた詳細ページの画像はその書類が偽造されていないかあるいは何か手を加えられていないかを特定するために、コンピュータ画面に、自然光、紫外線および赤外線により表示される。スリランカ人以外は存在するデータベースの記録と対比してチェックされ、管理官はパスポートの到着の裏書をチェックする。スリランカ人および外国人のすべての乗客の所有するパスポートは入出国管理官の搭乗スタンプにより裏書される。入出国管理を一旦通過すると、乗客は主出発用ラウンジへ進む。

入出国管理局(DIE)は裁判所が容疑者のパスポートを押収する決定を下すかまたは逮捕令状が発行されている場合にのみ連絡を受ける。そのような人の詳細は彼らのデータベースの警報または指名手配リストに載せられる。入出国管理官にそのような事実を確実に知らせる他のメカニズムは存在しない。これらの裁判所の効力を除き、入出国管理官は人々を搭乗させない法的な効力を持っていない。まれで特有のケースの他の方法では、国家情報局(SIS)がテロリスト活動をしている容疑がある個人や指名手配リストに載っている者を入出国管理官に知らせることができる。やはり容疑者の詳細は DIE のデータベースに載せられている。裁判所の制裁がなければ、個人がスリランカに入国し居住する権利を持つ条件を満たしていれば入出国管理官は個人を拘束することには無力である。国家情報局(SIS)は入出国管理局の搭乗管理の隣に事務所を構えており、DIE 職員は必要があると考えた場合は搭乗客を彼らに照会することができる。

乗客が搭乗ゲートへ到着した際には更なるセキュリティチェックが実施される。手荷物や携帯電話や靴を含む所持品がスキャナーを通される。乗客はスキャナーを通過して進み、アラームが起動した場合には身体検査がなされる。その後待機ラウンジへ入る前に更なる搭乗券チェックが航空会社職員により実施される。ヨーロッパ諸国を目的地とする多くの便とヨーロッパ、北米およびオーストラリアへの乗り継ぎのある便では、幾つかの外国の在外公館からの航空連絡職員や訓練された航空書類調査員が、乗り継ぎ国や目的国での許容性があるかをチェックするために乗客のパスポートをさらにチェックする。

## 入国手続き

到着した乗客は入出国管理局による入国カードを搭乗してきた航空会社から提供される。飛行機の到着スタンドにより、到着した乗客はゲートから主棧橋を歩くか、または入り口の遠く離れたスタンドからバスに載せられ入出国管理局到着ホールへ至る。引き続き飛行機に乗り継ぐ乗客は乗り継ぎデスクへ進む。現在の数字によるとコロンボ空港を利用するすべての乗客のうち40から50%が乗り継ぎ客である。彼らは一般に乗り継ぎの飛行機が出発するまでの間乗り継ぎ/出発区域に留まるが、一晩限りの滞在が必要となるこれらの人たちもスリランカ政府の入出国管理局で登録を求めなければならない。

2012年1月からシンガポール国籍の人とモルディブ人を除くすべての入国した外国人はスリランカでの短期滞在のために電子的旅行許可(ETA)を求められる。これに関する詳細は [www.eta.gov.lk](http://www.eta.gov.lk) で見ることができる。

入出国管理ホールはL字型に配置された入出国管理官のカウンターがある大きな区域であり、最近スリランカ国民と「その他の国民」が分けられた。別個に「職員と外交官」のためのカウンターがある。スリランカに入国を求める乗客は入出国管理官の元へ自ら赴き、パスポートと入国カードを手渡すことが求められている。入出国管理官はパスポートの詳細ページをスキャンする。3つのスキャンされた詳細

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ページの画像は書類と所持者の基本詳細情報とともにその後自然光、紫外線および赤外線でコンピュータ画面に示される。これにより入出国管理官はその書類が偽造されていないか、または何か手が加えられていないかを特定することが可能となる。各入出国管理官デスクはDIE 国境管理システムと接続された端末装置が備わっている。このシステムは国境管理、ビザ/ETA 詳細、市民権およびパスポートの記録を含み、コロンボのDIE 事務所とネットワークで繋がっている。それには警察や軍のデータベースとは繋がっていないが、裁判所命令、逮捕状、保釈中の逃亡、拘留からの逃亡に関連する情報のみならず国際刑事警察機構や国家情報局(SIS)のコンピュータシステムからの情報に含まれる注意リストが存在する。入出国管理官はあらゆるデータの符合をチェックし、書類が真正の物かあるいは変更が加えられていないかをチェックし、パスポートのビザと裏書を一通り調べる。個人の乗客の状況に応じて、入出国管理官は訪問の目的を確認するために質問をする場合がある。一旦乗客が入国の資格を満たすと、入出国管理官は入国スタンプでパスポートに裏書きし乗客に返還する。彼らは乗客が所持する入国カードも裏書きする。

国家情報局は入出国管理局到着ホールに事務所を構え、SIS からの役人が通常各便到着の間到着区域をパトロールする。常にDIE により引き止められる人に気づいた場合にはその人たちに近づき、その人物が彼らの関心の対象であるかを確認するために詳細な話を聞く。彼らの事務所には3つのコンピュータ端末があり、2つはSIS 記録に接続され1つはフライト情報を含んだ空港に属するものである。

乗客は入出国管理審査を終えると手荷物返還エリアへ下る前に免税到着ショッピングエリアへ進入することができる。手荷物ベルトから手荷物の返還を受けた乗客は次に税関ホールへ入る。ホールは3つの経路に分かれている。:「赤経路-申告すべき品」、「緑経路-申告するものなし-スリランカ国民のみ」および「緑経路-申告するものなし-外国人のみ」。便が到着する際には通常各経路に税関職員が姿を見せる。「申告するものなし」経路を通過する乗客を取り扱う一貫した形式はない。異議を唱えられた場合には、多くの場合乗客はパスポートの提示と職員に乗客がどこから到着したかを伝えることが求められる。その後手荷物検査が続く。2列のメインドアを通過して税関ホールを去ると、乗客は主到着ホールへ至る。

空港以降の主たる旅行の手段は道路である。多くのタクシーサービスがあり、到着する乗客を乗せるための親族や友人のための乗車区域がある。公共のバスは空港への乗り入れが認められていない。コロンボへ直通の鉄道があり、最近ターミナル周辺約200メートルに空港駅が建設されているが、サービスは頻繁ではないように見受けられる。主要A3に通じる空港接続道路沿いには空港を出る人に対する常設検問所はない。コロンボへ移動する人たちが最初に遭遇する常設検問所は市街地入り口のペリヤゴダ(Peliyagoda)/グランパス(Grandpass)の橋にある。停止させられる車両の数はこの数か月非常に減少している。検問所は今では非常にまれであるが、これは早朝の時間帯やいつでも警備体制次第で変わる。

### 英連邦王国からの帰還者の入国手続き

イギリスからの帰還民は一般にロンドンヒュースロー空港ターミナル4からイギリスとスリランカ間を直接結ぶスリランカ航空の定期便でコロンボに到着する。帰還民はまたカタール航空でドーハ経由により、ガルフエアでバーレーン経由によりそしてジェットエアウェイでデリーまたはムンバイ経由により到着できる。英国国境局はイギリスに不法滞在していたスリランカ人を特別に帰還させるために2011年9月と12月に航空便をチャーターした。これらは個別に報告されている。

護送された帰還者は入出国ホールの当直入出国管理主任官に護送官から引き渡される。付添人のいない帰還者は航空会社職員から当直入出国管理主任官へ引き渡されなければならないが、すべてのケースにおいてこれは発生していない。すべての帰還者は有効なパスポートかロンドンのスリランカ大使館によって発行される緊急パスポートを所持していなければならない。彼らはまた飛行機内で渡された到着カードを記入し、自身のパスポートとともに入出国管理局へ提示しなければならない。

当COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

イギリスからの護送帰還民あるいは航空会社により引き渡される帰還民は直ちに出入国管理局で帰還民として特定される。ロンドンのスリランカ大使館で発行される緊急パスポートで移動している付添いのいない帰還民は出入国管理局により彼らが帰還民であるかについて確認するために質問を受ける。しかしながら本来のパスポートで移動している付添いのいない帰還民は例えば書類に偽造や許可のない裏書が含まれているなど出入国管理官の何らかの注意を引かない限り出入国管理官によって恐らく質問すらされない。

出入国管理局の手続きはすべての国外追放を受け帰還したスリランカ国民に対して同じであり、彼らはスリランカ人の国籍を確認するためだけに面談する。彼らはすべての帰還者の詳細情報を当直出入国管理主任官の事務所に保管される帳簿(ログブック)に登録される。一旦帰還者がスリランカ国籍であることを満たすと多くの場合彼らは国家情報局(SIS)および犯罪捜査局(CID)へ当人を照会する。出入国管理局が帰還者はスリランカ人ではないとした場合、例えば出入国管理局が当人は別の南アジアの国民であると疑いを持った場合には、イギリススリランカ二国間再入国協定により当人はイギリスへ送還される。

国家情報局(SIS)はしばしばロンドンのスリランカ大使館からイギリスからの強制帰還計画について連絡を受ける。SISはすべての国外追放者と面談し、彼らの国外追放/移動の根拠、どのようにスリランカを出国したかとその背景事情について確認する。SISは書類を保存し記録をコンピュータ化する。SISの記録は60年前にさかのぼり、現在コンピュータのデータベース化がなされている。SISのコンピュータ記録はSISと(求めに応じて)CIDの職員によって利用される。

一旦SISが面談を完了した後は帰還者はCIDへ通される。主たるCID事務所は一階のDIEの搭乗管理に隣接しており、オーストラリア政府により資金提供を受けて2010年に完全改装がなされた。事務所の続き間は3つの専用面談室と帰還者がくつろいで食事がとれる施設がある。すべてのCIDに通された帰還者/国外追放者は面談を受け、写真と指紋を採られる。これらの面談の主たる目的は帰還者に犯罪記録がないか、彼らが手配されていないかまたは何らかの法令違反を犯していないかを確認することである。写真は空港のCID事務所にあるスタンドアロンコンピュータに保存され、指紋は同じ事務所の書類の中に保管される。チェックは地域警察により開始されるが、帰還者はCIDが身元引受人とみなした友人や親族に引き受けられる。身元引受人は自身の個人情報の詳細を提出し帰還者の責任を引き受けなければならない。彼らはCIDにお金を支払わずに泊まることができる。ある帰還者はそれに続いて英国高等弁務団に彼らが自宅住所へ帰還した約一週間後に彼らの居住確認をするための地域警察官の追跡調査訪問を受けたことを知らせている。手続きの完了に際しCIDは帰還者をDIEへ徒歩で戻らせる。当直出入国管理官はその後帰還者のパスポート/緊急パスポートに出入国管理局の到着スタンプで裏書をして、それを帰還者に返還する。帰還者はその後免税区域、手荷物受取および税関へ進むことが許される。緊急パスポートはスリランカ政府から発行された完全な公式書類とみなされる。それらは身元の証拠であり、あらゆる検問を通過するのに有効である。

一般に人種や信条に関わらずすべての帰還者に関する事情は、今では緩和しているように見受けられる。個人の扱われ方に依然一貫性がなく、英国高等弁務団はある帰還者は当局により身元照会すらされず、SIS/CIDの面談プロセスすら受けずに進むことが認められていることを認識している。国境当局はプロセスの迅速化のためにUKBAのチャーター便の帰還者に対する手続きを改めており、これは別に報告されている。

過去において容疑者を特定するのに傷跡による判断が使用されていたという強力な逸話的証言がある。警察やメディア先の会談では、当局は容疑者が軍スタイルの訓練を受けた経験があるかを特定するために身体検査に公然と言及していた。政府の管轄省の連絡によるとこの実践は現在採用されていないか、

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

非常にまれにしか行われていないと指摘している。少なくとも整備隊は個人に容疑を抱く別の理由がある場合にのみこれを実施し、容疑者が戦闘や軍隊の訓練を受けたことを示すような傷跡のみを特に探している。入出国管理局での帰還者に対してこれらの検査が日常的に実施されていることを示す証言はない。

英国高等弁務団はバンダラナイケ国際空港へイギリスから到着した6人の帰還者を逮捕したことを認識している。2名はCIDにより2010年の偽造による法令違反で逮捕され、3名は2011年の偽造による法令違反により逮捕されている。1人は2011年9月29日のチャーター便で到着し、地域の制服警官に未解決の逮捕状の対象として逮捕され、それに続いてカルムナイ(Kalmunai)へ移送され殺人罪で告発された。これら6人すべての帰還者はスリランカの司法制度により裁判所を通して処理された。

2011年2月10日に完全な亡命を認められ、スリランカ国民としてイギリスの控訴プロセスを通過したある男性が帰還した。彼はまたロンドンのスリランカ大使館により緊急パスポートを発行されていた。コロンボへの到着に際し、彼は入出国管理官に彼は実際にはインド国籍であることを伝え、彼は全く異なる身分を明かした。スリランカ当局は二国間再入国協定が適用されるこの事案に、コロンボの英国高等弁務団に彼のイギリスへの送還の調整のためにアプローチをしなかったが、その代わりに彼を空港に留め置き、コロンボのインド大使館へ接触を持った。彼はそれに続いてインド当局による面談を受け、渡航書類を発行されインドのチェンナイへ移された。これらのケースを除いて到着に際して7時間以上留め置かれた帰還者は一人もおらず、誰も逮捕および拘束されず、到着に際して当局からの扱いに抗議するものはない。

現在EUとスリランカ間の再入国協定(EURA)の実施に関して交渉が行われている。欧州連合により資金提供を受けたプロジェクトがこれを前進させるために国際移住機関(IOM)と契約している。スリランカ政府は彼らが到着手続およびEURAの実施のための再文書化を進展させており、さらにこれらは世界中のすべての国からのスリランカ人帰還者の搭乗に際して適用されると表明している。DIEは2012年1月からこれらの新しい手続を開始したいと表明しているが、これが実施されていることを我々は認識していない。

Xxxxxxxxxx

xxxxxxxxxxxx

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者はUKBAの要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問はUKBAに尋ねるべきである。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2011年12月19日

親愛なる同僚へ

**返信：帰還者を乗せた UKBA(英国国境局)チャーター便－2011年12月15日/16日**

英連邦王国へ入国も滞在する資格もないので立ち去れないスリランカ国民の特別な帰還のために英国国境局によりチャーターされた便は、2011年12月15日にロンドンをコロンボへ向けて出発した。到着時刻は付添いの職員の一人を含めた医療緊急事態により遅れた。機長は飛行機をイスタンブールへ航路をそらし、トルコは飛行継続前にその職員を病院で手当てを受けることを許可した。OR7603便はバンダラナイケ国際空港へ2011年12月16日11時27分に多くの亡命申請を拒絶された者を含む55人の強制退去者を乗せて到着した。帰還者の民族構成は39人のタミル人、9人のイスラム教徒、7人のシンハラ人であり、48人の男性と7人の女性であった。帰還者は自身の有効な国家のパスポートあるいはロンドンのスリランカ大使館で発行された緊急渡航書類を所持していた。一人は英国国境局とスリランカ大使館双方により裏書された通常の臨時渡航書類を所持していた。

帰還者の再文書化、飛行機のために必要な許可、スムーズな到着とスリランカに到着した際の帰還者の処理について調整するために2004年二国間協定に基づきイギリス、スリランカ政府間でロンドンおよびコロンボで事前交渉が実施された。2011年6月、9月の以前のUKBAチャーター便の際に得られた経験からすべての関係者が便の到着に先立って手順を再検討することができた。スリランカ政府よりUKBAが最大50人の帰還者をその便で帰還させることに同意を得た。しかしながら出発間際になって、英国国境局がその飛行機にさらに5人の帰還者を乗せることを求めてきた。スリランカの入出国管理当局と連絡が取られ問題がないということが示された。

到着の際にその飛行機は主ターミナルビルから少し離れたスタンドへ駐機された。その方が取扱い要員、空港会社および空港警備職員には都合が良かった。数分後帰還者は29人と26人のグループに分けられ、数人の空港警備職員と共に2台のバスに乗せられ主空港ターミナルへ移動させられた。帰還者は入出国管理局の到着ホールの入り口で降ろされエスカレータの頂上に最初に現れた帰還者は空港職員の女性から紫色の花輪が贈られた。後にこれは国家情報局(SIS)により調整され、贈呈の模様と帰還者の到着を写真とビデオを撮られたと主張された。すべての帰還者はこの便のために特別に設けられた移送デスクに隣接する座席エリアへ誘導された。入出国管理局(DIE)の職員は座席エリアの前に設置する6つのテーブルと3人掛けのベンチを配置した。これらはその後帰還者に入出国管理局職員が面談を実施するのに使用された。

英国高等弁務団の同僚と私[第二秘書官(移住)]は犯罪捜査局(CID)、SIS および空港警備の職員とともに入出国管理局の到着ホールで待っていた。DIE はタミル語を話す職員のチームを用意し、CID と SIS 当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

もまたチャーター便の帰還者を処理する空港の同僚を特別に支援するための臨時の職員配置を計画していた。

その便の帰還者に付き添っていた職員はさらに2台のバスで空港ターミナルへ運ばれた。彼らのほとんどすべてが乗り継ぎエリアを通過し出発ラウンジへ進んだ。UKBA 入出国管理局主任官(CIO)は55人の帰還者の名前の載った最終申告リストの数枚のコピーをすべての渡航書類とその他の身分証明書類の入ったバッグとともにDIE職員に手渡した。3人の帰還者の薬の入った2つのバッグもDIE職員に手渡された。CIOは私に帰還者は飛行機上で暖かい十分な食事の提供を受け、それに加え飛行中に幾らかのスナック/飲物を取ったと知らせた。

帰還者のグループが着席しくつろいだ後に私は英語で彼らに向かって話をした。私は私の身分と彼らが受ける手続きを説明し、彼らにプロセスと所要時間について安心させるように話をした。私は我々が彼らを待っている親族や友人に連絡を取ることを手助けすると説明したが、DIE職員は我々がこれを実施することを帰還者がプロセスを終えるまで待つように指示した。私は彼らに彼らのバッグや所持品を返還することを付け加え、所要時間の長さについて指摘された際に私は彼らの最後の一人がプロセスを終了するまで私は空港に留まると繰り返し言った。帰還者の誰一人何ら病気や、悩んでいるようには見えなかった。幾人かは自宅住所までの移動を可能とする資金を所持していないことを危惧していると述べ、その多くは国土の北部であった。私は彼らに到着手続が終了すると、国際移住機関(IOM)が彼らのその後の移動を可能とする旅費補助金を支給すると説明した。

約12時05分にDIEの職員は座席エリアの前のテーブルで帰還者に対する面談を開始し、一人の入出国管理官は一度に3人の帰還者に対応した。DIEの高官は私に彼らのプロセスは2時間以内で終了するように目標を設定していると知らせた。これらの面談の目的は帰還者の身分と国籍を確認することであった。残りの帰還者は座席エリアで待機しており空港警備職員の監督の下トイレ施設の使用が許された。座席エリアの飲料水は利用可能であった。DIEはその後14時35分までにすべての帰還者55人の面談を終了した。

面談プロセスが開始された少し後に、私はスリランカ航空の手荷物取扱い要員と連絡を取るため荷物返還エリアへ行った。以前の2度のチャーター便の際手荷物はメインの手荷物返還エリアの裏の安全なエリアに荷物パレットに入れたまま置かれていた。しかしながらこの便では手荷物は手荷物返還ベルト4番に現れた。スリランカ航空は手荷物をベルトから下ろしメイン手荷物返還エリアの角の床の上に置くよう手配していた。私は手荷物が返還されるまでそこに置かれる時間の長さから、他の人が手荷物を触る機会があるかもしれないと懸念した。それゆえ私は空港の当直マネージャーに電話して帰還者の手荷物の安全を確保するために空港警備隊員を配置するように要求した。数分のうちに2人の空港警備の職員が返還プロセスを監督するために現れた。

先のチャーター便と同様に、SISの高官は私にプロセスを迅速に行うためにSISとCIDの職員は別々の面談ではなく合同で面談を実施すると知らせた。DIEとの面談を終了した帰還者は、彼らが座っていたエリアの真横のSIS事務所へ誘導されるか、またはCIDの一階にある面談施設へ導かれた。各帰還者は彼らの状況、イギリスへの旅行ルート、イギリスでの活動に関して詳細な面談を受け、スリランカ国内で以前に犯罪活動がないかを確認するチェックを受けた。

SIS/CIDの面談を終了すると、帰還者はメインの座席エリアへ戻された。パスポート/渡航書類が返還さ  
当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。  
直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



れると直ちに帰還者は次に進むことが許された。最初の帰還者は 14 時 35 分に次に進むことが許された。国際移住機関(IOM)からの代表団は個別に各帰還者に話しかけ、スリランカ国内のそれ以降のいずれかの住所までの旅行手段を得ることを可能とし、必要な場合には一晩の宿代に充てるための £ 50 相当のスリランカルピーの旅費補助金を手渡した。各帰還者は連絡先の詳細を IOM に提出した。

先へ進むことを許された最初の 27 人の帰還者は英国高等弁務団の私の同僚に伴われて手荷物返還エリアへ向かった。しかしながら、その後帰還者は乗り継ぎエリアに集まり始め、プロセスにかかる時間の長さには不満を漏らして彼らは先に進むことを許されたのであるが、仲間の帰還者が到着プロセスを完了するまで待っていると主張した。その結果 20 人以上の帰還者が主乗り継ぎエリアで約 18 時 00 分までただ立ったり座ったりしていた。

同僚と私はすべての帰還者を伴って手荷物返還エリアへ行きそこで彼らが彼らのバッグを回収するのを監督した。2 人の警備隊員は各帰還者が正しいバッグを回収し確認のレシートにサインしたと保証した。一人の帰還者が彼の手荷物から £ 116 の現金が紛失したと不満を述べたが、彼は彼の大きなランドリータイプのバッグを十分に調べもせずに手荷物返還エリアを去った。他の 54 人の帰還者は手荷物やアイテムの紛失があると不満を漏らさなかった。すべての帰還者は私か英国高等弁務団の私の同僚の名刺を渡され、彼らが質問や不安を持つ際には我々に連絡するように助言を受けた。

すべての帰還者は税関と出口の方向へ向かった。我々は数人の帰還者にローカルメディアが到着エリアに集まっており彼らにインタビューや撮影をするかもしれないと言及した。幾人かの帰還者は入国側へ進む前に商品を購入するために免税エリアへ戻った。最後の帰還者は約 18 時 30 分に税関を通過し到着エリアへ至った。

Xxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxx

第二書記官(移民局)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者はUKBAの要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問はUKBAに尋ねるべきである。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2011年12月19日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカの前 LTTE 幹部の社会復帰および回復

コロンボの英国高等弁務団は定期的にスリランカの前 LTTE 幹部の取扱いと社会復帰/回復プログラムを監視している。この書簡は同じ題目の以前の書簡を更新し取って代わる。

2009年9月4日にイギリス大使と国際移住機関(IOM)の総裁はスリランカ法務大臣の臨席を仰ぎ、英連邦王国から元戦闘員の社会復帰と回復に向けた約1700万スリランカルピー(£94,000)の支援する合意に調印した。これは終戦後の社会復帰努力に対しては重要であり、持続可能な平和へ移行することを支えるであろう。英国高等弁務団は継続してこのプログラムを支援する。

IOMは最初の回復プログラムはスリランカ北部で2001年に開始されたと明言している。これはUSAIDにより資金提供を受け、300人の前 LTTE 戦闘員と300人のスリランカ軍戦闘員を対象にしていた。そのプログラムは最終的には500人のこれらの幹部に手を差し伸べ、その多くに職業に就くためのコミュニティへの受入れや支援を組み込んだ道具を提供した。民間のアメリカの請負人がそのプロジェクトのコミュニティの局面を提供し、IOMは個人の要求を取り扱った。それ以来、東部でのプログラムは順調に続き、特にTMVP(Tamil Makkal Viduthalai Pulikal or Karuna Group)(タミルイーラ・マカル・ビドゥサライ・プリカルまたはカルーナ派)に忠誠であった多くの幹部の社会復帰と回復において効果があった。このプログラムはバチカロアのIOM事務所に元TMVP幹部のリストを提供した防衛省を通して実施された。プロジェクトの技術的支援は英連邦王国により提供され、IOMはこれらの幹部が地域コミュニティの中で持つ影響を調査するためにコミュニティの認識調査を実施した。

UNICEFは子供の元戦闘員のための包括的なコミュニティベースの回復プログラムを設け、それには教育の遅れを取り戻し、職業訓練する重要な構成要素を含んでいた。これは国際連合開発計画、カナダのワールドユニバーシティサービスおよびセーブ・ザ・チルドレンにより提供された。これらの元戦闘員のうち比較的少数が、その後韓国とマレーシアへ仕事のために出国したがこのプログラムは現在中止されている。

2009年に災害管理及び人権省はスリランカでの文民生活へ元戦闘員を回復させるための国家的体制の提案と題した文書を編纂するプロセスに既に入っていた。:

([http://natlex.ilo.ch/wcmsp5/groups/public/---asia---ro-bangkok/---ilo-colombo/documents/publication/wcms\\_117302.pdf](http://natlex.ilo.ch/wcmsp5/groups/public/---asia---ro-bangkok/---ilo-colombo/documents/publication/wcms_117302.pdf))この文書は次に示すカテゴリーを対象とする。

- ・ 捕虜あるいは逮捕された元 LTTE 戦闘員
- ・ 戦争行為終結前に投降した LTTE 活動家
- ・ 影響を受ける/受け入れるコミュニティ

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

この発案は歓迎され、その省は政府役人、国連機関、その他の関係者および地域のコミュニティの指導者からなる作業部会に諮問した。しかしながらそれには防衛省や法務省などの重要な省が含まれなかった。その結果彼らはその文書を承認せず、人権省はそれを進める許可を受けることができなかった。

スリランカでの内戦は2009年5月18日に正式に終結した。スリランカ政府は国土の北部の元戦闘員の社会復帰と回復のための運用プログラムを見るためにIOMへ接近した。IOMは、コロンビア政府がどのようにFARCの反逆者を社会に復帰させたかを見るために幾人かのスリランカ職員がコロンビアへ旅行する手配をした。その旅行は見識をもたらす一方で、スリランカは特異な状況にあり世界中に模倣できる国が存在しないと認識された。

スリランカ防衛省は直接的に武装解除、軍の解散および回復(DDR)の責任を担った。そこには対処されるべき適法性に関する懸念があり、その他のプログラムの局面は幾つかの政府省庁間で分割された。先へ進める方法を求めて法務省、国防長官およびその他のパートナーを含めて討議がなされた。民兵に忠誠を誓った者がLTTE幹部を特定するために使用されているとの主張があったが、これを裏付ける情報もキャンプ内での彼らの役割を確認する情報もない。拘束された幹部は3つの特異なグループに分けられた。:

- ・ 有事規制の下拘束命令を送達され、違反容疑で告発される現役のLTTEメンバー。これらは現在約1,400人いるとみられるが、その数字には非常事態の効力の下以前に拘束された他の者も含むかもしれない。
- ・ 保護収容施設および社会復帰センター(PARC)に収容される者および6か月から1年の中期間そこに滞在する者で元LTTE幹部。当初これらの多くは子供であると考えられていた。
- ・ LTTEと低レベルの関わりを持つ者で、3,000人から4,000人いると考えられている。これらは解放されコミュニティへの回復を受ける。

2010年10月の社会復帰および刑務所改革大臣DEWグネセケラおよび2011年1月の社会復帰長官(CGR)のスサンサラナインへ准将による新聞発表により、彼ら双方は終戦時点で拘束されているLTTE幹部の総数は11,696人であると明言した。

2010年2月に国家児童保護議長は政府がすべての拘束されている元LTTEの子供戦闘員を2010年5月までに解放し、彼らを家族と再会させる予定であると明言した。彼は500人以上の少年兵がスリランカ軍に投降しており、2010年5月22日に終了する1年間の社会復帰/訓練プログラムに参加していると語った。200人以上の子供がコロamboで学んでおり、約300人の子供がバブーニャで職業訓練を受けている。その後562人すべての元LTTE子供戦闘員は2010年5月中に解放された。

2010年を通して前述のカテゴリー3番目の人たちは数回に分けて解放された。例えば2010年1月9日に496人の幹部が解放されており、これらにはいわゆる何人かの「少年兵」が含まれており2010年1月31日に別の56人の幹部が直接両親の元へ引き渡され、2010年2月1日にはさらに13人が解放された。2010年10月に別の306人が解放され、それには206人の女性が含まれていた。RPR大臣はこれらが最後の女性の拘束されていた者たちであると明言した。

これらの人たちの解放は計画性が乏しいように思われ、彼らの回復のための支援が何も提供されていなかった。すべての者はそれらの家族へ引き渡され、それが彼らの解放の条件であったのだが、あるものはIDPキャンプ内の家族へ引き渡された。解放された者たちは適切な身分証明書類を受け取っておらず、ただ社会復帰センターから解放されたと記載された書簡を持つのみであった。しかしながら、そのような人たちに国民身分証明カードへの取り換え申請を可能にする個人登録局の移動部隊が国土を巡回していた。

CGRは2011年1月に総数5,686人が解放されたと明言した。依然4,658人の元戦闘員が官報記載の法当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

律で保護収容施設および社会復帰センター(PARC)とされる 9 つの社会復帰センターに拘束されている。スリランカ軍はこれらのキャンプを種々の省庁を巻き込んで運営している。それらの拘束されている者たちは今後数か月の間に数回に分けて解放される予定である。

何か月もの間、地域や国際的機関のためのこれらのキャンプや審査のプロセスに対するアクセスはなかった。2010 年 7 月 28 日に IOM はウェリカンダ地域の 3 つの PARC へアクセスすることが許された。彼らは以下のように記述している。

- ・ 元戦闘員は種々の職業の職業訓練を受け、多くの者は彼らが将来の活動のために習ったスキルを応用できるだろうと自信を持っていた。
- ・ 元戦闘員はクリケット、サッカーおよびバレーボールなどの練習や試合を日に 2 回することができたが、道具が不足していた。
- ・ すべての者は生活および就寝施設は適切であり、日に 3 回受け取る食事に満足していると言った。
- ・ 移動健康および医療サービスが毎月提供され、緊急および専門的なケースはポロンナルワ病院へ治療のため連れて行かれた。
- ・ 元戦闘員が日に 2 回彼らの信仰を実践することができる宗教施設が建設されていた。
- ・ 毎週末、元戦闘員の親族が午前 7:30 から午後 4:30 まで訪問することが許されている。軍はウェリカンダアの町から PARC までバスを運行している。ICRC はウェリカンダまでの旅費を提供し、すべての家族がこの支援を受けることができるが多くの場合彼らの旅費を賄うには不十分であり、またその支援を知らない家族もいる。
- ・ 拘束されている者の多くは彼らの家族の稼ぎ頭であり、現在家族は彼らの要求を満たす十分な収入を得るため苦勞していた。あるものはまた年老いた親の責任も担っていた。
- ・ PARC で遭遇した元戦闘員により提供される虐待の証言はなかった。
- ・ すべての者は可能な限り早期に家へ帰ることを望んでおり、彼らの関心事は彼らの解放される日付であった。
- ・ 種々の活動に関わっているが、多くは依然精神的に外傷を受けており心理社会的な支援を必要としていた。
- ・ 退屈と家族/友人/パートナーからの隔離は重大な要素であった。電話設備の幅広い使用と彼らの家の近くのキャンプに彼らを収容することがこれを緩和させるだろう。

2010 年 8 月 8 日に IOM はラトマラナとホマガナの 2 つの衣類工場を訪問し、そこに「住む」女性の元戦闘員に会った。そこには前提として年齢 18 歳から 44 歳までの総数 261 人の女性がいた。彼女らは次のように言った。:

- ・ すべての基本的なアメニティは工場により提供される。元戦闘員が住む宿舎は非戦闘員の労働者から離れた所にあるが、彼らは共に働いている。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



- ・ 彼女らの一般的福利について尋ねた際、ほとんどの女性は肯定的に答え、個人的な環境と受け取られたようだが、幅広い範囲の意見が聞くことができたかもしれない。
- ・ すべての女性には週6日の労働に対して月あたり\$80から\$100の基本給が支払われた。これは個人の銀行口座へ送金されたが、女性たちは解放されるまではこれらの資金にアクセスできない。
- ・ すべての女性は一般的に彼女たちの状況に肯定的であるが、彼女たちの解放される日付を知ることが気にしていた。同席した政府の代表は、彼女たちは2010年9月末までに解放されるだろうと言った。
- ・ 彼女たちが現在従事している仕事/訓練の結果として、彼女たちが自身の村へ帰った際には、彼女たちの多くは積極的に家庭内での縫製ビジネスを個人またはグループで始める傾向があった。
- ・ 女性たちは、彼女たちが出生証明書を提供された際には、国民身分証明カードが与えられると知らされていた。
- ・ 日曜日は家族の訪問日であった。
- ・ 元戦闘員は社会復帰の期間のとても早い時期に、国際的人道支援グループの訪問を受けることが予定されているコメントした。

有事規制の下での拘束命令によって拘留されており、違反の罪で告発される予定である活動的な LTTE の範疇に入る拘留されている多くの人々が依然存在する。このグループに関しては CGR や他の軍報道官からの様々な引用があったが、正確な数に関してはまれであった。我々は、約 1,000 人が通常の司法システムへ送られ、別の 703 人は司法システムへ訴追する目的でテロ捜査局(TID)により捜査が継続されると教えられた。

防衛報道官および政府大臣のケヘリヤ・ランブクウェラ(Keheliya Rambukwella)氏は容疑のある拘留中の者は依然として司法局(Attorney General's Department)(AG)へ告発される予定であると明言した。彼は彼らが AG に照会されており、主要な LTTE の作戦に関連して有罪となった者は法に則って厳しく対処されるだろうと付け加えた。どれくらいの期間がかかるか尋ねた際に、彼は司法局にとって、拘留中の者のすべてのファイルを数日のうちに取り扱う仕事は簡単ではないであろうと述べた。

2010年12月と2011年1月に、このグループの小集団がコロomboの治安判事の前に現れた。TIDは法廷に、これらの人々は種々のキャンプで IDP に紛れて隠れているところを発見された後、防衛長官の指示で逮捕されていたと語った。TIDは、彼らは司法局からの指示を待っていたと付け加えた。現れたすべての人は引き続き再拘留された。

2011年1月18日に、マヒンダ・ラジャパクサ大統領は現在拘留中の LTTE 容疑者のケースを調べるためと適切な行動を薦めるために法務次官代理シャビンドラ・フェルナンドにより率いられた4人の委員を任命したと発表した。その任命は大統領に手渡された教訓と和解委員会(LLRC)の中間報告の中にある LLRC の推薦に続いて行われた。

2011年3月29日に、バチカロアにいる間に私は IOM により執行され米国とオランダ政府合同で資金提供された、回復プログラムを受けている8人の元 LTTE 戦闘員のグループと会う数人の海外の在外公館のグループの一員となった。そこには年齢18歳から40歳までの6人の男性と2人の女性がいた。政

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

府職員も警備隊員も同席しなかった。あるものは最大 9 年間で LTTE での活動に費やし、他の者は 3 年間だけだった。彼らのうち何人かは 10 代の時に LTTE に参加することを強制されたと語り、一人は 13 歳の時であった。一人の女性は彼女の厳しい試練の間に足を失っており、義足を着けていた。そのグループは我々に彼らは幾つかの異なるキャンプに拘束されていると語り、すべての者は拘束中に彼らの家族は彼らの所在を ICRC(赤十字)によって知らされていると言った。

一人ずつ彼らは私に彼らがしていることを語った。彼らのうち 6 人はプログラムの結果として雇用されていた。大工、仕立屋、雑貨商、漁師、他の 2 人は教育に再入学し「A」レベルを目指して勉強していた。彼らは解放されて以来、警察や軍、自身の家族やその他のコミュニティと問題は生じてはいないと語った。彼らは皆国民身分証明カード(NIC)を発行されており、検問所で質問を受けるか尋ねられた際に、彼らは、検問所はないと答えた。彼らは自らが警察から「特別な扱い」を受けてはいないとしたが、彼らは地域の警察署で毎週サインをしなければならないと付け加えた。仕事のために家から離れた所へ旅行しなければならない場合には、彼らは事前に警察へ知らせなければならなかった。我々は彼らに LTTE へ再加入することを強要されていると感ずるか尋ねた。彼らは再加入したくはないと答え、彼らは強要されていないと付け加えた。

それに続いてバチカリアでの主任警察官との会合で我々は、地区に何人かの元 LTTE の戦闘員が住んでいるが、彼らの回復を監視することは軍の役目だと教えられた。彼はこれらの人々は警察に報告する必要はないと付け加えた。

キリノッチにいる間の 2011 年 8 月 17 日に、この在外公館の職員が、拘留から解放後の元 LTTE 幹部の回復において責任を担っているチームに会った。彼らは、当初東部州の主大臣ピラヤンが防衛大臣の許可を得てプロジェクトを前進させるために IOM に接触し、USAid により資金提供を受けたと言い、そのプロジェクトの背景について語った。これは当初 1,000 人の幹部とワークする予定だった。しかしながら政府はその後、USAid とオランダ政府双方によって資金提供されたプロジェクトの国土北部の 22 のキャンプからの、いわゆる「投降者」は解放される予定であると言った。4,000 人は依然 11 のキャンプで拘留されたままであるが、それ以来 7,400 人の投降者が解放された。

そのチームは、個人の投降者とのワークはキャンプで始まり、そこでは社会経済的プロフィール分析が行われたと説明した。投降者は数回に分けて面談を受け、記録はハードコピーで電子的に記憶された。投降者はその後彼らが解放される予定場所の近くへ移送され、IOM 職員と別の系統の会合を経た。彼らの解放の条件の一部を近くの IOM 事務所へ報告することは要求事項であった。IOM は、投稿者から彼らにもたらされた情報が正しいことを確認するための証明救済プログラムを運営していた。解放に際して IOM は彼らともう一度面談を実施し、そこで彼らはしばしばより一層明らかにする。なぜなら彼らはキャンプにいた時と同じような物事を暴露する際の躊躇がなくなっているからだ。投降者の解放のもう一つの要求事項は、彼らが毎週バスで連れていかれ軍のキャンプで署名して、キャンプの会合に出席することである。

回復プログラムは 4 つの構成要素があり、教育、訓練、オンザジョブトレーニングおよび職業紹介である。投降者は彼らが行いたいこと、行きたい場所を指摘し、そして回復プランは計画される。初めは回復のための費用に Rs 80,000 から 90,000(£ 450 から 505)という制限があったが、現在は Rs 75,000(£ 421)までに制限されている。顕著な回復プログラムを受ける 3,000 人の投降者がキリノッチとムライティブにおり、その中の幾人かは LTTE で 20 年から 25 年間活動をしており、あるものは優れた

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

スキルと資格を持っていた。今までのところ 300 人の投降者がキリノッチでそのプログラムを受けた。IOM は雇用主にとって受け入れることが多くの場合困難であるので、大企業に投降者の雇用を打診しないようにと言われていた。彼ら自ら自身の会社を立ち上げた方が簡単であるように思われた。

我々は投降者が解放された後、彼らが直面する最大の試練は何であると考えているかとそのチームに尋ねた。:

- ・ コミュニティへの受入れ。なぜなら彼らは戦争中、LTTE のために戦わせるために息子や娘を連れ去っているからだ。
- ・ CID や軍、例えば監視、脅迫、潜在的な誘拐/連れ去りなど。一人の投降者が 7 か月前にキリノッチで失踪していた。
- ・ コミュニティのフラッシュバック。
- ・ 社会的烙印/罪の意識。多くの者は戸主であり、家族も同様の烙印を押される。
- ・ 一度解放パッケージを受けると、彼らはそれ以上の支援を受けることができないかもしれない。
- ・ 多くの者が戦争中に結婚して、すぐに離れ離れになった。多くの者は現在離婚したと考えられており女性は未亡人と呼ばれているが、公式な結婚の届出はなく彼らは証明する文書を持っていない。
- ・ 多くの者は依然身分証明書類を持っていない。
- ・ すべての者が心的外傷後ストレス症候群(PTSD)とトラウマを患っている。

これらの試練の幾つかを緩和するために IOM が実施することは:

- ・ 警察や軍に対する周知プログラム。
- ・ 心理的照会プログラムおよび政府の医療サービスを利用可能にする。
- ・ 主たる目的は投降者が彼らの家族を支える立場にすることであるが、一旦それが可能となったら彼らはコミュニティ、例えば学校へ貢献しなければならない。

そのチームは我々に、彼ら自身も回復プログラムをもたらすためにプレッシャーを感じていると語った。彼らは我々にキリノッチでプログラムを経た 300 人のうち、250 人が職業に就くことに成功したと語った。彼らは依然数千人以上がそのプログラムを受けることになっているとみているが、投降者のプロフィール分析は 2011 年 12 月 31 日までに終了するように設定されている。

2011 年 9 月 30 日にマヒンダ・ラジャパクサ大統領は海外の在外公館の代表を、彼のコロombo、テンブルトゥリーにある公邸で急遽手配された会合へ召喚した。そのイベントは残る 1,800 人の元 LTTE 幹部の解放セレモニーであることが分かった。

[http://article.timesofindia.indiatimes.com/2011-09-30/south-asia/30229609\\_1\\_ltte-fighters-ltte-guerillas-vocational-training](http://article.timesofindia.indiatimes.com/2011-09-30/south-asia/30229609_1_ltte-fighters-ltte-guerillas-vocational-training) 参照。

人道支援や援助機関の見解は、スリランカ政府は元 LTTE 幹部に関する問題をかなりうまく扱えたはずだというものである。彼らの当初の拘留中の者の詳細を公表することや、拘留キャンプへのアクセスを認めることへの躊躇は、国際コミュニティでの彼らの立場を高めてはいなかった。ある国際機関の代表は我々に、政府は彼らの受け取られ方を改善するために多くの事ができたはずだと語った。例えば彼らは拘留されている者が既に訪問者を受け入れているという事実を公表しているべきであった。彼の組織は、彼らにより透明性を持ち、拘留されている人たちのリストを公表し、彼らが既にとっている計画を宣伝することを奨励しようと試みていた。しかしながら国際コミュニティは、スリランカ政府が ICRC

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

のキャンプへのアクセスを容認するのを躊躇したことが、前進する上での主要な障害であると見ていた。

政府は解放後の回復に問題が多いことを認めているようだ。解放に際して約束された元 LTTE へのパッケージは実際には提供されておらず、資金もその他の支援もなかった。元 LTTE 支配地域の北部における経済復興は投資の欠如によりとてもテンポが緩い。政府はコロンボ地域において 1,000 件以上の雇用機会が見つけられていると主張しているが、そこへ移動する用意のある人はとても少なかった。すべてのスリランカ国民には国内すべての地域への移動の自由があるが、多くの者は彼らの故郷の土地に留まることを選択するか、海外へ移住することを求めている。解放された者の多くは北部の重度に軍隊化した地域へ帰還し、「彼ら自身とコミュニティの安全」のために監視された。何人かの元拘留者の再逮捕に関する幾つかのメディアによる報告があるが、政府は解放後に犯した刑法違反によるものだと主張している。

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2011年11月9日

親愛なる同僚へ

### 返信：人口統計ーコロンボ

公表されている最新の国勢調査は 2001 年のものであった。当時、幾つかの地域からはデータが収集されなかったため、進行中の紛争はその結果を信頼できないものとした。北部州のうち 5 地区、ジャフナ、キリノッチ、ムライティブは予備調査および最終調査に含まれておらず、バブーニャおよびマナーは一部のみ含まれた。東部州ではアンパラは完全に含まれているが、トリンコマリーとバチカロアは一部のみ含まれた。そのような状況であるため、これらの地区の推定は 2001 年人口調査の名簿作りや計数作業の間に収集された情報、あるいは総登録局の推定に基づいていた。さらにそれ以来、かなりの国内での内部移動や海外への移住があった。

<http://www.statistics.gov.lk/PopHouSat/PDF/Populatiion/p9p1%20Growth.pdf>

コロンボ地区に関する 2001 年の国勢調査情報ユニットによる総人口は 2,230,612 人、主要な宗教内訳は以下のとおり：

仏教徒 1,573,540－70.5%  
イスラム教徒 237,932－10.7%  
ヒンドゥー教徒 197,802－8.9%  
ローマカトリック教徒 173,581－7.8%  
その他のキリスト教徒 47,757－2.1%

コロンボ地区は 13 の地区事務分割区(DSD)から構成されており、そのうちの 하나가コロンボ DSD である。コロンボ DSD はフォート(Fort)、ペタ(Pettah)、スラブアイランド(Slave Island)、デマタゴダ(Dematagoda)、マラダナ(Maradana)、フルツドルフ(Hultsdorf)、コタヘナ(Kotahena)、グランパス(Grandpass)およびムトワル(Mutwal)区域を含む。2001 年の国勢調査情報ユニットによるコロンボ DSD の総人口は 376,770 人、主要な宗教内訳は以下のとおり：

イスラム教徒 134,271－35.6%  
仏教徒 94,046－25.0%  
ヒンドゥー教徒 89,597－23.8%  
ローマカトリック教徒 52,229－13.9%  
その他のキリスト教徒 6,627－1.8%

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



スリランカの国勢調査および統計局は年中間期人口推定値を作っており、最新のものは 2008 年のものである。これらの数字はスリランカの推定人口は 20,217,000 人であることを示している。コロombo地区の推定人口は 2,488,000 人とされている。

スリランカ中央銀行は年度ごとの国家プロフィールを作成しており、最新のものは 2010 年のものである。彼らは国の推定人口を 20,653,000 人であるとし、コロombo、ガンパハ(Gampaha)およびカルタラ(Kalutara)地区を含む西部州の人口を 5,865,000 人としている。  
[http://www.cbsl.gov.lk/pics\\_n\\_docs/10\\_pub/docs/statistics/other/Scosio\\_Econ\\_%20Data\\_2011\\_e.pdf](http://www.cbsl.gov.lk/pics_n_docs/10_pub/docs/statistics/other/Scosio_Econ_%20Data_2011_e.pdf) プロフィールにある民族内訳は 1981 年の国勢調査に基づく。

スリランカではしばしば会話において「コロomboではシンハラ人よりもタミル人の方が多い」とコメントされる。公表されている統計はこの主張を支持していない。コロomboの幾つかの小さな区域においては、実際にタミル人の割合がシンハラ人よりもはるかに大きい、同じようにほとんどすべてイスラム教徒であると考えられる区域もある。民族内訳を作る際に、編集者はしばしば人種と宗教を混同する。必ずしもすべてのシンハラ人が仏教徒という訳ではなく、必ずしもすべてのタミル人がヒンドゥー教徒という訳でもなく、単にタミル語を話すのでタミル人と考えられている多くのイスラム教徒やローマカトリック教徒がいる。コロombo地区とコロombo DSD の間でも別の混同があり、広く作成されているコロombo市の地図には、首都圏コロomboとして構築されているコロombo DSD と、シンビリガシャヤ(Thimbirigasyaya)を含んだ市の境界を示しており、さらに事態を混乱させている。

シンビリガシャヤ DSD からコロombo DSD の南部には、シンビリガシャヤ、コルペティヤ(コルペッティ)、シナモンガーデン(Cinnamon Garden)、ボレラ(Borella)、バンバアイティヤ(Bamnalapitiya)、ナラヘンピタ(Narahenpita)、ハベオックタウン(Havelock Town)、ウェラワッテ(Wellawatte)、オヨビキリラポネ(Kirillapone)区域を含む。2001 年の国勢調査情報ユニットによるシンビリガシャヤ DSD の総人口は 2,230,612 人、主要な宗教内訳は以下のとおり：

仏教徒 136,915—52%  
ヒンドゥー教徒 56,719—21.5%  
イスラム教徒 39,483—15%  
ローマカトリック教徒 22,507—8.5%  
その他のキリスト教徒 7,926—3%

元首席裁判官はかつて私に、コロomboには 400,000 人のタミル人が住んでいると語った。同様にマノガネサン(Mano Ganesan)議員は私に、コロombo地区には 300,000 人近いタミル人が恒久的な居住者として住んでおり、さらに 50,000 人が仮住まいしていると教えた。ほとんどのタミル人はコロombo市の境界内に住んでいるが、他にかなりの数がデヒワラ(Dehiwara)とマウントラビナ(Mount Lavina)郊外の市の南部に住んでいる。彼は別に 100,000 人のタミル人がワタラ(Wattala)に住み、さらに 50,000 人がさらに南のカルタラ(Kalutara)に住んでいると付け加えた。これより最大 500,000 人がコロomboとその周辺近郊に住んでいると推定された。明らかにこれらの数字はコロombo地区に関する上記の 2008 年の推定値に基づくものであり、コロombo地区の総人口の 16 から 20%がタミル人であることを示していた。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

内戦が最終段階に入った 2008 年以来、コロンボ地区へかなりの人口流入があったと広く受け入れられていた。過去 5 年間にコロンボ内部および周辺に住んでいた、北部州の 5 つの地区から来た人々は 2008 年 9 月 21 日に、警察に登録するように指示を受けた。2003 年 9 月 21 日以来、5 つの地区からコロンボへ移住してきた人々の数として示された数は 37,037 人であった。これらのうち 2,242 人は新規の編入とみなされた。なぜなら彼らは以前に警察へ登録したことがなかったからであった。合計で 10,820 世帯が登録された。2008 年 10 月 5 日に登録は東部州の 3 つの地区から来た人々にも拡大された。1,419 世帯の 4,449 人と示された数字は同じ 5 年間の内に東部から移住してきた人であった。

国勢調査および統計局は現在 2011 年人口および住居調査を実施している。彼らのウェブサイトにはその国勢調査の結果が何時公表されるかは示されていない。

<http://www.statistics.gov.lk/PopHouSat/CPH2011/index.php> 参照。

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映していない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2011年10月3日

親愛なる同僚へ

**返信：帰還者を乗せた UKBA(英国国境局)チャーター便－2011年9月28日/29日**

英連邦王国へ入国も滞在する資格もないので立ち去れないスリランカ国民を帰還させるために英国国境局により特別に手配されたチャーター便は2011年9月28日15時00分にコロンボへ向けてロンドンを出発した。LS6286便はバンダラナイケ国際空港へ2011年9月29日10時20分に50人の強制退去者と多くの亡命申請を拒絶された人々を乗せて到着した。帰還者の民族分類はタミル人27人、イスラム教徒12人、シンハラ人11人であり、42人の男性と8人の女性がいた。すべての帰還者は自身の有効なパスポートあるいはロンドンのスリランカ大使館で発行された緊急渡航書類を所持していた。

帰還者の再文書化、飛行機のために必要な許可、スムーズな到着とスリランカに到着した際の帰還者の処理について調整するために2004年二国間協定に基づきイギリス、スリランカ政府間でロンドンおよびコロンボで事前交渉が実施された。スリランカ政府よりUKBAが最大50人の帰還者をその便で帰還させることに同意を得た。2011年6月の以前のUKBAチャーター便の際に得られた経験からすべての関係者が便の到着に先立って手順を再検討することができた。

その飛行機は主ターミナルビルから幾らか離れたスタンドに駐機された。それは担当職員、スリランカ政府および空港警備官にとって都合が良かった。数分後、50人の帰還者は少数の空港警備官とともに1台のバスに乗せられ、主空港ターミナルへ連れて行かれた。すべての帰還者は入出国管理局の到着ホールへの入り口で降ろされ、この便のために特別に設置された移送デスクに隣接した座席エリアへ誘導された。入出国管理局(DIE)の職員はまた机を座席エリアの前に設置し、それらは彼らの職員が帰還者と面談を実施するのに使用された。

その便の帰還者に同行していた付添いの職員がさらに2台のバスで空港ターミナルへ連れてこられた。50人の帰還者の名簿リストの最終申告書のコピーが彼らの渡航書類の入ったバッグとともにDIE職員へ手渡された。多くの帰還者の薬の入った2つのバッグもDIE職員へ手渡された。

英国高等弁務団の同僚と私は犯罪捜査局(CID)、国家情報局(SIS)および空港警備の職員とともに入出国管理局到着ホールで待っていた。DIEはタミル語を話す職員を投入しており、CIDとSISもチャーター機の帰還者を処理するために空港に常駐する職員を補助する特別に増員した職員の配置を計画していた。

帰還者のグループが着席しくつろいだ後に、彼らはタミル語を話す入出国管理官から彼らが受ける手続きの説明を受けた。その後、私は英語で彼らに向かって話をし、私の身分と彼らが受ける手続きを再当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

度説明し、彼らにプロセスと所要時間について安心させるように話をした。私は我々が彼らを待っている親族や友人に連絡を取ることを手助けすると説明したが、その後 DIE 職員は我々がこれを実施することを帰還者がプロセスを終えるまで待つことを求めた。帰還者の誰一人何ら病気や悩んでいるようには見えず、彼らの主たる関心事は荷物や所持品の返還についてのようであった。

約 11 時 15 分に DIE の職員は座席エリアの前のテーブルで帰還者に対する面談を開始した。これらの面談の目的は帰還者の身分と国籍を確認することであった。残りの帰還者は座席エリアで待機しており空港警備職員の監督の下トイレ施設の使用が許された。飲料水装置が帰還者と職員に利用できるようにもたらされた。DIE の職員はその後より多くの面談が実施できるようにさらに 2 つのテーブルと幾つかの椅子を要求した。

先のチャーター便と同様に、SIS の高官は私にプロセスを迅速に行うために SIS と CID の職員は別々の面談ではなく合同で面談を実施すると知らせた。DIE との面談を終了した帰還者は、彼らが座っていたエリアの真横の SIS 事務所へ誘導されるか、または CID の一階にある面談施設へ導かれた。各帰還者は彼らの状況、イギリスへの旅行ルート、イギリスでの活動に関して詳細な面談を受け、スリランカ国内で以前に犯罪活動がないかを確認するチェックを受けた。

SIS/CID の面談を終了すると、帰還者はメインの座席エリアへ戻された。2011 年 6 月の以前のチャーター便の処理の際、入出国管理官が彼らに先へ進む許可を出すのを待っているこの段階で不必要な遅れが生じていた。このチャーター便に関しては、DIE はこの要件を取り除き、プロセスが終了すると彼らの職員は単に各帰還者のパスポートや緊急渡航書類にスタンプを押した。

最初の帰還者は 13 時 20 分に次に進むことが許された。国際移住機関(IOM)からの代表団は個別に各帰還者に話しかけ、スリランカ国内のそれ以降のいずれかの住所までの旅行手段を得ることを可能とし、必要な場合には一晩の宿代に充てるための £ 50 相当のスリランカルピーの旅費補助金を手渡した。各帰還者は連絡先の詳細を IOM に提出した。

私は多くの帰還者に伴って手荷物返還エリアへ行き、そこでスリランカ航空の手荷物取扱い要員と連絡を取った。私はメインの手荷物返還エリアの後ろに安全に保管されていた 3 つの手荷物パレットから帰還者が彼らのバッグを回収するのを監督した。私は帰還者に税関と出口の方向を示した。私は数人の帰還者にローカルメディアが到着エリアに集まっており彼らにインタビューや撮影をするかもしれないと言及した。幾人かの帰還者は入国側へ進む前に商品を購入するために免税エリアへ戻った。最後の帰還者は約 17 時 00 分に税関を通過し到着エリアへ至った。

私は DIE により彼らによって最初に処理された帰還者が未解決の逮捕状の対象者と特定されていたことを知らされた。私は帰還者が初期の予審に姿を見せなかった後にカラムナイ(Kalmunai)高等裁判所によって発行された逮捕状のコピーを正式に提供された。DIE は私に彼はグループの他のすべての帰還者と同じ到着手続を通過したが、その後制服警察官が彼を逮捕したと語った。私はその後逮捕が実施されたこと知らされ、逮捕したのはネゴンボ(Negombo)警察署の巡査部長であると知らされた。私はその帰還者はネゴンボ警察署にあり、一夜を過ごしその後カラムナイからの職員が彼を連行しカラムナイ高等裁判所へ引き出すであろうと知らされた。私はその帰還者と警察官とともに手荷物返還エリアへ行き、そこでその帰還者の自転車と大きなバッグからなる荷物を見つけた。少し会話した後その警察官はその帰還者が彼の自転車を警察署まで持っていくことを許し、私はその帰還者が警察官を伴って自転車とバッグを押して税関を通過していくのを見た。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

私は、DIE が UKBA の付添い職員から彼らに手渡された 2 つの大きなバッグを所持していることを考慮して、多くの帰還者に彼らが医薬品を持っているかを尋ねる際の要点を設けた。一人の帰還者だけが彼らの医薬品を返還することを求めた。すべての帰還者が先へ進むことを許されると、DIE の職員は 2 つの大きなバッグの責任を持ちたくないことを明らかにした。私はバッグの中の医薬品が何かわからないので、さらに私は自分の物ではない薬を国内に持ち込むことが認められていないので、私は空港で空港予防衛生官に接触し、彼にバッグの中の医薬品を使用することができるか尋ねた。彼は同意し、正式にそのバッグを受け取った。

Xxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxxxx  
第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



出身国情報サービス  
英国国境局

2011年11月9日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカの民族グループ、宗教および言語

スリランカ政府により完成された最新の完全な国勢調査は1981年のものであった。国勢調査は2001年に実施されたが、島の一部がLTTEの支配下にあったので25の地区のうち北部州のジャフナ、キリノッチ、ムライティブ、マナーおよびバブーニャーと東部州のトリンコマリーおよびバチカロアを除く18地区のみ含まれた。

<http://www.statistics.gov.lk/PopHouSat/PDF/Population/p9p8%20Ethnicity.pdf> 参照。スリランカ政府は現在2011年国勢調査に着手している。

1981年の国勢調査によるとスリランカは、3つの主要な民族グループから構成されている。シンハラ人は最大のグループであり、人口のほぼ74%を占める。二番目に大きなグループは人口の約18%を占めるタミル人であるが、彼らは「さらに2つの独立したグループ、スリランカ系タミル人とインド系タミル人に分けられる。3番目に大きなグループは人口の約7%を占めるイスラム教徒である。各民族グループの起源は<http://countrystudies.us/sri-lanka/38.htm> で詳細に説明されている。スリランカはイスラム教徒が民族グループと同様に宗教グループとして見なされる点で特異であるが、出生証明書などの政府発行の書類にセイロン・ムーア人(Ceylonese Moors)あるいはスリランカ系ムーア人(Sri Lankan Moors)として呼ばれる人々がしばしば見受けられる。

1981年の国勢調査はまたスリランカには4つの主要な宗教があることを記録している。仏教は圧倒的に大きく、人口の69%が信仰しており、それに続いてヒンドゥー教15%、イスラム教8%およびキリスト教も8%となっている。キリスト教徒の数字はシンハラ人またはタミル民族の人たちから構成されており、これらの人々の大多数はスリランカの西海岸に住んでいる。

スリランカには2つの国家言語および公用語があり、シンハラ語は人口の74%により話され、タミル語は人口の18%に話される。英語は通常政府やビジネスで使用され、人口の約40%に流暢に話される。タミル語は主として北部州と東部州およびヒルカントリーの茶農場で働くインド系タミル人の間で話される。これらの地域に民族的背景があるすべての人たちはタミル語を第一言語として使用する。

世界の多くはスリランカのシンハラ人とタミル人グループ間の紛争に注目しているが、タミル人とイスラム教徒間の関係は、特に国土の北部において戦争の間に大きく変動した(<http://groundviews.org/2011/06/21/21-years-of-hopeless-existence/> 参照)。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2011年9月17日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカ：北部州の開発－最新情報

コロンボの英国高等弁務団は安全及び開発状況を調査するために、日常的に北部州の状況を監視している。その在外公館の職員が2011年8月15日から18日にかけてジャフナ、キリノッチおよびムライティ地区を訪問した。

#### ジャフナ

ジャフナの政府要員(GA)はその地区は最近中央政府から開発プロジェクトのために290,000,000ルピー (£163,000)を割り当てられていると我々に語った。彼らは地域住民からトイレ施設と飲料水(特に離島において)、農場や家庭の庭園で使用する雨水を貯めることができるような村有タンクの創設または再構築のための多くの要望を受けている。我々は総数60,000戸の新規の住宅が地区内に必要であると知らされた。7,400戸の住宅を建築するためにインドの住宅計画が採用された。我々はパラリーおよび海岸地域周辺地区の高度警戒区域(HSZ)が依然存在するかと尋ねた。彼女は我々にそれらは依然政府により解放されていないと語り、土地を前所有者/占有者に返還する計画は実質的に停滞していると付け加えた。

その地域における医療に関して、政府職員は我々に対して事態は改善しつつあるが多くの施設は依然職員不足であると語った。その政府職員はその地域に専門医はわずかしかおらず、心臓病専門医は一人もいないと語った。医療施設の開発に建築物が割り当てられているが、引き受け手や寄附者は名乗り出していない。ジャフナ教育研究病院では100人以上の医師が本年度資格を得て、その多くがその地域で職に就くことに満足しているとして期待が持てる。その政府職員はその地域の医療におけるその他の懸念として多くの軍人とその家族が提供される施設を利用することであると付け加えた。

GAは子供に関する以下に示す統計を提供した。: 2011年6月30日時点で、ジャフナ地区には合計205,924人の子供がいる。これらのうち7,743人は親を失い、417人は両親とも失っていた。さらに統計によると1,177人は彼らの両親をテロリスト活動により失い、438人は両親に捨てられ、1,413人は現在児童保護施設にいた。114人のみが出生証明書を持っていなかった。2011年1月1日から2011年6月30日の期間にジャフナ地区で92件の子供虐待のケースの記録があった。これらのケースのうち38件は性的虐待を含んでおり、6件は身体的虐待であった。16件のケースは「法令に抵触し」、他の数字には子供が両親から引き離された9件のケース、子供がネグレクトされた9件のケースおよび幼くして結婚させられた9件のケースが含まれた。

国際移民機構(IOM)は我々に国内避難民(IDPs)のためのすべてのジャフナ(Jaffna)キャンプは閉鎖され当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ていると語った。多くの居住者はムライティブ(Mullaitivu)地区や高度警戒区域(HSZ)出身であり、それゆえにホストファミリーとともに住まわされている。彼らはパラリー (Palaly) と海岸地域に依然 HSZ が存在すると付け加えた。地元の漁師はインドのトロール船がこれら HSZ のすぐ外のスリランカの水域で漁をしていると不満を漏らした。GA はインドの漁師による底引き網漁は政府の支援を受けており彼女の手には負えないとコメントした。

IOM はまた私たちに、彼らは 492 人の元 LTTE 幹部または「投降者」と呼ばれるべき者を取り扱っており、現在彼らはカウンセリングと医療紹介サービスを受けているという情報をもたらした。我々は、彼らが拘留から解放されて以来彼らに何か問題はないかと尋ねた。我々は、彼らは月に一度軍のキャンプに報告しなければならず、すべて男性の軍の環境へ入っていくことは特に女性にとってはストレスの多いことであると教えられた。彼らはまた彼らが地区を出るときにはいつでも報告し登録しなければならず、それが男性にとって雇用を探す面で問題事項となっていた。彼らの帰還に関しては地域コミュニティからは様々な反応が得られていた。ジャフナにおいては戦争の後期の段階に巻き込まれなかったのもは実際に英雄のように見なされた。しかしながらムライティブやキリノッチ地区では彼らに対する敵意から彼らが定住できないことがしばしばあった。これは主として彼らと共に戦うために夫や兄弟、子供を手渡すよう強要された家族の一員からであった。

IOM は地雷除去に関して次に示す統計を提供した。: 2011 年 6 月 26 日時点で、ジャフナ地区の総面積約 6100 万平方メートルのうち 3800 万平方メートル以上(63.3%)の地雷除去が済んでいた。軍と NGO は 96,879 個の対人地雷、199 個の対戦車地雷および 99,699 個の不発弾を処理していた。

IOM はまた我々に、2009 年以来ジャフナの彼らの事務所は 17 の異なる国からの総数 217 人の自発的帰還者を受け入れたと語った。これらのうちの 65 人は英連邦王国からの帰還者であった。

マルサンカーニー(Maruthankarny)の政府職員助手(AGA)は我々に、その区域は 2004 年の津波、内戦および季節的な天候の変化を被り、スリランカの最も抵抗力の小さい地域であると語った。そこには依然再居住がなされなければならない 18 のグラマ・ニラダリ(Grama Niladari)区域があった。その区域には 14,578 人がおり、30%の世帯の世帯主は女性であった。これらの人々のうち 90%の人は生活のために漁業に従事しており、10%は農業に従事していた。

AGA は我々に、現在安全上の懸念はなく、彼らの最大の心配は地元漁師の網を切っていくスリランカ水域でのインドのトロール船であると語った。これを中央政府へ抗議をしているがそれについては何もなされていなかった。地元民がトロール船を使用することが禁止されて深海の漁にアクセスできないのにインドの漁師が彼らの水域で漁をしているのは皮肉なことであった。

その地区には 3,200 人の漁師がおり 579 隻の船を使用していた。そこには現在 15 の漁業組合があり、彼らが直面する試練を取り扱うために漁業/調整グループが設立されていた。マルサンカーニー地区は 65Km の海岸線を持ち彼らの最も切迫した要求は、魚の保存施設、製氷工場、ボートを停泊させる棧橋、競り施設、特に乾燥魚を作ることができるような女性のための訓練であると我々は教えられた。UNDP は政府と共に経済発展プログラムを通して海岸線の開発を支援している。彼らは喫緊の課題は住宅と生活であると特定していた。

2004 年の津波の後に、政府は海岸線と住宅の間に 300mの緩衝地帯を導入していると説明された。これ当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

により多くの所有者が彼らの家からボートへ日常的なアクセスができず、戦争の後期段階で多くが彼らのボートやエンジンから引き離されることになった。

医療や教育について尋ねた際、その AGA は我々に学校は十分にあるが十分な教師がいないと語った。医療に関して彼女は我々に、彼らには 2 つの地区病院と薬局があるが、更なる診療所や医療センターに場所を提供する建物がないのが問題であると語った。

国際連合開発計画(UNDP)は我々に、過去数か月の間 3 または 4 つの機関がジャフナでの活動の規模を縮小していると語った。世界銀行のプログラムは避難所の提供を続けているが、彼らはわずか 50 軒の恒久的住居しか建設されていないと指摘した。UNDP はジャフナにおいて生活支援が必要な幾つかの地区を特定しており、これらは主として女性世帯主、漁業および農業が標的にされていた。これらの産業を支援するために多目的な建築物が必要であり、特に訓練への要求を支援するものが求められた。その地区には大工、建築業者、石工が一人もいないが、地域民を訓練し道具を提供するよりはむしろ多くの業者を南部から連れてきてプロジェクトで仕事をさせていた。UNDP はまた異なる世代間で文化的な差異があり多くの若者は両親の職業やビジネスを継ぎたくないと言っていることを確認した。

我々はジャフナの IOM 事務所で 10 人の帰還者グループに会った。これらのうち 5 人は英連邦王国から帰国(一人は 2011 年 6 月のチャーター便)しており、4 人はパプアニューギニアからそして 1 人はオーストラリアからであった。我々は、彼らのうち 3 人は依然無職であり、3 人は家業についておりそして 4 人は海外で習得した何らかのスキルを用いて新たなベンチャービジネスに乗り出していたことを理解した。我々は英連邦王国から帰国した 5 人の各帰還者にスリランカへ帰国して以来どんな問題に直面したかを尋ねた。ある男は彼の主たる問題は依然英連邦王国に妻と子供がいることであると言った。他に何かあるかと尋ねると、彼は帰国の際に警察が彼に LTTE のことについて尋ねたと言った。二人目の男は 6 月のチャーター便で帰国しており、彼の最大の問題は仕事のないことであると言った。彼は彼の勉強を継続したいと望んでいると言い、我々はジャフナのブリティッシュカウンシル事務所へ接触するようにアドバイスした。我々は彼に帰国以来いずれかの職員が彼に接触したかを尋ね、彼は我々に彼の到着後約 1 週間目に警察官が彼の自宅を訪れ彼の所在を確認したが他には何もなかったと言った。他の 3 人は帰国以来全く何も問題がないと言った。

これは 2009 年 5 月の終戦以来私にとって 3 度目のジャフナ訪問であった。2009 年 9 月には私は多くの人たちが陽気で、楽観的であると理解していたが、一方 2010 年 6 月には私が話しかけた人々には怒りと欲求不満が見て取れた。以前の訪問と同様に私は政府職員だけではなく地域の NGO の労働者や町や村の一般人にも会った。私は人々に特にその年初頭の地方選挙以来の地区のムードについて尋ねた。一般的に彼らは私に、彼らは生活してゆくことだけが気掛かりであると語った。「グリース・ヤカス(grease yakkas)」

<http://www.lankaweb.com/news/items/2011/08/31/how-grease-yakkas-became-nationwide-plague>

参照)を除き安全や政治問題については自発的な会話はなく、犯罪は主要な話題ではなかった。その代わりに、人々は必要な投資や他人のパンフレットには頼らないお金儲けの始め方について話したがった。検問所はもはやなく極めて目立った軍の存在があるが、街で公然と気づかれるほどではなかった。

## キリノッチ

キリノッチ(Kilinochchi)の政府要員(GA)は、再居住はほとんど完了しているが依然地雷除去が実施され当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



ている 4 つの DS[地区事務分割区(Divisional Secretary)]区域があると語った。メニク(Menik)農場からのある IDP はそれゆえに依然地区内で家族とともに生活している。政府は 6 から 9 か月間の可能な範囲の生活支援を提供しているが、このプロセスにはギャップがある。食品パッケージが依然老人や障害者のいる家族、特に戸主が障害者である家族や未亡人や孤児に配給されている。我々はその地域には 40,000 戸の新規の住宅が必要とされ、20,000 戸が建築される予定であると知らされた。

生活が政府要員にとっての最大の課題であり、彼らは女性戸主のための酪農生産や水稲生産に目標を定めている。彼らは農業インフラストラクチャが開発されるべきであると認識し、政府は農業分野に参入する個人を支援するため 35,000 ルピー(£200)の生活パッケージを提供している。不都合なことにこれらは船や装具の費用は極めて高いので漁業に従事する家庭に対しては支給されない。

その GA は「投降者」の回復の課題について触れた。我々は、彼らの解放と回復プログラムの開始の間にギャップがあり、その結果彼らに必要な時に支援が行き届いていないと教えられた。ある DS 区域には 50 人の投降者がおり、それらのわずか 5 人または 6 人しか何らかの支援を受けておらず、その地区では合計 292 人のうちのほんの少数しか支援されていなかった。彼らは、地方政府レベルで懸念はあるが現在投降者に関わる継続中の問題事項はないと言い、彼らはコミュニティに戻ることを受け入れられていると付け加えた。

国際連合開発計画(UNDP)はキリノッチ地区に関する次に示す統計を提供した。:

再居住—2011 年 7 月 31 日時点で、紛争終結以来キリノッチでは 37,932 世帯の合計 120,332 人が再居住していた。依然臨時キャンプで再居住を待っている 38 世帯、75 人が存在する。

住宅—2011 年 5 月において、新規および修繕される恒久的住宅の必要数は 506,093 軒であった。このうち 2,621 軒は完成しており、14,416 は進行中であった。

教育—キリノッチ地区には 101 の学校があり、そのうち 81 が開かれており機能していた。家具および建物の改修、および水と衛生施設の必要性を除く、最大の試練は教員の不足と教員の通勤および帰宅の交通の問題であった。教師がその地区の外から通っているため、多くの学校は依然一日あたり 2、3 時間しか開いていなかった。

医療—キリノッチにおける医療セクターは人員不足に直面しており、特に医師が不足している。現在、医療インフラ施設が足りずとてもわずかな数の病院のみが機能している。その地域に必要とされるものは 31 の診療所と 13 の医療センターおよび 13 の病院である。現在 1 つの診療所と 11 の医療センターおよび 1 つの病院が完成し、機能している。さらに 7 つの診療所と 1 つの医療センターおよび 6 つの病院が現在建設中または改装中である。

農業—UNDP は幾つかの選択されたグラマ・ニラダリ(Grama Nidladhari)地区で農業復興を支援していた。農業省は食糧および農業機関の支援を受けて 16,320 の農業パッケージと 6,150 の家庭菜園キットをキリノッチに配布していた。

漁業—キリノッチ地区では 3,168 世帯が生活のために漁業に依存していた。現在機能している 8 つの漁業組合があり、320 のグラスファイバー製のボートと 150 の伝統的小型船舶を運用している。他の生活と比較すると、終戦時の人道的な危機の間 NGO はわずか数隻のボートと少しの装備しか提供していなかったが、この理由は漁業支援の費用が農業支援の費用の 10 倍も大きいからである。貯蔵室、冷凍庫、製氷工場及び冷凍トラックなどのインフラは依然不足している。

生活支援—2011 年 4 月時点で、キリノッチの 29,080 世帯は政府からいかなる生活支援も受けていなかった。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

我々はキリノッチ畜産委員会に会い、彼らは主たる焦点はミルクの生産と消費を高めることであると我々に語った。政府は特に栄養価が高いので子供が飲むように推奨しており、ミルクを回収し、生産から4時間以内に保育所へミルクを急送するネットワークを構築していた。しかしながら、我々は政府から世帯に提供されるRs 35,000の生活パッケージは家畜と飼料や家畜小屋の購入費を賄うには十分ではないと聞いた。IOMはミルク生産の家畜の質を高めるために計画された5-10年間のプログラムの一部として、180頭の乳牛を提供し、家畜、食材および所有者の訓練を含めたパッケージを世帯に与えることを可能にした。その委員会は彼らの市場開拓と回収/配達ネットワーク作り計画の説明を続けた。我々はまたキリノッチには23,000頭のヤギがいたのに、紛争中に頭数がわずかに1,000まで減少したと聞いた。ミルクやチーズと同様にマトン肉を提供する家畜の数を増産する育成プログラムを再導入する計画がある。我々は、2016年までにバンニが自給自足できるようにする政府の目標があり、彼らはこの達成を支援することを望んでいると教えられた。

我々は戦争の後期段階の間、グループを作ってバンニを自由にうろついていた野放しの家畜の大群について尋ねた。我々は、90%は駆り集められ、特定できるものは所有者へ返還されたと教えられた。特定できないものおよび野生にある間に誕生したものは必要な世帯へ与えられた。

2010年6月にキリノッチへ私が以前に訪問した際には、荒廃の甚大さは明らかであった。一つの建造物も何らかの形態の破壊を免れたものはなく、人々は一時的のぎの構造の中で生活し働いていた。今回私が見たものは驚くべき転換ぶりとしてキリノッチの町の中心が産業の巣箱となっている光景であった。A9道路は拡張、再建され、道の両側には店舗や企業が新築され、あるいは再建された建造物に入居し始めていた。最も奇妙な建造物が街の中央の巨大な倒壊した給水塔の隣にあった。以前私は2009年にスリランカ軍がその町を再奪還した際に軍がその塔を破壊したと聞いていた。それは現在壁で囲まれた風景式庭園に囲まれており、その場所の「土産物屋」といかにLTTEがその塔を爆破し、「命の泉」を破壊したかを記載した大きな飾り板があった。

2010年6月には、町の外にはA9道路に沿って一マイルごとに軍のキャンプがあり、100ヤードごとに人員を配置した監視所があり、軍が占領しているかのように都会においても田舎においても軍の存在が非常に顕著であった。今回の訪問時には90%の監視所は解体されたか無人であり、同様に軍のキャンプは幾つかの大きなキャンプにまとめられ軍の存在は非常に見えにくくなった。

## ムライティブ

我々はムライティブの地区事務分割区長(Divisional Secretary)(DS)と開発委員会と会合を持った。彼らはムライティブの現状について情報を提供した。現在人口は88,887人であるが、38,208人が再居住のため待機している。地雷除去は依然進行中であり、2011年12月までに待機者のほとんどが再居住できると期待されている。しかしながら、いまだ政府により地雷除去が割り当てられていない6つのDS区域が存在する。インドの住宅計画が開始されており、我々はジャングルを開拓した土地に建設されている50戸の住宅の複合施設を訪問した。我々は住宅を割り当てられた、主として女性戸主の家庭や未亡人や孤児家庭と会合を持った。それらは住宅に入居するのを心待ちにしているが、どのように土地から生活費を稼ぐかを懸念している。主たる試練は土地に通ずる道がないこと、電気主幹線や水の供給がないことである。我々は住宅を建てている建設労働者に話を聞き、彼らの中にはその地区内から雇用されたものが一人もいないことに気づいた。

DSは我々に彼らはその地区を開発することを計画しているが、その仕事を完成するための資金が必要  
当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。  
直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

であると語った。彼らは我々に彼らの主たる懸念は若者の失業であると語り、若者の多くはすべての産業セクタのインフラストラクチャが破壊されていた時期に学校を卒業し、依然雇用機会はわずかしかないかあるいは全くないと言った。その地区の優先度リストには主として農業および漁業の開発、ラグーン沈澱、浄化、海岸地域/マングローブの再植林、防波堤や灯台の建設、貯蔵施設の建設、灌漑を支援するポンプの入替えおよび更なる地雷除去を必要とするジャングルの開拓が含まれる。我々は37個の汲み上げポンプにより7,000世帯に水を供給する巨大なタンク(貯水タンク)の特別なプロジェクトを教えられた。これらのうちわずか3つしか現在機能しておらず、7つは修理できるが残りは一箇当たり約Rs 1,00,000(£ 5,600)の費用をかけて取り替えなければならなかった。漁業はその地区内の3,500世帯の主要な生活の手段であったが、1,500隻しかボートがなく、多くは修理が必要であった。60Kmの海岸線にはボート修理業者が一軒もなかった。政府はそのために新たに建設した建物を提供したが、道具や訓練を提供する資金がなかった。

国際連合開発計画(UNDP)はムライティブの次に示す統計を提供した。:

再居住—2011年7月29日時点で紛争終結以来、ムライティブには29,265世帯の合計85,850人が再居住していた。これらの半分強は友人や親族の元で滞在していた期間の後再居住していた。

住宅—2011年5月には、新規および修繕される恒久的住宅の必要数は22,396軒であった。このうち1,017軒のみは完成していたが、7,727は進行中であった。

教育—ムライティブ地区には109の学校があり、そのうち78が開かれており機能していた。家具および建物の改修、および水と衛生施設の必要性を除く、最大の試練は教員の不足であった。教員の学校への通勤と帰宅の交通も問題事項ではあったが、多くの教員は今では週の間ムライティブに留まり、週末に地区の外の自宅へ帰っていた。

医療—ムライティブにおける医療セクタは人員不足に直面しており、特に医師が不足している。現在、医療インフラ施設が足りずとてもわずかな数の病院のみが機能している。その地域に必要とされるものは59の診療所と59の医療センターおよび16の病院である。現在診療所はなく、2つの医療センターおよび5つの病院が完成し、機能している。さらに4つの診療所と7つの医療センターおよび3つの病院が現在建設中または改装中である。

農業—UNDPは幾つかの選択されたグラマ・ニラダリ(Grama Nidladhari)地区で農業復興を支援していた。農業省は食糧および農業機関の支援を受けて10,580の種もみパッケージ、14,150の農業パッケージと7,000の家庭菜園キットをムライティブに配布していた。

漁業—ムライティブ地区では3,875世帯が生活のために漁業に依存していた。現在機能している14つの漁業組合があり、344のグラスファイバー製のボートと75の伝統的小型船舶を運用している。キリノッチと同じように、ムライティブにはNGOはわずか数隻のボートと少しの装備しか提供していなかったが、この理由は漁業支援の費用が農業支援の費用の10倍も大きいからである。貯蔵室、冷凍庫、製氷工場及び冷凍トラックなどのインフラは依然不足している。

生活支援—2011年4月時点で、ムライティブの18,491世帯は政府からいかなる生活支援も受けていなかった。

我々はウダイヤルカドゥ(Udaiyarkaddu)南のグラマセバカ(Grama Sevaka)の事務所での会合に出席した。その事務所は町の中央にあり、依然2009年4月/5月の内戦終結時にその地域に荒れ狂った戦闘による弾痕を帯びていた。外部には金網の出口/フィードワイヤ/金網が張り巡らされていた。ぶらついていた多くの人々が私たちに話しかけ、私たちは彼らのすべて、774世帯は2011年8月2日、16日前に町へ帰還することを許されたばかりであったことを理解した。彼らの多くは2年間以上メニク農場に住んでいたが、236世帯は家族や友人と他の地域で滞在していた。彼らはその町はスリランカ軍の侵攻と

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

LTTE の防衛/退却の間に戦場となり、彼らは逃げ場所がなかったと説明した。私たちに話をしたすべての世帯は戦闘の間に少なくとも一人の家族を失っており、744 世帯のうち今では 254 世帯が女性の戸主であり、町には 234 人障害を負った人がいた。彼らは自宅へ戻ると、多くの者は自宅が破壊され、あるいは損傷を受けそしてジャングルに覆われているのに気付いた。彼らの家畜は逃げたかあるいは殺され、多くの世帯は資源も支援もなかった。この冒頭に雨が降り始め、特に子供をデング熱に対して無防備にする蚊が増えてきた。

グラマセバカと同僚は政府と NGO が町から来た人々をどのように支援するかについて説明した。各世帯は 12 枚のブリキの屋根板と 6 個の木柱および Rs 20,000 (£ 112) の補助金を受け取る権利があった。セーブ・ザ・チルドレンは 150 の避難所を約束し、IOM は我々がそこにいる間にさらに多くの避難所を約束した。水とトイレは問題事項であり、我々は、農業用井戸は掘削されているが、町のその他のすべての井戸は損傷を受けていると聞いた。町の主たる関心事は生活であった。我々は、その町はチーク材の植林で以前は非常に豊かであり、そして LTTE が経営する 200 人以上を雇用する大きなコイア(coir)工場があったが完全に破壊されたことを知った。100 エーカーのモデル農場が現在政府によって運営され、機能しており 250 人を雇用していた。しかしながらもっと多くの土地を耕す必要がある。

2010 年 6 月に私は地雷除去を待っている地域を通り過ぎた。まるで前日に戦闘が繰り広げられたかのような光景だった。現在その町自体はそんなに異なつたようには見えないが、人々皆が忙しく動き回り彼らの生活を取り戻そうとしていた。多くの人々は顕著に陽気であるが、多くの者が依然トラウマを負っており町のインフラを立ち上げて運用するまでには数か月かかるかもしれないが、心の傷を癒やすには数年かかるかもしれない。

## 投降者

キリノッチにいる間の 2011 年 8 月 17 日に、この在外公館の職員が、拘留から解放後の元 LTTE 幹部の回復において責任を担っているチームに会った。彼らは、当初東部州の知事ピラヤンが防衛大臣の許可を得てプロジェクトを前進させるために IOM に接触し、USAid により資金提供を受けたと言い、そのプロジェクトの背景について語った。これは当初 1,000 人の幹部とワークをする予定だった。しかしながら政府はその後、USAid とオランダ政府双方によって資金提供されたプロジェクトの国土北部の 22 のキャンプからの、いわゆる「投降者」は解放される予定であると言った。4,000 人は依然 11 のキャンプで拘留されたままであるが、それ以来 7,400 人の投降者が解放された。

そのチームは、個人の投降者とのワークはキャンプで始まり、そこでは社会経済的プロフィール分析が行われたと説明した。投降者は数回に分けて面談を受け、記録はハードコピーで電子的に記憶された。投降者はその後彼らが解放される予定場所の近くへ移送され、IOM 職員と別の系統の会合を経た。彼らの解放の条件の一部を近くの IOM 事務所へ報告することは要求事項であった。IOM は、投稿者から彼らにもたらされた情報が正しいことを確認するための証明救済プログラムを運営していた。解放に際して IOM は彼らともう一度面談を実施し、そこで彼らはしばしばより一層明らかにする。なぜなら彼らはキャンプにいた時と同じような物事を暴露する際の躊躇がなくなっているからだ。投降者の解放のもう一つの要求事項は、彼らが毎週バスで連れていかれ軍のキャンプで署名して、キャンプの会合に出席することである。

回復プログラムは 4 つの構成要素があり、教育、訓練、オンザジョブトレーニングおよび職業紹介である。COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

る。投降者は彼らが行いたいこと、行きたい場所を指摘し、そして回復プランは計画される。初めは回復のための費用に Rs 80,000 から 90,000(£ 450 から 505)という制限があったが、現在は Rs 75,000(£ 421)までに制限されている。顕著な回復プログラムを受ける 3,000 人の投降者がキリノッチとムライティブにおり、その中の幾人かは LTTE で 20 年から 25 年間活動をしており、あるものは優れたスキルと資格を持っていた。今までのところ 300 人の投降者がキリノッチでそのプログラムを受けた。IOM は雇用主にとって受け入れることが多くの場合困難であるので、大企業に投降者の雇用を打診しないようにと言われていた。彼ら自ら自身の会社を立ち上げた方が簡単であるように思われた。

我々は投降者が解放された後、彼らが直面する最大の試練は何であると考えているかとそのチームに尋ねた。:

- ・ コミュニティへの受入れ。なぜなら彼らは戦争中、LTTE のために戦わせるために息子や娘を連れ去っているからだ。
- ・ CID や軍、例えば監視、脅迫、潜在的な誘拐/連れ去りなど。一人の投降者が 7 か月前にキリノッチで失踪していた。
- ・ コミュニティのフラッシュバック。
- ・ 社会的烙印/罪の意識。多くの者は戸主であり、家族も同様の烙印を押される。
- ・ 一度解放パッケージを受けると、彼らはそれ以上の支援を受けることができないかもしれない。
- ・ 多くの者が戦争中に結婚して、すぐに離れ離れになった。多くの者は現在離婚したと考えられており女性は未亡人と呼ばれているが、公式な結婚の届出はなく彼らは証明する文書を持っていない。
- ・ 多くの者は依然身分証明書類を持っていない。
- ・ すべての者が心的外傷後ストレス症候群(PTSD)とトラウマを患っている。

これらの試練の幾つかを緩和するために IOM が実施することは:

- ・ 警察や軍に対する周知プログラム。
- ・ 心理的照会プログラムおよび政府の医療サービスを利用可能にする。
- ・ 主たる目的は投降者が彼らの家族を支える立場にすることであるが、一旦それが可能となったら彼らはコミュニティ、例えば学校へ貢献しなければならない。

そのチームは我々に、彼ら自身も回復プログラムをもたらすためにプレッシャーを感じていると語った。彼らは我々にキリノッチでプログラムを経た 300 人のうち、250 人が職業に就くことに成功したと語った。彼らは依然数千人以上がそのプログラムを受けることになっているとみているが、投降者のプロフィール分析は 2011 年 12 月 31 日までに終了するように設定されている。

Xxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxxxxx

第二書記官(移民局)

この書簡はコロomboの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねる

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



べきである。

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2011年8月12日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカ：裁判所への召喚状

コロンボの英国高等弁務団は日常的にスリランカの法的プロセスおよび手続きを監視している。

2010年7月にコロンボに拠点を置く弁護士、公証人および宣誓管理官である Xxxxx Xxxxx 氏は召喚に関するプロセスの説明をした。通常のプロセスは容疑者が警察に逮捕されることから始まった。彼らの取調べが終了した後、警察は容疑者を治安判事の前に提示する。治安判事はそのケースを処理するか否かを決定し、処理しない場合には容疑者を解放するか保釈するかあるいは拘留したままにするかを決定する。保釈が認められた場合には治安判事法廷はそれに続いて告発された人が次に出廷する日付を知らせる召喚状を発行する。召喚/通知は標準の書式であり、スリランカ全土で使用される。

Xxxxx 氏は私に召喚状は常に認証係将校により本人に渡されると語った。この人は裁判所の職員であり、被告の最近の判明している住所あるいは職場を訪問する。被告の所在を特定できない場合には彼らは召喚状を戸主に渡すか、あるいは返答がない場合には彼らは召喚状を被告の最近の判明している住所のドアの前に貼る。

Xxxxx 氏は同一ケースの一人に対して一件以上の召喚状が渡されるはずだと説明した。例えば、そのケースが最初の法廷の日に処理されなかった場合、あるいは被告が出廷しなかった場合には、二回目の召喚状が二回目の法廷の日付のために発行されるはずである。被告が法廷の日に出廷しなかった場合には、警察が治安判事に接触し彼らに逮捕状の発行を請求する。発行された場合には、逮捕状は警察に渡される。Xxxxx 氏は、これは英連邦王国の裁判所が逮捕状(bench warrant)を発行するのと同じであると確認した。

裁判所への召喚状発行にまつわる手続きをさらに明確にするために、今週我々は3つの異なる情報提供者に接触し、3つの異なる質問をして以下の3つの異なる回答を記録した。:

裁判所への召喚状の発行手続きはどのようなものか。

バブーニャの裁判所職員は我々にそのケースの担当警察官(OIC)が召喚状を提出し、登記官によって署名されその後警察によって対象者に発行されると語った。

スリランカ警察-情報サービス室は判事が渡されるべき召喚状を承認し彼または彼女のみがこれを承認できると明言した。召喚状はその後警察へ渡され広く配布される。

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

コロンボの弁護士は判事が渡されるべき召喚状を承認し彼または彼女のみがこれを承認できると言った。それはその後認証係将校によって渡される。認証係将校が脅迫や嫌がらせを受けた際には警察が乗り出す。刑事事件でない限り、そのような場合以外に警察は関与しない。

裁判所の召喚状は不正な手段で入手できるか。

バブーニャの裁判所職員はできる、できるはずだと言った。

スリランカ警察—情報サービス室はできると言った。

コロンボの弁護士は判事もまたできると言ったが、それは刑法違反であり、なぜそのような危険を冒すのか理解できないと付け加えた。

逮捕状が発行される前に何枚の召喚状が発行されるか。

バブーニャの裁判所職員は一枚だけだと言った。裁判所は2枚発行するが1枚だけ渡され、もう一つは警察署に保管される。

スリランカ警察—情報サービス室は召喚状が三度渡された後にも当人が出廷しない場合には逮捕状が発行されると私たちに語った。

コロンボの弁護士は召喚状が三度渡された後にも当人が出廷しない場合には逮捕状が発行されると同意した。

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXX

第二書記官(移民局)

この書簡はコロンボの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者はUKBAの要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問はUKBAに尋ねるべきである。

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

2011年6月24日

親愛なる同僚へ

**返信：帰還者を乗せた UKBA(英国国境局)チャーター便－2011年6月16日/17日**

英連邦王国へ入国も滞在する資格もないので立ち去れないスリランカ国民を帰還させるために英国国境局により特別に手配されたチャーター便は2011年6月16日にスリランカのコロンボへ向けてロンドンを出発した。その便はコロンボへ2011年6月17日09時00分に22人の亡命申請を拒絶された者を含む26人の強制退去者を乗せて到着した。帰還者の民族分類はタミル人15人、イスラム教徒7人、シンハラ人4人であり、24人の男性と2人の女性がいた。すべての帰還者は自身の有効な国家のパスポートあるいはロンドンのスリランカ大使館で発行された緊急渡航書類を所持していた。

帰還者の再文書化、飛行機のために必要な許可、スムーズな到着とバンダラナイケ国際空港に到着した際の帰還者の処理について調整するために2004年二国間協定に基づきイギリス、スリランカ政府間でロンドンおよびコロンボで事前交渉が実施された。

その飛行機は主ターミナルビルから少し離れたスタンドへ駐機された。その方が取扱い要員、および空港主任警備官には都合が良かった。数分後最初の帰還者は彼らに英連邦王国から同伴してきた付添い職員と共に待ち受けているバスに乗せられた。バスはその後主空港ターミナルへ移動し、帰還者と付添い職員は入出国管理局の到着ホールの入り口で降ろされた。

英国高等弁務団の2人の職員が入出国管理局(DIE)、犯罪捜査局(CID)、国家情報局(SIS)の職員と共に入出国管理局の到着ホールで待っていた。航空会社および空港警備の職員も姿を見せていた。何人かのCIDとSISの職員がチャーター便の帰還者を処理する空港の同僚を支援するためにコロンボから連れてこられていた。

すべての帰還者は入出国管理局到着ホールに案内され、メイン乗り継ぎエリアに着席した。皆が着席し、くつろいだ後に私は英語で彼らに向かって話をし、私は私の身分と彼らが受ける手続きを説明し、彼らにプロセスと所要時間について安心させるように話をした。私は彼らを待っている親族や友人に連絡を取ることを手助けするとも説明し、英国高等弁務団はそれらと再会することを支援すると付け加えた。帰還者の誰一人何ら病気や、悩んでいるようには見えなかった。

約10時00分にDIEの高官が帰還者の最初の一団を構成し、彼らの国籍についてのDIE職員による確認の面談を待って座っていた場所の隣の小さな事務所へ向かわせた。残りの帰還者は乗り継ぎエリアで待っており、トイレ施設の利用を空港警備職員の監督の下使用が許されていた。英国高等弁務団の私の当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

同僚と私は帰還者に個々に話しかけ、空港で誰かが彼らを待っているか、彼らの家族や友人と再会するためにスリランカのどこまで移動するのかを確認した。彼らのうち何人かは彼らの家族へ連絡するため私の携帯電話を使用した。

SIS の高官が彼らの職員と CID の職員がプロセスを迅速にするために、個別に面談するのではなく合同で面談を実施すると私に伝えた。彼らは私に各面談は約 20 分間だけ時間がかかると予想していると語った。帰還者は DIE との面談を終えると、CID の一階にあるオーストラリア政府により資金提供を受けて 2010 年に完全改装がなされた面談用の一続きの部屋へ案内され、そこで彼らは彼らの状況、イギリスへの旅行ルート、イギリスでの活動に関して詳細な面談を受け、スリランカ国内で以前に犯罪活動がないかを確認するチェックを受けた。

SIS/CID の面談を終了すると、帰還者は 2 階の入出国管理局到着ホールへ案内され戻された。この段階で不必要な遅れが発生していた。プロセス上では当直の入出国管理職員は CID/SIS が帰還者を彼に引き渡したことを確認するためにある文書にサインしなければならない指示になっていた。彼はその時帰還者の渡航書類に裏書をするを担っており、帰還者が提出した別の書類とともにそれを帰還者に手渡し、帰還者が次へ進むことを認められたことを確認する別の書類にサインしていた。悪いことにその書類は 5 人の帰還者の名前がまとめて名簿に載せられており、名前の載った 5 人の帰還者すべてが面談を終了するまでは誰も先へ進むことが許されず、彼らは職員の前で立ったままであった。さらに当直職員はしばしば事務所を空け、その結果帰還者はしばしば入出国管理局到着ホールでただ座っているか、あるいはうろついたりしていた。

これにも関わらず、最初の帰還者の一団は入出国管理局を 13 時 00 分前に通過した。国際移住機関(IOM)の代表団は各帰還者に個別に話しかけ、スリランカ国内のそれ以降のいずれかの住所までの旅行手段を得ることを可能とし、必要な場合には一晩の宿代に充てるための £ 50 相当のスリランカルピーの旅費補助金を手渡した。各帰還者は連絡先の詳細を IOM に提出した。

私は各帰還者の一団と手荷物返還エリアまで同行し、そこで私は手荷物担当職員とスリランカ航空と連絡を取った。私は彼らの荷物が安全に保持されているエリアから帰還者が自身の手荷物を回収するのを監督し、その後彼らに税関と出口の方向を指し示した。私は各帰還者に地域のメディアが到着エリアに集まっており、彼らがインタビューを受けたり、写真を撮られたりするかもしれないと言及した。何人かの帰還者は入国側へ進む前に商品を購入するために免税エリアへ戻った。最後の帰還者は約 15 時 50 分に税関を通り到着エリアへ至った。地域のメディアはその後帰還者が処理されて空港ターミナルを去ったことを報道した。<http://print.dailymirror.lk/news/front-page-news/47355.html>

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

第二秘書官(移住局)

この書簡はコロomboの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねる

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。



べきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2010年10月25日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカでの医薬品の入手可能性

コロomboの英国高等弁務団は日常的にスリランカにおける医療および医薬品の入手可能性について監視している。この書簡はこの在外公館から以前に送られた連絡の更新情報である。

スリランカ保健省の綱領は「スリランカ国民に対する入手可能で利用可能な促進的、予防的、治療的、社会復帰上の高品質なサービスを通して達成できる最高の健康状態を得ることにより、スリランカの社会的、経済的発展に貢献すること」[www.health.gov.lk](http://www.health.gov.lk)。スリランカ政府は国民保健サービスを通してすべての国民に無料の医療を提供する実績を促進している。本質的な予算が薬品購入に充てられ、国民が薬品を適切な価格で購入できるようにしている。

当方はスリランカ国営医薬会社(SPC)のゼネラルマネージャと話した。ゼネラルマネージャは、SPCは保健省の管轄下にあるが、784人の従業員を持つ独立した団体であると語った。その会社の管理センターはコロomboの中心地に拠点を構え、全国的な薬品小売販売店を通して24時間体制で調整している。ゼネラルマネージャは、SPCが委託販売で仕事を請け負う民間企業の52の販売業者と74の種々のフランチャイズを持つと説明した。SPCはまた各店舗の調剤カウンターに独自の従業員を配置した、SPCの流通ネットワークの一部のCargill's スーパーマーケットチェーンと提携している。そのほかに委託販売で操業する独立した小売店が存在する。SPCの主要な貯蔵倉庫はラトマラナ(Ratmalana)にあり、ほとんどの大衆向け薬品の3から6か月分の供給量を保管している。

SPCの主たる目的は保健省のためにすべての医薬品、外科用消耗品、実験用化学薬品そして機器を彼らの医療供給部門を通して調達することである。我々は保健省に管理されるすべての機関はSPCに注文すると教えられた。SPCはその後彼らの標準の調達手続きとして全世界の調査を実施し、注文した薬品や機器の購入および輸入の手配をする。我々は、商品の価格がとても安いだけでなく貨物運送料も非常に安いので、現在彼らの購入の85%がインドからであると教えられた。ゼネラルマネージャは、SPCはまた民間セクタにも供給しており、国民需要の70%を占めていると付け加えた。彼らは現在国内の北部および東部で新たな小売販売店に供給する目的で新たな市場を探している。我々は、SPCは戦争中にLTTEに支配されていた時にもこれらの地域で仕事を続けていたと教えられた。

SPCはあらゆる西洋の薬品を調達可能である。しばしばインド国内ではある種の麻酔薬を入手することが困難な場合があり、インドの薬品もまた時折標準品以下であるが、SPCはまたヨーロッパの供給業者とも取引があり、しばしば特定の薬品をイギリス、フランス、ドイツおよびスイスから入手している。非常に特別な個々のケースにおいては、求められる商品の所在地の確認するためにインターネットによ

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

る検索が実施され、それらの購入要求が保健省によって査定される。費用が政府と折り合いがつかない場合、ある個人はそれらの費用を負担する選択肢がある。

その他の試練に関して、ゼネラルマネージャは薬品や医薬品に対する需要には波があり、供給は処方型の型の変更や伝染病のために圧力を受けると明言した。ある種の薬品の保存期間の短さと相まって、これは SPC が供給品の調達と在庫を非常に慎重に管理しなければならないことを意味した。最近のデング熱の発症ケースの報告数の増加に言及すると、その病気に対しては利用可能な予防接種や予防手段がない一方で、一つの薬、症状を抑えるデキストラン(Dextran)70 があった。SPC は現在タイからデキストラン 70 の供給を得ていた。

国営製薬会社(SPC)を通じて政府はメンタルヘルス問題を抱える患者に無料で薬品を提供している。カルバマゼピン(Carbamazepine)、エトスクシミド(Ethosuximide)、フェノバルビタール(Phenobarbital)、フェニトインナトリウム(Phenytoinsodium)、バルプロ酸ナトリウム(Sodium Valproate)、アミトリプチリン(Amitriptyline)、クロルプロマジン(Chlorpromazine)、ジアゼパム(Diazepam)、カルビドパ(Carbidopa)およびレボドパ(Levodopa)のような薬品と同様にすべての同種類のジェネリック薬品が利用可能である。

スリランカにおける処方料および調剤料は英連合王国よりも安い。2008 年 1 月 1 日現在、医療および栄養省は薬品自身の商標名で処方することを禁止し、その代わりにそれらの一般名称を使用することを主張している。これは民間セクタ同様に行政サービスにおける医師に適用する。この変更の目的は故セナカビビレ(Senaka Bibile)教授の国民医薬品政策を支援し「公衆の負担を軽減し」彼らに「質の高い医療サービス」を提供することであった。国営製薬会社(SPC)は一般名称で薬品を市場に流通させ、ほとんどの場合ブランド名入りのバージョンよりも安い。

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX

## 第二秘書官(移住局)

この書簡はコロomboの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2010年9月14日

親愛なる同僚へ

コロンボの英国高等弁務団は定期的にスリランカの情勢を監視している。この書簡は次に指定される課題に関してこの在外公館から発行された以前の文書に取って代わり、置き換える。

### 保釈

スリランカでは告訴されることなく保釈になることはありふれた習慣である。しかしながらある種の法令違反は保釈が適用されず、保釈法(1997年 No.30)は死刑または無期懲役に罰することができる法令違反の実行に関わったあるいは実行した容疑のある、あるいは告発された者は高等裁判所の判断がない場合には保釈してはならないと規定している。保釈が認められた時には、通常報告条件が附帯する。報告条件を無視する者は逮捕状が渡される傾向がある。入出国管理局(DIE)は裁判所が容疑者のパスポートを没収する決定がなされた時あるいは逮捕状が発行された時にのみ通知される。そのような人の詳細は彼らのデータベースの警報や指名手配リストに表示される。入出国管理官がそのような事実に気づくことを確実にする他のメカニズムはない。これらの裁判所の権限を除き、入出国管理官には当人を搭乗させない法的な権限はない。まれで特別な他の方法では国家情報局(SIS)が入出国管理官にテロリスト活動をしている人や指名手配リストに載っている人を知らせることができる。やはり、容疑者の詳細は DIE のデータベースに表示される。裁判所の制裁なくして入出国管理官は当人がスリランカへ入国する権利を満たしている限り拘束する権限を有しない。

### 逮捕状

告発された者が自身の逮捕状のコピーを正式に得ることは困難である。逮捕状が発行される際、コピーは法的なファイルに保存され、元本は警察へ渡される。告発された者は関連する裁判所へ逮捕状のコピーを申請することはできない。しかしながら、実際にはスリランカ全域で偽造された文書は容易に入手可能である。さらに警察の腐敗が進行中で良く文書に懸念として見られる状況下では、恐らく逮捕状のコピーを入手することは困難ではないと分かるであろうが、その際には恐らく事前に警察のサービス内部に接触する必要があるであろう。

### HIV/AIDS 治療

我々は国立 STD/AIDS 抑制プログラムであるコンサルタントに HIV/AIDS の医薬品の入手のし易さについて議論するために接触した。世界保健機関(WHO)によって推奨されるすべての医薬品は入手可能であると彼は言った。政府は WHO の基準を満たす第一級の治療を HIV 患者に提供している。偶発的感染を防ぐ医薬品は薬局で広く入手でき、一般的に値段は英連邦王国よりも安い。いずれかの政府の医療機関で治療を求める人は、無料で受けることができる。世界銀行は国立 STD/AIDS 抑制プログラムに資金提供を継続している。

### 出生証明書

スリランカにおけるほとんどのサービスの基本書類は出生証明書であり、特に国家による教育を受ける場合にこの書類の作成が求められる。その書類は国民身分証明書やパスポートの申請にも役に立つ。英当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

国高等弁務団は偽造された出生証明書は報告されるところによると約 2,500 スリランカルピー(約 £ 12.50)の費用でエージェントを介してたやすく入手できることを知っている。これらの偽造された書類はしばしば関連当局の精密検査を通過し、ID カードやパスポートを詐欺により発行を受けることに成功している。これらの雇用や留学を宣伝し、パスポートやビザ申請を支援するために偽造書類の完全なパッケージを提供するエージェントは国土全域に多く存在する。出生証明書を除き、これらには偽造パスポート、身分証明書、教育証明書、職歴、銀行口座取引明細書、保証人証明書などを含む。

### **傷跡探し**

過去において容疑者を特定するのに傷跡による判断が使用されていたという強力な逸話的証言がある。警察やメディア先の会談では、当局は容疑者が軍スタイルの訓練を受けた経験があるかを特定するために身体検査に公然と言及していた。政府の管轄省の連絡によるとこの実践は現在採用されていないか、非常にまれにしか行われていないと指摘している。少なくとも整備隊は個人に容疑を抱く別の理由がある場合にのみこれを実施し、容疑者が戦闘や軍隊の訓練を受けたことを示すような傷跡のみを特に探している。入出国管理局での帰還者に対してこれらの検査が日常的に実施されていることを示す証言はない。

### **腐敗/身分証明書類**

スリランカにおける高水準の汚職やあらゆるレベルの政府職員による悪辣な行為は、多くの公式書類の発行プロセスを幾分害している。正しい接触により誰でも望む者は ID およびパスポートを取得できることは常識である。この任務にあたるビザセクションは日常的に偽造教育証明書、銀行口座取引明細書、職歴などを見ているが、彼らが偽造されたスリランカパスポートや ID カードを見ることはまれである。この理由は本物の書類が詐欺により容易に取得でき、それらを偽造する必要がないからである。スリランカの実際の総人口を上回る ID カードが出回っていると考えられている。

XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXX

第二秘書官(移住局)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

出身国情報サービス  
英国国境局

2010年8月13日

親愛なる同僚へ

### 返信：スリランカ北部州の安全と開発

コロンボの英国高等弁務団は日常的に安全と開発を調査するために北部州の状況を監視している。在外公館からのチームがジャフナ、バブーニャおよびムライティブを2010年6月28日から7月1日まで訪問した。

#### ジャフナ地区の安全

ジャフナを拠点とするスリランカ軍の高官は安全状況が通常に戻りつつあると明言した。LTTEの活動は記録されておらず、彼が知る限りLTTEの現在も活動する残党はいなかった。時折スリランカ軍は兵器の隠し場所を発見した。最近テロ事件はないが、ある社会的な問題があった。軍が町を出ていく際に通常の警察活動へ戻すために警察を教育する必要があった。些細な犯罪、家庭内争議および反社会的行動(泥酔した若者がバイクを乗り回した)の幾つかの事例はあった。それゆえ、幾人かの軍人がこれを取り締まろうと街へ戻ったが、事態が改善すると彼らは出て行く予定だ。その地域で活動している軍のグループに関して彼は、イーラム人民民主党(EPDP)は今や支配下にあると明言した。議会選挙に先立って、数件の事件はあるが武力は行使されていなかった。彼は今ではもう兵器を携行していないと言った。

ジャフナに拠点を構えるスリランカ軍の高官は我々にその地区で地雷除去は継続しており、彼の意見ではすべての地雷が除去されるまでには2年かかるであろうと語った。スリランカ軍は多くの地雷除去組織とともに作業しており、定期的に会合を持っている。彼は陸軍が地域住民に地雷教育プログラムを実施していると付け加えた。不幸なことに最近地雷/車両の爆発に続きIDPが負傷する2つの事件があった。将来的に見て、彼らが現在あるようにジャフナ地区全域に多くの小さなキャンプを軍が持つ代わりに、これらは閉鎖されてすべての兵士は3つの主要な地区内の兵舎を拠点とするであろう。

ジャフナの政府高官は、安全はもはや問題にはならず、コミュニティは自由に移動することができると言った。昨年犯罪事件の増加がみられ、紛争後の反社会的行動を彼は非難したが、これには対処がなされていた。警察は今ではより積極的になった。民兵グループに関してはEPDPの帰還した人々の中にさ迷い歩くものがあり、誰が兵器を所持しており、誰が所持していないかを見つけ出すことが困難な状況を招いていた。

タミル国民連合(TNA)の議員グループは、脅威はスリランカ軍からのみであると言い、EPDPのような民兵グループは減少していると付け加えた。4人の兵士により地域女性が集団強姦された特定のケースが言及された。4人すべては逮捕され、裁判を待っている。彼らは、軍は犯罪に対処していると言って

当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



いるが、軍は離散者を怯えさせるために誘拐、連れ去り、非合法的殺人を許容して満足していると付け加えた。スリランカで生まれた多くの外国人は北部へ旅行するための MoD の許可を得ることができないと主張された。

ジャフナに拠点を構える人権教護団体のスポークスマンは我々に選挙の前後に 5、6 件の誘拐続発があったと語った。彼らは、これはその地域での軍の存在を正当化するために行われたと考えていたが、しかし 2 件は身の代金の支払がなされ、あるいは本人がひょっこり姿を現し解決した。ジャフナではもはや夜間外出禁止令はなく、非常事態の効力の緩和により、軍や警察はもはや住居へ立ち入りできない。しかしながら軍は依然、通りに存在を示している。些細な犯罪は依然発生しており犯罪は警察に通報されるが、民衆と警察の間に信頼はない。彼らは、新たに警察官にタミル人が採用された証拠がまだにないと付け加えた。多くの警察署には今ではタミル語を話す者はいるが、それらを通りで見かけることはまれだ。

人権擁護団体のスポークスマンは民兵グループについて尋ねた際に、EPDP は今では力を持っていないと言った。彼らのメンバーは依然彼らの屋敷内や時折村で銃を携行しているのを見られているが、彼らの指導部は兵器を携行しないように命じていた。イーラム人民革命解放戦線(EPRLF)が再結成されているという噂があった。

ジャフナ大学の副学長はジャフナの人々は現在自由に移動できほとんどのものにアクセスできると言った。彼はだが犯罪、アルコール依存症や規律の欠如をもたらしたと付け加えた。

### 高度警戒区域(HSZ)

ジャフナに拠点を構える軍高官はジャフナ地区(バリカマン北(Valikamam North))の HSZ は当初 37 平方キロメートルをカバーしていたと言った。これは 27 平方キロメートルに減少されており、翌月中には 24 平方キロメートルへ減少されるだろう。彼は HSZ 周辺の緩衝地帯は現在取り払われたと付け加えた。

ジャフナの政府高官は我々に 21,000 世帯が HSZ に再居住するのを待っていると語り、しかし多くの人々、約 2,700 世帯は現在、元の緩衝地帯(HSZ 周辺の 600m 幅の土地)にいると付け加えた。

TNA の議員グループは我々に HSZ により強制退去させられた人々が依然 100,000 人いると語った。これらの多くは現在ホストファミリーの元で暮らしていた。

### ジャフナのイスラム教徒コミュニティ

大使館の代表団がジャフナのモハミーディーンジュマモスク(Mohameedeen Jumma Mosque)の集会に参加した。彼らのスポークスマンは我々に 1990 年にジャフナのイスラム教徒コミュニティはその半島から LTTE により銃を突き付けられ 2 時間の予告で追い出されたと語った。彼らはすべての財産や所持品を失った。20 年の間彼らは何とか生き延びて 125 世帯がジャフナへ帰還しているが他の多くの帰還を望む人々は彼らに対する何らかの支援がなされるのを待っていた。我々はプッタラム(Puttalam)のキャンプには帰還を望むイスラム教徒が大勢いると教えられた。人々は彼らの苦境に同情はするが、これまで何もなされていなかった。ジャフナには 16 のモスクがあったが、現在 6 つがあるだけだった。イ

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

スラム教徒はジャフナに 5,000 軒の家を所有していたが、現在自身の家を所有しているのは 10 世帯のみだった。彼らの元の家の多くは非常に損傷を受けているか他の人に占拠されていた。イスラム教徒コミュニティは常にビジネスマンに高く評価されていたが、現在政府はすべての認可をシンハラ人に与えており、タミル人はスリランカ国民とインド政府双方から支援を受けていた。彼らはイスラムコミュニティには発言力がないと不平を漏らした。彼らは政治的指導者を持たず、国際的に認識されずそして外国政府により難民として受け入れられることもなかった。

### キリノッチ地区の安全

キリノッチに拠点を構える軍高官は軍と地域のコミュニティはお互いにうまくやっていると考えていた。彼は、軍はその地域に依然 LTTE がいる場合には地域コミュニティに従わなければならないと語ったが、しかし彼は、苦労の末に地域コミュニティは彼らの財産や生活を取り戻すことで気が紛れされたと強調した。サボタージュや報復はなかった。犯罪率は低く、ほとんどは些細な犯罪、窃盗などであった。陸軍は警察官の数が少ないのでその地区の巡回により地域の警察を支援した。彼は、地域警察は軍の過失をすぐに発見し、最近警察に逮捕された兵士の事件について言及したと言った。我々は彼の兵士の多くは軍による言語訓練プログラムの後にタミル語を話すようになると教えられた。兵器の隠し場所は今でも発見されており、多くは地域民から受けた情報からであり、そのほとんどは住宅の修繕や土地を耕している間に躓いた後に発見されたものであった。軍もまた LTTE の戦闘服を着た 5 人の遺体を井戸の中から発見していた。EPDP はキリノッチに事務所を持っているが、彼らの活動員は誰一人武器を携行していなかった。彼はその地区では他に活動しているグループはないと明言した。

軍高官はキリノッチ地区で軍や NGO により多くの地雷除去が実施されており、それは大統領任務部隊により監視されていると言った。彼は地雷が多く埋設されていると思われる 3 または 4 の堤防線があるので非常に時間のかかる作業であると強調した。

キリノッチの政府高官はその地区で依然地雷除去が実施されていると明言した。すべてのプロセスに時間を要する特に困難な幾つかの堤防線がある。彼女は幸いなことに最近地雷の爆発による被害者は出ていないと語り、すべての帰還する IDP は地雷原と種々のタイプの不発弾の特定方法を中継地点で教育されていると付け加えた。

キリノッチのプーネリン(Pooneryn)にいる帰還した IDP のグループは我々に、彼らが帰還して以来軍や警察と何ら問題が生じていないと語った。彼らは軍および警察双方がキリノッチの町や道路沿いにいることを知っているが、それらが村へ入ってきて悩ますことはなかった。

### 検問所

ジャフナの軍高官はジャフナ地区内のすべての検問所は撤去され、海軍は島に至るすべての検問所を撤去していると語った。

ジャフナに拠点を構える人権擁護団体のスポークスマンは我々に検問所は依然存在するが、それらは固定した場所にはないと語った。陸軍は車両を止め運転免許書をチェックするのみになりがちである。LTTE を恐れた 30 年の後、彼らは今では何も恐れる者がいない。多くの警察官は地域住民を悩まし、女性に対して性的な暗示を送り通行人に投石する以外に何もすることがない。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

大使館のチームは訪問中にジャフナの町には一つの検問所もないことに気付いた。A9 道路沿いのジャフナからバブーニヤへのドライブではわずか 3 か所の検問所しかないことが明らかになった。一つ目はエレファント・パス(Elephant Pass)、2 つ目はキチノッチの真南、3 つ目はオマンサイ(Omanthai)にあった。初めの 2 つではバリアが上げられ、車両は停止することなく通過することができた。オマンサイ検問所は車両が停止を求められ、搭乗者に書類を提示することが求められた唯一の検問所であった。NGO および人道支援機関は我々に、これは主としてこれらの機関の従業員がバンニに進入滞在中のために必要な MoD の許可を持っているか否かをチェックするためのものであると語った。地域住民は自由に通行することが許されていた。

## 人道支援

ジャフナの軍高官は、SLA が人道支援プロジェクトに参加しており、IDP のために 680 戸の住宅建設を支援していると語った。彼は 78,000 人の IDP がジャフナ地区に帰還しており、50 人のみは以前はその地区の外部の住人であったと付け加えた。彼は IDP と住民コミュニティとの間に緊張はないと言った。臨時キャンプに関して彼は我々に、現在約 2,900 人を収容するキャンプがジャフナ地区に一つだけあると語った。彼は、解放された際に彼らは避難所が必要になると付け加えた。

元戦闘員に関してジャフナの軍高官は、これらの人たちは社会復帰の後解放されると政府の見解を単に繰り返した。テリパライ(Tellippalai)には依然キャンプはあるが、200 人以上が家族の元へ帰還していた。我々は、解放されたか地区の外へ移送された者の中に PTA の下に拘留されている者は一人もいないと教えられた。

ジャフナの政府高官は、クリスマス前にバンニ、ムライティブおよびトリンコマリーからジャフナへ 70,000 人の IDP が到着しており、スリランカ軍の支援により居住していると明言した。彼らは Rs 5,000(£ 29)の補助金を到着の際に、その後 UNHCR を通して Rs 20,000(£ 116)を与えられていた。依然 200 世帯を含むキャンプがあり、約 7,000 人が帰宅を待ちながらテントや臨時避難所にいた。彼は、総数で 52,000 軒の戦争で損傷を受け建て直しが必要な住宅があると語った。

TNA の議員のグループは、キャンプに留まっている世帯の多くは女性戸主の世帯であると言った。彼らは、政府が依然、現在拘留されている元 LTTE 戦闘員の名前を公表しないと辛辣に批判した。我々は、ジャフナ半島のキャンプには依然、46,000 人がおり、子供たちは学校へ通っているが、キャンプが朝食を提供するのを止めたので、多くは栄養不足であると教えられた。彼らは栄養失調の比率が高いと主張した。

ジャフナに拠点を構える人権擁護団体のスポークスマンは 78,000 人の IDP がジャフナに帰還していると言った。多くの場合、彼らは単に帰還ただけで、住居がなかった。彼らの一部は Rs 50,000(£ 290)の住居補助金を得ていた。彼らの多くは依然ホストファミリーの元にいる。彼らは我々にジャフナ地区内の IDP のためのキャンプが閉鎖されたことはないが、元戦闘員のためのパラリーにある一つのキャンプは閉鎖されたと言った。

人道支援のワーカーのグループは我々に 6 か月前にその地区に帰還している多くの IDP はお金を持っていないので現在苦勞していると語った。多くの場合、ホストファミリーは当初のように彼らを歓迎し

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ていなかった。多くの世帯は、彼らの住居が軍に占拠されているので戻ることができないと不満を漏らしていた。

キリノッチのスリランカ軍高官は我々にキリノッチ地区出身の IDP のほぼすべてが帰還しているが、多くはホストファミリーの元にいると語った。LTTE がその地域から退却する際にすべての屋根や窓を彼らの住居から取り去ってしまったので、臨時避難所が提供されていた。スリランカ軍は住宅の建設を支援しているが、インド政府から提供されていた屋根のためのブリキの板が不足していた。

キリノッチの政府高官は我々に 10,000 から 12,000 人の IDP がメニク農場の IDP キャンプからその地区に帰還していると語った。これはその地区に帰還した人の総数が 82,000 人に達することになり、現在 4 地域のうち 2 地域が完全に再居住されたことを意味した。これらの多くは子供のための学校の再開を待って自発的に帰還したものであった。彼女は、キリノッチのほとんどすべての家の屋根がないと明言し、紛争中に LTTE がスリランカ軍の侵攻から退却する際に住人に屋根や木材を取って避難所に使うように指示したと説明した。UNHCR は防水シートと板材を提供し、一部の家は土で作られた。

政府は 5,000 ルピーの現金補助金を提供する一方で、それらは一時的でありさらに一旦帰還すると UNHCR を通して 20,000 ルピーが提供される。世界銀行もまた自身の住居を修理および建て直しする人に 20,000 ルピーを与えている。キリノッチ(Kilinochchi)の政府高官は政府が人々に仕事を再度始めるように奨励したいと望んでいると語った。多くの人々は農業の道具を求め、農業基盤の収入に依存している。大統領の任務部隊とともに働く NGO は政府が提供する種もみにより農民が 1,000 エーカーの水田を耕作するのを援助している。幾らかの米は既に今年の収穫として刈り取られている。農民は野菜の栽培も奨励されている。我々は 10%の家族は戸主が女性であると知らされた。彼女は女性が建設仕事のセメントをこねるのを見ており、そのような光景は以前には決して見られなかったことであると語った。ある場合には子供が家族の世話をしなければならない。一般に彼女は、人々には生活を取り戻すために必要な事柄があるので、政治的解決を求めることに関心がないと考えていた。彼女はキリノッチの人々は基本的に必要な物だけを求め、彼らの要求したものは子供の公園であったと付け加えた。

大使館のチームは UNOPS に同行してキリノッチ地区北西部のプーネリンへ行った。2009年12月に IDP はプーネリンに戻り始めた。我々は地域の住民が避難所建設に雇用されているプロジェクトの現場へ訪問した。思った通りにプーネリンのすべての家には屋根がなく、ほとんどすべての土地区画には避難所が建設されていた。我々は村民のグループに話しかけると彼らは翌月の事を心配していると言った。彼らは避難所建設のために UNOPS に雇用されている間は収入を得られるが、彼らは今月末で仕事を終える予定であった。彼らは皆農民であり、10月までは降雨がなく、収穫は翌年の1月まで得られないことを指摘した。彼らは持続可能な仕事が必要だと言った。

ムライティブの政府高官は我々に彼女の管理下にある 5つの行政区分のうち 2つはほとんど再居住プログラムを完了し、2つは進行中であり、一つはまだ始まっていないと語った。彼女は最新の統計の詳細を提示し、42,248人がムライティブ地区に再居住していると示した。再居住を待っている人の数は 69,808人に上った。プスクディイルブ(PTK)地区は地雷除去がまだ始まっていなかった。彼女は再居住プログラムにおいてスリランカ軍、地雷除去の NGO および UNHCR と共に働いていると言った。我々は、その地区に帰還しているすべての IDP はムライティブの彼女の事務所で登録しなければならないと教えられた。

当 COI レポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。

ムライティブの政府高官はムライティブの住民は再び働き始めることを求めていると言ひ、彼らの 80% は農業、10%は漁業そして 10%は商業に従事していると付け加えた。ムライティブは津波の後の再建が戦争のために完了していない点で、ほとんどの地域よりもひどく被害を受けていた。スリランカ政府は電気および給水を改善し、道路インフラを改善するプログラムを立てていた。水は地下の井戸から汲み上げられ乾季には干上がってしまうので水は特別な問題であった。水道管を引く提案もあった。世界銀行は 12,500 戸の住宅建設の資金を提供した。住民が戦闘を逃れるために家を放棄した際に彼らは屋根、窓およびドアなどを持ち寄り避難所に提供したので、これは必要であった。彼女は、彼らの問題は家庭と農場からの動物から構成され、それらが一緒になり多くの子供を産んでその地区をさまよっている迷い家畜の大きな群れであると付け加えた。

バブーニャの政府高官は我々に、メニク農場 IDP キャンプの人口は 45,000 人強であると語った。彼女は彼らのすべてが 2010 年 10 月 1 日までに彼らの故郷の地区へ帰還すると期待している。彼女は彼女の地区内のキャンプに拘束されている元 LTTE 投降者に言及した。彼女は、弱者、障害者、大学生、幼い子供の母親および妊婦はコロomboの縫製工場で働くために送られていたその他 400 名と共に解放されていると言った。

大使館のチームはムライティブのプスクディイルプ(PTK)地区を案内された。地雷除去はいまだ開始されておらず、町は明らかに紛争の末期にも猛烈な戦闘があった場所であった。屋根に砲弾による穴の開いた病院を含め、一つの建築物も深刻な損傷を受けていない物はないように思われた。町は時折ある監視所の兵士と、破壊された建物と車両の荒廃の中をうねり歩く家畜の群れ以外は閑散としていた。

## メニク農場

大使館のチームはバブーニャ地区のメニク農場を訪問した。これは国内最大の IDP キャンプであり、人道の危機に際して 5 つの別の地帯の 300,000 人以上の住居となっていた。我々はキャンプを管理していた軍のチームと文民の職員に会った。彼らは各個人の家や彼らが帰還しても安全であるかを特定するためにキャンプ内の各個人を処理することは巨大な兵站学上の挑戦であると説明した。我々は現在 45,900 人がキャンプにいるが、この数は毎日減少していると教えられた。我々はキャンプ周辺へ連れていかれ、何組かの世帯と話すことを許された。彼らのうちある者はメニク農場に 16 か月間いた。彼らが暮らしているテントはみすぼらしくなっており、UNHCR は防水シートを提供しそれらを強化し防水性を持たせなければならなかった。我々が話をした多くの世帯はただ彼らが何時帰還することを許されるかを知りたがっていた。多くの者は我々にムライティブ地区のプスクディイルプ(PTK)から来たと言った。陸軍の司令官は彼らに、PTK は依然地雷除去を待っているが、計画では彼らが帰還を許されるまで彼らはテントから別のゾーンの半恒久的な住居へ移動することになっていると話した。

UNHCR は、キャンプ内の多くの人々はバスでバブーニャへ旅行することが許されていると説明した。キャンプ内で事業が成長しており、ある世帯は私に彼らのテントの隣で育てている野菜の他に彼らはミシンを持っており、学校の制服を縫製してお金を稼いでいると言った。その世帯が解放されることを聞かされた際、彼らはテントと板材を含め彼らの所持品を荷造りし、持ってゆくことを許された。国際移住機関(IOM)によって監督され、トラックがそれらをキャンプのゲートから彼らの家まで運ぶ予定であった。我々はその地区の政府職員が短期間のうちに自宅へ帰ることができると判断した人々の場合には、それらの人々は臨時キャンプへ移されると教えられた。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

## 回復/和解

ジャフナの軍高官は我々にスリランカ政府はタミル人を警備隊に加入することを奨励していると語った。彼はスリランカ軍は一人の応募者も受け入れていないが、警察は450人のタミル人警察官を採用し現在訓練を受けていると付け加えた。言語訓練に関してスリランカ軍は広範なプログラムを実施しており、40%の隊員は現在タミル語を話した。

ジャフナの政府高官は質問に答え、地域住民はIDPsのコミュニティへの帰還を受け入れることができると我々に語った。多くの場合、それらは親族の帰還を歓迎している。政府高官はイスラム教徒も少数帰還していると付け加えた。高官は彼の意見ではどのように事態が推移するか、コロomboよりも良くなるかを見守っている南部に住むジャフナ出身の多くのタミル人が存在すると語った。政府高官は数十年前にそれぞれの家を放棄し、帰還してそれが他人に占拠されていることに気づいた人たちの間に必然的な土地紛争が起こっていることを確認した。彼は人々が何か良いことが起こると感じているはずなので、政治的な解決への緊急の要請があると語ったが、タミル人とイスラム教徒の政党は粉々にされたと言った。

TNAの議員グループは現在のスリランカ政府(GoSL)の下ではIDPの回復と社会復帰に関しては何事も起こらないだろうと意見を述べ、多くの場合再居住計画がないと言った。彼らは、中国政府から住宅が提供されるにつれ、住宅をシンハラ人軍人やそれらの家族に提供して、軍が州全域に渡って大きくなっていると懸念を表明した。彼らは紛争中よりも現在の方が防衛費に費やされる金額が大きいと指摘した。ジャフナの多くの人々は政治的問題を議論することを気にかけており、言論封殺が問題であると感じていた。

ジャフナに拠点を置く人権擁護団体のスポークスマンは地域住民がIDPsの帰還に疑いを持っていると述べた。それらは軍情報部のために働いていないかに関してしばしば尋ねられることがあり、軍情報部と関連のある人々は軍に嫌疑をかけられる。地権は今や大きな問題である。紛争の初期において人々は家を出てコロomboへ向かい、他の人々が入り込みそれらの土地を預かることが可能となった。所有者の多くは帰還し、それにより今やホームレスとなった占拠者のさらなる強制退去を生じている。スポークスマンはまた、ジャフナでは家族が持参金のための土地を所有していないので、未婚の35歳から40歳までの多くの女性がいると言及した。イスラム教徒もまたその地域に彼らの土地の返還を要求し、彼らの事業の再構築のために帰還していた。

ジャフナに拠点を構える人権擁護団体のスポークスマンは、地域住民はまだ実施はされていないがその兆候が明らかな「シンハラ化」にも疑いを持っていると付け加えた。仏教寺院は建築され、衣類工場がその地域に計画されたが南部から自前の従業員を連れてくる予定であり、軍人は事業を開いている家族を伴っていた。その地域の21のホテルの契約はすべて南部出身のシンハラ人の企業に与えられた。ディアスポラの多くの人々は帰還を望んだが、当時彼らは恐れていて事態がどのように推移するか様子を見て待つことを選んだ。スポークスマンは、人々は感じ取れる結果を見ていなかったのもジャフナ内には一般的に絶望的なムードが漂っていると語った。彼らは政治的解決が日々実現されることを選択させられていた。

ジャフナ大学の副学長は我々に、昔からあるキャンプの幾つかにおいては第三世代が成長しつつあると当COIレポートの本文は、2012年2月3日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012年3月2日までの最新ニュースの部分に発行されている。



語った。誰一人望んでいないので和解や再居住の計画はなく、これらの人々は他に生活の手段を知らなかった。

人道支援のワーカーのグループは、北部州にはシンハラ人に対する明確な恐怖感があると言った。軍のキャンプにはシンハラ人の兵士とそれらの家族が含まれていて、新しい工場は南部から来たシンハラ人労働者に雇用を提供しており、その地域へのシンハラ人の旅行客が大勢やって来て、仏教寺院が建設された。さらに道路システムを建設している中国政府が自身の労働力を中国から連れて来るだろうという懸念もあった。

## アクセス

ジャフナの軍高官は、外国人は依然北部州へ入る前に防衛省からの書面による許可を必要とされるが、一度これを受け取るとそれらは自由に旅行できる事を確認した。彼は北部州には 130 の NGO が活動していると付け加えた。

キリノッチの軍高官は最近 INGO の一人の外国人代表との間で問題があったと言った。その結果防衛省はバニー地域で働く許可を得る事を望むすべての NGO と人道支援機関の外国人ワーカーに対して新しいシステムを導入していた。

ジャフナに拠点を構える人権擁護団体のスポークスマンは我々に、最近当局は漁師が海岸線へ行くことを認める通行許可書システムを再導入していると言った。彼らは自身の NIC を提示し、軍の許可を待たなければならなかった。これは南部出身の漁業マフィアと共謀している役人の汚職であると考えられた。

キリノッチの政府高官は、外国人の人道支援機関と NGO ワーカーのアクセスに関する防衛省の変更を知らされていないと言った。

我々は 2008 年後期に英連邦王国からジャフナへ自発的に帰還した S 氏と話をした。彼はロンドンのスリランカ大使館で緊急パスポートの発行を受け渡航し、到着の際スリランカの国民身分証明カード (NIC) を所持していなかった。彼は我々に、彼がコロンボからジャフナまで移動する際に何ら問題はなかったと語った。彼の NIC 申請には 6 か月かかり、彼はプロセスを迅速にするためにコロンボの住所を提示していたと付け加えた。

大使館のチームは個人登録局の移動部隊に参列するための大きな群衆をキリノッチで目撃した。その部隊は紛争を逃れる際に身分証明書を紛失したすべての人のために出生、結婚証明書と国民身分証明カードを発行していた。

## 経済

ジャフナの軍高官は我々に、ジャフナ(パラリー)空港を拡張し、国内の商用フライトに使用する計画があると語った。彼はマナー地区でインドからタライマナー(Talaimannar)までのフェリーが供用開始する予定であると付け加えた。英国企業は現在マナー道路とジャフナ半島を繋ぐ A32 道路の橋を建設中であった。

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

中国はジャフナ地区内の道路建設プログラムを開始する予定であり、それは現在の道路の改修を除き、ライティブとポイントペドロ(Point Pedro)間の沿岸道路の建設を含んでいた。彼は我々に、漁業が繁栄し始め、港が開発される予定であり農業は増加していると語った。彼は地域の労働力はスキルと能力の構築が求められ、特に IDP 帰還者にそれが求められると付け加えた。一旦インフラが整備されるとこれにより、より多くの観光産業が奨励されるであろうし、一つの娯楽企業が 5\*ホテルをクイツ(Kuyts)に建設する計画があった。

ジャフナの政府高官は A9 の開通はスリランカの他の市場へのアクセスを容易にすることを意味するが、これはコロンボでは魚がより高値で売られるので、魚の価格の上昇につながったと言った。ジャフナでの生活費は 2008 年以来下降しており、南部からもたらされた店舗においてほとんどの商品は入手可能であった。彼はマナーとジャフナを再び結ぶ A32 の新しい橋の建設は更なる新しい商業ルートを開拓するだろうと言及した。彼は軽工業が発展することを当てにしており、農業、漁業および衣類産業に機会を見ていた。ある衣類製造業者は既に従業員のグループをコロンボへ訓練に派遣していた。彼はまた工業団地が再機能することを望んでおり、道路開発は既に地域経済を支援していると付け加えた。

ジャフナに拠点を構える人権擁護団体のスポークスマンは建設業はブームになっているが地域労働者は雇用されていないと言った。

ジャフナ大学の副学長は、ジャフナは消費社会になりつつあると明言した。彼は一つのプロジェクトもジャフナの利益になる雇用を提供しておらず、すべての収入は南部へ戻されていると付け加えた。

バブーニヤの政府高官はその地区に都市開発計画の提案があると言った。これは A9 道路を 6 レーンの高速道路にする再開発、新規の鉄道ターミナルおよび工場の建設から構成されており、その地域での観光産業を増加させるであろう。彼女は、政府がメニク農園キャンプから人がいなくなった際に、メニク農園キャンプをどのようにするかに関して UNDP に意見を求めるために接触していると付け加えた。

## 観光産業

ジャフナの軍高官は多くの観光客がその半島を訪れており、そのほとんどが島の南部からであると明言した。彼はある「南部人」はタミル文化を尊重せず、野外でキャンプすることで地域住民をしばしばまごつかせ、地域コミュニティから眉を顰められていると付け加えた。陸軍はエレファントパス(半島へ向かう A9 街道)で観光客にタミルの伝統と作法を説明する小冊子を配布することを始めていた。

ジャフナの政府高官は、その地域は最大で一日バス 207 台の、多くの観光客を迎え入れていると言った。彼らは南部から来た者でその地域に群れを作り、ヒンドゥー教や仏教の寺院やその他の名所を訪れてい  
当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

た。これは、彼らを収容する十分な宿泊施設がないので地域コミュニティに負担をかけていた。彼は、文化の違いが不安を招いており観光客は木の下で調理をし、屋外で眠ると例を示した。ジャフナはまだ海外から多くの観光客を受け入れておらず、彼はその地域が十分な宿泊設備と快適な移動設備を提供するための投資を得ていないことを認めた。

TNA の議員のグループは、ジャフナは週当たり最大 15,000 人の観光客を受け入れていると言った。彼らはそのような流入により引き起こされる衛生上の問題と、これらの数を収容するホテルがないことに不満を漏らしており、いくつかの主要なホテルは依然陸軍により占拠されていると付け加えた。

ジャフナに拠点を構える人権擁護団体のスポークスマンは、南部からの観光客はジャフナで群れを作っているが、言語と文化の違いが彼らと地域のタミルコミュニティとの間で軋轢を生じていると言った。訪問しているシンハラ人は道路にキャンプを設営し、木の下で調理をして外で眠り、あからさまにジャフナで仏教徒の安息日を祝っており反感を買っていた。宿泊設備の欠如は一部の観光客が深夜に宿泊を求めて地域民のドアをノックする事態を招いていた。軍が仲介して地域民が観光客を自宅に宿泊させるように強いられた事例もあった。

## 教育

ジャフナ大学の副学長は彼の大学は紛争の間にも教育を何とか継続していたと言った。その大学自身は戦争の最前線にあり、軍のキャンプとして使用され退去させられていた。彼はジャフナには何ら産業がなく、教育しかない指摘した。彼は興味深い統計を提示した。350 から 400 人の生徒は両親がおらず、多くの者は最近再居住しており、60 人の男性と 30 人の女性生徒はその多くが負傷や障害を持つ元 LTTE 戦闘員であり、70 人の女性生徒は結婚して子供がおり、それらの夫の多くは無職あるいはキャンプで拘束されていた。彼は我々に、その大学はキリノッチの農学部を元 LTTE 大学を開発することを計画していると語った。彼らは契約に調印するところであると語ったが、政府はそれを新しい州政府の建物として開発したいと言った。

ムライティブの政府高官はその地区の 84 の学校のうち 62 は現在開校していると明言した。

キリノッチのプーネリンに帰還した IDP のグループは我々に、いくつかの学校は開校しているが、教員はジャフナから通わなければならない、その結果午前 11 時から午後 1 時 30 分までしかないと言った。彼らはまたキリノッチの一部の学校の建物は軍に占拠されているとコメントした。

## 健康

キリノッチ総合病院の医療スタッフは、その病院は戦争の最後の週の間にも砲撃を受け、放棄されていた。当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。

と説明した。完全な改装を受けており 2010 年 5 月に再開していた。外科チームは周辺を私たちに見せて、彼らは当時通常の外科手術を着手する能力を持っていたと説明した。より複雑な施術を必要とする患者は通常バブーニャへ送られた。我々はまた現在月あたり約 160 人の出産がある産科病棟を訪れた。そのスタッフは多くの IDP の母親は妊娠している間質の良い食物を食べておらず、これが生まれる子供に影響していたと説明した。現在新生児の 20%は栄養不足であるが、そのスタッフはこの数字は月ごとに低下していることを示した。

ムライティブの政府高官は、ムライティブの病院は軍事地域内で再び運営していると言った。彼女は、医師がその地域に来たがらないので、問題は病院職員を集めることであると付け加えた。

Xxxxxxxxxx

Xxxxxxxxxxxxxx

第二書記官(移民局)

この書簡はコロomboの英国高等弁務団職員により提示されている情報提供者から得られたすべての情報から構成されている。この書簡には著者の意見、英国外務連邦省のいかなる政策も反映してない。著者は UKBA の要求に応じてこの書簡を編集し、その内容に関する更なるすべての質問は UKBA に尋ねるべきである。

[目次に戻る](#)

当 COI レポートの本文は、2012 年 2 月 3 日時点で公的に入手可能な最新の更新情報を含んでいる。直近の出来事・報告に関する更なる簡潔情報は、2012 年 3 月 2 日までの最新ニュースの部分に発行されている。